日野市議会会議録

平成５年第４回定例会

第24号～第30号

12月６日 開会
12月20日 閉会

日 野 市 議 会

日野市立図書館 ☎81-7354
1885364

平成５年　第４回定例会日程

１２月　６　日	（月曜日）	会議録署名議員の指名、会期の決定 行政報告、諸般の報告、議案上程 請願上程
１２月　７　日	（火曜日）	一般質問
１２月　８　日	（水曜日）	一般質問
１２月　９　日	（木曜日）	一般質問
１２月１０日	（金曜日）	一般質問
１２月１３日	（月曜日）	一般質問、議案上程、請願上程
１２月２０日	（月曜日）	審査報告、議案上程、請願上程

1885364

平成５年
第４回定例会

日野市議会会議録目次

○12月６日　　月曜日（第１日）

出席議員 …… 1
欠席議員 …… 1
出席説明員 …… 2
議事日程 …… 2
開会 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
会期の決定 …… 5
行政報告 …… 5
諸般の報告 …… 7

（議案上程）

議案第80号　日野市長等の給与に関する条例の特例に関する条例制定の専決処分の報告承認について …… 7
議案第81号　日野市用品調達基金条例を廃止する条例の制定について …… 14
議案第82号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 16
議案第83号　社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定について …… 17
議案第84号　社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例を廃止する条例の制定について …… 18
議案第85号　日野市立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について …… 19
議案第86号　平成５年度日野市一般会計補正予算（第３号） …… 21
議案第87号　平成５年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号） …… 26
議案第88号　平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正

予算（第３号） …… 29
議案　第 89 号　平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号） …… 29
議案　第 90 号　平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号） …… 30
議案　第 91 号　平成５年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号） …… 30
議案　第 92 号　平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第１号） …… 30
議案　第 93 号　市道路線の一部廃止について …… 34
議案　第 94 号　市道路線の廃止について …… 34
議案　第 95 号　市道路線の認定について …… 34
議案　第 96 号　八王子市道路線の認定の承諾について …… 34
議案　第 97 号　高幡団地市営住宅建替建築工事請負契約の締結について …… 37
議案　第 98 号　高幡団地市営住宅建替給排水衛生設備工事請負契約の締結について …… 41
（報　告）
報告　第 8 号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について …… 44
（請願上程）
請願　第 5－28 号　真に国民のための公共事業推進を求める陳情 …… 45
請願　第 5－29 号　固定資産評価の大幅増額に伴う登録免許税等増額に対する適正な緩和措置に関する陳情 …… 45
請願　第 5－30 号　真に国民のための公共事業を求める陳情 …… 45
請願　第 5－31 号　緊急避難通路整備及び消雪・凍結防止対策を求める請願 …… 45
請願　第 5－32 号　上田地区センター移転建築替えに関する請願 …… 45
請願　第 5－33 号　教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情 …… 45

散　　会 …… 46

○12月７日　火曜日（第２日）

出　席　議　員 …… 47

欠　席　議　員 …… 47

出　席　説　明　員 …… 48

議　事　日　程 …… 48

開　　議 …… 49

（一般質問）

夏井　明男議員

１．より明るい市議会議員選挙をめざして

――日野市議会議員の政治活動等に係る決議より―― …… 49

２．日野台、大坂上、豊田、東豊田、堀之内地域の生活基盤整備 …… 54

３．公団３ＤＫ２０万円家賃対策

――多摩平団地建て替えについて日野市でできること――― …… 60

奥住　日出男議員

１．「日野新時代」を築くために女性の参画を …… 68

小川　友一議員

１．七生土地改良区について …… 81

土方　尚功議員

１．任期をふりかえり、行政対応について問う …… 89

竹ノ上　武俊議員

１．細川内閣の地方自治体対策は、住民の暮らしと営業を苦しめるものと問う …… 98

２．斜面地などの開発と緑の保存について …… 113

３．「多摩センター行き」などバス・交通問題の解決をと問う …… 115

散　　会 …… 120

○12月８日　水曜日（第３日）

出　席　議　員 …… 121

欠　席　議　員 …… 121

出　席　説　明　員 …… 122
議　事　日　程 …… 122
開　　議 …… 123
（一般質問）
米沢　照男議員
1．西平山地域への温水プール付文化センターについて …… 123
2．仮称豊南橋の架橋計画と豊田第一公園計画について …… 126
3．重度障害者（児）の生活寮設置について …… 130
4．七生中学校通り（3・4・14号線）の交通安全対策について …… 134
5．医療圏・医療計画の見直しについて …… 136
下村　功議員
1．高齢者住宅改造・障害者住宅改善事業に地元業者優先の措置を！ …… 139
2．リサイクル事業の将来について …… 145
3．東豊田３・４丁目問題について …… 149
福島　敏雄議員
1．日野市のさらなる発展を願って５つの課題について問う …… 155
板垣　正男議員
1．神明地区センター実現の見通しについて …… 165
2．日野駅～立日橋～立川駅南口間のバス路線新設について …… 169
3．栄町コミュニティセンターの建設と新町地区の文化施設について …… 173
4．ねたきり老人入浴サービスを週１回に、老人入院見舞金は６５歳から
支給対象にされたい …… 177
散　　会 …… 182

○12月９日　　木曜日（第４日）
出　席　議　員 …… 183
欠　席　議　員 …… 183
出　席　説　明　員 …… 184
議　事　日　程 …… 184
開　　議 …… 185
（一般質問）

佐藤　洋二議員
1．日野市新年会は社会情勢を配慮し、質素に …… 185
2．社会教育センター職員の労働条件について問う …… 188
天野　輝男議員
1．第３次基本計画の実施計画について問う …… 194
2．財政計画について問う …… 205
谷　　長一議員
1．神明地区センター並びに児童館その後の経過について …… 208
2．住民要望の八幡神社境内に地区センターをつくれ（万願寺下田地区） … 210
3．喫煙の健康への影響について（悪い場合が多いので、駅・列車・航空機・公共施設分煙又は禁止） …… 214
沢田　研二議員
1．日野市の医療体制充実について問う …… 217
2．西豊田駅建設計画について問う …… 223
3．区画整理事業における公園設置計画について問う …… 227
4．ゴミ減量施策と廃品回収事業者の協力、援助について問う …… 233
鈴木　美奈子議員
1．高家賃、追い出しにつながる建て替えは認めず、安心して住みつづけられる多摩平団地を …… 237
2．宿泊をともなう学校行事に看護婦の派遣と保健室の充実を …… 245
3．旭が丘地域の人びとがまちのぞむ図書館建設を …… 254
散　　会 …… 257

○12月10日　　金曜日（第５日）
出　席　議　員 …… 259
欠　席　議　員 …… 259
出　席　説　明　員 …… 260
議　事　日　程 …… 260
開　　議 …… 261
（一般質問）
市川　資信議員

１．日野市諸文化施設の更なる充実を求めて …… 261
小山　良悟議員
１．地区センターを投票所及び斎場として積極的に活用せよ！ …… 282
２．請願を受けての明星地区地域問題解決の対応について問う …… 288
３．選挙の宣伝材料だけになっているいい加減な森田市長の市立病院構想を批判する！ …… 292
藤林　理一郎議員
１．諸問題について問う …… 306
宮沢　清子議員
１．「国際家族年」に向けての日野市の取り組みについて …… 315
２．肢体不自由児者も通える生活実習所、通所訓練施設の建設を …… 321
３．児童、生徒の通学路の安全対策について …… 333
散　　会 …… 339

○12月13日　　月曜日（第６日）
出　席　議　員 …… 341
欠　席　議　員 …… 341
出　席　説　明　員 …… 342
議　事　日　程 …… 342
開　　議 …… 345
（一般質問）
馬場　繁夫議員
１．用途地域の理念と改正に伴う課題について …… 345
２．緊急通信システムは災害時機能するのか問う …… 349
執印　真智子議員
１．小児成人病予防検査導入の必要性を問う …… 367
田原　　茂議員
１．在宅での高齢者福祉の実現を目指して、車いす生活者や介護に向いた住宅改良のために、資金援助制度の確立と専門家による相談窓口の設置を！ …… 390
２．寝たきり老人ゼロを目指してホームヘルパーの２４時間体制の確立を！… 398

一ノ瀬　隆議員

1．来年の市議選を森田市政大発展の契機にせよ …… 402

2．都政の怠慢を許すな …… 410

（議案上程）

議案　第　99　号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 413

議案　第　100　号　日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 415

議案　第　101　号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 416

議案　第　102　号　日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 417

（請願上程）

請願　第 5－34 号　日本野鳥の会「国際自然保護センター（仮称）」への市有地無償提供の撤回をもとめる陳情 …… 418

請願　第 5－35 号　程久保一丁目、下程久保自治会私道を公道移管に関する請願 …… 418

請願　第 5－36 号　国民の主食であるコメの輸入自由化反対と安定供給に関する陳情 …… 418

散　　会 …… 418

○12月20日　　月曜日（第７日）

出席議員 …… 419

欠席議員 …… 419

出席説明員 …… 420

議事日程 …… 420

開　　議 …… 427

（議案審査報告）　　（総務委員会）

議案　第　44　号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 427

議案　第　81　号　日野市用品調達基金条例を廃止する条例の制定に

ついて …… 427
（総務・文教・厚生・建設）
議案　第 86 号　平成５年度日野市一般会計補正予算（第３号） …… 429
（厚生委員会）
議案　第 82 号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部
を改正する条例の制定について …… 433
議案　第 83 号　社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の
臨時特例条例の制定について …… 433
議案　第 84 号　社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の
臨時特例条例を廃止する条例の制定について …… 433
議案　第 85 号　日野市立高齢者在宅サービスセンター条例の一部
を改正する条例の制定について …… 433
議案　第 87 号　平成５年度日野市国民健康保険特別会計補正予算
（第１号） …… 435
議案　第 90 号　平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算
（第２号） …… 435
議案　第 91 号　平成５年度日野市受託水道事業特別会計補正予算
（第１号） …… 435
議案　第 92 号　平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計補正
予算（第１号） …… 435
（建設委員会）
議案　第 88 号　平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正
予算（第３号） …… 437
議案　第 89 号　平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算
（第２号） …… 437
議案　第 93 号　市道路線の一部廃止について …… 438
議案　第 94 号　市道路線の廃止について …… 438
議案　第 95 号　市道路線の認定について …… 438
議案　第 96 号　八王子市道路線の認定の承諾について …… 438
（取り下げ）　（総務委員会）
請願　第 3－12 号　拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関す

る陳情 …… 439
（請願審査報告）　（総務委員会）
請 願　第 3－11 号　日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願 …… 439
請 願　第 4－3 号　労働時間短縮についての陳情 …… 440
請 願　第 4－17 号　日本野鳥の会（仮称）環境保護センター建設に対する土地提供に関する陳情 …… 440
請 願　第 5－3 号　建設省京浜工事事務所の大幅増員に関する陳情 …… 444
請 願　第 5－13 号　「坂本弁護士一家拉致事件について厳正且つ迅速な捜査を要請する意見書」の提案を求める陳情 …… 445
請 願　第 5－16 号　日野市南平二丁目35番地の２、8,431㎡について、この地に建設予定と噂される幻の仮称国際自然保護センターおよびその母体となる(財)日本野鳥の会の現状等につき市広報誌に発表し市民に知らせてほしいことを要望する陳情 …… 445
請 願　第 5－17 号　日野駅改良の促進に関する請願 …… 446
請 願　第 5－29 号　固定資産評価の大幅増額に伴う登録免許税等増額に対する適正な緩和措置に関する陳情 …… 446
請 願　第 5－34 号　日本野鳥の会「国際自然保護センター（仮称）」への市有地無償提供の撤回をもとめる陳情 …… 447
（文教委員会）
請 願　第 5－6 号　日野市中央公民館の建て替えおよび公民館分館建設に関する請願 …… 447
（厚生委員会）
請 願　第 5－15 号　日野市原爆被害者の会に対する補助金の増額等に関する陳情 …… 448
請 願　第 5－32 号　上田地区センター移転建築替えに関する請願 …… 448
（建設委員会）
請 願　第 3－5 号　まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願 …… 450
請 願　第 3－19 号　高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願 …… 450

請　願　第　5－14 号　倉沢地区に残る谷戸の自然の保全を求める請願 …… 450
請　願　第　5－24 号　住環境保護についての請願 …… 450
（継続審査）　（総務委員会）
請　願　第　5－12 号　市内電話料金値上げ等の撤回を求める陳情 …… 451
請　願　第　5－19 号　セクハラ土方議員辞職を求める請願 …… 451
請　願　第　5－21 号　海の非核化宣言の請願 …… 451
請　願　第　5－28 号　真に国民のための公共事業推進を求める陳情 …… 451
請　願　第　5－30 号　真に国民のための公共事業を求める陳情 …… 451
（文教委員会）
請　願　第　5－25 号　小児成人病予防検査導入反対に関する請願 …… 452
請　願　第　5－26 号　義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情 …… 452
請　願　第　5－33 号　教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情 …… 452
（厚生委員会）
請　願　第　2－24 号　「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願 …… 452
請　願　第　2－25 号　中ホール建設に関する請願 …… 452
請　願　第　3－17 号　日野市市民多目的ホール新設に関する請願 …… 452
請　願　第　4－5 号　日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えることに関する陳情 …… 452
請　願　第　5－8 号　リサイクル条例は市民参加で制定をに関する請願 …… 452
（建設委員会）
請　願　第　2－4 号　京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願 …… 453
請　願　第　2－28 号　大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願 …… 453
請　願　第　3－4 号　区画整理の諸点についてご配意下さいの請願 …… 453
請　願　第　4－10 号　多摩川自治会内の建築許可に関する請願 …… 453
請　願　第　5－1 号　豊田南地区用途地域変更及び地区計画に関する請願 …… 453

請 願　第 5－5 号　不況対策の抜本的強化を国に求める意見書の提出に関する陳情 …… 453
請 願　第 5－18 号　宮公園設置を要望する陳情 …… 453
請 願　第 5－27 号　多摩平五丁目２番地内に所在する緑地の保全と日野市への管理移管を求める請願 …… 453
請 願　第 5－31 号　緊急避難通路整備及び消雪・凍結防止対策を求める請願 …… 453
請 願　第 5－35 号　程久保一丁目、下程久保自治会私道を公道移管に関する請願 …… 453
請 願　第 5－36 号　国民の主食であるコメの輸入自由化反対と安定供給に関する陳情 …… 453
（中間報告）
特別委員会中間報告の件 …… 454
（継続審査議決）
議会運営委員会の継続審査議決に関する件 …… 461
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 461
スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 461
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 462
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 462
（議案上程）
議員提出議案第19号　市立総合病院の早期建てかえに係る決議 …… 462
議員提出議案第20号　ゼネコン汚職の真相解明に関する意見書 …… 463
議員提出議案第21号　米の輸入自由化に反対し食糧の自給確保を求める意見書 …… 463
議員提出議案第22号　医療保健における給食材料費等の堅持及び公的医療保険制度の充実に関する意見書 …… 463
議員提出議案第23号　東京都住宅供給公社の一方的家賃値上げに反対する意見書 …… 464
議員提出議案第25号　日朝国交樹立の早期実現を求める意見書 …… 464
議員提出議案第26号　坂本弁護士一家拉致事件について厳正且つ迅速な捜査を要請する意見書 …… 465

議員提出議案第27号　固定資産評価の大幅増額に伴う登録免許税等増額
に対する適正な緩和措置に関する意見書 …… 465
閉　　会 …… 465

12月６日　月曜日　（第１日）

平成５年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第24号）

12月６日　月曜日　（第１日）

出席議員　（28名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	藤林理一郎君
５番	旗野行雄君	６番	谷　長一君
８番	下村　功君	９番	佐藤洋二君
10番	一ノ瀬　隆君	11番	内田　勲君
12番	宮沢清子君	13番	馬場繁夫君
14番	高橋徳次君	16番	小川友一君
17番	土方尚功君	18番	福島敏雄君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	天野輝男君
25番	福島盛之助君	26番	小山良悟君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

欠員　　７番　　15番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成5年12月6日（月）
午前10時開会

日程第1　会議録署名議員の指名
日程第2　会期の決定
日程第3　行政報告
日程第4　諸般の報告

（議案上程）
日程第5　議案　第80号　日野市長等の給与に関する条例の特例に関する条

例制定の専決処分の報告承認について

日程第　6　議案　第 81 号　日野市用品調達基金条例を廃止する条例の制定について

日程第　7　議案　第 82 号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　8　議案　第 83 号　社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定について

日程第　9　議案　第 84 号　社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例を廃止する条例の制定について

日程第 10　議案　第 85 号　日野市立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11　議案　第 86 号　平成５年度日野市一般会計補正予算（第３号）

日程第 12　議案　第 87 号　平成５年度日野市国民健康保健特別会計補正予算（第１号）

日程第 13　議案　第 88 号　平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）

日程第 14　議案　第 89 号　平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第 15　議案　第 90 号　平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）

日程第 16　議案　第 91 号　平成５年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第 17　議案　第 92 号　平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第１号）

日程第 18　議案　第 93 号　市道路線の一部廃止について

日程第 19　議案　第 94 号　市道路線の廃止について

日程第 20　議案　第 95 号　市道路線の認定について

日程第 21　議案　第 96 号　八王子市道路線の認定の承諾について

日程第 22　議案　第 97 号　高幡団地市営住宅建替建築工事請負契約の締結について

日程第 23　議案　第 98 号　高幡団地市営住宅建替給排水衛生設備工事請負契

日程第 25	請 願	第５－28号	真に国民のための公共事業推進を求める陳情
日程第 26	請 願	第５－29号	固定資産評価の大幅増額に伴う登録免許税等増額に対する適正な緩和措置に関する陳情
日程第 27	請 願	第５－30号	真に国民のための公共事業を求める陳情
日程第 28	請 願	第５－31号	緊急避難通路整備及び消雪・凍結防止対策を求める請願
日程第 29	請 願	第５－32号	上田地区センター移転建築替えに関する請願
日程第 30	請 願	第５－33号	教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情

本日の会議に付した事件

日程第１から第30まで

午前10時53分　開会

○議長（黒川重憲君）　これより平成５年第４回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員22名であります。

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により議長において

14番　高　橋　徳　次　君

16番　小　川　友　一　君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（土方尚功君）　議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る12月１日、議会運営委員会を開催をいたしました。本定例会におきます会期につきましては、本日12月６日より20日までの15日間と決定をいたしました。

日程その他につきましては、お手元に配付したとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会期は、本日から12月20日まで期日15日間と決定いたしました。

次に日程第３、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　本日より本年度第４回定例会をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な事項について私より４件の報告を行い、他は提出資料をもってかえさせていただきます。

１．税務署の市内開設情報について

去る９月27日、東京国税局のより小野田総務部次長と山岸営繕監理官が来庁され、平

成６年度の国の予算に、日野市内税務署の開設に伴う所要経費の要求について、その経過説明と用地手当のことについて協力依頼がありました。正式決定は、年末の大蔵省原案の内示、並びに明年３月の予算確定を待つことになりますが、平成６年７月に仮庁舎での業務を開始したいとのことであります。

その実現に協力するよう新都市建設公社に要請をして、仮庁舎用地として万願寺土地区画整理地内の99街区、また本庁舎用地として、同じく78街区の同公社所有地の斡旋を進めております。税務署が日野市内に開設されることについての情報として報告するものであります。

２．七生村土地改良区の動向について

先般、七生村土地改良区理事長高橋通夫氏より当改良区解散の意思表示と、また必要な諸手続きに関して市の協力要請の申し出がありました。

課題解決の方向に一定の前進がはかられたとの判断をもって、問題の処理する作業の推進に当たる所存であります。本件の動向について議会の理解と御指導をお願いするところであります。

３．日野市国際交流協会の発足について

国際親善による世界平和と市民文化の向上を目指す市民レベルの団体として「日野市国際交流協会」が発足いたしました。

去る10月31日、市広報の提案により市民が参加して開かれた設立総会において、会則、事業計画等の承認が行われ、正式発足となったものであります。

これから行政と市民や民間団体が協力し合い、地域の特性を生かした新たな国際交流事業を「日野市国際交流協会」が中心になって展開されることを期待するものであります。なお、会則と役員名等については別紙のとおりであります。市としても、同協会の育成のために努力する所存であります。

４．特別職報酬等審議会の諮問について

特別職報酬等審議会は、必要の都度、委嘱できるよう定めた諮問機関でありますが、本年10月29日、お手元の委員名簿の構成をもって報酬等の額の改定について諮問を行いました。５回にわたる会議が持たれ、11月29日には審議結果の答申を受けております。

今定例会に、答申に基づく所定の議案を提案いたしたいと考えております。

以上、主要な行政事項４件について御報告を申し上げ、議会の御理解と御協力をお願いする次第であります。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これをもって行政報告を終わります。

次に日程第４、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

これより議案第80号、日野市長等の給与に関する条例の特例に関する条例制定の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第80号、日野市長等の給与に関する条例の特例に関する条例制定の専決処分の報告承認について提案理由を説明し御承認をお願いいたします。

本議案は、平成５年10月に支給する市長の給料額を100分の80に減額するため、日野市長等の給与に関する条例の特例に関する条例の制定を平成５年10月４日付け専決処分したものであります。地方自治法第179条第３項の規定に基づき、今回報告するものであります。

私は、去る９月定例市議会において「森田喜美男市長の公職選挙法に違反する寄附行為の譴責を求める決議」をもって議会の指摘を受けたことを深く反省しております。

形式的ではありますが、みずから譴責処分を行い、今後とも厳しく自律自戒の心情を表明するところであります。御理解をもって御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　私の方からは、今、市長が提案理由で申し上げた以上のことは、御報告ございません。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今のお話は、よくわからないところであります。一つは内容について、どういうふうな意味なのか、予算委員会の発言内容と本会議における発言内容が違っていた、市長の言動についての政治信用を失墜したという意味で内容が問われたわけですが、そのことについては一言も触れていません。単に議会の譴責の決議を受けたからという内容でありますが、一言も触れられていない。この点についてどういうふ

うに考えておられるのか、きちっと話をしていただきたい。

それから、専決処分ということでこれを処理しておられますが、これについては重大な問題が相当入っていると思います。内部でも相当検討したと思いますが、こういうふうな内容を専決処分で処理することが正しいのかどうか、要するに将来ともにこういうふうな形が行われたという事例を残しますと、非常に問題を将来にも残す大きな問題だと思っています。その点は内部でも相当検討をされたと思いますが、その辺については一言も発言がない。どういうふうにお考えになっているかお尋ねしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ただいま提案理由の内容で申し上げておりますとおり、去る９月定例市議会におきまして議会の指摘を受けたことを深く反省をして、というふうに申し上げております。

御質問ではありますが、私といたしましては議会の御指摘に応えて自己反省をする、そして形式的ではありますが、このような措置によってみずからを譴責処分をした、また今後、自律自戒に努めて、このような不心得であったことを重ねないということでもって、非を市民並びに議会に対しておわびをすると、こういう全く心情を指摘した結果でありますので、よろしく御理解をお願いを申し上げる、これ以外に特につけ加えることはないと思っておりますし、また御認識をいただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　専決の件がございますので、私の方から一言御説明を申し上げたいと思います。

先に結論を申せば、正式には、やっぱりさきの議会で議会の判断を仰ぐということが本筋であると思います。ただ市長の方としては、今議会まで待つということが責任の所在を長引かすということで、自治法に基づいて専決処分をさせていただいたわけでございます。

日野市において御存じのように、過去に２回、市長が責任をとって減俸をした経緯がございます。それは御存じのように職員の汚職に基づきまして市長等が給料を減額したという例がありましたので、その過去の例に基づいて今回、専決処分にさせていただいたということでございます。本来でしたら議会にちゃんと議決をしてもらうものだという判断は持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　市長がおっしゃっている話は、非常に抽象的な話なんですね。私は、前の緊急質問のときにもさせていただきましたが、自分の非をわびている人に対してさらにむちうつことは毛頭思ってない、またそういう生きざまもしてないというお話もさせていただきました。

この間の本会議の話では、何か私どもが全く聞き間違いをしたような、市長の発言を曲解したような取り方をして、市長を無理に陥れるような形のような発言をしたような、そういうふうな市長の答弁でありました。私は、答弁中は、非常に市長はなぜそれほどまでに記憶にないとか、ああいうふうにおっしゃったのか、非常に虚しくなりました。その後にこういうふうな話になっていますから、今の総務部長の話ですと、責任の所在を長引かすというお話でありますが、それもおかしな話であります。その辺は、やはりこういうものを処分をされたということは、やはりきちっと明確に説明する必要が私はあると思いますよ。こういうことで議会の方々に理解を求めるということは、非常にまずいと思いますね。もう少しきちっとお話をされたらどうですか。それが一つです。

それから、今、総務部長の方から過去の事例を持ち出されましたが、どういうふうな展開の事例であったのか、要するに過去の事例と全く同じケースだったのかどうか、どこに類似点があったのか、どこの専決処分の条項に基づいていたのか、それをただ類推したような形をおっしゃっていますけれども、どこが似ていたのか、きちっとお話をしていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えでどういうふうに御理解をお願いできるかという感情は持っておりますが、決議文にもその末尾に御指摘をしていただいておりますとおり、「みずからの責任の重大性を認識して即刻自身の身の処理方を明らかにせよ」というふうに指摘されておりますし、私もそれに文字どおりお答えをすべき責任があるということをみずから認識いたしまして、このような措置をとることによって御理解をお願いをしたい、こういう心情にすべて尽きておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　専決の仕方でございますけれども、先ほど私は、過去に２回、市長が減俸処分の専決をしたと申し上げましたけれども、これは先ほども言いましたように職員の汚職による責任を、長としての責任をとったものでございます。

その内容でございますけれども、昭和52年に１回ございます。それから昭和58年に１

回専決処分いたし、この場合は確かに職員の不詳事によっての市長の責任でございます。今回は市長自身の問題でございますけれども、過去に２回こういう形で市長の減額の専決処分を行ったという事例があるので、今回もできるだけ早くわびたいという市長の気持ちがあって、10月５日ですか、専決を行ったというのが具体的な内容でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　市長の方に前回の決議書の末文の話がありましたけれども、要するに市長は、内容については全面的にそのとおりです、深く反省をしておりますということを認めて、速やかに責任の所在を明らかに皆さんに一刻もする責任をとられたということで理解してよろしいのかどうかであります。

その点と、今、総務部長、もう少し、苦しいかもしれませんけれども、これ将来にわたる影響の非常に大きな問題ですから、専決処分を乱発されたんではかなわないんですよね。これは異例なことだと思うんです。議会の方が機能していないとか、要するに緊急事態的なものとしてあるわけでしょう。ですから、前の事例というのはどのくらい緊急度が高かったのか、そういうふうな例外的な措置をとらざるを得ないような場面がどのぐらいあったのか、その辺を私は検討されていると思うんです。今回のような事例が専決処分の第何条の何項に当たるのか知りませんけれども、その辺、厳密にされないで、ただ大ざっぱに専決処分でやってしまえということが見えるので、そうではないということをきちっと話していただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　先ほどもちょっと発言しましたけれども、我々としてはこういう事態も専決という安易なことではなくて、議会にかけて議会の判断を仰ぐものだということのお答えをしたと思います。ですから、本来的には確かに本会議にかけてやるべきことが一番望ましいということだと認識しております。ですから、こんなことが今後も時々あるというふうな認識は持っていないわけでございます。

そういうことでお答えにさせていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　部長、これは大事な問題だと思うんですよ。今回こんなことをやったけれども、次はありませんというふうにいかないんですよ。今、先に出された、先例みたいな形で出されましたね、そういうふうな形になってこれが生きていくわけですよ。そこの重大性をどうして認識をされていないかなということなんですよ。事実と

してこれが始まってしまいますと、こういう形で全部行きますよ。もっと言いますと、これは議会制民主主義の破壊につながる行為ですよ。それを無視してまでもやるような緊急事態が、こちらの方の時点にはあったのかどうかなんですよ。専決処分の委任事項だってかなり厳格に解釈されていますでしょう。

じゃあ具体的に聞きますけれども、これは第何条の第何項に、ほかのいろんな全国の事例から見て、こういうふうに当たりますというふうにちょっと説明してください、具体的に……。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ御指摘いただく部分もあり得るということは理解するわけでありますが、私は市政の責任者として、議会の特に御指摘をいただいたということに対しましては、最も深刻に自己反省をし、新しい決意を持って、この自己責任の形をとらせていただいて、あと自律自戒、このような事例を再び起こさないということを深く戒めての行為でございますので、どうかそのことを御理解をいただいて、将来についての御指導もお願いをしたい、こういう心情でいっぱいでございますので、いろいろ御不満、あるいは御指摘をいただくこともあるかもしれませんが、早く自己責任を形式的にもとらせていただいて、その後、一層の責務に対しまして、また公私のけじめに当たりまして、みずからに厳しい心情を維持する、こういうことによって御理解をいただくこと以外にございませんので、そのあたりのところをよろしくお願いを申し上げたい、こう思っております。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　今回の議案の専決処分をしました法的根拠は、地方自治法の第179条の１項にあります「議会を招集する暇がないと認めたとき」ということで万やむを得ず長において専決処分をしたという内容でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　これは大事な問題ですから、もう少しきちっとした説明をしてください。（「もうわかったわよ」と呼ぶ者あり）いや、わかっていないからやっているんですよ。こんなので議会の承認が得られるという姿勢が私は問題だと思っているんです。

179条の１項の「議会を招集する暇がないと認めるとき」というふうにあります。この招集する暇がないと認めるという場合の、これほどまでの緊急事態になっている利益

というのがあると思うんですね。一体ここまで、暇がないような例えば緊急事態のものというのは、具体的に今までのケースでてき上がっています。最終的にはこのツケが市民の利益にかかわるような問題、内部的なものは機能していないような場合が大きな理由としてはあり得ると思うんですね。これが市長の今おっしゃっているふうな、反省をいたしますというふうな内容の中で入るんですか、これ、法の精神として……。

総務部長、どうですか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　他市の例もちょっと調べてみたわけでございますけれども、こういう事例の中で、東京都下の幾つかの市でございますけれども、その中では専決処分という例はございません。（「ないでしょう」と呼ぶ者あり）それは事例として私の方は調べてございます。

ただ、今申し上げましたように市長の方も早く責任をとりたいというような趣旨からこういう事態の専決処分をさせてもらったということでございまして、本来的には先ほども言っているように、きちっと議会にかけて採決を得るというのが筋だとは思って認識しているところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　東京都下に例がないと言っていますけれども、全国にも例がないと思いますよ。なぜ、どこを問題にしているかというと、市長は責任を自分が早くとりたい、とりたいから議会のルール、原則、手続きを無視してもいいんだということなんですよ。自分が責任をとるんだから議会の承認など後回しだって構わないんだと。本来きちっとした決議というのは、議会の方で諮って決議をしてあるわけでしょう。ですから、これ条例として出ているんじゃないですか。本来、条例が制定をされて、それを執行するのが行政の責任でしょう。それが逆転したような、非常に例外的な珍しいものですね、余り発動してはいけない条文ですよ。それを市長の個人的な、その責任があるかどうかということがまだ煮詰まっていない、そういう個人的な発想のものをここで専決処分というふうな内容の方法を使って議会の根底的なルールを無視したということが重大な問題なんですよ。これは絶対専決処分になじみませんよ。こういうことで議会の原則の手続きを無視するようなことが乱発されたんではかなわない。

総務部長は再三答弁しているけれども、こういう無茶苦茶なことは全国にも例がないと思いますよ。こういう無茶苦茶なことを、議会の手続きを無視するようなことを市長

がもうやってしまうという、まさにこれは独裁化傾向ですよ、はっきり言って……。これを内部できちっとチェックができないという、確かにこれは議会で報告されれば、この瑕疵は消えるでしょう、議会が承認をしたからということで。この議会にこのツケを再度また持って来るというこの考え方が理解できない。そうでなくたって本会議であれだけうそをついた、全く無視をした。ほかの議員さんからも、市長、一体どうなっているんだという声が出ていた。あなたは責任を早くとると言っていますけれども、早く逃れるための手段を場をわきまえずおやりになっている。究極がこの話ですよ。議会なんてこんなものだと。全国にも例がないんですよ、東京都にも例がないんですよ。こんな異様なことを議会に上げてくるということは失礼千万きわまりないですよ、ましてや承認で報告するなんていうことは。

きちんと説明してくださいよ、ただ反省しますなんて、おかしいですよ。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ御指摘をいただくところがあるかもしれませんが、私自身としては、なるべく早く自己責任をとることによって本来の職務に専念をしたいという気持ちもございますのと、あわせて議会にもまた、その誠意をお認めいただくという表現として行ったものでございますので、どうかよろしく御理解をいただき、また今後とも厳しい御叱正と御指導をお願いをして、本件の私自身の結論にさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　早く責任の所在を明らかにする、仕事に専任をする、そのために議会を無視してまでもこういうことをやりましたというお話であります。私は我慢すべきだと思いますよ、このくらいのことは。次の議会まできちっと我慢すべき話だと思いますよ。我慢してどれだけの弊害が出てきますか、出てこないと思いますよ。むしろ、この議会の30人からの議員さんの良識に委ねるというのが謙虚な市長だと思いますよ。条例のこういうふうな異例な、全国でも何もない、こういうことをおやりになって、それで自分の責任を早く逃れたいという、その個人的な感情のためにこういうふうなことをされたわけです。

私は、こういう発想は断じて認めるわけにはいかない。承認することはできません。こんなことが、これからも議会の将来に先例として使われたんではとんでもないことになると思います。今回は反省しています、今回は一度限りです、こんなことは異例でございます、次は議会の叱正を浴びてこういうことのないようにしますということで、ご

めんなさい、ごめんなさいと言って家の中に入っていって、人のものをかっぱらって、ごめんなさい、ごめんなさいと帰って来るのと同じなんですよ。（「失礼な言い方でしょ、例えが悪いわよ」と呼ぶ者あり）失礼ではありせんよ、今やっていることがとんでもないことなんです。そのぐらいに議会のやり方について蹂躙をしているんです。市長はそのことを認識をされていないですよ。議会の人事についての案件についてもそうです。常日ごろ、車の両輪とおっしゃる、都合のいいときだけ両輪とおっしゃる。いつもやっているのは片輪でやっていらっしゃる。

そういう点も含めて、これは絶対承認できません。最後にお話があれば答弁してください。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　措置の適切、不適切ということで御指摘をいただいておりますので、そのこともまた反省をし、今後の身の処し方、並びに責任者としての公私のけじめのあり方についても、大切な任期中の課題として十分心していきたい、このように御理解をお願いをする次第であります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手少数であります。よって議案第80号、日野市長等の給与に関する条例の特例に関する条例制定の専決処分の報告承認の件は、承認されませんでした。

これより議案第81号、日野市用品調達基金条例を廃止する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第81号、日野市用品調達基金条例を廃止する条例の制定について。

本議案は、財務会計事務の電算化を機会に予算執行事務を一体化する必要が生じたため、日野市用品調達基金条例を廃止するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは御説明をしたいと思います。

本条例は昭和42年度に用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ合理的に行うために設置したものでございます。今日の経済構造も大きく変化した中で、初期の目的を十分達せられたと思っております。過去の御意見等も踏まえて検討した結果、総合的に判断して、財務会計の電算化を機会に単価契約に移行し、同条例を廃止するものでございます。

付則で「この条例は平成６年４月１日から施行する」ということでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第81号、日野市用品調達基金条例を廃止する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時33分　休憩

午後１時14分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第82号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第82号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、東京都医療費助成実施要綱の改正に伴い、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　議案第82号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

別表４の項の支給対象の欄「びまん性汎細気管支炎」の次に「ミトコンドリア脳筋症」を加えるというものでございます。新旧対照表、６ページ、７ページでございます。

なお付則でございますが、この条例につきましては平成５年10月１日から適用するということでございます。

この疾病の内容でございますが、ほとんどすべての細胞内にありますエネルギーを産出いたします細胞内の諸器官でございます。この「ミトコンドリア」の異状によりまして骨格筋、あるいは心筋、中枢神経に異状を来すものでございます。多くは乳児期、または20歳以下の方に発症するというものでございまして、主な臨床症状といたしましては筋力の低下、あるいは知的退行、けいれん等でございます。発症率につきましては数十万人に１人ということでございます。都内における現状を見てみますと、十数名の方の出現を見ております。市内においては、現状ではゼロということでございます

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第82号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、こ

れに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第83号、社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例の臨時特例条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第83号、社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例の臨時特例条例の制定について。

本議案は、社会福祉法人聖明福祉協会に対する助成の特例を定めるため、社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例の臨時特例条例を制定するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　議案第83号、社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例の臨時特例条例の制定でございます。

２ページでございます。目的でございます。１条．目的でございます。

２条の助成の対象でございますが、社会福祉法人聖明福祉協会が現に青梅市に建築している養護盲老人ホームの改築事業については、一般条例第１条の規定にかかわらず資金を助成する。

第３条でございますが、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるというものでございます。

付則でございますが、この条例は平成６年３月31日限り、その効力を失うというものでございます。

この社会福祉法人聖明福祉協会は昭和30年の創設以来、都内唯一の盲老人ホームといたしまして、現在、特養老人ホーム等３施設におきまして275名の高齢者が入所しております。このたび定員100名の養護盲老人ホーム聖明園「曙荘」の老朽化が著しく、全面建て替えをすることになりました。その建設費の一部を助成するものでございます。

助成の理由といたしましては、今後、急速な高齢化に伴いまして高齢失明者も増加するものと思われます。建設費の一部を助成することによりまして入所の確保を図っていきたいというものでございます。

助成の対象及び額につきましては、お手元に配付させていただいております資料の条例施行規則の臨時特例規則案でございます。第２条のとおりでございます。一般規則第３条の規定にかかわらず600万円とするということでございます。

なお助成に当たりましては、現在入所措置されております22区で75名及び11市で25名の区市が、入所数に応じまして、それぞれ助成することになっております。総額におきましては３億円でございます。この100名分でございます。日野市からは、現在２名の方が入所しておるのが現状でございます。したがいまして、１所あたり300万ということで各区市でそれぞれ助成するものでございます。

なお予算措置につきましては、平成５年度当初予算におきましてお認めをいただいておるところでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第83号、社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例の臨時特例条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第84号、社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例の臨時特例条例を廃止する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第84号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例を廃止する条例の制定について。

本議案は、社会福祉法人至誠学舎に対する助成事業の完了に伴い、昭和51年４月制定の社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例を廃止するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　議案第84号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例を廃止する条例の制定でございます。

本件につきましては、条例の相手方でございますが、社会福祉法人至誠学舎でございます。この至誠学舎が立川市に建築しておりました特別養護老人ホームにかかわる建設費の一部助成でございます。総額におきまして、7,670万4,936円でございます。

この特別養護老人ホームにつきましては、昭和50年から52年３月にかけまして建築されたものでございます。規模といたしましては、100床、建築総面積でございますが、3,667平米でございます。近隣の５市、立川市、日野市、国分寺市、国立市、武蔵村山市におきまして建設費の一部、いわゆる借入金３億円に対しまして、それぞれ必要ベッド数によりまして相当額を助成したものでございます。立川市におきましては42床、日野市におきましては22床、その他の３市については、それぞれ12床の確保を図ったものでございます。

なお、この補助金の支出につきましては18年間に及びます割賦支払いでございます。

本年をもちまして完了いたしましたので、本条例を廃止するものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第84号、社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例の臨時特例条例を廃止する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第85号、日野市立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第85号、日野市立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、日野市立栄町高齢者在宅サービスセンターの新設に伴い、日野市立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　それでは議案第85号、日野市立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

第３条を次のように改めるものでございます。「日野市立浅川苑サービスセンター」の下に「日野市立栄町高齢者在宅サービスセンター」、位置といたしましては「日野市栄町二丁目17番地の１」でございます。

付則でございますが、この条例は平成６年４月１日から施行するものでございます。昨年度より建設しております栄町都営住宅建設の中で、関連といたしまして高齢者在宅サービスセンターを建設しております。概ね完成が見込まれますので、その設置について条例に追加するものでございます。

なお建設規模でございますが、約900平方メートルでございます。総事業費といたしましては、４億3,230万でございます。

事業の内容といたしましては、デイホーム、それから、これらにつきましては一日20名ということで、週２日、二つのグループで実施する予定でございます。なお、痴呆性のデイホームについても週１日、15名程度実施していきたいというふうに考えております。そのほか入浴につきましては、一日５人、配食につきましては70食、これら事業内容等を予定しているところでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第85号、日野市立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託をいたします。

これより議案第86号、平成５年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第86号、平成５年度日野市一般会計補正予算（第３号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成５年度日野市の一般会計補正予算第３号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ６億3,677万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を449億7,995万8,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは説明を申し上げます。

議案第86号、平成５年度日野市一般会計補正予算第３号でございます。別冊の方で説明をさせていただきます。

ただいま提案のありましたとおり、補正額は６億3,677万7,000円を追加するものでございます。第１条の２項の第１表、歳入歳出予算補正につきましては後ほど説明を申し上げます。地方債の補正でございます。第２表．地方債の補正につきましても後ほど説明させてもらいます。

それでは２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。

まず、第１表の歳入歳出予算の補正でございます。歳入部分では細かくは後ほど申し上げますが、大きな問題として歳入部分の款の17．市債でございます。項の１の市債、ここに補正額の大半、４億8,200万を歳入補正するものでございます。これは東京都樹林地等の公有化資金、市債を歳入に入れるものでございます。

なお、歳出部分につきましては４ページ、８款の土木費でございます。項の４の都市計画費の中で５億862万5,000円を補正するものでございます。先ほどの歳入に関連して緑地を買い取りするというものでございます。

なお５ページ、第２表の地方債の補正でございます。ここに市債の目的を緑地用地取得ということで、限度額４億8,200万ということでございます。この緑地につきましては、三沢緑地3,856平方メートルを買い取るものでございます。財源としては東京都区市町村保存樹林地等の公有化資金の借入金でございます。

それでは、詳細につきまして10ページ、11ページ、歳入から御説明を申し上げます。

まず１款の市税、１項の市民税、１の個人でございます。説明欄記載のとおり所得割では２億6,200万強、減額でございます。この大きな理由といたしましては、土地譲渡所得を主に計画をしたものでございます。以下は省略をさせてもらいます。

12ページ、13ページ、目の１の固定資産税でございます。

１節の現年課税分２億5,093万2,000円でございます。これは、まず説明欄記載のとおり、家屋につきましては新築部分の増加ということでございます。なお下欄部分の償却資産につきましては、申告予想調査によっての見込みをとったわけでございますが、なお増額ということで、あわせまして２億5,000万強の増でございます。

14ページ、15ページをお開き願いたいと思います。１目の特別土地保有税でございます。１節の現年課税分、説明欄のところに保有分、あるいはその下に取得分ということでございます。おのおの当初見込みより企業の増によるものでございます。以下は略させてもらいます。

なお16、17ページは省略させてもらいます。

18ページ、19ページでございます。10項の国庫支出金、１項の国庫負担金、１．民生費の国庫負担金でございます。２節の老人福祉費負担金の減額でございます。この減額理由につきましては、特養老人ホームの対象人員の減ということでございます。

なお１目の民生費の国庫補助金でございます。２節の老人福祉費の補助金でございます。記載のとおり老人家庭ホームヘルプサービス事業費でございますが、これは利用者の増、及び時間増による歳入増でございます。

なお20ページ、21ページをお開き願いたいと思います。20ページ、21ページにつきましては、都の負担金、あるいは都の補助金でございます。説明欄記載のとおり対象増、あるいは事業増加による歳入の増でございます。

なお22ページ、23ページをお開き願いたいと思います。一番下の欄でございますが、２項の基金の繰入金、５目の用品調達基金の繰入金でございます。１節の用品調達基金の繰入金600万でございますが、先ほど提案いたしました用品関係の廃止に伴って、平成６年３月31日の廃止に伴っての基金の原資を600万、ここに歳入するものでございます。

なお24ページ、25ページ、１目の繰越金でございます。歳入歳出の中での繰越金をここで1,912万7,000円を使わせていただきたい。よって前年の繰越金の残高は、これを使いまして9,855万2,000円の残でございます。

なお下欄部分の市債、２目の土木債でございます。先ほど御説明申し上げましたが、土木債の中で緑地の用地取得ということで基金の借入をするものでございます。

それでは26ページ、27ページ以降、歳出でございます。

全体的に、まず申し上げたいと思います。各目で給料、あるいは職員手当の補正を行っているわけでございますが、この増減理由は人事異動に伴っての、ある程度３月までを見込んでの整理をしました。もう一つは、共済費の関係は負担率等の改定に伴うものと人事異動関係でございます。以上、各目で出てきますので、よろしくお願いしたいと思います。

28ページ、29ページをお開き願いたいと思います。

まず、１目の一般管理費の中、７節の賃金でございます。499万9,000円の補正でございますが、これにつきましては、ここに欠員補充、あるいは臨時職員の雇上ということで説明欄記載のとおりでございますが、欠員、あるいは病休、産休等の代替を組んで15名分ということでございます。

２目の文書管理費でございます。11節の需用費でございます。右のところで、説明欄では11の消耗品ということで書いてございますが、用品調達基金の廃止に伴う措置として、平成６年３月31日には消耗品がこの程度残るということで、これをここで総務部の文書管理に移すということでございます。

なお34ページ、35ページをお開き願いたいと思います。

まず、１目の社会福祉総務費でございます。１節の報酬でございます。額は少ないわけでございますが、上から４行目、大きなタイトルでは３番、社会福祉委員の経費でございます。１の民生委員の報酬ということでございますが、22万8,000円の補正につきましては法改正に基づきまして、８名の児童委員の増員による内容でございます。

なお、２目の身体障害者福祉費、20節の扶助費でございます。右側の欄で３でございます。施設入所措置経費でございますが、施設委託費でございます。これは、すべて財源としては国と都から来るものでございますが、単身者の施設委託費ということでございます。

なお３目の精神薄弱者福祉費につきましても、扶助費1,300万強でございます。これは入所の人員の増が当初より５名ふえているということでございます。

なお４の心身障害者福祉費の5,400万強の補正でございます。受給者の増加によるものでございます。

なお36ページ、37ページをお開き願いたいと思います。

5の老人福祉費でございます。20の扶助費でございます。ここは減額364万1,000円ということでございますが、この説明欄の中段のところ、4の施設入所経費でございます。特別養護老人ホーム、先ほど歳入でも申し上げました対象人員の減によっての4,000万強の減額でございます。ただ、その下の中に、5の老人ケア事業の中でホームヘルパー派遣事業が3,191万ほど増額になっております。これは利用者増、あるいは時間増ということで操作をした中での減でございます。

なお40ページ、41ページをお願いしたいと思います。

6目の学童クラブ費でございます。節の15．工事請負費500万でございます。説明欄のところでは、4．学童クラブ整備経費の中で「さくら第二学童クラブ」の増築工事ということでございます。現行の定数から、ある程度定数増を見込んでの新年度対応ということで、具体的には五小の学校敷地内に施設があります「さくら第二学童クラブ」でございます。

なお42ページ、43ページでございます。

一番下欄部分でございますが、2項の清掃費、2目のごみ処理費でございます。11節の需用費でございます。ここに記載のとおり修繕料でございますが、可燃ごみの施設修理、グレートカッターが壊れてしまったということで、その修繕を緊急やむを得ずお願いするものでございます。

なお50ページ、51ページをお願いしたいと思います。

2項の道路橋梁費でございます。3目の道路新設改良費の中で、17節の公有財産購入費でございます。右側で2の道路用地購入経費、下に道路用地購入費ということでございます。南平六丁目地内の道路用地、当初予算でも計上をお願いし、具体的には松風自治会内の用地でございます。ある程度面積も確定し、当初予算の計上分に不足部分をここに702万円補正をお願いするものでございます。

なお52ページ、53ページ、8目の緑化費でございます。17節の公有財産購入費、説明欄記載のとおり緑地の用地取得ということで、三沢緑地3,865平方メートルでございます。既に現在は土地開発公社が所有しておりますが、これを市債で買い取るというものでございます。

なお54ページ、55ページでございます。

1項の消防費、3目の消防施設整備費でございます。19節．負担金、補助及び交付金でございますが、ここに記載のとおりでございます。受託水道事業に伴うもので新設部分12基、これは配水管の取りかえの事業でございます。新設12基、移設分20基という内

容でございます。

なお58ページ、59ページをお願いします。

５項の社会教育費、３目の文化財保護費でございます。13節の委託料でございます。説明欄記載のとおりでございますが、当初にこの4,100万の発掘調査委託料を予算計上しているわけでございますが、これは道路関係の用地買収の遅れによって、まだ買収が済んでいないということで発掘調査ができないということの理由で、ここに減額をお願いするものでございます。

以上、雑駁でございますが、補正予算第３号の説明、以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　１点、伺います。

歳入の関係で繰越金でありますけれども、繰越金が６億7,924万8,000円という中で、現時点ここで補正をされますが、残りが約１億円近い金額の残りがあります。特段にあとは３月の補正だけですけれども、考え方が、この辺に使途として考えられているのかどうか、たまたま今回の予算に見合って不足分だけを単に出したということであっていいのかどうかという視点から質問をさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　確かに今御質問の中での不足部分を繰越金から使わせてもらいました。残りの繰越金が約9,800万強でございます。ただ、今の平成５年度の予算を見込んだ場合には、当初予算、あるいはこれからの必要経費と、当然経費を考えた場合に、一番、当初の予算の中では利子割交付金の歳入の落ち込みが想定されます。

もう一つは、非常に収益事業も現在までの配分方法でいきますと、かなり売上が低下しているというような中では、現行の配分方法では、やはり減額であろうというふうに思っております。なお、既にこれから３月にどうしても最終補正をお願いする部分としては、土地開発公社のある程度の利息半期分が、ひとつ補正で対応しなければならない問題があるわけでございます。

その他、人件費等の整理は、現在の見込みではある程度年度末までは間に合うという推定ではございますが、現行の中でも少なくとも五、六年不足を生じるということでございます。もちろん歳入につきましても補助金の増、あるいはそういった精査をした中で一部の不足で間に合うだろう、それにはこの繰越金を３月に開いて充てたいという見込みも持ちながら、ここにできるだけ繰越を残した経緯がございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　内容については今説明をいただきまして、結構ですが、特段に繰越金というのは、年度の初めで金額もある程度決算が終われば出てきている数字ですから、考え方として、このままずっといつも持っているのが正しいのかどうかというような疑問を私は感じています。

つまり、もう明らかになったときには、一定のものを予備費なりに一応は充当しておく、そういったことが真のスタイルで、本当は必要なことを予備費から持ってくる、そういったことが正しいんではないかなというふうに私は思っています。ぜひ、この点は御検討をいただきたいというふうに思います。

今、見込みで今後も歳入の関係、どうかなという部分、収益事業等も低下をするという見込みを持っているわけですし、特段に私は一般質問でやる予定でおりますけれども、公社の要するに補助額、この問題は大変これからも、単純に見ても今現在持っている予算からしても、今、５億2,000万ですか、当初予算。現実には12億程度の利子ということがもう目に見えているんです。これは一般質問でやりとりをしますので、そういったことからすれば、少なくともそこだけでも７億程度は当然負担をしなければいけない現実を抱えているんですね。

そんなことからして、とりあえず繰越金の金額について伺ったわけで、今後、ひとつ検討していただくように申し上げて、終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第86号、平成５年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件は、歳入全般及び歳出のうち議会費、総務費、消防費、第二表地方債補正を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、労働費を厚生委員会へ、歳出のうち農業費、商工費、土木費を建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第87号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第87号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成５年度日野市の国民健康保険特別会計の補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ6,808万円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億6,182万4,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは議案第87号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第１号を御説明申し上げます。

補正額は、6,808万円を追加するものでございます。

６ページ、７ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございます。国庫支出金のうちの国庫補助金でございます。１節の財政調整交付金でございますが、72万8,000円を増額するものでございます。これは平成５年度にエイズ予防に関するリーフレットを全国的に厚生省の方でつくります。これは共同印刷でございますが、それにかかわる全額を国でもって補助金で交付するという内容でございます。

特別対策費補助金につきましては121万3,000円でございます。これは徴収率が全国平均で94.16％、これを上回った保険者に交付される。日野市は幸いこれを若干上回っておりますので、この補助金がついたということでございます。

次は、７の繰越金でございます。これにつきましては、今回補正をいたします歳入不足分、これに充当するため前年度の繰越を取り崩すものでございます。

歳入は以上でございます。

次は、８ページ以降の歳出でございます。

まず総務費のうちの一般管理費、72万8,000円の需用費でございますが、これは御説明申し上げましたとおりエイズ予防に関するリーフレットの共同印刷代でございます。全額補助でございます。

２項の徴税費でございます。これは委託料に68万8,000円計上させていただきましたけれども、これにつきましては先ほど申し上げましたように全額国庫補助で、国保税の

収納向上のために使用するということで、システム開発費等を計上させていただきました。

次に10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

保険給付費のうちの１項の療養諸費、そこの３目と４目、この二つにつきましては、いわゆるこれは窓口精算分でございます。鍼、灸、マッサージ等、本人が立て替えて支払いをしておいて、後に窓口で精算をするという性格のものでございますけれども、４月から９月分を見てみますと、前年に比較しまして相当多くなっております。当初予算を上回ることが確定いたしましたので、その不足分を補正させていただく予定でございます。

２項の高額療養費につきましても、高額療養費の対象件数が非常に増加しております。前年に比較しまして一般の方で12％、退職被保険者の方で26.3％、大幅にふえておりますので、不足されると予想される分を補正をしていただくわけでございます。

次に12ページ、13ページでございます。

諸支出金でございますが、償還金につきましては平成４年度、前年度の超過交付分の返還でございます。前年度はインフルエンザが流行するということで上乗せして交付されましたけれども、その影響が非常に少なくて済んだということで、この分をお返しするわけでございます。

次に２項の繰出し金、一般会計への繰出金でございますけれども、これは52万5,000円、先ほど国庫補助の方でついたわけでございますけれども、これにつきましては、現在、保険税を含めた市税の口座振替の事業を推進しております。したがって、国庫補助をいただいたうちの52万5,000円を市の方に繰り出しをして、納税課で担当しております先ほど申し上げました振替口座の使用に使っていただくということで繰り出すものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第87号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第88号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）、議案第89号、平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第88号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）。

本議案は、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計の補正予算第３号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ1,059万円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億4,227万2,000円とするものであります。

議案第89号、平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）。

本議案は、平成５年度日野市の下水道事業特別会計補正予算第２号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ487万円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億1,994万3,000円とするものであります。

以上２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは議案第88号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第３号につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ1,059万円を追加補正するものでございます。内容につきましては事項別明細書によりまして御説明申し上げます。

20、21ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。歳入につきましては一般会計の繰入金でございます。記載のとおり各事業ごとの補正でございます。

続きまして、22、23ページをお開き願いたいと思います。諸収入の１目．保留地処分金でございます。今年度、保留地の処分金に増額が見込まれますので、その一部をここで増額補正をお願いするものでございます。

次に24、25ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。歳出につきましては各目ごとに人件費の補正でございます。

続きまして議案第89号、平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算第２号につきまして御説明申し上げます。

まず歳入歳出でございますが、487万円を追加補正するものでございます。２条といたしまして債務負担行為の補正でございます。これは後ほど別表第２表によりまして御説明申し上げます。

それでは38、39ページをお開き願いたいと思います。歳入でございます。一般会計繰入金でございます。内容としては記載のとおりでございます。

歳出につきましては、すべて職員の人件費の補正でございます。

次に33ページに戻っていただきたいと思います。

債務負担行為の補正、第２表でございます。浅川処理区管渠埋設委託料でございます。期間としては平成６年度から平成10年度まで、限度額といたしまして106億1,000万円でございます。これは東京都新都市建設公社に委託をするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第88号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）、議案第89号、平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第90号、平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）、議案第91号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）、議案第92号、平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第90号、平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）。

本議案は、平成５年度日野市立総合病院事業会計の補正予算第２号であります。

補正予算額は、収益的収入に２億4,600万を追加し、収益的支出に4,719万5,000円を追加するものであります。

議案第91号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）。

本議案は、平成５年度日野市の受託水道事業特別会計の補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ7,592万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億3,302万1,000円とするものであります。

議案第92号、平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第１号）。

本議案は、平成５年度日野市の老人入院共済事業特別会計の補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ966万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,537万2,000円とするものであります。

以上３議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　それでは議案第90号、平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算第２号について御説明申し上げます。

45ページをお開き願います。第１条の総則は省略いたしまして、第２条．収益的収入及び支出につきまして補正するものでございます。

その内容といたしましては、御承知のとおり当初予算においては不均衡予算を組んだわけでございますけれども、今回は帳尻に合った均衡予算を組んだわけでございます。その内容といたしましては、この４月以降、ベッドの占床率が77％、あるときには80％を超えるような状況がございまして、医療費の点数をかえて、あるいは見まして、平成４年度においては不本意ながらベッド占床率は67％と低かったわけですけれども、病院全体の危機感と申しましょうか、努力目標を立てまして、10月末現在においては７カ月分の入院収益でございますけれども、大幅に伸びたということと、今後の努力目標を加えまして、今回は１億430万円の補正となったわけでございます。

一方、外来におきましては、当初、一日平均580人と見込んだわけでございますけれども、４月以降10月末現在で見ますと、一日640人、また、今後の外来患者の伸びを勘案いたしまして、１億4,161万補正をし、合計でございますけれども、２億4,600万円の補正を予算化したわけでございます。

一方、事業費用につきましては収益を上げるためには薬品等にかかる費用がございますので、それらの計上と、また退職金2,000万の補正を含めた事業補正予算となっております。予算規模がその結果、35億4,812万円と均衡予算を保った予算となったわけでございます。

次に第３条でございますけれども、先ほど御説明申し上げました薬品等の購入補正予算と連動いたしまして、その限度額の引き上げをいたす補正でございます。

47ページ以降につきましては省略いたしまして、以上をもちまして説明を終え、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　水道部長。

○水道部長（日野義人君）　議案の91号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第１号について御説明申し上げます。

今回の補正額につきましては、歳入歳出とも7,592万1,000円を追加補正するものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明申し上げたいと思います。

62ページ、63ページをお開きいただきたいと思います。

都の支出金でございますけども、水道事業委託金といたしまして、7,592万1,000円を補正をお願いするわけでございますけれども、これは後ほど御説明申し上げます歳出予算の必要経費を都から委託金として歳入するものでございます。

次に64ページ、65ページ、歳出の御説明を申し上げます。

水道管理費の中で、まだ浄水費でございますけれども、133万8,000円を補正をお願いするということで、内容的には職員の人件費の関係と、それから２番目として浄水施設管理経費についての補正でございます。浄水施設管理経費につきましては減額でございますけれども、説明欄に書いてございますように動力費、それから導水管移設等の工事設計委託料、これにつきましては職員が直接設計をいたしましたので減額をする。

それから、15番の工事請負費の関係につきましては62万9,000円を追加補正するわけでございますけれども、これは新井750番地先の導水管の移設が追加になるというふうなことでございます。

それから、２の配水費の関係でございますけれども、4,455万8,000円の減額となりますけれども、これの減額の内容といたしましては、職員の人件費が減額になるということと、２番目に配水施設管理経費3,476万の減額ということでございますけれども、主たるものは動力費の関係が400万、それから工事請負費の関係が配水管移設工事の関係でございまして、3,153万5,000円減、これの3,153万5,000円のうち2,830万につきましては、建設改良費への組み替えということで、それからもう１件につきましては下水道関連の中止工事が出ましたので、323万5,000円が減額になる。

19番の都道監督事務負担金につきましては、程久保地区の都道での漏水が出ましたので、その関係での補正でございます。

それから３番の給水費でございますけれども、8,104万4,000円の追加補正でございます。一つには職員の人件費関係です。

それから66ページ、67ページになりますけれど、二つ目は給水装置管理経費の増額補正ということで、7,742万3,000円を予定しております。ここにそれぞれ書いてございますけれど、特に13番の委託料の関係につきましては、漏水修理の委託料、それから量水器の引替等の委託料、給水管の移設委託料、給水栓の布設替の工事設計委託料等でございますけれど、量水器の関係につきましては、本年、交換をします量水器の数が増えたこと、それから給水管の移設委託料の関係につきましては、都道管理者の方からの要請で都道の舗装工事にあわせまして、給水管のステンレス化の工事が追加になったというふうな内容でございます。

それから15番の給水栓の取付替工事の関係につきましては、これは東京都の水道局が直接工事をした地区でございますけれど、多摩平四丁目、それから東豊田、それから平山の八王子境のところでの東京都の工事にあわせまして、給水管の取付替を行うというふうなことで追加になっております。

それから４番の受託事業費、それから５番の業務費の関係につきましては人件費関係でそれぞれ減額補正ということでございます。

それから２番の建設改良費の関係につきましては、水道改良費というふうなことで、一つには人件費の補正と、それから二つ目が水道施設改良等の経費といたしまして、13番の委託料で四ツ谷前、それから万願寺第二区画整理地内の水道工事の関係が先送りになる関係で、527万1,000円の減額。

それから15番の配水管の新設、それから消化栓設置工事につきましては、京王平山の補助管の改良工事で4,031万8,000円追加。それから、もう一つは取水ポンプの取り替え

工事に関連いたしまして、水位計の取り替え工事を行うというふうなことで、297万9,000円が追加になるというふうなことで補正をお願いするものでございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　議案第92号、平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算を御説明申し上げます。

補正額は、歳入歳出それぞれ966万7,000円でございます。

事項別明細書によりまして御説明申し上げます。

76ページ、77ページでございます。

歳入でございます。会費でございますけれども、当初予算におきましては、会員数9,700人を見込み計上いたしましたが、10月末現在、健康管理手当の支給者9,554人ということで、146人、１人当たり2,000円の減額でございます。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金1,054万6,000円でございます。

次に歳出でございます。80ページ、81ページでございます。事業費の共済見舞金でございます。これにつきましては、後期分の申請件数の増加並びに前年度の実績を勘案いたしまして不足額が生じますので、1,005万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第90号、平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）、議案第91号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）、議案第92号、平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第１号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第93号、市道路線の一部廃止、議案第94号、市道路線の廃止、議案第95号、市道路線の認定、議案第96号、八王子市道路線の認定の承諾の件を一括議題といた

したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第93号、市道路線の一部廃止について。

本議案は、M12－6号線ほか1路線について、現況が廃滅して公共の用に供されていない等のため、道路法第10条第3項の規定に基づき市道路線の一部を廃止するものであります。

議案第94号、市道路線の廃止について。

本議案は、M17－7号線について、開発行為に伴う財産処理のため、道路法第10条第3項の規定に基づき市道路線の廃止をするものであります。

議案第95号、市道路線の認定について。

本議案は、L1－3号線ほか4路線について、開発行為に伴う道路用地の寄附受領のため、道路法第8条第2項の規定に基づき市道路線の認定をするものであります。

議案第96号、八王子市道路線の認定の承諾について。

本議案は、日野市行政区域内にある八王子市所有の道路を八王子市道として認定することについて、道路法第8条第4項の規定に基づき承諾をするものであります。

以上4議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　議案第93号、市道路線の一部廃止について。

一部廃止路線は、2路線であります。M12－6号線、これは南平一丁目33番6地先を起点とする延長43.33メートルであります。上記の路線の一部は現況廃滅しており、道路としての機能が失われておりますので、財産処理を目的として廃止するものであります。

なお廃道路線の財産は、交換によって処理する予定であります。

次に、路線名M17－5号線、南平二丁目66番1地先を起点とする延長87.43メートルであります。上記の路線の一部は、南平二丁目32番地先の開発行為に伴う財産処理を目的として廃止するものであります。

なお、廃道路敷の財産は隣接する現況道路敷、これは民有地でありますが――と交換

処理をする予定になっております。略図は次の２ページ、３ページを御参照いただきたいと思います。

議案第94号、市道路線の廃止について。

廃止路線は１路線であります。N17－７号線、南平二丁目32番６地先を起点とする延長36.2メートルであります。この路線は南平二丁目32番地先の開発行為に伴う財産処理を目的として廃止するものです。なお廃道路敷の財産は、隣接する現況道路敷と交換処理を行う予定であります。略図は次の２ページを御参照いただきたいと思います。

議案第95号、市道路線の認定についてであります。

この認定路線は５路線であります。路線名はＬ１－３号線、Ｌ１－４号線、Ｌ１－５号線、Ｌ１－６号線、Ｌ１－７号線の５路線であります。総延長は677.05メートルであります。この路線は、過去に行われた開発行為、具体的には南平松風自治会地区でありますが、この財産処理に伴って道路用地が寄附されましたので、この機会に道路認定を行おうとするものです。

なお、補正予算でお願いしております一部道路用地の部分がございますが、それも関連であります。次に略図は２ページを御参照いただきたいと思います。

議案第96号、八王子市道路線の認定の承諾についてであります。

承諾する路線は１路線であります。西平山五丁目53番17地先の土地で、日野市の行政区域を含んで八王子市が設置した道路について、八王子の市道路線として認定することに伴って、関係市であります日野市に道路法の規定による承諾の依頼があったので、今回承諾をするものであります。略図は、次の２ページを御参照いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。小川友一君。

○16番（小川友一君）　市長に１点だけ関連でお聞きしたいと思います。

現在、私たちの町には、いろいろなところで現況と公道の位置がずれている箇所がたくさんあると思いますけれども、今回93号で一部が廃止されているような経過の中で、取りつけ道路がつけ替えが可能な部所は別として、現実的にもうつけ替えができないような、こういうふうな路線に関しては財産処理を行うべきだと思うわけですけれども、今後このような問題に対して、市長はどのような対応をしていくお考えなのか、１点だけ確認をさせていただきたい。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろの事情によりまして地域によって、そのような現況

と、それから公図が一致しないというところは確かに存在するわけであります。できるだけ公正な考え方に立って、また地域の御意見等を十分尊重しながら整理すべきもの、廃道敷として整備すべきもの、あるいはつけ替えとして整理すべきもの、これらをなるべく正しい処理方法によって現実に即するようにすべきであると、こういう原則に立って取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　的確に敏速に処理をしていただきたい。お願いをして終わります。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本4件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第93号、市道路線の一部廃止、議案第94号、市道路線の廃止、議案第95号、市道路線の認定、議案第96号、八王子市道路線の認定の承諾の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第97号、高幡団地市営住宅建替建築工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第97号、高幡団地市営住宅建替建築工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、高幡団地市営住宅建替建築工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

入札の結果、落札者がないため、最低価格者である東海興業・長田工務店建設共同企業体と随意交渉により6億7,156万円で見積もりを得たものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　　御説明申し上げます。

議案第97号、高幡団地市営住宅建替建築工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

契約金額は６億7,156万円でございます。契約の方法は随意契約でございます。工期は契約の翌日から平成７年３月10日まででございます。

契約の相手方でございますが、東海興業・長田工務店建設共同企業体、構成員、代表者は東京都中央区八重洲一丁目１番６号、東海興業株式会社、代表取締役、熊本宗悟でございます。

恐れ入りますが、２ページ、３ページをお願いしたいと思います。

入札の経過でございますが、10月の27日に建設共同企業体結成説明会を行いました。そして11月４日までに共同企業体の申請をさせました。現場説明を11月８日に行い、入札は11月24日に執行いたしました。

入札の結果でございますが、３回の入札を執行いたしましたが、落札になりません。このうち最低価格の入札者でございます東海興業・長田工務店建設共同企業体と随意契約の結果、決定したものでございます。

３ページの工事の概要でございます。工事場所は日野市高幡864番地の11でございます。面積は記載のとおりでございますが、５階建てでございます。工事内容は、本体建物、プレキャスト鉄筋コンクリート造、１棟58戸でございます。内容については記載のとおりでございます。

４ページをお開き願います。付帯建物として、集会室、自転車置き場、変電室、ポンプ室等を設けることになっております。

次に図面でございます。５ページの図面は配置図でございます。

それから９ページまでは、１階から５階までのそれぞれの平面図でございます。それから、10ページの図は外観図でございます。

よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　　勉強不足であれなんですが、ちょっと教えていただきたいのが１点、あと質問ということになりますが、３ページにあります「ＬＳＡ」、つまり生活相談室の略だと思うんですが、これはどういう発音でとらえるものなのか教えていただきたいと思います。

それから、今、平面図の関係等もありまして、特に本体建物と付帯建物、集会室、こ

の間が平面図によると35センチ、これは、しんしんで35センチの表示だと思うんですけれども、実際にそこに空間ができる。この間、万願寺歩道橋の間も十何センチかで子供の頭が入ってしまうというふうなことで話題になったんですが、35センチの空間がここにあるとすると、当然建物ですから入口をつくらなければ入っていけないかと思うんですけれども、そんな心配がなきにしもあらずということでありまして、この点について伺いたいと思います。

特に35センチでの施行ということで本体と付帯設備の間の当然外壁の問題の処理ですとか、そういうところからすると、何か狭いような感じもしないでもありません。特に35センチに間隔をあけたことに対する対応といいますか、そこら辺はどのように、こういうふうに分けたのか、建物は違うわけですからいいんですけれども、あき方がちょっとどうかなという感じもいたしましたので、そこら辺について伺っておきたいと思います。

それから、あわせて９ページで団らん室というのがあって、この団らん室の真ん中に間仕切りでアコーデオンカーテンで仕切っていると思うんですけれども、入口は、あくまで玄関から入って、ホール、そして約２メーター、1.8メーターから２メーターのアコーデオンカーテンで仕切っています。その両端とも仕切りが壁で仕切られているという表示であります。

特段にその２室にして入口が一つだけですから、たまたま外側を使っているときに中側へ入りにくいというようなことが検討されたのかどうか、その点だけお伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　１点目の「ＬＳＡ」につきまして御説明を申し上げたいと思います。

これは「ライフサポートアドバイザー」の略でございます。これは高齢者住宅にシルバーピア事業いたしまして位置づけしておりますので、日野市で借り上げておりますシルバーピアと同じようにお年寄りに対しまして若干のサポートのできる管理人を置くというようなことでございます。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　集会室の間の35センチの関係は、建物配置の関係でそんな空間が生じているわけですけれども、今御指摘のような危険性の防御については万全を期したいと思っております。

団らん室の活用につきましては、居住者同士の交流の場ということで、この初めての市営住宅に設けられた内容でありますが、アコーデオンカーテンを間に置いているのはいかがかというのは、ちょっと検討の経過を承知しておりませんので、後ほど調べて御報告させていただきます。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　それぞれ説明をいただきましてわかるんですが、特に、やはり付帯設備と本体の間隔というのは、やっぱり使い勝手の問題、あるいは先ほどの説明では敷地の関係ということで、現地を承知している限りではやむを得ないのかなとも思いますけれども、施行上に余り間隔が狭いために、施行に来して見積もりより、要するに市の見積もりとした金額以上に業者の入札価格が上がってしまったというようなことがあるとすれば検討の余地もありという視点で申し上げましたので、今後そういうあれについては検討いただければ結構です。

特に団らん室は、そこに住む方々の団らん室ということで、建設部長にこれを求めてもちょっと無理かなとも思うんですけれども、あくまで団らん室は二つ仕切られて、これはＡＬＣ板、要するに軽量気泡コンクリートによる建物ですから、構造上の関係でその間隔があけられないのかなというふうに私の方は判断をしたんですけれども、やっぱり使い勝手がいい、大きく使いたいということは集会室でもいいかもしれませんけれども、団らん室で、要するにほかの、たまたま同一のところに住んでいるとしても、奥を使っているときに入口の方を使う人は問題ないけれども、入口の方をたまたま団らんで使っているところに、奥で団らんをしたいというメンバーが入るということになりますと、入口が一つしかないということがありました。そういう意味での視点での質問でありました。これは使ってみてから、また問題が出たということであっては、基本的にはまずいなというふうに思ったので、福祉関係の施策の展開の中では十分一定の基準を市でも設けているわけなので、そういった観点から質問をしたと、こういうことで、今ここで技術的にどうのこうの言ってもわからないかもしれませんけれども、そんな視点で質問をしたと、こういうことでありますので、今後の対応はよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第97号、高幡団地市営住宅建替建築工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第98号、高幡団地市営住宅建替給排水衛生設備工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第98号、高幡団地市営住宅建替給排水衛生設備工事請負契約の締結について。

本議案は、高幡団地市営住宅建替給排水衛生設備工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、１億4,214万円で高橋設備工業株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　それでは議案第98号、高幡団地市営住宅建替給排水衛生設備工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

契約金額は１億4,214万円でございます。契約方法は指名競争入札でございます。工期は契約の翌日から平成７年３月10日まででございます。契約の相手方でございますけれども、東京都立川市高松町三丁目21番４号、高橋設備工業株式会社、代表取締役、高橋太一でございます。

２ページ、３ページをお願いいたします。入札の経過でございますが、現場説明を11月８日に行いました。そして、入札を12月25日に執行いたしました。入札の結果、高橋

設備工業株式会社が１億3,800万で落札いたしました。

３ページ、工事の概要でございます。工事場所は、日野市高幡864番地の11でございます。工事内容でございますが、給排水衛生設備でございまして、給水設備、それから給湯設備、排水設備、衛生器具設備、５ページのガス設備、換気設備、冷暖房設備を備えたものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　このガス設備のところで、「高齢者住戸の室内は電気熱源方式のためガス器具は使わない」というふうになっていまして、火事とか、そういう安全を考えてのことだと思うんですけれども、私たち聞いておりますのは、この電気熱源方式だと、いろんな料理がつくれないというような問題点があるというふうに伺っておりますが、この辺はどうなんでしょうか。

あと、なかなか高齢者になると、人によって熱源の使い方が違うんだろうと思うんですけれども、その人、その人に応じて柔軟な対応ができるのかどうか、それもお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　この熱源、ガス器具を使わない、高齢者住宅にガスの熱源を使わず電気の熱源が中心であるというのは御指摘のとおりです。安全面を優先したわけであります。ただ、おふろ場等については屋外のバランス釜で給湯するような方式をとっております。

料理について、当初、言われるような問題点がなかったわけではありませんが、最近の熱源は非常に性能がよくなっているということがありますので、その点は心配ないということを担当の方から聞いております。

それから、個別に利用者の使い勝手で使えるようにしたらどうかという御意見かもしれませんけれども、一応、体系的にこの高齢者住宅の安全対策をこの「ＬＳＡ」の方で管理するのにやはり適切な方法として、一応体系的にそんな方法で一般住戸の方と分けた形の対応をさせていただいているというのが現状であります。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　今の御説明で大体技術が進んでいて、食べることについての方は大丈夫だろうということなんで、そういう形でお願いしたいですし、人によってちゃんと料理をつくりたいという人もいるような気もするので、何かその辺は十分な対応を

していただきたいというふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　１点、先ほどの話で現説が11月８日で、入札が、ちょっと聞こえたのは12月の25日というふうに聞こえたんで、私の聞き違いで仮に11月の25日だとすれば、それは正しいかと思うんですが、本体は同じ日に現説をして、入札については日にちが１日ずれておりますけれども、特段に何かあったのかどうかということと、あわせて本体工事についてはジョイントを組んで市内の業者の育成が図られているようですけれども、特段にこの程度の金額の場合に、今度の給排水の場合には、市内業者は一切ないような感じで受けているんですが、そこら辺でランク的な要素として、市内業者では対応できない工事なのかどうか、そこら辺だけ伺っておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答えいたします。

１点目の入札の日が２日ずれました。これは当初、24日、一緒にやる予定で進めていたんですけれども、事務手続き上に一部不備があったということです。内容的には、予定価格の調書の作成書類がちょっと遅れてしまいましたので、急遽ずらしていただいて26日に入札をかえたということです。

それから、次に指名の件でございますけれども、工事内容に見合った指名業者から10社を選んだということでございます。特段、市内、市外ということではなくて、市外からも選んだということでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　前半の日にちの関係、私、さっき隣で聞いていて、月のことは別にしても、日にちは25日ということで最初出ていたと思うんですね、25日、最初、いずれにしても、これは速記のあれですから、やっぱりはっきりした発音をしてもらって、こちらは知らないから一生懸命書いているわけで、どうも日にちが違うことは明らかでありましたし、その説明もありました。私もこの名前を見ただけでは市内か市外か判断はつきかねますけれども、一般的に水道関係をやっているような業者は、ちょっと見た範囲では東芝、富士電機、こういったことは聞きますけれども、そんな中で特に確認をさせてもらったので、特段に問題がなければ結構だというふうに思っています。

質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を

終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第98号、高幡団地市営住宅建替給排水衛生設備工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより報告第８号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第８号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について。

本報告は、市の義務に属する交通事故に係る相手方との和解の締結及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　報告第８号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告でございます。

恐れ入りますが、２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。

日野市豊田二丁目23番地先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定についてでございます。事故名は、日野市豊田二丁目23番地先路上の事故でございます。和解の相手方でございますけれども、日野市多摩平三丁目１番地の１、多摩平団地234号棟401号、山本一男様でございます。

事故の発生状況でございますが、平成５年10月９日午前９時ごろ、水路清流課職員が

日野市豊田二丁目23番地先において、子供釣大会のために庁用車を停車させ作業をしておりました。その際、前方から乗用車が来たため庁用車を後退させたところ、駐車中の別の乗用車に接触し、損傷を与えたものでございます。損害賠償額12万5,330円で和解が成立いたしましたので、平成５年11月８日に専決処分したものでございます。

よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。御質疑はございませんか。なければ、これをもって報告第８号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

これより請願第５－28号、真に国民のための公共事業推進を求める陳情、請願第５－29号、固定資産評価の大幅増額に伴う登録免許税等増額に対する適正な緩和措置に関する陳情、請願第５－30号、真に国民のための公共事業を求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５－28号、請願第５－29号、請願第５－30号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第５－31号、緊急避難通路整備及び消雪・凍結防止対策を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５－31号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第５－32号、上田地区センター移転建築替えに関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５－32号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第５－33号、教職員の給与費半額国庫負担金などの義務教育費国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５－33号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長におい

て文教委員会に付託いたします。

本日の日程は、すべて終わりました。

明日の本会議は、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後３時56分　散会

12月７日　火曜日　（第２日）

平成５年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第25号）

12月７日　火曜日　（第２日）

出席議員　（27名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	藤林理一郎君
５番	簇野行雄君	８番	下村　功君
９番	佐藤洋二君	10番	一ノ瀬　隆君
11番	内田　勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	高橋徳次君
16番	小川友一君	17番	土方尚功君
18番	福島敏雄君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	天野輝男君	25番	福島盛之助君
26番	小山良悟君	27番	市川資信君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（１名）

６番　谷　長一君

欠員　７番　15番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成5年12月7日（火）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時10分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員21名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問１の１、より明るい市議会議員選挙をめざして――日野市議会議員の政治活動等に係る決議より――の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔22番議員　登壇〕

○22番（夏井明男君）　去る平成５年の９月30日に、議員提出議案ということで14日に提出者、下村議員、賛成者ということで、大半の多くの議員の方の賛成を得まして、９月30日に、日野市議会議員の政治活動等に係る決議が賛成多数で可決をされました。

私が、なぜこの問題を質問するかということでありますが、私も初め、57年に、市議会議員として初めて一般質問をさせていただいた経緯があります。その中で、いわゆる政治行動のあり方として、いわゆる主義主張をお互いに認め合いながらも、お互いの人間性は尊重していくという政治風土をつくる責任が政治家としてあるんではないかということを、質問をさせていただいた経緯があります。これは、過日の下村議員の一般質問でも同じような論調から取り上げられた経緯があるわけであります。

特に政治風土を決定していく大きな要因としては、日野市におけるさまざまな選挙行動があるわけでありますが、来年の２月の市議会議員選挙に向けて、どういう政治行動をとるかということが、非常に重要なことになってくるであろうというふうに思います。明るい政治風土をつくり上げていくのか、いわゆる不必要な対立を生むような政治風土をつくり上げていくのか、一つの大きな試金石になるだろうと思います。そういう意味で私も、この９月30日の決議案については全面的に賛成であります。この問題につきましては、57年、61年等で市長にも３回ほど一般質問で、その政治行動のあり方について質問をいたしております。そういう観点から、この決議案の占める重要な意味について、市長の政治的なあり方について、基本的にお伺いをしておきたいというふうに思います。

この決議案の第１には、政治資金規制法及び公職選挙法を遵守し、クリーンな政治が行われるよう努力するということであります。２番目が、ほかの市議会議員、あるいは予定候補者に対し、殊さらの誹謗、中傷、ないしは事実の歪曲による攻撃を行わないという決議であります。

この一つの逸脱した行為に対しては、公職選挙法の235条で「虚偽事項の公表罪」ということで、罰せられる規定があります。その周辺を取り巻くこのような罰則規定に抵

触ないしは抵触するようなおそれのある周辺行為についても、議員の政治家の良心として、ほかの市議会議員、あるいは予定候補者に対して、殊さらの誹謗、中傷、ないし事実の歪曲による攻撃を行わない、というふうな規定であります。法に触れなければ、罰則に触れなければ、こういうふうな行為を行っても、自分の政治分野における行動をしても構わないとういう哲学を持っている考え方、私は厳然としてあると思います。市長はどのようにお考えになっているか、お尋ねをしたいと思います。

第３点目の決議案の内容でありますが、物品販売（パンフレット）等に名をかり、拡声器を利用した自主的な選挙運動を行わず、また行わせないという規定であります。これにつきましては、公職選挙法の141条に、自動車、拡声器及び船舶の使用という規定がここにあります。御紹介させていただきますと、「選挙運動のために使用される自動車、拡声器及び船舶は、公職の候補者一人について自動車１台、また船舶１隻、及び拡声器一そろいのほかは使用することができない」というふうに書いてございます。

で、ここでなぜ141条で、自動車を１台に限り、拡声器を一そろいにしてほしいという規定になっていますが、これはいわゆる憲法で保障されている選挙の平等、公平の原則を敷衍したものであります。このような規定がありませんと、非常に巨大なお金を持っている方は、多くの車を出し、多くの拡声器を出し、その市内の選挙運動ができます。また、お金のない方は、たった一つでやらざるを得ない。要するに武器が対等ではないわけであります。これでは自主的な選挙の公平が損なわれるということで、選挙法でこのような規定を見ているわけであります。

で、この３番目の物品販売に名をかり、拡声器を利用した自主的な選挙運動を行わず、また行わせないというのは、この141条に対する脱法行為を政治家の良心としてしてはならないという精神であるというふうに思います。私は、このように理解をして、この決議案に賛成をしているものであります。

なぜ、この話をここで出すかといえば、やはり選挙行動のしこりが議会に持ち込まれ、最終的な質疑、討論の政治風土を損なってしまうということの根本的な要因の一つになっていますので、その観点からお尋ねをしているわけであります。市長の考え方を聞きたいと思います。

○議長（黒川重憙君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市議会で先般、選挙に関する決議の行われたことは承知しております。議会が自主的に決議をされるという、いわゆる議会行動は、自負において、あるいは民主主義の原則において、我々が特に論評する対象であってはならないと

いうふうに思っております。私も、日野市政を預かるいわゆる行政の責任者といたしまして、地域自治体で清潔、明朗な選挙戦が行われるということは、市民のために大いに歓迎すべきことだ、というふうに考えております。

とかく民主主義の政治のまた一番原点を定めるいわゆる公職選挙法は、なるべく自由に、しかも表現の自由が保障され、市民の認識、判断に努めて的確な反応を持ってもらうという意味で、重要な機会であります。その選挙が先ほど申し上げましたように、適法かつ公正で、明朗、清潔に行われるということは、大変大切なことだと思いますので、決議のことにつきまして、私が論評する立場ではありませんが、当たり前と言えば極めて当たり前な範囲であって、これがまた拘束をしたり、お互いの立場を特に規制するという関係のものではないんではなかろうかと思っております。

今、国政段階におきましても、いわゆる日本の政治の源を定める選挙に関係しますいろいろな法律が、国民の論議にのぼっておるわけでありまして、国民の政治不信をどのように払拭するか、そしてまた政治が、金権腐敗、汚職というふうな、最も民主主義にそぐわない、何か官民のかかわる関係を持っておるということにならないように、国民の意思がはっきりと、国民の政治意識として反映できる、そういう選挙であってほしいというふうに期待をし、願っておるということであります。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　市長も、私も57年から61年、63年と、基本的なこの問題についてはお尋ねをしておりますから、私の考え方も十分御理解いただいているというふうに思うわけであります。今、民主政治の大きな腐敗要因ということをおっしゃいましたが、言われています、いわゆる政治が金で汚れることと、要するに政治が虚偽の言論風土によってつくられること、この二つが民主政治を破壊する２大元凶だというふうに言われているところであります。私は、この決議案の１項、２項、３項が、まさにこの二つの考え方に立脚をしているところでありますから、このことについてお尋ねしているわけであります。

特に私が心配していますのは、この決議に反対をされた日本共産党の方々が与党になっている市長にあるわけなんです。ですから、政治力学的に言えば、共産党さんの支持を得るためには、共産党の方の考え方を採用しなければ、政権が維持できないという構造になっています。この決議案に当然私は賛成できる話だし、しなければいけないというふうに考えていますから、その辺、市長も非常に個人的な政治信念と、どのように一致するんだろうか。この決議案が次の議会で守られるんであろうか、守られないような風

土がつくられるんだろうか、これは非常に重大な問題であります。単なる空文にしてしまうのか、どうかという問題であります。この辺、私は根本的な問題が含まれていると思います。地方政治家も、政治家である前に、人間であります。人間でありますから、ほかの人と同じように、人権の保障があるわけであります。

特に1948年の12月10日、第３回国連総会で、いわゆる世界人権宣言が採択をされて、毎年12月10日が「人権デー」と定められてきているわけであります。今回は、45周年という、人権週間にとっても、非常に記念すべき日に当たっているわけであります。

非常にこの中で興味深い、またすばらしい言葉がございますので、紹介をさせていただきますが、いわゆる東京都の外郭団体の財団法人でありますが、東京都同和事業促進協会のポスターがございます。これは、いわゆる同和問題だけではなくて、すべてに考えられる思想であると思いますので、市長にも目を通していただいていると思いますが、そのポスターにある一つは、すべての人は、尊敬されるために生まれる。二つ目が、差別は人間として恥ずべき行為なのだ。３番目は、私は、人の心を傷つけたくないということであります。これは政治行動においても、また政治活動においても、この人権思想の考え方は、大切な指針であるというふうにも考えているわけであります。幾ら政治家が世界平和を訴え、人の人権尊重を訴える中でも、自分の投票の票拡大のためには、相手方の人権、人格を刑罰で罰せられなければ、また、脱法行為をしても構わないという政治的な行き方は、私はこれは間違いであるというふうに考えております。

その観点から私は、これは当然の決議であります。その点で、市長にお尋ねをしているわけであります。単にこれは議会のおやりになったことであるから、私は傍観者でございます、というふうには言えないと思います。その辺の決意を、私は表明する絶好な機会ではないかというふうに思いますので、お尋ねを再度させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日本国憲法は、国民主権、そして民主主義政治の本来的あり方を示しております、政治道徳の最高の規範と言うべきであろうと思います。選挙戦が具体的に、いろいろな主義主張を市民に、あるいは国民に訴え、理解を求める。そして政治勢力として少しでも大きい基盤を持って、そして信ずるところの政策を実行する、これが民主主義政治の今の、特に選挙制度に定めた仕組みでありますので、その間、切磋琢磨、大いに国民にいろいろな形で主義主張、政権、政策について訴えられるのは、当然だというふうに思います。当事者のまた立場で、いろいろな所見もあるだろうと思っ

ておりますけれど、これまでの選挙で、その範疇を逸脱をしたということは、私は具体的には存じません。

したがいまして、御指摘のことに、私もまさに同感でもございますし、人間尊重、お互いが理解し合うということから世の中は成り立つわけでありますから、公正、フェアに政治活動が行われる。私も全体の奉仕者といたしまして、支持された方、支持されなかった方を特に分けてどうこうするということは、全くございません。政策の考え方について、多少の切磋琢磨の関係はあるかもしれませんが、一つでも多く市民に利益になる、また期待をされる手法を踏みながらやっていくということが、一地方自治体の中でも、当然の民主主義のルールだと、こう考えております。そういう見解を持っているということで、お答えにさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今、市長はそういうふうな、私が心配をしているような政治行動というのは、今まで見たことがない、というふうなお話であります。そう言わざるを得ないだろうというふうに思います。しかし、厳然と事実は、私はここで具体的な物証を取り上げまして、皆さんにお見せをして、証明をした経緯がありますので、その御記憶は市長もおありだというふうに思います。私は、そういうふうな政治行動があったという認識ですから、お話をしているわけであります。

しかし、これは認識の違いですから、それ以上お話は結構ですが、後半の部分で、この決議案は当然のことである。また、人間としての行為の自然なことである、というふうなお話であります。そういう意味で、この決議案については私も、市長も全面的に賛同されているというふうに思います。また、地方自治体の長として、この点についての信念を堅持していただいて、よりよい政治風土をつくり上げるために、汗を流していただきたいというふうに思います。

１点、市長は切磋琢磨の議論をされております。市長も何か過日の記者会見で、ほかの地方公共団体の方のお話を、切磋琢磨の点で、というふうな報道もあったように聞いておりますが、これはその切磋琢磨も、誹謗、中傷の切磋琢磨では困るわけであります。政策的な長所、短所を取り上げて、比較考量して、ですからこちらの方は、こちらの方の政策よりも若干いい政策ではないかと、こういう議論であります。全くこちらが悪で、こちらが善という議論は、政治の調整機能の中では、あり得ない議論であります。そういう意味で、市長のその切磋琢磨という意味は、そういう意味であろうというふうに、当然私も理解しております。ぜひ、この辺の政治風土づくりに、市長も傍観者ではなく

て、勇気を持って一歩踏み出していただきたいということを要望して、終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１の１、より明るい市議会議員選挙をめざして――日野市議会議員の政治活動等に係る決議より――の質問を終わります。

一般質問１の２、日野台、大坂上、豊田、東豊田、堀之内地域の生活基盤整備の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君）　答弁される方には非常に恐縮な一般質問の通告内容になっております。ただ、事前の説明の中でもお話をさせていただきましたが、私も３期目を終わるわけであります。この過去４年間の中で、仕事をさせていただいた中で、心残りといいますか、この辺については、ぜひ研究をしていただきたいし、続行していただきたいし、対策への知恵を工夫していただきたいし、これからも継続してお願いしたいというふうな気持ちで質問させていただく事項であります。一つ一つが非常に地域の市民の方にとって重大な関心事でありますので、率直なお話を賜りたい。また、要望事項としてお話をさせていただく事項もございますが、その辺、特に答弁を求めたい件については、こちらで明確にお話をさせていただきますので、その辺、御了解いただきたいと思います。

第１点目は、平成３年の第１回に、大坂上都営住宅の建て替え計画に関連をして質問させていただきました。いわゆる日野市内の都営住宅敷地容積の比較をさせていただいて、大坂上都営の敷地の面積の割合から見て、また、東京都の住宅政策から見て、周辺の方にも喜んでいただけるような、そういう都営住宅政策を進めている。この観点で、いわゆる複合的な集会施設――文化センターというんでしょうか、そういうふうなものをあの周辺につくるべきだというお話をさせていただきました。当初、都営住宅内の用地はあったわけですが、それではどうしても集会の利用として、いわゆる閉鎖的な利用形態になるということが将来的に予測をされたということで、大坂上都営を離れて、その辺の近隣的な施設ということで、神明橋を市役所方面にわたった、あの一帯の地域を考えているというお話がありました。その計画はその後どうなっているのか、その点を第１点、お尋ねしたいと思います。

第２点は、これはほかの議員の方からもるる出されている問題でありますが、平成３年の第３回、それから平成４年の第１回の一般質問で質問させていただいておりますが、いわゆる循環バスに行くまでの途中過程として、いわゆる連絡バスの話であります。いわゆる一番橋を経由しての市の庁舎、それから市立病院等へ通うといいますか、その交通不便地域へのこのルートを、何回か予算の中でも対策をとられたということもお聞き

しておりますが、その後どういうふうに進まれているのか、どの辺の時期でめどをつけようとされているのか、その概要を再度、現状時点でお話をしていただきたいというふうに思います。

第３点目が、日野台一丁目先でありますが、いわゆるこれは有名な話になりましたが、第三小学校の前の信号機の設置の問題であります。これは本会議の答弁の中でも、日野警察署等も、ここが日野市の中でも最上ランクの危険地域であることを認識して、かなり努力をしたけれども、さまざまな事情で挫折をしているという経緯のお話でありました。挫折という表現は使っておりませんが、しかし、これはやはり日野市の管理課、また日野警察の方の認識にあるとおり、日野市内の中でも確かに一番危険度の高い、事故発生率の高い地域であるというふうに思います。これをこのままの現状で放置することはまずいというふうに思いますが、この辺、どういうふうにお考えになっているか、どういうふうにしようとしているのか。もうしばらく、口が悪いですが、死亡事故が起きるまで見ておられるのかどうかであります。ちょっと口が悪いですが、そういうふうな、いつ死亡事故が起きても構わない、あり得るという場所でありますから、その辺、どういふうに考えているか、お話をしていただきたいと思います。

次が、これは要望事項になりますが、いわゆるＪＲの吹上から東豊田へかかる、いわゆる黒川段丘にかかるＪＲの中央線の歩行者用の地下通路といいますか、いわゆるトンネルをつくる話であります。これは、私も前に紹介させていただきましたが、設計事務所の方に見ていただいております。これは、いわゆる黒川全体にとっての袋路の解消になるだろうということが一つ、それから遊歩道計画に合致をするということが一つであります。それから吹上地域の生活道路の利便性から考えて、大事な話だろうと。特に堀之内踏切が朝夕のあかずの踏切になりつつありますが、この辺からも大切だろうと。ですから、地域にとっても、また日野市全域からとっても、これはいわゆる住民エゴの発想の話ではないという観点から、質問をさせていただきました。ぜひ、この辺についての対策を、どういうふうに考えているか、これは一言御答弁をいただきたいと思います。

順序不同になりますが、次が堀之内踏切、いわゆる黒川踏切の拡幅の問題であります。これは平成２年の３回に、また平成３年の第１回目に質問させていただいておりますが、いわゆるここで交通量の実態調査も、黒川踏切のところでは、その実態を市長にもお見せしたことがあります。現状では黒川踏切につきましては、交通量が、堀之内踏切のいわゆる東豊田陸橋ができた関係で、かなり激減しましたけれども、この踏切拡幅の問題は、やはり残っている課題だというふうに思います。再三答弁いただいていますが、最

後の質問になりますので、お尋ねをしておきたいと思います。

それから、いわゆる駒形公園に市民プールの改築工事が行われてまいりました。まだこれからも続くわけでありますが、この施設を、いわゆる夏以外は遊休施設になってしまいます。せいぜい使われても、７月、８月、２カ月間である。あとの10カ間は眠った施設になってしまうので、これを何か地域の方、また周辺地域の方にも使えるような形態がとれないか、ということも質問をさせていただいた経緯があります。この辺、どういうふうにお考えになっているか、この話もお尋ねをしておきたいと思います。これは平成３年の３回の質問であります。それから平成３年の４回でありますが、いわゆる浅川、多摩川の自然公園化構想という構想の中で、いわゆる建設省も湧水計画を持ち、その中でいわゆる東屋といいますか、休憩所といいますか、そういうふうな計画を持っている。日野市も、この浅川、多摩川自然公園化については、力を注いでおりますので、この建設省の考え方とタイアップをして、特に浅川から多摩川合流点へ向かう中に、何カ所かそういうところを設けてはどうか、ということを提案をさせていただいた経緯があります。これはこれからも生きていく構想だと思いますが、この辺、どのようにお考えになっているか、お話を賜りたいというふうに思います。

それから、いわゆるこれも有名な話になりましたが、多摩平の下水処理場跡地の問題であります。これは平成３年の第１回、平成４年の第３回にも質問させていただいておりますが、これは率直に言わせていただきますと、日野の市長選のときに、あそこは葬祭場として構想を持っているけれども、それは撤回いたします。皆さんの市民の方、地域の住民の方が納得できるようなものに計画を変更いたします、というふうに市長はおっしゃったということを聞いておりますが、そういうふうに理解してよろしいのかどうかであります。私はそんなことを言った覚えはない。計画的には、変わっていません、というふうなお答えなのかどうか。その辺、いろんなお話が入っていますので、その辺を明確にしていただきたいということが最後の質問であります。

要望事項といたしましては、これは再三指摘をさせていただいて、また建設部の方も、相武国道等に働きかけて、５割方解決を見ている点でありますが、いわゆる大坂上二丁目24番地先の甲州街道のり面の工事の問題であります。この辺については、あと一部、２カ所ほど残っているわけでありますが、ぜひ、日野市の方の知恵を結集していただいて、非常に難しい問題があると思いますけれども、上に住んでいる方の生活の安全性のためにも、また、下を走る自動車の利用者の方々のためにも、この問題はぜひ解決をしていただきたいということを、この点は要望をさせていただきます。

さらに、東豊田三丁目の30番地先の問題も、同じような甲州街道のり面の問題があるわけでありますが、この辺については、東京都の都有地になったということで、市の方の尽力も大変大きかったと思います。引き続き、この辺についての、危険区域としての危険度を注意深く見守っていただきたいというふうに、これも要望させていただきたいと思います。

以上、長くなりましたが、よろしくお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、ただいまの質問の中で、企画財政部の関係のお答えをしたいと思います。

まず、第１点でございます。大坂上都営住宅に関連してのいろいろ経過があるわけでございますが、それについて、どうなっているかということでございます。現在、大坂上都営住宅につきましては、第１期工事が進捗しているわけでございます。２期工事のスタートまでの間には、市がやはり中央線の東側、具体的には矢の山橋のふもとということで、この用地を求めてきた経過があります。この用地を求めてきた経過の中には、児童館、あるいは学童クラブ、地域の地区センターというような要望の中で一定の面積を求めてきた経過がございます。その後、その場所に東京都から、都営住宅を建設する協議がありました。現状の中では、大変財政負担も、この３施設をつくることによっての負担部分としては、かなりの高額になります。よって、現在、東京都とその用地につきまして都営住宅の一定の階の中で、１階部分を利用する方法で協議を進めているところでございます。建てる場所につきましては、当初からの予定の場所でございます。３施設を包括したものをどこに入れるかということは、これからの具体的な協議になりますが、一定の協議を進めているというのが実態でございます。

なお、２点目の連絡バスでございます。過去の御質問の中の、一番橋を経由した連絡バスということでございます。ことしの３月に東豊田の陸橋が開通したことを契機として、日野駅、市役所、吹上、一番橋、南が丘、鹿島台住宅、高幡不動駅ということで、通称ではございますが、南平路線ということで運行に努力しております。まだ南が丘で一部住民の合意に至っておりませんが、少数ではございます。なお、努力中でございます。予算も当初予算に計上願って、目標として10月に運行をしたいという計画で進めてきたわけでございますが、交通安全対策の面で、既に警察の実踏も終わっております。一部幅員の問題で、道路整備の問題が指摘されているわけでございます。よって、その整備を早く整えて、来春には目標を置いて、運行を開始したいというふうに思っており

ます。

なお、質問が飛びますが、最後の８番目の質問でございます。多摩平下水道跡地の利用計画ということでございます。質問者からもお話がありましたこの場所につきましては、過去何回か、大勢の方の質問を受けております。現状におきましては、この跡地につきましては、全く白紙の状態で、用途地域の変更を考えながら、全市的な立場から利用計画を立てていきたいというのが、今の現状でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　建設部にかかる質問にお答えいたします。

まず最初に、日野台一丁目先の三小信号機の設置の件であります。質問にもございましたように、一たん可能性として信号機が設置される望みが一時あったわけですけれども、本庁実地踏査の結果、これが難しいという結論になったわけであります。理由は、変則的な交差点であるということ、それから日野自動車の東側ですか、Ｆ８号線と呼ばれている市道の幅員の問題、これに入る車だまりがちょっと不足ということで、この拡幅の問題も、いろいろ関係地主との交渉もやってみたんですけれども、それもちょっと暗礁に乗り上げているということで、現状のままでは、信号機の設置は今も不可能と考えております。

そこで、道路管理者として、やはりいずれも市道でありますので、市道の管理者としての道路安全の見地からも、これにいろいろ工夫をしてみる必要があるという観点から、主に事故の原因でありますＦ９号線であります。日野自動車の第二多摩寮の北側を、この幹線に出る道路でありますが、これをなるべく直角にこの幹線に誘導する。特に、右折車両がこの幹線の反対側車線にきちっと出る誘導をしなきゃならない。それからそのために、歩道橋の周辺の歩道の拡幅、マウントアップした形でこの車の誘導をする。それから、幹線の中央にポストポール等を置いて、道路の幹線の道路の中央が明確にわかるように、区分できるように、大体、こんなような形で日野警察の方といろいろ協議を進めてきている段階であります。本庁協議もほぼ整ったということも情報として入っておりますので、今後、これを具体的に施策化を考えております。

それから次に、堀之内踏切の件であります。これは特に、3・4・14号都市計画道路の一番橋方面からの開通に伴って、道路交通量の変化が当然見込まれたわけであります。ただ、堀之内踏切を渡って多摩平へ直接通り抜けを誘導するというのは問題があるという判断から、道路標識等で市役所側への幹線に誘導する措置をとっております。ある程

度効果が上がっていると考えております。当時、踏切の件につきましては、並行して黒川踏切の問題がかねてからございました。黒川踏切の方が道路幅員も狭くて、通学・通勤者、あるいは自転車、通行者等が非常に危険な状態である。これは、ＪＲ当局もよく承知している問題でもありますし、市としても、より深刻な状況は黒川踏切の方であろうという判断から、黒川踏切についての拡幅協議を進めてきているところであります。しかし、やはりこのＪＲ当局の考え方も、踏切はなるべく立体交差化が、これは最も理想的であるという、そういうことを誘導するために、なかなか単純な拡幅、あるいは黒川踏切のように、拡幅及び一方通行の規制緩和、そういうような問題には非常に慎重な態度をとっております。あわせて、拡幅をする場合には、他の踏切の廃止とセットする形が条件である。このようなことから、日野市としても、この実現方、黒川踏切の方を優先する形で協議に入っております。道路管理者としての事業ということになろうかと思います。これにつきましても引き続き、協議をして、なるべく早い時期に実現方に努力してまいりたいと思います。

それから、浅川、多摩川の自然公園構想、河川管理者であります建設省が、このような考え方を示しているわけでありますが、日野市におきましては、「水に親しめるまち」というのを一つのテーマに置いてまちづくりを進めており、御質問の趣旨に沿って、遊歩道計画の一環として位置づけて、建設省と協議を進めてまいりたい、と前回、御回答申し上げました。その後、協議により、建設省において、多摩川、浅川をネットワークした具体的な公園化構想は、まだないということであります。浅川堤遊歩道整備事業というのは、日野市で事業化を行っておりますが、この中で浅川と程久保川合流点において休憩所、東屋構想というのがあるわけですけれども、この設置を含めた事業について、協議を進めております。一部災害対策機能、具体的には増水時の堤防破壊等に備える木流しに使う植栽、こんなようなのを導入することをある程度条件が出されております。今なお、協議を細部にわたって進めているところであります。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　それでは６点目の御質問でございます、駒形公園市民プールの有効活用につきましてお答えを申し上げたいと思います。

平成３年の第３回の定例会で夏井議員さんより、管理棟を少し大き目にして、地域の方に年中ということではなくても、日にちを決めて使うような形を追求していただきたい、というような御質問をいただきました。その後、市民プールの実施計画の中で、最

大限の管理棟を建ぺい率の許す範囲でつくったわけでございますが、そのでき上がった管理棟の大部分は更衣室ということで、コインロッカーがたくさん、100本強設置してあるわけでございますが、この管理棟の大部分が更衣室であるために、ここを他の目的に使用するということが、なかなか困難であるというふうに考えるわけでございます。しかしながら、２階にあります小規模ながらの会議室等につきましては、地域の方々が何らかの形で使用するということは十分可能である、というふうなことを考えますので、対応していきたいというふうに考えております。

各市とも、この市民プールのシーズンオフの活用につきましては、いろいろと考えているところでございますが、なかなか妙案が浮かばない。ことしから府中市が、流れるプールのそこをスケートに、12月から２月まで活用するというようなことが聞かれております。なかなか経費も5,000万円強かかるような状態でございますが、入場料等で半分ぐらいの収入があるというふうなことも聞いております。日野市の市民プールにつきましても、第２次工事が完了し、さらには階段堤防といいますか、スーパー堤防ができ上がった段階で、あの一帯で何かの形で使っていければというようなことで今、体育課の方でも真剣に考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　それでは、御答弁をいただかなかった件も含めまして、要望事項とさせていただきましたが、かなり難しい問題が、実際にそれを実行する段階では、質的にも量的にも、困難を伴うということも、私も最近、理解を持つようになりましたけれども、どうか、いろいろな御苦労があると思いますが、最終的には、長期的にはこれを直さなければいけない、取り組まなければいけない問題なのか。これは要するに、市の行政の事業の中では、いわゆるぜいたくな話、ランクづけとしては高順位の話なのかを見きわめていただきながら、困難があるものでも、ぜひ知恵を絞っていただきたいというふうに最後に要望いたしまして、終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１の２、日野台、大坂上、豊田、東豊田、堀之内地域の生活基盤整備の質問を終わります。

一般質問１の３、公団３ＤＫ20万円家賃対策――多摩平団地建て替えについて日野市でできること――の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君）　この問題については、たびたび質問させていただいていますから、またどうしてやるのかなというふうに思われる方もいらっしゃると思うんです。し

かし、約2,800戸の大きな多摩平団地に住んでいる方のお話を聞きますと、現在住んでいる住宅、要するに生活が根底から揺るがいでしまうというふうな事業内容になっています。ここでは端的に、公団の３ＤＫで20万円の家賃。これはいわゆる傾斜家賃でありますから、８年後にこのようになるということであります。ただ、８年後にそうなるといっても、物価は上がりますし、税も上がりますし、その割には所得の伸びが低いというのは、前に一般質問でもさせていただいた経緯があるとおりであります。

ですから、20万円の家賃を払う年間収入の世帯というのは、どの辺の層なのかということも、公団でも一応その基準は持っているわけですが、35年以上たついわゆる多摩平団地の市民にとっては、到底無理な世帯の所得構成になっております。この副題として、いわゆるこの建て替えについて、日野市でそれでは何ができるかということであります。実態として、これが一番の中心になるわけですが、要するに３ＤＫで20万、１ＤＫで10万の家賃という中身を、最近の参考例として申し上げますと、平成３年の指定の緑町の団地、これは武蔵野市にありますが、この３ＬＤＫで66平米。これは間取りが若干広いと思います。ここで17万2,000円であります。それから西経堂の団地、これは世田谷区でありますが、間取りが66平米で、３ＬＤＫ。これが19万8,000円であります。それから平成５年の指定でありますが、いわゆる草加団地、これは埼玉県の草加市でありますが、これはかなり間取りが大きいです。４ＤＫ、78平米。これはいわゆる建設省の文化的な住宅としては、あるべき姿としての指導の中では、これは適合しているものでありますが、要するに最低このぐらいなければいけませんよ。それ以下の建物については、建ててはいけませんよ。むしろ国の政策としてはこうあるべきだという、この４ＤＫが20万4,000円であります。で、この草加団地の20万4,000円を旧来の家賃と比較をしますと、３Ｋでありますけれども、テラス住宅になるんですが、これが現行４万2,250円ということであります。ですから、４倍から５倍という上げ幅になるわけであります。その中で、さまざまに公団も実際に事業を始めて、いろんな矛盾点を感じ始めております。

過日のテレビ報道でも、強制執行の問題が光ケ丘団地でありましたし、また横浜の方では、住民の住んでいる方が、住宅の公団のいわゆる都市整備の設計図を変更させた経緯というのもございます。公団の方も試行錯誤を現実にはしている状態だというふうに認識をいたしておりますけれども、日野市で何ができるかということであります。ちなみに公団のいわゆるこの高家賃対策については、さまざまな手が、また方法が発表されていますけれども、まだ実質的な中身については、見守らざるを得ないというふうな状況が出ておりまして、制度としてそれが実現するのかどうか、これからの課題になって

おります。

その中で一つは、公団の高家賃に対する対策としては、傾斜家賃制度であります。これは先ほど申し上げました、８年後というふうな問題であります。

もう一つは、いわゆる地域リロケーション住宅の建設であります。この辺についても発表いたしております。

さらに今年度の予算要求は少ないようでありますが、いわゆる公営住宅の併設について、公団は建設省の方に予算要求をいたしているところでありますが、いわゆる公営住宅の併設、公営といいますと、都営、市営を含むわけでありますが、こういうふうな政策も打ち出してきているということであります。

それから高齢者対策としては、家賃の特別減額措置期間、これをその方が終始いらっしゃる間、という形を国会の予算分科会との質疑を踏まえて、このような提案をしてきております。ただ、問題は、このような対象になる方が、非常に少ないという現況が、調べれば調べるほど、出てくるわけであります。いわゆる該当者がほとんどいないという現状が、実態としてはあるようであります。

それから非常に魅力的な制度でありますが、借り上げ住宅制度の問題であります。これは地方自治体でこの制度を採用しておりますけれども、端的な話でさせていただきますと、公団が建てた建物を東京都が借り上げる。日野市の方でも、借り上げ住宅を行った経緯があるわけですが、あの方式を採用するということであります。それではその財源はどうするかという問題が出てきます。端的に言わせていただければ、ここが約2,000戸ふえる可能性があります。市の住宅政策の中でも、具体的な数字が多摩平団地を建て替えた後、これだけの戸数になりますよ、ということが発表されております。

それを踏まえますと、今述べました借り上げ住宅までの制度の中、さらには、これは私の提案でありますが、公団は建設費の暴騰を挙げております。建設費がかなり上がってしまうので、家賃にそれを反映せざるを得ないんだという論法であります。根本的には、土地を時価評価いたしておりますから、これは片手落ちの議論でありますが、そういうふうにおっしゃるならば、建設費の一部を市の方が補助されるという対策をとれば、可能ではないか。じゃあ、その財源はどうするかということでありますが、これは約2,000戸の世帯がそこにふえますから、これは質問通告しておりませんので、お話ししませんけれども、前に質問させていただいた中で、子供２人の標準世帯で、どのぐらいの市税が入ってくるのかということを質問させていただいた経緯がありますが、この市税の増収分が相当ふえます。この辺を財源として工夫できないかということであります。

そういうふうな形から、なるべくいわゆるお年寄りの方も、具体的に住めるような形態というのを道筋をつくっていくということが地方自治体でもできるような形になって、提案をされているわけでありますが、この辺、市の方ではどこまでお聞きになっているのか、公団との交渉の過程でどこまで話が進んでいるのか。現状と、それからどのような今、公団の方、また建設省の提案、私の提案もありますが、どういうふうにこれを考えておられるのか、その辺の基本的な考え方、交渉の進め方、この３点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、多摩平団地の建て替えにつきましては、ことしのこの11月の初旬に住都公団より日野市に、基本的な考え方が示されております。これは試案という形で示されておるわけでございます。この内容といたしましてまず、戸数2,000戸を増戸したい。それからすべて賃貸住宅としたい。それから既存の樹林地、こういうものは積極的に保存をしていきたい、ということでございます。さらには、高齢者等に対する家賃の特別の配慮もしていきたい。それから、この開発に当たりましては、日野市の住みよいまちづくり指導要綱を遵守してまいります、というのが基本的な試案として示されておるものでございます。市はこの試案を受けまして、今後、この地域は用途地域の変更も当然絡んでくるわけでございますので、これを含めまして、福祉関係、それから教育関係、清掃関係と、いろいろと多岐に問題点がわたりますので、全庁的に協議をしていきたいというのが、その考え方でございますけれども、まだ具体的な協議に入っておりません。ただ、この高齢者等の家賃の特別の配慮という中には、当然、今後検討する中では、ただいま議員さんの方から御指摘がございますリロケーション住宅、それから公営住宅の併設等も含めた形で、今後検討はしていきたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　ありがとうございました。

これは、ちょっと市長にお尋ねをしたいんですが、今、都市整備部長の方から、都市のまちづくりも含めてさまざまな制度を考える中で、市の対応ができるものも当然検討対象として入っているというお話でありましたけれども、その辺、市長はどういうふうにお考えになっているか。特にもう少し、その中で実現の非常に可能性が高いのは、いわゆる公営住宅の併設があるわけですけれども、都営の２種住宅をここで私、述べていますが、いわゆる500以上の団地の建て替えでは、建設省も公団も、公営住宅の併設を

打ち出しているわけです。その中で、これはかなりどの辺の話になるのか、よく見えない部分もありますが、その団地の居住者が公営住宅を希望したような場合、要するに所得的な問題で希望した場合には、希望した数だけ対策として用意いたしますよという話であります。これは借家法の精神からいっても、私はそうだと思います。要するに立ち退きを迫って、現実に住めない家賃をやるということは、立ち退きを迫るということですから、立ち退きを迫る以上は、立ち退きをされた場合の不利益と、それから立ち退きをさせた公団の利益とそれを比較考量して、それだけのものを対策を立てるというのが借家法の考え方ですから、やはり公団がおっしゃっている話というのは、これは居住権の確保からいって当然だろうというふうに思うんです。

今、多摩平の団地の中で、どういうふうな現状があるかという家賃負担の問題ですけれども、いわゆる公団に住む対象の方はどういう所得階層かということがあるわけですけれども、いわゆる第３分位以上というふうな形があるわけですが、それでは今、35年を経過した多摩平に住んでいる方がどういふうな階層に入っているかということでありますが、482万円未満の所得――年間所得ですが――未満の第１分位の方が58.5％であります。それから第２分位、621万円未満の人が21.3％、これは概数です。それから第３分位になる方が777万円と、こういうふうな形です。ですから、公団は対象として第３分位は、この中では２割しかいらっしゃらない現状があります。ですから、８割の方が第３分位という形になっています。ですから、当初の入居されたときには、所得が高かった階層の方も、子育てが終わって、老後の生活に入られている方が44％いらっしゃるわけですが、そういう方を含めるとこれだけの変化があります。この変化を無視して公団は、いわゆる３ＤＫで20万円の家賃を支払いなさいよと、こういうことをおっしゃっているわけです。それを具体的には、特別減額家賃措置とかということでしていますけれども、これも具体的には適用される人がほとんどいないという現状ですね。この辺をよく調べていただかなきゃいけないわけですけれども、ですからそれで、今いろいろな対策を希望していますし、提案もしているわけです。その辺、市長はどういうふうにお考えになっているか。

もう長年市長も、この辺については要望も聞いていますし、実態的なこともされています。じゃあ、地方自治体として家賃を下げなさいとかなんとかという権限は持っているわけじゃありませんから、お願いをする程度だと思います。じゃあ、それ以上何が、もう一歩住宅を確保し、今の生活を、現行水準の生活を維持しながら住宅を確保できるかということを、知恵を絞らなければいけないわけですが、この辺、市長は、どういう

ふうに今の現状の時点でお考えになっているのか、その辺を聞きたい。

特に指名参加とは言いませんけれども、横浜市の方でいわゆる住んでいる団地の方が、まちづくりのときに、アドバイザーとしてその協議の中で意見を述べさせていただくという場を設けている自治体もあります。調べていただければわかりますが、あります。そういうふうな場も、私はいずれ出てくる必要があるんではないかと思いますが、その辺の手続的なことも含めて御答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、都市整備部長が、ある範囲のことをお答えしておりました。11月初めだったと思いますけれど、新しく就任をされた住宅都市整備公団東京支社長が、数名の政策担当の職員だと思いますが、お連れになって、日野市にあいさつと、それからこれまで日野市で提唱しております使用事項についてのお答えという形で、若干の意見交換をいたしました。これまで市が提案をした、あるいは注文をしたということにつきましては、今、公団側の回答ということで部長からも説明をしておりました。いわゆる現在の2,800戸、これに2,000戸の戸数をふやすと、合計4,800ということであります。原則として日野市は、その増戸計画も認めると。そのかわり全戸が賃貸住宅であるということであります。当初には、一部非公社もあるので、分譲マンション風な分譲住宅をつくりたい、こういう提言もありましたが、日野市の場合は、本来が多摩平団地はすべて賃貸であるということ、それから国が行う住宅政策というのは、いわゆる比較的若年層、勤労者の方々の居住をしやすくするということが大きな政策の理由だと思いますので、日野市の場合は、全戸が賃貸であるということ、そのことの承諾を――承諾といいますか、東京支社として市の意見に同意をするということであります。

それから日野市は、緑と清流を最も市政の最優位のスローガンにしている自治体でありますから、木は少なくも減らさない、あるいは切らないというぐらいな基本的な考え方を持ってほしいというふうに提唱しておりましたが、これに対しては、全く御意見に沿う意思である、こういうことであります。

それから、現在の居住者、１世帯といえども、あるいは１人といえども、身の振り方、あるいは家賃の負担、これらに対して困るということがない状態をつくりなさい。これも原則としてオーケーだということであります。

それから、日野市には都市計画事業、それに伴う「住みよいまちづくり指導要綱」があらゆる開発に適用しておるわけでありますが、それ以上の自治体との責任分担を積極的に指導を受ける、こういうことであります。

それから、支社長と特に意見交換をいたしましたのは、多摩平団地の現在の住民、あるいは今後居住してこられる方は、すべて日野市民でありますから、受益代表は日野市が直接行うということを承知してください。直接団地自治体と、個々のことはともかくとして、原則的、総論的なことはすべて市が当事者になるということを承知してください、というふうに申し上げております。自治省出身の支社長だということで、自治体の長がおっしゃることは全く、またそれでなければ、建て替えは実現できるはずがない、こういう言い方で、全国的な理解と信頼関係のもとにやってまいりますと、こういうお互いの協議の機会になっております。それ以上のことはこれから個々に、従来企画担当で大まかなことを受け答えをしておりましたが、具体的に都市整備部、都市計画課において、まず入り口は都市計画上のことから協議いたしましょう。それはまず用途地域のこと、あるいは関連都市計画事業、またアクセス道路のこと等があると思っております。まだ内部的に調整を大きく続けておるということではありませんが、今まで一番開発に伴って、課題といたしましたのは、小学校、中学校のいわゆる学校施設、あるいは給水、下水のいわゆる能力の問題、またごみ処理等の問題、それから住居される方々の日野市民としての福祉政策、福祉対策の保障ということがあるわけでありますので、それらのことを一つ一つ原則として解決を図りながら、要するに１期、２期の期間に分けて、およそ十数年間かかるということでありますから、その期間の中で具体的に生ずるすべての問題を市を通してこの衝に当たります、というふうにお伝えしてあります。

したがいまして、御質問の、日野市のできることは何かということでありますが、私は、原則的、総論的なことは、すべて市が行うというふうに考えてよろしいんではないかと思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　市長のおっしゃっていることは、ほぼ理解をしましたけれども、これは確認なのか、私がちょっと誤解をしているのか、鈍いのか、ちょっとこれは皮肉じゃなくて、あれなんですが、今おっしゃっていただいたように、日野市で何ができるかということであります。私、自治体としての権限があるだろうというふうに思っていますから、市長もその中の御答弁だというふうに思うんですけれども、それで先ほど、要するに家賃について、お一人でも生活の不便がないようにしなさいよと。公団の方では、わかりました。公団の方でわかったという内容は恐らく、今私が申し上げた公団の政策だというふうに思うんですね。ところがこの公団の政策も、紙上では発表しており

ますけれども、具体的な内容が見えてこないという現実は、市長も御存じだろうと思うんです。終身制度の話にしても、適用がどこまであるかということも不明確だろうと思うんです。で、市が私はできることは、先ほど申し上げた提案の中に、かなり入っているんではないかということで、この問題を具体的に、公営住宅の併設という一つの例を取り上げてお話をさせていただいたわけです。まさにこれが内容としては、１人でも不如意な生活になる人を出さないということの具体的な手法だというふうに思いますので、その辺も市長はどういうふうにお考えになっているか、この辺あたりの御答弁をいただきたいなということなんです。市のできることというのは、私が主に言っているのはそういうことなんです。

あともう一つ、今、手続的な話も、市が窓口になって対処していきます。都市計画の見直し、平成７年を射程においてのお話だと思うんですが、その中で約2,000戸ふやすということで、これに伴うさまざまな問題についてやっていきます。これもおっしゃるとおりだと思うんですが、その手続の手法の中で、これは市の方として煩わしいかもしれませんが、例えば公団と市の方が、住民のいろいろな考え方、心配、それから居住水準の問題、それから日照権の問題、要するにウナギ形式のような公団になるのか、この辺の問題も随分、設計の段階でいろいろ市民の利益を、意見を反映するような作用をしてくださるわけですが、そのときに、100％住んでいる方の要求を通しなさいということを私、申し上げているんではなくて、当然の、いわゆる建設省が打ち出している文化的な基準の住宅に近づけるような、あの基準をもとにして、市民の方からも、要するに団地に住んでいる既存の方々からも、意見を吸い上げるような場面の作業を私は手法としてすべきではないかと。

それは一つは、三者協議みたいな形で出ていただくのも一つの方法、手法でしょうし、また、市の方の窓口になっている方と、そういうふうな打ち合わせをさせていただくというのも手法だと思うんです。市の行政の中で言えば、煩わしい問題を抱え込んだというふうな発想もあるかもしれませんけれども、そうではなくて、ほとんどの住民の方も、市の行政のあり方、公団のあり方も理解しております。非常にエゴむき出しのむちゃな要求をしている方は、ほとんどいらっしゃらない。きちんと話をすれば、我慢すべきことはするという、それだけの良識は持っていらっしゃいます。そういうことも含めて、その辺の建て替えの手続的な過程で、やはりそういうふうな窓口を、これだけ、2,000戸もふえるという大きな事業ですから、その手法を私はとっていただきたい。

身近な例で言えば、小さなところの建物の問題についても、計画課の方で苦労されて

いますけれども、市民の方の話も聞かれているという場面があります。まして相手が公団、公営的な事業を営む団体ですから、その辺の御理解は私はあるというふうに思います。最後にこの辺の手続的なことをぜひ、団地に住んでいる方にも納得いただけるような、そういうふうな場を、継続的な場としてつくっていただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１の３、公団３ＤＫ20万円家賃対策――多摩平団地建て替えについて日野市でできること――の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時35分　休憩

午後１時10分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問２の１、「日野新時代」を築くために女性の参画をの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔21番議員　登壇〕

○21番（奥住日出男君）　それでは、「日野新時代」を築くために女性の参画をと題しまして、一般質問させていただきます。

女性の問題を女性が聞くということはごく常識的で、過去、そんな傾向が強かったわけですけれども、男がこういう質問をするということで、何か興味があるやにも聞いております。時代が変わったんだなというようなことでもって、御回答の方もひとつ前向きにお願いをしておきます。

もう既に御案内のように、女性の果たすべき役割が、地域社会の発展とともに、大きくなっているということは、御承知のとおりでございます。とりわけ今の時代、多くの方が、豊かさの基準を「モノから心に」求めてきている、こういう傾向が大変強くなってきている。このことは、思いやりのある地域社会を建設していこう、こういうことでございまして、そのためには、はかり知れないほど大きい女性の力が必要である、このように感じているところでございます。しかしながら、まだまだ女性の社会的地位が低いというのが実情でございます。いまだかつて、多くのところでもって、男は仕事、女は家庭、こういう伝統的な考え方が根強く残っている。

こういうことにほかならないわけでございますけれども、間もなくやってきます高齢化時代、この社会がどんな状態になるのか、多くの市民は不安を抱いていると思います。私は、各分野への女性の参画を目指すことが新しい時代の不安解消につながり、女性の社会的地位の向上に結びつくものと日常活動の体験から確信をしておる一人でございます。手前ごとになりますけれども、地域の中で、いろいろと青少年の健全育成に携わってきた関係上、いろんな行事に参加し、企画もしてきているわけでございますけれども、ほとんどの方が女性、ことし、地元でもって育成会のキャンプに奥多摩に行きまして、男性は２人、あとは全部女性という、こういうことでございまして、こんなに頑張っているのに、なぜ女性の地位が向上しないのか、大変がっかりしたことを、きのうのように思い出します。

こういうことから、今回この質問を取り上げたわけでございますが、第３次基本計画の中に、女性の社会参加の推進がうたわれております。そして、その中で課題として、女性の社会的地位の向上を図るには男女平等観に立ち、全市民的課題として取り組む必要性が述べられております。その施策として２点ございまして、１点目は、男女共同社会の実現。二つ目が、活動条件の整備。こういうことを取り上げておるわけでございますけれども、残念ながら、具体的にそれではどうするのかということが、全くわからない。これらも踏まえまして、５点について質問をさせていただきます。

まず１点目、男女共同社会の実現を目指すためには、女性の持っている能力を発揮してもらう、こういうことは冒頭申し上げましたけれども、特に意思決定の場に、その必要性が最近、とみに高まってきている、このように感じておるところでございます。そこで、女性職員の職務についてまずお尋ねしたいと思います。現在、市の女性職員の数が721名、これは全職員の47％に当たります。この721名の女性職員が本来の職務を遂行しておられると思うかどうか、まず御見解をお伺いしたい。また、役所の中には、現在130名の管理職の方がおります。そのうちの女性の管理職は10名、８％弱という数字でございます。10名のうち３名が病院職、多いか少ないかわかりませんけれども、結婚退職等いろいろ女性にはハンディというのか、問題点がございますけれども、管理職登用についてどのように考えているか、これをお聞かせいただきたい。

２点目、女性の意見が市政に反映されるように行政委員会や審議会等に委員が選出されておりますけれども、その比率等についてどのように考えているか、お聞かせいただきたい。たしか総理府の調査によりますと、国ではこういった委員会には15％程度の女性を登用したいという計画があるんですけれども、日野市としてはどのようにこれを考

えているか。

3点目、女性センターと女性社会事業協会の位置づけについてお聞かせいただきたい。私どもが認識している女性センターというのは総合的な窓口であって、いろいろと活動の場である。一方、女性社会事業協会というのは、セクションでいくと事業部になるのかなと、こんな、間違ったら申しわけないんですけれども、私は認識をしております。こういった点について、見解をお聞きしたい。

第4点目、女性社会事業協会の業務、これは福祉事業団の業務と関連している内容がございます。その点についてどのように評価し、見解をお持ちか、お聞かせいただきたい。

最後の5点目でございます。昨年の12月定例会、ちょうど1年前でございますけれども、女性センターの建て替えに関する請願が採択をされました。1年が経過をいたしましたけれども、残念ながら、第3次基本計画の中にはそのことが具体的に施策としてのっておりません。女性の活動状況、多くの分野での貢献度、さらには今後への期待等考え合わせますと、現在のセンターは、活動の拠点としては余りにも貧弱過ぎる。それと女性センターの存在を市民が余り知らない。

過日、ある女性から、義理のお父さんの介護の問題で相談を受けました。福祉部へ行って相談を受けたいということだったんですけれども、それもいいでしょう。ただ、日野市には、女性センターもありますし、社会事業協会もありますし、さらには福祉事業団もある。そういうところへ行って相談されるのも一つの考えではないんでしょうか。決して福祉部へ行くのが悪いということじゃなくて、そうしたらば、ああ、そういうところがあるんですかという、こういうことだったんですね。大変残念だったんですけれども、こういったことを整理しますと、私は活動の場の充実を図る策として、「女性会館」なるものの新設を要望したい、このように思っております。このことは、時代の要請でもあり、全市民的な課題であるとも思っております。冒頭申し上げましたように、新しい時代、女性の力を何としてもこういった市民の運動に活用していただきたい。それには活動の拠点が必要である。女性センターの建て替え、これは請願で採択されておりますけれども、都内の多くの区、あるいは近隣の町の状況を見ますと、近年、多くのところでもって女性センターなり女性会館の新設が目立ちます。これはとりもなおさず、女性の社会的な地位を向上しよう、女性の持っておるノウハウ、大変細かいところまで気がつく、そういったものも総合的にかりる。そして、心豊かなまちづくりに貢献していただきたいという、こんな願いも、私は含まれているんではないかな、こんなふうに思

うわけでございます。

私の構想としては、女性会館なるものを建設して、これも目立つような建物で、あの建物は何なんだ。あそこに行って、お茶でも飲んで、悩みごと等を聞いてもらったり、あるいは学習等する。さらには、事業も何か与えてもらえれば、こんな願いを持っていただけるような、そういった目玉的なものが日野市には今全然ないものですから、そういうものをつくることによって、市民の意識も変わるし、女性のやる気も起こるし、まさしく時代の要請である、こんなふうに認識をしているところでございます。したがって、このことを基本計画に盛り込むべきである。このように考えますけれども、御見解をお伺いしたいと思います。

以上５点について、御答弁を願います。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　１点目の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど議員さんの方からも、数値のことがちょっと出ましたけれども、11月１日現在で、日野市の職員は1,538名でございます。そのうちに女性が721名、ですから全体の46・9％は女性でございます。一方、それでは病院とか現業におきますとどのくらいかといいますと、全体で980人いるわけですけれども、女性が全体の43.9％という数値になっております。それで、日野市のいろいろな職場がございますけれども、職場においては、女性が全体を占めている職場も幾つかあるわけでございます。例えば保母さんであるとか、栄養士、幼稚園の教諭、児童更生員、病院の看護婦さんもそうでございます。それから学校、保育園の調理員も男性が入ってきたとなっておりますけれど、まだ約６割以上は給食調理員さんは女性で占めているのが現状でございます。そういう職場もありますけれども、一方、一般に事務職と言われている姿を見ますと、591人全体でいるんですけれども、そのうちに女性職員は177人ということでございます。そのような観点から、一般事務職と、また逆に技術の面もそうでございますけれども、有能な人材をその方面へどんどん昇格して、管理職になってもらうことは大変結構なことだと思っておりますし、日野市においても、理事者の意向もございますけれども、できるだけ女性の管理職への登用を心がけているところなんでございますけれども、さっき御発言ありましたように、課長は全体で46人いますけれども、３人の女性の課長さんです。また課長補佐が51人中２人というような現状でございます。部長に至りましてはゼロでございますけれども、今後とも、女性の比率もそう低くないわけでございますから、管理職へ登用を市としては、従来もやっていましたけれども、今後も心がけていきたいという気持ち

は持っているわけです。

あくまでこれはつけ足しになるかもしれませんけれど、実際に管理職になる年齢が今少し日野市は高くなっているわけです。課長補佐になる年代が、約46歳から47歳、課長になるのがですから、49歳以上です。そのような現状で、できれば課長はもう少し40代の前半になるのが好ましいとは思っておるんですけれども、これもいろいろな人事の構成上、現状はできないことがありますけれども、そのような今、過渡期へ来ているという認識は持っております。今後とも、女性職員の登用については心がけるということを結論にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　２点目以降についてお答え申し上げます。

今、総務部長の方から申されました、職員の採用自体では、都下各市の中では、女性の採用状況は一番多い、トップの方でございますが、この類似団体及び近隣市に比較いたしまして、各種の委員会等への女性委員の登用についての比率は、極めて低い方であります。今後、市における政策、方針の決定等に女性の意見を十分に反映させるためにも委員の改選期等に、機関の目的、性格に応じて女性の積極的な登用を図っていただけるように、各委員会初め関係のところに担当部としては要請をしていきたいというふうに考えております。目標は、国の場合には15％ということですが、目標については今申し上げられませんけれど、極力これは努力をしていきたいというふうに考えております。

３点目の件でございます。女性社会事業協会は、これは国際婦人年以来の女性の地位向上の世界的流れに沿いまして、日野市でも第４次婦人問題懇談会が持たれまして、それぞれの婦人行動計画のための答申が行われました。その中で、市として第２次、第３次の婦人問題懇談会の答申で、ボランタリーアソシエーション・システム、能力・学力提供派遣制度と申しますか、これが提起され、この提言に基づきまして、第４次婦人問題懇談会の具現化についての諮問が行われました結果、当時、仮称でございますが、日野女性社会事業協会の設立準備が平成元年に行われまして、平成２年の５月に市の外郭団体として運営委員会方式で発足をしております。その後、総会等で規約等の問題や、組織の件で大分意見が出されまして、改正をしようという意見が出ました。それで、平成５年の４月に規約等の改正を行いまして、市の組織とは独立した形の組織形態として組織を明確にいたしまして、運営委員会方式から理事会制度という方式にいたしまして、再発足をしているところでございます。

それから、4点目でございますが、現在日野市には、助け合いの気持ちを大切にして、豊かな地域社会福祉を目指す目的とした事業団体がありますが、女性社会事業協会の事業の目的は、先ほども申しましたように、ボランタリーアソシエーション・システムの提言を受けて、家庭や社会及び職場における性別、役割分業の解消を実現し、男女、市民がそれぞれ従来の役割分業的生活による拘束を緩め、より自由に個人の対応かつ広範な活動、また生活を可能にする一つの条件整備をしき、女性の社会参加を進めるとともに、この事業の含むシステムにより、最近ますます希薄化の傾向にあります居住地域コミュニティーの人間関係とか、自然な交流の中に再形成され成長することを目指した、生き生きとした地域社会づくりを目的としているものでございます。女性センターの女性の生活と地位向上を目指す手助けの一助であるとして高くこの女性社会事業を評価をしているものでございます。今後、高齢化社会が進む中で、高齢者問題は女性問題とも言われていますが、介護の中高年のベテラン女性の労働者の職業を中断させる傾向があるというふうに言われている中で、ホームヘルパー制度の充実を進める、また女性の介護に職業中断、早期退職をできるだけ避けるためにも、女性社会事業協会の会員の人材を養成して、高齢化社会に向けてますます充実させていきたいと考えています。福祉事業団の在宅ケアと非常に似ている部分がまた含まれています。

それから最後の件でございますが、女性センターの建て替えでございますが、今議員さんの方からもおっしゃられましたように、この女性活動の拠点としての女性センターの建て替えと申しますか、新設と申しましょうか、これにつきましては、第3次日野市の基本構想にまず組み入れまして、そしてその年次に従って、ぜひ新しい時代に応じた施設として今のこのものから充実した施設につくりかえていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

何点かについて再質問させていただきます。まず1点目の、総務部長からのお答えでございますけれども、管理職については、登用は心がけていきたい。現在8％弱という管理職の登用率、これが結果であるのかどうか。ある程度心がけているんであれば、この程度の方を管理職に登用したいという計画があるはずですから、それがあるのかないか。

それと、適材適所ということがございますけれども、適所はあるけれども、適材がいないのかどうか、この辺ですね。あるいは女性の希望でもって、私は管理職になりたく

ない、結婚したらすぐやめるんだという、四十何歳までもいる気はないよというような職員の風潮があるのかどうか、その辺をもう一度お聞きしたい。

それから前段の、本来の職務を遂行しておられますかという見解がないんですね、答弁。例えば、私よく、課長さんとか部長さんのところに仕事のことでお聞きにいくことが多いんですけれども、必ず女性の方がお茶をすぐついで持ってきてくれる。お茶くみというのも本来業務なのかどうか。聞くところによると、朝入れて、10時に入れて、12時に入れて、3時に入れるという、大変な時間だと思うんです。私、たまたま今民間企業におりますけれども、民間では自動給茶器というのがあって、飲みたい人は自分で茶わんを持っていって飲む。終わったら自分でもって洗って、食器棚に入れる。自分の場所がありますから。そういうことを全部やっています。これはもう課長もなにもないんですね、全従業員が。それだけ女性の仕事というのは、専門職、昔のお茶くみあるいは何となく庶務的な仕事から、そういう専門的に仕事が移り変わってきている。当然だと思うんですけれども。例えば職員の中で、職員定数の改正というのがあります。今これだけしかいないけれど、もう少しふやしたい。何とか議会の方で認めてほしいという。必要があれば、当然議会の方としては認めてきておるわけですけれども、そういった時間が、例えばお茶くみのことを例にとって申しわけないんですが、どのぐらいの時間になっているのか。これも本来業務だから当然だと言ってるのかどうか。そのお茶くみなりコピーをする時間等を若干なり自分たちがやることによって、職員の減員が図れるのかどうか。そういうことをどのようにお考えになっているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、行政関係のお話いろいろ聞きましたけれども、この女性の登用について、教育部門ではどのように考えているのか、これはぜひ、教育長からお答えいただきたい、こんなふうに思います。

それと2点目でございます。ほぼ理解するところでございますけれども、現状は確かに低い。そういう委員会の場に出席している女性が。要請はしているけれども、じゃあどのぐらいの率にするのかは、まだ目標がないんで、これからのことという答弁ですけれども、ある程度、この程度の率は委員として参画をしてほしいという、こういうものも出していい時期じゃないかと思うんです。例えば、日社協の中に婦人部会というのがありまして、一生懸命頑張っているわけですけれども、あそこもなかなか実践になると人が少ないんで、地域のいろんな団体に呼びかけて、一緒にやりましょうという、こういう活動をやっておるんですけれども、それでもまだまだ女性の意識が低いのか、ある

いはそういう委員の方が少ないのか、よくわかりませんけれども、もう、そういう数字的なものも目標を持ってやっていく時期ではないかなと、こんなふうに思いますけれども、その辺がどうか。

3点目は結構です。よくわかりました。

4点目の、女性社会事業協会と福祉事業団の仕事のダブりとは申しませんけれども、同じようなことをやっているわけですね。例えば、老人ケアの問題だって、福祉事業団でもいろいろお年寄りの身の回りのお世話をしている。あるいは買い物のお手伝いをする。1カ月平均百何名の――百二、三名ですかね、たしか平均的に。百二、三名のお年寄りの方がA会員、B会員というのがありまして、需要供給をうまくバランスとっている。こういう実態にあるわけですけれども、同じように女性社会事業協会の方でも、そういう規約にのっとってお手伝いをされている。それはそれでいいんですけれども、何かもっと整理をしていくお考えがあるかどうか。特にあれだけ一生懸命頑張っている女性協会の方々が、どんなふうな評価をされているのか。頑張っている方は当然そういうのわかりませんから、これは第三者が評価するものですから、ある程度行政の方で、こんなふうに考えていると、何かこうずばり言っていただければ、大変ありがたいんですが……。

それと5点目の、女性センターの建て替え問題、これは今部長の方から、基本構想の中に盛り込むということが言われました。ぜひこれは、盛り込んでいただきたいし、当然でございまして、用地等の問題もありますけれども、ある程度目安をもし立てられるんであれば、ただ盛り込むということだけじゃなくて、目標年次を掲げていただいて、このくらいの年代には何とか実現を図りたい、もし部長の方でお答えできなければ、市長で結構ですから、そういったひとつ、目標年次をお聞きしたい、こんなふうに思います。

以上、何点か再質問しました。御答弁願います。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　　お答え申し上げます。

何点かあるわけでございますけれども、1点目、女性職員の人材の問題でございます。このごろは女性職員の方も、結婚して退職するとか、子育てのために退職するという数は減っております。以前は、大体結婚でやめるとか、子育てでやめるという女性の方が多うございました。そのような点からしまして、ちょうど年齢的に管理職になる方が、人員的に少ないという面、正直にございます。今後は女性が定着しておりますから、そ

ういう方が勤めていただければ、当然管理職への道が開けてくるだろうと思っています。ですから、人材の面では、ちょっと今のところ不足しているというところでございます。それには、そういう今言ったような理由があるわけです。それから適所は、女性の課長さんとかなにかいた方がいいという職場は幾つもあると私の方は認識しているところでございます。それから、女性の職員の方が管理職のあれを受けたときに、拒否されるという例は今のところ、私の方はそういう事例を見ておりませんので、市側がそういう女性の職員を登用すれば、立派に女性の職員の方も引き受けて、仕事をこなしてくれると、私の方では思っております。

それから、女性の職員のお茶くみの件でございますけれども、これは市で、女性の職員はお茶くみをしろという何物もないわけでございます。組合等から女性のお茶くみの問題については、よく問題として出されるわけでございます。現実的にはお茶くみをして、特に来客のときには、女性のいないところは別ですけれども、男の人よりも女性の職員の方が来客の方にお茶を出すということの方が、職場の輪とか、そういう面からいっていいと思いますけれども、先ほどおっしゃったように、朝とか10時とか12時とか３時に強制的にお茶くみをさせる制度というのは原則的にはないわけでございまして、この点もそういうこととか、単純な、先ほどおっしゃいましたコピーを焼く仕事だけでなくて、一般の業務、男性と同じような業務を立派にこなしてもらうようにする環境づくりがやっぱり必要ではないかと、私の方では認識しております。

以上でございます。

○議長（黒川重憙君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　女性の管理職登用の件、教育の場ではどう考えているかという御質問でございますが、けさの東京新聞ですか、３年間で女性校長が倍増したというニュースを、文部省発表という形で報道しております。大変結構なことだと思っております。現在、日野市に小学校が20校、中学校が８校ございますけれど、小学校では５名、中学校では３名、女性の校長さんがございますけれど、男性の校長さんに全く引けをとらないような形で学校経営を十分こなして、地域からも父母からも喜ばれている、そういう現状がございます。実際問題といたしまして、教育の場におきましては、男性、女性というような観点に立っての差別的な問題というのは全くない。昇給であれ、昇格であれ、全く男性も女性も同格という形の中で経営されておりますので、そういう点では大変恵まれている、このように感じております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　　2点目の、この各種委員会等への女性の登用の少ないという件でございます。低い状況でございますが、一定の率をということでございますが、男性、女性の比率からいいまして、理想は50％に近づけるのが一番いいんじゃないかと思いますが、各市の状況を調べた内容から見させていただきますと、26％から33％ぐらいの間が多くなっています。日野市はまだここに達していませんので、当面目標は、他市並みには頑張っていきたいというふうに、私どもは思っております。

それから、4点目の女性社会事業協会と福祉事業団等の事業で、福祉事業団では在宅ケアという形で、似ている仕事がたくさん含まれていることは事実です。また、金額につきましても、個人負担が600円のところと女性協会の700円のところと、それからまた市からの補助の状況とか、そういうものも若干変わっております。また、考え方も違うわけですが、これは、これに参画する意義の問題、そういう点には相違があろうかと思います。しかし、私どもの方では、女性協会とそれから福祉事業団とは常に連携をとりまして、そしてこの御要望の方ですね、A会員とかB会員とか、表現したりしていますけれども、業務の提供を受ける方の有利なものをできるだけお勧めするように、両方が連携をとって行っております。ものによりましては、やはり女性協会のものよりも本人が優先的に受けた方がまずいいんじゃないか。またさらに、それをフォローする場合には、女性協会をさらにまた重ねて使うというようなこともお勧めしたり、実際にはやっています。女性協会の方では事業を分類して行っておりますが、家事、育児に関することのお手伝い、それから妊産婦、老人の支援関係、それから技術的労力の交換、編み物とかそういうようなものもこの中に含まれますが、また専門的知識、技能の享受というようなことで、これは会員の中には弁護士さんもいたりいろいろしますので、法律相談とかそういうようなことまで行っている。それから、主として女性を中心とした相談所、その他もろもろたくさんありますが、こういう方面を重点的に行っているという状況でございます。

それから、女性センターの建設の目安をということでございますが、担当の女性センターの方といたしましては、こういうようなものをつくりたいというような今、そういう案をつくったり、今ここへつくるとしたらば、最大限このぐらいのものができるかというようなことの準備をしているところですが、これは、この基本計画に基づきまして、実施計画というものがつくられていますが、その中にそういう細かいことは織り込んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

ほぼ理解をいたしましたけれども、１点目の教育長の御答弁の中で、昇給、昇格、これについては差別がない。当たり前なんです。差別があっちゃまずいんですよ。恵まれているということも、ちょっと何か聞く方にとると、まだ何か女性が低く見られているのかな。日野市の場合には、小中合わせて28校あって、そのうちの８校については校長さんが女性であるという、こういう状況であって、今後、さらに登用を、全然差がないわけですから、考えていくという程度で終わればいいんですけれども、恵まれているというのはどういうことかわかりませんけれども、それだけ力があるというふうにぜひ見ていただきたい、こんなふうに思います。

それから、お茶くみの問題、これも、私も常々行って、お茶をご馳走になって恐縮しているんですけれども、仕事をやっているときにお邪魔をして、ぱっとこう出される。何か仕事の邪魔をしちゃうのかなというような気がしないでもないんですけれども、やはり女性ならではの温かさ、やわらかさというのがありますから、男の人にお茶を入れてもらうよりは、大変一味も二味も違うわけですけれども、ぜひそれが、慣行というのは法律より優先するというようなことも言われておりますけれども、それが日野市のよさであり、あるいは欠点になるかもしれない。これからの新しい時代、新しい方がどんどん入職されてきますと、私はそういうことで入職したんじゃないという方もあらわれるかもしれません。ですから、できるだけよい環境をそのまま残していただくのは結構ですけれども、仕事は仕事、８時半になったらもう皆さん、一生懸命頑張っておられるわけですから、少なくとも朝来てお茶を入れて、10時の休みに入れて、12時の休みに入れて、３時の休みに入れるという、大変これは負担になっているんではないかなというような気がしないでもないんで、その辺もどうしたらいいのか。自動給茶器でもつくって、飲みたい人は自分で飲みなさい。こんなふうに何か改善をひとつ心がけていただきたい、こんなふうに思います。それには職場から、そういう職員から、男も含めて何かいいアイデアを出してもらって、職場の雰囲気が余りまずくならないような感じでの改善を要望しておきます。

それから、女性会館の問題、女性センターの建て替えですけれども、今準備中だということでございます。これはぜひ、この請願が出されたときにも、多くの団体が他市を見てきて、こういう請願になったわけですから、何か基本構想、あるいは計画の段階で、

そういう方々が参画をできる、いわゆるそういうものをつくっていく段階に、何か一言二言言えるような場をぜひ設けていただきたい、こんなふうに思います。いずれにしても、来年から第３次基本計画がスタートして、実施計画にすぐ入るわけですから、そう遠くない年度に新しい会館が建設をされると、こんなふうに思っているわけでございます。それはぜひ一日も早く実現を望んでおきます。

５点、きょう質問させてもらいましたけれども、それぞれの答弁が、女性の持っている力、英知、こういったものを十二分過ぎるほど各部長さんは認識をしていると、そのように伺ったところでございます。したがって、新しい時代にはぜひその女性の力を活用していただくということはもちろんでございますけれども、こういった全体的に見て、市長は女性のパワーをどんなふうに今把握され、今後に期待をされているのか、最後に市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日本文化の伝統の中で、封建時代と言われる時代もありましたし、それから明治憲法の施行化の時代もあったわけでありますが、今日、日本国憲法のもとでは、男女平等という理念は全くすべての分野に普及しているわけでありますから、いわゆる男女差としての処遇の不均衡というようなことは建前としてはないわけであります。一番地方自治の社会、あるいは自治体行政の場でそういう現実が明確に整ってくることが望ましいわけでありますが、まだまだなかなか急速には、言われるような処遇の差があると言わざるを得ない面があるかもしれません。女性解放の先輩であります平塚らいてうさんという方が、天の半ばは女性が支えておるんだと、すばらしい説得力のある理念を唱えられまして、これに対してだれ一人異論を唱える人はないわけであります。我々もそのつもりで、政策決定の場になるべく多く参画をしていただく。とりわけ政策決定の議会制民主主義の中におきましても、ぜひもっと日野市では女性議員さんがふえていただきたいというふうに、どなたも感じておられるところだろうと思っております。時間的なといいましょうか、進歩のいわゆる社会的な処遇の確かに差があるわけでありまして、これから一つ一つ前向きに能力をそれぞれに発揮していただく、こういうことで整っていくことが望ましいということには、どなたも異論がないことだと思っております。現実のこの女性行政という言い方も、私どもの内部で連絡推進チームというような考え方の連絡も図っておるわけでありまして、隅々まで女性の力を大きく発揮していただき、また社会に貢献をしていただく、こういうことで１年１年と申しましょうか、進歩の方向に、進歩の方向づけはできておりますから、実現を図っていくこ

とだ、こんなふうに思っておるわけであります。

施設等日野市の今の現状といたしましては、１機能１施設というわけにはなかなかまいりませんので、複合的な施策と、それから活躍の場を提供する、こういうことで地域社会に大きく参加をし、また活躍をし、貢献をしていただく、こういうことの大切な考え方として取り組んでまいりたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

ぜひ今、市長がおしっゃられた女性の問題、私も、女性はこれから参加から参画へと、こういう時代になろうかと思いますので、女性自身の自立もぜひ伸ばしていただきたいし、今後の行政の展開に期待をしたいところでございます。

今余りこういう言葉は使わないんですけれども、揺りかごから墓場までという言葉がございまして、これを私なりに今日的に、しかも強引に縮めて表現するんであれば「子育てから老人介護まで」、こんなふうな表現の仕方もできるんではないかな。こういった問題を多くの女性が悩んで、不安を抱いている、こんなふうに思います。しかし、日常生活の中でこういった問題に取り組み、頑張っておられるのがほかならぬ女性であることは、御承知のとおりでございます。

ことしの11月８日、東京都がまとめました就業構造基本調査の結果によりますと、東京都に住む女性のうち職業を持つ女性が初めて50％を突破いたしました。この調査結果は、女性の急速な職場進出を裏づけるものであるわけですけれども、何回も申し上げますように、女性には結婚とか子育てとか、いろんなそういう、お年寄りの面倒を見るとか、ハンディがありながら、非常に頑張っておられる。社会進出が著しいものがあるというふうに受けとめておるわけでございます。

過日、女性社会事業協会が発行しております会報がございます。この中に事務局の方が、「女性の自立と社会参加は裏を返せば男性の生活の自立でもある」、このように述べております。このことは、まさしく新しい時代の社会の姿、すなわち「男女共同参加型社会の形成」を目指すほかの何物でもないわけです。女性の社会的地位の向上を図るためには、何としても女性のパワーが必要ですし、そして、「日野新時代」を築くためにも、一日も早くおくれている諸条件の整備の促進を心から要望いたしましてこの質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって２の１、「日野新時代」を築くために女性の参画

をの質問を終わります。

一般質問３の１、七生土地改良区についての通告質問者、小川友一君の質問を許します。

〔16番議員　登壇〕

○16番（小川友一君）　それでは質問させていただきます。

さきの第３回定例会において、土地改良法と都市計画法との整合について質問をさせていただきました。都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域の区域区分と農林漁業との調整措置等に関する方針が国の直轄または補助による。土地改良事業は市街化区域に含めてはいけないと明記をされております。現在、私たちのまちで実施されている七生土地改良区域内の事業及び道路法に基づく法の網かけをし、道路の維持管理を行っていることは、指導的立場の行政がみずから脱法行為を行っているということが明白になりました。先般、議会の指摘を受け、今定例会に示された市長の行政報告で、理事長高橋通夫氏より、七生土地改良区解散の意思表示を受けたことは、課題解決に向け、糸口が見出せたと理解し、今日までの行政努力はまず評価をしておきたいと考えます。

そこでまず前段で、基盤整備が進捗中の私たちのまちで、土地改良法と都市計画法との両法が稼働しているという異常な状況下で、両法の相違点を再確認し、市民に対して法律上回答ができるよう行政内部で検討し、一定の統一的見解を示し、スムーズに回答ができるよう調整をしておくべきであると考えますが、何か試案をお持ちかどうか、お聞かせ願いたいと思います。また、あわせて、課題解決に向けて、今日までの関係部署に対する折衝状況がどのような経過をとられているのか。また、将来、この改良区解散に向けて、どのような手法、手順についてお考えをお持ちか、前段でお聞かせ願いたい。

説明内容に基づいて、細目部分について再質問をさせていただきたいと思います。まず、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　当面２点目、３点目からお答えをさせていただきたいと思います。

七生土地改良区問題につきましては、第３回定例議会で議員さんからも御指摘を受けたところでございますが、その後の経過でございますが、まず９月には、産業経済課長が都の用地課長のところに日野市の状況、議会の状況も含めまして報告をするとともに、今後の対応に関する協議を行っています。また10月にも東京都に行きまして、農地課長と協議をしております。この内容といたしましては、まず日野市としては、境界確定の

早期再開と、七生土地改良区の解散を実現させるために担当職員の配置とか、必要な予算の措置を講じて取り組むことを日野市の方でも考えているので、指導監督官庁である東京都も日野市以上の積極的な対応をお願いしたいという申し入れを行っております。これに対しまして東京都では、日野市の取り組み姿勢に対する感謝といいますか、ことと、都としてもできる限りの努力をするということをお約束をしていただきました。担当部といたしましては、いろいろ協議をいたしまして、東京都に対して、具体的に今市民が困っています境界確定が一日も早く再開できるよう、指導官庁としての責任ある解決のための条件と手法を提示していただきたい。それから七生村土地改良区解散のため、同じく条件や手法を提示していただきたい。それから指導監督官庁としての責任上、東京都も市以上の職員の派遣とか、また予算措置を講じてほしい。それからまたさらに市として、また市長も都の方にも出向きたいと言っているところですが、この旨も申し上げましたところ、もう少し整備をしてから、またお会いをしたいというふうな状況でございました。それから東京都におきましては、来年の４月までに結論を出して、いろいろ市の方に指導と協力ができる体制を整えまして、結論を出していきたいということでございます。職員の派遣については大変難しいということでございますが、その他につきましては極力協力をしてくれるという内容でございました。それから市といたしましては、平山の用水組合長さんほか地元の有力者によります協力体制づくりの話し合いをしていただきました。用水組合から組合長さんと７名の方がこの協力体制に入っていただいておるところでございます。また、この７名のほかに当然高橋理事長も含めましてこの七生村土地改良区問題の話し合いが９月にも持たれ、またその後、持たれているところでございます。また、市長と理事長とも２度ほどの話し合いが行われて、行政報告でもしてあるとおりでございます。経過としてはそのような状況でございます。

それから３番目でございますが、解決に向けての処理業務の手法についてということでございますが、七生村土地改良区問題が解決されるまでにはかなり長い期間を要するというふうに私どもは思っております。そこで目下、都に検討をお願いしています考え方は、一日も早く解決しなければならないこの境界確定問題を最優先していただき、都への要望のところで御説明先ほど申し上げましたように、境界確定の再開と改良区問題の解決を分けて検討をお願いしているところでございます。業務処理の手法につきましては、また４月に都の方から回答が出るということで、それを待ちまして、固めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　具体的によく調査はいたしておりませんけれども、まず区画整理法でございますけれども、これは東京都の都知事の認可が必要でございます。この区域を一定の区域を定めて、いろんな事業計画を定めて、東京都の都知事の認可が必要ということでございます。それから土地改良法でございますけれども、当然認可そのものは東京都の都知事の認可でございます。ただ、事業の内容としては、双方とも土地の画地の変更等こういう事業を行うわけでございます。区画整理法の中では、換地という形の手法でやるわけでございます。双方の事業とも換地が、土地の移動があるよと、こういうふうな内容になっておる事業でございますので、本来的には、この両事業がダブって施行するということは、基本的にはあり得ないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　まず、前段の方の法の整合についてですけれども、もう何回となく私は指摘しているんですね。いけないと言っているんですから、どこがどういうふうにいけないのか、ある程度議会で指摘されたら、議会に示すべきだと思うんです。それで、どこがどういうふうに違って、どこがいけないのかというのは法解釈ですぐわかるわけですから、市民から聞かれた場合、どうするんですか。私の所有の土地が境界確定ができないといって、仮に相続が発生したと。その土地を譲渡して税金を払わなくちゃいけないけれども、その土地も譲渡できないということが現実的に今、改良区隣接地の地主さんで起きているでしょう。

市長にお伺いしたいと思いますけれども、今そのように仮に相続等が発生して、自分の土地を譲渡しなくてはいけない。しかし買い手はいるけれども、その確定ができないために、自分の土地も譲渡できない。相続税も払えない。延滞税は来る。物納ではだめだ。市民が大変困っている案件が今あるんですね、現実的に。そういうふうな場合、市長として行政責任の範囲で、こういうふうな保護策とかなにかとってあげようとか、そういうふうなお考え、何かありますか。市長、ちょっと答弁願います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろな事例で、行政にその解決を求められるということは、あることをよく知っているわけではありますが、じゃあ、どこの時点でどういう形でという具体的な形では、ちょっと私も受けておりません。したがいまして、所管の税制を担当する部門もありますし、現実に用地交渉に当たる公簿や、それから実勢の地図もあるわけでありますから、ある程度話し合いをすれば、理解をされる面もありますけ

れど、どうしても法的手段、あるいは基本的な公民の境界、あるいは民民の境界、明らかにしていかなければならない作業は伴っておるということは承知しております。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　今の市長のお答えですと、状況がそういうふうな方がいらっしゃるのであれば、行政責任の範囲で多少お話し合いをしてもよろしいですよというふうに受けとめてよろしいでしょうか。ああ、そうですか。そうしたら私、この場でお話をさせていただきます。南平四丁目２先の権利者が今、大変お困りです。もしお調べいただければ、すぐわかるはずです。その方は物納はできない。税務署の方で現物は困りますということで、相続税を支払うために、その土地を譲渡しようということで、買い手も見つかっております。しかし、いろんな形で専門家の方にお願いし、測量を今試みているわけですけれども、その面積が確定できないということで、相続税が払えないでお困りの方がいるということです。市長の今のお答えを踏まえて、行政サイドで一時的に買い取るというか、何かの対応をしていただいて、問題解決に当たっていただきたい、このことをまず市長にお願いをしておきます。

あわせて、今生活文化部長の方からお話をいただきましたけれども、４月には東京都の方が手順とかなにかを提示する。都の職員を派遣してもよろしいでしょうというお話でしたけれども、じゃあ、もう一度確認しますけれど、どうですか。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　東京都の職員の方の派遣については非常に難しいが、ということでお話を申しました。その他の予算措置とかいろいろの面では、できるだけの協力をする、こういうお話でございます。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　部長ね、前も言ったんですけれども、この改良区に関して、もう少し調査していただきたいんです。東京都にそういう手順、手法を出してくれじゃなくて、自分から行って、どうしたら解決するんだっていうことをやらなかったら、解決しないんですよ。それで、都の職員を派遣するけれども、しないかもしれない。だれがこの法の整合を、どういうふうな形で今庁内で検討なされているんですか。じゃあ、ちょっと質問しますけれども、この前もちょっと私、指摘をさせていただいたんですけれども、改良区内の今、組合員がいらっしゃるでしょう、組合員の方が。昭和30年、七生東部土地改良区と平山が合併しましたね。そして、組合員が344名ということで、現在の七生土地改良区があるわけでしょう。そのときに、都の労働経済局、今の知事から認可を受

けて、今現在、いるわけですね。もう昭和30年ですから、あれ以後、組合員は相続が発生するごとに、どんどん自動継承なんですよ、これは。ということは、今組合員が何名いらっしゃるのか、どの程度いるのか、把握されているんですか。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　この内容を細かく調べたりするために人を配置したりして、調査をこれからしないと、どういうふうに転出し、この権利であった人たちがどういうふうにいっているかというのは、今現在はわかっていないわけなんです。東京都の方で固定の職員の派遣ということは、難しいということを言っております。ですから、これは指導や一緒に中に入っての担当の者の協力は得られるというふうに思っています。で、これの市で、私どもの方でこのことをやはり要請をしながら、東京都の協力をいただくということですが、東京都がこの改良区の監督権やなにかがありますものですから、東京都の御指導、意見を十分聞いた上で、その対応を具体化していきたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　もう平成３年の第４回定例会から、推進チームをつくってどうのこうのと言ってきて、今まできているわけです。それで、前回、９月にまた再質問させていただいて、やりますと。理事長の方とお話し合いができたということは、多少糸口はつかめているかもしれないけれども、じゃあ、部長にお伺いしますけれど、都の職員が派遣なのか、出向なのか、嘱託なのか、それによっても大きく今度は市の財政的な問題も出てくるんです、予算の問題も。もっと細かく研究してくださいよ。そんな上っ面の話だけじゃなくて。このまま放置していけば、本当に私は、総理府の方に話しますよ。いつまでもやらないんなら。もっと具体的に調査していただきたいんですね。自分なんかちょっとにわか知識だって、東京都へ行ったり自治省へ行ったりして調べればわかるんです。何をしなくてはいけないのか、もっと出していただきたいんですね。市長、来年にはある程度予算措置をして、推進プロジェクトを組むようなお話を前回していただいたように私は記憶するんですけれども、今でもお変わりありませんか。いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今一応、理事長の申し出を受けとめたという報告をしている段階でございまして、その内容は、伴う権利と義務をそっくり一番近い類似法人の日野市がその受領者になる、これが正当な改良区等の解散の措置だというふうに思ってお

りますから、伴う行政措置、これに必要な予算は、当然段階に応じて実施するという考え方でございます。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　今、市長の方から、予算化に向けてやっていくというふうな御答弁いただきました。基本的に、今再三部長が言っている、東京都が許認可権者だから、というお話でしたね。そうしたら、こういうふうな清算事務ですから、清算事務に関しては、要するに監督官庁である東京都にも責任あるんですよ。それは市もやらなくちゃいけないことは事実です。しかし、東京都の方にも予算づけをするようなお話をすべきなんですね。お話をすべきなんです。これも市も一生懸命やると。しかし、これが一般財源から出していいものかどうか、庁内でいろいろ問題が出てくると思うんです。その辺を、今部長が再三、東京都に責任を負わせているんであれば、責任ある監督官庁が予算措置をして、もっと解決してくれというふうな要請をすべきなんです。それで今、職員の派遣なのか、出向なのかというふうな問題は、大きな問題点なんですね。これは、今部長がおっしゃっているみたいに、１年、２年じゃ片づかない。これは10年かかるかわからない。しかし、ある程度今の境界確定をするまでは、３年か４年ぐらいたてばできると思うんですね。境界確定ができるまでは。一番市民が今お困りになっているのは、その部分なんです。

もう１点、部長の方にちょっとお伺いをさせていただきたいと思うんですけれども、今、この改良区の問題に関して、市長の方である程度の補助金とかいろんな問題を出していくと。それで今これは、解散に向けて理事長も承認したと。当面、じゃあこれからどういうふうな形で、どんなプロジェクトで、どういうスタッフを組んで進もうかぐらいの試案はお持ちでしょう。それはどんなふうなスタッフを考えていらっしゃるんですか。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　まず先ほど、東京都に対しまして、職員の派遣を要請をしております。私、申し述べなかったか、落としたかちょっと、落としたとしたら恐縮でございますが、東京都への要望の中で、まず二つに分けまして、一つは、先に境界確定ができる方法をまず第一に講じてほしい。そしてそれをやりながら……（「それはできないんだよ」と呼ぶ者あり）しかし、東京都と相談している中で、今例えば、この土地改良区を生かす状態に戻せたとするならば、それからの委任とかなんとかということができるかどうかということを調べていただけるということで、一応相談をしており

ます。これは難しいかもしれませんけれども、解散までには結構時間が、手続がかかりますので、それまでの間、何らかの方法を見出すことをまず一つお願いをしております。

それから、解散に向けてのいろいろの手続のために、市でもそういう体制をつくるのは東京都も当然やってほしいということで、それは申し入れをしておきまして、この回答は4月にまた市の責任者とお会いする段階のところで結論を出すということに一応なっております。細かく私まだ、いろいろの問題があって申し上げられませんけれども、そういう方向で、最終的には、市の代表としても東京都に再度、私どもよりも強力に要請をしていただいて、両方の職員が協力し合ってやらなきゃ、それもしかも長い期間をかけてやらなきゃできないということがわかっておりますので、そういう体制をつくっていただきたい。それから、その以降につきましては、この解散するために測量が起こるとか、その他いろいろお金のかかる問題があります。これらにつきましては、それぞれ東京都とどういうふうに分担するかを話し合いをしている中で、補助金を出す形であるか、直接出すか、いろいろの方法を検討しまして、この体制に向けて計画を立てていきたい、こういう予定でございます。

それから、職員の体制といたしましては、東京都の職員の体制が派遣で要請をしていますけれども、もしかして、結果が派遣であれば、私どもの職員とチームを組みまして、一緒に今までの調査をして、今お答えできませんでしたけれども、その権利のある者の洗い出しから、過去の経緯からを全部整理いたしまして、そして手順を整えていきたいというふうな考えでございます。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　全然まだ先が見えてないという状況だと思うんです。もう議会から再三指摘されたら、最低限、どの程度のスタッフで、どういうふうな形でやっていくかぐらいの調査は、やっぱり責任ある行政としては、考えておくべきだと思うんです。それで、今市長から、市が譲り受けるというふうなお言葉がありました。いろいろな形の事務手続を受けて、総会解散を開きながら対応していかなくちゃいけない。最終的には、市は改良区からその財産を贈与を受けるんです。譲り受ける。贈与を受ける。これはちょっと調べれば、すぐわかることなんです。いろいろもろもろの改良区解散に向けての手順は、細かいいろんな改良法に基づいて、一つ一つ踏まなくてはいけない。

市長、最後、私、ちょっとお願いがあるんですけれど、今のこの改良区を解散するためには、この改良区全般に精通した人をまずそのプロジェクトチームに組み入れることがまず先決なんですね。そして、それを専門に、兼務ではなくて、この問題を解決する

専門の主管課を置かなくてはとっても解決できる問題ではない。最終的には、そういうふうな市民の大切な税金を使ってこの問題を解決することによって、市の公有財産がふやせるわけですから、決して市民に対して支出をしてもおかしくはないと私は思うんです。市長が来年の４月に東京都の方から出たということになれば、当然私は３月までというお話をしたんですけれども、４月に東京都がその方針を出すと言っているんであれば、今度は当然、次の質問は６月になるかもしれない。私は、来年の３月に選挙があるから、もしここに来れないかもしれないですね。３月のときにできてなくて、６月になったら質問できませんので、その方向を見て、最終的には私も総理府の方にある程度話をしなくてはいけないというふうに思っております。そのぐらい腹をくくってやっていただきたいんです。市長、最後、どうですか、いかがですか。その推進チームをつくって、予算措置をとってやっていくというふうなことに関して、市長、どうお思いですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　１法人改良区として、財産があり、財産権がある。それはすべて無償で受け付けるということでありまして、それに伴う測量等に金がかかる。それからその事務整理のために専門的知識を持つ職員が必要であるということは、大体想像できておりますので、一番有効な方法で取り組んでいくと、今のところ申し上げることではなかろうかと思っております。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　僕が質問しているのは市長、そういうふなしっかりしたチームを組んで、主管課を置いて対応していっていただけますかとお話をしているんですけれども、その御答弁じゃないんですけれど、いかがですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　その点はお任せくださいと言う以外に、今のところございません。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　今市長が最後にお話しなされたのは、要するに改良法94条の３項に基づいて、その改良区の財産をどこに帰属するかということは総会で決めるんです。それは農水省か地方自治体かそれは総会の場で決めるんですけれども、最終的には、長年市が継続的にその道路を管理していたわけですから、それを主張すれば、市長がおっしゃっているとおり、優先的に市が贈与を受けることはできるんです。それはできるの。だけれども、それよりも、そういうふうな手順を踏むためには、今改良区そのものは生

きてないから、市が協力をして、行政指導しながらこの問題を解決していかなければ、この解決ができない。自治体が腰を上げなけりゃ、東京都もなかなかやらないということになると思うんです。ですから、積極的に行政として行政責任の範囲で取り組んでいただきたいというお願いをしているんです。わからないことがあったら、もっともっと積極的にそういうふうな有識者と相談なされたら、手順を踏んでいくことはできると思うんです。当面要するに、改良区内の専従農業従事者名簿を作成すること。そして改良区組合員名簿を整備すること。そして、今、高橋通夫さんとの調整がとられた。まず前段のこのぐらいのことは、きょうの答えの中で答弁出てくるかと思ったんですね。最低限、行政としてやらなくてはいけない手順の問題ぐらいは、私も12月にやりますよと言ってるんだから、ただ東京都に相談しただけじゃ困るんです。また来年３月にもう１回質問しますので、そのときにはもう少し明快な答弁をいただきたい。お願いをして、終わります。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　これをもって３の１、七生土地改良区についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時32分　休憩

午後２時59分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問４の１、任期をふりかえり、行政対応について問うの通告質問者、土方尚功君の質問を許します。

〔17番議員　登壇〕

○17番（土方尚功君）　議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めてまいりたいと思います。我々平成２年ですか、当選をさせていただいて、４年をたつわけですけれども、先ほど小川君は、果たして議場へ出てくるかどうかというようなこともありましたけれども、最後は締めくくりで、必ず出てくるような締めくくりをされました。私もそれに負けないように頑張っていきたいと思いますけれども、そういう中、この４年間で、途中何回かは休みましたけれども、13回ほど質問の場をいただきました。そう

いう中で、行政側に対する質問をいたしまして、今後、検討していきましょうというような回答をいただいている部分が多数ありました。そういう中でも、現実対応されて、評価をするべきところ、また、まだ対応されてない、こんなことがありますので、今回につきましては、その対応ということで何点かに絞って質問をさせていただきたいと思います。

最初に、５問程度にとりあえず抑えていきたいと思いますが、建設省の土地を、これはクリーンセンターということで、私の質問の中では、総合的にし尿処理施設を直して、土地をあけると、そしてストックヤード、こういったような使い方にもできるんじゃないかというような視点で質問したんですけれども、それと伴って、その東側の土地を建設省から借りる、こういった構想も出ておりました。いずれにしても、基本的な線は、第３次基本計画にのってくるというふうには承知をいたしますけれども、その後、この進展はいかがかということでお伺いしたいと思います。これが１点。

それから続いて、土地開発公社の問題で、きのうの補正予算のときにも若干触れましたけれども、土地開発公社については、６月のときに事業計画というようなことで示され、その後決算のときに、報告がなされております。しかし、このあり方も、先日たまたま角度は違いますけれども、日野市監査委員ということで、開発公社の状況も監査をいたしました。しかしきょうはこういう場ですから、公社の内容についてどうのこうのということを言うつもりはございますせん。ただ、市側がこれに対する助成ということで、利子の分にかかる補助金という形で助成をしております。これにつきまして、平成元年のときには運営費補助２億2,681万円、平成２年については５億1,965万円、３年度は８億6,717万6,000円、平成４年は11億7,025万3,000円というようなことで、助成が毎年のように億単位で上がっていっている、こういう現状があります。で、たまたま平成３年の第３回定例会のときに、市の助成についてというようなことで伺いました。そのときには、その当時で５億円を超える補助がありまして、当時企画財政部長も、この助成をこれ以上ふやすのは運営上厳しい、こういう発言をされておりました。しかしその後、今お示ししたとおり、８億、11億、ことしも12億を上回るんじゃないか、こんな状況で見込まれているわけですけれども、市はこの助成額を歯どめをひとつ考えているのかどうか。このまま行きますと、まだまだ区画整理が実際に進展をしないところはそのまま公社が持っている、こういう現状があるわけですから、特に平成２年での発言等を踏まえると、もう倍以上になりますので、この辺の考え方をお伺いをしておきたいと思います。

それから続いて、平成３年の第１回の定例会のときに若干触れておりますが、土地利用の基本計画ということで、これは２年度にわたって日野市全体の今後のまちづくりの基本をなす方向を示す内容の調査ということで、調査をいたしました。このときに、ぜひ、この調査結果がまとまりましたら、提示をいただきたいというような申し入れをしてございました。しかし、その後、我々の目には触れておりませんし、その考え方を一応お示しをいただきたいというふうに思います。

それから４番目に、平成２年の第４回定例会のときに、川辺堀之内地区のまちづくりについて、ということで質問いたしました。このときに、やはり川辺堀之内及びその周辺地区まちづくりの調査を委託をしております。そこで、国道の関係でありますとか道路、こういったことを調査結果を見て、方向を決めていきたい、こんなふうな方向を出され、その後も若干質問等もありましたけれども、そういったことと、あと組合施行というようなことで、この誘導を図っていく、こんな姿勢も示されました。それから大きな問題としては、下水の浅川中央幹線の問題があるわけですけれども、この1,100メーターの区間の間の暫定埋設といいますか、こういった方向で検討を加えていくというような回答もありました。それからあと、駒形公園の改築に伴って不法占有されている会社の移転の問題でありますとか、日野工区の事務所の移転の協議を図っている、こんなようなことがありました。その後どのような対応をされたか。そしてまた、現在道路が、市役所の南の方から上がってくる道路ということで、堀之内の中間は整備をされていますけれども、その前後といいますか、２カ所ほどプールの入り口から研修センターのところまで、それからゴルフ場のところから吹上のところまでの間というのは、まだそのままになっておりますけれども、現道の整備、そういったことが今後検討されるということでありましたけれども、その後は特段に対応がないように思っております。そこら辺についてお伺いをしておきたい。

それからもう１点は、勤務時間ということで、時間が、今度休暇が、時間単位ということで、１分たりとも遅参は認めないという方向が出されて、それなりの、途中で一度伺ったんですが、まだ統計的なものを持っていない、こういうことでした。しかし、現実には先日も、ストということで、29分のストがありました。こういったことの対応は、時間休で１時間の処理をされているのかどうか。そこら辺の状況について伺いたいと思います。

以上５点に絞って質問等させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、ただいまの質問の１点、２点目を私の方からお答えしたいと思います。

まず、１点目の質問の内容でございます。建設省の用地の確保、これはクリーンセンターの関連での用地の関係でございます。企画の方で交渉を進めておりますので、経過を御説明申し上げたいと思います。ただいま質問者の方からもお話がありましたとおり、建設省の所有する用地、これをお借りして、ストックヤードの用地を早急に必要であるため、その現在の日野の苗圃として使っている場所を、京浜工事事務所から借用したいということでございます。現状としては、京浜工事事務所の敷地を、東京都の国道事務所が9,500平方メートル、相武国道事務所が1,500平方メートルを使っているわけでございます。現在、その苗圃に対しまして、やはりクリーンセンターの隣接地であるために、一番近い場所の相武国道事務所の1,500平方メートルと、一部国道工事事務所のところを借りて、約2,000平方メートルを借用したいということで、具体的に交渉に入っております。しかし、そこには御承知のとおり、苗圃でございます。多少の樹木があるわけでございます。この樹木を移転するために、他の京浜工事事務所の所有すべき用地を現在借用するための折衝中でございます。もちろん、そこに樹木を持っていって、そこを借用するということで、具体的に図面等を提示して、交渉をしているところでございます。

なお、２点目の質問でございます。土地開発公社に対する補助金の問題でございます。質問者の方からお話がありましたとおり、過去に私もお答えしている経過があるわけでございます。そういった状況の中から、大変補助金が年々上がっている。今御指摘のように、平成元年から平成４年の数字が示されました。平成５年度には恐らく今の状況においても、12億を超すであろうというような状況でございます。これは、御承知のとおり土地開発公社の中では先行取得ということで、区画整理を中心とした用地の買収を進めているわけでございます。この補助金につきましても、かなり12億となりますと、財政上も厳しいということは、言うまでもありません。あわせて区画整理の用地、あるいは緑地の一部を公社で買っている経緯もあるわけでございます。今回、補正予算の中でも一部市債を求めて、公社から買い取って、できるだけ主管部に公社から動かすということで進めてきております。やはり12億強の補助金ということになりますと、厳しいわけでございますが、財政状況の中での全体的なフレームの中でも、本来区画整理で認可がおりたところについては、できるだけ早く速やかに主管部に予算をつけ、それを買い取るべきだというふうには考えております。なお一層の努力をして、公社への補助金を

少なくしていく方向で努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは３点目、それから４点目の前段の部分を私の方からお答え申し上げます。

まず、土地利用基本計画についてでございます。この土地利用基本計画でございますけれども、平成元年度、それから２年、２カ年にわたって作成をいたしております。これは日野市の基本構想、それから基本計画を受けて、今後のまちづくりを進める上での都市整備が目指す基本的方向を総合的、かつ体系的に示したものでございます。この基本計画は、関係部局で今後まちづくりを進める上での基本的な指針として活用していただくよう関係部局に配布をいたしておるところでございます。

それから、２点目の川辺堀之内地域のまちづくりでございます。万願寺の第一、現在計画されております万願寺の区域から豊田南までの区間でございますけれども、この区間でまず豊田側の方でございます。豊田南区画整理に接しまして、東豊田の地区という形で7.2ヘクタール、これを現在、組合による区画整理を計画して、進めております。現時点の状況でございますけれども、一応仮同意は97％という形で、あと住宅地のわずかの方たちとお話し合いをさせていただいている。認可は予定といたしましては、来年の夏ごろを予定をいたしておるところでございます。

それから堀之内地区でございます。堀之内地区につきましては、当初は36.5ヘクタール、これを組合施行という形で予定をいたしておりました。地元へ説明等する中で、いろいろ問題もございましたので、アンケート調査を実施いたしております。このアンケート調査の結果でございますけれども、総体として回収率が85％ございました。それで、このうち区画整理に賛成というのが、66％でございました。34％の反対がございました。これをアンケートを受けまして、再度見直しをいたしまして、区域を見直しをしております。結果として面積が26.2ヘクタールという区域で現在事業を、組合設立の準備を進めておるということでございます。現在は、全体の説明会は一応終わっておりますけれども、各地区ごとの単位で現在話し合いを進めておるということでございます。認可でございますけれども、予定としては、ちょうど１年後ぐらいを予定をして進めておるところでございます。それから、この地域を通ります下水道、浅川中央幹線でございますけれども、これは区画整理が本来確定してからやれば一番いいわけでございますけれども、豊田、西平山等の関係もございますので、今年度この地域の調査を行っております。

この中には浅川中央幹線が通る計画になっておりますので、これを何らかの方法でひとつ接続する方法で現在調査を実施しておる。これを受けて、その事業化を図っていきたい、事業をしていきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　１点目は、川辺堀之内地区、駒形公園から上に上がる幹線２―41号の拡幅問題であります。一部拡幅整備は完了しているわけでありますが、特にプールに近い、都道に面するこの幹線であります。この地区は、一部公図と現況が不一致の点があって、なおかつ、若干のいろんな問題点がありまして、確定ができない状況であったということで、拡幅整備がおくれているという経緯がございます。区画整理の動向も見ながら、幹線でありますので、道路事業としての役割が今後どのような形で位置づけられるか、なお調査検討をしてまいりたいと思います。

駒形公園内の不法占用の件であります。最近、この不法占用の業務を駒形公園の整備の実施段階に入りましたので、事業課であります建設がこの不法占用問題に当たるという業務の変更をいたしております。しかしながら、当事者はあくまでも河川管理者であります建設省が直接の窓口であります。しかし、その占用を受けて、市が公園として整備をするための占用区域との絡みがございますので、市も積極的にこの仲立ち、一定の役割を担う立場であろうかと思います。最近、河川管理側施行の築堤と絡んで、この不法占用者との接触も三者で行っております。具体的なお話はまだできませんけれども、不法占用といっても、この現在の使用者は、当時、東京都からの一定の手続を経て占用しているという主張をしているわけですけれども、代理人を立てたいという申し入れが来ておりまして、その代理人との接触が適当かどうか、なお精査をする中で、今後の対応を建設省と協議しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　５点目の勤務時間についてお答え申し上げます。

休暇は原則としては１日を単位としておるわけでございますけれども、ただし、任命権者が業務に支障がないと認めたときは、１時間を単位として与えるというふうに条例上なってございます。先ほど29分ストについて触れましたけれども、９条の減額につきましては、条例に基づき、また施行規則等により、１時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは１時間、30分未満のときは切り捨てるというふうになって

いるものでございます。それで考え方としては、時間休は１時間を単位として与えるわけですけれども、例えば10分の休暇が必要な場合でも、１時間になります。１時間として休暇をとります。ですから、本来的には、細かいことになるんですけれども、給料の減額は分単位で行うのが一番いいわけでございますけれども、御存じのように事務量が非常に煩雑になるため、こうやって30分で区切りまして、未満の場合は切り捨てる、それ以上の場合は１時間の単位としているわけでございまして、この方法は日野市だけでございません。国も都も、そういう形でやっているという現状でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　それぞれ精力的に取り組みをしている姿勢が見えるわけでありますけれども、ぜひ今後もそういった形で続けていってほしいと思いますが、再質問として２点だけ質問したいと思いますが、土地開発公社の助成の関係ですが、今、11億から12億になる。先日、監査のときも、公社には申し上げたんですが、当初予算が、もう既にそういう、平成２年度でも当初予算１億8,000万に対して、決算５億1,000万、平成３年が４億で８億6,000万、平成４年度、４億で11億と、当初予算をはるかに上回る金額であります。やはり予算は年度、市の補助金の出し方は、半期ごとに出すということは結構ですが、やはり年間予算を組まないとおかしいだろう、こういうことで指摘はしておきました。それは全くもって市の予算だって同じようなことで、半年分だけ予算を組むということはないわけですから、ぜひそこら辺で、それは御指導を行政側としてもしていただく。すべてがメンバーで、内輪でやっているようなことなんですが、組織としては別なものですから、そういったことの中で再質問、先ほど具体的には歯どめというような部分が出てまいりませんでした。果たしてじゃあこれをどの程度に考えられているのか。今回の補正予算でたまたま私質問しているのも、当然ことし、今６億5,000万しか予算とってないわけです。ですから、３月の時点では必ず残りの５億5,000万程度の補正をしないといけないという現実がもう目の前にあるんですね。土地を買う方は、その債務負担行為が起こせますけれども、これについては債務負担云々というわけにいかないわけで、果たして今後どこまで、20億、30億という形で、どんどん膨らんで、３年間の間にそれこそ２倍も３倍も上がっていってしまう現実は、先行きもこれから２倍、３倍というような形で上がっていくとなると、もう20億、30億になるんですね。まだこれからも堀之内、まあ堀之内は組合施行ですから、あれにしても、市でやる区画整理、こういったことについては先行取得をしていかなきゃいけないし、どの程度考えられて

いるのか、こういったことを一応再質問としたいと思います。

それから、その勤務時間の中の、これはもうやりとりをみんなやりまして、たとえ何分でも遅参を、遅刻というのはなくなってくるけれども、遅参は認められ――現実には起きるんだろうけれども、それは１時間単位の休暇を与えます、こういう説明だったんです。その30分の取り扱いなんていうことは、全然ないわけで、それからその29分ストの関係、そういった制度が変わったときに、今までの慣例をそのまま引き継ぐということじゃなくて、やりやすいところだけ慣例を引き継いで、何のために規則やそういうあれを変えたのかということになるわけですね。これは検討する余地があると思うんですが、果たしていかがか。事務量がたとえふえたとしても、そういう制度が動かしてみて、逆にまた制度を直せばいいわけですよ。現実に即するように。30分未満についてはそうします。以上について１時間休暇とします。これだって、今話聞いていると、月をまとめてという話がありましたけれども、本来時間休は、その時間ですから、月の３分ずつ３回足すとか５回足して、ということじゃないと思うんですね。１日のうちのその勤務がたまたまおくれたら、その日が１時間休み。だから、月計算をするなんていう必要ないわけだと思うんですが、そこら辺の見解をもう一度伺いたいと思います。

○議長（黒川重憙君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、土地開発公社の補助金の再質問につきましてお答えしたいと思います。

確かに御指摘のとおり、年間の所要額と申し上げましょうか、これは当初予算に計上するのが本来だというふうには思っております。しかし、大変大きな額になるというようなこと、あるいは適切な措置ではあると思いますが、財源の有効活用と申し上げましょうか、平成元年からそういうような半期半期の予算の組み方をさせていただいております。御指摘のとおり、本来、年間予算を組むべきだと思いますので、再度検討をしていきたいというふうに思います。

それともう１点は、当然平成５年度も当初予算に６億5,000万というような計上、残り現在の試算では５億6,000万程度の補正を要するわけでございます。現在の借り入れ高206億8,000万というような数字の中では、全く年間12億の利子補給の補助金を予算計上するということにつきましては、もう全くここが限度だろうというふうに思っております。しかし、豊田、西平山の区画整理の認可に合わせまして、ある程度予定した土地につきましては、公社で確保しているということで、新しい区画整理の試算をしている中でのこれからの先行取得ということでございます。できるだけ財源をやりくりした中

で区画整理の方に回し、買い取りも進めるというような考え方で、既に区画整理で進行している一定の面積を確保した部分については、現在買ってないのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答えいたします。

先ほどはちょっと舌足らずで申しわけございませんでした。１時間単位の休暇は、有給休暇で１時間単位でとれるということでございます。それで、ストの場合は休暇には当たらないわけです。これは、ストということは本来的に違法ストですから、やっちゃいけない。その罰としてもしかやった場合には、減額措置をしますよということでございます。ですからその中で、先ほど、30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は１時間の賃金カットをしますという制度になっているわけです。御指摘の中に、細かく29分でもやるのが当然だというお話を承ったわけですけれども、この点につきましても、いろいろ検討させていただきたいと思います。十分御指摘だと思いますので、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　それぞれ再質問にお答えいただきました。不満な点もありますけれども、特に大きな額だからとか、有効的にだとかということは、予算の上では関係ないことなんですね。支出の上で半期ごとに出すようにした。年間予算は予算として、やっぱり11億なり12億なり、出るんだったらそれを組んでおかなきゃいけない。わかっていながら組まないということは、おかしなことになるわけで、ぜひ最初から予算は予算としてとっておかなきゃいけないわけです。これこそ明らかに利子を払わなきゃいけないんですから、そういったことの姿勢を示すべきだというふうに思います。

それから、そういったことの中で、ぜひ機会あるごとに報告を、例えば、きのうも初めてそこに例規集が配られました。差しかえを終わって、その中を見ておりましたら、例の表彰規定の関係で、私は男女の差があるのはおかしいということを申し上げておきましたところ、今度は、今まで備考に書いた部分が、規則の中に55歳というふうに明記をされました。女性にとっては、見方とすれば、５歳引き上げになってしまったという結果が出るんですけれども、表彰の対象としては、55歳になり60歳が適当だろうというふうに私も思っていますから、それに口を差し挟むつもりありませんけれども、そういった規則等が変わったり、それを見ないと全然わからないんですね。初めてわかったんで

す。ですから、そういったことが行われたときには、こんなことがありましたというようなことを、少なくとも過去に質問なりなにかをした議員には、私に限らず、こういったことですよというような報告程度は、すべきだろうということを申し上げ、今後なお一層、明るく住みよい日野市の建設のために頑張っていただくように申し上げて、質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって４の１、任期をふりかえり、行政対応について問うの質問を終わります。

一般質問５の１、細川内閣の地方自治体対策は、住民の暮しと営業を苦しめるものと問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員　登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

地方自治がさらに豊かに発展するようにと願っている立場で、細川連立政権の国民いじめと自治体いじめとも言うべき現状を批判しながら質問をします。９月市議会でもテーマとしては同じようなものを質問をしました。ところが、歴史の変化は早いもので、３カ月前には一般には見えなかったが、細川内閣の悪政が、きょうこのごろ、だれの前にもばっちり見えるようになってきました。地方自治体も、また市長も、市民も、この悪政と対決をする立場から、大いにこれから発言をし、世論を盛り上げていかなければいけない、そういう時期であると思いまして、再度質問する次第でございます。

１問目は、具体的な国民いじめ、これはつまり、地方自治体をいじめることになるものでございますが、こういうことに対して日野市は、あるいはまた市長は、どう理解をされ、対応していただけるだろうかということで、質問を行います。

不況が深刻でございます。東京都商工指導所が毎月出している「東京都中小企業の景況」というものがございます。これは景気の状況と書く景況でございます。この見出しには、毎月毎月最近書かれていることが、同じ言葉で出ているのでございます。景況については、低迷が続き、依然として深刻な状況。10月号、一番最新号には、11月26日発行です。回復への足掛かりなく、底深い低迷状態続く。見通しについては、危機意識強く、極めて悲観的な予想、こういうふうになっているのが現実でございます。この資料を全部御紹介したいぐらいでございますけれども、主要景況指数というのを見ますと、全部△で、１カ所もプラスになったところはないのが東京都の中小企業の実態です。そのことを簡単に申し上げますと、次のように述べてあります。

都内中小企業の業況は、景気底割れの懸念も強まる中、深刻な状況が続く。製造業は

依然底ばい状態で、金属材料関連、化学、皮革・窯業関連では在庫調整も足踏み。消費者心理も回復せず、卸、小売業で悪化。サービス業は個人関連中心に低迷し、不動産業は後退。前年同月と比べた生産・売上の増減状況は、大幅な前年割れが定着し、販売不振が続く。特に、繊維・衣料関連製造業、建築・住宅関連卸売業、日用雑貨関連小売業、個人関連サービス業で深刻。建設業も依然低迷。当月と比べた向こう３カ月（11月から来年１月期）の業況予想は、卸、小売、サービス、建設業で依然厳しい見通し。特に、日用雑貨関連卸売業、耐久消費財関連小売業、個人関連サービス業で深刻な予想。前年同期と比べた向こう３カ月の生産・売上予想は、各業種とも前年を大幅に下回る。特に個人消費の深刻な冷え込みから、日用雑貨関連の卸・小売業、個人関連サービス業などで、悲観的な予想が目立つ――となっているわけでございます。

こういうときに、政府は何をしなければいけないでしょうか。ところが、今細川内閣がやろうとしていることを、私は具体例を挙げて申し上げたいと思うわけでございます。まず、消費税率のアップ、年収730万円以下の世帯はすべて増税になる今度の税制の改悪でございます。

次に、私どもが住んでいる公団住宅では、来年大幅な家賃値上げが発表される予定となっております。百草団地自治会が全世帯アンケートを行いました。この中で日野側約1,000世帯、賃貸住宅がございます。全世帯に「国会議員に手紙を出そう」と、こういうことで自治会が用紙を配ったわけでございます。役員会の席上では、ただ配っただけでは二、三通しか来ないのではないか、こういうような意見が交換されておりました。ところが、予測に反しまして、綿々と今の生活実態を連ね、自分の住所氏名を書いて、国会議員に物申すというのが、150通ほども自治会に提出をされたわけでございます。自治会は早速、国会に持っていきまして、11区選出の各国会議員にこれを届けてまいった次第でございます。このように、今消費税に対しての意見、あるいは家賃についての意見が、いかに切実かというのがおわかりいただけると思います。これらの文書の中には、もう公団住宅には住めない。市営住宅、都営住宅を紹介してほしい。こういうのもたくさんあったわけであります。

次に、年金の改悪でございますが、これが60歳から65歳については半額にダウンをする。保険料は引き上げて、ボーナスからも掛金を取る。こういう改悪をしようとしております。健康保険、今まで健康保険で見てもらえた入院中の給食、これを自己負担にする方針でございます。毎月２万円以上の自己負担が入院したらふえることになります。

保育所の入所の措置についても、年収500万円近い方々以上については、政府の補助

は一切行わない。自由契約でやってくれ。こういう方針を打ち出そうとしているわけでございます。

そして、郵便料金の値上げでございます。11月29日に郵便料金の値上げが決まりました。来年の１月24日から、手紙は62円が80円に、はがきは41円が50円に上がります。定期刊行物第３紙は約５割アップでございます。郵便料金の値上げは、1980年、88年の２回の郵便法の改悪、88年には、自民党初め社会・公明・民社各等が賛成、このことによって国会審議をせず、郵政大臣が任命する審議会で議論するだけで値上げすることができるようになったのであります。いわゆる特例値上げでございますが、この国民無視の括弧づきの伝家の宝刀を抜いたのは、細川内閣が始めてであります。電話料金を引き上げます。バスの料金を引き上げます。高速道の料金を引き上げます。国立大学の授業料を引き上げて、学部間格差も持ち込もうとしましたが、東大の学生のストライキなどによって、これらは避けるようでございますけれども、年間国立大学でも100万円の授業料などが負担せざるを得ないような状況に持っていこうとしております。しかも私学助成は、1,000億円も削減をする。まことにひどい細川政治でございます。

さらに大きいのは米の自由化でございます。この米の自由化については日野市民の皆さんも、大変な御心配でございます。例えば生協に加盟していて、米の注文をするのを打ち切りになってしまう。米が回ってこない。こういう事態まで出ております。しかも輸入外米につけるこの薬がいかに人間に害を及ぼすかということも所々で研究分析されて発表されているわけであります。さらに日本が米を輸入、自由化することによって、今飢餓で苦しむ８億とも言われる世界の人類の中で、米を食べる人たちがまたこのことによって外国の米価が上がりまして、数十万、数百万の人が餓死をしていく。日本は軍隊を今は出動はさせておりませんけれども、こういうことによって、人の命を亡くしていくという点では、全く誤った国際貢献の方向であるということが言える、この大問題でございます。農村は、完全な破壊に進むわけであります。そして、自衛隊を武装して海外に派遣することまで公言をして、中西防衛庁長官は辞職をさせられました。また、お隣の横田基地も、日々核兵器を含む戦争準備のための基地の強化が行われているわけでございます。

このように見てきますと、細川内閣の政治というのは、自民党でさえできなかったことを、あえてこの際にやってしまおうとする超悪政でございます。マスコミによりますと、ショットガン方式で国民を攻撃するというふうに言われております。１発２発ではなく、もう打てるだけ国民に弾を打ちまいて、国民を苦しめている。こういうような悪

政を細川内閣は実際の姿で行ってまいりました。市議会としても、こういう悪政に対して、意見書などを提出して、日野市民の苦しみを伝えていき、国民要求を実現しなければいけない状況ではないでしょうか。

大企業の労働者も苦しんでおられます。一例を挙げますと、オリエント時計の工場では先日、35歳以上、150人の希望退職を募集を始めまして、てんやわんやの職場の深刻な問題に立ち入ってきております。似たようなことはほかの市内企業でも行っているわけでございます。こういう中で、地方自治体に与えられている法律的な権限というものは、なかなか小さいものでございます。しかし、今こそ、こういう細川内閣に対して、地方自治体、あるいはその長である市長が物を申していく、このことが必要になってきております。

第１問目は、細川内閣のこういう悪政に対して、市長がどう対応されるか、見解を述べていただきたいと思います。そして、例えば、市内の大企業に対しては、そういう市民が苦しむようなリストラ、合理化を行わないようなことを何らかの機会に市民の意思を伝えるということも、してもいいのではないか。また、零細中小業者には無利子の融資制度なども実施すべきときが来たのではないか、こういうふうに思うわけでございます。

先般、共産党市議団がこの１％の利子のことを質問をいたしました。市の方は、業者の皆さんは市から借金して、銀行に預けて利ざやを稼ぎますよなどということを漏らした市の職員もおりましたけれども、実際はそうではない。私は業者の方々に聞いて回りましたけれども、お金に困らない人は市役所なんかには融資の申し込みにはいかない。せっぱ詰まって行くものなんだと。そういうことで、今、日野市内の零細業者の気持ちも理解をいただいた対応をしていただくことが必要であるというふうに思うわけでございます。１問目が、以上の質問でございます。

大きく分けましてあと３問行いますので、主として市長に御答弁をいただければと思う次第でございます。

２問目は、細川政治の悪政のもう一つ、地方分権論についての見解を伺いたいと思うわけでございます。本来、市長はもう既によく御承知のとおりでございます。地方分権ということは、どういうことか。日本国憲法の地方自治についての詳しい解説はございません。しかしこれは、団体自治として、あるいは住民参加として、二つの側面から住民主権の立場から地方自治を行っていく、これが憲法の立場であるというふうに思うわけでございます。ですから、戦後、日本国憲法が発布されました際には、そういう意味

で大きな動きがあったわけです。明治初年以来の70年間以上も続いた中央集権的な国家警察に対しても、自治体警察、市町村警察というものを実行を行いました。また、教育についても、内務省、文部省の中央集権的な官治教育と、官が治める教育として行われた軍国主義的・国家主義的な教育から、教育委員会は公選によって行うということが戦後あったわけでございます。しかし、高度成長、経済成長と言われるような状況の中で、その以前のときからでございますけれども、地方主権を制限をしていく方向になってまいりました。

今、地方分権論が装いを新たにして出されているその趣旨というのはどういうものかというと、いろいろの議論が出ております。政府行政サイドからのもの、国会サイドからのもの、あるいは自治体サイドからのもの、政党サイドからのもの、あるいは民間サイドからのものと、いろいろ出ております。その中で、今日本新党の党首を総理大臣とするこの日本新党の基本政策等に述べられている地方分権の趣旨は、おかしいのではないかと思うわけでございます。国の行政は、外交、防衛を初め、国の機関にかかわる課題に純化して、国民生活にかかわる課題はこれを責任ある地方自治体に移管する。その責任を果たすため、自治体の行財政能力を強化する。そのために、各種の公益行政を推進するというような方針になっております。しかし、これは、よくよくその細部について見ますと、結局、国の福祉や教育に対する責任を放棄して、そして地方自治に、地方の住民に無理な負担をさせるという方向のにせの地方分権であるということが明らかであるわけでございます。時間があれば、後でこれについても明らかにいたしますが、このにせの地方分権論について、市長はいかがにお考えであり、今後、地方自治を守る立場から、どうされようとしているか、見解があればお聞かせをいただきたいと思います。

大きな三つ目の質問でございます。それは、括弧づきの政治改革と称して、にせの政治改革が今、国会で連立政権によって通されようとしております。御承知のとおりこの小選挙区制については、９月議会等までにも私から詳しく、その国民の多数の意思を切り捨てる、憲法の精神に反する選挙制度であり、一部の支持で国会を独占して、思うとおりの悪い政治を行うものであるというねらいを詳しく明らかにしてまいりました。当初は、こういう主張をしたのは、日本共産党だけでございました。ところが、衆議院の強行採決の後、参議院段階に移ってまいりまして、状況は変わってまいったのでございます。私どもが詳しく申し上げている今度の政治改革がにせものである、このことが明らかになってまいりまして、きょうの新聞などには、「政治改革等について難題山積、それでも打つ手なし、焦りを募らす首相と与党」というふうに大きな見出しが出まして、

嵐の中へ突入というふうな状況になってまいっております。こういう段階で、改めて市長の、今の政府が行おうとする政治改革なるものが実際はそうではない。もっと正しい憲法の観点に立った選挙権の平等、そして汚職腐敗の根絶、こういう形での政治改革の方向があるのでないか。その点について、見解をお伺いしたいと思うわけでございます。再質問の中でまた時間があればいろいろと詳しく主張もし、市長の見解なども問いたいと思いますので、一通り質問をしてまいります。

第4点目については、冷戦が終わって、保革の対立はなくなったなどという宣伝がなされております。この市議会でもその趣旨でるる発言をする議員がいらっしゃいました。私も、それには今まで反論もいたしてまいりました。このことについては、「冷戦終結・保革対立消滅」論というような形で、今政府など、あるいはマスコミなどが使っている一種の考え方として、今世間で言われているわけでございます。ところが、このことについても時間があれば詳しく申し上げますけれども、冷戦は終わったどころか、ますます一層その複雑なきつさを加えているのが国際情勢でございます。現に辞職をいたしました中西防衛庁長官も、日本共産党が質問をいたしました際、「冷戦体制は残っています」と答弁をしているわけございます。したがって、ソ連がなくなったから冷戦が終わったという前提そのものが間違っていることになりまして、こういう論法がいかに現実的でないかということは、はっきりとしているわけでございます。しかも、保守革新の対立はなくなったどころか、今の私が申し上げました悪政、これをなくするために国民が今、全国で立ち上がっているわけでございます。農民の方々の運動は、農民の中に入った人たちの意見を聞きますと、今の内閣が一つ二つつぶれるぐらいのところにそのエネルギーと怒りが充満をしているということであります。こういうふうに厳しい生活破壊の実態に対して、それを解決して、前に向かって運動していく、このことがいわゆる革新の運動と言われているものであるわけでございます。ますますもって革新の運動が必要であるということは、さきの日野の市長選挙でも、日野の市民の皆さんが明らかにされました。革新の力によってこそ福祉や教育や緑は守るんだということを、日野市民の皆さんは森田市長に託して選択をされたことによっても、その存在意義は明らかでございますけれども、改めて今の政治の状況の中で、この主の論議に対して、森田市長の見解をお伺いしたいと思います。

残った問題については、また再質問で行いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　ことしに入って国政の状況が大変目まぐるしく、また国民生

活そのものに直結する変化が生まれつつあるということは、我々は何となく本能的に感覚で毎日の情報を見詰めておるというような感じがいたします。７月の衆議院国政選挙におきまして、国民の意思の反映したいわゆる議員各位が決まったわけでありますが、38年間というんでしょうか、１党支配と言っていいぐらいの自民党国政、これが大きく変化をいたしまして、今御質問にありますとおり、細川内閣が誕生し、７党１会派と言われるいわゆる連立内閣が今政権を担当しておられる。そして一気に、政治改革が一番中心かもしれませんけれど、景気の長期にわたる低迷の中で、いわゆる経済問題が噴き出してきたという感じがいたします。そして、我々の関心の高い地方分権というのは本来、中央集権をなるべく地方に移譲して、そして機能分担を行う。そして国民や市民の幸せやいろいろな行政にかかわります、より効果の大きい政策展開を行うということが、本来の趣旨でなければならないわけでありますが、当面、財政不如意を理由にして、何となく地方自治体に権限移譲でない業務移譲だけで、財政の補てんがない。こういう状況が近ごろ言われておりますところの、昨年は国民健康保険の一般財源化と、一部事務経費の一般財源化というようなことがありました。それから保育園を、余り正確にはわかりませんけれど、地方自治体の権限に移譲するということは結構だと言うべきだと思っておりますが、いわゆる財政の伴わないそういう移譲は、本当の権限移譲でないわけでありまして、極めて関心高く見守っておるという状況であります。

とりわけ財政確保のために、あるいは景気の低迷を活性化するために、いわゆる所得税減税ということが言われておるわけでありますが、この所得税減税も、財源に消費税を充てるということのようでありますので、これまた極めて国民として消費税には疑問が大きいということではないかと思っております。政治改革の中でとりわけ本来は、いわゆる金権腐敗、汚職、この自民党が累積をして、国民の不信を買ったその状況を改善をするというところであるはずでありますが、その手段に選挙制度の改正ということとすりかえるという言葉が使われておりますが、極めてわかりにくい、また国民も理解しにくい、こういうふうな見方もあるわけであります。

５項目に分けて質問を受けたわけでありますけれど、つまり細川内閣が新しく一つの政府として発足をした当時、何か新しいことが行われるんではなかろうかと。そして国民に目を輝かせるような政策展開が行われるんではなかろうという期待を持って70％の国民支持が今まで何となく存続しているという状況もあるわけでありますけれど、だんだんと施策が公表されるにつれて、国民の関心も一層厳しく見詰めておるという状況が今日の状況ではないかと思います。近ごろ、地方自治体の選挙におきましても、保革消

滅論というのが一つの論議としてあるようでありますが、あの冷戦構造を中心にした保革という言い方も確かにあったでありましょう。しかし、私は、むしろ保革の本来の対立は、国政の統治権と地方自治の自治権の関係にあるべきだと思っております。つまり地方自治は、旧憲法にはなかった思想概念であります。そして一番新しい民主主義の制度だというふうに言うべきものだろうと思っております。したがって、国民主権、あるいは市民が主人公という発想に立って、中央政府が統治という形で国民を扱おうということに対して、自治という発想に対して、しっかりと対立をしていく、これが私は本来の保革の姿ではないかというふうに思っております。そういう観点に立ちまして、地方自治の発展のために明確な主張をしていくということは、極めて日本の国政として、また国民の安全や民主主義のために必要だ、というふうに言うべきではなかろうかと思っております。

いろいろと御見解もあることではありますけれど、私は政治の専門家という立場でもありませんし、地方自治体の責任者ということで、現状に十分関心を持ちながら、日野市民を、最大に幸福をつくり出し、守っていくということに専念をする。その関係で、中央政府に対します期待と、また意見も持っていきたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　じゃあ、市長から民主主義を踏まえた、また国民の気持ちを、あるいは市民の気持ちを代弁した答弁がございましたので、再質問以下については、もし市長から答弁あればということでお願いいたしまして、若干関係部長にも質問をしておきたいと思います。

不規則発言が随分ありましたので、全然気にしておりませんけれども、再質問という形でひとつ私の意見を申し上げておきたいと思います。

例えば、この細川の悪政、この形で進めば、当然国民が困るわけであります。国民は必ず立ち上がってまいります。そのことを私は確信をしております。じゃあ、今私が申し上げました何項目にもわたる細川内閣がショットガンのように打ち出している悪政、政策の数々、こういう方向ではなく、どうすれば私たちの暮しは守れるかということを、時間がありませんので、１例か２例、申し上げておきたいと思います。

一つは、財源の問題でございます。こんなに中小零細企業が困っているときに、大企業の経営状態に目を向けますと、財源が出てくる大きな実態があるわけでございます。例えば大企業には内部留保というものが御存じのとおりございます。引当金、準備金、減価償却費というようなのがあります。こういうものに対しての圧縮や整備を行う、ま

たあるいは耐用年数を延長する、こういうことによって１兆1,000億円の歳入を政府は生み出すことができる。このことを日本共産党は、国政の場で提案をしているわけでございます。また、不況脱出のために、これでも１例はあるわけでございます。

そして大企業のため込みはどういうふうになっているかということを申し上げてみたいと思います。大手の11社だけで、今18兆円余にため込みはふえてきております。この不況時も、この11社だけで3,000億円もため込みがふえてきたわけでございます。大企業の441社、このため込み利益は幾らになっているか。91兆円でございます。そこで、これを従業員１人当たりに見てみますと、2,579万円の内部留保があるわけでございます。これのわずかに2.4％、これを従業員に吐き出すことによって、来年の４月から１人当たり毎月３万5,000円の賃上げができるわけでございます。このような労働組合関係の調査、経済界の調査がございます。そして、３万5,000円の賃上げをすればどうなるか。経済界に与える好影響は、33兆円にもなるというふうに専門家の方々が計算をされているわけでございます。最大の不況の克服の道は、こういうところにも、やる気になれば見出すことができるわけでございます。現にこういう根拠をもとにして、全労連の皆さんが立ち上がって、生活と権利を守るために、大きな運動をされているわけでございます。こういう人たちの運動が、必ずこれからの労働者の勤労国民の暮しを守る大きな柱になっていくことは、全く明らかでございます。私は、二つの例だけを申し上げましたけれども、こういう形によって、本当に国民が願う不況の脱出、生活の向上が行われるということを申し上げたいと思います。

ですから、一般のマスコミや日経連などが報道する、闘うことを忘れた連合関係の労働組合の情報、こういうことだけでは、解決策は見出せないのは明らかでございます。きのう私、ＴＢＳのラジオを聞いておりました、運転中に。アナウンサーが間違っておりましたが、これは訂正しないんだけれど、実感がこもっておりました。「来年の賃下げに対して、連合は決めました。」「２％要求額を下げまして、５％に決めました。」来年の賃上げと言おうとしたんでしょうけれど、アナウンサーはそういうふうに言っておりましたが、今連合の方針では、本当に先ほど言いました細川内閣の悪政のもとでは、大きな賃下げになるわけでありまして、私、本当にアナウンサーがそういうことを思っていたんじゃないかなと、こういうふうに思っております。その後、ＴＢＳで訂正されたかどうか、わかりませんけれども、こういうのが今の国民の実態でございます。日野市でもそういうところにも目をつけていただいて、日野市の大企業に働く労働者の皆さんに、またあるいは零細企業の皆さんに市としてできる労働政策、経済政策、そういう

ものを一つでも生み出していって、日野市民の利益を守ってもらう。また、市内に働く労働者の生活と権利を守ってもらうという方向でひとつ頑張っていただくように申し上げておきたいと思うわけでございます。

次に、地方分権論のことについて、私からも一言申し上げておきたいと思います。

これは既に市長も部分的にでしょうか、大方の線では私と同じような方向で地方自治というものをちゃんとは見詰めていらっしゃる。大きな私はそこに期待を持って、これからの日野市がそういう方向で発展していくことを願うわけでございます。地方分権論というのは、今に始まったわけではございません。明治時代にもいろんなことがございました。政府が明治天皇をもとに日本の支配を強めようということで廃藩置県後、いろいろな運動があったわけでございます。ところが、そういうときにでさえも、こういうこともありました。もちろん市長も御存じだと思います。例えば、高知県におきましては、高知県という１県にして、そこで県議会をつくって、上の意思を県民におろしていくという体制がとられようとしたわけでございます。しかし、高知県は当時、土佐と阿波の２州で１県となっていたわけでございます。既に明治11年の７月にこの土佐の方で住民が選挙を行いまして、州会というものを――九州の州ですね――州会というものをつくって、半年間でございますけれども、本当に今の憲法にもかなうような人民議会というものが誕生いたしまして、頑張りました。しかし、これは当時、中央政府の強力な指導と圧力のもとにつぶされたわけでございますけれども、こういうふうにして地方自治というものは、近代国家に進むに従って大きく芽生えてまいりまして、現在の憲法になってきたわけでございます。そういうことを私たちは学んで、本当に地方自治を守る、そういう立場から今後も頑張っていくことが私は必要であるというふうに思います。そういうことで日野市も頑張っていただくように心からこの件については願うわけでございます。

第４点に関連して意見を一言申し上げておきたいと思います。

市長が、保革というものはやっぱり現実に存在しているんだ、ということをおっしゃいました。日野市の市長が全国でただ一人かというふうにおっしゃっていた方もありますけれど、そうではなかったんですね。先週は大阪の岸和田で、７党連合を向こうに回しまして、原さんという市長さんが勝利いたしまして、日野と同じような地方自治の精神で住民が勝利をいたしまた。今度はまた東久留米においても市長選が行われるそうでございます。いろいろな勢力が、共産党と手を切れとか、市長さんに、あなた、マルクス経済学者だけれど、そういうもう学説捨てた方がいいんじゃないかというような話を

して、迫っていらっしゃるそうですけれども、どうも東久留米の市長さんも、革新の立場を守るために頑張っていらっしゃるというふうに聞いております。そして、日本共産党とは政策が一致している。だから一緒にやるのは当然ではないか、こういうふうにおっしゃっているということを聞いております。また、マルクス主義についても、それは間違った方向で社会主義と言っていたんだから、マルクス主義という学問は今も現実にこの世で必要だし、今後も発展していく、というふうにおっしゃっているといううわさ話を聞いたわけでございますけれども、こういうふうにして日野市の市長の民主主義、あるいは保守革新に対する考え方というものは、全国にこれから波及をしていく大きな力になるのではないかというふうに考えるわけでございます。

冷戦というのは、米ソ対決や東西対立のことだけを言うのではないことは、先ほども申し上げました。アメリカは今、アジア地域その他において、武力を持って問題の紛争解決に当たるということは、クリントン初めアメリカの政府高官が繰り返し述べているところでございます。そして、確かにソ連との冷戦対決は、なくなったのが事実でございますけれども、現在でもアメリカが、軍備を減らすふりをしながら、大幅に軍備増強しているところは、御承知のとおりでございます。ですからクリントンも誕生当時は、圧倒的な支持がございましたけれども、最近のアメリカでの世論調査を見ますと、ソマリア問題では、クリントンに反対が42%になってきたんですね。ふえてきたんです。そして、ハイチへの軍事介入については、クリントン政策反対が69%になってきているわけでございまして、こういうことで、私たちは正しい意味での冷戦終結ということはないんだということをよくわかった上で、平和の運動を今後していく、活動していくということが必要でございます。

細川内閣が誕生してまだ数カ月だ。評価するのは早い。公明党や社会党が大臣に入ったから、よくなるよというような意味の不規則発言が聞こえております。しかし皆さん、連立与党が自民党政権と違ったというのは、どういうところか。連立与党はちゃんと自民党政治を継承するということを公然と国民に表明をしたわけでございます。そして、私が先ほど申し上げましたように、自民党政権ではできなかった反民主主義的な小選挙区制を実現しようというわけです。自衛隊の海外派兵も一層拡大強化しようとしている。米の輸入自由化の方向にも道を開く。消費税率を上げる。ですから国民生活の問題でも、自民党政治以上に反動的であるということが、このわずか3カ月でわかってきたわけであります。ですから、これと闘うことなくして、国民の未来はないわけでございます。連合政権に入らんがために、保革の対立はなくなったという論法を用いて入った方々も

いらっしゃいますけれども、それはみずからの方針を変更するための私はつけたへ理屈ではないかというふうに思うわけでございます。ですから、これからも大いに革新の運動を発展をさせていくということがどうしても必要になります。皆さん、今までの汚職事件よりも最も大きい今度のゼネコン疑惑、このことについて証人喚問を要求せよというのが圧倒的国民の世論でございます。しかし、これをなかなかどの党もできない。日本共産党が革新と国民の立場を代表して証人喚問を要求、疑惑の徹底究明を要求しているわけでございまして、今、大変日本共産党に対する国民の期待と注目が高まってきているのが現実でございます。

例えば、どういうふうに今後の革新・保守の動きを見ているかという例で、これも時間の点がありますので、一つだけ申し上げます。山口敏夫という方がいらっしゃいます。こう言っていらっしゃるんですね。「ＡＥＲＡ」という本に、雑誌に出ておりますが、「山口氏は、本格的な政界再編に関して、あと５年か10年すれば、今の政党の党名で頑張っているのは、残っているのは共産党以外ないんじゃないか」と述べていますと、こういうことになっているんです。そういうふうにいたしまして、国民の皆さんが、やはりこれは立ち上がって闘わなければいけない。こういうふうになってきているわけでございます。（「まちの中でやってよ」と呼ぶ者あり）まちの中でも、私はこのことを訴えておりますけれども、市議会の中で保革の対立は終わったという説を何回も申し上げる市会議員の皆さんもおりますので、ここで明確にそのことに反論をしておきたいというふうに思うわけでございます。

やはり闘わないと、生活も権利も守れない、そういうことははっきりしております。科学的社会主義という理論がありますが、これもここでは詳しく述べる時間はございませんけれども、階級闘争が歴史発展の原動力だというのが、史的唯物論の重要な法則であったわけでございます。今の日本の社会の現実は、こういう理論が示しているような法則に従って進んでいっているのではないでしょうか。また、この壇上で、これからは社会民主主義が世界の潮流になると叫ばれた方もいらっしゃいました。本日欠席していらっしゃいます。しかしこれも、もともと社会民主主義というのが、帝国主義戦争に賛成することから始まったというその生い立ちがございます。人類を解放する哲学がない。社会を変革していくという立場がない。そういうために、この20世紀の歴史の中で、今の現実の中で、社会民主主義の理論というものが、本当に国民の要求を守り、社会の歴史を変えていく、変革の立場に立つという、そういう正しさがないということが、現実によって証明をされたのではないか。私はそういうふうに確信を持っているわけでござ

います。ですから、森田市長も、東京新聞紙上その他でも明確に発言をされておりましたとおり、客観的な根拠もない、現実的にも根拠を持たない「冷戦終結・保革対立消滅」論、こういうものに対しては、徹底的に反論をして、やっぱり革新の意義、国民の運動の意義、住民運動の意義、こういうものを大きく高く掲げて進んでいただくようにお願いをしたいと思います。

再質問を行います。一つは、もし今考えていらっしゃることがあれば、担当部長からお答えをいただきたいと思います。

３点でございます。一つは、私が申し上げました中で、３点述べさせていただきますが、不況対策について何か私の通告質問に対して準備された答弁があればお答えください。

それから第２点は、消費税率が現行３％から７％になった場合、日野市が歳出において負担する予算額というものは大体どのくらいになるか。頭をひねっておられますので、計算されていなかったかもしれませんけれども、概算で結構です。どのくらいの歳出増になるのか。これは市民の負担になっていくわけでございます。これを廃案にしようと、日本共産党などが運動して廃案にするとお考えでしょうから、計算はする必要なかったかもしれないんですけれど、もし概数でわかれば教えてください。参考にしたいと思います。

それから第３点目は、保育所の自由契約というような政府の方向がございますが、こういうことについては、地方自治体としては大変困ると思うんですけれど、福祉サイドからどういう立場で政府に対していこうとしていらっしゃるか。以上３件だけ再質問をいたします。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　１点目の不況対策の件でございます。今回の不況に関しましては、今御指摘のように、大変深刻な事態になっているというふうに受けとめております。昨年の12月に不況対策の一環として制度の充実を図らせていただきましたが、平成３年度が利用件数が40件、融資額が１億8,000万円でございました。平成４年度に98件で、４億3,000万円であったのに対しまして、今年度は11月末現在で８カ月ですが、114件、５億9,000万円に達しております。また、今年度の数値につきましては、現在調査中のものが44件、約４億円ほどありますので、この分が融資が決定されますと、今年度分は８カ月で158件、９億9,000万円に上る予定でございます。この融資制度は、利率も低く、また間もなく金利の引き下げが予定されておりますが、不況対策として大変に

有効に中小企業の方に活用されております。この制度の事業者への周知につきましては、商工会とか、また各金融機関を通しても徹底を図っていく考えでございます。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　質問の２点目でございます。大変申しわけありませんが、私どもも、現状では試算をしておりません。今、概算でもという質問者からの質問でございます。なお調べまして、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　厚生大臣の諮問機関の保育問題等研究会ですか、こういうようなところから幾つかの提言がなされております。その一つに、今質問者の方からございました保育の自由化ですか、自由契約、こういう問題、あるいは公立保育園の職員の給与の措置費の廃止、こういう問題が提起されていることは承知しておりますが、正直申し上げまして、現在ではその対応については、まだ検討しておりません。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　じゃあ、もう一度若干意見を申し上げまして、一番目の質問は終わりにさせていただきたいと思います。

不況対策について市がずっと努力をされていることも、またこれは評価をいたしたいと思います。私どもがしばしば要望しておりました線に近づけて、さまざまな改善をしていただいてまいっております。これから先、私が冒頭申し上げましたような東京都の調査の状況でございます。大胆な利率の低下などを図って今後の融資制度などを改善をして、困っていらっしゃる業者の皆さんを支援をしていただくように強く申し上げておきたいと思います。

消費税の問題でございます。例えば日野市の年間予算が、特別会計も含めて約700億円でございます。これの７％といいますと、例えば全部を単純に計算すると、大変な金額になるわけですね。それできのう審査をいたしました契約案件がございました。高幡の市営住宅の建設、こういう中でも、業者に払うこの消費税が数百万円に達するわけです。これがさらに一層大きな消費税の支出になります。こういう側面だけとっても、いかに地方自治体が今後、財政運営上、消費税の圧力を受けるかということは、もう一応、火を見るよりも明らかでございますので、以前にもまして消費税率のアップ反対はもちろん、根本的に消費税をなくする方向に、やっぱり日野市が自治体としても努力をしていただく。このことが自治体財政をも守りますし、住民の暮らしも守っていくことになると思うわけでございますので、申し上げておきたいと思います。

福祉政策についても、その都度市が東京都や政府に物を申されているということも知っておりますけれども、今後住民の声を代弁して、より一層強くそういう保育制度などについても現状を守っていただくように、より一層充実していただくように申し上げる次第でございます。

きょうは12月７日でございます。ちょうど52年前は、きょうのあたりはどういうことだったでしょうか。南雲忠一中将という人が率いる海軍の軍隊が、国民が知らないのに真珠湾に静かに向かっていたのがきょうの日でございます。そして軍部の支持によって明日、アメリカに一方的に戦争を仕掛けた。そしてあの多大な犠牲を払った大東亜戦争が始まろうとした、そういう状況であったわけでございます。このときの政府の状況は、今の細川さんのおじいさんの近衛内閣から東条英機にかわった状況の中でございますが、制度こそ違え、すべての政党が解散され、国会は翼賛政治になる。行動は操作をされて、国民に真実が知らされない。文芸春秋が12月６日の時点で世論調査をいたしまして、７日で締め切って集計したものが、ある資料で紹介をされておりました。国民の60％は「戦争は絶対にない」と、こういうふうに３日前にも信じていたというのが、当時の状況でございます。

こういう点では、戦前のような翼賛政治と言われるような状況が、小選挙区制を通じて通ろうとする。そのことによって悪政を押しつけても、国民が文句を言えない。反対政党はゼロにしていくという、そういう方向をねらおうとしておりますけれども、先ほども申し上げましたように、なかなかそういうふうにはいかない。今ではあの当時と違いまして、日本共産党が地方政治はもとより、国政においても確固として存在をしておりますし、先ほども申し上げましたように、自覚的な民主勢力も強力に存在をしております。新聞は１行も報道いたしませんでしたけれども、11月７日には日野市民1,000人以上が参加をいたしまして、代々木公園で「消費税反対」「小選挙区制反対」の集会が何と８万人が集まって行われたわけでございます。こういう自覚的な民主勢力が存在をしている。そして科学的な立場で社会の進歩を願い、国民要求実現のために運動している。こういうわけでございますので、幾ら冷戦が終わったから保革の対立もないなどというイデオロギーを押しつけようとしても、国民はそれをはねのけて、必ず民主主義や平和をさらに一層実現をして、頑張っていくに違いないと思います。

私も来年の２月の日野市議選をめぐる政治戦においては、大いに市民の皆さんとともに闘いたいと思います。そして４月に実現をした革新勢力の力が市議会の中でもより一層巨大になるように全力を尽くして頑張ることを申し上げまして、この質問を終わりま

す。

○議長（黒川重憲君）　これをもって５の１、細川内閣の地方自治体対策は、住民の暮らしと営業を苦しめるものと問うの質問を終わります。

一般質問５の２、斜面地などの開発と緑の保存についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　それでは、斜面地などの開発と緑の保存についてということで質問を行います。

この件については、今任期中の最後の質問でございましたので、総まとめ的に聞くつもりで質問をいたした次第でございます。御承知のとおり日野市の緑を守る問題、清流復活の問題について、私もこの５期20年間にわたりまして、市に要望をし続けてまいりました。そこで、現状における緑地の保存、緑地の取得の状況、こういう現状につきまして、第１点は教えていただきたいと思います。

また、第２点といたしまして、今後、この斜面地などを中心とする緑地をどういうふうに保存しようとしているか、その計画、見通しについてもお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、まず２問、質問をいたします。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　現在、当市の民有緑地は、多摩丘陵や日野緑地を中心に約150ヘクタールございます。当市では、これらの緑が市民生活の潤いと安らぎに必要不可欠であるという認識を持って、緑地の買収や緑地信託の拡大に努力してまいりました。その結果、買収緑地は最近、17年間で約13万2,000平方メートル、金額にして85億9,000万円に達しております。このうち緑地信託の公有化、緑地信託契約のものを公有化した面積は、１万5,198平方メートルとなっております。日野市の地形の特質であります斜面緑地、崖線緑地とも呼ばれますが、視覚的にも非常に豊かな緑としてとらえられ、また、これらを涵養源とする湧水の源、湧水の発生する場所でもあります。特にそういう意味で重要と考えております。いろいろな手法を駆使して確保の努力をしてまいるつもりでおります。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

この答弁いただきました数字を見て、本当に驚くといいますか、すばらしいことだと

いうふうに思うわけてございます。13万2,000平米の緑地を日野市の努力によって確保した。ほかの市にはなかなか見られない私は行政ではないかというふうに思います。今回の補正予算においても、これから委員会審議があると思います。三沢の斜面地を3,000平米以上にわたって市が取得をする。こういう形で一般に見た目では、大していい動物がいたり、いい植物があったりというような、そういう点の貴重さというのはないのかもしれませんけれども、私たちの精神生活、そして住環境、こういうものを守っていくために、この斜面地の緑、崖線の緑地というものが非常に重要でございます。今後とも積極的にこういうところの取得を求めていただきたい、そういうふうに思うわけでございます。今まで私が住んでいる周辺につきましても、倉沢の農業を守るために日野市が手を打っていただきました。また緑地も、あの付近相当買い求めて公有地としていただいたわけでございます。これから先、例えばたくさんのまだ緑地がございます。百草園周辺だけでも、百草園が例えば面積2.5ヘクタールぐらいあるわけでございます。その周辺に、もう既に丸紅とかそのほかが買い占めているところだけでも６ヘクタールに及んで緑地が宅地開発になろうとしております。私はその１件１件の土地を調べてまいっておりますけれども、そういうことに対しても、さまざまな考え方で緑地を守る方向で、あるいはもし開発が行われる場合は、住民要望を十分に満たす方向で、住民サイドに立った立場での努力をしていただきたいと思うわけでございます。もし今後、七生地域といいますか、こういうところで守りたいと思う緑地などで、名指しで言うわけにいろいろいかないと思います。しかし、もしこういう地域を守りたいんだという主要な地点というものがあれば、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　当面直面しておりますのは、ふれあい橋のふもとにございます一定面積の緑地であります。これは約１万平方メートルほどあるわけですけれども、それの３分の２はしかし、公有化の見込みは立っておりません。今後、相続税絡みでこの土地が民間に名義変更をされると思いますけれども、その段階で何とか開発等の調整を図りながら、何とか自然樹林地だけでも保存できるような方策を考えてまいりたいと思っております。それから保存したい緑地というのは、先ほど申し上げましたように、崖線緑地が中心であります。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございます。

繰り返し何回も何回も要望しております。しかし、非常に貴重な緑である程久保の丘陵地帯、また高幡不動尊の周辺、そして百草園、倉沢、こういう地域をぜひ守っていただきたい。こういうことを強く申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

三沢地域でも住民が開発に当たって、直接市にいろいろな要望をいたしておりますが、こういうときにも、業者サイドではなく、住民サイドに立って最後まで要求を実現されるように努力をしていただくことを心から要望いたしたいと思います。この件の通告について、もし市長から答弁がいただければ一言お願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市内に73ヘクタールほど残っておる樹林地がありますので、なるべく長期にわたって公有化できる、そういう展望の中で確保に取り組んでいきたい、こう考えております。その中の程久保緑地は特に重要だという認識でおります。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

政府の方は、日本共産党を除く政党やグループ等によりまして、新の地方、あるいはまたリゾート法等を押し通しまして、緑地を破壊するという勢力傾向が強いわけでございます。こういう点でも、やっぱり住民サイドに立って頑張るということが今後の解決にもつながっていくと思いますので、その点についても配慮をされながら、進んでいかれるよう要望して質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって５の２、斜面地などの開発と緑の保存についての質問を終わります。

一般質問５の３、「多摩センター行き」などバス・交通問題の解決をと問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　「多摩センター行き」などバス・交通問題の解決を問うということで通告をいたしました。この中にはいろいろ通告もしておりますけれども、中心点を絞りまして、時間の範囲内で質問をさせていただきたいと思います。

高幡不動発百草団地経由多摩センター行きのバス路線の新設、このことは要望が強いわけでございまして、今までも市議会でも何回か取り上げてまいりました。また、私も京王帝都本社にも直接お願いにまいりました。また百草団地自治会も、自治会として京王帝都に直接お願いにまいられまして、交渉などをされているわけでございます。ここの地域は通学の点、買い物の点、パート労働の件などいろいろの各方面からこのバス路線が待たれております。市も努力をされていらっしゃると思いますけれども、この路線

についての見通し、現状、今後の方向などについて第１点はお答えをいただきたいと思うわけでございます。

次に、ミニバスの件でございますけれども、９月ごろ実現の予定でありました高幡不動日野駅の新ミニバス路線、この現状と今後の見通しについても一言お聞かせをいただくとともに、住民合意の上で積極的にスタートをさせていただきたいと願っておりますので、現状と今後についてお聞かせをいただきたいと思います。

あわせまして、ミニバスの始発、終発の時間の改善なども、もしそういう点で何か動きがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。私たちも直接京王帝都と話し合いしておりますので、その点の人員の問題、その他で大変困難であるということはよく聞いておりますし、住民もある程度はわかっておりますけれども、この点の改善の要望も強いので、お聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憙君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは１点目の、多摩センターへ行くバスの新設問題でございます。現状と今後の見通しということでございます。さきにこの問題につきましては、質問を受けた経過があるわけでございます。市としても精力的に要請はしておりますが、この高幡不動から百草団地行きの路線は、確かに利用も多いわけでございます。そのような中で、当然百草団地の居住者の声は多く、百草団地を経由して多摩センターへの路線の、途中では帝京大学、あるいは多摩センター周辺のアクセスのためにも開設の要請をしているところでございます。しかし、なかなか運行に当たる京王帝都側としては、現在整備計画中でありますモノレール関連が最近は浮上しております。大変モノレールの関連路線につきましては、かなり東京都とも協議が進んでいるようでございますが、まだ発表には至らないわけでございます。すべての路線の見直しがされるというような見解を示しております。しかし、今後住民要望については、さらに一層の努力を市としてはしていきたいということで、具体的に見通しの時期等についてはお示しできないのが現状でございます。

なお、２点目のミニバス路線でございます。先ほども御質問があったわけでございますが、高幡から鹿島を経由して一番橋、市役所、日野駅路線でございます。仮称では南平路線ということで呼んでおりますが、一部まだ住民の理解が求められていない部分がございます。南が丘、あるいは鹿島台の団地の自治会に対しましては、こういう路線計画があるということで、市は積極的に夜間、住民との対話を努力してきております。し

かし、まだ5名程度の方でございます。バスが通ることによっての環境問題、あるいは車の増というような問題が残っております。なお一層努力はしますが、やはり恐らく全部が理解できるというところまで至らないと思います。あわせまして、その路線に対する交通安全問題があるわけでございます。一部道路整備を改修をしませんと、建設が認可しないという大きな問題が一つ出ております。急いでそれをやりながら、住民の理解を求めていきたいというふうに思っております。

なお、3点目の、現在京王が運行している終発の問題でございます。議会の中でも数多くの議員さんから、市が助成をして運行させている路線につきましても、始発あるいは終着ということで、時間延長をということがあるわけでございます。しかし、現段階では、京王から具体的にはまだ回答をもらってないのが実情でございます。しかし、今の停留所がかなり利用者が多い中で、一部屋根等の問題があったわけでございます。停留所に屋根をかけるという問題、この点につきましては、何点かここでそういう設置がされるという実態でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　それでは、要望という形になって時間が終わるかもしれませんが、あと追加して発言をいたしたいと思います。

私たちは今、本日取り上げました三つの点、それぞれ市に要求するだけではなく、その根本的な解決のためのそれぞれの手だてをして、進めているわけであります。例えば緑地保存の問題につきましては、11月17日に東京都に直接行きまして、東京都の支援ということを強く各部局にお願いをいたしてまいりました。幸い、市民の皆さんの御支持をいただきまして、日本共産党は村松美枝子都議会議員を持たせていただくことができたわけでございます。国政においては、日野市民としていわさ恵美衆議院議員が国会で活動して、各部局に当たることができるようになりました。バスの問題についても、直接日本共産党市議団が11月25日、運輸大臣に会いまして、京王帝都をよろしく指導するように、住民要望を直接伝えるということなども行っております。もちろん、政治改革についても参議院におきまして、真の政治改革の3法案というものを提起して、趣旨説明を本会議場でしたとおりでございます。このようにいたしまして、市民サイド、また私たち政党のサイドでも全力を持って今申し上げました住民要求実現のために頑張るわけでございますので、系統的にひとつ京王帝都側を追及していただきまして、何とか実現をしていただきたいと思うわけです。

多摩センター行きのバスについてでございます。この点は、モノレールができると言いますけれども、モノレールが通過するにはまだまだ時間がかかるわけなんですよね。七生交差点から向こうの程久保・多摩動物園に至る土地買収もまだ終わっておりませんし、これから始まるわけでございます。住民合意をもって進めますので、早く通していただきたいというもちろん要望もあるかと思いますけれども、相当かかるということが言えます。京王帝都の高幡不動駅に柱１本立てるにしましても、これは都道に立てるのか、京王帝都の敷地に立てるのかで１年も２年も交渉がかかるわけです。いろいろ利害関係がございます。そういう意味で、相当かかりますので、私はその間、５年なり10年なり待てというのではなく、今の住民の要求、何万という人口がそこに張りついているわけでございますので、そういう点で、何とか実現するようにお願いしてもらいたい。特に、例えば朝夕の通勤時間だけやってみるというやり方、これもやりようによってはバスの配車で、計画で可能なことができるかもしれません。あるいは買い物時間だけ往復をさせるということもできるかもしれません。あるいはまた百草団地から帝京大学の入り口のバス停がございます。そこからまた多摩センターに行けますので、その間を乗りかえをするとか、何本か乗り入れをするとか、そういういろんなことをしますと、まず路線実現の糸口ができるというふうにも思うわけでございます。京王帝都の方、あるいは市の方も、そういう点もいろいろ考えていらっしゃると思いますけれども、そういう点なども細かく詰めていただきまして、ぜひこの路線実現のために、お力添いをいただきたい、このように申し上げておきたいと思います。

最後になりますが、一言前に質問された議員の発言に関連して申し上げておきたいと思います。それは、市議会決議に関しての発言がございました。日本共産党と森田市長の関係について誤解を生ずるような質問があったわけでございます。御承知のとおり私たち日本共産党は、日野革新市政の政党としては唯一でございますが、現在与党でございます。森田市長は御承知のとおり、清潔な姿勢を貫く、民主主義を重んじる、市民の意見を尊重する、こういう市長でございます。そして、そういうわけでございますので、日本共産党と市長の関係は、だれもが御存じのように、自由闊達、全く民主的な間柄で、お互いを信頼し合って、話し合いを行って、行政をいろいろな形で前向きに進めるために努力をしているわけでございます。いらざる想像をしていただくことは必要ありませんので、そういうことに私は他の政党から触れることはないのではないかと思うわけでございます。

私はまた、市議会決議についての意見もありました。決議の１項、２項については自

由クラブから反論がございましたように、何で当たり前のことを今ごろ決議するんだというような趣旨もおっしゃいましたように、当たり前のことでございます。3項のことが問題であります。これは、決議自身が御承知のとおり、憲法や東京都の条例にも反する違法、不当の言論妨害に通じるものでございますので、私たちは反対をいたしました。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

一般質問続けてください。

○29番（竹ノ上武俊君）　憲法に基づいてもちろん法律の条件というものはございます。そういう法を守りながらできる権限として、宣伝カーやハンドマイクによる選挙中における活動の範囲というものが定められているわけでございます。これに基づいて市民や政党や政治家が言論活動をするということは自由でございますので、そのことを明らかに再度表明をしておきます。憲法や都条例に反するような市議会決議が市民の間で通用するはずはないではありませんか。私は、そういうことに触れられる党に対して、一言反省を求めておきたいと思います。

言論の自由の問題を触れるなら、この点を反省されたらどうかと思うわけでございます。田中真紀子代議士が、ロッキード事件金脈問題を契機に失脚した田中角栄元首相の長女として有名でございます。国会議員になられました。この田中元首相と池田大作氏が、1969年から70年にかけて国会でも大問題となった言論・出版妨害事件以来の深い仲であったことが周知の事実となっております。そういうことを見て、8月30日、日本外国特派員協会（外国人記者クラブ）で、この田中真紀子衆議院議員が講演をしております。どうおっしゃったか。「だれが連立政権の政策を決めているのか顔が見えない。言われているほど小沢（一郎）さん（新生党代表幹事）なのか。公明党の後ろの創価学会ではないかと思う。細川首相でないことだけは確かだ」とおっしゃっている裏に、言論抑圧の過去の事実などについてマスコミ等がいろいろ触れているわけでございます。このことについて社会的な反省をせずして、市議会における言論を束縛するような決議をする。そのことによって他党を批判するという資格はないということを明確に申し上げまして、さきの発言に触れての私の意見とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって５の３、「多摩センター行き」などバス・交通問題の解決をと問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時２分　散会

12月８日　水曜日　（第３日）

平成５年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第26号）

12月８日　水曜日　（第３日）

出席議員　（28名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	藤林理一郎君
５番	旗野行雄君	６番	谷　長一君
８番	下村　功君	９番	佐藤洋二君
10番	一ノ瀬　隆君	11番	内田　勲君
12番	宮沢清子君	13番	馬場繁夫君
14番	高橋徳次君	16番	小川友一君
17番	土方尚功君	18番	福島敏雄君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	天野輝男君
25番	福島盛之助君	26番	小山良悟君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

欠員　７番　15番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成5年12月8日（水）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時18分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員24名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問６の１、西平山地域への温水プール付文化センターについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　西平山地域への温水プール付文化センターについて質問をいたします。

この地域への総合文化センターの建設の要求については、御承知のように過去２回、請願が提出をされ、それぞれ採択をされております。最初の請願は、ちょうど６年前になりますけれども、1987年の12月に採択をされております。簡単ですので、その６年前の請願、5,630名から出されておりますけれども、ちょっと要旨を引用したいと思います。「当地区には文化施設が何もありません。私たちが長年ひとしく念願をしていることは、子供も若者も大人もお年寄りもだれでも、いつでも利用できる教養文化、福祉、スポーツ施設をつくってほしいことであります。それは、当地区には地区センターしかありません。しかし、これは集会場であって、内部施設は何もありません。そのため、地区住民の望んでいる多様な文化教養活動は極めて困難な状況にあります」ということで、公共施設が何もない中で、切実な要求として出されております。

２回目の請願は、この９月の議会で採択をされておりますけれども、そこでは「文化施設として図書館、公民館、体育施設としてプールなど」ということで、具体的な内容も要求事項として列記をされております。この請願が採択をされているわけですけれども、この西平山地域への総合的な文化センター、この実現に向けて、どのような年次計画が検討されているのか。また、来年度予算にどの程度反映されるのか、この点について伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えしたいと思います。

今、お話のありましたとおり、既に６年前には、5,000人強の請願、あるいは複合文化施設の建設についてということで、平成４年に出されました川北８自治会のまちづくり協議会の請願が今年９月に採択されているわけでございます。しかし、この場所につきましては、西平山土地区画整理事業区域内に計画するものでありまして、現在、区画整理事業の中で約3,000平方メートル程度の用地を確保するように努力しているわけで

ございます。もちろん、区画整理事業の中でございます。仮換地の作業と合わせ、請願の内容を踏まえた中で複合文化施設の建設を考えていきたい。今質問者の方からもありましたとおり、ごく最近の請願採択の中では、文化施設の中には図書館、公民館、体育施設の中にプールなどというような中での複合文化施設でございます。もちろん、具体化する中では、関係部の調整、あるいは地域住民の要望を改めて聞きながら、具体的に対応していきたいというふうに思っております。現在の考え方としては、まだ用地の仮換地の決定までに至っておりません。具体的な時期としては、基本計画の前期の後半になろうかなというふうに思っております。現時点では、平成６年度の予算の中での考え方は、まだその段階に至ってないのが現状でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問いたしますが、採択された請願では、御存じのように開設目標を平成７年度にすることと、場所についても、これまで区画整理事業の計画の説明会等で、多少言及された経過があったかと思うんですけれども、請願文にも、場所は３号公園あたりと。内容は、住民の意見をよく聞くなどの経過があったようですけれども、この点について、現時点ではどのように考えられているのか、伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　確かに請願の開設目標の年次の問題が、総務委員会の中であったわけでございます。これは私の記憶違いかどうか、ちょっとはっきりしておりませんけれども、請願者等の話の中で、開設目標の年次にはとても仮換地が、用地が確定しないというような経過の説明もしたわけでございます。仮換地の決定がどうしても８年度に至ってしまうというようなことも説明を申し上げ、総務委員会の中では、この目標年次については、その後というふうに現在記憶をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　市長にちょっとお答えいただきたいと思いますけれども、この４月の市長選挙で進める会、正式には「豊かな革新日野を進める会」の法定１号ビラの政策マップに、あれこれ地域の公共施設の計画が「第６期革新市政のビジョン」ということで示されております。このマップに西平山文化センターということで、室内温水プールつきのイラストが書かれております。これはもちろん、先ほど申し上げた６年前の請願、そしてこの９月に採択された請願、地域の要求に根差してのビジョンでありますけ

れども、これを踏まえて、来年度以降、地域の住民の期待、要求というのは、このままでは結局は区画整理事業待ちということで、どんどん先送りされてしまうんではないかという懸念から、こういう請願が出されているわけであります。区画整理事業の進捗に伴って、用地等の確保がされる、そういう事情も十分承知はしておりますけれども、何とかもう少し実現を早めていただけないかというのが、関係住民の共通の願いになっております。市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆる西平山地域、都市整備が進む以前に、人口がかなり張りついておいでになる。当然の住民要望として、いろいろな要望が出てくるわけでありまして、その中に、西平山に複合文化施設をという、いわゆる署名をたくさんお集めになった請願、あるいは我々に直接陳情ということは、もう相当年数以前から行われていることでありまして、その意味はよく承知しております。しかしながら、どのような施設を計画するにいたしましても、正確に用地を所有しない限り、自然には住めないわけでありまして、前回の市長選でもそうでありましたし、その前の市長選でも、地元に対します、つまり区画整理以前につくれ、こういう御意見もありましたけれど、用地がどこにありますか。区画整理によって初めて一定規模の面積、あるいは適当とする場所の計画が立つんであって、今のところ、現実には用地もないので、したがって、区画整理の中でその用地の確保と準備を進めて、そして必ず実現をする時期がまいりますという言い方で、一応納得されているんではないかと思っております。

日野市の区画整理事業は、どうしても下流から進めていくのが順序でありますし、西平山地域がその市政としても上流に位置するために、事業計画が後回しになったという事実は、どなたにも理解できるところだろうと思っておりますので、運動は運動として、また、行政対応はできるだけ可能な手だてを進めながら、要望にお答えをするということが今日の実情であります。住んでおられる方が、行政の公平の中で、自分たちの地域のいろんな意味でのおくれということを感じられるのは当然でありますし、日野市はまさに大きな、１世紀にもわたるであろう発展途上にあるわけでありますから、正確な歩度を持って、また確実な事業計画を立てながら実現に邁進するということで御理解をいただけるというふうに思っております。

各区画整理事業、御承知のとおり東は万願寺、それから豊田南、それに西平山と、いわゆる日野市の甲州街道のバイパスというべき道路計画もあるわけでありますし、それに並べて区画整理事業の１事業ずつに適切な複合文化施設をつくっていくということは、

まちづくりのためにも好適な、適切な考え方だろうと、こんなふうに思っておりますので、地元にはいろんな意味で正確な説明もしながら、もう既に位置、面積等も一応案の中ではお示ししてあります。温水プールつきというのは私も、余り今まで意識しておりませんでしたが、そのこともあわせ考えながらということで、理解をいただきながら進めていきたい、こう思っております。用地の確保こそ大前提ということでありまして、その用地の確保は、見通しがあるというふうに御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　区画整理事業の進捗に合わせて用地を取得をし、それに合わせて具体的な計画をしていくということです。そういう事情も十分踏まえての質問であります。今御答弁いただきましたけれども、ぜひ地域の切実な要求として、きちっと念頭において、計画的にひとつ用地の取得、そしてこの総合文化センターの建設に向けての取り組みを強めていただきたいということを要望して、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって６の１、西平山地域への温水プール付文化センターについての質問を終わります。

一般質問６の２、仮称豊南橋の架橋計画と豊田第一公園計画についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　仮称豊南橋の架橋計画と豊田第一公園計画について質問をいたします。

これまでにもこの問題については、何回となく質問をしてまいりました。振り返って、浅川の利用計画調査報告書がまとめられてちょうど13年が経過をしております。そして、御承知のように「21世紀を目指したふるさとの川モデル事業計画策定都市」として指定を受けまして、具体的な河川整備構想の検討会が進められて６年が経過をしております。その後市としても、具体的な浅川自然公園計画の中心部分である仮称豊南橋の架橋計画に向けて取り組みがされてきたわけですけれども、平成５年３月にまとめられた「豊南橋概況書」ということで、具体的な橋のデザイン検討案が幾つか示されております。大変将来に向けて期待の持てる構想であるわけですけれども、多摩動物公園の南平口から南平の丘陵公園、そして南平の駅、浅川の堤防、そして予定されている仮称豊南橋、そして豊田南の第一公園、これを経てＪＲの豊田駅に通ずる、このコースが想定され、その中での一連の計画が進められつつあるわけですけれども、この時点で、仮称豊南橋の架橋計画、取り組みの現状と来年度以降の実施計画がどうなっているのか。過去にも、そのときどきの時点での取り組みなどを聞いてまいりましたけれども、改めてこの時点

でお答えいただける範囲で結構ですけれども、お答えをいただきたいと思います。

それから、それとの関連で豊田の第一公園の計画、これも区画整理事業、あるいは都市計画、幹線道路計画との関連もあるわけですけれども、その公園の計画と架橋計画との整合性といいますか、その点がどのような連携で進行しつつあるのか、この点について伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　仮称豊南橋の架橋計画は、今お話しされました豊田と南平を結ぶ、市内で２番目の人道橋として計画中であります。この先般御配付申し上げました概要書でも明らかなように、位置の候補をまず三つに絞ったこと、それから、ある程度デザインと形式を比較できるような資料を整えたことであります。現在、次の段階では、まず位置の特定をしなければなりません。現在、建設省等の方とも協議はまだ成立しておりません。といいますのは、南平側の樋門の計画がございまして、現在それに対して、下水道の方で測量をかけております。その測量の範囲を終わって、新たな架橋の候補地としての場所についての測量をしていくつもりでおります。この樋門の前後につきましては一定の制約があるのと、また、浅川のこの湾曲しているところで水床部分には建設省側でもちょっと難色を示していることで、ある程度場所については絞られてくるわけですけれども、問題は、その後の実施計画との絡みで、事業がどのような形で進んでいくか、それによって協議が一段と進捗していくという状況であります。現在なおその協議中でありますが、今後の事業計画が膨大な時間と資金を投下しなきゃならないという問題で、ちょうど現在、基本構想、基本計画の策定中であります。この中で位置づけをしながら実施に向けて精力的に対処してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、豊田第一公園の計画につきましてお答え申し上げます。

この豊田の第一公園でございますけれども、昭和61年に事業認可をとって事業計画で定められた公園でございます。面積が２万5,000平方メートルでございまして、公園の位置づけとしては、近隣公園ということで位置づけております。この中には、運動施設の確保、それからその他休養、修景、遊戯施設等を設け、植栽をする計画になっております。その後でございますけれども、平成元年になりまして、豊田のこの地区は「ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業」の指定を受けております。この指定を受ける

ことによりまして、区画整理事業の質の向上を図ることができます。これは要するに、一般的な区画整理事業の中では対応できない部分を国庫補助対応にすることができるという、こういうふうな質を上げることができるわけでございます。その指定を受けましたので、今後、この仮称豊南橋の位置が確定してまいりますと、当然その中で見直し等をしながら整合するような形で今後検討していきたい。ただ、現時点では、まだその位置が、公園に直接接続されるのか、それともほかの位置へ接続になるのか決まっておりませんので、現時点ではまだ調整はしてないということでございます。それから、この地域の公園の位置の工事関係でございますけれども、今の公園計画の中に建物が17棟ございます。これらの移転をここ２年から３年後に実施していきたい。一部は今年度からその移転計画が始まっておりますけれども、大体終わるのが四、五年先になるのかなという計画で進めておるところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　二、三再質問をいたします。

一つは、この前質問した際には、たしか平成６年度から計画、具体化するやに聞いておりましたけれども、今の答弁ですと、霞堤の樋門の計画の関連などから、この位置の特定がさらに先に行くと。それに向けて計画を策定中ということですので、この実現までにはかなり期間が要するのかなという印象を受けたんですが、この点はつまり、この前御答弁いただいたときの計画からすると、何年か先にずれ込むという受けとめ方でいいのかどうか。その点、ちょっと、当初の計画から見てどうなのかを、もう一度お答えいただきたいと思います。

それから、この人道橋、仮称豊南橋と第一公園のそれぞれの計画の進捗状況といいますか、年度的にはどういうことになるのか。大体同時進行で進むのか、あるいは今のお話ですと、どっちかが先に進行するということになるのか、この辺がちょっと、両方の計画の整合性、もう一度伺いたいと思います。

それからもう１点は、今平山橋の歩道の部分の工事、再工事といいますか、大変立派な平山橋に生まれ変わりつつありますけれども、この東京都が行っている平山橋の工事は、先ほど言ったふるさとの川モデル事業ですね、これとの関連はどうなのか。一体のものと理解していいのかどうか、この点、ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　事業のおくれについてはどうかという御質問であります。

確かに御指摘のとおり、当初予定されたペースより、やや協議その他の時間がかかっていることと、それから樋門の事業との絡みがありまして、ややおくれぎみであることは事実であります。ただ、いつまでおくれるかという問題がありますが、一方で、この今区画整理事業の中で整備される公園の周辺、区画整理事業の方の換地の調整がございます。いつまでも橋の位置をおくらせるわけにはいかない。なるべく早く橋の位置を決めなきゃならない。そういうような接点が一応、制約がございます。橋の位置を決めると、あと多少のおくれはあるとしても、淡々と事業を進めていかなければならないという、そういう状況にあろうかと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　具体的には、先ほども申しましたけれども、大体あと２年から３年後に建物関係の移転が終わるというふうなことでございます。したがいまして、この公園敷地内の用地があくのは、年度でいいますと平成10年か11年、その前後になると思います。公園の工事そのものは、今の計画では、この仮称の豊南橋の位置が確定し、それに基づいて、先ほども申しました調整をしながら施行してまいりたいというふうに考えております。

それから、都道の橋の歩道を今修復しているわけですけれども、これは東京都のモデル道路ですか、の指定がございまして、そういう関係で、日野市の中ではあの路線が１本だけだと思いますが、指定がされております。それに基づいて質の向上を図るという内容でございます。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　最後に市長から、この計画全体の促進について、何か一言あれば伺っておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市は、市内に浅川が貫流している、非常に特色のある地形になっておるわけでありまして、本流の多摩川、支流の浅川、その水の生活文化の長い歴史の中で、川の果たした役割は大変大きかったわけであります。ただ、一つの自治体ということを考えますと、一面には川やそれから鉄道がある程度地域を分断をするという事情もあるわけでございますので、浅川にいわゆる交通路としての大きい橋のほかに、またその間を歩道橋で両地域をつなぐ、非常に夢のある計画になって進みつつあるわけでありまして、実現できたのが下流のふれあい橋であります。次いで、今の渡し船

でつないでおります、つまり市民プールの部分の夢もまたそういう形で実現をしているわけでありますけれど、もう一つ、平山橋と一番橋の間に文化性の高い橋を、いわゆる歩道橋をつくることが大変有益な機能に値する、とこういうことで、早くから仮称豊南橋という言い方で豊田側、南平側をつなぐ、まだ計画という具体性にはなっておりませんが、そういう考え方が進みつつあるわけでありまして、今到達しておりますのは、その位置を決める。南岸、北岸の位置を決めるということでありまして、豊田側は区画整理事業の公園の位置によって、ほぼ特定ができるわけであります。なるべく直角が橋の性格としては望ましいというふうにも聞いております。また一方には、豊田の駅と京王線の南平駅を一つのモール街的な感覚で整備をすることがふさわしいんではないかということもありまして、なるべく両駅にそう遠くないということが大切なことだろうと、こんなふうに思っておるわけでありまして、今、企画試案ということで一応の設計案をつくっております。それに伴いまして、南平側の位置を決めれば、大体橋の位置は決まる、こういうことだいうふうに思っております。区画整理事業との兼ね合いもありますし、その財源はどういうふうな形で確保できるかということもあるわけでありまして、夢という言い方では、市民にはいつまで夢を見ているかというふうになるわけでありますが、できるだけ具体性を早く進めて、現実性のある計画に到達させていきたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　今後も積極的に計画を進められるよう強く要望して、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって６の２、仮称豊南橋の架橋計画と豊田第一公園計画についての質問を終わります。

一般質問６の３、重度障害者（児）の生活寮設置についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　重度障害者（児）の生活寮設置について質問をいたします。

国連障害者の10年が昨年終わりまして、ことしから新たにアジア太平洋障害者の10年が始まっています。障害者福祉施策のこれまでの取り組み、とりわけ森田市長になってからの取り組みを簡単に振り返ってみたいと思います。

昭和48年には、通所訓練施設・希望の家が開設をされ、障害者問題懇談会が発足をしております。同じくこの都市に福祉バスが運行されるようになりました。49年に、障害者の幼稚園の入園の実施、盲人向けテープによる広報の発刊。50年には、障害者青年学

級の開設、福祉共同作業所の開設、難病福祉手当の支給等が実施をされてまいりました。51年度には、障害者への市民プールの開放、難病集団検診等の実施が行われました。翌52年度には、難病福祉手当が5,000円に増額をされてきております。さらに53年度には、希望の家が増築をされております。54年度は、膠原病の無料検診が実施をされてきました。55年度は、障害児検診、相談事業、聾唖者用緊急カードシールの発行、かしの木学級の開設、障害者の父母と職員による集いがこの年に開催をされております。56年度には、心身障害者共同作業所への助成。57年度、手話通訳奉仕員の派遣、身体障害者への黄色いハンケチの配布。58年度、心身障害者福祉手当の支給。59年度に、心身障害者施設・つばさ学園の新築、かざぐるまの家、手をつなぐ親の会作業所に対する助成が行われてきております。60年度には、日野共同作業所の改築工事が行われました。61年度には、車いすタクシーの事業の実施、つばさ学園、やまばと学級開設、はくちょう学園の新築工事が行われております。62年度には、福祉バス、リフトカーの運行、共同作業所・かざぐるま、すずかけ、青い鳥、この３作業所への助成が行われてきております。63年度には、福祉環境整備の改修、障害者雇用促進に対する助成が行われてきております。平成になりまして平成元年では、手話通訳の奉仕員、手書き電話の設置、重度心身障害者緊急一時保護、視覚障害者ガイドヘルパーの配置などが行われております。２年には、青い鳥作業所の用地の確保、身障者緊急通報システム、つばさ学園屋上運動場の設置。３年には、グループホームこばと寮用地の取得と建設、通所訓練施設に対する補助が行われてまいりました。障害者を初め、お年寄りやひとり親家庭、生活困窮者など社会的に弱い立場にある市民に対して、心の通った福祉施策の数々がこれまで実施されてきております。「人間のまち日野」と言われるゆえんはここにあると思っております。

去る８月の27日に、市内の障害者施設「すずかけの家」保護者会、施設をつくる会の人たちが、重度の知的障害者のための市立生活施設を日野市内につくってくださいということで、森田市長に直接陳情をいたしました。障害者（児）を抱えた保護者の悩みと切実な要求が直接訴えられました。すべての市民が人間らしく生きられるまちを目指して、これまでさまざまな福祉施策の充実に力を入れてまいりましたけれども、重度の障害者のための生活施設については、まさにこれからの政策課題であります。来年度以降、どのような取り組みが展開されるのか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

現在、制度上におきます生活寮は、知的障害者の自立対策の一環といたしまして設置

されております。対象は、既に就労している者、あるいは授産施設等に通所している者で、身辺自立のできている者というようなことになってございます。これらの方々の生活の場、あるいは指導の場として位置づけられているところでございます。管理人におきまして、必要に応じてサポートが得られますが、管理的要素は最小限にとどめて、プライバシーを尊重し、あるいは家庭的な雰囲気というような中での生活の場でございます。したがって、重度の障害者となりますと、マンツーマン、あるいは24時間の介護体制が必要というようなことから、現行の生活寮の制度の中では、なかなかなじみにくい面が非常に多いわけでございます。

しかし、現状を見てみますと、重度の障害者、あるいは軽度の障害者で、いわゆる他府県に所在いたします施設には六十数名の方が入所しております。余りの遠隔地のために、親たちの面会も困難となりまして、また、入所者も非常に寂しい思いで生活しているのが現状でございます。このような状況の中では、やはり住みなれた地域で生活を続けていくことが、これはだれしもが願っているところでもございます。このため、重度の障害者の中でも、親たちの懸命な努力のもとで、親たちが運営しているいわゆる未認可の通所訓練施設に通所いたしまして、自立更生に向けて努力されているところでございます。

これらの施設の運営は、ただいま御指摘のありましたように、東京都あるいは市からの助成、援助のもとで運営されてきておりますが、民間の運営ということから、指導員の確保が極めて困難でございます。また、その定着性も非常に不安定となっております。国の施策の立ちおくれの中で、これらの施設は地域の中で、自分たちで特性を生かしながら、との願いで当初出発したわけでございますが、今申し上げました運営上の不安定と、また一方では、親たちの高齢化ということで、これからますますその運営が困難になってきているというところでございます。行政といたしましても、今後の運営のあり方については、障害者対策、特に重度の障害者、これらの対応を最優先課題として関係者と協議しながら、検討してまいりたいというふうに考えております。現状ではまだ、具体的にどうこうするというようなところまでは煮詰めておらない段階でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　市立の生活施設をぜひ市内につくってほしいというこの訴えは、直接に父母から森田市長にもされたわけでありますけれども、この20年間、森田市長のもとで障害者に対する福祉施策、数々実施に移されてまいりました。まさに「人間のま

ち日野」にふさわしい取り組みがこれまでに展開をされてきましたし、それは大いに評価をされる実績であります。今答弁の中でも若干触れられましたけれども、確かに重度の生活施設を市立でつくるということについては、経費の点で大変な負担になるという側面があります。私は、もっとそういう点では、東京都や国に対して、この重度障害者（児）の生活施設に対しての積極的な取り組みといいますか、助成、少なくとも地方自治体、市町村でこういう企画や計画がされた際には、都や国が積極的に用地の取得も含めて助成をするということが重要な課題であると思います。

そういう点では、私どもは、村松都議を先頭に、東京都に対しても積極的にそういう立場からの働きかけを、市民運動と合わせて今後精力的に取り組んでいきたいと考えております。それを前提として森田市長から一言、この要求に対しての答弁をいただきたいと思います。かなり困難な面は十分承知しての質問でありますけれども、さすがに第６期の革新日野市政だ、あそこここではできなかったけれども、日野だけは実施に踏み切った、こう言われるような幾つかの積極的な施策があってもいいのではないかと。現に幾つかありますけれども、さらにそういう点では、障害者に対する福祉施策の大きな課題として真正面に据えて取り組んでいい問題ではないかと思います。市長から一言答弁がいただければ幸いであります。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国の制度のいわゆる福祉六法と言われる福祉行政の基本になる仕組みがあるわけでありますが、その中でも一番おくれているのは、障害者福祉に関する領域ではないかということをつくづく感じております。たまたま東京都が独自の臨時的な判断、あるいは措置という形で、ある程度グループホームのような施設、施策の援助ができておりますので、なるべくそれに沿って対象者を少数のいわゆるグループホーム的施設を多数つくって、グループグループの努力と折り合いの中で一応の対応をすることができないだろうかということを、今までいろいろ工夫をしてまいりました。その対象者自身がかなり度合いも進みましたり、あるいは年齢も進むわけでありますし、とりわけ一番身近で面倒を見ておいでになる家庭、また直接には両親、だんだん高齢化の事情もあるわけでありまして、当事者の方々にしてみれば、極めて不安の状態が重なりつつあるということを、いろいろなお話の中から感じておるわけであります。高齢者福祉の施策につきましては、特別、高齢化社会への大きな進みぐあいのこともありますので、かなり大規模に事柄が進む根拠があるわけでありますが、障害者の場合は、そのあたりにかなりおくれておる面があるということを実感いたします。

市のできる範囲も極めてまた微力と言わざるを得ないわけでありますが、その中でも今日一番、グループホームをつくるにも用地がない、あるいは得ようとしても高いということがありますので、東京都の一つの考え方で、法人格、あるいは法人格に近い性格を持てば、そのための用地の手当てもしていただける、こういう施策がありますので、なるべくそれに順応のできる形ができないだろうか、こういうふうに思っております。そのために、個々でありますか、あるいはまとめてありますか、一つの障害者団体、全部を網羅する必要はないと思いますけれども、それぞれの性格に沿いながら、法人化を進めるように御指導しているといいますか、そういうことを考えております。市有地に１カ所だけ用途を決めないかなりの面積のところがありますので、まとめてということじゃなくて、個々のグループ、あるいは性格を尊重しながら、安心が得られる、そういう仕組みをつくり出す必要があるということを感じておりまして、別々のまた障害者団体からいろんな形の陳情もいただいておりますので、一遍集まって、近いうちにみんなで意見を出し合う、そういうことをひとつ我々もしてみたい、こう思っております。人間のまちということもございますけれど、つまり人権を尊重するという意味で、障害者に対する施策が、日本の今の国力から見れば、非常に不十分だと言わざるを得ないと思いますので、地方自体からもそういう実現の声を上げながら、福祉社会、福祉国家としての大きな進展に何か寄与できる方法もなくてはいけない、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　今後の積極的な取り組みを要望して、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって６の３、重度障害者（児）の生活寮設置についての質問を終わります。

一般質問６の４、七生中学校通り（３・４・14号線）の交通安全対策についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　七生中学校通り（３・４・14号線）の交通安全対策について質問をいたします。

御承知のようにこの春、東豊田陸橋の開通が行われました。北野街道から多摩平団地へ通ずるコース、それから市役所を経由して甲州街道、日野駅へ通ずるコース、いわゆる南北の交通網が整備をされまして、大変交通の便がよくなっております。しかし、その反面、特に通勤・通学時の交通ラッシュによる歩行者、児童生徒が主ですけれども、その交通安全対策が父母の間で大変問題になっております。実はその状況を写真に撮ってあったんですけれども、きょう持ってくるのを忘れました。後でその実情をお見せし

たいと思いますけれども、渋滞した車の間を縫うようにして児童生徒が通学しているのが現状であります。これは将来に道路が拡幅をされ、歩道も整備をされ、交通安全標識等々の対策が整備されれば、特にこの問題はないと思いますけれども、それまでの間、かなり長期にわたってこういう状況が懸念をされます。

そこで、１点伺いたいと思いますが、この東豊田陸橋の開通に伴って、当然車両の通行がふえております。特に通勤時、通学時の車の集中は大変なものであります。その実態が主管課で把握されているのかどうか、１点伺いたいと思います。

それから２点目は、道路や歩道などが整備されるまでの間、当面どのような交通対策が検討されているか、この２点を伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　東豊田陸橋の開通に伴う周辺交通量につきましては、平成２年に予測調査を実施いたし、当面の対策、あるいは長期的な対策ということの提言を受けているわけであります。その時点での一番橋を渡る交通量は、12時間で相互合わせて2,954台、朝夕１時間、つまり通勤・通学時間帯は、約300台から400台が１時間当たりということでカウントされております。開通後の現状についての交通量の実施は行っておりません。しかし、現状については、よく認識しております。

道路幅員の関係から、本格的な整備をされるまでの間、何とか歩車道の分離、歩行者と車の分離を行いたいと考えておりますが、道路幅員の関係から、歩道を設置するということは、当面困難であります。したがいまして、当面の対策は、外側線を明確に補修その他することによりまして、まず歩行帯と車道との区分を明確にしていく対策をとりたいと思います。それから、看板あるいは標識等で間に合うものであれば、そのような対策を講じてまいりたいと思います。いずれにしましても、交通管理者とも引き続き連携をとりながら、安全対策に努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　これは発言通告にはなかったわけですが、当然教育委員会としても関連する学校、あるいはＰＴＡなどで、この問題についてはかなり話題にもなり、その対策が叫ばれているだろうと思います。その状況について、ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　この件につきましては、二小の関係で、ＰＴＡの方々

からの訴えが出されておりまして、ちょっと今ここに資料ございませんが、過去２度ほど交通状況を把握するための調査を行っております。これは父兄の方々も御一緒に歩いていらっしゃるところでございまして、大変、特に交差点の付近というものは危険が感じられるところから、それぞれ主管局であります建設部の方へ要望を出したいというような手を打ってきておるところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　今私が指摘をし、そして建設部、教育委員会とも問題意識はお持ちで、当面の対策を急がなければならないという点では、同感だと思います。くどくど申し上げることはないと思います。特に通勤・通学時のラッシュ、それから来る交通安全対策が非常に父母の間からも求められておりますので、ぜひひとつ、実情を踏まえて積極的に対策を講じられるように要望して、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって６の４、七生中学校通り（３・４・14号線）の交通安全対策についての質問を終わります。

一般質問６の５、医療圏・医療計画の見直しについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　医療圏・医療計画の見直しについて質問をいたします。この問題については、９月の定例会での一般質問で、医療圏・医療計画の見直しが検討されているこの時期に、東京都に対して、日野市が国基準に照らして300ベッドも不足している。その増床を認めるように積極的に働きかけていく必要があるのではないかということを強調してまいりました。この質問を行ってまだ３カ月経過していません。したがって、要点を絞って質問したいと思いますけれども、去る11月の17日の日に、南部地域に総合病院をつくる会の代表と、村松都議、当市議団が、東京都衛生局を相手に対都交渉を行いました。その結果、南多摩医療圏の見直しについては、1,000を超すベッドの増床を認める方向、こういう回答を得ました。したがって、日野市が国基準から照らして300のベッド不足、このいわゆるベッド規制が事実上外されたというふうに理解していいのではないかと思いますが、日野市に対して東京都からどのような見直し案が示されているのか、１点伺いたいと思います。

それから２点目は、今南部地域への病院建設に向けて、用地の取得に全力を挙げているところでありますけれども、繰り返すまでもなく、過去３回、大がかりな署名運動がつくる会を中心に展開をされました。そして最初の市議会への請願では、全会一致でそ

れが採択をされ、その後、東京都に対してのベッド規制反対の運動や、あるいは市議会でも同じ立場での意見書採択をし、東京都に送付をする。森田市長も都知事にあてて要望書を提出する等々の経過の中で、地域の病院建設へ向けての住民の要求は、ますます大きなものになってきております。用地の取得に合わせて、こうした事実上のベッド規制が緩和された。こういう中で、新しい展望が切り開かれていると私は思っております。そういう点で、この段階でどのような市当局、あるいは市長の見解といいますか、見通しといいますか、その点を伺っておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　まず、東京都の保健医療計画の件についてのことをお答えしたいと思います。

都は平成元年の２月に、医療法に基づく東京都保健医療計画を策定し、５年が経過したということの中で、今回、人口の高齢化防止や出生率の低下の一層の進行、またエイズ蔓延の懸念とか、老人保健法の改正などで、都民の保健医療をめぐる環境に大きな変化が見られるということの中で、これらの変化に的確に対応するということで、この都の保健医療施策をより一層充実強化するために、医療法の規定に基づきまして、今後５年間についての改定が行われ、今月12月の25日にこの医療計画が正式に公示される予定でございます。

参考までにこの計画の重点的な課題につきましては、人生80年時代に対応した健康づくりとか、地域保健医療システムの確立、東京都の地域特性への対応である地域保健医療システムの確立とか、保健医療機能の連携の推進と、保健医療と福祉の連携に基づく地域ケア体制の整備などが重点施策として入っています。また、新たな課題といたしましては、エイズ、または災害医療、覚醒剤等薬物乱用防止、それからターミナルケア、末期対策――末期がんとかそういうものの対策でしょうか、それから臓器移植など、新たな課題として位置づけられたものがあります。

それからお尋ねの、保健医療圏とこの必要病床数ということでございますが、これは、ただいま申し上げましたように、正式には12月の25日でなきゃ決定をされませんが、今までの見込みということでお話を申し上げますと、この南多摩医療圏の中では、施行規則で定める方法によりまして算出を新たにしてございますが、一般病床、精神病床、結核病床、それぞれの必要病床数が新たに算定をされました。南多摩保健医療圏では、今回の計算で一般病床数は1,191床不足するということで、このベッド数が必要ということになります。したがいまして、日野市の市立病院等の建て替え等に要する増床とか、

そういう必要ベッド数につきましては、この２次医療圏、要するに南多摩保健医療圏の中では、これだけの数が不足するということで、日野市の要望等が十分対応できる状況ではないかというふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　市長から一言答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆる地域保健医療計画というものが施行されて、東京都医療圏、そして我々の地域は、その中で南多摩医療圏ということで位置づけられておるわけであります。今日まで我々が一番隘路として壁になっておりましたこの一般病床数、南多摩医療圏では、もう事足りているという言い方であったところ、約2,000床の不足である、つまり余裕があるという思いがけない変更が近く発表されるということでありまして、何のためにいろいろと苦心を強いられたんだろうか。また、どういう計算基準でそれらの結果になったんだろうか。これからだんだんわかると思いますけれど、したがいまして、日野市の医療圏という狭い範囲で考えましても、一般病床1,000ベッドは必要とも言えるし、また可能であるということになるんではないかと思っております。したがいまして、市立病院自身の建て替え計画、あるいは南部地域病院の建設計画、これらについて、いわゆる病床規制は、もう機能しない、外されるということでありますので、考え方をまた新たにしていく状況を迎えたということになっております。加えて申しますならば、かねて進めておりましたいわゆる日野市の市民運動によります南部地域病院、全農の所有する土地を市が高幡区画整理事業で代替地を提供して交換をしていただく、そういう基本的なことについては、一応合意を得ておりましたが、きょう事務当局から聞きましたころによりますと、具体的にどの場所とどの場所、まあ等価交換ということで見込みが、合意できるということでありますので、そのようなことも合わせて、今後大きい課題として取り組んでまいりたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　今後の積極的な取り組みを強く要望して、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって６の５、医療圏・医療計画の見直しについての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時37分　休憩

午後１時８分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問７の１、高齢者住宅改造・障害者住宅改善事業に地元業者優先の措置を！の通告質問者、下村功君の質問を許します。

〔８番議員　登壇〕

○８番（下村　功君）　議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。高齢者住宅改造・障害者住宅改善事業に地元業者優先の措置を！というテーマであります。

御存じのようにバブル経済崩壊と言われて大分久しくなるわけですが、当初は一過性の経済停滞であろうと、年内には上向きに転ずると予想されましたこの不況も、11月の鉱工業生産が前月比で戦後最大の落ち込みを見せるなど、不況の長期化が懸念されている状況となっています。

昨日７日の夕刊によりますと、経済企画庁が報告した「月例経済報告」では、住宅建設が高水準を維持し、公共事業も堅調であるほかは、個人消費も設備投資も企業収益も、いずれも明るい兆しは見られないとしています。

住宅建設や公共工事などが好調を維持していると言っても、一つに公共投資、また地価の下落や公定歩合の引き下げによる低金利の反映といったものが原因でありまして、やはり中小、零細の建設業者さんは、特に都心部の方から次第に工事の発注量が減少しているということも聞いておるわけであります。

ところで、建設業者と言えば、今や政治資金で多額の献金をした、そして悪名をはせていますゼネコンを連想するわけですけれども、圧倒的に多いのは町屋の大工さんや、個人営業に近い建設業者さんがほとんどであるということは、皆さん御存じのとおりでございます。

したがって、この日野市域でも、おっつけ不況の波をこうした資本力のない弱い中小、零細の建設業者さんがかぶるのは目に見えていると思われます。

もちろん、不況の影響を受けるのはこうした建設業者さんだけではありません。すべての地場産業に言えることですが、たまたま先般こうした中小、零細の建設業者さんの方が組織しています「首都圏建設産業ユニオン」という組織があるわけですが、そこで「高齢者障害者対応住宅研修会」というのを開催して、自分たちの技術を最大限に発揮

できるものは何かということで、この不況を乗り切ろうとしているということを知りました。特にこの件を取り上げたというのがこうした経緯の結果であります。もちろん、他の中小、零細の地元の業者さんへの対策についても当然に考えていかなければならないことは言うまでもありませんけれども、まずできるところはどこかということで質問をさせていただきたいと思います。

現在、日野市の高齢者障害者住宅改善に関する助成措置としては、「日野市住宅改良資金融資制度」と「日野市重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業」があります。

「住宅改良資金融資制度」は、高齢者・重度身障者・一般住宅改良への融資制度であります。また「重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業」というのは、重度身体障害者の住宅改良への給付の制度でありますが、いずれにせよ融資限度額ないしは給付額から考えますと、やはり中小、零細の建設業者さんの腕の見せどころだと思います。そうした意味合いから研修会を開いているのだと思うわけであります。

私としては、こうした不況克服の自己努力には、地場産業育成の観点からも行政も大いに報いる必要があると思いますので、その趣旨から質問をさせていただきます。

まず、高齢者障害者住宅改善事業をどの程度の方が利用されているのか、この現況についてお伺いをしたいと思います。

次に、特に建設業というものではなくて、この不況下にあって市行政としても地元業者の振興や援助策について、当然考えておられると思いますので、その点についてお聞きをしたいと思います。

最後に、高齢者障害者住宅改善事業に話を戻しますが、それらの事業の実施に当たって、工事の発注者は融資ないしは給付を受ける本人が発注するわけですから、行政が介入するということはなかなか難しいわけですけれども、そこを業者あっせんなど地元業者優先の措置がとれないのかどうか、この点についてお伺いをいたします。

以上３点についてお答えをお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　下村功君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　それでは第１点目の、高齢者障害者の住宅改善事業の現状につきましてお答えいたしたいと思います。

高齢者や障害者の住宅に関する福祉制度といたしましては、ただいま御指摘ございました日野市の住宅改良資金の融資制度、あるいは老人の住宅設備改善給付、それから三つ目には、重度身体障害者（児）の住宅設備改善給付の三つの制度がございます。

１番目の住宅改良資金につきましては、高齢者あるいは重度心身障害者の居室の増改

築でございます。金融機関を通じまして資金の融資あっせんを行うと同時に、その利子の軽減を図っているところでございます。今年度内容を充実させまして、融資額も300万から600万円引き上げたところでございます。と同時に、償還の期間も延長したわけでございますが、平成５年度におきましては、現在借り入れている方は、２件でございます。これら業者につきましては、市外の業者ということになってございます。

それから老人住宅設備改善給付でございますけれども、平成５年度を見てみますと、48件、26人の方が給付を受けております。改善の対象といたしましては、浴室改造、玄関、台所、トイレ、居室ということに限られております。総額といたしましては、771万4,000円でございます。この業者でございますけれども、26人の方のうち15人が市内業者に発注をしている。58％というふうな数字になってございます。

それから重度の身体障害者（児）の住宅設備改善給付事業でございますが、これにつきましても、老人の住宅設備改善と同じように、浴場改室、トイレ、玄関、居室、台所と、あるいは室内の移動設備ということになってございます。全体で34件、22人の方が改善を行っております。総額といたしまして、1,091万2,000円ということでございますが、市内業者の発注率は41％ということで、10人程度の方が発注をしているにとどまっております。

ただ、ただいま御指摘のありましたように、いわゆる福祉住宅につきましては、かなりの専門的な要素も必要とされますので、今後は研修を通じて、市内業者の育成も図っていかなければならないんではないかというふうに考えております。特に障害者におきましては、屋内移動設備というようなことから、特殊の機器の設置を含んでの改造工事となりますので、どうしても市内業者ではできないというようなところも現状としてはあるわけでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　２点目の、地元業者の援助対策ということで、中小企業を含めた関係で私の方から御回答申し上げます。

地元業者の援助対策につきましては、市行政側としては主に資金の面で、また経営技術面につきましては商工会が担当してくれておるところでございます。産業経済課で行っております主な事業としましては、商店街の活性化事業、それから日野市中小企業事業資金融資あっせん条例及び日野市小規模事業者育成条例に基づきます融資のあっせんと利子補給等があるわけでございます。このうち、この不況下の中で、不況対策と深くか

かわりがあるものといたしましては、この二つの条例による事業ですが、中小企業融資あっせん条例に関しましては、昨日の竹ノ上議員さんの御質問でお答えした内容でございますが、小規模事業育成条例に関する条例は、従業員が４人以下の事業所で、国民金融公庫の融資を受けている利用者に対しまして1.5％の利子補給を行う日野市独自の制度でございます。この二つの事業につきましては、今年度は特に利用者が増加しておりまして、不況対策に大きく貢献しているものと思っております。

商工会は御承知のように、商業、工業、建設業などの育成、振興を目的とする組織でございますが、この商工会では、昨年から今年度にかけて、特に精力的な取り組みをしていただいておるところでございます。商工会には現在３名の経営指導員がおりますが、ことしは毎月平均160件ほどのペースで個別の経営相談や指導を行っています。また、講演会を毎月２回開催しているというような状況でございます。

なお、今申し上げました小規模事業者の育成事業におきましては、その取り扱い窓口を商工会にお願いしておりますが、中小企業資金の融資あっせんと合わせて利用者が大きく伸びている原因といたしましては、商工会の積極的な取り組みが考えられています。また、国民全体が政府による一日も早い景気浮揚の対策の実施を待ち望んでいるわけですけれども、日野市といたしましても、商工会と共同でこの不況対策に努力をしてまいりたいと思っております。なお、融資あっせんによる利子の補給が急速にふえている状況ですので、次の３月の議会には補正をお願いしないとできないんじゃないかというような状況でございます。

○議長（黒川重憲君）　　下村　功君。

○８番（下村　功君）　　ありがとうございました。

今の質問の１と２につきましては、一応現況をお聞きしたということでありますけれども、そこそこ高齢者障害者の住宅改良改善事業については、利用者があるということであります。

それから、２番目にお聞きしました地元産業育成の問題ですけれども、商工会を中心に行っている、市としては融資の面でお手伝いをしている、ということだったと思います。

３点目の、先ほど私が申しましたように、高齢者障害者住宅改良事業といったものに、地元の建設業者さんを優先の措置がとれるのかどうかといったことについて、特にお答えはなかったわけですが、そういう措置について考えていく場合には、所管は一体どこの部になるのか、私にもちょっとわからないわけですけれども、その辺、わかったらお

教えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憙君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

3点目の、業者のあっせんでございますけれども、福祉サイドといたしましては、なかなか業者のあっせんは難しいわけでございます。いわゆる水道工事、あるいは下水道工事のように、公共施設との大きい関連があります業種ですね、いわゆる本管からの取り出し、あるいは本管への流入、こういう場合には、非常に危険を伴いますので、安全の意味からも一定の研修を受けて資格を取得し、指定工事店ということで専門の業者ということになるわけでございますけれども、一般の住宅の小規模の改良となりますと、なかなかそういうような制度もとりにくいんではないかというふうに考えております。できれば、これから特に福祉住宅について研修を重ねていって、特に市から指定するわけではございませんけれども、こういう業者がいるからというようなことで、強くあっせんしていくというような方法はとれるんじゃないかと思っておりますが、それにはやはり前提となります研修、育成ということが必要となってまいりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（黒川重憙君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　産業経済課で一般の家庭の方が家を修繕したいとか直したいと、こういうようなことにつきましては、土建会社にそこの連絡先を紹介いたしまして、一応相談してみるというようなことはやっておるところでございます。

○議長（黒川重憙君）　下村　功君。

○8番（下村　功君）　福祉部長から業者の研修、育成という言葉もありました。なかなか地元業者優先といっても、難しいことはよく理解しているわけでありますけれども、そうした業者の研修、育成というものを通じて、ぜひ地元業者さんが積極的にそうした小さな工事でも専門的な知識を持って参入できるように計らっていただきたい、そういう制度がとれればいいなということをお願いをしておきます。また、こうした未曾有の不況ということでありますので、商工会などに頼るということだけではなくて、それこそ日野市の村おこしと、そう呼べるような地元産業、地元業者保護のアクションも起こしていただきたいということを意見として申し述べておきたいと思います。

特に本質問についての3点目でありましたような、地元業者優先の措置というのは、主体が第三者であるということで、非常に難しい面があることはよく承知していると先ほども申し上げました。ただ、ある特定の業者の指名をお願いするということではなく

て、地元業者育成の観点から要請ないしはあっせんをお願いする、そういうことは可能ではないかと思われますので、そうした措置、これはどこがやるのかということになりますと、非常に難しいことはよくわかりますので、最後に市長からこの件についての御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今日、景気低迷、不況の言われる状況下で、とりわけ中小、零細と言われる事業者の方々は極めて深刻な経営状況にあるということは、一般としても言われるわけでありますし、我々も直接いろいろな意見を聞いております。日野市が発注する建設関係の仕事でありますとか、その他物資として調達をする、いわゆる発注、調達の仕事をなるべく市内で求めるということは原則であるというふうに考えております。よく意見をいろいろ聞いておるわけでありますが、また庁内には、物を発注する事務を行います総務部の管財課、ここでは建前はなるべく良質のものを安価で確保するという役割であります。そして、産業経済課は、市内の業者の方々、農業を含めて産業振興の役割があるわけでありますが、その両課が連携を密にして、管理課が発注し、あるいは業者を指名をしたという際に、帰りには必ず産業経済課に行って、これこれの仕事をもらいました、市内で調達できるものはなるべく市内で求めるようにいたします、これぐらいのあいさつさせなさい、というふうには言っておるわけでありますが、どれだけ機能しているか、まだ私も正確には知りません。つまり整った資料を提供して、要するにその資料を提示し、市内で調査することがいかに有利であるかというふうに指導することだと思っております。そういう機能を両々相まって、なるべく市内の業者の方々に仕事が行くように、あるいは少しでも市が発注する、いわゆる支払いが市内をめぐって何らかの地域経済に役立つようにということは、もう原則として一番気を使わなきゃならないこの時代であるというふうに思っております。

福祉の仕事で、多少市民要望にこたえる今のその住宅改良でありますとかいう部分でありますが、これは極めてまだ量の少ない仕事でもありますし、考え方としては、なるべく市内で業者の方に仕事をしていただくということは適当なことでありますので、紹介の仕方でもひとつ考えなければいけない、こんなふうに思います。

江戸川区で我々の聞くところによりますと、大変積極的に高齢者住宅の改造事業が行われておるというふうに聞いております。これは職員が出て直接直すぐらいな意気込みでやっているそうですから、精神も極めてとうといことだろうと思っております。いろいろな角度から含めて、地域の特に市が発注します財源は地域を潤すという、何といい

ましょうか、経済原則を大きく打ち立てていく努力が必要だろう、こんなふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　下村　功君。

○8番（下村　功君）　行政そのものの縦割組織の中では非常に難しい問題があるということでしょうけれども、今市長も言われたように、各関係部が連絡を取り合って、ぜひこの不況下での地元業者の振興というものを図っていっていただきたいと思います。それから、今最後に市長も触れられたわけですが、不況となりますと必ず公共事業という形で結びついてくるわけですけれども、やはり単に橋をかける、学校をつくるといったことだけではなくて、福祉に対してのお金を回すということも、それも一つの不況対策であるという観点に立って、ぜひとも高齢者障害者住宅改良、小さな問題かもしれませんが、そこに地元業者を優先をしていくといったことについて検討をお願いして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これをもって７の１、高齢者住宅改造・障害者住宅改善事業に地元業者優先の措置を！の質問を終わります。

一般質問７の２、リサイクル事業の将来についての通告質問者、下村功君の質問を許します。

○8番（下村　功君）　リサイクル事業の将来ということについての質問をいたします。

ごみ減量、資源ごみの回収、リサイクルといった点については、もう耳にたこができるほど、私も含め多くの議員の方が今まで質問や提言をなされております。そこで今回、個々の具体的な点についての質問をいたしませんが、10年後、20年後といった長期の先を見通した、行政の行うべきリサイクル事業の展開あるいは展望といったものを、ここではお聞きしておきたいと思います。

今年度版の「とうけい日野」にありますように、ごみ収集の総量は、それまで増加傾向にあったものが、平成３年を境にやや減少の傾向を示しておるようであります。しかし、平成３年と４年の収集内訳を見ますと、不燃ごみと粗大ごみが減少したものの、可燃ごみはまだやや増加しておるということで、まだごみ減量傾向が定着したということは言えないようであります。

ただし、市民１人当たり処理量は、平成３年、４年とほぼ横ばいで、この点については行政の努力もかいま見ることができます。

いずれにせよ、谷戸沢の最終処分場問題の解決にはまだほど遠い数字であるということは間違いありませんので、さらなる行政努力をお願いをしておきたいと思います。

さて、ごみ減量と表裏一体なのが資源ごみのリサイクルであります。リサイクルの全市的な展開がごみ減量に寄与するわけでありますが、リサイクル運動のかなりの部分を現状では市民の自発的な運動に頼っているということでありますので、これには限界があると思います。

したがって、市行政としてもリサイクル重視の施策を展開して行かねばならないわけであります。

ここで当然問題となるのが現行のごみ処理方法による処理コストとリサイクルをした場合のコストとの比較ということになると思います。リサイクルコストは、リサイクルにかかった費用とリサイクルによる収入の差額がコストの基礎になるということは言うまでもありません。また、コストは安い方がよいわけですから、スケールメリット、どの程度の量を処理していくかということを考えざるを得ないわけであります。

したがって、リサイクルは全市的に事業として行った方がコストは安いということになります。さらに、ひとり日野市のみが事業を展開するのがいいのか、それとも周辺何市かで共同して事業を行った方が、コストがより安くなるかどうかといったことも考慮すべきことではないかと思います。

日野市の行政も、市のリサイクル事業については当然検討されていると思いますので、近未来小説を描くような楽しいリサイクル事業の将来を語っていただきたいと思います。この質問が第１点です。

さらに、ごみ減量が進行するについては、現在ごみ収集などに従事している作業者の雇用の問題が起きてまいります。また、公共下水道事業の進捗に伴い、し尿くみ取りに従事している作業者に深刻な雇用不安を与えているという現状もあります。

こうしたごみ収集事業の質的な転換による雇用の問題をも含めて市は考えていくべきと思いますが、この点についてお伺いをいたします。

また、３点目として、以上の二つの質問に関連してくることではありますけれども、私はリサイクル事業は、それこそリサイクル公社ないしは広域組合を設立して本格的に展開するべきではないかと常々考えております。それにより雇用の受け皿にもなると思いますが、市側のお考えをお聞かせください。

以上３点についてお答えをお願いします。

○議長（黒川重憲君）　下村功君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　お答えいたします。

まず１点目、リサイクル事業をどう今後展開していくのか、こういう御質問でござい

ます。リサイクル事業につきましては、基本的には地球環境保全の観点から、資源が循環して利用されるまちづくりを目指していきます。しかしながら、現在、先ほどのお話にもありましたように、谷戸沢の最終処分場の延命策といたしまして、当面短期的でございますが、急を要しているごみ減量対策の一つの手法でもございます。ごみ減量ということは言うまでもなく、排出そのものが抑制されなければなりませんから、そこで広報などを通して市民の皆さんに繰り返しお願いをしてきているところでございます。また一方、排出されたものは資源化していくシステムが必要でございまして、10月からモデル事業として資源物の分別収集を始めました。モデル地区の自治会の方々の大変な御協力もあって、現在のところ順調に進んでおります。６年度、来年度につきましては、60％から70％の地域で実施をし、７年度には、御質問の中にもございましたように全市的、全地域で実施したいと考えております。

ところで、リサイクル事業の展開につきましては、現在どこの自治体でもいろいろ苦慮しておりますといいましょうか、むしろ苦闘しているというのが現実でございまして、合理的なシステムを模索すべく東京都市町村協議会は、市町村自治調査会と共同で多摩広域リサイクル圏構想推進のための調査活動を進めているところでございます。焼却残灰――残渣といいましょうか、これの溶融化などの広域的な連携を必要とする課題については、日野市としても積極的に参画していきたい、このように考えております。

次に２点目でございます。御指摘のようにごみ減量、あるいはリサイクルの事業が進みますと、一般廃棄物の収集、運搬業者への影響が懸念されるところでございます。しかし、この30年代のごみの推移を見ましても、急激にその変化があらわれるということは現在のところないというふうに思われますが、そこに働く方々から見ますと、一抹の不安があるということも事実だと思います。

そこで、このごみ行政に関する市の考え方、つまり今後の施策でございますが、これらにつきましては、ごみ減量政策、あるいはそれらのものにつきまして、市の中間処理施設の整備計画が一番出てまいりますが、それと合わせまして、リサイクルに伴う分別機器の導入計画、あるいはプラスチックの油化装置の設置など今後考えられる計画などの情報を速やかに委託業者の方にも明らかにしていくこと、さらには、収集運搬に関する委託業務以外、独自に許可業務の中で拡大等によって経営の安定化を図る企業努力もまた必要でありましょう。そのための指導助言をしていく必要があろうかと思います。

いずれにいたしましても、これからのごみ行政は、一昨年の廃掃法の大改正、さらに本年10月１日には、従来の清掃条例を廃止いたしまして、新たな条例が制定されたこと

によりましてのごみ行政、大きく変わっていくものと思われます。このことから、今後もいろいろな問題が生ずると思われますので、一つ一つ問題解決に向けての取り組みを進めていく必要があろうかと考えております。

次に３点目でございますけれども、事業公社、あるいは広域組合設立の考えはないかという御質問でございました。リサイクル事業につきましては、現在市内の資源回収業者、15業者でございますけれども、これが組織いたしました資源リサイクル事業協同組合に、現在モデル地区で実施しております資源物の分別収集を委託いたしております。これらとの整合性も図りながら、今後の検討課題にしたいと思っております。さらに、下水道に伴いましての切りかえ、これはし尿の業者でございますが、これらにつきましては、下水道の整備等に関する一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、これが昭和50年に制定されておりますので、それらに沿った形で対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　ありがとうございました。

一つに、夢とまではいきませんけれども、リサイクルについて市としても分別装置やプラスチックの油化装置などを設置することを検討するないしは検討させていくということですので、当然また、そうしたごみ減量に対しては、資源ごみはリサイクルをしていくという観点に立って、ごみを減らしていくというのは当然なことだと思いますので、ぜひこうしたハード的な面についても検討を鋭意進めていっていただきたいと思います。

それから、３点目の公社の問題でありますけれども、やはり雇用の問題というのは今後も残っていくんであろうと思いますし、現在そういう下請の会社が抱えています人員というものは、現在のごみ量でごみ収集がスムーズに行われるよう、そうしたことを勘案して採用ということを行っていますので、市としても全くそうした雇用について関係がないということではなくて、やはり積極的にそうした人々の雇用も守っていく、そうしたことについて取り組んでいただきたい。その一つの方法論としての意味も込めてリサイクル公社というものを提案したつもりであります。また、１市だけではできなければ、先ほど部長さんの方からも話がありましたように、広域組合によるリサイクル事業の展開、そういう中にも雇用を考えていってもいいのではないか、そういうふうに考えています。

今言いました広域組合の件に関連してまいると思いますが、三多摩各市のごみ処理方

法が非常にまちまちであるという指摘がなされています。それぞれの市のごみ処理、ごみ収集事情の差によるものだとは思いますけれども、できれば市長会などでこの問題を提起していただいて、将来のごみ減量につながる一番いい収集方法ないしは処理方法について御検討いただければ幸いに存じますが、この件について市長にお願いをしたいと思います。御答弁をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　生活廃棄物、すなわちごみ問題の終局の目標は、自区内処理という観点に立って、外に最終処分を求めないということでなければいけないと思っております。なかなか難しいことではありますけれど、リサイクル課というまさに経済問題そのものだと言っていいと思っておりますが、だんだんと意識改革が進んでまいりましたし、生産者の責任、あるいは消費者の責任、そうしてその間の行政の責任というふうな組織的に問題を考え、推移すれば、だんだんと解決が見通せるということではなかろうかと思います。大分先のことになると思いますので、鋭意努力をしながら、一歩一歩と近づいていくということだと思っておりますが、収集、運搬、あるいは選別、これに、やり方によって膨大な労力を要する、そこに隘路があるということにもなるわけでありますが、可能な限りの質的、量的、またシステム化ということも考えて、ごみを出さないという意識、これを家庭から始めて、自治体にもその解決の一番のリーダーシップをとるということで取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　下村　功君。

○8番（下村　功君）　自治体のリーダーシップをとるという市長のお話でありましたので、市長会の席になるのかどうかわかりませんが、そうしたところで各市の話し合いの場をぜひ提起をしていただいて、将来のごみ減量につなげていっていただきたいということです。それから、先ほど言いましたように、それに伴う構造の変化、また質的な変化によりまして起こってまいります雇用不安についても、ぜひ積極的に対処をしていっていただきたいということをお願いして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって７の２、リサイクル事業の将来についての質問を終わります。

一般質問７の３、東豊田３・４丁目問題についての通告質問者、下村功君の質問を許します。

○8番（下村　功君）　東豊田三、四丁目問題であります。この問題については、そのほとんど昨日夏井議員が既に質問をされております。したがって、重複する部分が多い

わけでありますが、質問をしてまいりたいと思います。

まず、多摩平下水処理場の跡地利用の件であります。本件については私も過去に質問した経緯もありますので、現在の市のお考えをお聞きすることにしたわけでありますが、昨日の夏井議員の御質問への企画財政部長の御答弁は、「現在は白紙で、近く実施される用途地域の見直し後に考える」という趣旨であったろうと思っています。

葬祭場という計画から市長選挙直前に唐突に白紙になったことの裏は非常にはかりかねるところでありますけれども、私は一貫して、跡地利用には地元住民の意見を聞いてくださいとお願いをしている立場であります。

用途地域の見直しについては、現在が第１種住居専用地域ですから、多分第２種住居専用地域に見直して容積率を高め、そして施設の規模を大きくしたいということの趣旨だと想像していますけれども、この見直しには以前都市整備部長にもお聞きしましたが、近隣住民の意見を聞くことになっているのだそうであります。

したがって、いずれにしても住民の意見を聞く局面では、葬祭場の建設の有無についても明確にしておく必要があるのではないかと思いますので、この点についてお答えをお願いをいたしたいと思います。

それから、これに関連して、黒川自治会から再三にわたりまして請願が提出され採択を見ています「地区センター、地区広場」については、地域内に処理場があることから、地元での期待が高いわけですけれども、一向に具体策が示されていないわけです。この件についても、お答えをお願いしたいと思います。

次に、これも昨日夏井議員も触れておられましたが、堀之内踏切の問題であります。

堀之内踏切は接する道路が４車線なのに対して、踏切の幅は２車線分しかないということで、歩行者や自転車の人などに非常に危険があるということの指摘がなされています。

また、上りの電車が豊田駅に差しかかる前に踏切が閉まるということで、以前豊田駅長にもお聞きしましたけれども、これは豊田駅通過の特急電車に合わせてあるということで、豊田駅停車の電車の場合には、かなり長い間踏切が閉まったままとなってしまう。ひどいときには２往復の電車通過を待たなければならないこともあります。

特に最近は一番橋方向と多摩平との通り抜けの車がふえた関係から、踏切待ちの車が、これは三丁目側になりますけれども、三丁目側の道路の曲がり角の向こうまで行列をつくってしまうこともしばしばあり、周辺住民への排気ガスの問題、また騒音の問題等も懸念されています。

昨日の御答弁に「立体化」という言葉もあったようであります。また、「拡幅は他の踏切の廃止とセットである」といった御答弁もあったように記憶しておりますが、もう少し詳細にこれについて御説明をお願いしたいと思います。

最後にこれも夏井議員が触れられたことですが、三、四丁目のアクセス、すなわち袋路となっております三丁目、四丁目の北東部に、中央線の線路によって分断されておりますが、歩行者用の通路を設けていただけないかどうかということであります。

三丁目側の第３コーポラスの下に生協がありまして、そこに四丁目の人が買い物に行く、また、朝の通勤時に堀之内踏切の方へ１回戻ってそれから神明の方にまた踏切を渡って歩いて抜けていくないしは自転車で行くといった方がおられるわけで、先ほど言いました堀之内踏切の渋滞緩和という意味からも、ぜひともこの通路について検討をしていただきたいということであります。これについては、昨日御答弁がなかったと記憶しておりますので、お答えをいただきたいと思います。

以上４点についてお答えをお願いします。

○議長（黒川重憲君）　下村功君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、ただいまの質問につきましてお答えしたいと思います。

１点目の質問でございます。今質問者の方からもお話ありましたとおり、きのう現在の時点では、この処理場跡地は白紙であるというふうにお答えいたしました。現状では全く内容的にも検討はしてないわけでございますが、この跡地は駅から近く、大変交通の便もいい場所でございます。市の財産としては大変貴重であるというような中で、現在の跡地を当然容積率を上げた中での活用をすべきだという考え方を持っております。そのような中で、用途地域の変更を含めてというふうに申し上げました。今お話のように、１種専用地域を２種に上げるというような考え方の容積率のアップでございます。当然そういった考え方を持ちながら、全市的な立場で今後の検討を進めたいというのが現在の考え方でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　今御質問の後半の方で、地区広場とか地区センターのことがございましたが、これは今企画財政部長が話した、この白紙の状態からまた新たに新しいものを考える場合にもまた、検討される内容かと思います。そのほかまた、吹上の地域の中に今地区センターはございますが、いろいろ使い方が悪いというような住

民の意見がありますので、そこのところも別のサイドも含めてこれから検討していきたいというふうに考えているところです。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　堀之内踏切は、踏切内の道路幅員が７メートル、延長が10.8メートル、それに取りつけられる市道が幅員21メートルということで、約14メートルの差があります。立体化のお話を昨日いたしましたが、立体化ということを前提とした道路幅員であるということから、立体だという表現が出たわけですけれども、このまちづくりの段階でその立体化を前提とした形の道路幅員が確保されているという、そういうことでありますが、現在、北側の幹線に直結することがまだ現実問題不可能でありますので、即立体化を進めるという計画ではありません。平成２年に報告されております都市計画道路３・４・14号線の交通量予測調査の中で長期対策ということで、この立体化案というものが提示されおります。

なお、現状即拡幅という問題も先般申し上げましたように、立体化についての促進ということが国の政策でもあります。また、東京都でもそんな形で進めているわけですけれども、やはりそのために、単純な拡幅というのはなかなか協議に応じにくい側面があるようであります。なお、現在の幅員の中での歩行者スペース確保のための車線誘導、あるいは歩行者の誘導を標識または路面標示等を行うことによって、当面の対策を講じてまいりたいと考えております。

それから、次のトンネルで結ぶ件であります。この場所は、黒川公園の段丘の下、南側というんですか、この東豊田三丁目地域の幹線が走っております。２―39号線と呼ばれておりますが、この路線とＪＲ中央線の線路を挟んだ反対側、東豊田四丁目、ここにも市道Ｄ65号線というのがありますが、その線と歩行者あるいは自転車用のトンネルで結んだらいかがかというお話であります。確かにその効用は認められると思いますが、まだ庁内的に方針を定めるに至っておりません。今後の検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　下村　功君。

○８番（下村　功君）　ありがとうございました。

２点目、３点目のことからちょっと申し述べておきたいんですが、堀之内踏切の問題であります。

今、当面標示を明確にして、車の通行を減らしていくというお話だったと思います。私も、立体化というお話がたまたまきのう出たものですから、どうやってあそこを立体

化するのかなということでお聞きしたわけで、甚だ立体化していくというのは、中央線の方を上げていかない限りはかなり難しい。道路を地下にくぐらせたり、高架にするということでは、あそこの地形や環境からいってかなり難しい問題になるだろうということはわかっておりましたので、お聞きしました。ただし、今住宅ゾーンというのがあの辺に標示されています。これは日野市が標示しているわけですけれども、もう少し明確に、あの地域は住宅ゾーンで、一番橋方向から来た車が多摩平の豊田の北口の方に抜けるのに、あの住宅地の中を飛ばして走っていかないような方策をもう少しとっていただけたらありがたいということであります。

それから、歩行者問題については、やはり先ほど申しました三、四丁目のアクセス、トンネルを、通路をつくっていただきたいということをぜひとも検討をしていっていただきたいと思います。ここで改めて提起をしておきたいと思います。

それから１番目、２番目の問題に戻るわけですが、企画財政部長のお話の中で、「全市的な立場で検討します」というお話がありました。たしか前に私が御質問したときに、「地元の意思もよく聞いて検討してまいります」というお話があったように思いますが、これと全市的な立場で検討するということの差異というのは、私は、非常に大きいと思います。多分あそこにつくる建物は、地元の意向とは関係なく、全市的なものをつくりたいんだと。それはそれで結構ですけれども、やはりそれをするにしても、どういうものをつくるかについては、地元住民の意向もある程度取り入れた形でやっていく方が、私はトラブルもなく、できるのではないかと思っていますし、先ほど申しましたように、用途地域の見直しをするのであれば、いずれにせよ、地元周辺住民の意向を聞くということもありますので、全く白紙の状態で、ただ容積率を高めるから２種住専にしてくださいよということになりますと、以前から何回も質問が出ていますように、まだ葬祭場なんですか、ということが当然地元の人から見れば懸念されてくるわけです。私は議員の立場ですから、斎場をつくるとか、つくるなとかいうことは言う立場にありませんけれども、そういう点について、もう少し地元を配慮してやっていくべきではないかと思っています。

それから、地区センター、地区広場についての問題ですが、これにつきましてもかなり前に、前向きに検討するというお答えを得ていますが、なかなか先ほど言いましたように、全市的な立場で多摩平下水処理場跡地を検討していくということになると、この地区センター、地区広場の件は、必然的にあそこには難しくなる。下水処理場跡地には難しくなるということなんだと思いますけれども、かなり時間も経過しているわけです

から、ぜひとも検討していっていただきたい。特に地区広場につきましては、ある程度の面積がいるということで、場所的に考えますと、あの地域では多摩平下水処理場跡地が一番適地ではないかと思われます。そういう点についてぜひ考慮されて、検討をしていただきたいと思います。その点について再質問いたしますので、企画財政部長の方からお答えを願います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、再質問につきましてお答えしたいと思います。

二つほど大きくはあるわけでございますが、確かに容積率のアップを図るために、私は全市的というふうに申し上げました。過去の経過も何回か本議会の中でも答弁している経過もありますし、委員会の中でもあります。当然関係部との調整は今後の問題になろうかと思いますが、まだそういった問題はすべて白紙の状態で、図った経過で発表しているわけではございません。これからはそういったものを含んで関係部長との会議を進めながら、どうあるべきかを基本的に考えていきたいというふうに現状では思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　下村　功君。

○8番（下村　功君）　再々で申しわけないんですが、企画財政部長は以前私の質問に対して、「地元の意見を聞いて進めてまいります」ということをたしかおっしゃっておられました。したがって、今のお答えは「関係部長との協議を進める中で考えていきたい」ということと、若干食い違ってきているのではないかと思いますので、再度その点についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　大変申しわけありません。お答えの中にそういった問題を含まないで申しわけなかったと思います。もちろん、庁内の関係部長だけでなくして、請願、いろんな経過があるわけでございます。地元の意向等もやはり聞くことは基本でございます。よって、そういった問題を含んですべてを網羅した中で、現状は白紙であるが、今後検討させてほしいという意味でございます。大変失礼しました。

○議長（黒川重憲君）　下村　功君。

○8番（下村　功君）　そうだと思います。私が地元の意向と申しておりますのは、やはり市の行政のやることは、整合性がなきゃいけないということであります。多摩平支

所の廃止のときに、たしか多摩平団地の自治会の意向を聞いたということを企画財政部長がおっしゃったわけです。聞いて廃止の方向を定めたということであります。したがって、そういうこととの整合性から考えますと、やはり多摩平下水処理場跡地利用の問題というのは、あそこに大きな市の施設、公共施設が建つわけですから、そういう整合性の上からも、地元の意向は必ず聞くべきではないかということを申し上げておきます。いずれにせよ、この問題は大変長引いた問題になっておるわけですので、早い解決を求めるわけであります。早い解決というのは、再々言うようですけれども、やはり地元とうまくやっていただきたいということであります。どうかその点をお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって７の３、東豊田３・４丁目問題についての質問を終わります。

一般質問８の１、日野市のさらなる発展を願って５つの課題について問うの通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔18番議員　登壇〕

○18番（福島敏雄君）　それでは、表題に基づきまして質問をいたします。

３期12年の市議会議員生活最後の定例議会でありますので、今まで発言してきましたことを集約して申し述べ、日野市がさらに市民各層から評価されるまちとして発展することを願って発言をするものでございます。

私は12年間の議員生活を通じて、市長の権限の大きいことを実感として一番感じているところであります。政策決定権、予算編成権、市役所内のみならず外郭団体、各種審議委員にまでの人事権などなどであります。したがって、市長が多少気兼ねをする必要があるのは、議会と職員組合ぐらいではないかと思っているところでございます。こうした状況におかれているために、市長の性格、考え方で大きく庁内の雰囲気から、まちのたたずまいまでさま変わりすると思うわけであります。

９月議会で森田市長が立派なリーダーであることを申し述べました。それはそれとして、市長みずからに与えられている権限の大きさに対する認識が期を重ねるにつれて、薄れてきてはいないかと危惧をしているところでございます。大きい権限を持っていればこそ、その行使に当たっては、各方面から理解され、納得されるものでなければならないと思うわけでございます。

私は市長が「私心がなければ怖いものなし」とよく口にされますが、政策の決定、事業の優先順位の決定、いわゆる予算編成に当たって、自分の我を通し過ぎてはいないで

しょうか。また、いわゆる人事権を持っている人には、その人に気にさわることは言わない方が得だと考える人間のさが、そういうことも市長は御存じだと思います。

「緑と清流のまち」「人を大切にするまち」として発展途上にある日野市がさらに確実に発展するためには、職員の能力を最大限活用することと、市内の各分野で頑張っている専門家に一緒にまちづくりの仕事をしてもらうことではないかと思うわけであります。こうした基本的な視点に立って、現在の日野市政で課題ではないかと思う5項目について私の考え方を述べながら市長の御見解を賜りたいと存じます。

課題の一つとして考えておりますのが、政策企画力をもっと高めるべきではないかということでございます。このことについては、機会あるごとに申し上げてきました。その理由についてはその都度指摘をしてきましたが、大綱的に言えば、一つ、貴重な財源を市民サービスの向上に向けて有効に使うという視点に欠けるということであります。二つ目は、縦割行政の範囲でしか物を見ていないため、市民が望む政策や施設が企画、計画されないことを歯がゆく思っているわけであります。

老人いこいの家、ふるさと博物館、生活・保健センター、東部会館、日野駅西駐輪場などは、施設の使命、役割が事前に十分検討されたとは到底考えられない使い方になっていると思うのは、私だけではないと思います。

また、浅川公会堂が現在立ち往生しているわけでありますが、地元住民が公民館、図書館、集会施設を兼ねた複合文化施設を望んでいるのに対し、市役所の中では生活文化部だけが対応しているという、縦割行政が限界に来ていることを如実に示していると考えるわけであります。庁内のどこで政策論議が行われているのか、私にはさっぱり見えてこないのが一番残念であります。

細川総理は熊本県知事時代の体験から、地方分権を唱えております。地方分権は時代の流れでなくてはなりません。しかし、最近の知事、市長、町長のスキャンダルはこの動きにブレーキをかけることになるかもしれないと憂慮しているところであります。地方分権を主張するからには、地方自治体がまず信頼されなくてはなりません。地方自治体が信頼される基本は政策、企画力がしっかりしていることであろうと思うわけであります。

日野市の政策はどのようなステップで決まってきているのでしょうか。市長は新たな政策を提案するとき、「このことを思い立ったので」という言葉をよく使われます。まさか市長が思い立ったことだけが政策になるとは思いませんので、恐らく最高決定機関である庁議で十分政策が論議されていると思うわけでありますが、そう理解して間違い

ないかどうか、まず１点、お尋ねいたします。

さらに、先ほども指摘しましたように、市民要望に沿うためには、複数の部にまたがる事業がこれからますます増大してくるわけであります。そうした状況に対応するには役所が変わらなければなりません。必要に応じて課長級で構成する政策研究集団が必要だと思います。今もプロジェクトチームを編成していると言われるかもしれませんが、その活動がほとんど私どもに見えてこないわけであります。加えて、地方自治体のまちづくりの主人公は市民であると思いますが、主人公であります市民のアイデア、専門知識を政策決定に生かすべきだと考えます。簡単な例ですけれども、例えば「放置自転車追放、あなたならどうする」というようなテーマでアイデアを募集するというようなことを広げていくことが必要だというふうに考えますが、以上市長の御見解を賜りたいと存じます。

課題の二つ目と考えますのが、本当の市民参加の推進を考えるべきではないかということであります。ただいまも政策決定に市民の専門知識とアイデアをもっとかりたらどうかと提言させていただきました。今市民参加の市政と一口で言われていますが、本当に市民参加がしやすい組織やシステムになっていると言えるでしょうか。また、各種審議会の学識経験者や委員は長くなり過ぎていないでしょうか。さらには、委員の推薦の仕方に改める必要がないだろうかなどについては、定期的にチェックすることが必要だと思うわけですが、間違っているでしょうか。私は市民参加の拡大について二つの側面から考える必要があるのではないかと思っております。

一つは、農業、工業、商業に携わる人たちと十分話し合い、そうした仕事に従事する人たちと活力あるまちづくりを考え、推進することであります。私の住む東光寺でも、一たん会社勤めをした長男が農家の後継ぎに戻るケースがこのところ続いております。こういう未来を切り開く気力と体力を持った市民と同世代の職員が話し合うことによって、まちづくりの方向も今やるべきことも浮かび上がってくるのではないでしょうか。大分県の平松知事が提唱した「一村一品運動」は、単に特産品をつくるということだけでなく、行政と市民の連携強化、行政にも市民にも人材を育成することがねらいとしてあったことを、私たちは見落としてはいけないと思うわけであります。

もう一つは、文化事業、体育事業などいわゆる社会教育にかかわる分野については、極端に言えば、熱心な市民に運営を任すくらいの発想があってもよろしいのではないかと思うわけであります。後に触れます画一的な人事異動の弊害もありまして、一般的に言えば、この分野では職員より市民の方が何かにつけて精通していると思うわけであり

ます。馬場繁夫議員が何回も指摘していますことに、市は建物や施設のハードをつくるだけで、その運営、いわゆるソフトが貧弱だということがありますが、そのソフトを充実させるには、市民参加の域を超えて、政策の策定と実行を協力して行う、ともに働くという「協働」まで高める必要があると考えるわけでありますが、市長並びにこの項では、教育長の御所見も伺いたいと思います。

三つ目の課題は、人材育成につながる人事異動を考えるべきだということであります。私は12年間の議員活動を通して、多くの市職員と話をする機会がありました。その印象としては、個人としても高い能力を持っていながら、仕事の中でその能力が出し切れてないというか、生かし切れてないというふうに思うわけであります。中にはノルマとか競争とか、そういうものが嫌なので公務員になったのだという人もいましたが、そういう人は数少ないわけであります。

何ゆえそういう風潮になるのか私なりにその原因を考えてみますと、大きな底流には「市役所には競争相手がなく、倒産する心配がない」という意識があるわけだと思います。それを別に置くとすれば、「その道のプロ、スペシャリストを育てる」という風潮がないことが大きな原因かと思っているところであります。昭和20年代、30年代の役場時代と違って、専門分野での知識が必要になっているはずなのに、３年ないし５年で異動して新しい仕事に移っていくことが、民間企業に籍を置く者として理解しにくいわけであります。業者との癒着を避けるという考えはわかりますが、老人福祉、社会教育、健康・医療、ごみ問題、保険年金、まだあると思いますが、それらには市民の専門家と対等に渡り合えるプロが必要であります。

また、職員が仕事に挑戦しようとする意欲が希薄に感じられます原因に、係長、課長に昇進する際に、確たる基準、ハードルがないことではないかとも思っております。私はペーパーテストを行えとは言いません。ただ、少なくても係長、課長になるときには論文の提出、庁内での研修など実施すべきだと考えるわけであります。困難な仕事に果敢に挑戦する雰囲気を庁内に浸透してほしいわけであります。本会議場での質疑応答でも「検討します」、これが相当多いわけでありますし、その検討内容は、再度問われなければ回答しないのがほとんどであります。画一的な人事異動は、「面倒くさい仕事は後回し、できれば次の人に」という風潮を全庁的に植えつけていると言っても過言ではないと思います。このことについては、市長と助役から考えをお聞きしたいと思います。

課題の四つ目は、職員の仕事と委託している仕事の見直しと、企業公社など外郭団体の強化を図るべきではないかということであります。職員にこそ政策立案やそのことに

必要な調査、資料収集など考える仕事を担当してもらうべきだと予算委員会、決算委員会の都度、何回となく発言してまいりました。大金をかけて印刷・製本された報告書が年に何冊も発行されていますが、それがどの程度行政の仕事に生かされているでしょうか。それぞれの部署でほこりをかぶっているのが実情ではないでしょうか。職員が作成したものであれば、当然それを生かすことを考えますし、他の職員も大いに関心を示すことになるはずであります。これからの日野市の進むべき進路について各分野ごとの方針は、職員がその原案を考えるべきであり、お金を払ってコンサルタント会社にお願いすべきではないと思うわけであります。

これからの老人福祉の中で、地域が果たすべき役割と施策は何か。職員の週休２日制が確立した今、市民サービスで行政が考えなくてはいけないことは何か。緑と清流を保護し復活させるための実効ある施策は何か。市民の健康と命を守るために、日野市の医療施設の配置と医療・健康行政はどうあるべきか。生涯教育が叫ばれている今、公民館、図書館、ホール、地区センターなどの配置はどうあるべきか。平成10年までに100％の普及率を達成するための下水道事業計画はどうあるべきか。児童数の減少が進行する中で、学校施設を活用するにはどのような方法があるのかなど思いつくままに幾つか、市職員が調査をし、方向を示してほしい内容を挙げてみました。これらの方針が第３次基本計画の中にきちっと組み込まれることが望ましいと考えているわけであります。

これに対して委託する仕事は、委託する業者の方が仕事になれており、費用も安く上がるということが基本になるのだと思います。市民にその仕事の専門家がいるのなら、職員がしないで市民にお願いするという発想を今後もっと取り入れていかなければ、職員の数はとどまるところを知らずに、ふえ続けることになろうと思います。例えば車の運転業務、建物の管理業務などであります。そのほか、職員が知恵を出し合えば、さらにふえてくると思います。

昭和50年代後半から60年代前半にかけて、行政改革の必要性が叫ばれました。最近ではマスコミを初め周囲の声は小さくなってきております。しかし、このことは行政に携わる者が常に心がけている必要がある課題であります。「最少の経費で最大の効果を上げる」と市長は発言をされますが、本当にそうなっているか、むだや垂れ流しはないか、常にチェックする必要があると思います。例えば企業公社にかけている費用に対して、本当に機能しているのかどうか、公社に支払う手数料だけ経費増になってはいないかなど、外郭団体も含めて常に点検をする必要があると思いますので、この項についても、市長の御見解を伺いたいと思います。

最後の課題といたしまして、職員組合とのパートナーシップの確立に努力してほしいということでございます。民間企業の経営者が最も大事にするのが、労働組合、従業員との正常な関係だと断言しても誤りでないと、私はその体験から考えております。一たん大争議があれば、企業の存続が危ぶまれるし、少なくても競争から脱落するからであります。これに対し高度成長期を経て、安定成長・低成長時代に入った昭和50年代以後の労働組合運動は、労働者の生活向上を第一義に考えながらも、生活を向上させ雇用を守るには、企業が安定していることが重要であるという認識から、経営のあり方についても経営陣と話し合うという活動を強化してきているところであります。そして労使間の協議では解決できない問題であります、住宅とか税制などについては、国の政策・制度の改善を求める発言権を高めなければいけないということで、分散していた労働団体を統一したのでありまして、これが連合であります。この連合には、市内の大半の組合が入っていますし、もちろん日野市職員組合も入っております。

12年間、市役所内の交渉のあり方をわきから見ていて、民間、少なくても私が勤めております富士電機と随分違うなと思っていることがあります。一つは、交渉のルールが確立されていないというふうに感じております。交渉員の数、交渉する場所、交渉する時間などであります。二つ目は、交渉ですから、お互いの立場を尊重するということであります。市民、議会人の立場では、市役所職員という質の高い勤労者の代表と理事者がしっかりしたルールにのっとって職員の生活向上と、日野市の発展について話し合ってほしいと願うわけであります。

本日私が指摘した内容についても、職員組合の同意の必要なものが幾つかあるわけであります。市役所職員は勤労者ではありますが、理事者、議会とともに、市民生活の満足度を高めるという一般労働者と違った立場、仕事であることを心がけた運動を望みたいと思っているところであります。

一方理事者側にはもっと強くお願いしなければなりません。議会に対するよりもっと誠意を持って話し合うことが必要であります。また組織としても、労働組合の窓口である労政係の位置づけを高めることと、主要な労使交渉には総務以外の部長も同席させることなど、健全な労使関係が前進するようお願いする次第であります。市民の望む行政改革、市民サービスの向上のためには、何といっても職員の理解と協力が必要であることを肝に銘じていただきたいというふうに思うわけであります。

以上五つ課題と考えますことを申し上げました。市長、助役、教育長から所信の一端を伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　終始聞きごたえのある批判あるいは御提言ということで、今後の市政、行政運営に大きく反省ないし参考にしていただきたいというふうに伺いました。質問ということでございますから、お答えをしなきゃならないわけではありますが、むしろこういう御提言あるいは御指摘等につきましては、私といたしましては、みずから反省をし、これからの業務の担当に十分参考にさせていただくということで、現実な対応でお答えをすることが必要だろうというふうに思っております。未熟とは言えないわけでありますけれど、力不足のことも多々あることを承知しております。また、たくさんの職員という組織陣容を使い切れてないということも決して反論できるものではないわけでありまして、とりわけ市民参加の原則、あるいは人事につきましての公平、またバランス感覚等も十分心していかなければならない、このように考えております。

政策決定は、私の考え方では、議会におきましての提言、あるいは市民といろんな形での御提言、それらにお答えをする形で行ってまいったというふうには思っておりますけれど、その手順や手続に必ずしも十分理解をいただけてないこともあり得るわけでありますので、なるべく広く、また幅広い感覚の中で今後も御指摘のことに反省をし、答えていかなければならないと思っております。今ある程度の記録はいたしましたが、後日議事録の文章に直しまして、もう一遍反省をし、御意見に十分お答えをする、そういうみずからの態度に大きく寄与させていただきたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　助役。

○助役（前田雅夫君）　それでは、お尋ねのございました第３点目の、画一的な人事異動の見直しということにつきまして私なりに考えていることを申し上げたいと思います。

今までのといいますか、従来の職員のローテーションということのやり方といいますのは、言葉は適切ではないかもしれませんけれども、市役所業務を広く浅くといいますか、そういう形で全体の業務ができるような、そういう観点での人事管理をしてきたということでございます。しかしながら、このように政治経済、文化も進んでき、また市民のニーズも拡大をし、さらにまた深まっているということからしますと、今求められている職員増といいますのは、広く浅くよりは、やはり狭く深く知識を得ていないと、これからの行政課題への対応ができないというふうに考えております。それらを観点にいたしましても、従来よりはローテーションの期間を延ばすようにしているところでございます。今後一層本人の希望、それから本人の能力、長所、適材適所、こういったものを考えまして人事管理に当たっていきたいというふうに考えております。

それからあと一つ、任用制度の問題で御指摘がございました。ハードルがない、そういう話でございます。ただいま申し上げましたような、市役所業務が非常に高度といいますか、奥深く、また難易度が高くなっているということになってきますと、係長、課長への昇格というのが、現在は先行でやっております。先行の利点もあるわけでございますけれども、この先行の一番の欠点といいますのは、本人が係長あるいは課長等になって、こういう仕事をやろう、こういう事業推進なり、あるいは部下の職員のマネージメントをしたい、そういうものの意思がそこに出ないわけでございます。そういうことを考えますと、何らかの本人の意思がまず働く形での任用、要するに昇格制度が必要ではないかというふうに考えているところでございます。この点につきましては、組合との問題ございますけれども、できるだけ早い機会に任用制度の見直しをしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、減点主義ということもあるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、人間それぞれ短所があるわけでございますので、人をつくるということは、やはり長所を伸ばすことだろうというふうに考えまして、これらにもポイントを置いた人事管理をしてまいりたいというふうに思います。

それから5点目の、労使の健全なパートナーシップの確立ということでございますが、議員さんの方からも御指摘がございました。我々の努力が足りないわけでございますけれども、まだ民間のお話を聞きますと、公務員関係の労使関係というのは、若干現実に即してないというふうに理解もしております。今いただきました御提言をもとに、今後のこの労使関係の改善について努力をいたしたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　私も間もなく3期12年の任期を迎えるわけでございますけれど、この間を一応振り返りまして、私自身が学校教育関係の問題につきましては、これは児童生徒数の急増から急減の、大変激減、こういうような状況の中で、学校長、あるいは学校の職員、これらとの協力の中で比較的学校教育にかかわる分野につきましては、他市と比較してみて、そう見劣りのするような教育行政、こういうものを進めてはこないで、今日を迎えられたんではないか、こういうように感じております。

ただ、今御指摘の、社会教育の分野、この分野につきましては、これは東京都も、各都市もそうですけれど、一応私自身、文化と教育の接点というもの、これがどんなところにあるのかということについては、いろんな意味で悩んでもまいりました。教育というものがもともと学ぶといいますか、自分から進んで取り組むよりも、ある面では学校

教育その他を通しながら指導を受けていく、こういう分野のある程度多いのに対しまして、文化というのは、いろいろ発表するとか、展示するとか、いわゆる指導を受けるよりも、自分自身からその分野を大きく発揮する場を求めている。そういう状況の中で、今御指摘のありました市民参加の推進という問題、この問題につきましても、率直に申し上げまして、このスポーツの問題でも、あるいは文化活動の問題でも、大変市民の需要というもの、こういうものが高まっている。そういう中で、先進駆使の中にいろいろ文化・スポーツの振興財団的なものをつくって、総合的にそういうものを市民参加の中で推進している。各界、各層の方々の協力を得ながらやっている。

今福島議員さんの方から指摘されたとおり、私その中に、いろんなメリットがあると思うんです。確かに今御指摘のように、行政の担当者というのは、人事異動その他でよく交代をします。ところが、こういう教育とか文化とかという問題につきましては、ある意味では一貫性というものが必要になってくる。そういう面からいきましても、そういう有識者、そういうものが文化・スポーツ振興財団的な中である程度継続的なそういう面での事業というものが展開されていく必要があるんではないか。

それから２番目に、これからだんだん余暇の時代という中で、土曜日とか日曜日、こういうときに、そういう文化活動、あるいはスポーツ活動等に参加する市民の方がふえてくる、こういうことになりますと、一方、週休２日制とか、こういうような関係の中で、夜間とか休日サービス、こういうものをとらえたときに、それらが弾力的、あるいは精力的に対応していく、こういう問題を解決していくためには、今言ったような財団的なものが一方にはあって、いろんな計画、そういうものが打ち立てられていく必要があるんではないか。

それから三つ目に、教育という観点からいきますと、なかなかいわゆる収益的事業、こういうものは教育という立場から考えられない部分があるわけでございますけれど、そんな面について、今言った財団形式であれば、自主事業的なものを展開して、その収益というものを市民の方々に還元する、そんなようなメリットも考えられるんではないか。ただ、内容が非常にいろんな意味でこれから十分他市のそういうもののあり方、あるいはメリット、デメリット、そういうものをよく研究しながらやっていかなくてはならない内容を持っておりますし、できるだけそういう面について研究もし、また教育委員会独自に、どうだ、こうだとできる内容のものでもございませんので、十分市長部局等とも連携をとりながら、将来へ向かって、そういう形の市民参加の場、これをつくっていく必要が生涯学習社会の中では何としても必要なんだと、こんなように痛感してい

る次第でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君。

○18番（福島敏雄君）　市長、助役、教育長からは、大変丁寧な答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。ぜひ、日野市の発展のために私の今のつたない提言が生かされれば、大変幸せに存じる次第でございます。私はこの12年の間に、次の三つを中心に議員として発言をしてきたつもりでございます。

一つは、快適な市民生活の障害になっているものを改善する。そのことによって市民サービスの向上を図る。二つ目は、今はそうなっているけれども、10年先はどうしていかなければいけないんだろうかということを考える。それを準備する。三つ目は、これは大変貴重な市民の税金でありますから、税金が大事に使われているかどうか、税金が大事に使われるように、効率のよい行政というものをやっていただきたい、というような三つの観点から発言をしてきたつもりでございます。この間では、多くの職員の皆さんに、いろいろの面でその意見に賛同していただけたと思います。この機会に改めてそうした御協力に対して、感謝を申し上げる次第でございます。

それから、この12年の間で、この地方自治の仕事というものについて、幾つか影響を受けたことがありますものですから、紹介をさせていただきたいと思います。

横路北海道知事、あるいは長洲神奈川県知事から直接講演を受けたことがありますが、このことについては、内容はともかくといたしまして、大変仕事を進める上で、参考になりました。さらには、大分県の平松知事、現在総理で熊本県知事でありました細川護熙さん、あるいは出雲の市長の岩国哲人さんの書きました書物、このことについては大変参考になったわけでございます。特に出雲の岩国市長が、その書物の中で言っております。「市役所こそ最大のサービス企業である」、こういう記述がございます。私は大変このことについては、岩国さんのその考え方、発想に共鳴をするところが大であったわけであります。ぜひこの岩国さんの本は目を通していただいて、その中には今私が言わなかったこともかなりあると思います。恐らく目を通されていると思いますけれども、そうしたものについては目を通していただいて、これからの行政のあり方について、ぜひ生かしていただく努力をお願いする次第でございます。

日野市の発展を願いまして、以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって８の１、日野市のさらなる発展を願って５つの課

題について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時49分　休憩

午後３時20分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問９の１、神明地区センター実現の見通しについての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　通告いたしました表題の件について質問を行ってまいります。

神明地区の地区センター建設の要望の件については、長い間の関係住民の強い関心の的になっていたものでございます。昭和62年の３月２日で受け付けております請願の62―５号、「神明地区センター早期建設を願う請願」が提出されてございます。各会派の紹介議員を受けて審査をされ、議会でも全会一致、可決を見たものでございます。この請願の要旨の中に、次のように書かれてございます。「昭和56年９月と昭和60年12月と２度にわたり請願いたしましたところ、採択いただきました。建設に向けて種々御検討くださっていることとお礼申し上げます」ということで、三たび同趣旨の請願を提出するということでございました。そしてこの内容の末には、「市役所101号室の借用にも限度があり、私どもの自治会の役員会の会場として借用できたのは、この１年間で一度だけでした」と、当時もなかなか市役所の101号室を借用する機会が非常に少なかったということをお書きになったわけでございます。市役所は市民全体の利用に供するところでもありますし、市のいろんな事業でも利用していることは多くを言うまでもない事実でございます。それだけに、いわゆる地区センターを独自に神明地区につくってほしい、という請願であったわけでございます。この件については、請願だけではなく、議員の一般質問、その他機会ありますたびに論議が行われてきているということも承知をしているところでございます。一刻も早い地区センターの建設ということでございまして、当時も神明地区全体で500世帯にも及ぶと思われる住宅の増加、世帯の増加があったわけでございまして、以来今日まで、なお増加の傾向があったのではないかと思います。市側でも十分この住民要望にこたえるべく検討が行われてきたものと私は考えてい

るところでございます。

あわせて「神明、大坂上地区に児童館の建設に関する請願」も提出をされてございました。昭和63年４月22日付で議会で受けておるものでございます。さらに、この請願とほぼ同じ趣旨で昨年度の３月９日受け付けで、第１回定例議会で付託されまして、第２回定例議会で採択をされました「神明、大坂上地区に児童館（七小学童クラブを含む）と図書館を設置することに関する請願」も提出されてございます。この請願の紹介議員に私もその一人として名を連ねてございました。当時から関心を持っていたものでもございます。この請願の趣旨は、５項目に分かれてございますが、念のため御紹介いたしますと、「神明、大坂上地区に設置する児童館（学童クラブを含む）の面積は、市の児童館の平均面積を上回るものにしてほしい」というものでございます。２番目は、「児童館は十分な広さの遊び場を確保してください」というものでございます。３番目は、「児童館の位置はなるべく七小に近いところとしてください。」４番目は、「神明、大坂上地区に蔵書希望、４～５万冊のいわゆる中型分館以上の市立図書館を設置してください。」５番目に、「上記の児童館、市立図書館の設置に際しては、地域住民の声を十分に反映してください」という趣旨でございました。これらの二つの、あるいは三つの要望が重なりました神明上地区に対するいわば文化施設とも言えるような地区センター、児童館、図書館、学童クラブといったものを収容できる施設をつくってほしいというものではないかと思うわけでございます。これについて市側でも鋭意検討されたこれまでの経過と、そして見通しについて最初に御答弁をいただきたいと思うわけでございます。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

神明上地区におきます公共施設につきましては、何回かの請願、あるいは議員さんからの要望、住民からの要請もあるわけでございます。その中で経過としまして、大坂上都営住宅の建て替えに伴いまして、第２期工事以降の協議の前に一定の面積を東京都に用地を求めてきた経過があるわけございます。その場所につきましては、神明三丁目、矢の山橋のふもとでしょうか、ちょうど中央線の東側に当たるところでございます。ここに今質問者からあるように、一つは地区センター、児童館、学童クラブ、併設できるような用地をというふうな求め方をしてまいりました。そのような経過を踏まえまして、ごく最近ではございますが、用地についてはなかなか東京都も提供はできかねるということではありますが、そのかわりとして都営住宅を建設をしたい。その中に市の要望の

面積は十分導入するから、というような協議がなされたわけでございます。

このような財政事情の中では、やはりなかなか用地を求めてもというような問題もあり、また、神明上の公共施設の解消のためには急務を要するわけでございます。よって今神明三丁目のこの用地に東京都は都営住宅３棟の予定があるわけでございます。その中に地区センター、学童クラブ、児童館を併設して建築したいということでありますので、市としても具体的な問題としてはこれからでございますけれども、一定の方向では合意を見ております。そのような建築と合わせまして、そこに施設を設けていきたいというふうに考えております。

なお、見通しにつきましては、まだ３棟だけの棟数だけはわかっておりますけれども、具体的に福祉部関係の施設、あるいは生活文化部の施設でございます。両部長のこれからの協議を進めながら、一定の面積を具体的に意見を出していきたいというふうに思っているところでございます。工期としては、平成６年、平成７年、年度いっぱいというような予定で都営住宅を建設したいというものでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　概要について今説明がございました。これまでの説明によれば、平成６年から７年度建設される都営住宅の建物に併設するということではないかと思います。都営住宅の３棟の中の１棟なのかどうなのかということについては、わかりませんけれど、おおよその面積というのは、わかっていないんでしょうか。例えば１棟の中に含めるということであれば、面積というのは決まったものじゃないかと思うんです。それでなく、３棟に何か関連するような施設として構想されているのかというようなことなどもあると思いますが、１棟の中にそれを含めるということなのかどうか、その辺、わかっていたら説明していただきたいと思います。面積と、１棟なのか、３棟に及ぶものなのかということですね。再質問したいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えしたいと思います。

全くのまだ素案でございます。東京都からの素案としては、３棟都営住宅を建てるわげでございますが、その３棟のうち２棟を使っての施設ということで、すべてを１階部分をというような提示でございます。面積が700平方メートル、１棟１カ所、350ずつというような面積になるわけでございます。よってこの辺の問題を施設の内容から考えてどうなのかということは、今後の検討課題にしたいという意味でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　わかりました。

かなり具体的なところまで説明があったかと思います。２棟にまたがった施設という構想のようでありまして、面積も720平米ということでございました。なお一層、具体的な点については、今後の協議にまつということでございました。この都営住宅に併設する施設でいいかどうかということについては、ここで私から申し上げる筋合いのものではありませんけれど、何よりも関係住民との説明なり、協議なりを今後必ず行っていただきたいと思います。先ほど、昨年度の第２回定例議会で採択されました「児童館設置に関する請願」の中にも、項目の５項目に入っておりますが、これらの施設をつくる上で、地域住民の声を十分に反映してほしい、ということがあるわけでございます。これは協議をするなり、あるいは意見を十分聞く機会を持つなりということになってくるかと思います。計画が固まってはなかなか住民要望をその施設内に取り入れるということは難しくなってくるわけでありますから、その点を私はくれぐれも要望しておきたいと思いますので、市側でもその点、十分受けとめをしていただきたいと思うわけでございます。

たまたま今回の一般質問に取り上げ、市側からの努力の結果が、今示されたわけでございます。用地そのものを東京都から提供してもらうということはなかなか難しい。しかし、建物、都営住宅を建設する際に、地元の自治体の要望を十分組み入れて、今後の協議が行われるという見通しも示されたわけでございます。しかも建物の２棟分にまたがった施設になるという構想でもあるわけでありますから、これは相当の規模になるものではないかと想像されるわけでございます。十分場所の選定等も含めて今後の住民との協議を行っていただきたいと思うわけでございます。この件について市長からこれまでの議会の論議や住民要望など踏まえて、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今お答えをしておりますとおり、一応めどができたということでおります。神明上区画整理事業は、中央線の分断によって、南北の地域が分かれております。橋も何本かはあるわけでありますけれど、したがいまして、地域としてのこの施設というのは、両者に便利が共通できるということが一番必要だと思って、かねて新都市建設公社が所有する土地を対象に交渉を進めてまいりました。たまたま大坂上都営住宅の建て替えといういわゆる住宅局の大きな業務が１期、２期に分かれて進行して

おります。

それから線路の南側にもいろいろな形で新都市がたまたま持っている土地を住宅政策に使いなさいということを指示しておりましたところ、だんだんそういう機運に向いてきたと。そんなようなことと両々相まちまして、なるべく土地として確保し、将来に完全な日野市の財産というふうに考えたわけでありますが、東京都の今の住宅当局の内部規則といいましょうか、いわゆる地域施設に土地を提供する制度がございません。つまり建物の中に包含をして地元施設をつくる、そういうことになっておりまして、例で申しますと、豊田駅の北口に７階建ての都営住宅ができておるわけでありますが、その１階部分に今、勤労福祉会館という名前で市民施設を設けておるわけであります。あれと同じ仕組みであります。日野市の要望と協議によって、だんだんと具体化をするということになるわけでありますが、基本的な面積要件としては、３施設、720平米、こういうふうに合意ができておりますので、１棟に配置するか、２棟に配置するか、道路を挟みまして両サイドに、多分５階程度の建物が建つんじゃないかと思っておりますけれど、その中で一番市民の出入りのしいいといいますか、使いいい形でセットしよう、こういう原則で考えております。

大変一つの事業として、第七小学校の将来の増築部分に学童クラブの仮施設を持っておるものですから、地元からもこれまで随分その施設が邪魔者にされる見方があったように考えております。そのことが解決をし得た。それに伴って、児童館という形で学童クラブも併設できる。加えて、地元で中央線の両側のまちが使っていただく地区センターができる、こういうことでありますので、なるべく早く具体化をし、地元の意見もまた十分お聞きした中で、一定の合意を得て事業の進行を図っていきたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　大体わかりました。ぜひ、地元要望に沿いまして、今後の具体的な計画を進めていただきたいと思います。関係住民の御意見などを十分反映されるように期待いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これをもって９の１、神明地区センター実現の見通しについての質問を終わります。

一般質問９の２、日野駅～立日橋～立川駅南口間のバス路線新設についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　市内のバス路線は、ミニバスの増設などが行われまして、大変

交通不便な地域だったと思われるところも、利便を一層増進をさせてまいってきているところでございます。御案内のように私が今回取り上げました、日野駅から甲州街道を通りまして立日橋を抜けて立川駅南口に走る新しいバス路線を新設することによって、一層その交通の利便を進めるということになると思うわけでございます。

かつて八王子、日野、立川間の都営バスが走っておりました。その後、交通事情などを理由といたしまして、採算が合わないことを理由に、東京都はこのバス路線を廃止したわけでございます。かわって京王帝都バスによります日野―立川間のバスが走るようになりました。走るようになったとはいっても、都バスが走っておりました１日のバスの本数と比較いたしますと、極端に少ないものになったものでございます。現在このバス運行時刻、本数は午前６時に１本、７時台に１本、９時台に１本でございまして、午前中３本の運行であります。午後は17時台に１本、18時台に１本、19時台に１本ということで、１日合計いたしましても６本のバスの運行でしかなくなってしまったわけでございます。これは運行する側の会社側の事情もあるかと思いますが、何よりも交通渋滞ということも大きな要因になっているかもしれません。しかし、その交通渋滞も、立日橋ができたことによって、一部事情も変わっているのではないかと思われるわけでございます。しかし、立川ロータリーより先の立川市内に向かう道路は、従前とほとんど変わってない状況にあるのではないかと思われるわけでございます。ちょうど午前の６時、７時、９時、午後の17時、18時、19時、最も交通を必要とする時刻ではないかと思われるわけでございます。しかし、午前９時台の１本のバスの時刻から夕刻の17時台まで全く走ってない。この間７時間ございますけれど、運行が１本もないという状況にあるわけでございます。これでは関係する住民の利便ということを考えますと、本当に困った状況にあるという声を聞くわけでございます。

最近私が伺った話によりますと、日野台に住んでおられるある方が、バスを使って立川に行く場合、一たん日野駅まで出ます。そこで乗りかえて高幡行きに乗って高幡不動駅でおりて、乗りかえて立川行きのバスに乗って立川の北口まで行く、こういう方もおられたそうでございまして、日中にバスを使って立川に行こうとするなら、そういう方法をやっぱりとらざるを得ないということになるわけであります。毎回毎回利用されるかどうかは別でありますけれど、そういう方法を使って立川に行かれたということでございます。これは事実あった話でございまして、日中のこの７時間、バスを使っての立川へ出向くということができないということになるわけでございます。

そこで、住民の方々のお話では、せっかく立日橋ができたんだ。確かに距離的には立

川へ抜ける道というのは近くなって、そのこと自体は便利になった。しかし、年配者の方というのはやはり、近くなったといっても、歩いていくということになると、なかなか大変であります。例えば立日橋を渡るのに、強い風が吹く、あるいは雨が降るというようなときなどは、それは簡単なことではないということになるわけでございます。したがいまして、バス路線があるならば、大変便利になるんだ、こういう声になっていくわけであります。これは、私は不思議ではない。住民感情としても、そう思うのはむしろ当然ではないかと思うくらいでございます。そこで新しいバス路線をつくってもらえないだろうか、こういう声になってくるわけでございます。市側はこうした声にどう受けとめ、また、今後お答えできるものか、この際一般質問に取り上げまして、ぜひともこの路線の新設に向けて努力をしていただきたいという願いを込めての私の質問でございます。ひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　質問に対してお答えしたいと思います。

大変難しい問題かと思いますが、日野駅から立日橋を経由して立川駅南口ということの新設路線でございます。住民の要望、要求、利便性を考えれば、走ることが一番いいわけでございますが、過去に１回だけではございますが、立日橋ができた場合に、南口からのバス路線計画をということで京王に打診した経過があります。これにつきましては、京王は当然、あくまでもこれは自主路線としてのお願いをした経過でございます。日野の市内におけるエリア管内は京王でできるというようなことが１点、あわせて南口となりますと、立川バスのエリア圏の問題があります、というような経過があったわけでございます。特に今南口の立川バスが運行している中では、かなり日野側に寄ったところに停留所と申しましょうか、駅前の開発ができてませんので、バスが入りません。そういった中で、かなり手前で折り返しをやっているというのが立川バスの現状でございます。いずれにしても、京王側だけにそういうお願いを申し上げた経過でございますが、大変この運行につきましては、立川バスにもあわせてお願いをしなければ、どう調整がつくかちょっと今疑問でございますが、あくまでも自主運行で今後考えてもらい、また、そういったことを、初めての新設路線の具体的な質問でございます。働きかけについては、今後惜しまないつまりでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　立日橋ができる以前、京王バスに打診をした経過があるという

ことでございます。日野市としても、この新設バス路線に関心があったということをあらわしているものと思います。圏域の件が一つはあるでしょう。それから立川南口には、バスの折り返しの広場がありますね。これは私は、新しい路線ができる可能性を持っているものだというふうに思うんです。かなり駅から離れているということはあるかもしれませんけれど、もちろんそれは承知の上でありますけれど、もしこの折り返し点がないということになると、私は難しさが一層あると思うわけでありますけれど、このバスの折り返しがあるということは、協議のできる条件が一つあるというふうに思うわけでございます。京王その他のバス会社の自主運行ということで市側は打診をしたいということでございますが、自主運行であれば、それなりに企業としても当然真剣に考えていくんではないかという気もいたしますだけに、今後真剣になって関係企業との協議を行っていただきたいと思います。

日野駅には八王子の宇津木台から西東京バスが運行しているのが、一つ路線としてはあります。西東京バスは、京王バスとの関連企業でもありますけれど、しかし、京王以外のバスが走っている唯一の路線でもあり、そういう実績があるということもまた、実現性の一つの条件でもある、こう私は判断するものでございます。ぜひともこの新しい路線の実現によって、関係住民の一層の利便性が増進されるように強く要望するものでございます。市内を走る路線などとは、ひとつ難しさがあるということも私も十分想像できるわけでありますけれど、それらも踏まえて市長、新しいこの路線のバスをどうこれから実現するかということについて、市長の考えなり、あるいは見通し等について伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　もう七、八年になるかと思いますが、かつて日野駅始発中央線立川駅、その区間を東京都交通局のバス路線が運行されておった期間があります。そして、東京都交通局はそのバスを廃止する、つまり採算に合わないということが大きい理由だったんですが、廃止した結果、いわゆる日野の甲州街道の通り、地域の方々の、立川にいろいろと用事で出向かれる、あるいは通学・通勤の路線がなくなったということで、大変不便をかけておる結果になっております。そして、その当時かなり騒ぎまして、何か代替措置を求めたわけでありますが、結論として実現し得ていないまま今日になっているということであります。行政サービスその他のサービスで、何かがあったものがなくなって、代替措置がとられないということは、本来ならばあってはいけないことでありますので、もう一遍復活をいろんな形で試みるということも意味はあるに違い

ないと思っております。社会行政も変わっておりますし、要するに採算がとれるという見通しが立てば、実現は可能なはずでありますし、市内だけの運行ですと、多少助成をするという手段もあるわけでありますが、市外にまでそのことを及ぼすことはちょっと無理かもしれません。よく関係側の状況も聞きまして、市民運動に合わせて、路線の復活について十分努力をする必要があるというふうには感じております。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　京王その他私鉄のバス路線の新設ということだけではなくて、東京都のバスの復活ということもあわせて市長から、今後の検討の中に含めたいとの答弁でございました。これは確かに、かつて走っておりました都バスを復活させるという意味も当然あるわけでございまして、ぜひとも京王、あるいは立川バス、そして東京都への協議を行っていただきたいと思います。東京都への関係する住民の声は、より届きやすい環境にできつつあるわけでございますし、我々としても独自に可能性を探ってまいりたいと考えております。ぜひとも行政の立場で市長初め関係部課の皆さんに一層の努力をお願いいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これをもって９の２、日野駅～立日橋～立川駅南口間のバス路線新設についての質問を終わります。

一般質問９の３、栄町コミュニティセンターの建設と新町地区の文化施設についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　栄町へのコミュニティセンター建設は、私も過去何回か取り上げてまいりました。他の議員の質問、その他論議も行われてまいってきたところでございます。現在どんな段階まで来ているかということを、この件について質問を行ってまいりますので、現在の段階をひとつ説明していただきたいと思います。

そしてもう一つは、新町地区への文化施設についてということで表題を掲げました。これも長い間の関係住民の要求の一つでもあったわけでございます。昭和62年９月７日付で議会に提出されておりました「新町地区センター設置に関する請願」がございます。議会の御審議をいただいて、これも採択されておりますが、当時から地区センターの設置を要望しているところでございます。なかなか用地の特定ができないということで、建設の見通しが立ってこなかったというのが実情ではないかと考えております。日野駅の西側の地区、そして新町の三丁目などを中心とする区画整理事業も軌道に乗りつつあるわけでございますが、それと合わせて今、姥久保都営住宅の建て替えが始まりまして、住宅の一部取り壊しが行われました。既に更地になっておるわけでありますけれど、こ

れも私は、栄町で行ったように、都営住宅の建設の際に、東京都との協議によって、文化施設を生み出すという可能性があるものと思うわけでございます。先ほどの神明地区における地区センター、児童館、学童クラブの設置については、都営住宅の建設の際の協議にあるということが明らかになりました。同じような条件のもとに、この新町の場合もあるのではないかと思うわけでございます。そういう状況に今差しかかったということが言えると思うわけでございます。

そこで、過去請願を採択されたということを初めといたしまして、この都営住宅の建て替えに伴って、市側はどんな構想を現在お持ちになって、東京都の協議を始めようとされているか、あるいは既に始められておるか、ということについて質問を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　まず、最初の方の栄町二丁目の東京都の住宅局の所有地であります、現在都営住宅が建設されておりますところでございますが、それに伴いまして、東京都から複合文化施設用地として約500平方メートルの土地を無償で借用することができるということになりました。今後はこの工事の関係とか、いつからこれが借り入れられるか、また、その借り入れの手続等が今後の問題となってくることと思っております。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　後段の部分につきましてお答え申し上げます。

姥久保都営住宅の建て替えでございますけれども、この具体的なまだ協議、こういうものは市に参っておりません。前段といたしまして、この地域は現在が用途的には第１種専用地域でございます。これを第２種に格上げするように要請は、現段階で来ておるということでございます。したがいまして、今後建て替えの協議がありましたときには、当然公共、それから公益施設等の導入を含めた形で協議をしていくということになると思います。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　前段については、今後の協議は具体的に始まるということではないかと思いますので、その進行状況を今後は見守ってまいりたいと思います。

新町の都営住宅の建て替えについては、第１種住専から第２種へ変更したいということが１点わかりました。その他のことについては説明がなかったわけでありますが、都営住宅の建て替えの年次計画というのはわかっているわけでしょう。皆目何年度から始

まって何年度まで建て替えが終わるんだということがわからないということはないと思うんです。もう既に一部取り壊しを始めているわけですから、今年度から具体的にはどういうふうになっていくのか。遺跡調査等もあるようでありますから、その建て替えの年度の、いつごろに協議が大体他の例で言えば行われるのかということなども当然あると思うんです。これは用地を提供してもらうのか、あるいは神明の例のように、建物に併設するということになるのか。その前に日野市として、あの地区にどんなものを今後考えていくかということもまた大事になってくると思うんです。その前提がなければ東京都とも具体的に協議をするという点で、要望もできない。漠然と文化施設というわけにいかないでしょうから、文化施設だけなのか、それともももっと福祉施設なども併設したものを考えているのかというようなことなどの関心も当然あるわけですから、建て替えの年度、その期間、いつごろ協議が行われるのか、日野市側から話を持ち出すものなのか、東京都から話が来るまで待っているのか、というようなことなどございますので、もう少し具体的にその辺を説明していただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　経過のあらましを私からお答えをしておきたいと思います。

いわゆる栄町都営住宅、これはかつて神鋼電機の住宅用地として使用されたわけでありますが、神鋼電機の豊橋転出に伴って、工場用地は今日の大坂上中学校並びに日野台高校の用地になっておるわけであります。それから栄町住宅用地、これは遺跡調査が大変長引きました。恐らく10年以上経過したんではないかと思いますが、ようやくその遺跡調査が終わって、具体的に建物が建てられたということであります。その間、将来にわたっては、都道の都市計画道路予定地にも当たる部分があります。それらを含めて、その東京都住宅局が栄町に所有されておる土地に住宅を建てた部分、また、その住宅の中には、これは市負担ではありますが、御承知のとおりの栄町サービスセンターが併設、建物の中に込めて建ったということであります。なおそのほかに、都市計画道路の築造に伴って、三十数戸の宅地が必要でありますので、その宅地に当たる面積をいずれ市の要請に基づいて用途転換をしていただく、こういうことが決められております。

そのほかに、今500平米の借用だというふうに言いましたが、私はもらったんじゃないかと思っておりましたけれど、仮に借用であっても、永久使用のはずであります。その場所の、今質問にあります複合文化施設、これは長い間皆さんが三小地区に文化施設を、あるいは三小東光寺小学校地区に文化施設をという、本当に長い期間の運動が続けられてまいりましたし、何か都営住宅の建て替えのきっかけとして用地を確保し、地域

施設をつくる努力をいたしますということで、今日まで待っていただきました。

姥久保の建て替えのことについても今触れられております。姥久保都営住宅、これはもう25年か30年たっているんじゃないかと思うんですが、東京都も順序があるようでありまして、先般、昨年か一昨年、姥久保を一番最初に建て替えたらどうですか、というふうに問いましたら、まだ建て替えの年次に一、二年届かない、というような言い方がございました。日野市としては、いわゆる姥久保都営住宅、場所としては一番いい、日野駅に近い場所でもありますし、それから面積も広い、戸数も多い、相当高層のものをお建てになって結構ですよ。つまり、日野市は今、学校その他いろいろな地域整備を行って、相当人口がふえてもいいと。そのためには、公共住宅をなるべく迎えたい。折に触れて住宅局にそのような提言をしてまいっております。恐らくここ一、二年のうちに建て替え計画が日野市に協議されると思っております。その前段として今、募集の停止、それから一部あいている地域の埋蔵文化財調査が行われておる、こういう状況でありますので、我々の方もあらかじめいろいろなお願いをする要件を内部的な調整整理をしながら、相当なことをお願いをする関係があると、このように思っておりますので、むしろ広域の駅に近い施設として複合文化施設というべきものをぜひお願いをしたい、こういうふうに考えております。

それに先立って、いわゆる栄町、あるいは三小東光寺小学校の地域に文化施設をという要望につきましては、その同じ住宅局の栄町住宅の地籍の中で500平米を確保しておりますので、そこにこれから計画を立てていくという考え方であります。これもいろいろな御意見をまとめて、そして地域に最も役立つものを目指したい、こう考えております。姥久保のことは、また新しい課題として相当レベルを高く計画を持っていきたい、こう思っております。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　この際、念のために都市整備部長に伺っておきたいんですが、第２種住専になりますと、高さはどのぐらいのものまでできるかということをこの際伺っておきたいと思うんです。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　第１種住居専用地域、第２種住居専用地域につきましては、高度制限のほかに、日影条例、それから斜線制限等がございます。したがいまして、その用地の大きさによっていろいろ制限がかかりますので、あの地域の中の建てる位置等によりましては、どのぐらいの建物が建つか、ちょっと正確には出てまいりませ

ん。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　わかりました。急な質問でしたので、事前の準備がないものだけに、答えにくかったかもしれませんが、いずれにしても、第１種住専から第２種へ変更の意向があるということがわかりましたし、ただいまの市長の説明ですと、相当レベルの高いものをお願いする関係にあるということでございました。私がこれまで考えておりましたよりも、市長の方がはかるかに相当のことを考えておられるんではないかという気がしたわけでございまして、住民要望にかなえるものであるならば、それは大いに私ども期待しておきたいと思います。私などは、これまで考えておりましたものなど、ごく小規模のものでございまして、ここで申し上げるなど恥ずかしいぐらいでございますが、ただいまの市長の答弁を聞きまして、本当に意を強くするものでございます。レベルの高い施設、あるいはそうした住民要望の声が反映されるものが協議の中に議題となるということを強く期待する次第でございます。具体的な協議はこれからのようでございますので、これ以上の答弁はきょうのところはないかと思います。

なお、地元でもいろいろとこれこれの施設、あるいは環境等も含めて要望意見も伺っているところでございます。今後地元の意見なども集約していただいて、ぜひこの新町地区の都営住宅に伴って、日野市民の望む公共施設が立派に建設されるようにお願いして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これをもって９の３、栄町コミュニティセンターの建設と新町地区の文化施設についての質問を終わります。

一般質問９の４、ねたきり老人入浴サービスを週１回に、老人入院見舞金は65歳から支給対象にされたいの通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　日野市も高齢の人口が年々ふえているということでございます。今年度の、ことしの１月１日現在、65歳以上の人口に占める年齢の割合というのは9.1％に上ったということでございます。日野市民も健康で、しかも長寿を全うするという傾向がだんだんあらわれているのではないかということを、私も感じているわけでございます。昨年度の寝たきり老人入浴サービスの実績を拝見いたしますと、かなりの人たちが御利用されてるということがわかりました。ちょうど３カ所でこの入浴サービスが行われているということでありますけれど、一つは至誠学舎、二つ目は浅川苑、三つ目は巡回の入浴サービス、延べ人員で合計いたしますと1,658人の関係市民が御利用されているということでございます。

私は、今回の一般質問に必要な資料を拝見しておりましたら、実は寝たきり老人の割合というのがだんだん低下しているという事実があるんですね。ことしの１月１日現在で、65歳以上に占める寝たきり老人の割合というのは2.92％、５年前の昭和64年度では3.21％だったんです。その割合が下がっているというのを、私はここで拝見することができたわけです。しかし、実数としてはふえてはいるんです。実数はふえておりますけれど、割合は低下しているということになっているわけでございます。これは私は、大変な一つのこれまでの行政の努力のあらわれではないかと考えたわけであります。その前提が市民の病気に対する認識の高まり、あるいは寝たきりをつくらないという本人や周囲の人たちの努力、行政、そしてさまざまな情報など、あるいは直接医療関係者の手厚い治療などもあったかもしれません。これらが相まって、寝たきり老人の割合がだんだん低下してきているという事実となってあらわれているんではないかと思うわけでございます。そのかなめをなすのが私は、この間の革新市政のもとにおける福祉施策や医療施策の充実発展のもとにあったと判断するわけでございます。しかし、そういって、このままの施策の状況にとどまっていてもいいということではもちろんないわけでありまして、森田市長がこれまで再三表明しておりましたように、寝たきりゼロを目指すまちづくり、福祉の風土を一層進めるということを考えるならば、今後の努力はまだまだあるわけでございます。

そこで、関係する方々の意見なども、これまでも伺っておりましたし、最近伺った話でも、この入浴サービスを月２回から思い切って週１回にふやしていただけないか、こういう声がかなりあるわけでございます。現在市ではどうこの点についてお考えになっておられ、今後の検討などもあるいは行っているんではないかと思うわけでありますので、説明をいただきたいと思うわけでございます。

そして、老人入院見舞金は現在70歳からの支給ということになっているわけでありますが、65歳からの支給に引き下げることはできないかということでございます。これは、入院した際の見舞金という形で医療費の補助を行うという内容のものでありますが、70歳から65歳に引き下げて実施するということになりますと、現行の入院見舞金制度の検討なども必要ではないかと思われるわけでございます。市民にとって決してレベルが引き下げられる、あるいは一層利用しにくいということではなくて、むしろ利用しやすい、あるいは利用する対象をさらに拡大する、こういう方向で御検討いただきたいと思うわけでございます。市側の考えを伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

ただいまの御質問の、寝たきり老人の入浴サービスのまず現状でございます。通所によります入浴サービスでございますけれども、御承知のとおり浅川苑のサービスセンター及び立川の至誠デイケアセンターの２カ所で実施しております。そのほかには、どうしてもそういうところに通所の入浴サービスのできない方については、若干でございますが、巡回によりますサービスの提供も行っているところでございます。

浅川苑のサービスセンターの現状でございますけれども、１日５名の方が入浴しております。月曜日から金曜日までということで、月２回までの利用可能ということでございます。大体利用率は96％ということで、100％じゃないわけでございます。これについては、当日体調の変化によって、おふろに入れないというような場合もございます。そういうようなことから、96％にとどまっております。それからまた、浅川苑のサービスセンターでの入浴を希望される方、また必要とされる方で待機されている方が、現状では８名おるわけでございます。

また、立川の至誠デイケアセンターでの入浴サービスでございますが、これについては当初、立川市、国分寺市、武蔵村山市、国立市、日野市の５市の共同事業ということで至誠の方へ委託方式で実施したわけでございます。現在では、立川市、国分寺市、日野市ということで、武蔵村山等においては非常に交通渋滞というようなことで、立川までの入浴サービスは非常に困難ということで、また国立においても、市内に在宅サービスセンターの設置によりまして、昨年、一昨年等から撤退といいますか、しているところでございます。ここの需要でございますが、１日６名、月曜日から金曜日までということで、ここもやはり月２回までの利用可能ということでございます。この６名のうち日野市の割り当てが２名ということになっておりますけれども、他市で利用しない場合には利用させてもらうというようなことで、日野市分の実績としては１日平均大体3.3人が利用しているということでございます。また、ここのセンターでの入浴希望者で、必要と認められるものの待機者は１名でございます。これらの入浴サービスは、それぞれ医者の承諾、あるいは送迎等については必ず家族の付き添いが必要となっております。どうしても付き添いできない場合には、一部についてはヘルパーさんの付き添いというようなことで対応もしているところでございます。そんなことで、両施設とも月２回以上の受け入れというのは、現状では非常に困難であると言わざるを得ません。

それから、今後の対応でございますけれども、御承知のとおり来年４月には、栄町の高齢者在宅サービスセンターの開設が見込まれております。ここにおきましては、１日

同じように５名の方、週25名ということで、ここにおいても月２回を予定しております。当然待機者の解消も図られるわけでございますが、あわせて利用の回数についても検討を加えていきたい。また、これからは付き添いの家族の軽減負担というものも検討していかなければならないんではないかというふうに思っております。将来的には、このようなサービスセンター、市内に各中学校区単位に設置するよう計画を練っているところでございますが、現在取り組んでおります保健福祉計画の中で将来の回数と申しますか、目標量等については、明記をできればというふうに考えておるところでございます。

２点目の、老人見舞共済制度でございますが、高齢者自身の健康管理の必要性、認識の高揚、相互扶助ということを目的に、平成元年から実施しているわけでございます。現行では70歳以上全員が加入を原則といたしまして、高齢者福祉条例、あるいは老人入院見舞共済条例ですか、これらの規定によりまして、健康管理手当１万4,000円のうちから2,000円を会費として充てるというようなことで実施しているわけでございます。規定の上からは、必ずしも強制規定ではございませんけれども、健康管理手当を支給するときに、趣旨を十分説明いたしまして、理解を得た中で、結果的には、70歳以上全員の方が加入しているという現状でございます。毎年70歳になる方が入ってまいりますので、その都度、十分説明をした中で、理解を得ているというようなのが現状でございます。

また、これは平成元年ですか、これら１万4,000円の条例改正のときにも、議会の方からも年齢の引き下げについての附帯意見がついているということも十分承知しているわけでございます。ただ、現行の制度の中では、ただ単に年齢引き下げということでは、なかなか整合性がとれないというのも実態でございます。いずれ年齢引き下げを行う場合には、健康管理手当と共済会員の会費と別個建てで、別のものとしてやはり扱っていかざるを得ないんじゃなかというふうに考えております。現在、内部でいろいろ検討は加えております。65歳、あるいは60歳なのか、また65歳以上となりますと、一部の人については、70歳以上の人と同じように老人保健の適用を受ける方もおります。また、65歳以上で一定の所得基準以下の方については、国と同じように東京都の方の医療助成もございます。そういうような方たちの会費のあり方等も、これからあわせて検討していきたいと思っております。また、その平成元年の条例改正のときに、いろいろ御議論あったところだと思いますけれども、いわゆる共済制度でございますから、会員の会費を持って充てるのが原則ではないかと思いますけれども、いろいろ対象者の関係からも、やはり若干の繰入金も、これはもう当然必要だと思っております。

最近の例を見てみますと、最近の例といいますか、その当時の大体繰入金と会費とがフィフティー・フィフティーというようなことがございました。そんなことで、平成2年、平成3年の経過の中では、ある部分では会費の方が上回ったというようなこともございましたので、平成4年ですか、改正を見たわけでございますが、現状では逆に非常に入院される方の件数がふえております。平成4年度には1,552件というところが、平成5年度の見込みでは1,900件というようなことで、金額的にも相当ふえてきておりますし、また、その会費と繰入金の負担割合も逆転いたしまして、現状では63%と三十数%というようなこともございますので、その辺も十分考慮した中で、さらに検討を加えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　詳しい説明がございましたので、現状、市側の考えは大体わかったわけでございます。寝たきり老人入浴サービス週1回という要望については、どうも施設が現在いっぱいという状況のようであります。回数をさらにふやす、待機者も含めて対応するということになりますと、施設が不足ということじゃないかと思いますが、サービスセンターがここで来年4月、栄町の場合開設するわけでありますけれど、そう急に来年度で週1回に踏み出すということにはどうもならないようでございますけれど、施設の改善あるいは増設ということは今後の課題としても、例えば巡回サービス車をふやすということなども、あるいは当面の対応策としては考えられるんではないかという気もいたします。ぜひ、今後検討していただきたいと思うわけでございます。

それから、老人入院見舞金制度のことでございますが、ただいま部長の説明ですと、いろいろ複雑なものもあるようなんで、今後どうするかというはっきりした方向はなかったように思いますけれど、議会の審査の際の附帯意見等も尊重するということでもありますので、今後鋭意検討していただきたいと思います。

今年度の予算の予算書に計上されております件数といいましょうか、対象とする人数は1,520人なんですね。それをもう今12月ですから、実績に基づいて2,000人近くなっているということになっているのかもしれませんし、今後一層利用者がふえるんではないかという気もいたします。したがって、対象者の拡大ということなども本当に検討をいただきたいということでございます。ぜひ、その点など含めて今後の市の施策が一層充実するように強く要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これをもって9の4、ねたきり老人入浴サービスを週1回に、老人入院見舞金は65歳から支給対象にされたいの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時34分　散会

12月９日　木曜日　（第４日）

平成５年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第27号）

12月９日　木曜日　（第４日）

出席議員　（27名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原茂君	４番	藤林理一郎君
５番	旗野行雄君	６番	谷長一君
８番	下村功君	９番	佐藤洋二君
10番	一ノ瀬隆君	11番	内田勲君
12番	宮沢清子君	13番	馬場繁夫君
16番	小川友一君	17番	土方尚功君
18番	福島敏雄君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	天野輝男君	25番	福島盛之助君
26番	小山良悟君	27番	市川資信君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（１名）

14番　高橋徳次君

欠員　７番　15番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君	企画財政部参事	大崎茂男君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　山川芳子君

議事日程

平成5年12月9日（木）

午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時８分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員18名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問10の１、日野市新年会は社会情勢を配慮し、質素にの通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔９番議員　登壇〕

○９番（佐藤洋二君）　おはようございます。それでは、議長からお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

最初の一般質問は、今議長からもお話がありましたとおり、日野市新年会は質素に、こういうテーマでやらせていただきたいと思います。一般質問の趣旨は簡潔に述べまして質問に入りたい、このように考えております。

ことしも余すところわずかとなりまして、間もなく新しい年を迎えることとなります。日野市では、恒例となっております日野市新年会、いわゆる名刺交換会を明年も開催する予定となっており、担当部局も招待者のリストアップあるいは招待状作成等、既にその準備に入ったものと思われます。しかし、恒例行事であるからということで、平時と同じ気持ち、考えで新年会を開催するとしたならば、それはいかがなものでしょうか。御承知のとおり、石田総務長官は先般の閣議に10月分の労働力調査を報告いたしました。報告によりますと、完全失業者数は176万人に達し、１年前の同じ月に比べますと31万人、率にしますと21.4％も増加しております。景気後退の中で厳しい雇用情勢を裏づけました。また、完全失業率は前月比0.1ポイント増の2.7％で、これは1988年２月以降５年８カ月ぶりの高水準であり、特に10月の完全失業者のうち、人員整理、希望退職など企業の都合で辞職した人は、前年同月比12万人増の49万人にのぼっています。これは、明らかに景気情勢を反映した数字の証左であり、過去の傾向から見て、今後もこの率が伸びることが予想をされます。大変厳しい情勢となっているわけであります。

農家では、冷害によるかつてない凶作と新多角的貿易交渉ウルグアイ・ラウンドでの米市場の開放への流れの加速という追い討ちを受け、サラリーマンにとっては賃金の目減りや年間ボーナスの支給率の削減、あるいはボーナスの一部現物支給、企業は人員整理や工場閉鎖、操短、また野球などを中心としたクラブチームの休部などなど、深刻化する不況をまともに受ける形となっており、私たちの周囲は暗い社会情勢ばかりであります。

そこで、質問をいたしたいと思いますが、今述べました暗い世相は、日野市にとっても同じことが言えるわけでありますが、新年会予算を見ますと、記念品48万2,000円、食糧費67万3,000円の計115万5,000円が計上されています。この額は、昨年の新年会経費とほぼ同額、正確に申しますと、記念品で８万5,480円、食糧費では４万4,380円、全体で12万9,860円の増となっております。このことから判断しますと、来年の新年会はことし程度の内容と思われますが、新年会の、いわゆる内容等について御説明をいただきたいと思います。

新年会としての約115万円は決して高い予算額でなく、日野市全体の予算から見ますとわずかな額であります。100万ちょっとの使途に目くじらを立て、異議を申し立てるまでもないかもしれません。逆に、これまで日野市に貢献された方々に年の始めに礼を尽くし、あすの日野市を展望するならば、むしろ低い額かもしれません。ただ、深刻化する不況化のもとでの新年会であります。また、年賀状など虚礼廃止の運動が高まっている中での新年会であります。公費のむだ遣いと指摘を受ける前に、まず市が範を示し、この日野市新年会、名刺交換会を質素に行うべきと考えますがいかがなものでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答え申し上げます。

日野市の新年会は毎年新しい年を迎え、市の関係者及び市民の方々が一堂にそろって賀詞交換する場として、毎年恒例として行われているわけでございます。御質問の来年度の内容、規模の点でございますけれども、市議会の方を初め、市の非常勤特別職とか元市会議員の方、元特別職、市内の関係団体の方、それから、表彰条例による功労者、自治会長等、約毎年1,300人程度の方を御案内させていただいております。年によって多少違いございますけれども、毎年約300人ぐらいの方が御出席を賜っているところでございます。

新年会の取り組みにつきましては、簡素にと考えていきたいところでございます。ただいまの御指摘のとおり、社会情勢にも十分な配慮をした中で、仮にも公金を使うわけですから、むだのないように使い道は対応していきたいと思っているところでございます。

議員さんが、ちょっと予算に触れまして御指摘がございましたけれども、確かに来年の新年会のもう日時も決め、今、御案内状も刷っているところでございます。それから、記念品も毎年タオルセットでございますけども、これも業者の方へ注文いたしました。ですから、これは例年どおりになると思いますけれども、１階の市民ホールで開きます

パーティーというんですか、それはできるだけ食糧費はとらせていただいておりますけども、その中でもこういう社会情勢を踏まえまして、簡素な内容で実施させていただきたいと今、思っているところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

社会情勢を十分に配慮して簡素に行っていきたい、こういう御回答をいただきました。私の趣旨を十分に御理解をしていただいたわけでございます。記念品につきましては、既に日野市のシンボルであるカワセミ、樫の木、菊、この3本セットを業者に発注してある、こういったことでございますので、この部分については仕方がないと思っております。問題は、食糧費をいかに節約して簡素に行っていくか、このことだと私は考えております。例年、終わった後、かなりの量の食べ物が残っている、こんなふうな話も伺っております。知恵出しの部分で、例えば時間をこれまでの2時間を1時間半ぐらいに短縮するとか、あるいはオードブルの量を品数を減らすとか、あるいは樽酒のようなああいうものをなくして瓶詰のお酒にするとか、いろんな部分で節約、簡素化ができると思っております。毎年行っているということで、いろいろと勉強の素材があろうかと思いますけれども、ぜひ私の趣旨を御理解をしていただきまして、日野市新年会は簡素にやっていただくことを最後にお願い申し上げまして、市長からも一言ありましたらよろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御趣旨につきましては、全く賛成でございます。日野市新年会という、一応の形式が整った状況にありますが、我々の過去の経験では、毎年それぞれ各団体等、別々な機会を設けて新年会が設けられます。日本人の一つのお正月の機会に、お互いのよしみを通ずるという趣旨は、一つの文化と言えるものとは思いますが、余り回を重ねることによって、それこそちょうちょうになっている、それを反省をして市が主催をし1回の日野市新年賀詞交換会によって、事が足りるようにさせていただきたい、こういう発想で今日の形式をつくっております。最初の土曜日の正午の前後ということを、時間として定めておるわけでございますけど、趣旨はあくまで地域社会としての、もうその場に出れば新年のあいさつは終わったということにしていただけるぐらいにお認めいただきたい、こんなふうに思っておるわけでありまして、社会情勢のこともありますし、それから、絶えず新しい国民の意識に根差した社会運動あるいは生活運動ということを、地方自治体としても、なるべく先導役をさせていただく立場ではない

か、こんなふうに思って簡素、それから簡潔、そして礼を尽くすという趣旨によって、なるべく整えてまいりたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

簡素、簡潔、礼を尽くす、こういった立場でということで、市長からもコメントをいただきました。これをもちまして、この一般質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって10の1、日野市新年会は社会情勢を配慮し、質素にの質問を終わります。

一般質問10の2、社会教育センター職員の労働条件について問うの通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○9番（佐藤洋二君）　続いて一般質問をさせていただきます。

先月の11月4日でありました。財団法人社会教育協会、日野社会教育センターの運営委員会が開かれ、私も運営委員の一人としまして出席をいたしました。その運営委員会に出席をした感じたことの一つを、今回の一般質問に取り上げさせていただきました。

実は、報告書の中に「時短を4週6休で試行的に実施をしている。ただ、代休、振替休日の処理がやっとで、まだまだ時間短縮の休みを取得していない職員が多い状況、ましてや年次有給休暇も手づかずの職員がほとんどである」、こう記してあるのであります。試行的実施している時代趨勢の時間短縮休暇と年休が取得できないと書いてありました。

一通りの報告が終わり、質問、意見の中で私はこのことを取り上げました。年休は労働者、働く者の権利であり労働力の再生産であります。センターの職員は権利が保障されていない異常な環境のもとで仕事をしている。よりよい仕事をするためにも、年休のとれる環境をつくるべきである、私はこのように発言をいたしました。

御承知のとおり、センターは日野市があの一角に土地を提供し、年間3,000万近くの運営費を補助しているものの、運営には直接かかわり合っていません。いわゆるセンターの自主運営となっております。したがって、この種のテーマは、一般質問としてはなじまない部分があろうかと思いますが、日野市が土地を提供し予算の一部を、センターの年間予算のほぼ10%になりますが、そういった意味から全くかかわり合いがないものとは思いませんので、あえて今回の一般質問に取り上げた次第であります。

そこで、質問を4点ほどさせていただきたいと思います。1点目は、センターの仕事量と要員配置が適正であるのか。4週6休の時間短縮を試行的に実施したが、年休取得

は別としても、代休、振替休日の処理がやっとで時間短縮の休暇がとれない。このことは、時短実施以前の勤務体系で仕事量と要因配置にバランスを欠くものでないのでしょうか、ひとつお調べをいただきたいと思います。

質問の二つ目でございます。残業（超勤）の実績についてであります。こういう時間短縮以前の時点から年休がとれない、こういう状態が継続しますと、当然のことながらかなりの超勤が発生すると想定しますが、超勤の実績についてお調べをいただきたいと思います。

質問の３番目でございます。年休取得についてであります。労働基準法は、働く者に対して一定のまとまった、あるいは分割した休日を有給として与えることを使用者に義務づけています。労働基準法39条であります。これが、年次有給休暇の制度だと私は思っております。この休暇が設けられた趣旨は、１年間にまとまったあるいは分割した有給の休日を働く者に与えることによって、一つは継続した労働から来る集積した疲労を回復するということと、もう一つは、社会的あるいは文化的な目的のために利用する機会を与えて、人間らしい生活を保障するために、最低の休息の条件として定められたものであります。

こうした意味から、使用者は年休を働く者の請求する時期に与えなければならないとされており、働く者がいつ休暇をとるかは働く者が決めることで、使用者はそれを左右することはできません。ただ、働く者が休暇をとることで、事業の正常な運営を妨げる場合には、その休暇を他の時季に振り替えることは認められております。御存じの時季変更権であります。したがって、使用者は事業の正常な運営が妨げられるという事情のない限り、どのような理由によっても、働く者の休暇を拒否することはできないわけで、休暇をどのような目的でとるかという休暇利用目的によって休暇を与えるか与えないかを左右してはなりません。年休取得についてのセンターの実態をお調べいただきたいと思います。

四つ目の質問であります。行政として、今、私が指摘した部分の是正を求める指導はできないものか、こういう趣旨であります。働く者一人ひとりが担当している仕事が業務です。休暇をとれば、その業務が阻害されるのは当然のことであります。しかし、それだけでは、先ほども述べましたが、休暇は拒否できません。事業、すなわちセンターの事業全体が、相当数の働く者が休暇をとることによって、正常に運営ができないときに、初めて休暇を拒否できるにすぎません。したがって、だれかが年休をとろうとするときに、使用者は配置がえその他の努力をしても、なお事業の正常な運営が阻害される

場合のみに休暇を拒否できるのであって、このような事情がない限り、休暇は働く者の権利として保障されているわけであります。

話は変わりますが、プロ野球の日本ハム、かつては東映フライヤーズと言っておりました。昭和34年、当時のオーナー、故大川博氏が、やはり当時の巨人軍監督、故水原茂さんを東映監督に招くに当たり「金は出すが、口は出さない」という明言で監督に招き入れたことがありました。そして、万年Bクラスのチームを1年目に優勝を争うチームに育て、その年は2位、翌年は優勝を遂げます。金は出すが、口は出さない大川流儀が、功を奏したわけであります。（「日野市も見習ってもらいたいね」と呼ぶ者あり）

話は横道にそれましたが、日野市が土地を提供し補助金まで出している施設で、働く者の権利が保護、保障されずに侵害されている。働く者の権利を守るためにも、金も出すが、口も出す流儀でセンターを指導していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

以上、4点質問いたします。

○議長（黒川重憲君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、ただいまの質問、社会教育センターの職員の労働条件に関する関係4点でございます。私の方から御回答を申し上げます。

まず1点目の関係でございます。仕事量と職員配置は適正であるかということでございます。御承知のとおり、日野社会教育センターは、昭和44年に開館して以来、職員の努力で自主事業、経営に当たっているところでございます。数年前には赤字になった経過もあるわけでございますが、2年前からわずかではありますが、黒字の状況にあるということでございます。現在の職員配置は、正規職員が館長を含めての20名、もちろん業務によっての非常勤職員が別に10名の構成で運営に当たっているわけでございます。議員さんの指摘された仕事量は、当然経営を第一に、それに伴う職員配置とのことであるというふうに社会教育センターから伺っております。もちろん、この問題につきましては、今後検討を進めていく課題でもあるというふうに思っております。

なお、2点目の関係でございます。残業等の実績はどうかということでございます。今、前段でお話ししましたとおり、社会教育センターの構成は、現状職員20名でございます。その職員のうち管理職が5名、よって超勤の対象者は15名ということになっております。現在の超勤の実績は、月平均で13時間ということのようでございます。一般的には普通でないかというふうには、我々は感じております。ただ、市が直接指導することがなかなかできない。本来なら、職場の事業によって、かなり差があるんではなかろ

うかというふうに把握はしております。

なお、当然、この時間外のその問題については、職員の健康状態等も含めてバランスをとった職員配置が必要であろうというふうにも考えております。

なお、３点目でございます。年休の取得ということでございます。今、議員さんの方から、年次有給休暇は、当然労働基準法に基づくものであり、労働者の権利だというような主張もありました。実際の年休の取得状況につきましては、社教センターの職員については、１年で平均６日ということでございます。この就業規則を見ますと、社教センターの構成につきましては、年次有給休暇の取得につきましては、職員になって１年目が10日、２年目以降が１年について１日ずつふえるという制度でございます。よって労働基準法の中の最低基準ではなかろうかと思います。その他には、ただ夏季休暇として６日間、特別休暇を充実しているということでございます。そのようなことを加味しますと、やはり特別休暇も与えているということでございますので、労働条件としては、それほどひどいとは思っておりません。

なお、最後の４点目の質問でございます。行政として、センターの不都合の部分是正ということでございます。御承知のとおり、財団法人社会教育協会に対する管理下の中で、センターは運営されているわけでございます。それに関連して、協会との協定の中で、市は毎年補助金を出しております。年間約2,800万近い数字でございます。これは、あくまでも建物の維持管理のためで、現状では人件費は含まれていないということでございます。しかし、運営に当たっては、センターの幾ら自主事業といっても社教センターだけの事業では、なかなか運営が難しいというのが実態でございます。市からの委託事業も、かなり含めながら協力をしていることは、実態は十分おわかりだと思います。もちろん社教センターに対して、なかなか協会に対してというわけにはいきません。市も、先ほど議員さんから言われるように、補助金も出し一定の職員の労働条件に対する、そういった問題をできるだけ速やかに改善すべきところは助言を申し上げ、努力していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　　ありがとうございました。４点質問しましたが、感想を１点と再質問を２点、そして要望を１点させていただきたいと思います。

まず、最初の仕事量と要員配置の適正化についてであります。センター内の職員数につきましては、ただいまの企画財政部長の御説明でよく理解ができました。館長を含めて正規職員20名と、非常勤職員10名、この30名の方々でセンターのさまざまの事業を進

めているとのことでございました。率直に申しまして、職員数が多いという私の実感です。ただ、仕事量の関係に触れられておりませんでしたので、どのような仕事がどのぐらいあるのかが不明ですが、既に内部で適正化のための検討を進めているということでありますので、改善方を大いに期待をいたすところでございます。これは感想でございます。

2点目の質問の超勤実績についてでございます。年休が手つかずの職員がほとんどというセンターの実態からしまして、残業が非常に多いのではないかというふうに考えておりましたけれども、先ほどの御説明では超勤対象者が15人でその月平均は13Hということで、意外と少ないことに、これもびっくりしました。残業が少なく、日中はボランティアの方々が作業を手伝う。先日も伺ったときには、バレイショの袋詰めを四、五人のボランティアの方々がやっておられました。しかし、そういう中での時間短縮の休暇があるいは年休がとれない、不思議なところだという気がいたします。

昨年マスコミで報道されました銀行員の超勤に対するサービス労働の銀行側の強制、超勤受給資格のある行員が残業をしても、その時間の3分の1程度しか支払われない、こんなことが報道されて問題になりました。サービス労働について、センターにあるのかないのか再質問をさせていただきます。

次に、年休取得についてであります。年休が働く者の権利であるという見解は、大変結構なことであります。センターで働く人たちの年休平均保有数は、約15日になります。年休取得が年6日では40%の取得率にすぎず、60%を流すことになります。年休の半分以上を消失することになるということは、問題があろうかと思います。年休が請求権でなく、形成権であるという学説が強い中で、現に市役所職員の年休は、そのように取り扱いされているというふうに聞いております。しかし、どうしても年休を形成することのできないときもありますが、年休を申し込み拒否される。年休の消化具合から、センターの場合多いと思われますが、そのときの時季変更権は、どのようになっているのか再質問をさせていただきます。

最後の指導の問題でございます。御回答では、市が毎年協定を結ぶ中で2,800万近い補助金を出しております。これは、あくまでも建物の維持、管理であり、人件費は含まれていないということであります。私は、建物もそこに働く人たちの環境としての労働条件の一つだと思っております。人件費は労働条件の最たるものでありますが、同じ労働条件にかかわるものを市がセンターに補助している限り、関係がないとは言えません。企画財政部長の御回答の中で、職員が年休を取得しやすいような環境をつくる努力をし

てほしいと思う、このようにコメントもしております。ぜひその言葉をセンターに向けていただきたいと思いますがいかがでしょうか、再質問いたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　財団法人社会教育協会と、それから、地方自治体、日野市が一定の協約に基づいて、ほかに例のない地域社会における社会教育領域の仕事を行っておるという双方の関係にあるわけであります。簡素な協定と、それから、実務の一つの約束に基づいて、本来、日野市あるいは日野市の社会教育事業をどのように運営をするかという関係におきましては、設立当初の当事者のなるべく気持ちを尊重して、実務としては膨大な行事をこなしながら、日野市民のために相当な仕事をやっていただいておる、こういうふうに評価できると思っております。いろいろ指導に関する事項ないしは日野市民のサービスに関する事項、意見の交換をする場も運営委員会という形でございますし、また直接に間接に本部当局にもお願いのできる関係ではありますので、すべてにわたってなるべく機能高く正常に運営をされるということは望ましいことでありまし、市の側から、またその提言をすることも十分可能であります。

我々がはたである程度見る目といたしましては、本部に財政機能が弱い。本来ならば、本部から相当額の支援があってしかるべきだというふうには思いますけど、全くそのことはないようであります。したがって、言うなれば、日野社会教育センターそのものでみずから収入を図り事業を消化し、そしてまた、総体的にはその成果を市民に均てんしていただいておるということでありますので、今、佐藤議員から言われておりますとおり、発言もいたしますし支援もするという関係をより明確にして、日野市の行政の一翼を担ってもらっておるという認識に立って支援をしていこう、こういうふうに考えております。

労使という関係は、むしろ我々が見る限りにおきましては、ともに企画をし、ともにそれを消化するというような成り立ちになっているようであります。みずからのまた所得もみずからが稼ぐというぐらいな意気込みにあるようでありますから、あんまり窮屈な労使関係ということはないんではなかろうか。むしろ、公務員に準ずる奉仕的な精神でやっていただいておる。それにまた、しかし、甘んずるということもよくないと思いますので、もっと待遇面で保障のできる手段が必要であろう、こう考えております。このことにつきましても、これから御当局とも相談をしながら、より有能な活動をしていただくための御指導、努力はしたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　具体的に再質問、３点についてごく簡単にお答えしたいと思います。

まず、１点目のサービス労働力の問題でございます。全く労働条件の中で、こういうことがあってはならないというふうに、私は思っております。状況を把握しますと、ある程度管理職の対応を主に職員の対応をしているということで、時間外が少ないんではなかろうかというふうな理解をしております。なお一層調査をしながら、その対応を配慮するよう要請もしていきたいというふうに思っております。

なお、もう１点年休についての問題でございます。これにつきましても、かなり職員が業務上のことを配慮した中での休暇の申請、届け出をしているということが第一にあろうかと思います。時季変更権の問題もあろうかと思いますが、細かい部分につきましては、余り具体的に聞いておりませんので、なお調査した中で今後の対応をしていきたいというふうに思います。

４点目の問題でございます。行政ができる範囲に努力しろということでございます。今、質問者の趣旨を十分理解した中で、なお一層の努力をしていくつもりでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　３点の再質問に対しまして、私自身として納得のできるものでございますから、そのことは評価をしたいというふうに思っております。

事前の折衝を含めまして、今の御答弁の中でもありましたけれども、かなりセンターの方々が、いわゆる企業努力をされまして、かつての赤字から、わずかだけども黒字経営に変わってきているというお話も伺いました。御回答のとおり、センターだけの事業では運営が難しいと思います。ぜひこれからも市からの委託事業を含めた協力は、今後も惜しまず続けていただきたい。このことを最後にお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって10の２、社会教育センター職員の労働条件について問うの質問を終わります。

一般質問11の１、第３次基本計画の実施計画について問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔24番議員　登壇〕

○24番（天野輝男君）　通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

第３次基本計画の原案が提示されまして、今年度中にこの原案をまとめるという説明が理事者からなされました。今定例会にこの部分のものが出てくるものと、私は期待しておりました。しかしながら、これは私たちに明らかにされないものですから、あえてこれらのものを質問させていただきます。

この原案につきましては、６月の定例会に提示されたわけです。そして、その後、日野市の広報に載せて、市民にこの計画の公募をただしました。その市民の反応はどの程度だったのか。また、この市民から要望、意見等がありましたその内容を教えていただきたいと思うんですがいかがですか。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいま御質問の第３次基本計画に関連する内容でございます。お答えしたいと思います。

確かに、今議員さんからお話のありましたとおり、第３次基本構想につきましては、できるだけ早い時期に提案したいというような意向の中で、一定の日程を定めて進めてきたわけでございます。本年６月には、基本構想あるいは基本計画の原案について、各議会の会派に御説明を申し上げました。あわせまして、各行政委員会、諸団体関係にも発表し、あるいは市報で市民にもお知らせした経緯でございます。当然、基本構想に関連して実施計画ということになるわけでございます。実施計画に至らなくても、基本構想、基本計画は、これは少なくとも立てるべきだというような意見も十分伺いました。また、あわせて実施計画も出すべきだということも踏まえております。大変、その中の意見の中で、市民の意見としては、団体から11件、個人で49人でございます。これは、基本構想に対する意見ということでございます。なお、基本計画に対しての意見としては195件というふうに、多くの意見があったわけでございます。多くは、公共施設の建設部分あるいは福祉に関係した部分も多いわけでございますが、すべてのこの意見を計画に反映するために８月には主管課にすべてを整理して戻しました。現在、主管課の中での対応は、８月に戻し一定の期間を定めて企画の方に意見を求めました。その後、プロジェクトの中で再度検討した中で、現在最終の調整を図っているというのが実態でございます。

ただ、今御指摘のように12月に出せない、出るんではなかろうかというような御質問もありました。大変財政上の状況から厳しい状況下にあることは何回か申し上げております。新年度の予算編成に合わせて、最終の調整を実施計画の中で整合性を、現在調整中でございます。少なくとも実施計画６年、７年、８年の３カ年はここで６年度の整合

性と合わせまして確立したいというふうに思っております。

よって３月議会に構想、計画、あわせて参考資料としての実施計画等も提出していきたいというふうに、今現状では考えているところでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　どうもありがとうございました。

この中で、特に基本構想に対して11団体、49件の基本構想に対する要望があったということであります。そして、195件の基本計画、実施計画に対するところの要望があって、その中の主なものは公共の施設、そして福祉の施設の問題が多かったという内容なんですが、公共の施設という問題、この問題に対しては、私も９月で要望いたした経過があるわけですが、この日野市の中におけるところの公共施設というものは、大変乏しい部分があります。その中で、特に195件の中でどのような要望が一番多かったのか、このあたり参考までにちょっと教えていただきたい。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　まず、今御質問の中で意見の状況を御説明申し上げました。福祉の関係につきましては、現在、福祉計画も策定中でございます。この整合性の問題もあるわけでございますが、恐らく近いうちに、もちろん福祉計画は今年度中につくるという前提で、現在進行しているわけでございます。大きな意見の中では、先ほど福祉の問題あるいは公共施設の問題を申し上げました。個々に申し上げるよりは、高齢化社会に対する対応の問題、福祉の中心的な問題としては、それが主でございます。もちろん、その他には在宅に対するいろんな障害者に対するケア問題、細かく申し上げませんが、それに関連する施設問題等も含んでございます。当然、医療に対する医療計画等の問題等もあります。それ以外の公共施設となりますと、やはり各地域の文化施設、これは多ホール的な文化施設の要望が割合強いということでございます。市民意見の中でも、取りまとめた部分を参考にしながらある程度まとめているわけでございますが、主にはそういう状況、あるいは大きな問題としては下水道事業、区画整理事業、この問題も既に基本構想、基本計画の中でもはっきり申し上げておりますが、具体的な意見としては二、三出ております。そういったものを参考にしながら、最後の調整を図っているというのが実態でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　そうしますと、大体福祉計画につきましては了解いたしました。

公共の施設という中には、恐らく総合体育館とか文化施設が多分あったと思うんです。

総合体育館というその問題の要望なりそういうものはあったのではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　総合体育館というような具体的な意見の中では出てきておりませんが、既に御承知のとおり基本構想、基本計画の中では、ある程度こうであるということは提示しているつもりでございます。ただ、具体的には実施計画の中でどこの年次の中に入れられるかというのが、今現在の実施計画作成に当たっての調整部分でございます。全然ないというふうには思っていませんが、具体的な問題としては既に考え方を示しておりますので、市民の意見の中にはなかったと記憶しております。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　大体わかりました。どうもありがとうございました。

この、要するに第３次基本計画の事業は、平成６年、７年、８年の３年間にわたって事業が進められるわけであります。私は、この第３次総合計画の中で、やはりハードな面の事業計画を立てなければならない、このように感じておるわけであります。そして、ハードな面、特にこの総合計画の中で第１節、第２節の特に保健福祉計画、また教育文化計画、この二つの部分について質問させていただきたい、このように思うわけであります。

私どもは市民の皆さんと考え方は同じである、このように思うわけです。そして、この事業を進めるに当たりまして、先へ行けば行くほど財政が困難になり、そして、事業の進め方が大変難しくなってくるということが予測できるわけであります。特にこの保健福祉計画につきましては、市立病院の建て替え、これはもう私が８年前に市会議員になった当時からやっていても、まだできない。南部の医療施設に対してもしかりであります。また、土方さんの御配慮をいただきまして、多摩側福祉ゾーン、ここに福祉施設をつくる計画があります。これらの事業一つをとっても、現在、基金であるところの日野市の財源が、すべてこれら一つ事業に取りかかっただけでなくなってしまうという、そういう状況の中にあるわけであります。特に医療施設の全国の経営状況というのは、皆赤字であります。まして、民間に委託してこれらを運営させるということは、今の時期では、なかなか困難ではないかということが感じられるわけであります。そして、市立病院の建て替え問題に対しても、今はこの基金としてお金を積んでおります。３年間で40億円あるわけであります。

そして、南部の医療病院につきましても、いろいろ意見が出ておりますけれど、南部

の医療病院もつくるということになりますと、同じようにたくさんの予算が計上されるわけであります。そして、民間に委託していくということも、ベッド数の規制、そしてベッドの確保によっては、第２次医療ぐらいまでできるようになれば、また考え方も変わってくるかもわかりませんけれども、やはり今の日野市の構想の病院では、なかなかこの経営に参加するという人も少ないのではないか、このように思うわけです。そこで、多摩川苑福祉ゾーンの早期計画ということも、今後、日野市の中でもお年寄りが大分ふえてまいります。そして、一番目にお年寄りの問題をいかに解決していくかということが、大きな日野市の中でもテーマではないかということを思うわけであります。この間、出していただきました福祉の計画書を読ませていただきまして、日野市の中で高齢者の実態を調べてみますと、約９割が自立して動くことができる。そして、１割の人が寝たきりであり、準寝たきりであり、そして、今後ますます寝たきりになってしまう、要するに要介護老人が増加することが予想されるわけであります。

そして、日本の家庭環境も大分変わってまいりました。この変わってきたその中で、お年寄りを面倒を見るという、そういう意識がだんだん薄れてきておる。そして、家庭での介護能力というものがますます乏しくなってくるということは、現実のようであります。

しかしながら、高齢者が一番希望しておるということは、家庭での介護を受けたいというのが40％もいるわけであります。そして、また家庭とかホームヘルパーや看護婦、保健婦などの訪問看護を受けて、公的サービスを受けながら家族の介護を受けたいというのが22.8％おるわけであります。そして、介護する者が希望する介護方法で、できるだけ家族で面倒を見たいというのが39％であります。そして、長く面倒を家族で見ておりますと、もうみんなくたびれてしまいますから、そういう面で、自宅で家族が介護をしながら、ホームヘルパーやショートステイなどを活用して、そして世話をしたいというのが32.6％でありますから、やはり高齢者の希望する介護というものは、ある程度家庭で介護を受けるということが理想のようであります。そして、介護する人も、高齢者をできるだけ介護してあげたいというのが71％あるわけであります。

こういう面から見たときに、介護をするにはどのような形の介護をしていったらいいかということが考えられるわけであります。そして、介護をする方法としては、家族が疲れたときには短期間、ショートステイなりそういうところに預けていただいて、そしてそのお年寄りの面倒を見ていただくことによって、家族の負担を軽くするということが私は必要ではないか、このように思うわけであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

その中で、現在ある施設を利用しながら、また来年度からは栄町に高齢者のサービスセンターができます。こういうものをうまく活用しながら、日野市でお困りになっているところの介護のお手伝いをさせていただくということが、日野市民にとっても一番大切なことではないか、このように思うわけであります。

現在、日野市の65歳以上の老人が１万人としますと、準寝たきりが5.9％であります。寝たきりのお年寄りが3.12％ですから、約8.21％のお年寄りが介護を必要としているお年寄りであります。そうしますと、800人以上の人が何らかの形で介護を必要としておる形になるわけであります。そのために、私はこれらの事業は早急に進めなければならないということを思うわけであります。

そして、政府では高齢者保健福祉推進10カ年戦略というものを考え出しました。そして、事業を進めております。そして、福祉関係８法を改正することによって、21世紀初頭の高齢化社会に向けての、その具体的な方針と目標を定めております。福祉事業の中で、高齢者への対応こそが、一番大きな事業となっていくことが明らかなわけであります。そこで、今後は福祉事業計画を自治体に移管することになってきます。行財政改革を通して、地方自治体に責任を持たせる考え方であります。福祉事業に対する税収は国に吸い上げられないで、地方自治体がこのような部分を独自で運営する場合には税金の使い道がわかりやすく、企業や市民にとっても、税金を支払う者にとっては納得できる部分があると、私はこのように思います。

このような考え方が具体的になっていくには、もう少し時間がかかると思うわけでありますが、やはり21世紀に向かっての高齢者社会への対応こそ、一日も早い時期に、このような問題をしっかりと解決しておくということが、一番大切なことではないかということを、私自身感じておるわけであります。

細川内閣が４カ月前に誕生いたしまして、長期間続いてきました建設業界の裏献金等悪い面が出てまいりました。また、天災による米の大幅な減収による問題、そして、これらの問題が国民に大変大きな不安を募らせておるわけであります。私は、この時期であるからこそ、日本国民として我慢すべきところは我慢をして（「もうこれ以上我慢できない」と呼ぶ者あり）そして、協力するところは協力していき、そして、新しい日本国の再出発を考えていかなければならないのではないかということを強く感じておるわけであります。

そして、日野市におかれましても、先ほど申しましたように１万人で800人からの老人が介護を必要としているこのときに、福祉計画が来年３月には出てくるでしょうか、

これらの計画を具体的に進めていただきたい、このように思うわけであります。そして、これらの計画の中に、しっかりと21世紀へ向かっての高齢者事業を確立していただきたい、このように思うわけであります。どうぞそういう面で、今後はこれらの問題が、どういう形で日野市の中で展開していくのかということを考えますときに、日野市の中で今日まで進めてまいりました浅川苑につきましても、50ベッドで48人もセンターが、リハビリのセンターがありますから、そういう面で一概にはかれないけれども、しかしながら、そういうような形でのこの人材を多く使っておるこういう財政では、私は日野市の福祉を今後担うことができないのではないかということを感じておるわけであります。そして、看護を必要とするお年寄り、これらには、やはり技術が必要なんです。技術を習得するためには訓練がどうしても必要になってまいります。こういうものを訓練するということに必要な経費はかけるとしても、今後は、これらの看護を必要とするところのボランティアの組織も育てていくということが必要ではないかということを感じておるわけであります。

だから、そういう面で、私は日野市民が大きな家族だというような考え方でいくならば、自分が今奉仕していることが、やがて自分が看護を必要としたときに返していただくというような仕組みをとるということが、今後の日野市の福祉行政を担う大きな担い手になるのではないかということを、私なりに感じておるところであります。

そういう面で、ぜひ私は、お金があればすべて解決するというような考え方ではなくして、皆さんに協力していただきながら、こういうようなものを取り入れていくということが、福祉社会での最も基本的な理念ではないかということを感じておるわけであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）ぜひそういう面で、これらの事業が多摩川苑福祉ゾーンの具体的な計画が出てくるということでありますから、この部分につきましては、出てきてからじっくり考えさせていただいて、そしてまた、意見を述べる部分がありましたら意見を述べさせていただきたい、このように思います。そういう面で、ぜひ私は、たくさんの予算が計上される事業に対しては、具体的にやはり基本計画の中で位置づけし、そしてそれに沿ったところの事業を展開をしていただきたいということを強く要望しておきます。

第２点目の教育文化計画、このことについて質問させていただきます。

小・中学校の学校週休２日制を取り入れまして１年が過ぎたわけであります。しかしながら、子供たちにゆとりと時間を与えたいという、そういうようなうたい文句もありましたけれども、子供たちにとっては、１カ月１日の４時間の授業内容が、ほかの週に

繰り入れられて勉強させられるわけですから、１日分を余計に詰め込まなきゃならない。そういう部分で負担がかかっておるような部分があるのではないかということを感じております。そして、この子供たちがなかなか詰め込みのためなのか、また教える側に問題があるのか、この部分はよくわかりませんけれども、この子供たちが学力が低下をしておるということがよく言われておるわけであります。

そして、子供たちはマスコミを通してたくさんの情報が伝達してきます。興味のあるものにはすごく力を発揮いたしましすけれども、興味の持てないようなものに対しては、全く理解できないでいるのが現実のようであります。

そこで、今後この子供たちのやる意欲を育てるにはどうしたらいいかということが、私は大きな問題ではないかと思うわけであります。いろいろと学校側と話をする機会を与えていただきまして、私もいろいろの情報を得ております。その中で、こういう部分を改めることが必要ではないかなということを感じておったわけであります。そういう面で、私たち文教委員で審議してまいりました。教職員研究資料室の条例ができたということは、ある程度私たちの委員の皆様の協力を得て、この条例を可決していただいたということは、今後、学校には多少なりともいい影響を与えていくのではないかなということを、今感じております。

そして、児童の学力の低下という問題で、私はすごく疑問に思う部分があります。疑問に思う部分といいますのは、日野市の中の小・中学校の義務教育の中で、健常児と障害児が一緒になって授業を受けている部分があります。低学年の場合には、さほど差は出てこないかもわかりません。しかしながら、高学年になるにつれて、だんだん差が出てくることは私は明らかである、このように思うわけです。確かに、今、日野市の中では３校ぐらいしか障害児を受け入れるところの教室がないわけです。私は、この部分の今、日野市の小・中学校28校あるわけですが、この中の空き教室が大分ふえてきているわけですから、その中で児童・生徒の教育を見てあげることができるならば、もっと教える側も教えやすいのではないかということを感じるわけであります。

そういう面で、ぜひ私は、今後は子供、障害児の親がどうしても健常児と一緒に勉強させていただきたい、同じにやってもらいたい、その熱意は私はわかるわけです。しかしながら、その子供にとってみれば、授業内容がさっぱりわからないのにそこに１日おつき合いするということは、これは大変負担がかかると、私はそういうふうに思うわけです。だから、その部分のところをぜひ改めていただいて、多少障害児であったとしても、やはり日本人として読み、書き、計算ができて社会人になって、一つの仕事を立派

にやり抜く人もいるわけです。そういう長い目で、その子供たちを見てあげなきゃいけないんじゃないかということを強く感じておるわけであります。そして、これらの考え方を学校教育の中にも生かしていただきたいなということを強く感じるわけであります。

人間が一生涯を通じて学びながら趣味をより高度な技術へ発展させていくことこそ、人類の願望であると思います。そのためには、ぜひ生涯教育センターなるものが必要になってくると思うわけであります。

第３次基本計画の原案の中で、具体的に出てくるものと、私は期待しておりました。と申しますのは、昨年度、教育センター条例が出てまいりまして、文教委員会の審査中にこの条例だけが先行していたことがわかったからであります。私は議会軽視も甚だしいと、本当に思います。少なくとも日野市の中においては、今、区画整理事業が市の施行が６カ所、組合施行が17カ所行われようとしておるわけであります。この区画整理事業内の用地の整合性を持たせるならば、この生涯教育センターの用地は確保できるものと、私は確信しておりました。にもかかわらず、全くそういうものは出てこなかったというところに、非常にこのことが残念でならないわけであります。ぜひ、私は、日野市の将来を担い、そして日本の国を担っていく、その子供たちが健やかに、そして市の公共施設を利用しながらすくすくと伸びていっていただくという、このことを考えたときに、どうしてもこれらの問題を考えていただき、用意していただかなきゃならないということを感じておるわけであります。ぜひ、私どもが文教委員会で審議してまいりましたけれども、やはりこれらの問題、用地だけでもいいと思うんです。この第３次基本計画の中にはっきりと明示していただけることを要望しておきます。

現在、既存の施設としては中央公民館がありますが、老朽化して建て替えの要望がありました。中央公民館の土地が多くの地権者との境界問題があり、解決するためには時間がかかりそうであります。そういう面で、新しい場所に、私は公民館を建設すべきであると思うんです。そして、今現在考えられているところの浅川公会堂問題、こういうものももう一度白紙に戻しながら、最も日野市の中で必要としているところの公共施設を考えるべきである、このように思うわけでありますが、今後は平山にも公民館ですか、計画があるようでありますが、日野市の中で、公民館の建設を幾つぐらい考えておるのか、このことがわかりましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　今、御指摘の公民館の関係でございます。私もすべて完全に把握しているという状況ではありませんので、ただ、考え方としては、今言わ

れました現状の公民館が大変老朽化しているというような中での、一つは主管部からの建て替え問題、あわせて公民館を市内全体的に考えた中で、２年に１カ所ぐらいの設置の提案が出ていたように記憶しております。現在では、そういう状況だと思います。間違いはないと思いますが、もし担当部の方で詳細があれば御説明を申し上げたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　だから、この老朽化した中央公民館の建て替えは、今あそこの場所にはできない。だから、できないからできるまで待つのかという形になりますと、２回か３回、多分請願が出てきていると思うんですね。その人たちの請願の趣旨に沿わないのではないか、私はこう思うんです。だから、できなければできないなりに、ほかのところに２年に１カ所建てるという考え方があるならば、少し大きな土地を用意して、中央公民館のセンターになるようなところの、目的を果たす施設をまず最初につくるべきではないか、このように思うわけです。そして、２年に１館できなかったら、とりあえずは中央公民館の建て替えも２年や３年かかってしまうでしょうから、少なくとも４年かかって結構ですから、そういう中で中央公民館として、日野市の中の機能を果たすような、そういう施設を今後考えてもよろしいんじゃないか、このように思うんですが、この部分につきましては市長でなければわからないでしょうから、市長いかがでしょうか、このあたりをちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　現在、基本構想、それに伴うなるべく現実性を持った基本計画、これらを遂行するための指標をつくろうということ、御承知のとおりであります。公民館という特定の名前を使った建物につきましては、現状の施設を一つの企画本部というふうに位置づけて、これから市内につくってまいります複合文化施設、既にそれに該当するものもあり得ると思うわけでありますが、市内全域をフィールドとみなして、その使用料を必要とするものは、年次年次の予算化を図り、具体的に事業を展開をしていくという形で行うのが、今の時点では可能の範囲ではなかろうか、このように考えております。どこそこに特定をした公民館を建てるという計画は、まだ具体的にございません。（「市長、公民館も嫌いなんだもの」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　そうしますと、中央公民館を今あるところを本部として、将来的には複合文化施設を日野市全域につくりたい。そうしますと、複合文化施設の計画が

第３次基本計画の中にのったかどうか、私も多分のっていないと思うんですが、この複合文化施設の計画が、この第３次基本計画の中に出てくるんでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　文言としては表現をいたします。現在、今までも御説明しておりますとおり、万願寺地域の区画整理事業あるいは豊田南区画整理事業、将来は西平山区画整理事業、これらの事業にそれぞれ一定の用地を確保して、現実化を図っていこうという見通しは持ち得るわけであります。当面は、浅川公会堂という仮称の名前で、いろいろ御意見をいただいております。この箇所が最初の施設だということは、具体的に申し上げられます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　少しわかってきました。

そうすると、万願寺の区画整理の中では、浅川公会堂を総合文化施設というもので計画を変更していきたい、そういう意見であります。この部分につきましては、浅川公会堂の問題で、少し私ども審議いたしました。そうしますと、この問題は、浅川公会堂の名称を変更して複合文化施設という形で、地権者は大変多く委員に選出された皆さんが了解をしておるという形でよろしいんでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ御意見伺っておりますので、何といいましょうか、固有の公民館という名前を使うということではなくて、機能として公民館的活動あるいは女性センター的活動、いろいろな使い方があるはずでありますから、そういうことで、今日の時代は、日野市の能力に応じた事業に具体性をつけていきたい、こういうことであります。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　複合文化施設、こういう名称で、確かに文化施設をつくっていくということは大変必要なことではないかと思うんです。

私も八王子にたびたび行く機会がありますもので、八王子は、やはりたしかこういう複合文化施設だと思います。ここの中で告別式なんかもさせておるわけですね。そういう面から見たときには、こういう多目的に使えるような施設がどうしても、日野市の中に３カ所、４カ所あれば、大変よろしいと思うわけです。そういう面で、ぜひ私は目的をしっかりと整理させていきながら、主人公は市民ですから、市民が使いやすい施設ということが一番大切なことになってくるのではないか、このように思います。ぜひそう

いう面で、これらの考え方をしっかりまとめながら、市民が優先して使えるような、そういう施設をぜひ考えていただきたい、このように思います。

そして、日野市の中では、今私が申し上げましたところの健康保健福祉計画、教育文化計画、これらの計画が一番大きな予算がかかり、またこれらの問題を解決することによって、日野市がまた大きく飛躍するための条件が備えられてくるのではないかということを感じておるわけです。ぜひそのために、このような問題を真剣に考えていただき、そして、これらの問題一つ一つがしっかりと解決できるよう努力していただきたい、このように思うわけであります。そして、どうぞこの第３次基本計画の中に、私が申し上げましたところの施設が一つでも実施計画に繰り入れられて、この事業が進んでいただけることをお願いいたしまして、この種の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憙君）　これをもって11の１、第３次基本計画の実施計画について問うの質問を終わります。

一般質問11の２、財政計画について問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○24番（天野輝男君）　財政問題につきましては、昨年から日本国の経済の不安定の要素が世界の自由経済諸国より指摘をされて窮地に立たされております。裏返すならば、日本国家の経済事情以上に、世界の経済は深刻であるということが言えるわけであります。

戦後の日本国家は、経済を建て直すことに全力で取り組めばよい時代がありました。アメリカに軍事力を依存していたからであります。何の刺激もないままぬくぬく育ってまいりました。米ソの冷戦構造は、ソ連の経済の崩壊とアメリカの国力の低下により、軍事力のバランスが崩れてまいりました。軍事力をかつて世界一の軍事力を持っていたソ連が軍事力を廃絶したら、アメリカも廃絶するでしょう。しかしながら、現在はそうはいかないということを、私は言いたいわけであります。現実は、核爆発による破壊力は地球を数十回を破壊するほどのものであります。そのために、私は日本国の軍事力も必要最小限度は確保していかなければならないということを感じておるわけであります。

そして、今日まで米ソの対立がアメリカが援助すれば、今度は反対側の方にソ連がつくというような関係で、長い間米ソの戦いが続いてきたわけであります。その中で、日本という国は、戦後は全く平和な時期を過ごしてまいりました。私もたびたび外国へ行く機会がありまして、かつてはベルリンの壁のあそこを通過するときには、もう息を殺すような思いをして通った経過があります。そのようにこの軍事力、特に米ソの対立していたところの国境というものは、もうだれもが暗くなってしまう。そして、平和とい

うものを求めても、自分たちの意思がかなわない、そういうジレンマというものを、私はそういうところを通るたびに感じたわけであります。

そういう中で、この日本の国においても、今後はこれだけの経済大国になった背景に、経済的な援助だけでは世界の民族は納得できない、そういうところに来ておるわけであります。そういう面で、国連を通して国際平和に協力するということは、日本人にとりましても大変重要なところに来ておるということが言えるわけであります。そして、日本国内においても、世界的に不況の中で、日本だけがぬくぬくといい思いをしておるということができない。こういうところに直面しておるということを真剣に受けとめなければならないのではないかということを、私は感じるわけであります。

今年度の前半では、円高差益による輸出業者の大幅な落ち込みが、日本の経済の根底を揺さぶってまいりました。そして、新政権も７会派により、自由民主党政権の後に細川内閣が出てまいりまして、そういう新政権のもとでの不安定な要素がありまして、今、日本は大変難しい時期に来ております。この中で、私は日本人の一人として、我慢をするときは我慢をしながら、そして、むだな部分は省いていくということが、私は私たちに与えられたところの責務ではないかということを感じておるわけであります。

そして、私は、日野市においても、昨年度は約45億円ぐらいだったでしょうか、税収減でありました。そして、予算編成に当たっては、５％の圧縮予算を組んだわけであります。このような財政的に厳しいときであります。また、ことしは10％の圧縮予算によって事業を進めようとしているわけであります。そういう中で、私はこれらの10％も圧縮していくというこの財政のあり方、ここに大変不安を覚えるわけであります。

ことしは職員の増員がありました。これらの部分、または特別職の給与の改定等については、私は少なくとも、日野市の中の財政がしっかりと見通しが立つまでは考えるべきではない、このように思うんです。そういう面で、来年度の予算は10％の圧縮財政であります。その中で、私はこれらの10％の圧縮財政の中で、どの部分を切り詰めたかということをお聞きしたいわけであります。各部署で、その部分については計画的に切り詰めたんだと思いますが、この切り詰めた部分の大きな柱はどういうものがあるのか、このあたりをちょっと教えていただけませんか。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えしたいと思います。

今、新年度予算に対する10％カットというような予算編成に対する考え方の質問かと思います。今、るる言われました中にも、当然大変財政的には厳しい状況は、各部署に

助役名をもち通達をしながら、また財政の運営の中での協力要請をしているのが、平成５年度の現状の実態でございます。昨年は、平成４年度の９月需用費を中心とした契約関係の差金、その凍結を図りました。あわせて５％の削減の協力方を要請し、かなりの繰越金を見た経過でございます。平成５年度につきましては、当初予算に、既に10％カットを行った経過があるわけでございます。その10％につきましては、全予算ということでなくして、あくまでも職員にかかわる需用費を中心とした消耗的な部分、これを少なくとも第一に、職員みずからが節約をし、その削減に努めるように協力要請したところでございます。

平成６年度につきましても、同じような方法で需用費を中心とした部分、あるいは施設に対する見積もりと申し上げましょうか、安易な見積もりを考えないで、かなり正確に見積もってほしい、あわせて東京都、国に対する補助金の獲得方の要請をいたしました。よって10％部分につきましては、やはり職員のみずから規制あるいは努力すべきところを中心にして、10％の指示をしたところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　これだけの大世帯になりますと、職員の需用費、こういうものを調整するだけで10％の中の一部を削減することができる。これは企業はどこも当たり前であります。まして、今、企業では中堅幹部は、もうほとんど整理されているのが現状であります。そういう厳しい状況の中で、私どもも当然そうでありますが、こういう厳しい状況であるからこそ、やはり一丸となって、これらの問題に私どもも真剣に取り組んでいかなきゃいけないということを強く感じておるわけであります。ぜひ、これらの問題を十分に検討に検討を加えながら、そして、少なくとも将来の事業計画に対してしっかりと予算を確保できるような体制をとっていただきたいということを強く感じるわけであります。ぜひ東京都も国も事業費が削られてきておるわけですから、日野市の中においても、当然そういうようなところの見積もりにあいまいさがあったということでありますので、ぜひもう少し厳しさを求めて、これらの問題を真剣に取り組んでいただきながら、日野市の財政の立て直しをしていただいて、21世紀に向かったところの事業を第３次基本計画の中にしっかり盛り込んでいただいて、実施できるように対応していただきたい、このようなことをお願いいたしまして、これらの質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって、11の２、財政計画について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時51分　休憩

午後１時13分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問12の１、神明地区センター並びに児童館その後の経過についての通告質問者、谷長一君の質問を許します。

〔６番議員　登壇〕

○６番（谷　長一君）　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。神明上地区センター並びに児童館その後の経過について、これは前回、それから、さらにその前も通告質問をさせていただいたわけでございます。それと同時に、私の前に質問をなさった議員もおりましたので、簡単に質問をさせていただきます。

この地区センターは、請願が３回出されまして、２回が全会一致で採択になり、１回が流れている。児童館につきましても、併願という形で請願がなされたこともあったわけでございます。確かに、地区センターは地域の市民や、または市民団体等が福祉活動を推進して、さらに文化、教養の向上その他、もろもろの地域活動の場、またはコミュニケーションを図る場として利用される場所でございます。また、さらに児童館は健全なる児童の育成、これが目的であり、地域にとりましては、どうしても必要欠くべからざる施設であるということは言うまでもございません。そのような観点に立ちまして質問をいたします。

神明地区センター並びに児童館のその後の経過につきまして、答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　谷長一君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、ただいまの質問につきましてお答えしたいと思います。

神明上地区センター並びに児童館のその後の経過ということでございます。現在、東京都が神明三丁目に建設を予定しております都営住宅の中で、地区センター、児童館、あわせて学童を含めた併設した素案が市に提示をされました。市は一定の合意を見ております。今後、各部の施設の調整あるいは住民あるいは意見等を十分聞いた中で、具体

化を図っていきたい。よって神明上地域の公共施設の過去の要望、請願等を踏まえまして、住民要望を解消していきたいというふうに現在考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○6番（谷　長一君）　そうしますと、この前の質問ですと、神明三丁目ということで答弁があったようですけれども、そこに都営が3棟建つというようなことでございますけれども、それらにつきまして、あと少し教えていただきたいということをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　神明三丁目の位置等につきましては、神明橋の東側のところでございます。かねてから、市が大阪上都営住宅の用地として求めていたところでございます。その場所に、都営住宅3棟を計画しております。素案の中では、きのうもお話ししましたが、2棟の中に1階部分を利用する。これにつきましては、あくまでも、これは東京都の一方的な考え方でございます。先ほども申し上げましたとおり、その位置がいいのかどうか、これから庁内の各部の調整を図り、それにふさわしい場所を要望していきたいというふうに思っております。都営住宅につきましては、3棟合わせて45戸の計画を東京都は考えているようでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○6番（谷　長一君）　そうしますと、前の質問のような形を、伺ってまして平成6年、それから7年度いっぱいにこの建造物を東京都が建てるということで理解してよろしいでしょうか。

それと、あと一つは720でしたか700でしたか、よく記憶にありませんけれども、その中の1棟に対しまして三百五、六十の利用できるスペースを確保できる、そのように理解してもよろしいもんでしょうか、そのあたりについて、再質問をさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、再質問にお答え申し上げます。

この建築の予定としては、平成6年から7年度いっぱいかけて工事を進めたいという一つの案でございます。もちろん、この2年間に工事をやるわけでございますが、同時に、この施設をやはりつくっていただくということでございます。なお、面積につきましては、1階部分、フロアーを360ずつ、合わせて二つの部分ですから、合計720平方メートルの面積が提示されております。しかし、この面積につきましても、まだ各部の具体的な調整はしておりません。この今までの敷地の確保から見て、720あれば十分、この

3施設可能だという考え方の中で一定の合意をした経緯でございます。各部の意見調整をしながら、また東京都に要望すべきことは要望し、実現方に努力していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○6番（谷　長一君）　ただいま部長の答弁を伺いまして、これらの点につきましては了解をいたすわけでございますけれども、ぜひとも地域の住民の方々の意見等も伺っていただき、さらには、7小の学級委員等とも話し合いをいただきまして、ぜひそのあたりにつきましては、立派な住民意識の向上と、さらにこの地域の文化の発展、さらには健全なる児童の育成のためにを念頭に置きまして、各部がよく調整をして、しっかりしたものをつくっていただきたい。

確かに東京都におきましても、予算の関係上非常に苦しいとは思いますけれども、その点はお互いに調整をし合意をして、住民要望に叶うようなものをつくっていただきたいということをお願いして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって12の1、神明地区センター並びに児童館その後の経過についての質問を終わります。

一般質問12の2、住民要望の八幡神社境内に地区センターをつくれ（万願寺下田地区）の通告質問者、谷長一君の質問を許します。

○6番（谷　長一君）　この質問につきましては、万願寺というか下田地区というか、自治会長の方の要請に基づきまして、前に要望書が市役所に出されているわけなんです。そこで、やはりどのようにその要望書に反映するかということでございますけれども、これは区画整理の関係上、遅くなったのではないかと考えております。要望書は昨年出されたものでありまして、市当局におきましても各関係部署におきましてもよくわかっていると思いますけれども、この八幡神社境内に換地が集約されたということだそうです。それで、その前にはその地域に12者というような形で土地が存在していたと聞き及んでおります。それが区画整理で集合換地ができ、それが八幡神社の境内につけて換地されるようになった、こういうことです。それですから、そのあたりを考えてみますると、土地は地元が提供したということになると、どうしてもこれらの要望には、確かに予算等を考慮してみますれば、また本年は10％もカットだと、ここでのシーリングではね。来年になると、そのとおりになるわけですから、非常に先ほどの質問を聞いておりましても、苦しい財政事情だということはよくわかるわけでございます。そのような中におきまして、地区センターということは、これは市民の方も、今のような経済状態の

もとでは、景気不況のもとではよくわかっていると思います。そのあたりもよく考えまして、やはり土地を提供したその誠意にどうやって、行政側がこたえるかということを真剣になって調査、研究しなければならないのではないかと、私は考えているわけです。確かに経済状況等を見ると、大変なことは、日野市ばかりでなく東京都でも臨海副都心計画等も延長せざるを得ない。また、その中に入る企業等も入るのを中止しなければならない。中止というよりも頓挫と言った方がいいんじゃないかと思います。そのような経済情勢、また国におきましても大変な来年の予算ということになると思います。

確かにそのあたりを考えてみるすると、ここに昔の歴史は繰り返すということであって、日中戦争という本を読んでみたんわけなんですよね。和平か戦線の拡大かということでございます。確かにヨーロッパにおきましてもウルグアイ・ラウンド、ＥＣ12カ国は合意を見、さらに日本に対してアメリカの経済状況、これは内外ともに非常に逼迫した不況のもとにあるわけですね。それを、日本に押しつける。日本も国際社会の一国として飲まざるを得ないけれども、日本の状況とアメリカの置かれている状況、これは双方が理解しておりますけれども、やはり日本の農業をどのようにして守っていかなければならないかということを真剣に政府におきましても考えていただきたいものだと、私は思います。

幸い私は向こうへ時々行きますけれども、カリフォルニアを見ましてもインディアナ州へ行きましても、非常に農地がたくさんあるわけです。日本人は水は流れると言いますけれども、アメリカの方は、そちらに住んでいる人は水はたまっているものだ、流れるという意識を持ってないんですよね。「流れる」と「たまる」との意識、そのように国が違うんですから、一緒にされてはたまったもんじゃないと私と思います。それで、あんまり広いので、農地が一つの区画がどのくらいあるのかということを聞いてみました。そしたら、子供はわからないというので、後でよく聞いてみろといって聞きましたら、一つの区画が何と50町歩あるんですよね、50町歩。それで、農家の人がどのぐらいつくっているのかといいましたら、その区画を３区画、または多い人は７区画つくっているといいんですね。そうしますと、多い人は350町歩もつくっているわけですね。それと、日本との比較ということになったら比較にならないわけですね。恐らく日本の農業の経営状態というのは、平均すれば、水田の場合は６反か７反じゃないかと思いますね。それを一緒くたにして日本に強要するということは、非常に日本の国を侮辱している。やはり弱い国はこのような羽目に陥らなければならないのかということを痛切に感ずる次第であります。

そのような中において、確かに日野市の財政も大変だと思いますけれども、ぜひこの万願寺下田地区住民の地域の市民の福祉活動、さらには文化、教養等の向上のために、その地域を利用する。本当に地区センターは老若男女ともにここに集まりまして、そのような活動をするわけですから、ぜひ来年の予算は非常に大変でしょうけれども、予算の中に組んでいただきたい。そして、立派な地区センターをつくっていただきたいということをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　谷長一君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　今、当面しておりますガット・ウルグアイ・ラウンドの例などを挙げて、財政上のなかなか厳しい中、一つの施策のことについて御提起がありました。確かに、財政事情を見回しますと、今の景気低迷の状況が払拭されて、かつてあったような地域社会あるいは国内の経済循環が生き生きと復活できるという状況には、到底見通し得ないわけでありまして、日野市の財政事情もその一環の中にあるわけでありますし、したがいまして、当面の来年度の予算編成あるいはその後の数年間の見通しというのは、私の考えておりますところでは、基盤整備を優先をさせなければならない。下水道事業あるいは既に施行を進めております区画整理事業、これらに先向きに事業を送ることでなくて、なるべく早く完成をさせる。そのためには、やはりいわゆる箱物と言われておりますそれらの施設は若干繰り延べせざるを得ないということではなかろうかと、大きくとらえておる状況でございまして、ごく具体的な御提案であります万願寺区画整理地域の下田地区、つまり八幡神社境内というふうに言われておりますが、地元の方から、用地は地元でまとめた。市に寄附同然の永久使用を承認しておる。したがって、地区センターをつくってほしい、こういうことでもございますので、地区センター、幾つかの計画もあるわけでありますが、この事業につきましては、特に万願寺区画整理事業の中、いろいろな事業、下水道事業に協力をしていただいておる地域でもありますし、なるべく御希望に沿って早い時期に実現を図っていきたい、そういう考えでおりますことをお答えをしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○6番（谷　長一君）　このような財政状況のもとにおきましてつくれというのも、本当におこがましいというふうに私は考えておりますけれども、確かに市民代表の議員としまして、要望書も出ており、さらに質問をして直接聞いていただきたいということになりますと、聞かざるを得ないということになるわけでございます。

それでは、続いて再度質問させていただきますけれども、どうも聞いておりますと、

すぐというわけにはいかないようですけれども、ぜひこのように地権者が用地をまとめて、市にぜひつくってくださいということをお願いしている以上は、やはりその希望に沿うということが当然ではないかと思うわけでございます。そこで、他の地区センターをつくるというような場合に、優先してこの地に地区センターをつくっていただけるかどうかということを、再度お伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　助役。

○助役（前田雅夫君）　それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

（仮称）万願寺地区センターにつきましては、御承知のように新井地区センター、下田地区センター、日野万第１の地区センター、既に整備がされておりまして、ちょうど中間的なこの万願寺地域に不足しているということで、この地区センターの設置につきましての必要性は認識をしているわけでございます。

用地確保につきまして、今、市長から申し上げましたように、八幡神社境内の一部を使用貸借で市が借りまして地区センターを建設をしたいということで、地元関係者と基本的な合意に達しているということでございます。それで、上物をいつつくるかということでございますが、現在、来年度予算の編成作業中でございますので、現時点での確実なお答えはできないわけでございますけれども、この地区センターの建設に当たりましては、東京都の補助金等も関係しているわけでございますので、こういった財源の確保等の見通しを立てながら検討してまいりたい、現在検討しているということでございます。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○６番（谷　長一君）　確かに、助役のおっしゃることは当然なことだと思います、よくわかります。このような景気の中におきまして、財政も困難だということになりまして、市長はこの件については、地元の要望に沿いたい、沿うということでございます。また、助役は東京都の財源も利用して、それらを建てるように検討していくということでありますので、ぜひ他の地区センターを建てる前に、このように住民が協力をして、本当に土地というのは、建てれば永久確保ということになるだろうと思います。特に個人ではなくて、これは神社ですから、そのような点については途中で返してくれというようなことはないと思います。しっかりした地区センターを早期につくってくださいということをお願いしまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって12の２、住民要望の八幡神社境内に地区センターをつくれ（万願寺下田地区）の質問を終わります。

一般質問12の３、喫煙の健康への影響について（悪い場合が多いので、駅・列車・航空機・公共施設分煙又は禁止）の通告質問者、谷長一君の質問を許します。

○６番（谷　長一君）　この禁煙につきましては、前に質問をしたことがあるわけでございます。今回２回目なんですね。なぜ、このような質問をしたかということなんですけれども、これにつきましては、たばこを吸っているお医者さんが、13人おりまして13人の中で全部がやめられたという話を聞いたわけです。なぜかと申しますと、たばこはよくないというようなことが言われ、やはり喫煙に際しては、非常に注意を払わなければいけないというのと両説なんですね。両方が作用しましてやめられたというのが多いわけです。それで、なぜ先生やめられたんですかということになりますと、いわゆるその因果関係なんですね。そうなると、男性の喫煙者の中での治療をしていて、一般の吸わない方と比較をすると、喫煙者は病気等になる方が多いというようなことが、いわゆる厚生省の白書で発表されているわけなんです。それで、そのように先生が指導する立場にありながら言いますと、「先生たばこをお吸いになるんですか」と聞く患者が多いそうなんですね。そして、健康診断等におきましても、吸うな吸うなと言っておって吸うわけにはいかない。これが、いわゆる良識というとこに到達するようなわけなんですよ、このような話をなされたわけです。

そのようなこともありまして、それでは、質問をしてみようかなということで、通告質問をするということになったわけでございます。

そこで、私は、たばこの渡来というのをどういうふうになって渡来したのかということを、図書館へ行きまして本を見てちょっと調べたわけですけれども、たばこは15世紀末、新大陸を発見したコロンブスがスペインより持ち帰る、このようになっているんですね。それで、日本にもたらされたのは、16世紀の末、天正年間と言われている。それで、その当時、たばこは何と言ったかというと、延命草、人草と称されたり、一方においては貧乏草、または毒草というふうに言われたということが書かれているわけです。それですから、徳川幕府におきましても、しばしばたばこを吸ってはいけないんだという禁令のふれを出しておったけれども、なかなか１回吸った者は、それを守ることができないというので、ずるずるずるずる今日に至ってしまったというようなことが書かれているわけです。

そこで、一体喫煙というのはどのような害があるかということをお聞きしなければならないわけになるわけです。なぜかと申しますと、駅等へ行きましても終日禁煙というようなとこがあるし、また、多くの方々が集まるホテルや公共施設等におきましては、

喫煙室はこちらというような表示がなされているわけです。また、列車とか電車、航空機、船舶等におきましては、たばこを吸われる方と吸われない方が分けられるようになってきた、こういうことです。それですから、確かに分けるということは不公平ではあるけれども、やむを得ないのではないか。やむを得ないというのは、病気の発生率が高い。内容的には、またどのような調査がなされるかお伺いするわけですけれども、確かにそれらを聞くということは、私としては何だふがいないことを聞くなというようなことになるかもわかりませんけれども、それはそのとおりなんです。確かに、喫煙は許されているわけですから、これは個人の嗜好なんですよね。吸ってもいいし吸わなくてもいい、どっちでもいいんだ。それを吸うなとか、または分煙しろということ自体が、考えてみればおかしいと思うけれども、やはり人間は生きていく上には、山へ行けば、また、せせらぎを見て緑に包まれている中に立つと、何となく気持ちが落ち着き生き延びたような気持ちがするわけです。そのときに、またたばこを一服吸うのも、また感無量なものがあるだろうけれども、また吸わない人は吸わない人なりの考えを持って、風景のよさと、または水を飲むと、水のいかに酸素をたくさん含んでいるあの甘い水、水は味はないけれども、そういうふうに感ずるんですよね。そういうことを考えてみると、質問も非常に聞きにくくなるかもわかりませんけれども、ひとつ忍んでどのような病気との因果関係があるのかということをお願いしたい、こういうことです。

それで、そのように悪いものがありましたら、ぜひ分煙というような形がとれないものかどうかということもあわせてお伺いしたい、こういうわけでございます。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　喫煙によります健康への影響にということのお尋ねでございます。私どもの方で調べた内容でございますが、喫煙者は非喫煙者に比較してがんになりやすく死亡率も高い。特に肺がんや喉頭がんによる死亡率が高いと認められているそうでございます。喉頭がんは32.5倍の、喫煙者が非喫煙者に対して32.5倍。それから、次に肺がんにつきましては4.5倍、このように罹患率が高いということでございます。それからまた、喫煙年数がさらに長いほど、または喫煙の本数が多いほど、肺がんの危険性は高くなると言われています。

健康行政の中でがんの検診を実施しているところでございますが、肺がん検診において、たばこの害についてパンフレットを作成して喫煙者にＰＲしています、現在も。特に喉頭がんは、たばこによるものが多く、今現在、この検診は未実施でございますが、今後この喉頭がんの検診も考えていきたいというふうに考えています。たばこは喫煙者

自身の自覚の問題として、これは十分なＰＲを日野市の検診のときを通しまして実施してまいりたいというふうに考えています。

一方、施設分煙というような問題でございますが、喫煙と禁煙室はよその市でも、そのことを実施している市もございますが、当市におきましては、まだこの件につきましては未実施でございます。喫煙の職場の環境をよくし、市民の窓口にも不快感をなくすとか、それに伴って喫煙量が減少するならば、健康のため、または肺がん等の防止の役割にもなるということで、今後健康行政を担う担当の職場としては、また総務部の方とも相談をして、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○６番（谷　長一君）　ただいまの答弁を聞いていますと、拒否されるわけではないけれども、検討課題ということになると、これはどうなるのかということが疑義を生ずるわけなんです。なぜかと申しますと、太平洋戦争、それから日米交渉、さらには中国と日本が全面戦争になる前ですね、そのときが、やはり今のような大使、または領事、さらにはアメリカのハルク国務長官と日本の野村、来栖両大使との暫定協定を除いた一般協定を施行したときの焦点というのが、そのあたりのような答弁に――答えになっているわけですね。ですから、やはりそのあたりは、このように喉頭がんが32.5倍、肺がん4.5倍。それで、年数が長く本数の多く吸う人は肺がんになる方が多いということで、答弁なされたわけですね。そこで、そのように多いから、肺の検診のときには、喫煙者に対して、またはたばこを吸わない人に対しても、そのようなことの、結局吸わないようにということだろうと思うんです、そのパンフレットを配布しているんだ。確かに部長がおっしゃったように、考えてみれば、これは本人の問題であり自覚が大切だということになるわけですけれども、あと少し踏み込んだ答弁を、ぜひしていただきたいということをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　市役所の庁内的な、特に問題につきまして、これは施設の中で換気の問題、または場所をそのようにできる問題とか、そういうようなことを検討して考えなければならない問題があろうかと思います。このことを庁舎管理の面やなにかから、また総務部関係とよく協議をして、できるだけそういうことが、健康を守れるような体制をつくれるような方向で努力をしてみたいというふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○６番（谷　長一君）　確かに、庁舎等を見ますと、建物やなにかの面からいきますと

難しい面があるかと思います。ただいま言われた換気の問題、それからまた管理の面等におきましても、非常に難しい面があるということはよくわかっておりますけれども、ぜひ市長を初め、それ以下がこのような問題に真剣に取り組んでいただき、分煙ということも実行していただきたいということを強くお願いしまして質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって12の３、喫煙の健康への影響について（悪い場合が多いので、駅・列車・航空機・公共施設分煙又は禁止）の質問を終わります。

一般質問13の１、日野市の医療体制充実について問うの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

〔１番議員　登壇〕

○１番（沢田研二君）　それでは、表題に沿いまして一般質問を行わせていただきます。今回、私にとっては大変テーマ数が多いもんですから、ぜひ答弁いただく方、簡潔明瞭に、ひとつ御協力をお願いをしたいと思います。

それから、テーマはいずれも過去に私自身も問題提起をさせていただいておりますし、またほかの議員の皆さんからも再三にわたって提言されているものが多いわけでございますので、既に答えられている部分あるいは資料等で出されているものもあろうかと思いますが、今回の幾つか出されているテーマの多くは、現時点でその問題がどのようになっているかということの実情の確認といいましょうか、実態の確認ということを目的にしております。そんな関係で、あんまり深追いしないというか、そんなつもりではありますけれども、答弁との兼ね合いで若干の時間が要するかもしれません。

最初に日野市の医療体制充実について問うというテーマでございます。

医療体制という言い方をしますと、町医者といいましょうか民間の開業医まで全部含めた医療の問題というふうにとらえるのが本来の形かと思いますが、特にここで確認をしたいのは行政絡みでの医療体制、そういったものについて、どのような形で充実をしていくかという観点でお伺いをしたいということです。

そこで、まず最初に充実の基本及び重点はどこに置いて計画をしているかということです。要するに、どの部分に特にウエートを置いて、日野市の医療体制の充実を行っていくかということでございます。例えば、市立病院の改築の問題というのは、ごく当然の体制の一つだというふうに思います。これは、もちろん増床も含んでのことでございますし、また南部地域への病院の建設ということも、その一環であろうかとも思います。さらには、日野の住民の方も言われることですし、また他市の人たちから見たときに、わずか５キロ、６キロ、五六、三十平方キロにも満たないような狭い地域の中で、本当

に南だ北だ、そんな病院が二つも要るのかという声もあることも事実であります。それは、道路網を整理すれば十分一つの病院をきちっとしたものにすることによって、体制が整うのではないかという声もあることは事実でございます。いろんな観点からいろんな意見もあるわけですけれども、行政サイドとして、日野市の医療体制をどのようなところに基本、また重点を置いて行おうとしているのか、改めて確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　日野市の医療体制の充実について、充実の基本及び重点はどこに置いて計画しているかという件でございます。

東京都では、都民の健康づくりから疾病の予防、治療及びリハビリテーションに至る包括的な保健医療体制の整備を目指す指針として、東京都保健医療計画が作成されています。また、これが５年ここで経過いたしましたので、この12月にその改定が行われることになっています。この計画の中で、13の医療圏に分けられていまして、日野市は南多摩保健医療圏に含まれているところでございます。この計画の特徴といたしましては、保健医療機能の連携の推進と保健医療と福祉の連携に基づく地域ケア体制の整備が重点課題とされているところでございます。現在、日野市におきましては、日野市保健福祉計画の策定の作業が行われていますが、この東京都の保健医療計画と整合性を持たせながら、作業に参画をしている状況でございます。

ちょっと細かくなりますけれども、この医療体制の充実の基本及び重点として、特にプライマリーケアの充実を図るということで、医療機関の機能分担と総合連帯の整備を図り、体系的、効率的な医療サービス提供体制を進めるということが必要であるというふうに思っております。また、それには、中核的な医療機能の整備と、現在不足しているもの、かつ偏在する医療施設の整備が重要な課題となっていますが、なお、日野市としては中核的医療機能として市立総合病院と南部地域医療施設を位置づけているところでございます。また、今日におきます重点的な推進事業としては、在宅の要援護壮年・高齢者に対する総合的な地域ケア体制の整備を推進する中で、訪問診療体制の整備と救急医療体制の充実を図ること、このようなことが重点、基本ということに考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　いずれにしましても、市立病院の改築、そして南部地域病院の建設ということが、日野市の場合には重点になっているということは、これまでも再三

言われてきたところですけれども、そこでお尋ねしたいわけですけれども、市立病院の改築計画というのも、前々からいろんな角度から言われておりますし、また南部地域への医療計画の問題も、今重点ということが言われているように再三論議されているわけですけれども、それらの具体的に現状どの程度まで計画が進められているのかという、そういう視点でお伺いをしたいと思います。

まず市立病院でございますけれども、昨日も質問の中にありましたように、南多摩医療圏の増床といいましょうか、見直しに伴う1,191床の増が認められつつあるというようなことを含めて、市立病院の場所も4－3ブロックだとかいろんなことで、今までも言われたりあるいは論議をされているんですが、改めてという意味で、今時点での場所、規模、それからどういう病院にしようというその特徴点、それから、具体的に何年後といいましょうか、平成何年に建て直しをするんだという、その辺の現時点での内容をお聞かせいただきたいと思います。

それから、あわせまして南部地域の医療計画につきましても、同じ視点で場所、規模、特徴、それから建設年度がどういう段階にあるかということをお尋ねしたいと思います。特に南部地域の病院の場合には、4年前のちょうど今時期、市議選を目前に控えて多くの方が南部地域への病院ということで掲げておられましたし、またその前に行われた市長選挙においても、それを行いますということを公約として掲げておられたはずです。しかし、この4年間だけを見ても二転三転して、場所が変わったりあるいは内容も変わったりというようなことで、今全農跡地ということとの兼ね合いも、盛んに言われておりますけれども、この4年間の実態、状況からすると、必ずしも信じがたいといいましょうか、本当にその状況で進むのかな、それが計画として、どの程度信憑性のあるものなのかなという、そういう疑問が議員の私どもとしてもありますし、ましてや特に南部地域にお住まいの皆さんからすると、一体いつ具体的にどうなんだという疑問が常に発せられているところでございます。

この市立病院の具体性、それから、南部地域の病院の具体性を改めて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　大崎参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君）　まず市立病院の改築計画の御質問でございますが、これにつきましては、御質問にもありましたように、これまでいろいろな議論があったわけでございますが、現在では、多摩平四丁目3番地ブロックにその可能性を見出しまして準備を進めておるところでございます。その内容といたしましては、やはり公的病

院が果たす役割というようなことを主眼といたしまして、救急医療、それから高度医療、そういうようなことに重点を置いてつくりたいという計画でございます。

御質問の中に、ベッド規制が緩和されたことによっての見直しというようなことの御質問があったわけでございますが、ベッド規制の緩和は今月末あるいは来年ですか、いずれにしても東京都の見直しで緩和されることが予測されておりますが、現在、私どもで病院改築を計画いたしましたのは、ベッド規制も考えてはおりましたけれども、一応公的病院として日野市にほしい病院として、議会の特別委員会でも300から500規模の病院、そういうようなことでの御審議もございました。そういう中で、いろいろ場所の問題がございますが、多摩平三丁目のところは立地的にも、また、土地を取得するというようなことのない経済性と、それから、あそこにあります既存の施設の建て替えを含めて、総合的にあの場所なら市民にこたえられるんではないかというようなことで、具体化していきたいということでございまして、これが財政規模が大きいわけですので、今、財政の逼迫の折ですが、何とか財政計画にあわせて年次計画を立てていきたい。それには、まず病院建設準備室等を設けまして、具体的に仕事を進めていきたいというふうに思っております。

それから、南部地域の病院の件でございますが、これにつきましては、高幡の区画整理の土地と全国農業連合団体の全農の言っておりますグラウンドとの交換の仕事を、今進めてございます。せんだって市長からも発表がありましたが、現在、お互いに合意ができまして、あとは事務的に進めるというような詰めの段階に入っておるところでございます。この南部病院につきましては、その規模、特徴でございますけれども、約6,000平方メートルぐらいの土地でございますので、規模としては150ベッドぐらいの病院が、まず建設可能でございます。それで、つい最近まではベッド規制がございましたので、これのベッドのあり方につきまして、当初、診療所で発足するというようなお答えもしたわけでございますが、土地が取得でき完全なものになれば診療所でなく、即病院ということも可能なわけでございます。

南部病院の特徴としては、特に市立病院ということは考えておりませんので、一般の総合病院というようなことで考えてございます。しかし、建設年度につきましては、まだ建設主体といいますか、がまだ決まっておりませんので、その具体的な年度ということは、まだお話しする段階には至っておりません。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　ありがとうございました。再質問させていただきますが、まず

市立病院の方でございますけれども、場所、規模、特徴等については、従来から言われている範囲だというふうに感じております。それから、建設年度なんですが、最後の方ちょっとよく聞き取れなかったんですが、準備室を設けて具体的に進めるということなんですか、それとも進めているということなんですか。

いずれにしましても、これだけ病院、病院ということが、ずっと私が議会に加わった4年間だけにしても、もう本当にお互いうんざりするほどの論議、また市民要望の強い事項でございます。どんな事業もそうなんですが、ある程度目標を持って、その目標年度に向けて達成するにはどうすればいいのかという、そういう追い方をしていかないと、何年たっても、これは絶対できないと思うんです。そういう意味で、全く今検討段階でも、いつごろを目安に市立病院を改築するんだというものがないのかどうか、改めて確認をさせていただきたいと思います。

それから、南部病院も同じでございまして、建設年度、今のところなしということなんですが、これも本当に全く白紙なのかどうか再確認いたしたいと思います。

それから、規模とのかかわりなんですが、当初は二眼レフ構想ということで盛んに論議がございました。そのうち、前回私が質問したときだったと思いますが、二眼レフ構想ではなくて診療所的な形で今考えている、たしかそんな答弁いただいたような記憶がございます。今伺いますと150床ぐらいの、面積的な面から追うと150床ぐらい可能なので、そういう意味で市立病院的なものではなくて一般病院の形ということのようなんですが、一般病院ということは、私的な病院を誘致するという意味合いで、したがって、数についても市立病院の数とは全く別ということなのかどうか、再確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　去る10月1日の広報「ひの」におきまして、私は市立病院の建て替え問題という市民の関心の深い大事業につきまして、一応の考え方と提案を行ったという経過がございます。

今お答えしておりますとおり、いろいろ紆余曲折はございましたが、現在の市立病院の建て替えは、多摩平四丁目3番地の位置を使用する。規模は現有の診療科目、それに加えて救急医療体制を整える。また、病床数は現在の病床数162でございますが、それに南多摩東部病院ということで、事務組合を設けて50床の伝染病棟を持っておりますが、これを15床程度を数を減らし、また日野市の市立病院の設計構造の中にそれを入れる。第1次の計画といたしましては、200ベッド程度を目指し、また300床ほど可能だという

ことでありますから、第１次の構想あるいは設計の中にはそのことも十分計画に入れて２段階で達成を目指す、そういうことを描いておるところであります。

それから、よく南部に病院が必要だという運動もございますし、また、実際にその必要も十分了解いたしますので、これまでいろいろな言い方をしておりましたが、今日結論といたしまして、全農の所有するグラウンド用地を市有地との交換によって確保するということを、これまで詰めてまいりました。ようやく事務的な合意が整いましたので、これを具体化し用地確保をしていきたいと思っております。

そこに設立する、いわゆる診療機関としての構想でございますが、まず日野医師会によく御相談をして、一番いい方法、地元医師会には地域保健協議会でいろいろ御意見のあることも承知しておりますので、そういう手順をとりたい。そして、具体的には、地元医師会の了解の中で、しかるべき医療法人を誘致をするといいましょうかお招きをする、用地を提供するということで考えを進めていきたい。今、一番近いところに森久保医院が、もう長く地域の医療活動に携わっていただいておりますし、過去の経過を申しますと、同じ考え方のもとに、南部に病院をという民間側の計画がございました。その方々も現存しておいでになりますので、もう一遍御相談をして復活を要請してみる。一番、森久保医院に第１次段階の御相談をし、もしお願いができるならば、その関係の中で医療機関の誘致あるいは医療行為の開始をしていただいたらいかがなもんだろうか、こう考えております。いずれも、紆余曲折いろいろな経過もあるわけでございますし、手間取った点につきましても、重々私も反省をしております。何とかこれを一歩でも具体化させて、平成７年あたりにはかかわる最初の何か着工のできる、こういうことを目指したい。また、準備室ということもこれから、今まで一応の担当はございますが、庁内に形をつくりチームを設けて準備活動に入りたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

後で結構ですが、市立病院の方の建設年度計画がちょっと落ちておりますので、その辺について再度伺いたいと思いますが、南部地域については大分様子がわかりました。いずれにしましても、南部にお住まいの皆さんの心境からすると、今の交通事情だとかいろんなことを考えると、やはり身近なところに安心してかかれる病院がほしいというのは、もう切実な願い事だというふうに思いますので、ぜひ実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

それから、ベッド増床の問題なんですが、150、それから市立病院が300から500とい

うことになりますと、合わせると現状よりも500近い増床になります。12月に見込まれる見直しでは1,191が南多摩医療圏ということで見込まれているわけなんですけれども、これも先ほどの御答弁いただいたように、まずスタートで200ということなんですが、この辺の計画がもうきちっとされていないと、またおくれをとってしまうというか、過去の繰り返しになり得ないわけですから、やはりこういうものは先行して先行して計画ができているんだというような形にもっていかないと、結果的に、またよそに行ってしまうということになりかねませんので、あいまいに準備室を設けて具体的に進めたいのか進めているのかわからないような状況じゃなくて、きちっとした絵を整えて、いつでもその増床に耐えられるというような、そんな方向で進めていただきたいと思います。

再確認という意味で、市立病院の建設年度、おおよそ今あるのかないのか、それだけ再確認したいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一定のコンサルに依頼をし、現状で最も可能性のある具体案が提案されておりますので、おおむねそれに準拠して計画を進めたい、こう考えております。年次は平成６年に準備行為の期間が必要だと思っておりますので、７年には何らかの形で具体性について一歩前進できる、こういう状況も明確に計画として挙げていきたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

それでは、以上で第１番目の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって13の１、日野市の医療体制充実について問うの質問を終わります。

一般質問13の２、西豊田駅建設計画について問うの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

○１番（沢田研二君）　仮称と入れた方がよかったと思うんですが、西豊田駅のことについてお伺いをしたいと思います。

ＪＲとのきょうまでのといいましょうか、現在までの具体的な話し合いの経緯がどうなっているかということを、まず最初にお伺いをしたいと思います。それは、ここ一、二年の中で、相当数の話し合いがされているやに、これまでのいろんな方との質疑応答の中でも感じているわけなんですが、具体的にどの程度の頻度、回数の話し合いが行われているのか、またさらに最もその中でも最新の話し合いといいましょうか、もっとも

最近の話し合いの内容、時期等がわかれば教えていただきたいということが１点目でございます。

それからもう１点、駅の建設用地の確保は、これも改めてということなんですが、具体的にどうなっているのかということでございます。たしか平成３年の時点で質問させていただき、そのときいただいた答弁、またその後のいろんな方との質疑の中でも、駅前広場としておおよそ3,000平米を準備、またアクセス道路として18メートル道路を、そのときも都市計画決定をしていきたいという、言うならば、進行形的な表現での答弁だったように思っております。そのあたりが現時点でどうなっているのか、これも再度ということで確認をしたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君）　（仮称）西豊田駅の経過でございますけれども、たびたび御質問もあり、私どももお答えしているわけでございますが、この駅設置の願望は強いわけでございます。特に西平山土地区画整理事業を進める中で中心でございますので、担当の私もＪＲの方に再三お願いをしておるわけでございますが、その中で八王子～豊田間の駅と駅の間の距離が長いこと、それから、区画整理事業を行って、今後の乗客のふえる将来性について、データを持ってＪＲの方に示しておるわけでございますけれども、ＪＲ当局といたしますと、やはり集客力といいますか乗降客の算出について、まだ十分採算のとれる状態ではないというような見方も持っておるようでございます。

したがいまして、前にも御答弁申し上げたと思いますけれども、駅の仕事だけでなくＪＲの別の形の開発事業といたしまして、駅前に別のＪＲの事業を含めて総合的に駅建設について検討していきたいというようなことがございまして、用地のあっせんといいますか提供についての依頼があったわけでございます。これについて、私どもでは5,000平方メートルほどの土地を一応用意するというようなことでＪＲの方にこたえておるわけですが、ＪＲとしても、まだその土地だけで十分というようなニュアンスの答えは出てきておりません。と申しますのは、やはりＪＲという民間企業になりまして、いろいろな点に事業を拡大していったわけでございますが、最近の景気の低迷もございまして、いろいろ企業経営の難しさというようなことも考えておるようでございます。

したがって、現状では、私どもの要望について、経営の点でまだ十分でないというような判断の中では並行線といいますか膠着状態だというような状況でございます。

最近の折衝ということですが、最近ですと担当――ＪＲ当局の企画部が担当しておりますので、企画部長が最近かわりましたので、今月３日にも企画部長にお願いしており

ますが、ただいま私からお話ししましたような採算性のことが一番の議論といいますか、ポイントになっているというような状況でございます。（「できそうもないことを広報なんかに載っけるんじゃないよ」と呼ぶ者あり）

それから、駅の建設用地でございますけれども、駅の建設につきましては、豊田から約1.67キロの場所を予定しておりますが、駅舎というのは橋上駅、線路の上につくる駅ということで、駅舎そのものについては、土地はＪＲの線路用地ということで、新たに取得する必要はございませんが、駅前広場につきましては、これはＪＲでなくて公共施設ということで市が用意することになりますが、区画整理事業では、一応南側について3,000平方メートルの駅広の予定をしております。また、北側につきましては2,000平方メートルの広場が必要ではないかというような調査報告は載っておりますが、まだその土地についての折衝というようなところまでは入っておりません。それで、駅のホームについて、上り線、下り線で別に分けたホームを予定しておりますので、ホームの幅が広がるというような計画になりますと若干、線形上細長く、ＪＲの土地よりもやや民地にかかることが考えられますけれども、現在では、できるだけＪＲの所有地の中でホームがおさまるようにというようなことで、具体的になりましたら、そういうような話もしていくつもりでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

変な話なんですが、今いろんな経過の中でこういう状況になっているということは理解できました。それで、万一進めようというとき逆な話をするのもどうかと思いますが、誘致が実現をしなかったときのその3,000平米用意している部分だとか、さらに5,000平米を云々だとか、また駅を想定してまちづくりというのは描かれていると思うんですが、そういう関連がどうなっていくのか。それから、もっと細かいことを言えば、これはもう公共減歩の中におさまっているのかどうか、その辺わかりませんが、減歩率にだって、かなり影響を来してくるのではないのかな、たくさんの数で割ればさほどでもないかもしれませんが、いろんなことが逆の面を考えると心配事がたくさんあるわけなんですが、その辺をどういうふうなとらえ方で計画されているのか、その点をまず伺いたいと思います。

それから、関連することなんですが、先ほどもいつごろを目安にということで病院問題でも伺いましたように、この計画自体をある程度の時限を切っていつごろまでにＪＲと話がつかないと、この開発との兼ね合いで、全く別な絵をかき直さなければならない

という、そういうことになると思うんですが、その計画の目安をどの辺に置いておられるのか。（「いい質問だ」と呼ぶ者あり）

それから、日野市としては、あくまでも誘致するんだという意気込みがあるとすれば、それはいつごろ駅そのものを、これは相手がありますから、こちらの都合だけではもちろん何もできない部分はあるんですけれども、計画の段階でその辺のいつ物をつくるんだ、あるいは事前の話し合いはいつまでで決着をつけるんだという、そういう計画を伺いたいというふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　西豊田駅は、日野市まちづくりの不退転の願望ということで位置づけております。そして、期間は相当かかっておりますが、いろいろな段階でその必要性を訴え、またその調査資料等によって、一定の当局の理解も得られてあるというふうに思っております。そのことは、私も社長とお話しした中で、その必要は認めるということと、それから、ＪＲ側からお願いしたいこともあるということで、（「何年も前の話だよ」と呼ぶ者あり）どういう規模かがなかなか決めがたいわけではありますけど、事業をおろすと申しましょうか、それが商業施設であるかあるいはビルであるかあるいはどういう構想、規模であるかは必ずしも明確ではないわけでありますが、必要量の用地をなるべくあっせんできるか、こういうことでありますから、あっせんはできますというふうにお答えをいたしております。

土地事情が今日のような状況でありますので、用地を具体的な所望があれば、それに対して与える努力をやるわけでありますけど、いずれその時点の一定の評価で取り引きをする（不規則発言あり）ちょっと黙って聞いてください。そういうことでありますので、（「選挙なんか利用するのはいいかげんにしろ」「そうだ」「でたらめばかり」と呼ぶ者あり）期待は十分持てるというふうに思っております。（不規則発言あり）

そして、何よりも具体的に区画整理事業でその駅の位置を定めて駅前広場も用意をしておるということでありますから、（「黙って聞けというならちゃんとやれ」と呼ぶ者あり）その不退転の地元の態度というものは十分信頼もされ、また受けとめられておるということであります。

市民にもよく理解をいただきまして、公共減歩の中で広場も用意をいたしております。それから、都市計画関係の道路整備も行うわけであります。交通運輸の事業でありますから、乗客がなるべく多いことあるいは周辺の都市開発が進むことというようなことも、当然期待の中にあるわけでありますから、私は区画整理を前進させることによって、そ

の具体性はますます強まっていくし、将来必ず実現できる。（「できもしないよ」と呼ぶ者あり）特に実現しなかったときの何かということは、全く考える必要はないというふうに思っております。（不規則発言あり）

いろいろ雑音があるわけでありますけど、ひとつ市民もろともに一致結束をして、誘致運動に成果を上げるということで努力したいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　今、市長から答弁いただきました。意気込みとしては十分発揮されているんですけれども、この場所は区画整理の計画と非常に微妙な兼ね合いがあります。したがいまして、先ほども質問して具体的な数字は出てこなかったんですが、計画そのものののＪＲとのリミットはいつまでぐらいということを考えておられるのか。

それから、それに基づいて、少なくとも日野市の都合でいけば、建設は何年度ぐらいにしたいんだという、やっぱり一つの構想があっていいと思うんですが、その辺はいかがでしょう、もう一回質問させていただきます。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　具体化がなるべく明確に見通せることが望ましいわけであります。区画整理事業を進めることと、駅の課題に具体性が伴うということと一致しておりますから、その段階に、努めて理解を共有していくということで努力するところが必要であります。私もこれから率先して積極的に取り組んでいこう、こう思っております。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ぜひ今、最後市長が言われたような言葉が現実になるように期待をして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって13の２、西豊田駅建設計画について問うの質問を終わります。

一般質問13の３、区画整理事業における公園設置計画について問うの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

○１番（沢田研二君）　それでは、３点目の区画整理事業の中の公園に絡めた件でございます。

日野市は区画整理事業によるまちづくりを市街化区域面積2,240ヘクタールのうちの1,152ヘクタール、率にしまして51.4％の区画整理で行っていこうという、そんな基本的な方針があろうかと思います。その中で、既に予定面積の44％が完了しているということでございますが、そこで、主だった区画整理事業区域、これは完了しているところ、

それから、施行中も含めてでございますが、その中の公園用地の確保率、実態としてあるいは施行中のものは計画でございますけれども、何％になっているのかの確認をさせていただきたいと思います。法律で一定の基準があるわけですけれども、その基準に対してどうなっているのかということを確認をさせていただきたいと思います。

それから、その中の全体比率とその中の特に大きなメインとなる公園が必ずあるはずでございますが、その公園の面積が幾らか。これも資料等を見ればわかることなんですが、一応確認という意味で、以上、まず確認をしていきたいと思います。

それから、もう１点、現在施行中の区画整理区域の中の公園の特徴について、あわせてお伺いをしたいと思います。特に万願寺だとか豊田南、それから西平山、いずれも比較的大きな区画整理区域でございますけれども、ここで予定されているメインとなる公園の特徴についてお伺いをしたいと思います。以上、お願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　お答え申し上げます。

まず区画整理区域内の公園の状況でございますけれども、区画整理事業を実施する場合に、法律で３％以上の公園を確保することが義務づけられております。そこで、現在終わっております市施行の区画整理でございますが、平山台、今の旭が丘地域でございますけれども、この中に公園でございますけれども、地区面積に対しまして3.04％でございます。また、一番大きな公園、これは近隣公園、近隣公園といいますと、都市計画法の位置づけとしては１ヘクタールから４ヘクタールまでの面積の公園でございます。これが１カ所、２万6,530平方メートルでございます。続きまして、神明上でございますけれども、市役所があるこの地域でございますけれども、施行面積が1,133ヘクタールございます。この中で公園の面積、これは日野緑地も含んでおります、5.67％でございます。また、近隣公園でございますが、やはり１カ所ございます。２万373平方メートルでございます。それから、今施行中の地域でございますけれども、施行中につきましては、万願寺が同じく施行区域に対しまして4.1％の公園用地がございます。一番大きいのが近隣公園として１カ所、３万590平方メートルございます。それから、豊田でございますけれども、施行面積に対しまして4.5％の公園の割合ということになっております。ここも、近隣公園が１カ所ございます。２万5,249平方メートルでございます。同じく西平山でございますが、西平山につきましても、公園の割合、それから緑地も含みますけれども4.1％ということでございます。この地域にも１カ所近隣公園がございます。２万500平方メートルでございます。

それで、現在施行しておる地域の特徴ということでございますけれども、公園の設置する場合でございますけれども、計画する場合でございますが、地域の特性、それから地形の特徴というものを一応考慮して計画をしてまいります。例えば、生産緑地、西平山、それから東光寺上等との組合施行でございますけれども、こういう地域の生産緑地の占める割合が非常に大きい地域、こういう地域におきましては、農業と調和するような公園計画を立てていくというふうなことを考えております。また、さらに現在計画されておる市施行の中では、近隣公園が全部１カ所、大部分入っているわけですけれども、こういう大きな公園につきましては、その周辺の環境等を考えまして、将来的に運動施設等もある程度可能な方法で検討しているということでございます。公園の特徴としては、以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

今施行中の公園等の比率、それからメインとなる公園の面積等も伺ったわけなんですが、これ伺った背景の一つには、これまで私も再三いろんな場面で問題提起をさせていただいているんですが、区画整理絡みのときに、例えば総合野球場といいましょうか、スタンドつきの野球場を設置してはどうかというようなことで、いろんな方から問題提起をされるわけなんですが、それに対しては、常に場所がないということが最大の断り文句であったわけです。

都市計画の中で、いろいろ事前に進めていかなければならないことは十分承知しているつもりなんですが、今お話しいただいたような施行中の万願寺にしろ、豊田南にしろあるいは西平山にしろ、おおよそ２万平米プラスアルファのスペースがあれば、普通のスタンドつきの野球場でも十分可能なはずでございます。全部が公共減歩の中でやるということに対しては、また地域の皆さんのいろんな心情も絡んでくることは事実なんですが、しかし、これはもうあくまでもポリシーがあって、それなりの事前の計画があれば、こういう場所でも十分そういうことが可能なはずだと思うんですね。

それが、今までは事あるごとに場所がないんだ。したがって、できないんだというような答弁が続いてきたわけなんですが、そこでお尋ねしたいんですが、こういった区画整理のいろんな特徴ある公園を設置していく、あるいは区画整理そのもののいろんな住民要望とかそういったものは、どんな形で住民の意向を反映されているか。例えば豊田南、西平山、万願寺、それぞれ計画サイドとしての特徴を持っておられると思うんですが、具体的に住民の皆さんの声というのは、この地域にはこういう特徴のある公園をつ

くるんだ、だからよろしいですかという、そういうステップというのを本当に踏まれているのかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず区画整理の区域が定まりますと、当然その区域の中に日野市の都市計画として、根幹となす都市施設がもう既に定められております。これが、区画整理事業の場合、まず第一としてそこにセットされてくるということになるわけでございます。

続きまして、区画整理事業として認可になる条件として幾つかの基準がございます。この基準は、公園に限って言いますと、当然都市計画法の中で一つの公園の誘致距離というのは定められております。この誘致距離に基づきまして、公園の位置をセットする、配置をしていくということになるわけです。この配置したものをもとに、地元の説明会等で地元の意見も十分この中に反映していくという形をとっておるわけでございます。それで、その時点では、公園の面積に応じておのずと児童公園、近隣公園、地区公園という段階が決まってまいります。運動施設等を主体とするものは、法律の中では運動公園という形のものがあるわけでございます。面積的に非常に10ヘクタールという形の基準になってまいりますので、そういう形の運動公園という形のものは出てまいりません。要するに、近隣公園の中にどの程度のどういう施設をつくるかという話の中で、認可の時点では、そういう具体的なこういう構想だという程度のお話をさせていただく。それで設計等につきましては、その設計をする段階で審議会もそうでございますし、地元の意見も聞きながら設計していくという形をとっておるということでございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　都市整備部長のエリアの範囲でお答えをすれば、今のお答えで当然だろうと思うんですが、私が問題にしたいのは、例えば市民意識調査で、ことしも配布をされております。その中で、いろんな生活環境の項目で満足度、不満足度というものが出ておりますけれども、満足度よりも不満足度の方がはるかに多いのは、医療施設の問題だとか、それから文化、スポーツ施設の問題、それからあと極端に少ないのは老人の施設だとか障害者の施設、こういったものがあります。それから、逆に非常に満足度の高いものですね、これは緑や水の豊かさだとか公園、遊び場だとかごみの回収、それから非常に空気がきれいだといいましょうか、そういうものとか、住まいの日当たりがいいとか、この市民のアンケートから見ますと、そういうことが数字であらわれているわけですね。

そうしますと、企画の段階で今、日野市の行政としてはどこに重点を置いていかなければならないかというようなことを考えるときに、もう都市整備部長のところに行ったときは、当然、今説明されたようなステップがありますから、それを無視してできないですけども、もっとその前の段階で日野市が将来どうあるべきかということを考えるとき、やっぱり過去の意識調査の内容もさほど変わらないと思うんですが、どうしてそういうところに考え方を持っていけないのか。さすが緑と清流を標榜している日野市ですから、この部分についての満足度は相当高いものがあります。しかし、それはそれで結構なことですし、特に自然というのは、一度破壊しますと復帰するために何十年もかかりますから、こういう分野については、もう十二分に気配りをしていくことは必要なんですが、しかし、そのためにほかの分野で相当の支障を来すだとかあるいはバランスを欠くとかいう、そういう行政であっては、また片手落ちではないかなと思うんですね。このあたりについて、市長どのようにお考えになりますか。

○議長（黒川重憙君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　確かにその点は、何か都市計画事業としては存在をしないわけでありまして、都市計画と申しますと主要幹線道路、それから、手法としては区画整理事業、そういったものを伴って必要な公園、その中に施策として学校用地でありますとか地区センター用地でありますとか、そういうことを配置していくという状況でありまして、都市計画事業あるいは区画整理事業として大きいグラウンドをセットするということは、現実には過去にもありませんでしたし、現在も実態としてないわけでありまして、その他のしかるべき場所で確保していこうというふうに工夫をせざるを得ない、こういう状況下にあると思っております。

私どもも、その点多少疑問を持ってはおりますが、日野市には、本来河川敷がありましたり丘陵地がありましたりして、相当面積に余裕があってしかるべきだと思うんですけど、特に丘陵地は開発をされてしまった。なかなかグラウンドとして確保することが困難な状況にある。近ごろ、ようやくある程度の具体性のことについて腹案を持ち得ておりますので、それらをよく追求をして、可能性をより確認して取り組んでいくべきではなかろうか、こういうことを感じております。

○議長（黒川重憙君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　実際に区画整理を進めていく場合に、恐らくいろんな場面であるんだろうと思うんですが、公園にしても、みんなが必要なものと考えていても、いざ自分の土地が減歩率との絡みでより大きな公園ができるとなると、そんな大きな公園は

要らないとか、いろんな総論と各論の違いということで御苦労をされているというふうに思います。

しかし、総合野球場といいましょうか、あるいはスタンドつきの野球場のようなものを一つ想定して考えたときに、別な場所ということをよく言われますけれども、土地というのは生まれてくるわけじゃないですから、現存あるものをいかに有効に活用するかということの問題ですから、そうなったとき、こういう区画整理との絡みですべて公共減歩の中で生み出すということではなくて、長い将来を見込んで、ある程度日野市のシンボルになるような、やっぱりそういうものも一つ必要ではないかと思うんです。

そういった意味では、今議会の多くの方と理事者側とのずれといいましょうか、大きなずれがあるような気がしてなりません。

企画財政部長に最後にちょっと確認をしたいんですが、先に市長に答弁をいただいたことになってしまいますけれども、そういう私が今申し上げたような視点で、万願寺なり豊田南なり西平山なり、今、施行中の区画整理事業を行う前に当たって、前の段階でそういった検討は全くされなかったのか、それともまもう……、その辺のことを、ちょっとあらためて確認をさせていただきたいと思うんですが。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいまの御質問につきまして、お答えしたいと思います。

都市整備部長の方から、区画整理関係につきましての手法については、今説明のとおりでございます。そういう都市計画上の問題があって、全然しないわけではないわけですけれども、手法としての区画整理事業、当然、今議員さんからの御指摘のグラウンド用地ということだろうと思いますが、これについては、具体的にその中でやった経緯はありません。特別委員会の中でもいろいろ議論がされた経緯は十分承知しております。また、あわせて担当部長とも、今、市長がお答えしたようなそれ以外の場所を計画をすべきだろうということで、協議の中に入れて現状考えているということでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　最後に、市長にもう一回お伺いをしますが、しかるべき場所で今、考えてなくはないということかと思うんですが、もし現時点でその辺が公表可能であればお聞かせいただきたいし、まだ公表する段階ではないということなのか、あらためて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　もう一段階具体性を詰めて、この次あたり構想を申し上げられるようにしたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　それでは、ぜひ何とか来年の２月頑張って、３月の議会でそのことが質問できるようにしていきたいと思います。

それでは、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって13の３、区画整理事業における公園設置計画について問うの質問を終わります。

一般質問13の４、ごみ減量施策と廃品回収事業者の協力、援助について問うの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

○１番（沢田研二君）　ごみ減量の問題については、大変な今、社会問題でございます。ちょっとタイトル上で誤解があってはいけないんですが、廃品回収事業者というふうな表現をしましたが、この意味の中には、市民団体あるいは回収業者ともに含まれているということでお受けとめいただきたいと思うんですが、三多摩の25市２町がごみの最終埋立地ということで利用しております日の出町の谷戸沢廃棄物広域処理場が84年に開場して、本来であれば13年間分ということのつもりで計画していたのが、96年までに埋まってしまうというか、そこまでもたないというような状況で、大変な問題になっております。まさに今、パンク秒読みの状態だということも言われております。そこで、各市町村にごみ減量ということが、大きな義務として課せられているところで、日野市においても30％前後のごみ減量というのが、課題として寄せられているのではないかと思います。

こういった背景の中で、まずお伺いをしたいのは、日野市におけるごみ減量の重点施策は何かということでございます。いろんな施策が行われているというふうに思います。例えばの話ですが、ごみをつくらせないというと変な話ですが、ごみを発生させないとか出させないとか、あるいはリサイクルといいましょうか、分別によってごみを抑えるんだという方法もあるでしょうし、また、完全焼却といいましょうか、集まったごみをできるだけ完全に焼却をして、なおかつ焼却の残灰そのものを高度技術を使って少なくさせるということも、これは根本的な対策ではないかもしれませんが、いろんな方法が考えられるというふうに思うんですが、今、日野市が行おうとしているごみ減量の重点的施策と考えておられるのは何かということを、まず最初にお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　お答えいたします。

御質問の中にもございましたように、最終処分場を持たない現在三多摩の各市におきましては、御承知のように、現在の処分場の延命が緊急かつ重要な行政課題となってございます。ごみ減量ということになりますと、言うまでもなく排出されたごみを資源化していく、このことよりも、その原点でございます排出そのものを抑制することが基本であろうと考えます。当面、市のごみ減量の施策は、資源物の分別収集、これを中心に据えておりますけれども、同時に新しくこのたび制定していただきました廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例がございますが、この施行に沿った施策、つまり市長の責務、事業者の責務、そして市民の責務、それぞれ遂行していただく中で、排出そのものを抑制する施策を推進していきたい、このように考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　まさに基本的な答弁であるわけですけれども、今答弁されたようなことを前提として考えますと、例えばごみの減量化であるとか、それから、資源化のためにいろんな団体なり、それから、業者なりが協力をしていただいております。今、その基本的な方針との兼ね合いを含めて、団体なり業者をどういうようなとらえ方をしているのか。例えば、必要度といいましょうか、そういう場面で見たときどうなのか、それから貢献度で見たときどうなのか、もしいろんな市民グループが廃品回収資源化のためのリサイクル活動をやめたとき、あるいは業者が今、現実の問題として業として成り立たないような、そういう市場の変化もございます。また、一方では盛んに言われているように、最近の廃品回収、資源化のための動きが逆に市場のアンバランス化で、一方での大変な問題にもなっているという現実があるわけなんですが、その辺との兼ね合いといいましょうか、必要度、貢献度含めてどのようにお考えになっているかお伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　今もお話がございましたように、従来、子供会あるいは自治会などでいろいろな資源回収をしていただいております。私どもの処理施設の中でもアルミやスチールなどの分別資源化しておりますけれども、この子供会や自治会などの自主的な回収団体の努力によりまして、前年度は2,500トン余の資源物を回収していただいております。その貢献は大変大きなものがあるというふうに評価をし感謝をしているところでございます。

10月から、この資源リサイクル事業共同組合が設立されましたので、それにお願いいたしまして資源物の収集を始めましたけれども、地域によっては、子供会あるいは自治会の団体がきめ細かに収集場所を設置して、集団回収を行っているところもございます。新条例第３条にございますけれども、市長の責務として、市民の自主的な活動を支援するように努めなければならない、このように規定もございまして、市といたしましても、ぜひ今後ともこれらの活動、回収活動にはぜひ御努力をお願いしていきたい。これは回収団体もございますけれども、廃品回収の業者の方々に対しましても、この回収事業の御協力をいただいているわけでございまして、これらがあって、初めて回収事業も進みますので、それらのことを十分に考慮しながら推進をしていく、このように考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

団体、業者とも日野市のごみ減量そのものの施策に極めて大きなウエートを持っているということのようでございます。一方では、そういう現実がある中で、非常に紙にしろ金属にしろダンボールにしろ、また布もそうかもしれませんが、市場のだぶつきで非常に混乱を来していることも事実でございますけれども、その辺とこういった団体業者の兼ね合いは、今、日野市としてはどんな形で乗り越えようとしているのか、対応しようとしているのか、その辺もちょっともう一回伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　紙の新聞紙あるいは雑誌など、これを再生紙として利用する、この再生品の利用といいましょうか、これらにつきましての購入、つまりリサイクルというスタイルは、やはり資源をそれぞれの形で回収した、ただいまお話しに出ました紙業界あるいはカレット、ガラス業界、鉄業界、これらの業界がそれぞれ再利用をして、またさらにその再生品を利用していくんだということで、一つのリサイクルになっていくと思います。そういう中で、ただいまのお話にありました紙等につきましては、雑誌類について、かなり市況の価格が低下している、このようなお話も新聞等で耳にしているところでございます。これらにつきましては、私どももこの雑誌類が再利用されないということになりますと、かなりのごみの増量にもなりますので、十分な情報を得ながら対応を考えたいと思っております。ただ、現在のところ、幾つかの都下の市でも、雑誌類等につきましては、業者の方へ幾らか補助しているというようなこともお聞きしておりますので、これらについては十分私どもも検討をしてまいりたい、このように思っ

ております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　それでは、再確認をさせていただきますけれども、非常にいろんな分野で市場の不安定さはありますけれども、日野市においては、従来どおりといいましょうか、従来の方針に沿って団体に対する補助金だとか、あるいは何らかの形での業者への対応ということを考えていきたいという受けとめでよろしいのかどうか。

○議長（黒川重憲君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　おっしゃられるとおりでございまして、この廃棄物と申しましょうか、資源物につきましては、市場価格がそれぞれ日によって変動があるわけでございます。ちょっとした社会情勢で価格が低下したり、今ちょっと鉄類が少し上がってきたというような情報を得ておりますけれども、このような情報は、やはり今現在、共同組合、つまり資源回収の共同組合に委託しておりますけれども、組合とは定期的に情報交換しながら対応を配慮していきたい、このように考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　それでは、最後にお伺いをしますが、今、部長からも答弁いただいたように、特に雑誌関係は逆に1キロ当たり3円の逆ざやといいましょうか、持ち出しの状況が世間一般的な状況かと思います。そんなことも含めて、新聞だとかその他含めてほとんどゼロの状況ですね。そうしますと、日野市と八王子市以外は全部ということかわかりませんが、他市では、そういったものに対してキロ2円当たりの業者に対する補助が行われているというふうに聞いております。日野市と八王子市は、それが全くやられていないということになりますと、雑誌分のキロ数掛けるマイナス3円は、逆に子供会にしろ自治会なりが持ち出しをする、要するに支払いをしないと持っていってくれない、こんな状況が現実に起きているわけです。そんなことを含めて、廃品業者も、これはボランティアでやっているわけではありませんので、やはり民間業者であるとは言いながらも、今、ごみ行政が大きな社会問題になっている以上、やっぱりトータル的に考えたときに、そういうところに対しての何らかの形での補てんも考えるべき必要性があるのではないかというふうに思いますが、その点についてどのようにお考えになっているかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　環境部長がそれぞれお答えをしておりますが、私として考えますのは、廃品回収業者が社会に経済活動ができるという要件のもとに、健全な消費生

活が成り立つというふうに思っております。したがいまして、廃品業者が採算がとれないから事業にならない、もしそういう状況であるならば、もっと仕事として成り立つ状況をつくり出すようにいつでも機能のできる、そういう仕組みをつくらなければならないのではなかろうかと考えております。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　今、市長からの御答弁いただいたようなことで、現実にそういう事態が、もう既に数カ月前から続いておりますので、この点については、ぜひ実態を調べていただいて、今、市長の答弁の方向で御検討をいただきたいということをお願いして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって13の４、ごみ減量施策と廃品回収事業者の協力、援助について問うの質問を終わります。

一般質問14の１、高家賃、追い出しにつながる建て替えは認めず、安心して住みつづけられる多摩平団地をの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員　登壇〕

○20番（鈴木美奈子）　それでは、ただいまより一般質問を行わせていただきます。

高家賃、追い出しにつながる建て替えは認めず、安心して住みつづけられる多摩平団地を。私は、この４年間、多摩平団地の建て替え問題が起きてから、この４年間の任期の中で７回の質問をさせていただきました。やはり、安心して住み続けられるにはどうしたらいいかということで、市政の中で考えていただきたいということで提案させていただいたわけでございます。去る12月１日、居住者の方たちが全国から1,000人以上集まりまして、161団地1,060名が千代田公会堂に集まり、公団住宅値上げストップ、住み続けられる家賃制度をということで決起集会が開かれ、そして、ことしは自民党の国会議員も初めて参加いたしました。これは野党になったからだと思うんです。（「よかったね、それは」「日野市も変化しなきゃだめだ」と呼ぶ者あり）今までは御招待を申し上げても１回も来なかったのが、ことしは珍しく来て、やじも飛ばされましたけれども、変化だなということを私は感じました。

日本共産党は、ことしは矢島恒夫衆議院議員も駆けつけましたけれども、やはり15万世帯43万人の方たちが建設省や公団総裁あてに署名を提出したということで、この中では、横浜市の明神台団地から参加した松平さんという67歳の方は、今の家賃は３万5,000円、この家賃だから年金だけで生活できる。でも、建て替えられたら７年後には15万円になるといいます。ほかに収入もないので死活問題ですというふうに語っておられま

した。また、この集会の中では消費税の税率引き上げに反対し、消費税廃止を目指す特別決議を採択いたしました。そしてまた、総決起集会アピール、この中でも新設団地は勤労者がとても入れない高家賃、既設団地では、居住者の実態を無視した家賃値上げ、そして建て替えで弱者追い出し、公共住宅政策の後退の中で公団住宅が抱える矛盾が大きくなっている。

こういうふうにして、五つのことが決議として出されました。第５次家賃の一斉値上げをやめさせましょう。５年ごとの繰り返し値上げ、家賃改定ルールを見直しさせましょう。建て替え事業の抜本的見直しを実現しましょう。定住を保障する家賃制度の確立を要求しましょう。公共住宅政策の拡充へ、政府の住宅政策の転換を図りましょうということで、これもアピールが採択されました。

今、全国的にも調査いたしますと、公団住宅に入居している方は、大変高齢になっております。入居世帯の４分の３の方が低所得者で、家族の年間総収入が621万未満、これはお子様も働いているのも含めてですから、家族含めてのこういうことで、前回の調査から20ポイント近く上回る73％の方が、こういう大変所得の低い中で暮らしていらっしゃる。そして、公団住宅賃貸の中に住み続けたい、そういう希望をする人も86％を占め、そして家賃の値上げや建て替え問題について大変不安を持っている、こういう声も寄せられております。

私どもはそういう中で、ぜひ多摩平団地が、本当にあの建て替えが今起きたならばどういうふうになっていくのか。公団に住んでいる方の声を少し御紹介いたしますと、昨年ですけれども、私どももことしもまた、先般岩佐恵美衆議院議員や村松美枝子都議会議員、それから、上田耕一郎参議院議員、建設委員でございますので、その方をお招きして、建設委員の秘書ですけれども、団地の中で集会を持ちました。その中でも切実な声も出されております。これで住み続けられるだろうか。そして、30年もたってやっと人が住めるようになったけれども、いい環境になったのにね。また、土もあって芝生もあって木も、だから生きているんですよねということとか、それから、第４団地は、本当に松が非常にたくさん植えられているんです。これも少し枯れてきましたけれども、こういう松は珍しいとか、また団地の四季はとてもすばらしい。そういう中で、来年１月定年を迎えるけれども、とても年金では暮らしていけない。こういうことも言われておりますし、老人パワーではね返しましょうよという声も寄せられました。

私どもは、この住宅公団が建て替えるというその背景は、私も既に何回かこの中でお話しをしておりますけれども、自民党の中曽根内閣の時代の民間活力、臨調路線、これ

が最初のきっかけでございます。その答申の中で、土地の高度利用を図る観点から、既存賃貸住宅の建て替え、立体化を積極的に推進する。そして、建て替えの円滑な実施に資するため必要な法制上の整備につき検討する、また都心部に立地するもので、都市整備の観点から、住宅以外の用途への高度利用が適切なものについては民間活力の導入を図る、こういうふうに言っているわけです。

そして、現在行われております公団住宅の建て替えの基本的な性格は、居住水準の改善、向上にあるのではなくて、行革審の答申に基づいてこれが行われ、また建設省も10カ年戦略などというものを持ち出して、これを推進しようとしております。公団の建て替え事業に当たっての検討項目を見ますと、法制上、地域計画上など特段の問題がない。２番目には、容積の増加が十分図れる。３番目には、工事施行上問題がない。４番目には、住宅需要の上からも問題がない。こういうことを挙げまして、公団住宅の側から、それは見るわけでございますけれども、居住者の状態や要求などを検討する、この項目は何ら見られないわけでございます。私たちが望んで建て替えをしていただきたい、こういうことではなくて、昭和30年代に建てられた団地が、こういうことによって、国の後押しを受け、そして、臨調、行革路線のもとで、これが今進めてられているわけでございます。

何回も私、言っておりますけれども、この地域の中で本当にお年寄りの方たちが仲間をつくり子育てをして、私ぐらいの年齢でさえも、ふるさとというこの多摩平で子供たちも育っているわけですから、親子２代が、今団地の中に住んでいる、こういう状況です。慣れ親しんだまちと風景と気心の知れた隣人や商店と、そしてまた、体のことをよく知っているお医者さんと、こういうコミュニティーの中で健康が守られて、そして生活が支えられている。本当によそのところに移った方が病気になったりすることは、よく私どもも聞きます。そういう中においては、私は本当にこの多摩平団地の中において、皆さんが安心して住んでいけるこういう状況をつくり出すことが、やっぱりここの自治体の責任でもありますし、また政府が本当はもっと補助金を出して、建設予算などについても、もっと力を出していいのではないかというふうに思うわけでございます。

それで、質問に入るわけでございますが、11月７日に住都公団の東京支社長が森田喜美男市長のところに面会においでになったそうでございます。そのときに、どのようなお話し合いがされたのか、具体的なことについて多分触れたと思いますので、細かくお教えいただきたいと思います。

そして、２番目には、ここのふるさと多摩平に再び住み続けられる、この対応をどう

なさるおつもりなのか。今までも７回にわたって、市長から本当に一人も泣く人を出さないというそういう言葉をいただいて、多くの方たちがこの市の、そしてまた市長の基本姿勢に同感を持って、今迎えられているわけでございますけれども、今目前に迫って、特に自治省の天下りの東京支社長ということになりますと、私は、これは手ごわい相手じゃないかなと思いますので、この点については、やっぱり日野市がしっかりとした信念をもって、市民を守る立場でやっていただかないと泣く人が出ると思うんです。そういう点について、御答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　どなたかの御質問もありまして、一応のお答えはいたしました。

団地にお住まいの方々が、いろいろ先のことを想定をされて不安がある御心配があるということは、あってはいけないことだというふうに思っております。また、いわゆる国の住宅政策は、時代に沿った文化生活のできる保障をするため、一定の居住環境を整えるということから建築計画があり、また建て替え計画があるんだというふうに思っております。

日野市の場合、特に都市化をしたきっかけに、多摩平団地が大きく役割を果たしたということもございますし、また、自治体としての意識感覚もいろいろな自治会活動あるいは住民運動から刺激をされることが多かったという経過もあるわけでありまして、私は自治体の責任者の立場といたしまして、外からの何らかの作用が、日野市民に心配を増大するあるいは不安を与えるというようなことは、放置できないという立場でございます。したがいまして、そのことを最も強調いたしまして、一人でも泣くような立場の方を出さないという大原則を要求をしております。

総論的な日野市の開発指導要綱に従うとか、あるいは増戸をさせてほしいがすべてを賃貸住宅にする。それから、緑の環境を尊重して樹林や樹木をなるべく変更しないようにする。日野市の都市計画に整合して建て替えに臨む、こういうことでございますし、かなり期間も長期にわたりまして、地域を１区２区に分け、また、その建て替え工事も１期事業、２期事業という形で行う、こういうごく原則的な範囲の申し出でありました。

それで、申し上げておきましたのは、一番自治体を信頼をして、そして市民の必要な情報は市からお伝えしても結構だから、何か不安を与える直接の情報連絡を市抜きで行うということは、絶対にしないでくださいというふうに申し上げております。

自治省の役人という言葉が出ましたが、向こうからおっしゃったのは、自分は自治省

の出身なので自治体を最も尊重するという気持ちで、何か強権めいたことを進めていこうという考えは全くない、こういう意味で自治省出身と。私は、また自治体の権限能力のことについて申し立てたものですから、大変わかりよくあいさつをされた、こういうことでありまして、信頼関係は十分尊重していいと思っております。したがいまして、他の団地がいかようなことがあろうと、日野市内の団地におきましては、市民に情報もしっかりとお伝えをし理解をしていただく、いろいろな形で不安が起こらないようにしていく。

言葉の中にリロケーション住宅を建てる、こういうことを言っておりました。そして、仮住まい、建て替えをします場合には、仮住まいの問題と戻り入居のいろんな施策があるわけでありますが、我々も市営住宅の建て替えを幾つも経験をいたしまして、住民に対する理解と、それから、完全な居住権の保障という立場で、事を進めるわけでありますので、公団建て替えの場合も、そういう考えでこれから具体化を図っていくという考え方でございまして、まだごくそういうあいさつを兼ねた原則的なことのみ了解をしたということでございますので、これからの具体化は、すべて市を通して話をまず申し出ていただく、こういうことを期待しております。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子）　今、市長の方から安心するようにということで、今まで私が質問してきたことを本当にそのまま尊重して、一人も泣く人を出さない、そういう立場でやっていきたいという話もございましたので、これで安心したわけでございますが、やはりこれは長い間の住民の運動があって、今までも泣く人もたくさん出たんですけれども、それぞれの対応する自治会が頑張って、自分たちの要求を公団の方や自治体にも聞いてもらうという、こういうことをやりながら、建て替え問題が前進してきたわけです。高齢者の優遇の措置の問題とか、これも狭くして家賃を引き下げるとか、公営住宅への優先入居とか地域リロケーション住宅とか、あるいは優遇措置を10年に延長するとか、都営住宅の併設、こういうのもやはりこういうことをやらなければ、公団は建て替えができないという、こういう中で、少しずつ住民の意見を聞いてきたわけです。

それで、建て替え後の一番大きな問題は、家賃だというふうに思うんですね。たくさんの方々が建て替えをやってもいいという方もいらっしゃるし、今のままでいいといういろんな考えの方がいらっしゃるわけです。公団住宅の家賃というのは、もう皆様も御存じだと思うんですけれども、用地の取得から建物の建設までの原価、土地、建物に対する固定資産税等相当額、維持管理経費、保険料、引当金からなっている。これらの原

価を、中層の住宅70年です。私のところは4階建てで70年ということなんですけれども、この償却で全額回収する算定で初家賃――初めての家賃が制定されているわけです。で、次々と家賃が何回か値上げされてきておりますので、もう既にこれは上がった分だけが、非常に公団の収入になっているわけです。で、建て替えというのは用地費がかからないで、取り壊した費用と建設費だけで済むわけですから、本当に安いものでできるはずですよね。ところが、住都公団はそういうことをしないで、今の時価の価格で家賃を設定するから、だから、本当に家賃が高くなって、環境はよくなるかもしれないけれども、家賃が15万、17万になったらとても住んでいけない。これが家賃の決め方なんです。

ぜひ私は、これからの市長がやっていただくこととしては、長い年月かかると思うんですけれども、住都公団と具体的にこれから折衝も始まっていくと思うんですけれども、市長が自治体の方に話を持ってくるようにということでございますので、私ども住民の代表というのは、自治会が今、それに当たっておりますけれども、その中に建て替え対策委員会というのもありますので、それらの中で本当に十分検討して、そして、市の窓口もつくっていただいて、そこで、私どもの多摩平に住んでいる方たちの意見が聞ける、こういう状況をぜひつくっていただきたいというふうに思います。

それから、建て替え後の家賃の大幅引き下げが可能だということは、土地の再評価をやめるということなんですね。このことをやれば、絶対に家賃は下がるんです。それで、今、政府の方ではどういうふうにやっているかといえば、土地を持っている人には賃貸住宅を建ててもらって、そして売買をしないから、ここで家賃は非常に安いこういう建物を建てることができる。日野市でも、お年寄りの住宅とかそういうことも土地のある方に建てていただいております。こういうことで、民間がこういうことをやっているわけですから、住都公団もやればできるんですけれども、住都公団の建て替えというのは格好はいいですけれども、本当にもうけ本位の建て替えになっているので、これができないわけですので、ぜひこれを話の中に入れていただきたいということと、それから、二つ目には、建て替えに伴う費用というものが、全部この家賃の中に入るんです。私たちが引っ越ししていくときの、それも引っ越しの費用も出ます。また、戻ってくるときも費用が出ますけれども、それらも全部家賃の中に入っているわけですから、それで、家賃が高くなるんです。これも、やはり民間の問題については国の方が補助を出しておりますので、公団の事業には、やっぱりもっと国が補助を出すべきだと思いますので、この点についても、ぜひ声を出していただきたいというふうに思います。

それから、三つ目は家賃の減額措置の拡充、このことをぜひやっていただきたいとい

うふうに思います。今、60歳でも、この多摩平の団地の建て替えというのは、かなり大きな団地ですし人口も大きな、そしてまた戸数も大きな団地なので、かなり１期、２期に分けても長期間かかる建て替えになるのではないかというふうに思うんです。その場合には、今60歳でも、もう10年たてば70歳になりますし、そして、家賃の減額措置を本当に広げていかないと、とても今すぐには私はやらないし、また十分本当に練って、これでいいかという納得のいくまで住民との話し合いの中で進めていただかないと困るわけでございますが、このことについては、ぜひ減額措置の拡充を行っていただきたいと思いますが、この三つの点と、それから、住民の折衝する窓口をぜひ、担当がもう決まっていると思いますけれども、そこのところを決めていただいて、そして、私たちの方も自治会を通じて住民も市の方に話し合いに応じていただきたい旨を申し上げてまいりますけれども、市の方も住民の方に包み隠さず御一緒に、この問題についてはどうでしょうかという、そういうことをぜひやっていただきたいと思うんですが、その四つの点について、再度申しわけないんですけれども、市長の方から御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　当然、住民参加といいましょうか、地元自治会の連絡関係も大切でありますし、手順を整えて民主的な運営の中で、日野市らしい事業として取り組んでいかなければならない、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子）　ありがとうございました。

皆様も日本住宅会議というのを御存じだと思うんです。これは、研究者とか専門家とか実践家の方たちが個々にかかわって日本の住居の現状、子供の発達だとか健康、福祉、文化、住む権利、こういう観点からつくられて、もうちょうど11年目になります。とてもいいろんな地域で住宅問題のシンポジウムなども開かれておりまして、この日本住宅会議の住宅憲章というのがございます。この前文をちょっと読ませていただいて、締めくくりにしたいというふうに思います。

私たちは日本国憲法の精神に従い、人間にふさわしい住居の確保が健康で文化的な生活を営むために必要な国民の基本的権利であるという理念を確立し、その実現を図るために、この憲章を定める。

住居は生活の器として生命の安全と健康を守り、人間の尊厳を保ち、安らぎと秩序を保障し、人間発達と福祉の基礎をつくり、文化として居住環境を発展させ、市民社会の

基礎となる。貧しい住居の状態は、家族の調和を阻害し、教育に悪影響を与え、社会全体の健康及び道徳に対して重大な驚異となる。人間にふさわしい住居の実現は、豊かな生活と健全な市民社会及び国際社会の平和と発展に不可欠である。国民は国政の主権者としてみずから人間らしく住む権利の実現に努め、住宅政策やまちづくりに参加する。国及び地方自治体は、良好な住居と生活環境の整備に不断の努力を傾けるとともに、その政策の立案、施行に当たって、国民参加の道を開いておかなければならない。

大変、住宅憲章の前文というのはいい中身で、私はこの憲法のすべてのものが、この中に組み込まれているというふうに思います。そして、森田革新市政のもとで、私たちが住むこのまちが憲法によってしっかりと守られているということを、私は大変誇りにも思いますし、ですからこそ、全国からたくさんの方々が視察にいらっしゃるのは、当然だというふうに思うんです。

先ほど、細川政権のことに触れて、我慢するときは我慢してむだな部分は省けという、こういうお話をなさった議員がいらっしゃいましたけれども、でも今の細川連立政権の中で、消費税率がアップ、年収700万円以下の国民はほとんど減税がない。そして、消費税を引き上げて確実に増税するということです。（「まだ決まったわけではない」と呼ぶ者あり）それから、年金制度の改悪、これも60歳から65歳に（「諮問があっただけじゃない」と呼ぶ者あり）おくらせて、給付が４割カットされる。国立大学の授業料の大幅引き上げ、これではもう大学生が学校に行けない、こういうふうにおっしゃっているんです。（「共産党は何してる」と呼ぶ者あり）郵便料金の値上げも１月の24日から、現行62円が80円、葉書が41円が50円、こういう値上げになって、第３種の郵便物も約56％の大幅値上げ、これでは一般の今家庭の方たちもふるさとに帰りたいといって、行かれないから、せめてお手紙でもと思ってもお手紙も出せない、こういう状況です。また、許せないのは、健康保険の病院に入った場合の病院食の材料費の相当分を月２万円も取るという、こういう患者負担の導入を提案をしているわけでございます。また、保育所の制度の大改悪で、現行の保育所制度の対象から年収500万円以上の家庭をはずして、その部分が保育所と親の独自の利用契約にして、公的補助も削減しようとしております。

こういうことが、細川連立政権、生活者重視のこういう政治なんです。これでなぜ我慢できるでしょうか。とても我慢できないというふうに思います。（不規則発言あり）赤ちゃんからお年寄りまで値上げして福祉切り捨ての、こういうことに入っている連立政権は、社会党も公明党も入っているわけですから、この責任は大変大きいというふうに思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

多摩平団地のお年寄りの皆さんも子育て真っ最中の方たちも、安心して住んでいけるこの日野のまち、このまちを是非私も、来年の３月には革新市政を守るためにも、また頑張ってまいりたいと思います。

それでは、この第１問の高家賃、追い出しにつながる建て替えは認めず、安心して住みつづけられる多摩平団地をの質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって14の１、高家賃、追い出しにつながる建て替えは認めず、安心して住みつづけられる多摩平団地をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時41分　休憩

午後４時17分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問14の２、宿泊をともなう学校行事に看護婦の派遣と保健室の充実をの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、また質問させていただきます。

宿泊をともなう学校行事に看護婦の派遣と保健室の充実をということで行わせていただきます。今、教職員の方々の状況は大変厳しいものがございます。新学習指導要領の本格実施によります超過密的な学習内容があり、そして、子供たちがそれに追いついていけない。そういう中で、年間50日以上も登校を拒否している子供たち、児童・生徒、過去最高の５万3,000人余りにもふえているというふうに聞いておりますし、そういう中で、教職員が登校拒否の子供たちや非行や低学力や、そういうことに対応していかなければならないというそういうことや、また、昨年９月から実施されました学校５日制に伴って、週６日の学習の内容を５日間で教えなければならないという、こういう状況の中で、今まで以上に心身のストレスがたまっているというふうなこともお伺いをしております。

クラス全員に声をかけられる学級定員と、わかる授業の準備がその勤務時間の中にできるかどうか、それはやはり教職員の増加を見ていかなければならないと思います。特に女性の先生方は、家事や育児や家族の看護、そういう家族的ないろんな問題を抱えながらやっている先生も多いわけで、これではとても時間が足りない、過労死ということ

は人ごとではないという、そういう言葉も聞かれているわけでございます。私はそういう中で、今回取り上げた問題は、移動教室や修学旅行、ここに看護婦さんをぜひ派遣してほしいという、こういう中身、それから、保健室の充実の問題では、本当に調べてみればみるほど養護の先生方の大事さということがわかりますし、また仕事が大変多いということも感じることができたわけでございます。

保健室に来る子供たち、今までですと、ただけがの治療のためというふうなことが、過去にはそういうことであったわけですけれども、現在では、けがでいらっしゃるお子さんもおりますけれども、あと頭痛だとか腹痛だとか心の病気になっている、そういう方たちも保健室に来るということで、そして、朝から来て保健室の中に座って先生がちょっとお話しをして、あと午前中はもうぐうぐういびきをかいて寝ているという、こういうことも既に日野の中であらわれているわけです。

子供白書を見ましても、文部省の委託によります日本学校保健会の調査でも、１週間の保健室の利用者は、小・中学校で在籍者の約３割、高校は２割で、１校１日当たり平均30人を超えているという、こういうことなんです。

日野の中でも、私、聞き間違いではないと思うんですけれども、小規模校では１日20人、大きい学校では60人も、この保健室を訪れるという、こういう子供たちの姿があるわけです。特に小学校の５年、６年のこういう大きな学年の子供たちが多くて、そして、今、子供の病気も多様でございます。普通のネフローゼであるとかあるいは腎臓、いろんな病気を持ってきているわけですね。そういう子供たちが、ただ養護の先生が教室で見るだけでなくて、そういう子供たちをずっと身体的な訴えで保健室にやってくる子供たちの状況を先生が、朝いろんな仕事がある合間をみながら、子供たちと細かくお話し合いして、そして、来て先生のお話を聞くだけでほっとして、また教室に戻るという、そういう子供たちも非常に多くなっているということを聞いております。

今、保健室のことについて触れますと、今までと全く違うのは、やっぱり今、社会の状況の中では心身症とか不登校だとかそういう心因性の健康問題、こういうものの相談が非常に多いということで、父母の相談もあるわけですけれども、子供たちのそういう相談があって、その保健指導を養護の先生が当たらなければならないという、このことの比重が大変大きくなってきております。そして、カウンセラーのこういう保健指導が非常に必要になってきているわけです。

今、養護の先生方がどういう状況かということを、私はこれは日野市だけでなくて、南多摩全体の学校の養護の先生の言葉を、ちょっと御紹介させていただきますと、学校

の実態ということで、４月から６月は健康診断をこなしていくだけで必死の状態の中で、保健室へ来室する子供たちの救急処置、看護、相談に十分な対応ができない。入学、新学期の環境の激変などによって、子供たちの心身の状態も不安定になりやすい時期であり、登校拒否や問題行動などの心理的葛藤の症状を未然に防いであげるためにも、担任との連携、子供たちとのゆとりのある関係を年間で最も必要とする時期であるのに対し、この保健室が最も多忙であるということに矛盾を感じる。介助員の時間数をふやして、この矛盾を少しでも何とかしてほしいと切望するという、こういう声もありますし、そしてまた、本校は学級数が年々少なくなってきている。教師の数も少なくなっている中で、事情があって休暇をとられる先生や出張する人数が同じ日に重なったりすると、全体として、生徒指導及び授業の補教も手薄になる。そんな中で、健康診断のない日は、養護の先生も生徒指導や補教をせざるを得ないときもある。１学期はただでさえ多忙な中で、事務処理は勤務時間を過ぎて連日頑張らないと、毎日５時半を過ぎるまで処理し切れない。特に運動会の練習期間中10日ぐらいしかないと、修学旅行前はほとんどできない。どんな場合でも、生徒一人ひとりに丁寧にかかわりたい。介助員の方の人数は、多いほど保健経営は充実するということで、まだたくさんあるんですけれども、私も時間の関係で少しだけしか御紹介できないんですけれども、こういう状況の中で、養護の先生方が子供たちの修学旅行の前の、またこの状況も大変なんですね。子供たちも修学旅行や移動教室に行くときの調査というのは、これはもうどうしても必要なものですから、緊急カード、緊急連絡簿というものを調査して、１週間ですね、朝起きたときの体温から食事がどういうものを食べたとか体の状況はどうだとか、それから睡眠時間は何時間とったとかいろんなことをとりながら、これを全部養護の先生が記入していって、そして当日の修学旅行や移動教室を迎えるという、こういう状況です。

私は、そういう中で、養護の先生方が何年来、要求をしておりました宿泊行事へ看護婦の付き添い、これをずっと取り上げてきて、ようやくこの問題が学校全体の先生方の問題としてとらえられる、こういう状況になってきていることを喜んでいらっしゃるんですけれども、私はぜひこのことを日野市がやれないわけはないと思うんです。日野市は日光とか、日光は特に山の上ですから、暑い寒いの寒さが非常に差が大きいということで病気になる、そういうお子さんも出ているということも聞いておりますので、ぜひ養護の先生には、養護の先生とともに看護婦さんの派遣をお願いをしたいと思います。

それから、保健室の充実ということで、保健室の広さを２教室分にということでございます。私もある小学校２校行ってまいりました。保健室というのは、本当にその子供

たちが１日健康で、それから、これからの将来の子供の健康にとっては大変重要な室になるわけでございますけれども、これからの保健室の指導というのは、そこに子供たちが来て健康診断をやるのもそうですけれども、そこでテレビを見たりしながら教室で授業をやる。そのことについても、今の一つの教室、ある学校は一つ半のスペースでございましたけれども、それでも机を動かして、そこでクラスの方たちが来たときに養護の先生が教えていくということで、大変狭いということなので、要望としては、保健室が南向きで通風がよくて採光のよい位置で明るくて周りに本当に何も遮断できない、そしてまた、校庭に面したところ、これは１階で校庭に面して、子供たちが校庭で何をやっているか、そして、そこでもし事故が起きたときに、さっと１階から入ってこられる。緊急の場合には救急車が入ってこられるという、そういうところが望ましいということなんですけれども、もう既に日野市は学校がもう建てられておりますので、そうでないところもありますし、そうであるところもあるんですけれども、そういう点については２教室分、空き教室も出るわけですから、ぜひそれをやっていただきたいということです。

それから、二つ目には足洗い、手洗いの場の設置、これについてもある学校とない学校があるわけですけれども、保健の仕事をやっているわけですから、特に水飲み場とか手洗いとか足を洗う場所というのは、体の清潔を保つためにあるいはまた伝染病の予防や屋外での活動の始末をするためには、どうしても必要なんですけれども、これもすぐ入口にないということも聞いておりますので、ぜひ足洗い、手洗いの場を設置していただきたいということです。

それから、三つ目には電話の問題です。電話もあるんですけれども、全く市外にかけられないというところや東京都内だけということや、あるいは今のこういう社会情勢の中では、単身赴任をしていらっしゃる、こういうお父様もいらっしゃるそうです。今、お母様もお勤めの方が多いので、なかなか連絡がとれないときには、遠いところにまで電話をかけなければならない。そういうときに、電話が保健室からかけられないために、電話のあるところまで飛んでいかなければならない。緊急を要するときには大変だということで、ぜひ電話は市内はもちろんのこと、市外にも全国かけられるようにしていただきたいということです。

それから、最後には事故によりますタクシーの借上料金、この予算をふやしていただきたいということです。このタクシーも本当にお話を聞いて驚いたんですけれども、5,000円で片道だけしかお金が出ないということなんです。予算を削られたためにこうい

うことになったんですけれども、事故が起きて、その場合には応急処置をして病院に運ぶんですけれども、そのときに5,000円のタクシーのお金しか出ないから、帰りは御自身のお金で帰ってくるという、そして、ちょっと考えて子供を保育園にお迎えに行かなきゃならない時間になるから、やむを得ず自分の車に乗せて、そしてまた帰ってきて子供を保育園にお迎えにいくという、こういう状況もありますので、私は本当にこういうところにはお金はつぎ込んでいいと思うんです。命にかかわる問題でございますので、ぜひ事故によるタクシーの借上料金の予算を来年度の平成６年度の予算にはつけていただきたいというふうに思います。

以上、また御返事によりましては再質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　それでは、まず宿泊を伴う学校行事に看護婦を派遣せよという御趣旨につきまして、お答え申し上げます。

学校行事、特に宿泊を伴います行事は、御存じのとおり、学校を離れまして自然や文化に触れることとか、あるいは子供たち同士、また子供と先生との触れ合いを深めて、学校での学習活動に潤いと変化を与えるものである、そういうようなことで行っているわけでございます。

各学校は、宿泊を伴います学校行事を実施する前に、今、お話のありました事前健康チェックといたしまして、健康診断やあるいは健康相談を行い子供の健康状況を把握することに努めております。また、事故を防ぐよう十分な配慮と、事前の指導を行っているのが実情でございます。行事当日の対処の仕方としましては、現在小学校の６年生、日光での移動教室あるいは中学校の移動教室、主にスキー教室等を開いておりますが、これには医師を雇い上げまして派遣しております。また、小学校の５年生の移動教室とかあるいは中学校の修学旅行には養護教諭が随行しております。養護教諭が諸般の事情によりまして随行できない場合には、看護婦をお願いしておる。ただ、予算的に２名分の措置となっておりますので、必要度や学校の実態から見ましても、十分に要望に応じ切れない状況というものはございます。御指摘の看護婦の派遣につきましては、連合で実施しております小学校の移動教室や中学校の移動教室に看護婦をつけることができるよう、今後とも鋭意努力してまいりたいというふうに考えるところでございます。

ところで、現状課題といたしましては、医師を派遣してはおりますものの、宿泊施設には十分なる設備がございませんために、十分な診察やあるいは治療は難しい面がございます。そういう場合によっては、近隣の病院等で治療を受けているのが現状で、ここ

に一つの課題があるわけでございます。

さらに宿泊行事に、養護教諭が随行した場合でございますが、養護教諭不在中の学校の保健業務が停止するという、先ほどのお話でも、相当に養護の教諭の業務は激しい実情の中で、その間停止するという課題があるわけでございます。こういった課題とともども看護婦の派遣問題につきまして、今後とも検討し努力してまいりたいというふうに考えるところでございます。

次に、保健室の充実ということでございます。学校事情によりまして、ちょうど既存の保健室の隣が余裕教室というような場合には、その部屋も使いまして、保健業務を営んでいるという実態も一部ございますが、何分とも個々の学校事情がありまして、思うに任せない物理的な事情もございます。ただ、いろいろ足洗い場あるいは手洗い、その他につきましても、毎年学校長その他からも要望を受けておりまして、それらに対しまして、計画的な形の中で対応しておるという実情でございます。お話にありましたとおり、電話の市外通話にいたしましても、また事故によるタクシーの借上料金、これらにつきましても、やはり児童・生徒の生命あるいは安全のためのことでございますので、委員会としては優先的に対応してまいりたい、またその努力を今後とも払ってまいりたい、このように考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君

○20番（鈴木美奈子君）　再質問させていただきます。

宿泊を伴う学校業務のときに、養護学校の先生が宿泊のところについてまいりますと、先ほど部長も言われましたように、学校で養護の先生がいなくなるんですね。そのことについてはどう思われるんですか。本当に今、学校教育の中では、保健室の仕事というのは大事な何百人という子供たちの命を預かる、そういう大事なときに、看護婦さんが派遣されないために、もしものことがあったらどうなさるのでしょうか。

私はいろいろ調べてまいりましたところ、看護婦さんやお医者さんを派遣しているのは、もうほとんど、ちょっと二、三ない学校もありますけれども、立川、多摩、稲城、府中、国分寺、国立、東大和、武蔵村山、福生、秋川、羽村、五日市、瑞穂、東村山、小平、調布、東久留米、青梅、清瀬、そして狛江、小金井、八王子は養護の先生が不参加のときには看護婦さんを派遣するということで、本当にもうこれ当たり前になっているんですよね。そして、私はちょっと言いたいのは、この養護の先生が参加できない状況をどうやって認定するかといえば、診断書を出してその診断書に基づいて、それでは、移動教室や修学旅行についていかなくてもいいですよという、そういう許可がおりると

いうふうに聞いております。

私は、本当に今ここにいらっしゃる方は全部男性だから、女性の苦しみがわからないというふうに思うんですけれども、あえて言わせていただきますと、小さなお子さんがいる、そういう……（「執印さんと宮沢さんがいる」「そんなことないよ」と呼ぶ者あり）理事者のことを言っているんです、私は。理事者に今、言っているわけです。議員の皆さんは聞いていただくわけだから。ぜひ聞いていただきたいんですけれども、小さなお子さんもいる養護の先生もいるんですよね。そして、田舎から親に来てもらって、それを見ていただくとか、それから、赤ちゃんが産まれたばっかりの赤ちゃん、そして、まだ授乳をしなければならない。そして、行った先でおっぱいが張ってしまうという、そういうつらい思いをしている先生もいらっしゃる。妊娠を知ったけれども、もう準備がどんどん進められているから、私はもう行かれないということを言えないという、そういう先生もいらっしゃるわけですよ。私は、健康診断とかそういうことでなくて、今、三多摩の中で大部分の学校が看護婦さんを派遣しているというのが、もう当たり前のようになっているときには、ぜひ私はたった20の学校の中で２人しか看護婦さんを派遣しないということではなくて、これはぜひ来年度の予算の中に入れていただいて、それでなくても、今先生方というのはもう大変な思いをしながら頑張っていらっしゃるわけです。

特に、きょうは養護の先生というのは女性の先生ですから、あえて女性のことだけを、私取り上げておりますけれども、南多摩の南教組の婦人部の要求アンケートの中でも、体のことをどんなですかという健康についての悩みなんかも72％の方が健康についての悩みを出していらっしゃるわけです。そして、生理休暇は96％の方がとれないということ、どれくらい本当に大変なんだろうなということを思うわけです。ですから、ぜひ看護婦さんを派遣して、そして、養護の先生もついていく先生はついていくでいいんです。で、病気になることもかなりあるそうです。一晩中看護をして、そして翌日寝ないで、例えば山だとかスキーだとかについていくという、こういうことも聞いておりますので、養護の先生の体なんかも、やっぱり大変だと思いますので、看護婦さんがついていけば、看護婦さん本来の仕事をやれるわけですから、ぜひ私は来年度の予算の中に、移動教室や修学旅行に看護婦さんを派遣する、このことをぜひ予算化していただきたいというふうに思います。

それから、命にかかわる問題として、タクシーの問題、先ほど部長の方からも児童の命の安全のためにも、最優先的に努力するというふうにおっしゃられましたので、私は

こういうことを、今ただ検討し努力するということでございますけれども、具体的に来年度の予算につけるとかそういうところまで、ぜひ御回答をいただきたいというふうに思うんです。教育長いかがでしょうか。私が、先ほど養護の先生の悲しさ、つらさをちょっと女性の立場で訴えて、やじもありましたけれども、私はやっぱり同じ女性の立場で本当に知っていただきたいということで、今申し上げましたので、もし失礼なことがあれば、お許しいただきたいというふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　養護の先生方が、大変多忙を極めているという鈴木議員さんの発言、確かに最近の子供の実態というのが、心身の心の問題ですね、その相談相手も対応しなくてはならない、そういうケースが非常にふえてきていて、その面からも保健室の充実ということ、このこと自体は、これはもうやっぱり教育委員会としても十分その対応をしていく必要がある。

ただ、保健関係の問題につきまして、一応私たちの方で、今、鈴木議員さんの方からおっしゃられたように、例えば妊娠中の養護の先生とかあるいは子育て中の養護の先生とか、そういう方を無理に、いわゆる移動教室等に参加させているというような実態というのは比較的ないんではないか。ただ、看護婦さんのお仕事と養護教諭の仕事というのが若干相違していて、看護婦さんの場合ですと、確かに患者さんの手当てを市の指導のもとに実施しているというそういう面が極めて大きいわけですけど、養護の先生の場合には、子供たちを集団として扱う、いわゆる健康観察と申しますか、そういう面で、日常普段に子供と接して、その子供さんたちの個々の状況というものをある程度掌握している先生の方が、そういう集団的な行事等に参加した場合には、普段の子供の実態というものを掌握しておりますから、看護婦さん以上に集団としての対応はとれるというような利点も持っておりますので、特別、養護の先生が特段のあれがないときには、養護の先生を優先して参加していただいて、そういういろんな事情のあった場合は、教育委員会の方としては看護婦さんを派遣するよう、そういうような手だてをとりながら、医師の派遣とあわせながら、行った先の行事の中で、子供の生命に危険が及ぶとかあるいはそういうことのないような、できるだけの措置は講じていきながらやっておりますけれど、まだまだいろんな面で対応していかなければならない部分がたくさんございますので、そういう面につきましては、今後も努力していきたいと思うんです。

それから、ハイヤーの借上料ですね、これは確かに各学校ごとにいろんな形で、確かに子供さんたちの事故、そういうものが生じた場合、緊急に近くのお医者さんに子供さ

んを連れていかなくてはならない、そういう際の借上料等は、全部学校配当予算で配当しておりますし、校長会等でも、もし配当予算に不足が生ずるような場合には、あらためて教育委員会の方に請求してほしい。どうしても教育委員会全体としての予算が不足するような状況が生ずれば、これは補正予算を年度途中であっても組んで対応していく、そういう意味からも、子供の生命安全の手だて、これは最優先して対応していかなくてはならない問題なので、これからもそういう問題につきましては、今現在も予算を組んでございますし、必要の都度、それは一応学校配当の中で消化していただいて結構だというように考えております。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

私が宿泊行事への看護婦の派遣について言いましたけれども、養護の先生も行って、そしてまた、看護婦さんやっているところも大変多いものですから、今、大分教育長の方も前向きな検討もされましたので了といたしますが、予算をつけるのは、やっぱり市の方でございますので、市長に見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　各学校の教育実践の中で必要な経費は、当然、教育委員会ないし教育委員会を通じて支出できるようにいたしたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

それでは最後にしたいと思いますが、要望としては、各学校では希望の部品の調査の中で、エレコン、私もよくわからないんいですけど、身長と体重計が同時にわかるというそういうのがあるそうですね。身長をはかると体重がすぐわかるという、それを希望している学校が非常に多いんです。それは、たくさんの子供たちを健康診断なんかやりますと、一たん体重をはかって身長をはかっていると、なかなか時間がかかるんですけども、１回でそれが済むということで、これを希望する学校が非常に多いですので、これをぜひやっていただきたいということをお願いをしたいと思います。

やっぱり教育としての学校保健というのが、大変大事な問題でもありますし、子供たちが心や体に、そして健康上の問題を持つことが、本当にもし病気になれば、子供たちの教育の権利が奪われることになるということ。日野市の場合には、本当に幸せなことにさやか学級がありますので、学習権を奪うということはないんですけれども、それでも、やはり学校保健の中できちっと位置づけられているのは、やはり憲法の第25条とか

児童福祉法の第１条とか子供の権利条約第６条とか、教育基本法、これにちゃんとしっかりと位置づけられている学校保健の仕事でもございますので、ぜひ私は先ほど提案いたしましたことについては、平成６年度の予算の中に何らかの形で、今、大変な状況の中でそれぞれの先生方が頑張っていらっしゃいますので、組み入れていただいて、なお一層保健の事業等、またすべての学校教育が充実されるように希望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって14の２、宿泊をともなう学校行事に看護婦の派遣と保健室の充実をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

一般質問14の３、旭が丘地域の人びとがまちのぞむ図書館建設をの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、最後の質問となりますが、旭が丘地域に図書館の建設をということで質問を行わせていただきます。

都政新報の昨日届きました12月７日、これを見ますと、本物の図書館をということで、１回から最後10回までで、まだ最後続くんですけれども、10回目のところに、公立図書館の理念ということで、管理委託、統合組織化の動きの中でということで、かなり全国で図書館を民間に委託する、また統合していろんな施設と生涯学習政策に位置づけた新しい図書館像などがつくられて、そして、委託が進められている、こういうことがずっと連載されていたわけでございますが、この10回目のときには、市民一人ひとりの学ぶ権利、知る権利を保障するために、公立図書館は求める資料、情報を国籍、学歴、障害の有無、年齢などにかかわりなく、すべての人々に等しく無料で提供することを社会的な役割としているということで、この中で日野市の図書館行政のことが非常に評価されて、ここに載っております。そして、図書館政策の課題と対策ということで、東京都がやったこの二つが、今まで長いこと図書館の事業がおくれていたことについて、非常に評価されている中身であるわけでございます。日野市の実践は「何でもどこでもだれにでも」をモットーに図書の貸し出しを中心にすえ、リクエストサービス、児童へのサービスの重視、サービスを支える資料費の措置を行った。当時の図書館は、学生の勉強部

屋で主婦や地域の人々に縁遠い、子供はサービスの対象としないなどの固定観念があった。そして、それを一新するサービスということで、司書をきちんと配置して、そして図書館の経営に当たらせたということや、また東京都が暮らしの中へ図書館をということでいろいろやってきたことなども述べられております。

11月11日の毎日の社説でも、本当に公立図書館の整備を急げということで社説まで出て、私ども日野市にとっては、もう図書館というのは当たり前で、いつでも気楽に行ける場所なんですけれども、まだ人口の少ない市町村では、自治体が主体となってまちぐるみで図書館をつくる運動などもやっておりますけれども、まだまだ少ないということが、本当にこの社説の中でもあらわれております。

日野市は学校図書室に司書が配置されまして、本当にこれは司書の資格がなくても子供たちがいつでも本が読める、もう評価される、こういう中身でございます。私は、旭が丘に図書館の誘致ということで、請願が62年の６月３日に出されまして、このときの紹介議員の一人にならせていただきました。このときの中身では、中央図書館を利用するには遠く交通の便もないということや、２週間に１度の移動図書館のサービス体制では現実に合わなくなっており、限られた住民しか利用できない。千代田自動車工業跡地などに建設される公団住宅により、人口が増加することなどを考慮すると、旭が丘地域に図書館を設置することが、一つの課題であると思われますということで、三つの理由が述べられているわけです。もう既に62年ですから、もう数年たっておりますが、シティーハイツもできてもう人口に非常に多くなっている地域で、いつでもどこでもという、この日野市のモットーがなかなか生かされない、こういう状況でございます。もうあの地域の議員の方からも、何回かの質問も行われておりますが、私も再度質問をさせていただきましたので、表題どおりでございますので御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　それでは、旭が丘地区への図書館の設置につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

教育委員会の基本方針といたしましても、今後引き続き市立図書館のサービス網の充実を図る方針で、第３次基本構想、基本計画の中に分館の設置が位置づけられるように努めているところでございます。旭が丘の図書館の設置につきましては、ただいま議員さんの御質問にございましたとおり、昭和62年６月の市議会定例会におきまして、請願が採択されております。また、その後の市議会におきましても、一般質問等で御指摘をいただいたところでございまして、図書館の設置要望が非常に高い地域であることを十

分承知をいたしているわけでございます。図書館の分館構想がございますが、その中でも旭が丘地域への分館の設置につきましては、その必要性を認めておりますので、その実現に向けて現在検討をしているところでございますが、適当な候補地が確定できないことから、具体的な建設計画が策定できないという現状にございます。今後とも適当な民間施設を借り得ることなども念頭に置きまして、図書館の設置に向けて努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

それまでの間につきましては、中央図書館の夜間開館等の運営上の改善を図ることなどにも努力をいたしまして、サービスの充実向上に努めてまいりたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　日野市が日本一の図書館活動をやって、そして、全国でこれに学んで追い越せ、追い越せということで追い越されて、私はそれは名誉の追い越しだと思いますのでいいわけでございますけれども、やはり日野の中で、だれでもどこでもだれにでもということをモットーにしてやっていた図書館の貸し出しのこの問題で、きょうもちょっとお聞きしたんですけれども、ひまわり号で旭が丘や市営住宅のそばなどあるんですけれども、、やっぱり限られた時間の中で、その時間にしか行かれないとなかなか本が借りられない。それから、小さなお子さんを持っている方は、もうたくさんの本はおうちの中の事情もありますので、おうちの中に置く本というのは限られた数だけの本で、やはり図書館が必要だということも、きょう若いお母様からお聞きいたしました。

私は努力されているということもよく承知しておりますけれども、今の問題は、やはり夜間の開設も非常に必要なことは、もう市の方も認めているわけでございますが、ぜひシティーハイツもできて人口も多い、まだ私は用地を探せばあるのではないかというふうに思います。公園の中にということでもあるわけですけども、既に地区センターがあって、地区センターを壊しても図書館をつくった方がいいのか、ちょっと私も悩みましたけれども、本当にあの地域は先日も通りましたら紅葉で美しく、そして、子供たちも大人たちもあの公園で遊んでもおりますし、遊具もあってとてもいい旭が丘の地域なので、何とか百草の図書館のように、マンションを建てればその下の方に図書館をという、そういうことの構想もできるのではないかというふうに思いますので、市長の方に最後に、このことについて、もう何人かの議員が質問しておりますけれども、市長のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市では、図書館行政に全国から見れば指導的役割を果たしている自治体であるという自負心は持っておるわけであります。そして、中央館に伴って７館の分館を活動し、またその上に移動図書館、ひまわり号も活躍をして、いわゆる需要に100％近く応じ得ているというふうに思っております。なお、分館をつくるということが適当であるかどうかということは、また大切なことだとは思っておりますが、旭が丘は比較的本館にも近い地域であるということ、そのためにまた用地がないということで、要望に沿い得ていないという現状があります。いろいろ工夫いたしまして、これまでお答えをしましたのは、なるべく地の利を得たところに、という意味は、交通にも駅へ近い方というふうに考えたいわけでありますが、民間の建物でも、大型のものが契約をされているというようなことの際には、一つの方策として、スペースに出資をする、こういうことも考えたいと思います。用地のことを十分検討いたしまして、なるべく早く実現に進めていきたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

今、図書館が民間委託されるというこういう動きが全国で出ておりまして、図書館の方たちが大変だということで、地域ぐるみの運動を展開しているところも数多くございます。これからの図書館活動が市民ギャラリーだとか市民ホールとか視聴覚ライブラリーなどの施設と統合されて、そして、図書館そのものが民間委託にされるということになる動きもあるようでございますので、私は、日野市は全国に誇る日本一の図書館活動をやってきた自治体としては、絶対に民間委託にはしない、そして司書がきちっと配置されているということが、やはり全国にないこの図書館行政の一つだというふうに、私は思っております。これからも、ぜひ充実した図書館活動ができますように、そしてまた、旭が丘の地域待ち望んでおりますので、市の方も努力されますように要望して質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって14の３、旭が丘地域の人びとがまちのぞむ図書館建設をの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時５分　散会

12月10日　金曜日　（第５日）

平成５年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第28号）

12月10日　金曜日　（第５日）

出席議員　（28名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	藤林理一郎君
５番	旗野行雄君	６番	谷　長一君
８番	下村　功君	９番	佐藤洋二君
10番	一ノ瀬　隆君	11番	内田　勲君
12番	宮沢清子君	13番	馬場繁夫君
14番	高橋徳次君	16番	小川友一君
17番	土方尚功君	18番	福島敏雄君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	天野輝男君
25番	福島盛之助君	26番	小山良悟君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

欠員　７番　15番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君	企画財政部参事	大崎茂男君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成5年12月10日（金）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時14分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問15の１、日野市諸文化施設の更なる充実を求めての通告質問者、市川資信君の質問を許します。

〔27番議員　登壇〕

○27番（市川資信君）　日野市の諸文化施設の更なる充実を求めてというテーマで一般質問をさせていただきます。

私が今定例会で一般質問をするということを思い立った動機は、一通の市民からのお手紙でございます。差出人は日野市合唱連名理事長、田中玉江さんという方でございます。手紙の一部をちょっと御紹介申し上げますと、現在、日野市内で活動している合唱団は30団体余りあります。毎年、市が主催する市民文化祭に向けて日ごろ練習に励んでいますが、日野市には、練習会場として利用できる文化施設は数少なく、多くの合唱団が活動の場である練習会場確保に悩みを抱えております。

日野市の文化発展につながる合唱団が日常もっとスムーズに活動できるように、練習会場として利用できる施設の増設と低料金で練習できるように努力していただきたい。

さらに、市内で練習のできる会場の実態を掲げております。

１、市民会館の小ホール、七生公会堂などの練習会場でございます。これらの施設は、月４回の練習を設けると、使用料の負担額が大きい。後ほど使用料等の数値は申し上げます。市民会館の練習室の場合は、収容人員が10人程度のため団員数の多い団体は使用不可能である。３番目が、日野市勤労青年会館の場合、多目的のため利用者が多く合唱練習会場確保に非常に困難である。何かこの順番をとるのに、早朝から並ばなければならない。早いときには、朝の４時ごろ行って順番を待つということだそうでございます。４番目、東部会館の場合、交通の便が悪く高料金のため利用しがたい。これも、また後ほど使用料等を申し上げます。５番目、湯沢会館並びに高幡福祉センターの場合、老人優先のため定期的な使用は困難である。６番目、生活保健センターと公民館にはグラビノーバという小型の電気ピアノがあるそうですが、市役所の生活課に問い合わせたところ、収容人数が７名から８名ぐらいで、コーラスの練習会場としては不可能ということだそうです。７番目、女性センター、中央福祉センターの場合、集会室はあるがピアノは設置されていない。

以上のように、公共施設を利用するには困難を極めています。やむを得ず他市の施設を借用しなければなりません。また、高い使用料金を支払い、民間の会場を借用しています。そのために、合唱団の運営にも支障が生じているのが現状だそうでございます。日野市民文化祭参加のために、何ゆえに他の市の会場を借用しなければならないのか、なぜ高い料金を支払わなければならないのか。

このような点から、別紙のように隣接する他市の文化施設の数及び利用のあり方など調査をいたしました。日野市の文化向上のためにも、私たちの活動の場に対しても御理解を賜り御考慮をお願いする次第ですということで、手紙はこれでございます。日野市合唱連名理事長、田中玉江さん、多摩平公住にお住まいの方でございます。そのほかに、合唱連名の代表の理事、合唱団の名前が連なっております。きょう、傍聴に来ているようでございます。

では、先ほど申し上げた市民会館、七生公会堂等の料金等をちょっと参考までに申し上げますと、市民会館のもちろん小ホールでございますが、収容人員は208人で、午前が4,000円、午後が8,000円、ピアノが3,000円。七生公会堂、もう御存じのように300人の収容に対して、午前が6,000円、午後が１万1,000円、ピアノは二つあって7,000円と3,000円、こういうふうになっております。多摩市も公民館、武蔵野市も公会堂、音楽室、市民会館、立川、府中、料金はほとんど市民会館等については、日野市もそうでございますが、ほとんど変わらないですね。みんな、やっぱり高いです。

どこが、これから違ってくるかというところでございますが、その他の諸施設でございます。日野市においては、東部会館の視聴覚室が午前は1,000円、午後は1,200円、ピアノ使用料が1,000円。ただ、ここがコーラスグループでございますので、市内一円からそれぞれ市民の皆様がバス、電車等を利用して集まるわけで、大変交通の便が悪くて集まりにくいんだという難点があるそうでございます。また、勤労青年会館においては、午前が1,800円、午後は2,200円、ピアノ使用料1,000円。この会館は多目的会館のために、先ほど申し上げたとおりでございます。なかなか場所が確保することができないということだそうです。それから、中央公民館については、先ほど申し上げましたようにピアノはない。グラビノーバというのはあるんだけれども、狭くて使用できない。高幡福祉センターの場合も、先ほど申し上げましたように老人優先のために、これは無料で使用できるわけですが、そこを現在、ときどき活用させていただいている。湯沢会館については、料金が入っておりませんので無料なのかどうかわかりませんけれども、ピアノが１台あるということでございます。それから、市民会館の小ホールは先ほど申し上

げましたとおり。社会教育センターにあるんですね。第10号の部屋の方が、午前が2,300円、午後は4,700円、ピアノ使用料5,000円、和室の方が午前が1,800円、午後が3,100円のピアノ使用料2,000円。七生公会堂は、先ほど申し上げました。

それで、市内の今申し上げた数値を合計しますと７台となります。これを近隣他市と、ちょっと比較対照してみました。

まず、隣の多摩市でございます。地区市民ホールというのが５個あって、各そこには収容人員が30名から80名、使用料は無料、ピアノは各そのホールに２台ずつ設置されております。これで10台ですね。それから、次にコミュニティーセンターがゆう桜ケ丘、乞田貝取ふれあい館、関戸、Tom　House等で４カ所ありまして、ここには、やっぱり使用料無料、30名から80名、ピアノがそれぞれ２台ずつ、これで８台。それから、健康センターには３台ピアノが置いてありますね。30名から80名のところ、３台で全部無料です、これも。公民館にも２台設置されておって、これも無料です。多摩市は合計23台。

立川市は公民館が６カ所、これはピアノ台数はわかりませんけれども、収容人員はこれはまちまち、多いところは350名、小さいところは72名ぐらいの収容するところで、使用料も登録団体ですけど、文化連名の登録団体は使用料はもちろん無料、ピアノも無料。次に地区館というのがあるんですね、立川は。今の中央公民館の方は、合計で、だから６カ所、地区館が９カ所あります。合計で15カ所になるわけですが、地区館が滝の上会館とかこんぴら橋会館とかというのが９カ所あって、これも収容人員は多少下がる、大体150人までで全部無料です。１カ所だけ、滝の上会館というのが有料と書いてございます。あとは全部無料でございます。

八王子市、市民センターという名目で11カ所、これも収容人員が30名から、大きいとこは297名というのがありますけれども、大体そんなところで使用料は無料、ピアノも無料、合計11台。

府中市も御存じのように、文化センターが中学校区にそれぞれ設置されて11カ所。これはすばらしい文化会館、私も何度も行ってみているから知っておるんですが、使用料全部無料、ピアノ全部ある。収容人員は大体100名前後。大きいところは、もっと210人入るようなところもあるようでございますが、大体そんなところで、そのほかにグリーンプラザけやきホール、音楽練習室、第１から第３まであって合計17台あります。

町田市は10カ所あります。10台あるんですけれども、町田市は、これ使用料が有料なんですね。革新自治体というのは、こういうお金取るのがどうも好きなようにちょっと

思うんです。町田市と日野市だけですね、お金を取っているのは。

それから、武蔵野市はもう文化のまちですけれども、合計が10台、細かいことは省きます。

日野市は、先ほど申し上げました数値のとおりでございます。

この一般質問を取り上げた理由を先ほど申し上げたわけでございますが、この手紙のさらに中に、日野市の文化祭に協力するために一生懸命練習に励み、文化向上に役立てば……と努力されているのに、近隣他市にわざわざ会場を借りに時間とお金を使って行かなければならないか……との疑問が、この調査でよく理解できたわけでございます。

そこで、私はこの手紙をいただいて、日野市の文化施設というんですか、コミュニティー施設の取り組み姿勢というものは、どのような経過で、今後どのようになっていくのかということを調べなければならない。早速改めてもう一度日野市の基本構想を、それらの一連のものを再読しました。

きのうも、天野議員が質問されておりましたけれども、基本構想、皆様お読みになっていますからくどくどしたことは申し上げませんが、基本構想の目的、これは昭和、ことしで切れるわけですからね、58年２月、基本構想へ向けて。基本構想の目的、第１章、第１節、１番に暮らしを守る市民都市、２に連帯する市民の都市ということで、第１章は簡単に終わっております。第２章の目標とする都市像。第１節、都市像は緑と文化の市民都市、日野市の目指す都市像を緑と文化の市民都市とするということから始まって、第１、第２、第３とあるわけですが、第１は遠い昔から引き継がれてきた多摩丘陵の緑や多摩川、浅川など、現存する自然環境を守り、さらに積極的に緑化や環境浄化を進め、健康な生活と健全な社会環境をつくる緑と清流と太陽の都市である。これが第１番目。第２番目に日野市の伝統と文化的風土、市民生活に深く根差した精気あふれる教育、文化、スポーツ活動を進める文化とうるおいの都市である、こう結んでおります。第２章の目標とする都市像の２番目に、大変格調の高い言葉が入っているわけです。これが、いわゆる基本構想でございます。ですから、当然基本構想があるわけですから、これに基づく基本計画というものがどういう形であらわれるかということで、私はまたひもといてみました。

そこで、また改めて読むと、いろいろとまたああそうだったなあと思い浮かべることが多々あるわけですが、まず、巻頭に日野市長が非常に若く写っていますね。市長と書いて、「緑と文化の市民都市」を目指して。ちょっと30秒ぐらいで読めますから読ませてもらいますと、近年は人口の増加も尽き、市政を取り巻く社会の状況も21世紀の到来

を間近に、新たな展望が始まっております。高齢化社会あるいは情報化社会の進行に伴い、市民意識もみずからの生活を一層大切にする考え方から、生きがいやゆとりを求められる傾向が強くなってまいりました。したがって、これからのまちづくりビジョンは、単に「住みよいまち」というだけでなく、「住むことが喜びであり誇りであるまち」と言える質的にも高度なものを目指す必要が感じられます、こううたわれているんですね。

このたび策定した日野市基本計画は、第２次日野市基本構想を発展、具体化させるものですが、目指す都市像、緑と文化の市民都市の実現に向けて、施策の方向を体系化する意味を持ちます、こうなっているわけです。基本計画ですから、ここにいろいろとその文化施設等の今後の取り組み姿勢というものがあるわけです。

そこで、私はこの中をずっと見ていったわけです。多角的な生活文化の創造、施策の体系というところで、公民館事業の充実（公民館の整備）、公民館活動の充実、市民会館の充実、２番目がですね、３番目に新たな文化施設の建設、こうなっているんです。そこの横を見ると、ふるさと博物館の建設、野外劇場の構想、都立美術館の誘致ということがうたわれているわけです。新たな文化施設の建設という、もちろんそれも包含されるわけでございますが、そこで、このところには、新たな文化施設の具体的なものはここには載っておりません。そのところで、科学技術の進歩や高齢化社会の到来などを背景に、学習、芸術、芸能など幅広い文化活動が市民生活の重要な部分を占めるようになっています。こうした市民の文化活動が、自然環境に恵まれたこのまちで、人間性豊かな市民文化の創造へ発展していくことが、「緑と文化の市民都市」を目指す当市にとって最も望まれるところです、こううたわれております。

さらに、そのためには市民の手による自主的な創造活動を援助すること。芸術、文化団体と協力して文化事業の推進を図ること。さらには、活動の基盤となる施設の整備充実を積極的に進めることが必要です。はっきり、ここで明文化しているわけですね。

中央公民館は昭和41年に開館して以来、市民の学習の場、文化創造の広場として、生活文化の振興に寄与してきました。しかし、地域に根差した公民館活動をさらに推進し、多様化、専門化する市民の学習要求に対応するには、施設の機能充実は緊急の課題となっております。地域コミュニティー施設の配置計画とも整合を図りながら、将来の活動拠点のあり方などについて検討を進める必要があります、こううたっております。

結びの部分に、生活文化の創造活動を多角的に展開し、芸術文化の香り高い地域社会をつくり出すには、文化活動が質量ともに高まることが重要です、こうはっきりとうたわれております。

これを具体的に、ではどういう体系づけでいくのかというところを見たら、最後の方に、すばらしい格調高い名文でございますけれども、ここのところに市民自治の創造の場となる施設、施設のネットワークづくり、コミュニティーセンター施設の整備、地区センター整備、ここにちょこっと入っているだけなんです。

これだけ冒頭にすばらしい美文、名文を並べたわけでございますので、では、実施計画はどうなっているのか、基本計画に基づく実施計画を手にもう一度勉強させていただきました。まず、第１回の実施計画は昭和62年から64年度、このところに文化施設、コミュニティー施設等の取り組みは一体どうなっているのかと見たわけですけれども、ほとんど中央公民館の改修、ふるさと博物館の新設、文化財センターの新設というところで、最後の方に、これも地域コミュニティー施設整備基本計画の策定、こううたわれて63年に検討委員会の設置、基礎調査となっているだけで、具体的なものが実施計画には何ら取り組まれておりません。これは、前年度分ですね、実施計画の。

さらに平成２年の、これは５年度、いわゆることしの最終年度です。この部分をもう一度見てみました。しかし、この中にも当初なかった、大成荘の改築は入っておりましたけれども、青年の森、安曇荘の新築、余裕教室の活用ということ、第一幼稚園の改築、幼児教育センターの改築等は入っておりますけれども、これは実際現実にはされておりませんね。浅川公会堂の建設、これも現在日の目を見ていない。

ところで、この中には地域コミュニティーに対する第２次の実施計画には、全く触れられていないわけです。後ほどこの件については、またさらに私はお伺いいたしますが、そこで、平成６年度から始まる第３次基本構想、基本計画の原案がこれらの、いわゆる第２次基本構想並びに第２次基本計画に沿って、市長の立派な名文があるわけですから、どのように生かされているかということで、まず基本構想、まだこれは来年度からスタートするんで、この原案を手に入れて私は調べさせていただきました。これにも、いよいよ来年からスタートするわけですが、はっきり言ってちょこっと載っているだけなんですね。地域の教育、文化を高め、豊かな人間形成を目指して市民みずからの手で創造する文化は、豊かな人間形成をもたらします。新たな文化を築くためにも、今まで築き上げられた優れた文化の保全と継承、伝承を市民とともに進めますというところから、身近で楽しめるスポーツ、レクリエーションというところが８ページのところであるんですね。

それから、13ページのところで、地域教育文化を高め豊かな人間形成を目指してというところに出てきます。生活文化施設の整備、生活文化活動の充実、地域づくりのため

の市民ネットワークの形成、青少年の活動、健全育成、生涯学習の推進というようなことが盛られておる。これは、第２次のときにもうたわれているわけでして、同じようなものが横へ倣えになっている。

では、これをさらに基本構想から基本計画を取り寄せました。一体具体的にどういうことが、また具体的になっているんだろうということで、私なりにこれ調べてみたんですが、全部めくってみましたけれども、２カ所この中にあります。生活文化施設の整備ということで、市民会館の充実、公民館の充実、新たな施設の整備、ここに入っております。これは、第２次にも入っているわけですから。それから、新たな施設の整備というところの下に、施設のところに福祉、教育施策と連携した新たな施設のあり方を検討し整備を図りますというだけなんですね。ここのところで、こういうふうな記事があるんです。市民要望の増加、多様化から新たな施設が求められる状況が生まれています。市民意識調査では、文化、社会教育の施策として自主的なサークル活動などができる施策の充実、35.4％が１位を占めております。このような状況を踏まえた施設の整備が必要となっています。ここに市民意識調査のデータがきちっと入っているわけなんです。これ、意識調査の第１位だったそうですね、去年。私も、それ知らなかったんですが、かつては下水道だとか都市基盤整備に行ったものが、やはり市民意識調査というものは、大変激しく流動しているということがここでわかると思います。

そこで、コーラスグループの代表者から、八ヶ岳大成荘に、私の今度は感じ方を申し上げるわけでございますが、ピアノを設置してほしい。ことしの春、そういう要請を受けました。ああ大成荘にピアノが設置されていなかったんですか。夏、合唱団のメンバーで、例年合宿練習をしているんだそうです。新しくできてすばらしいところだろうからといって下見に行ったところが、ピアノが置いていない。早速、私は担当課へ行って、「ピアノが設置されていないそうですけれども、設置してもらえないか」と、こう言ったら、当面すぐ返事はありませんでした。しばらくたって、担当の者から「中古のピアノが学校で払い下げになるので、それを新しく入れかえる予定があるから、それを持っていきましょう」、こういう返事でした。それも確かに、今資源を大切にするあるいはリサイクル等の観点から、それで結構じゃないかというふうに思っていたわけです。でも、その言葉を聞いたときに、私は言葉、態度には出しませんでしたが、実に、文化に対する心寂しい貧しい感覚だなあ、こういうふうにも一瞬思いました。もう一つは、自然の奥行き深いあの八ヶ岳に、果たしてピアノというようなものを楽器ですから、置くことが自然にマッチするだろうか、どうだろうか、こういう疑念を抱いたことも事実で

ございます。

私はすぐお隣が、道路を一つ隔てたすぐ隣が府中市、そのまた隣が調布市ですから、調布市と府中市にお尋ねしたんです。「八ヶ岳の山荘にはピアノは置いてあるんですか」と言ったら、「会館ができたときから新品を置いてあります」どちらも置いてある。小金井市も置いてある。日野市だけですね、置いてないのは。そうすると、やはりああいう自然の中で、ましてホールが隔離されて音がほかへ漏れるわけじゃないし、日野市の感覚は一体どうなっているんだろう、こういうふうに思って、ちょっと落胆いたしました。

そこで、日野市の実態も調査させていただきました。先ほど、日野市には少ないといっても７台ある。その７台のピアノがそれぞれに置かれているわけでございますが、この調査で初めてわかったんですけれども、高幡福祉センター、それから湯沢会館、勤労青年会館に置かれているピアノはいずれも中古で、市民からの寄附行為によるもの、利用者から寄附行為を受けて扱われているものだ。確かに、湯沢会館とか福祉センターなんかは、これは福祉で音楽の活動の場ではありませんから、ピアノを設置するということ自体は不自然なわけです。しかし、日野市には、それらを利用するコミュニティー施設がないわけですから、やむを得ず急場のしのぎとして利用させていただいておるとうい現状を踏まえれば、先ほど申し上げた大成荘のピアノの設置の取り組み姿勢といい、まことにこの第２次基本計画に市長がうたう市民のニーズ、文化の向上を目指すさらなる意気込みという名文が、意気込みが、この中にはとっても感じ取ることができないということを感じたわけであります。

したがって、その３台を除けば日野市には４台の使用する場所っきり、それも社会教育センターを入れてなっているわけです。私は決して数字合わせを言っているわけではありません。現実を、先ほど申し上げた他市と比較して、明らかに施設のお粗末さというものが数値で出ているわけですから、申し上げたわけでございます。

それから、この件だけで今申し上げたことだけで評価、すべていろんなことをほかに市長はやっているわけですから、この件だけを取り上げてどうのこうのなんていう位置づけをしてはいけないと思うんですけれども、ただ、先ほど申し上げましたように、市民ニーズが第１を占めているという中で、この第３次基本構想、基本計画に向けての市長の意欲と意識の高揚という、そういったものをぜひ促したいわけでございます。

それから、次に移らせていただきますけれども、日野市では、平成２年行政組織改革の中で、従来の学校教育主導から、人口が鎮静化し、それまで長い間、日野市の一般会

計の予算のウエートが、私がちょうどその最中にいた議員ですからよく記憶に残っているわけですが、歴年学校を建設しなければならない、用地を取得しなければならないということの中で28%、30%近い学校予算というものが一般会計から組み込まれておりました。それがオイルショックを契機に、人口の社会増というものが急激に減少し自然増に転化していったわけであります。そのときに、私が今鮮明に覚えておるのは、ほかの議員も多くの議員が指摘しておりますが、いわゆる学校教育から解放された今、いち早く都市基盤の整備あるいは行財政の改革、そして市民ニーズの高まる社会教育方面に力を入れるべきであるという提言をしてきたわけでございます。

本年を迎えている第2次基本構想が、まさに終わろうとしている今日、児童は減少し幾多の学校で空き教室が生じておる現状を見たときに、教育長、社会教育と学校教育を2部制にして社会教育に、これから力を入れるんだ、こういう意気込みでスタートして、平成2年からまだ3年でございますが、第2次基本構想、第3次基本構想に向けての意気込みというものが、これを見る限り見られないということがはっきりしたわけで、多くの議員が指摘しているように、まだ文化、コミュニティー施設のみならず、総合体育館、公民館の新たなる建設あるいは野球グラウンド、どれをとっても大きな仕事ではございますけれども、取り組んでいかなければならない。

おとといも、福島敏雄議員が本当に大変格調の高い次元から、日野市の政策力、企画力等について専門家のエキスパートを導入したらどうかという指摘がございました。また、先ほども申し上げましたように、いろんな意味で、この件については各議員が指摘しているところでございます。

そこで、教育長にぜひ、後ほどで結構でございますけれども、今後の社会教育に取り組む姿勢というものについて、もう一度はっきりとお答えいただきたい。もちろん、その姿勢については市長にもお答えいただきますけれども、きのう、天野議員が第2次基本計画あるいは第3次基本構想、基本計画について質問されたときに、これは恐らく総合体育館の件であろうと思うんですけれども、私はじっとその席で聞いておりまして、企画財政部長の答弁、それから、市長の答弁に大きな食言があった、食い違いがあるということは、みんな全員が聞いていたわけですから、おわかりだったと思うんですけれども、天野輝男議員の発言は、実施計画に組み入れるべきだ、基本計画にきちっとうたって実施計画に組み入れるべきである。それに対して、企画財政部長は今後2年ぐらいに1館、地域コミュニティー施設を建設していきたい、こういうまだ思いでいるというふうな発言でございますが、そのように答弁をされました。その後、市長の答弁は、実質

的にそれらを具体的に実施計画に組み入れるということは無理だろう。せめて文言程度だ、こういう答弁だったわけです。明らかにそこが食い違っておりました。

私は聞いておって感じたのは、福島敏雄議員の質問でございます。市長は絶対なる権限を持っている。市長の一挙手一投足というものは職員にどのような心理的な精神的な指摘を与えるかというような、もっと格調の高い言葉で言ったわけですが、私はそういう格調が高くないので、そこまでちょっと言えないんですけれども、きのうの、恐らく企画財政部長は市長の答弁と食言していることに対して、恐らくどきっとしたと思います。せっかくそういう理想の意思を、この基本計画にのっとって、歴年にこれからやっていかなければならないということはわかり切っているんです。その矢先に、市長が文言程度を載せる分にはいいけれども、こう打ち消しているんですね。いけないことだな。で、福島敏雄議員のときには、市長は大変格調の高い御指摘ありがとう。改めてこれを、いわゆる速記でとっているわけですから、原稿になったときにもう一度読み直して自分の勉強をさせていただきます、こういうふうに言っているわけです。

明らかにその食言というものが生じているということに対して、そういう食言がある限りは、私の一般質問が続かないわけですので、その点についてもはっきり統一見解をお願いしたいというふうに思います。

では、大変前述が長くなったんですけれども、質問に移らせていただきます。

公民館建設の進捗状況、これはきのう天野輝男議員も言っております。もう一度改めて聞きます。生活保健センターの有効活用をもっと積極的に図られたいということでございます。それから、中学校単位の文化施設、コミュニティー施設ですね、積極的に立案していただきたい。文化団体からの要望の強い合唱グループの活動の場の提供できる場はないのかということが4点目でございます。それから、5点目、現行諸施設の中で利用できるところはないだろうかということでございます。それから、大成荘、乗鞍高原にピアノは設置をしていただきたいということでございます。それから、7番目に来年度の基本構想、基本計画に対応する計画をお答えいただきたい。それから、コミュニティー施設の基礎調査検討委員会の設置がうたわれておりますが、第2次ですよこれは、どのような結論になっているのかというところをお聞かせいただきたい。

以上8点でございます。よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市川資信君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　それでは、8点御質問いただきました。社会教育部の方に関係いたします何点かにつきまして、御答弁を申し上げたいと思います。

まず第１点目の公民館の進捗状況でございます。公民館につきましては、いろいろと議会等でも一般質問あるいは文教委員会の審議の中でも御指摘をいただいているところでございますが、過去、公民館の建て替えと分館の整備につきましては、２度ばかり請願が議会に提出され採択をされております。そのために、公民館の建て替えにつきましては、いろいろと議員さんも御承知のとおり境界の問題あるいは用途地域の問題等で、建て替えがなかなか難しいということから、平成元年度に一部の改修をいたしまして、若干の機能を高めて現在に至っているわけでございます。したがいまして、中央公民館の建て替えにつきましては、第３次基本構想、基本計画の中で考えていく問題でございますが、今申し上げましたとおりの事情がございますので、なかなかすぐにはというふうなことにいかないような気がいたします。

そこで、分館の設置でございますが、分館の設置につきましても確かな用地の確保ができておりませんので、今いつどこにというふうなことは申し上げられませんが、第３次基本構想、基本計画の中では南部地域あるいは西平山の地域に公民館の分館としてあるいは複合施設の中の公民館的な使用ができる施設として、何とか位置づけていただきたい、このような考えでいるわけでございます。

それから、公民館の建設がそういうわけですぐには施設の整備ができませんので、それまでの間の応急な対応といたしましては、今ある公民館を中心といたしまして、学校の空き教室または地域にある公的な施設等を利用いたしまして、来年度には移動的な公民館の活動をしてまいりたい。中央公民館が拠点となりまして、出先的な活動をしていきたいというふうなことを考えているところでございます。

それから、先ほど議員さんの御質問にもございましたが、公民館にもピアノが設置されておりまして、20人程度ですと合唱ができるホールがあるわけでございますが、これにつきましても、現在３団体ぐらいの合唱グループが練習をしておりますが、そのほかにもギターあるいはマンドリン、ハーモニカ、おはやし等の活動がなされておりますので、なかなか思う時間にとれないという実情がございますことは事実でございます。公民館につきましては、以上のような計画でございます。

それから、合唱グループの活動の場の提供でございますが、現在、議員さんの御質問にもございましたとおり、日野市には合唱のグループが女声、男声あるいは混声の合唱団含めまして29団体、約460名の方々が日野市の合唱連盟に加入しながら活動をしております。各団体につきましては、先ほどこれも御質問にもございましたとおり、市民文化祭で一堂に集いまして、市民会館を会場にことしも26団体の合唱のグループが参加し

ていただきまして、それぞれ特色を出しながら日ごろの活動の成果を御披露していただきました。また、合唱連盟に加盟していないグループも数あるようでございますので、これらはちょっと把握できませんが、相当数の合唱グループが市内にあるということは事実でございます。したがいまして、これも先ほどの御質問にございましたとおり、市民会館を初め公民館、福祉センターあるいは集会所、学校の施設、社会教育センター、または民間の会議室、自宅とかあるいは市外の施設で練習の活動をしてございますが、これも各施設を使用するに当たりましては、会場がなかなかとれないとかあるいは会場にピアノが設置されていないとか、あるいは民間の会議室は持ち主の都合とかあるいは学校の施設、学校の行事の都合とかそういうことで、なかなか使いにくい、活動の場がないということは事実でございます。これもよく承知をしているところでございます。

そこで、これらの合唱のグループに提供できる場がないかということでございますが、社会教育の立場から申し上げますと、今後コミュニティー施設や文化施設等が整備がなされるまでの間の当面の対応といたしまして、できる可能性のあるものは、学校の施設の開放でございます。今も合唱グループの４団体が中学校１、小学校３の音楽教室を使用してございますが、これらも学校教育に支障のない範囲で音楽教室を開放したり、あるいは各中学校ごとに設置されております地区育成会あるいはＰＴＡ等が使用している教室がございます。あるいはそのほかにも余裕教室等が各学校にはございますので、それらの教室を利用しながら、合唱グループが使用できるようにしていきたい。基本的には、学校教育上に支障がない範囲でということでございますが、そうした学校施設を利用しまして、文化、芸術活動あるいは社会教育活動、そして地域活動などの生涯学習の場として開放できるように努めてまいりたい、このように考えております。

それから、大成荘の件でございますが、大成荘につきましては、御承知のとおり開設備品の中にはピアノの購入はいたしませんでした。しかしながら、お尋ねの合唱グループの方々の御希望もありますが、さらには社会教育等で実施しております事業の親子教室あるいは育成会等で行っております子供会等の活動事業の中で、野外活動ができない日には、ぜひ屋内での活動のためにピアノがほしいという要望が強く出されております。こうしたことから、新年度を待たずに何か工夫ができないものかということで、先ほどの御質問にございましたとおり、学校のピアノの買いかえの中古でもいいから早急に設置いたしたいというふうなことで手配をしたわけでございますが、なかなか学校からも中古のピアノが出てこない。そんなことで、来年度、６年度予算にぜひともピアノを設置したいということで、今、予算の要求をしているところでございます。

以上、お答え申し上げました。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　生活保健センターの有効活用、またその次の中学校単位の文化施設等の件について、お答えをしたいと思います。

合唱サークルでございますが、私どもの認識している中では、女声コーラスだけでも30人から50人は小さいサークルでもあろうと思いますし、また混声合唱団になりますと、相当数の人数を用意したりしているサークルがあるんじゃないかというふうに思います。ちょうどここで、今12月ですけれども、いつも私どもが耳にするのは12月にはベートーベンの第九の合唱が人気があって、新聞などでもその状況を伺っているところですが、これらのサークルの発表の場として年に数回の発表とかというときには、市民会館とかまたは七生公会堂は適していると思われますが、日ごろの練習には、これは当然場所も大きく、また金額も高いということで適さないというふうに、私どもも思っているところでございます。

生活保健センターにつきましては、健康ゾーンと生活ゾーンに分かれておりますが、この中で生活ゾーンの方につきましては、貸し室という形が主になっております。中には、会議室、集会室、講座室、練習室等があるわけでございますが、この練習室がエレキだとか、または吹奏楽器だとか音が大きく出てもこれが防音装置になって使えるような態勢になっていますが、合唱も使えないことはないんですが、とにかく小さいということが難点でございます。これはちょっと普通のサークルでは、なかなか使えない。これは30平方メートルしかなくて、実際には10人か十二、三人ぐらいしか使えないというような状況のものだというふうに思っております。

それから、３番目の中学校単位の文化施設の件でございますけれども、社会情勢の変化や生活価値観の変化に伴いまして、多様な市民要求が増加しているわけですが、そのために中規模の集会施設の整備を構想したい、考えていきたいというふうに考えています。今後の中規模施設の集会施設につきましては、各中学校区ごとに１館ずつを設置していきたい、こういうふうに今考えているところでございます。施設の内容を多目的ホール、この多目的ホールには今御指摘のピアノを添えて合唱の練習もできることも考えた中でのものだとか、また会議室、和室、展示室とか実習室、視聴覚室等、地域に合ったものを入れた集会施設を計画をしていきたいというふうに考えています。規模的には、全体的な面積は1,000平方メートル前後のものを基準として、この８地区に逐次計画をしていきたい、このように思って、この構想は第３次基本構想の中に市民自治創造の場

となる施設という形で織り込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、７点目の基本計画の関連でございます。この基本構想、基本計画実施計画ということで、現在最終の調整をしているということは、前にもお答えしたとおりでございます。考え方としては、基本計画につきましては前期５年、後期５年という基本的な考え方、実施計画につきましては３年、３年、４年という10カ年の計画を立てるわけでございますけれども、当面は実施計画３年間だけでございます。よって平成６年、平成７年、平成８年ということになるわけでございますが、その最終の調整をしている中で、現在の大変財政フレームを申し上げますと、各部局からの一定の事業に対するフレーム枠としては、普通会計ベースの中だけでも、各年度30億不足を生じます。平成６年におきましても、すべて各部からの事業をそのまま実施計画にのせた場合の30億マイナス、当然、７年、８年も同じような形で30億強の不足を生じるわけでございます。よって、最終調整というのはその事業の優先順位を十分各部長との調整、あるいは最終的には調整の終わった中での理事者との協議もあるわけでございますが、その段階に至っているということでございます。なお、その優先順位を従来から議会の中でもるる言われているとおり、その辺を踏まえまして実施計画を進めていきたいというふうに思っております。

なお、８点目のこコミュニティー計画の問題でございます。既に東京八王子バイパスに関連する（仮称）浅川公会堂の用地の問題、施設の問題あるいは豊田南区画整理地域内に求める用地の問題、西平山の区画整理地域内の用地の確保の問題、この３点を中心にして、当然核となるコミュニティー施設をつくるべきだろうということで、今回の第３次基本構想の中、計画の中にも、これは具体的な実施計画までどこまで入れられるか別にして、文言としては目標としておきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　今後の社会教育に取り組む姿勢ということで、市川議員さんの方から御質問がございましたが、今まで市川議員さんのお話をずっと聞いておりまして、確かに昭和50年代人口急増期というような状況がありまして、もうとにかく毎年毎年、議員さんがおっしゃるとおり小・中学校の校舎建築に追われて、日野市の予算総額の30％前後は教育費に回していただいていた、そういう時期がございました。そのために、市民生活サイドの都市基盤の整備、そういうものについては相当我慢をしていただいていた実態もあったと思います。その急増期が一応通り越した時点の中で、現在、道

路とか下水道とかあるいは区画整理、そういうような都市基盤整備がいろいろな面で行われているわけでございまして、私自身、よく今この事業が完成した暁には、日野市の財政力指数というものは、三多摩の中でも非常にレベルの高い市であるので、将来洋々たる市政が展開できるだろう。それまでの、とにかくあらゆる方向に対する知恵を出し合いながら、学校教育、社会教育の仕事を進めていきたい、こんなような形で今日まで来ているわけでございますけれど、正直申し上げまして、先ほども社会教育部長からお話がありましたように、当面は既設の公共施設、これをどんな具合に有効に活用していくかという問題、それから、これから先の文化と教育というものの接点、この前、福島議員さんの御質問のときにもお話ししたんですけれど、社会教育施設と、それから文化活動施設、それをどういう形で有効に連携をとりながらやっていくかということが、非常に大きな課題になってきているであろう、こういうように考えております。

特に、先日も社会教育委員会という、これは12名の社会教育委員さんが、今選出されているわけですけれど、各界、各層の方を網羅しております。その方々と教育委員さんとの合同会議、これなども持ちながら、来年以降も定期的にそういう関係での話し合いを持ちながら、これから先の社会教育というものについてもお互い同士理解と、それと一方では協力をしていこう、こんな話も今現在持ち上がっておりまして、何とかそういう方向での定期的な教育委員と社会教育委員の合同会議、こういうものの中で内容をさらに発展させていきたい、こう考えております。

それから、先日、実は来年度予算に向けまして５人の教育委員さん打ちそろって市長さんのところへ出かけまして、一応大変厳しい財政状況にあるけれど、教育の中身というものについて、ぜひ理解していただきたいという、その問題点につきまして、市長への予算要望、こういうことも初めてでございますけれど実施してきている、そんなような状況等を持ちながら、確かに議員さん指摘のとおり、いろいろな意味で社会教育の内容を充実させていかなくてはならない時期が来ているという観点に立ちまして、高齢化社会という問題と絡めながら、この問題については、教育委員会としてもいろんな知恵を出して努力をしていきたい、こう考えております。以上です。（「市長、きのうの食言、先ほど申し上げたことについて」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問の動機は、極めて具体的な指摘で始められましたし、そこから付言して、一般的な地方社会、地方自治体としての今後の市民文化行政のあり方ということの御指摘だというふうに思っております。

たびたび私の申し上げることでありますが、日野市は、今いろんな意味で成長途上のまちでございまして、一応、福祉の施策あるいは義務教育の施設、ある程度の水準を保ち得るとこまで事業展開ができた。そして、社会情勢あるいは市民生活の意識がだんだん変わってまいりまして、時間にも余裕ができたということもありまして、いわゆるゆとりある時代あるいは余暇の時代ということに、これからなっていくわけでありますから、それにこたえるいわゆる文化・スポーツ行政ということが当面する課題になってくるということは、よく承知しているわけでありまして、たまたま、今日野市の最優先の事業としてハードなまちづくり、つまり都市計画的な整備事業、下水道でありますとか区画整理を行って、将来の世代に十分当市としてたえられるあるいは後世代が十分享受のできる、そういう都市環境をつくりたい、これが当面の仕事になるものですから、市民要望の範囲からいいますと、いろいろ進んでおる部分、あるいはようやく緒についたところ、いろいろな段階がございます。具体的に、合唱でありますとかあるいは合唱の練習をなさる場所でありますとか、今の持ち得ている状況あるいは能力の中で、最大限に有効活用をするということでサービスの実を上げていく、こういう工夫が必要でありますが、まだまだそれらには十分と言える状況ではないということもよく承知をしております。

文化的市民要望にこたえるということは、これからの大きな課題でもございます。人生、生涯学習の時代、こういう時代要請のもとで、重点的に文化・スポーツ面の開拓をしていかなければならない。市民の立場からいうと、もう既にその域に達しておられる方からみれば、何かまだまだ行政がもたもたしているというふうに見られるかもしれません。いわゆる自治の能力あるいは総意工夫の努力によっておこたえをしていく段階が、今日の状況である。とりわけ少々締まって考えざるを得ない情勢は、いわゆる財源確保が非常に厳しくなっておるということでありまして、たまたまきのう、おとといの御質問に答えて、ハードなまちづくりを優先する期間でありますので、ソフトな面に多少先送りがあるかもしれない。そして、コミュニティー施設あるいは中間多目的文化等の施設におきまして、毎年１館というわけにはなかなかまいりません。地区センター程度のものですと、これは場所だけ確保できれば建てられるわけでありますが、複合文化施設といいましても、かなり経費を要することでございますから、計画的にいきたいわけでありますけど、これもまた財政力との関係がございますので、ローリング的に順序をたどりながら、将来に向かって大きく前進をさせていくということであります。

言いわけの言葉であってはいけないわけでありますが、私は、地方自治は悠久であり

ますし、その時その時代いろいろな知恵や工夫をいたしまして、市民の英知あるいは職員の能力ということを十分発揮しながら、要望にこたえていくというふうに、総論としてはお答えをする状況でございます。

何々の施設をどういうふうに使えということにつきましては、それぞれの御指摘に沿って、なるべく希望におこたえができるような努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（黒川重憙君）　市川資信君。

○27番（市川資信君）　ただいま私が質問したことについて、それぞれお答えをいただきました。

簡単に再質問をさせていただきますけれども、確かに今、市長の答弁のように、財政事情がここのところへ来て急激に悪化しているという中で、あれもやれこれもやれ全部やれ、これは到底不可能なことは十分承知しております。私は、そういったときに、市民もそういったことは理解してもらえるはずですし、今、市長が答弁されたように、そういったときには有効活用を図るべきだ、当然だと思います。ただ、私ははっきりここで申し上げたいのは、第２次基本構想、基本計画というものが平成５年で終了するわけです。当初、それに網羅されておったコミュニティー施設が10年たった今日、何ら形があらわれていないということになれば、やっぱり市民としても、また我々議会の立場としても、一体どういうことなんだ。さらに第３次基本構想、基本計画というものが、ここで原案を私は見せられて、そういったものが第２次基本構想、基本計画の域を脱していない、同じレベルだ、コミュニティー施設に関してですよ。そういうことでは、やはりいけないんじゃないか。財政事情が苦しいことはよく理解できるわけですから、年次計画といっても、当然無理でしょう。だから、私は中学校単位、いわゆる日野市内には16万都市で８つの中学があるわけでございます。それを、きのうは２年に１館ぐらいの形で、企画財政部長は今後検討していきたい、つくっていきたいということを言った後、市長が具体的に、今の答弁とよく似ているんですが、数値をもって具体的に実施計画にのせるということは財政事情もあって不可能だろう、文言程度ならばといったわけです。

そしたら、またきょう企画財政部長はきのうのトーンから大分ダウンしております。これは、市長の答弁に右へ倣えしなければ、職員というものは、市長に気兼ねをしてなかなかそれを乗り越えた発言はできない。終わってから怒られるかもしれないと思って、恐らくそういうことは言えないと思うんですけれども、そういう意味で、やはり私はなぜ基本構想、基本計画があるかということは、やはり市民に一つの安心感を与えること、当初、何も歴年やるといったって、今の状態ではだれが見たってできるわけがない。た

だ、10年の間に２館でも３館でもいいではないですか。いずれ何年後にはここの地域にはこういうものができますよということが、目標年次を与えることが、市民もああそれまでできないんだな、では、ほかのところを活用しようとか、いつになったら何ができるかわからないというところに市民のいら立ち、不安、焦燥感というものが、私は出てくるのではなかろうか、こう思うわけです。

したがって、またもう一度答弁いただきますが、第３次基本計画の中に、少なくとも今、西平山とか浅川公会堂の件もそうでございますが、踏み切るということを基本計画の中に具体的に、この際入れ込んでいただきたい。それが、市民に対する安心感を与えるんだ。財政事情でできないこともあるでしょう、それはもうやむを得ない。ただ、そういう意味合いからも、実施計画に移すまでの措置というものが、いかに必要かということを、私は指摘したいわけでございます。

もう一度、時間が多少ありますので再質問をちょっとさせていただきますけれども、公民館、冒頭に口述で申し上げましたように、今、社会教育部長から、現状のところは境界の策定あるいは用途地域の問題等で、なかなか建て直し計画ができないんだということは、以前から指摘されているわけですが、本当に境界、用途地域の変更は日野市役所の後、保健センターをつくるときに、いとも簡単にぱっとやってしまった。実に手品師のごとくやった事例が、私どもは鮮明に覚えているわけでございますけれども、これはやる気があれば、私はそう用途地域の問題は難しいんではないんじゃないか。ただ、境界がどの程度、普門寺の境界が大きく入っているだろうとは思いますけれども、どの程度なっているのか、私どもには皆目わかりませんけれども、どうかこの件についても積極的にぜひ、公民館ほかにないんですから、分館計画の今御答弁もいただきましたけれども、用地の取得が南平地域あたりにつくりたいと言いながらも、用途地域の目安がついてないというようなことで、まだ具体的なものは何ら目に見えてない。まことにお粗末きわまりない実態なわけです。ぜひそういったものは、できれば多くの市民あるいはますます高齢化へ向かう中で有効活用されるわけですからお願いしたい。

それから、生活保健センターについては防音装置の部屋ということで10名ぐらいきり入れないということでございます。それは部屋が狭ければやむを得ないと思いますが、ホールなどをコーラスぐらいだったら使えるんじゃないかというような気もするんですけれども、いかがなもんなんですかね。

中学校単位のコミュニティー施設の建設ということは、今申し上げました。

それから、小学校の空き教室。現在、小学校３、中学校１を利用されているというこ

とを聞きまして、大変結構なことだな。それも、ただ音楽室を利用させていただいているということですが、音楽室は生徒が現在使っている教室ですから、四六時中というわけにはいかない。あいている時間帯を利用するわけですが、現実に日野市は空き教室というものが、非常に児童の減少とともに生じておる。今、市長の答弁の中にあった財政事情の悪化で、なかなか思うように実施計画に移せない。実情を考えるならば、この小学校の空き教室というものに、もうかなり積極的に目を向けていっていいんではなかろうか、できるまでの間我慢なんだという意味合いからしても、私は決しておかしくない。多少、防音工事というか、防音工事までいかなくても二重サッシにするとか、その程度で私は十分に可能になるんではなかろうか。今は昔の木造建築と違って鉄筋ですから、それもばかでかい声を張り上げてやるわけじゃないですから、ピアノ１台、コーラスでございますので、そのほかにそういったものをつくれば、もちろん多目的にいろんな団体がそういったものを活用できるわけでして、１館、コミュニティー施設をつくるには何億というお金がかかるわけですが、そういった面で利用していくならば、恐らくその10分の１ぐらいの予算で十分に対応していけるんじゃないかと思うわけなんですが、ぜひその点についても積極的に考慮していただきたい、計画をつくっていただけないか、ちょっとできれば、もう一つ御答弁いただきたいと思います。

大成荘には、何かピアノはやはり必要だということで、多くの団体からも要望があるということで入れていただけるということで、ひとつことしの夏には使えるような方向で努力していただきたい、かように思います。

以上でございますが、再質問について、今、私が申し上げた件について、それぞれの立場でもしお答えすぐできるんだという点がありましたら御答弁いただきたい、かように存じます。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　公民館の関係につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、用地の関係で、例えば普門寺と大蔵省、そして市の用地と、三者が境界が、まだ確定を見てないわけでございます。そこで、まず第一番に解決しなければならない問題は、普門寺と大蔵省が両者の合意ができて確定しないと、市が立ち入っていけない、こういう事情があるようでございます。このことにつきましては、なるべく早く解決をしていただくようにと、主管課の方にもお願いをしているところでございます。

それから、空き教室の積極活用でございますが、これも先ほど教育長の方からも申し上げましたが、空き教室の活用につきましては、これは文部省等の方針もございますの

で、ぜひ社会教育の面で有効活用をしていきたいというふうに考えておりますので、なお学校教育あるいは学校等との調整を図ってまいりたい、このように考えます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　生活保健センターの中で、私もこの集会室や講座室、会議室が使われないときに利用できないかということを、一応考えてみたわけですけれども、同じ階に会議室、集会室が集まっているところの場合には、合唱の場合、フォルテシモ、フォルテで歌う部分については、大勢の者で歌う場合、相当な声量が出るわけなんです。ほかの会議に支障があってはどうかということで、今回お答えをしなかったわけですが、議員さんがホールと言われたましたが、木のフローリングが張ってあるダンスにも貸し出しているホールについて、どのくらい音が出ないかを調べて、その場合は、また少し検討してみたいというふうに考えています。

それから、あと今後の中規模的な中学校区ごとに考えるものにつきましては、財政計画や基本計画の中の実施計画等の中で、極力そういうものを含んだものができるだけ早くできるように努力、要請をしていきたいというふうに考えています。

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○27番（市川資信君）　市長に結びの前に１点だけ、さらにお伺いします。

私は先ほども口述あるいは質問の中でも申し上げたわけでございますが、第２次基本構想、基本計画が平成５年で終えんするわけです。そして、いよいよ新たに21世紀へ向かっての第３次基本構想、基本計画がもうここにほぼ固まった原案ができております。この中に、第２次基本構想、基本計画とコミュニティー施設というものの文言が、全くうり二つのように並べられているんです。これでは、だれが見たって納得しません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そうでしょう、具体的なものが一つも進歩してないんですよ。文言もほぼ同じ。ただ、いわゆる地球環境問題が入ったぐらいなんです。

そして、きのう天野議員の質疑に対して、市長の文言程度の挿入ならばいいが具体的なものは取り入れない。私は、だから先ほど財政事情でできないこともあるでしょう。しかし、年次計画、だから無理をしない年次計画でいいんです。２年でできなければ３年に１館ずつでも、では中学校区へつくっていきますよ、その程度なら十分できるだろう。また、つくらなかったら、先ほど近隣他市と比較して、これだけ見劣りする施設の格差というものは歴然としているわけですから、ぜひ市長、その決意をこの際、来年度のいわゆる基本計画の中には、そういったものを挿入していきましょうということを、

一言ちょっと言えるか言えないか、ちょっとお答えいただきたい。時間があんまりないんで……。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　第２次基本構想から第３次基本構想の移行する次の10年、第２次基本構想の、つまり目指す都市像は緑と文化の市民都市という表現、それから、５本の柱という言い方をしてまいっております。その５本の柱も第３次基本構想に引き継ぐということを原則としておりますので、何か文言上、非常に類似している。（「目新しいものが何も入ってない」と呼ぶ者あり）それを進歩がないということじゃなくて、継承、発展をする考え方でございます。

それから、具体的にいわゆる基本計画あるいは実施計画の中に入れていくということにつきましては、今担当が調整している段階でございますので、そのような点に十分意見は伝えておきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○27番（市川資信君）　時間もなくなってきました。

ある程度しないよりした方が少し効果があったかな程度、ちょっと心もとないんでございますけれども……（「市民が主役なんだから、市民の願うことをしなきゃ、市長。自分が主役じゃない」と呼ぶ者あり）

日野のコーラスグループがある福祉センターを、福祉センターというのはコーラスをやるところじゃないんですよ、本来。これは全然意味が違うわけですから、場所がないということで、今活用させていただいている中で、私はなるほどこういうこともあるんだなという印象を一つ受けたんです。練習を月に１回か２回しているうちに、養護老人ホームが上にあって、そこで「トントン昔ばなし」というのを月に１回ぐらい、いろいろとその先生が来てお話しする。非常に人気が高い。市内の歴史とか神話だとか郷土のものをいろいろと披露したりなにかしているらしいんですけれども、そうしたら、コーラスがいつも来てやっているんだから、ぜひコーラスも参加してくれないかという要請でやったところが大変好評で、もう車いすでおりてきて聞いたり、いろいろと感激しているんだということも聞きました。ああなるほど、福祉センターは老人あるいはそういった者のみでなく、文化的な活用にもすることによって、複合的なそういったものを生じるんだなあということも勉強しました。

先ほど、文化とは、これは非常に福祉も文化、病院も文化、あるいは音楽、絵画も彫刻もすべていろんな文学もすべて文化なんですけれども、ひとつそういう文化とは一体

何かということを考えながら、さらなる日野市のこれに対する理解と一層の努力をお願いいたしまして、私の質問にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって15の1、日野市諸文化施設の更なる充実を求めての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時40分　休憩

午後１時14分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問16の１、地区センターを投票所及び斎場として積極的に活用せよ！の通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

〔26番議員　登壇〕

○26番（小山良悟君）　それでは、通告に基づきまして質問をいたします。

今、中央政界では政治改革が盛んに議論されております。いずこの世界でも、歴史を積み重ねていく中で、物事がマンネリにならないよう絶えざる前進のために改革の意識を持つことが極めて大事であります。政治改革は、主に選挙制度の改正と政治活動のあり方を議論しているわけですが、この問題も重要でありますが、最も大事なテーマがあります。不況の波が押し寄せて、国も地方自治体も税収入に大きな影響が出てきている今日、行政改革が今こそ最も求められる課題ではないでしょうか。数年前まで吹きまくった行政改革の嵐が、近年は政治改革に主役の座を奪われた形となっています。熱しやすく冷めやすい日本人の国民性を示す現象かもしれません。

さて、行政改革には政策面と財政面の両面からの取り組みが必要でありますが、財政面での改革については、３月の予算議会で取り上げたいと思います。私も、また当選するつもりでおりますので、その腹づもりでおります。

きょうは、政策面での意識改革について質問をいたします。行政改革といっても大上段に構えるのではなくて、一つの問題を提起し従来の考え方をちょっと変えていただければ、簡単に解決できる程度の質問であります。

不景気な時代の趨勢に合わせて、行政側も何事もより効率的により効果的に取り組むことが、当然のことながら求められております。箱物を建築する場合には、効率的な用

地の活用を図りより高層にする。既存の施設については、より多目的に活用して市民の便宜を図る。そういう考え方が、今の行政に必要な基本姿勢であると思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）その観点から、地区センターの活用について質問をいたします。

地区センターの活用については、いろいろな要望がありますが、とりわけ要望の強いのが投票所と斎場であります。近年は、選挙の投票率が下がる一方であるということは、皆さん御承知のとおりであります。私たちの最も身近な市長選挙においては、昭和60年が59.54％、平成元年は55.47％、そして、平成５年は最も低い51.85％となっております。また、市議選では、昭和57年には64.52％、昭和61年が63.32％、平成２年は57.37％と、これまた投票率が下がっております。その理由はいろいろあろうかと思います。私たちの日ごろの政治活動や選挙活動などで、有権者に不信感を与えているということ、また、日野市に限って言えば、森田市長のマンネリ長期政権に対する市民のあきらめと失望も、投票率低下の要因であると考えます。さらに、近年の特徴として、高齢化社会の問題があります。これまでの投票所区分では、遠くて行けないあるいは坂道を歩くのが難儀になってきたという声が多くなってきました。また、若者も車で行くのには近過ぎる。しかし、歩いて行くには遠過ぎるという理由で、面倒くさがって棄権する傾向にあります。そこで、投票率アップと選挙民の意識を正確に反映するために、地区センターを積極的に投票所として活用していただきたいと強く要望するものであります。

一方、地区センターの活用を求めるもう一つの市民要望の強いのが斎場の問題であります。この問題は、９月定例議会で鈴木議員も一般質問で取り上げていますが、市長を初め行政側の答弁は、全くやる気のない消極的な答弁に終始しておりました。与党である共産党の鈴木議員にすらけんもほろろに冷たくあしらうということは、もはや森田市長には、市民の声が聞こえなくなっているあらわれだと思わざるを得ません。それは違うと言うんであるならば、積極的で前向きな答弁をお願いしたいと思います。９月定例議会での答弁では、条例上の問題、保健衛生上の問題を上げておりましたが、答弁は抽象的で納得できるものではありません。なぜできないか、どの条例でどの法律でだめなのか、法的根拠を明確に示していただきたいと思います。私の調査では、条例上、法律上、何ら問題ないと解釈しておりますがいかがでしょうか御答弁をお願いしたいと思います。なお、鈴木議員に答弁した内容を繰り返すことは求めておりませんので、心して答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　地区センターを投票所及び斎場として積極的に活用せ

よという件に対してのお答えでありますが、既に議員さんから先に前置きをされていて、大変答弁苦しいところでございますが、市内57館あります地区センターで、現在、投票所にも使ってはおりますのは日野台の地区センターが１カ所ございます。それ以外は使っていないところでありますが、地区センターは57館のうち、広さもまた間取りも設置場所も非常に大小さまざまでございます。選挙の方につきましては、選挙管理委員会の要望があれば協力をできるというふうに思っております。

斎場の件でございますが、日野市の地区センター条例の中で、特別にこのことは記してはございませんが、市民及び市民の各種団体の社会福祉活動を推進し、あわせて文化、教養の向上等、諸活動の場として位置づけているわけでございます。この斎場に使う場合には、予定が立てにくい。要するに、使用の予定が立てにくいということが、まず一つ大きな問題になろうかと思います。しかし、自治会館とかまた第一の集会施設につきましては、こういうことに使っているということで、活用の仕方を研究しなきゃいけないというふうに、前のときにも思いまして、現在、意見も聞いたりしているところでございますが、ただいま現在では、斎場につきましては別に斎場として考えることを考えていくべきじゃないかというふうに考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　結果として、鈴木議員の答弁と同じ答弁であります。

私は、冒頭に行政改革の話をしましたけれども、行政改革というと組織とかシステムを変えるとか、そういうふうな部分のとらえ方が主になるわけですけれども、意識の改革といいますか、とにかく行政は法律や条例に基づいて運用されているわけでありますから、それを基本にしてやるということは当然であります。しかし、それを運用するのは、また市民が主人公の中で柔軟な対応をしていくことも十分できるわけでありまして、これは行政側の基本的な柔軟さといいますかね、市民要望を優先して考えていくか、それを起点にするか、条例を盾にして自分たちのやりにくさというか、いうことから一歩も枠を出ないという形で終始してしまうのか、そこら辺のところだと思うんですね。

最近つくづく感ずるのは、森田行政の中で非常にやることが無気力だ。前向きなことが、もう全くないということが、最近特に強く感じてきております。私もかなり森田市長には理解を示すことの態度できたつもりではおりますけれども、（「そんなことない」と呼ぶ者あり）信頼する同僚であります福島敏雄議員、過去の２回の市長選挙で森田市長を応援した立場の方です。その彼も今度は勇退ということでありますけれども、その福島議員すら、もう今の森田市長のこの行政執行の姿勢について、大きな疑念を示して

いる。これは、政党に云々とかイデオロギー云々の話じゃなくて、平均的市民感覚からとらえての警鐘をよく市長にされるわけでありますけれども、私もいささかその辺のところ、ちょっと我慢ができない状況になってきたなということで、きょうはそういうことで少し食い下がっていきたいというふうに思っているわけでありまして、法律上は、重ねてお伺いしますが、投票所については、これはやる気になればできないことはない。

日野台の方に１カ所やっているという、共産党系の診療所があるとかないとかうわさを聞きますが、そのところには便宜を図って、ほかはやってないというんじゃなくて、今先ほど申し上げましたように、ただここで行政マンが事務的に物事を受けとめ答えるという、そういう段階じゃないんですね。市民の皆さんも、とにかく高齢者の方がふえてきているんです。投票所はここに来なさいというふうな形で、一方的に――一方的というわけではないでしょうけれども、設定するということから、市民のそういう高齢化という状況を考え合わせ、それからもう一つは、投票率が下がるということは政治不信だということの中でもあらわれると思うんですが、それをそのまま放置しておいてはいけない。少しでも投票に行く形にして、よりベターな選択をしていただくという努力もしなきゃいけないわけですね。その積み重ねをすることによって、政治の信頼も回復していくということでありますから、投票率の低下ということも、やっぱり真剣に受けとめ、ただ、市民の年齢が高齢者層になってきているということで、特に例えば浅川以南は丘陵地帯に住んでおりますから、その坂道をおりて投票所まで行く、雨が降って、しかも寒いときですね、一番。４月か５月のそういうさわやかな天気に誘われて散歩がてらということならいいでしょうけども、２月の寒いとき、下手すりゃ雪も降るようなそういう一番厳しい季節のときでありますから、そういったもろもろの高齢者層の増加ということも考え合わせて、今までと違う形で積極的に投票所を多くして、地区センターを活用してやるべきじゃないかと思うんですね。

だから、これはもう法律上は問題ない。やる気ならやれるということですから、これは積極的に取り組んでもらいたい。重ねて、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

それから、斎場の問題です。確かに人が亡くなるということは予定してやるわけじゃありませんから、それは全くおっしゃるとおり予定のつかないこと、そのとおりですね。ただ、専門の斎場を商売にするようなそういう斎場的とらえ方をしている考え方ではなくて、万やむを得ないケースも非常にあるかと思うんです。余り遠くの斎場へも行けない。地区センターがもしあいているならば、地区センターを活用させてあげるというふうなことを配慮しても、十分いいんではないかというふうに思うわけですね。

鈴木議員の質問のときには、市長の答弁の中には保健衛生上も問題があるというふうなことも言っているわけですね。そういう部分での制約があるからとおっしゃられていましたけど、そういうことは全然ないんですね。あとは地区センターの設置条例の解釈の仕方であります。この目的の中に、教養の向上、文化の向上を目指してということで、目的としてあるわけですね。これは、どちらも文化でもあり教養でもあると思うんですね。お通夜とか葬儀というのは、市民生活の中で、社会生活の中でこれは一つの生活文化というか、文化の一つなんですね、その風習というか葬儀とかそういうものは。また、人が亡くなって、それを弔うということは人間としての教養だと思うんですね、人間の教養だと思うんです。したがって、今の設置条例からしても、その目的に反しないというふうに思うわけです。と、法律上は何ら制約がない。となれば、市民の便宜を図り、斎場としても活用するということを十分やっていいんではないか。このことは、行政がやる気になればということで解決できる問題でありますし、冒頭に申し上げましたように、これからは施設をあんまりたくさんいろんなものをつくる財源もない。そういう時代になってくるわけですから、公共施設の多目的に活用するということは、積極的に取り組んでいかなきゃならないことだろうと思うんです。

そういう意味で、市長の方から、ひとつ斎場問題、それから投票所の問題、積極的な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地区センターを投票所に使用せよ。一つの発想ではあると思っております。選挙のことはすべて選挙管理委員会が計画をされる仕組みになっておりますし、選挙管理委員会がどうしてもどこどこ地区センターを投票所に使いたいという申し出があれば、それをお断りをするという特別の考え方はございません。

今23カ所の投票所、私は一番コミュニティーの一つの単位として、なるべく学校を使っていただく。そして、自分たちの地域では、学校が一番子供の教育にあわせてその他のことがらについても、一つのコミュニティーセンターに考えられる、こういうことで、現在、大多数の投票所は学校が用いられておる。これが、特に市民から不自由だとか不便だとか投票所が足りないとかということは、直接、間接的に聞いておりませんし、教育委員会もそういう特別な申し出がないということですから、私がお答えをするというよりも、むしろ選挙管理委員会で選挙の投票率を高めるために、あるいはほかの理由でも結構ですから、どこそこの地区センターをどの範囲で使いたいということがあれば、十分御協議に当たるということだろうと思っております。

それから、地区センターをお通夜でありますとかあるいは家庭のお弔いの場に使いたい、これもケース、ケースによっては、本当に深刻な場面であるということをよく承知しております。ですから、私は条例とかそういう解釈の範疇でお断りをしているということではなくて、市民の理解が必ずしも得られないということが大きい理由だろうと思っております。つまり、地区センターでできれば、自治会に主として日常管理をお願いしている関係ですから、管理委員会とか使用者協議会とかいうものができて、そこでお認めいただくならば、私は差し支えないというふうに思っております。（「自主的にやればいい」と呼ぶ者あり）

今までも使われた例は幾多あります。明星団地に所在いたしますあの高いところの地区センターは、しばしば使われてきたというふうに聞いております。それから、日野台の地区センターが使われたという事例も聞いております。ですから、行政側から積極的に断るということはいたしておりませんから、地元で納得づくで皆さんの異論がなしに気持ちよく使っていただくならば、一つの手段だろうということは、何ら断らなくてもいいだろうと思っております。

つまり、建前として積極的にお使いくださいということじゃありませんが、最小限非常にお気の毒な状態で、自家葬祭をおやりになるには、本当に場所もないということが事例としては多いわけでありますから、そしてまた、地域の皆さんがそれを寛容な気持ちで認めようということになれば、一つの地域の自治の精神によって運営をされるという意味にもなります。よく聞きますのは、一例をつくるともう次の例に断る理由がなくなる。そうなると、もう使用者という立場というか近所という立場では、大変問題に感じられることがあるということのようであります。

できれば、地域、地域で行政がちょっと手を引く感じではありますけど、最小限やむを得ないときにはお認めいただくということに、何ら行政側から抵抗することはない、このようにお答えをしておきたいと思います。現に使われているという例もありますし、何か規則を盾にお断りをしたということはないんですが、担当者にしてみると非常に対応が難しいということはよく聞いております。こういうことであります。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　９月議会の答弁とは、全く変わってきました。９月議会では、条例上の問題がある、あるいは保健衛生上の問題があるということ、条例も改正しなければいけない、鈴木議員も条例で改正してもやってほしいというようなことを言っておりましたけれども、きょうの今の市長の答弁は、要するに住民の皆さんの合意を得られ

れば、そういう形で活用してもよろしいというふうに変わってきました。それは、一歩前進というふうに受け取れます。実際の運営の仕方については、地元の自治会の皆さん、管理のあり方とかいろんなものを協議をし、そのルールを確立していかなければならないと思いますが、市側がそういう形で門戸を開くというか、いうことになれば、大いに結構でございます。そういうことであれば、私もとやかく申し上げません。この質問をしたかいがあるというものであります。

また、投票所につきましては、今の小学校の投票、学校の投票所を廃止しろといっているわけではなくて、補足的に地区センターというものも十分に活用して、投票率アップにつなげてほしいということを言っているわけであります。これも選挙管理委員会の方の主管だからというふうなことを、市長は言われておりましたけれども、行政の一環であることには変わりはないわけでありますから、市長からそういう答弁をいただいていることになれば、また積極的に選挙管理委員会の方にも、そういう要望をしていきたいというふうに思います。

いずれにしても、この地区センターの活用については、法的規制があるという９月議会での答弁でしたから、それでは法的根拠を示せということで、私は今議会で迫ったわけでありますが、法律上の問題は何らないということの答弁をいただきました。また、市側も住民の皆さんの合意を得られれば、地区センターを斎場として利用することも、別に支障がないというふうなことでございますので、それは前向きの答弁と受けとめて、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって16の１、地区センターを投票所及び斎場として積極的に活用せよ！の質問を終わります。

一般質問16の２、請願を受けての明星地区地域問題解決の対応について問うの通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○26番（小山良悟君）　次に、明星地区の地域問題の対応について質問をいたします。

去る９月の定例議会で、私は明星地区の地域問題について何点か質問をいたしました。その中から緊急避難通路の整備を求めるものと、冬期における消雪、凍結防止の対策を求める二つの問題について、請願が提出されました。冬期における消雪、凍結防止対策については、私が問題提起した直後から、市側も早速に問題解決に取り組んでいただきました。この点については、担当部の皆さんを高く評価したいと思います。特に建前論から一歩脱却して、実際に行動に移すということ、今の日野市政に一番求められる姿でありますけれども、そういう点で高くその点については評価をしたいというふうに思い

ます。

消雪、凍結防止対策は、浅川以南の丘陵地帯では皆共通の問題であり、今度の明星地区のモデルケースとしての試みに大きな関心が寄せられているわけであります。住民も大きな期待を持っており成果が得られるよう、心から願っている次第であります。今後の消雪、凍結防止対策の取り組みについての意向をお伺いしたいと思います。

２点目は、緊急避難通路の整備を求める請願の件でありますが、去る９月定例議会で私が質問した後、今日まで、その問題解決にどのように取り組んできたか。９月議会から今日までの前進した経過というものをぜひ御答弁をいただきたいというふうに思います。請願署名者1,400名の住民の皆さんが、切なる思いで問題解決を望んでいる課題ですので、市側の特段の取り組みを強く要望するものであります。ぜひ積極的な答弁をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　まず第１点の消雪、凍結防止対策の件であります。御指摘のこの明星団地に限らず、丘陵地帯に建てられた住宅地、特に北斜面の道路もあるという特質がございます。このような状況の中で、冬期における消雪、凍結防止は現状では、主として主要な幹線を凍結防止剤を散布することによって対応しております。しかし、この方法は効果の継続性がない欠点があります。最近の情報収集によりますと、北海道の開発土木研究所の調査の中で、比較的低コストで施行が容易なものとして、凍結抑制剤あるいは農家によっては、凍結遅延剤と呼ばれておりますが、これを舗装に混合して凍結をあるいは消雪の効果を期待するという、そういう研究がされております。これによりますと、一般舗装では路面温度が０度になると路面はほぼ確実に凍結状態になります。これに対して凍結抑制剤を混合した舗装では、気温がマイナス５度、路面温度がマイナス４度までは氷板あるいは氷幕が見られないという効果が見られるということであります。しかし、有効期間がどのくらいあるのか、また危険な路面状態の抜本的解消にどのような効果があるのか。この点は、まだ必ずしも十分データという形では出ていない状況であります。

このようなことから、経済性であるとかあるいは施行性であるとかあるいは維持管理面、毎回毎回散布方式と比べてどうなのか、このようなことと比較するなど、総合的な見地からこの凍結抑制剤を混合した舗装を一部試験的に使用してみて、その結果を踏まえた形で、今後この北斜面の道路対策、消雪、凍結防止対策を進めてまいりたいと考えております。

次の避難通路の件であります。今申し上げましたように、北斜面でかつこの団地は都道から市道幹線１本が接している団地であります。ほかからの車の出入りができないということから、この幹線が通行どめその他になった場合、事故や災害等そういったような非常事態が発生した場合に、緊急車両であるとかあるいはその他の車両の通行ができないなどの問題点が、以前から指摘されているところであります。

そこで、市では以前通称Ａ階段と呼ばれる場所を調査したことがありますが、工事が大規模であることあるいは地権者との関係があって、この計画は中断した状態であります。そこで、他の場所として、通称Ｂ階段あるいはその場所を含めて現実的な解決策ができないかどうか、基礎的な調査に入ってまいりたいと考えております。なお、その後前回の議会の後、この問題を解決することあるいは現所有者の緑地の取り扱いあるいは開発残地の取り扱いなどをめぐって、庁内的にも都市整備部を含めていろいろ議論をしているところであります。要するに、この団地が、いわゆる欠点もあるそういう意味での１本しか幹線がつながらないという欠点がある団地であります。そこで、避難通路、その他の通路を設けるのに、この開発事業者の責任はどの程度あるのかどうか、その当時の開発の関係書類の収集、検討、これなども改めて行っております。これらの状況が把握できた段階で、一度は当時の開発業者は、今既にありませんが、合併の形で引き継いでいるはずでありますけれども、これら事業者とのその意味での協議は一度やってみたいと考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　第１点の消雪、凍結防止対策については、新しい材料というかどういう効果があるのか、まだ実績が少ないのでという懸念もあるようでありますけども、いずれにしても、抜本的な対策の一環として今度の明星地区で取り組んで見るということは、これは大変高く評価できることであります。ぜひ、ひとつその成果がいいことを祈っているわけでありますが、その成果が一定の成果が得られれば、丘陵地帯の北斜面の地域では明星地区でももっと急な坂道もあるわけですし、他の地区にもそういうところがあるわけですから、ひとつぜひ継続的にこの課題解決に取り組んでいただきたいということを強く要望しておきます。

それから、第２点目の緊急避難通路の整備でありますけれども、この種の問題については、もう数年前からいろいろ議論はしてきて、市側も調査をしたいという部分もあるわけですが、大体において入口の部分でのアプローチはありますけれども、そのドアをあけて中に入るということが足りないわけですね。いろんな問題あろうかと思いますけ

れども、もっと一つの問題点だけで尻込みしてしまうとか、あるいはそれで頓挫してしまうというようなことではなくて、どっかに何らかの可能性はないだろうか。どういう形で解決したらいいんだろうかという形で、ドアをあけて入っていただいて、問題解決に取り組んでいただきたいというふうに思うわけです。

聞くところによると、明星大学も新たに通学路を設けるというふうな話でありますので、例えばそういうものも早く市側あるいは明星大学側、場合によっては八王子も入るかどうかわかりませんが、そういう三者で地元の住民の皆さんも交えて四者で早くその問題の解決を相談するということも積極的にやってもらいたいと思うんですね。明星大学の新しい通用路というか、いうものの計画については、市側はどの程度把握しておりますか、ちょっと再質問いたします。

○議長（黒川重憲君）　助役。

○助役（前田雅夫君）　それでは、私の方からお答えを申し上げます。

明星大学につきましては、現在のメイン通路といいますのは、動物園通りから、いわゆるアクセスがあるということでございまして、今まで建物の建設、それから、その学校に通うところの学生、職員等の問題、それに係るところの駐車違反等いろいろあるわけでございまして、かねてから明星大学は、このメイン道路のほかに専用のアクセスを設けたいということで計画があるわけでございます。これは、モノレールルート３・２・10号線というのが、動物園通りから明星大学、中央大学の間を通りまして八王子方面に行くわけでございますが、この道路が一部トンネルになるわけでございます。したがって、そのトンネルの手前から東側に明星大学の方に入る、現在の計画は16メーターでございますけれども、そういった道路の計画がございます。これは、この都道ができませんと、この通路は使えないわけでございますので、この都道の整備にあわせて明星大学は整備をしたいということでございます。

この明星大学の前の団地につきましては、御承知のように広域避難場所として明星大学の校内、それから程久保小学校、第三中学校が充てられております。したがって、明星の大学の前の団地からいたしますと、仮に現在の京王線のガードがあるわけでございますが、ここに何か支障があった場合には、今御質問がありました東側のアクセス、それから明星大学が通路を整備いたしますれば、それから進入ができるというふうになろうかと思います。それ以外の歩行者として避難できるアクセスというのが幾つかあるわけでございますが、これは一部階段でありますとかあるいはそうでない通路があるわけでございます。こういったものを総合的に、いわゆる検討整備をして今後の対策とすべ

きだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　一番申し上げたいことは、明星大学の計画も、都道の整備に呼応してということでありますから、若干時間がかかるということだろうと思うんですが、地元住民からしてみれば、この緊急時のいろいろ予想される困難な問題といいますかね、消防車、救急車も入ってこれないというふうな状況では、非常に心配なわけでありますから、それに対して、市として行政側としても明星大学の新しい通路も射程に置きながら、どういう形でその問題を解決するか、基本的なことをきちんと計画を立てていただきたいんですね。方針を立てていただきたい。それを踏まえて物事を一つずつ実現していただきたいというふうに思うんです。

住民の今度の建設委員会でも審査されると思いますけれども、単に形式的に出したわけじゃなくて、本当に解決してもらいたいという思いで請願を出しているわけでありますから、また明星大学の皆さんもかなり署名をいただいておりますので、大学側とあわせて明星地区の皆さんとどういう形で、この緊急避難道路の整備を対応していくかということ、基本的な方針をしっかりと打ち出していただきたいと思います。

そのことを強く要望して、また改めての議会でそれをどう協議し方針を出したかを質問したいと思いますので、ぜひ一般質問終われば、それでそれっきりおしまいというんじゃなくて、継続性があるんだということをひとつ頭に入れていただいて、対応していただきたいということをお願いしておきます。

以上で、この質問は終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって16の２、請願を受けての明星地区地域問題解決の対応について問うの質問を終わります。

一般質問16の３、選挙の宣伝材料だけになっているいい加減な森田市長の市立病院構想を批判する！の通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○26番（小山良悟君）　第１問目の地区センターを斎場及び投票所に活用せよということについての答弁については、前向きに答弁いただきましたので、道が開かれたということで了としたい。それから、明星地区の凍結、消雪防止対策については、早速に実験的に取り組んでいただくということで、これも了としたい。避難通路については、これはもう今後課題かなりあるという中でやってもらいたいという要望で終わりましたが、この病院の問題は、これだけはどうにも、どんなに性格をおとなしくしなさい、人格円満にしなさいと言われても、やっぱり我慢ができない。いいかげんにしてほしいという

思いでいっぱいであります。その思いが、この質問の件名、タイトルになっておりまして、批判するというふうな形で出ているわけでありますが、このことについてちょっと時間を割きたいと思います。

市立病院問題は、過去の市議会議員選挙や市長選挙で共産党候補に票を持たらすために、格好の宣言材料にされてきたという思いがいたします。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）南平駅のダイクマ出店用地に南部地域の病院を建設すると広報で発表しました。結果的に、その構想は何の裏づけもないいいかげんなものであることが、選挙後実証されたわけであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）その後の選挙のときには、大々的に高幡の区画整理地内に用地を確保したと宣伝をし、結果として、またも選挙民をだます結果となりました。さらに、近年においては、高幡の全農グラウンドを病院用地として確保したと伝え、加えて多摩平四丁目３番地に現市立病院を建て替え新築すると、来年の市議選を控え、またも共産党及び森田市長グループの候補者に有利に働くような宣伝をしております。（「市民のためにやっているんですよ」と呼ぶ者あり）日野市の広報などで発表されますと、善良な市民は何度もだまされているにもかかわらず信用してしまいます。今度の選挙でも、共産党及び共産党系候補が当選すれば、いかにも高幡と多摩平に新しい病院ができると吹聴しておりますが、ただただ選挙に勝てばこっちものだと言わんばかりで、その無責任さに怒りを感ずるものであります。

市立病院問題を冷静に分析しますと、大きな問題が山積しており、その前途に危惧を抱かざるを得ません。（「そうだ」「正しい」と呼ぶ者あり）幾つかの問題点を指摘したいと思います。

第１点として、多摩平の４－３ブロックの建て替え新築構想ですが、建設の時期は一体いつごろを完成のめどにしているのか。完成のめどをいつごろに設定しているのか。社会教育センター日野消防署、多摩平出張所、日野市多摩平支所、日野市立多摩平幼稚園及び保育園の移転先がどこで移転費用はどのくらい要するのか。そして、現市立病院はどう活用するのか、市長の計画のプランを教えていただきたいと思います。

さらに、一番問題なのが、市立病院の建て替え新築の費用が約200億円を予定していますが、その財源をどのように組み立てようとしているのかお伺いしたいと思います。

さらに、高幡地区の公設民営の構想がまたまた変わってきて、用地を確保して、用地のみ民間病院に提供するという市長特有の思いつきで、勝手に絵をかいているようでありますが、どのような医療体系を想定して考えているのか御答弁をいただきたいと思います。また、きのうの一般質問の中で、具体的に民間病院の森久保医院の名前を挙げて

おりましたけれども、公の場で名前を挙げるということは、それなりにある程度の裏づけをとってのことだろうと思いますので、どのような裏づけをとっているのか、それもあわせてお伺いしたいというふうに思います。なお、高幡の用地の面積及び土地価格をあわせて教えていただきたいと思います。

第２点として、現市立病院の経営問題であります。新しい病院を建築するとか南部地域に病院を誘致するなどと市民の関心をそちらの方に向けて、今深刻な状況になっている現市立病院の経営改善を怠っていることは、看過できない重大な問題です。市立病院の経営状況は年々悪化するばかりで、平成４年度の医業損失額は10億円を超え、医業収支比率も全国公立病院平均約90％という中で、日野市はついに70％を切り、68.4％と最悪の状況であります。68円40銭を稼ぐのに100円の費用をかけているというのでは、いかに公立病院とは言え問題であります。医業収益はすべて職員給与費に充てられ、本来の医療充実に費用が充てられないことから、医療施設も老朽化し医療スタッフの士気も大幅に低下してきております。その結果、市立病院は当然ながら市民の信頼を失いつつあり、数字的にもその傾向を示しております。年間の入院患者数が平成４年度は前年度より690人の減少となり、外来患者数も平成４年度は前年度より１万864人の減少となっています。このような厳しい経営状況では、新しい病院の建設費用の捻出が極めて難しくなってまいります。病院の建て替え費用の財源として、国からの借り入れ、起債が巨額になるわけでありますが、国は今の市立病院の経営指数では経営能力がない返済能力がないと、認めてくれない恐れが十分にあります。この責任は重大であります。現市立病院の経営改善を具体的にどのように取り組んでいくのか、明確な答弁をいただきたいと思います。

市民の健康と命を真剣に考えるならば、病院問題を選挙の材料に終始していることは許されることではありませんし、深く反省し、一日も早く実現できるよう具体的な取り組みを強く求め、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君）　市立病院の問題についてのお答えをいたします。御質問、数点ございますけれども、順を追ってお答えしたいと思います。

まず第１点の多摩平四丁目３番地ブロックへの建設の具体化でございますが、さきに沢田議員さんからも御質問がございましたが、４－３ブロックには、一応平成７年には何らかの手当てをしたい。つまり、具体的に建設への予算を計上し具体化したいというような考えを持っております。

それから、現施設の幼稚園、保育園等の移転先あるいは費用でございますけれども、この現施設の移転につきましては、庁内関係者で検討を加えました。隣接する多摩平第一公園とかあるいはどっかあいている土地、あいている建物、そういうようなことを一応候補として検討いたしまして、実際に４－３ブロックに病院を建設することが確定いたしましたら、その移転先についても順次解決していきたいということでございます。内部的な案として持っております。

それから、現在の病院の跡地利用でございますけれども、この４－３ブロックへの建て替えは、４－３ブロックの幼稚園や保育園が既に建て替えの時期に来ている。病院問題を抜きにしても建て替えの時期に来ているということで、同じ建て替えであったら用地を交換するということで行いたいということでおりますので、現在の病院跡地は幼稚園とか保育園の施設に使っていきたいということでございます。

それから、財源問題でございますけれども、昨年度の基礎調査によりますと、第１期分200ベッド程度の病院を第１期分としてつくるとしますと、約120億ほどの費用を要するということでございます。これにつきましては、現在、病院の建設のための基金が40億円あるわけですが、それではもちろん不足でございます。したがいまして、東京都の補助金あるいは起債を特定財源として見込む予定でございます。しかし、残りの全額が補助金、起債というわけにはいきませんので、さらに一般財源も20億、30億と必要かとも思っております。いずれにいたしましても、この財政難の折ですから一般財源をなるべく使わないように特定財源に依存するような形で努めていきたいという考えでございます。

次に、高幡の南部病院の件でございますけれども、南部病院の土地の件では、現在、高幡の区画整理に所有いたします市の土地が4,800平方メートルほどございます。これにさらに600平方メートルほど加えまして、約5,500平方メートルの一ブロックを全農の土地と取りかえたい。全農の土地はもう少しございますが、市の土地との等価交換ということで大体面積的あるいは評価額として同じになるというようなことで交換をしていこうということでございます。さらに、その高幡への病院の内容でございますけれども、まずは土地を確保するということで、今進めておりまして、せんだってもお答えいたしましたように、6,000平方メートルほどの土地であれば、150ベッドは確保できるような病院が、一応可能であるということでございますが、市長からもお答えいたしましたように、医師会と相談して医療法人を誘致したいということでございますので、まだこれから相談あるいは相手方がありますので、容量としては150ベッド分の土地がございま

すが、どのような形になるかは今のところは決まっておりません。

それから、現在の病院の経営改善でございますけれども、これは院長初め事務長等で経営会議を毎月開いておりまして、経営改善に努力しているところでございますが、特に御質問にございましたように、病院を建て替える新築するということになりますと、補助金あるいは起債を仰がなければならないわけですが、特に起債につきましては、その病院の経営状態をチェックされるわけでございます。したがいまして、経営がある程度の線以上に行ってればルールどおりの起債をいただけるかと思います。そういう意味では、現在の病院の経営スタッフも、これまで経営上十分ではなかった点をいろいろ改善するという手だてをしておりまして、病院事務長の方からも答弁あろうかと思いますが、ここ何カ月かは経営が上昇しているというようなことを聞いております。いずれにしても、現在の病院の手当てあるいは経営改善をしていかなければならない、こういうふうに感じております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　御指摘の病院の経営改善につきましては、院長初め御努力しているわけでございますけれども、全国自治体病院の場合、病院の数は973ございまして、300床以上が25％、100未満からいわゆる299までが50％あるわけでございます。そして、100床以下は25％ということでありますけれども、手前どもの病院162床の全国50％ございますが、89％が赤字経営というのが実態でございます。また、この赤字改善につきましては、外側から見た場合と内側から見た場合が言えようかと思います。

内側から見た場合においては、どうしても公立病院というと、使命と役割がございして、多少の赤字を覚悟でもこの診療科目をあけなければならない場合がございます。例えば歯科部門でございます。歯科部門につきましては、日野歯科医師会の方々から生活保護者、身体障害者のみしか診てはならぬということになっておりますので、どうしても収益が上がらないということも言えますし、またほかの面も努力不足がございますけれども、先ほどのベッドの、いわゆる中途であるために、外来が多くても、やはり医療法改正に伴いまして、これからの医療法は入院に有利になっている手前においては、どうしても外来は年々多くなっているけれども、収益は落ちてくる。たまたま占床率が悪いことも現に言えますけれども、最近の傾向は80％前後の動向に努力しているわけですけれども、過去においての占床率が悪いことは指摘のとおりでございます。今後、努力してまいります。

また、外側から見た場合は、現状の病院経営というのは、もう小山議員さんも御承知

のことと思いますけれども、いわゆる赤字にならざるを得ないというような状況でございます。かつて、３Ｋというのがございました。国鉄、健保、米、これが大赤字であったために、これを改善するために、例えば健保組合は大赤字だった時代がありました。そのときに、各病院経営は黒字でございました。ところが、最近この10年間は健保組合は大黒字でございまして、平成４年度において2,000億円の黒字だった。一方、健保が黒字だと、逆に病院は赤字という現象、双方がバランスよくやればよろしいんですけれども、そうはいかない。

この10年間に人事院勧告の人件費が22％ございました。ところが、収益を稼ぐべき医療法改正は、わずか昨年５％上がりましたけれども、薬価差益で2.5％落とされましたので、結果的には2.5という状況でございまして、医療費も片や人件費比率が10年間で20％と上がったにもかかわらず、医療費の値上げがこの10年間はわずか三、何％しか上がらないという状況でございます。これは日野市立総合病院に限らず、全国の自治体病院が抱えている大きな問題であるわけです。

一方、もう一つは、いわゆるかつては薬価差益でかなり収益を上げた時代がございました。昨年の薬価差益、変更ございまして、従前は問屋をたたきあるいは薬業者をたたき、なおかつメーカーをたたいたわけでございますけれども、メーカーをたたけなくなりました。したがって問屋のみになりまして、従前は薬価差益が25％から30％あったわけでございますけども、現在では19という、非常に抑えられた形になっている。

そんな状況でございまして、外側から見た病院に対する風当たりの強さ、また、内側から見た努力不足も否めない事実でございますから、今後努力してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　事務長も一生懸命答弁しようとしている思いはわかるんですが、要するに、いろいろな話の中で整合性がないというか、いいんですよ、日野市内でどう議論してても。自治体病院は赤字やむを得ない。私は赤字をなくせなんて言っているわけじゃないんですよ。要するに、新しい病院をつくらなければならないという状況の中で、その裏づけとなる財源、その財源は国の起債を仰がなきゃならない。そのためには、自治体の赤字病院の中でも、それ相応のやっぱり成績を上げておかなければ、起債が認められないという事態になったら、新しい病院の話は絵にかいた餅になるでしょうということですね。全国の自治体病院は赤字です、八十何％赤字ですなんていうふうな話は、そんなことはいいです、わかっているんです、わかっているんですよ。

ただ、日野の市立病院はひど過ぎるということを言ってんです。そういうひど過ぎる状況の中で、新しい病院をと市民に期待を持たせて、ちゃんと裏づけもできないうちから広報で発表したり、ある政党の機関紙に大々的に宣伝して、市民を錯覚させるという、そういうことを繰り返すから、私は怒るんですよ。（「そうそう」と呼ぶ者あり）

先ほどの高幡の問題――高幡の問題でも、これもまた大きな問題があるわけでして、今、事務長は病院の経営はもう問屋もメーカーもたたけなくなったとか、薬価差益が出なくなったので経営が苦しいとか、どこの病院も今、病院経営は大変厳しい状況にあるわけですね。そういう状況の中で、高幡の土地を用意しました。はい、病院を民間にやってくださいといって、どこかやるんですか、それを。しかも公の場で名前を出して。その森久保先生は、そんな話、寝耳に水だと言っているんです。あいかわらずですね、やっぱり、やっていることが。

きょう、私がこの問題を取り上げなかったら、恐らくは来年の２月の市議選では、高幡に病院を確保できました。民間に委託することが決まりました。それで、市民の皆さんは、ああやっと南部地域に病院をつくるんだなと思って、共産党は一生懸命だな森田市長さんは一生懸命だな、その支持グループは一生懸命だなといってそちらの方に票が行ってしまう。（「そうだ」と呼ぶ者あり）市民を心配して、先のことを心配して一生懸命言っている我々は誤解されている。（「そうだ、誤解される」と呼ぶ者あり）今、きょうここではっきりしたいことは、高幡のその用地に病院のあれも、医師会と相談してと。実際にある程度相談して、医師会も前向きに、それではそれを引き受けましょう、細部についてはこれから協議しましょうという段階なら、初めて広報に載せていいはずです。そういう手法をとらないから怒っているんですよ。いいかげんにしろということですね、毎回、毎回。何年、市民をだましてきているか。（「そうだ」「もっと怒れ」と呼ぶ者あり）もう市民の皆さんは、もうそろそろ気づいてくれるだろうと思いますけれどもね。

で、高幡の用地もですよ、そういう民間の病院が厳しい状況の中で、用地を提供された、しかもベッド規制が緩和された。きのうはそういう話で、何か緩和される見通しだということで、それを何かすごい材料のようにして言ってますけど、私から言わせりゃ、ベッドの規制の問題じゃない。規制緩和されて、占床のこと、多分日野市はいいですと言われたって、日野市内の医療施設としての信頼がないから、占床率がベッドがあくような状況でしょう。肝心のことをきちんとやらなきゃ、幾らベッド数をふやしたって市民は入院しませんよ。そこの辺のところのボタンのかけ違いを気づいていただきたい。

日野の市立病院すらしっかりとした信頼を得られない状況で、ベッドがあったって満床という状況じゃなくて、占床率は下がっているという状況です。これは何を示すか。医療施設、医療レベルの信頼が低いから下がっているわけです。

片っ方でそういう市立病院があって、それで、今度高幡に150床程度の病院をやってくださいなんて言ったって、だれが経営するもんですか。（「全国の笑いもんだよ」と呼ぶ者あり）そういうものを絵にかいた餅と言うんですね、そういうのを。

それで、現実に病院ができる状況じゃない。森久保先生とも何の打ち合わせもしていない。下準備というかね、交渉もしていない。ただ、市長が勝手にダイクマの、例えば出店用地、あれもあそこに病院をつくりますと、広報に書いた。他人の土地を勝手に、とにかく候補地にしちゃって、それで広報に載っけて選挙にとりあえず間に合わせる。高幡のこの用地だって問題なわけでしてね、（「そうだ」と呼ぶ者あり）区画整理のために地主の皆さんが減歩、区画整理のためにやむを得ないということで減歩された用地ですよ。仮換地も決まっちゃって、それを今さら今度は、その用地に使いますなんていう計画性のなさというか、これはうそをついているわけですよね、地主に対して。（「真っ赤なうそ」と呼ぶ者あり）そういう問題もある。

例えば、選挙のときには、高幡の区画整理地内に病院を確保しましたとビラを書いて選挙やって、堂々と受かってきた人がここに何人かいるわけですよ。実現してないじゃないですか、高幡の区画整理地内。そして、その後は全農のグラウンドを確保しましたと、これもまた書いている。まだ交渉の段階で。全農とはまだ正式に契約してないですよ。仮契約でもしたなら、確保したと言ってもいいでしょうけど、それもしてない。これからじゃないですか、まさに詰めの段階。（「等価交換なんてできないんだぜ」と呼ぶ者あり）だって、基本的には今、話があったように等価交換すること自体が問題のある土地ですよね。それから、仮に一歩譲って等価交換ができた。さあ病院の用地用意しました。この総額は時価、ちょっと聞き漏らしましたけど、どのぐらいですかこれは。5,500平米の時価、ちょっと教えてください、話の展開のために。（「値段言ってない」「値段がわからないとしようがない」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、いろいろと御批判を発言されているわけでありまして、その御批判にこたえるには、具体的に事業を実現をさせるということでお答えをする以外には、多分その批判はなくならないだろうと思っております。したがいまして、市民の医療需要にこたえる、なるべく将来的な見通しのある体制を整えていこうということ

を（「まず市立病院が先だよ」と呼ぶ者あり）多年考えてきて、ようやくこの状況に到達をし得たということでお聞き取りをいただきたいと思っております。（「選挙対策のため」と呼ぶ者あり）選挙対策とかいうふうにお取りになられる面があるとすれば、全く意図がないというふうに（「全く意図がある」と呼ぶ者あり）御理解をお願いをしておきたいと思っております。日野市民に真正面にこたえる、そのための事業として位置づけておるということでありますので、そのように御理解をお願いいたします。

市立病院の建て替え問題、まさに大変長い、また紆余曲折のあった課題でございまして、ようやく一定の見通しに到達し得たということを、先般の広報「ひの」で、市立病院の建て替え問題ということで、市民に御理解をお願いをしております。（「南部は」と呼ぶ者あり）

日野市の人口規模からいいまして、必要な病床数というのは、大体人口1,500名に１床というのが、その関係の基準でございますので1,000床はほしいということに、自然の計算は出るわけであります。現在、いろいろな計算を我々も試みておるわけでありますが、実質一般病床として市民にお答えし得ておるのは、市立病院とそれから石塚病院、それに花輪病院、こういう範囲でございますから、500に満たない数であろう、このように思っております。

したがいまして、地域保健医療計画という国の行政の中で、南多摩地域には既に病床数が人口比率で満ちている。したがって、日野市には不足かもしれないが、新たに日野市だけで病床数をふやすには、もう南多摩医療圏という範囲からいえば余地がないというふうに指導を受けておりました。（「病床数の問題はいいです」と呼ぶ者あり）それが、今回、東京都との内輪の照会範囲でございますけど、南多摩医療圏には、あと1,180床ほどの……（「もうその話はいいです」と呼ぶ者あり）余裕があるということでございますので、一つのまた方向が打ち出せるなというふうに思っておるわけであります。

そして、今まで積み重ねてまいりました市立病院の建て替えでは、とりあえず現有病床数200ベッドを一つの医療単位として建て替えよう、こういうことを構想として進めてまいっております。

そしてまた、四丁目３番地ブロックは、地積の活用によって将来近代的な病院として300ベッドの設備は可能であるということになっておりますので、２段階で300ベッドの状態に、将来構想を描くということで考えております。（「その前に医療体制をどうするかという総体的に考えなきゃだめだよ」と呼ぶ者あり）特に、南部地域に医療施設が不足であります。それで、大きな住民運動もございますし、それにおこたえする意味で、

南部に何とか病床数の一定数を持つ病院がほしいということを、これまで多年にわたって模索をしてまいりました。ようやくその用地が確保できる見通しができたということで、今回の質問に対してお答えをした次第であります。（「見通しの中身を」と呼ぶ者あり）

どうしてつくるかと、こういうことではございますが、いわゆる医療法人的経営で用地を提供して今後の協議を進めるという考え方でおります。たまたま、その予定地の全農の隣は森久保医院が多年にわたって、地域の医療需要におこたえをいただいた大切な施設であり、また医院であります。したがって、礼儀としても一番最初に森久保先生にごあいさつをするということが順序だということで、たまたま森久保さんの名前を出しました。来週あたりは、そのことを実行して御了解を得たいと思っております。そして、特に森久保先生は、慈恵医大の出身でいらっしゃいまして、そのまた後輩の石川先生という方が御承知のとおり南平の一番丘陵地の部分、つまりある不動産企業が持っていた土地を目標として病院の開設を計画されたわけでありますが、いろいろな事情でその計画が実現できなかった。そのときに、一番地域の医師会、地元医師会でも率先して新しい病院をつくることを了承され、そのまた推進役に森久保先生の信用があったということでもございますので、一番最初に地元の医師会並びに森久保先生に……（「都合のいいときがけ利用して」と呼ぶ者あり）相談することは、行政として当然の手順だろうということを申し上げた次第でございます。

一つ一つ御不信もおありだとは思いますけど、ひとつ実現をするということが市民全体の大きな目標でもございますので、どうか御理解をいただきまして、ひとつ私にその仕事を進めさせてください。このことを特に強調を申し上げて、お答えにさせていただきます。（「市民のためにやってんだから」「市長頑張れ」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　私に病院をお任せくださいということですけど、もう任せて何年になるんですか。（「だから、努力している」と呼ぶ者あり）建前、精神論は病院をつくるんだということで、それは、つくってもらわないと困るんですよ。しっかりつくってもらうためには、選挙用のただ材料で終わるということの繰り返しではなくて、現実に地についた計画を立ててほしい。実現できる、実行できる計画を立ててほしいということを言っているわけですよ。

計画性のなさなんていうのは、例えば、これは昭和62年に日野市立総合病院整備基本計画報告書という、自治体病院センターの立派な報告書があるんですね。昭和62年です

よ、62年の段階で既にこういうものをお願いして、これは幾らの税金をかけたか、ちょっと三百何万ですか、三百数万の税金を使って貴重なデータをつくっているんですよ。これをもとにして、なぜ真剣に取り組まなかったんですか。（「そうだ」「分かれ道はそこなんだよ」と呼ぶ者あり）それが、３年後にまた300万かけて４－３ブロックの整備計画調査報告書というのをつくっている。こういうのを用意するけど、実際に実践することがないから怒っているんですよ。（「そのとおりだよ」と呼ぶ者あり）

例えば、さっき「高幡の用地は時価で幾らですか」と聞いても答弁がない。普通、事業計画をやっていくなら、あの用地が大体これぐらいの費用だ、金額だ。もし寝かせてしまうとしたら、それだけの金額の公共用地を５年も10年も野ざらしにすることになるんですよ。そういう心配もある、裏付けがないから。

具体的に民間病院をやるならやるで、医師会とのきちんと綿密な計画をし打ち合わせをした上で、それを構想、推進していくんならいいんですけど、そっちの方は後で、とにかく不動産屋の用地買収と同じように、土地を買いあさればいいというような感じで、土地の手当てしか考えない連続なんです。内容的なことはその後、全部いろんな問題が出てきちゃって暗礁に乗り上げちゃって、ああこれはだめです。で、次に選挙が近づくから、また何かどっかにつくるということ言わなきゃしようがない。それで、また思いつきみたいに区画整理の用地のために、減歩したその土地を、それをもう病院にしますと発表したり、何回こういうことをやってきているんですか。それで信頼してください、任せてくださいというのは、一体どこからそんなこと言えるんだ。もう任せきれないから怒っているんです。（「そうだ」「もっと怒れ」と呼ぶ者あり）

これでは、私も今までで特別委員会の病対なんかで大崎参事や須藤事務長に、「こんなやる気のないような状況では、もうあんた方やめなさい」と言ったことがある。担当もいやになってきた。しかし、よくよく考えてみると、これは諸悪の根源は、やっぱり市長にある。今の市長のそういう物の考え方、運び方では、どんな優秀なスタッフがついたってやりようがない。（「そうだ。やりようがないよ、独裁だから」と呼ぶ者あり）

今、礼儀として森久保先生に話すのがあれだということを言ってますけど、井戸端会議をやっているわけじゃないんですよ、この場は。この場に持ち出すからには、ある程度裏づけのあることをやって積み重ねて、それで議会に発表するというのが、それこそ礼儀じゃないですか。（「そのとおりだ」「そのとおり」と呼ぶ者あり）森久保先生に対して、大変失礼な話じゃないですか。（「言葉遊びじゃないんだ、議会は」と呼ぶ者あり）そういう態度がいいかげんだということを言っているんですよ。それで、担当が

責められてもどうしようもない。もう大崎参事も責めないことにしました。須藤事務長も責めません。ひたすら市長に考え方を変えてもらうしかない。

具体的なものがある。とにかく例えば平成７年に着工を手がけたいとかどうとか言ってるけど、一体１期工事の完成、それを何年度をめどにしているのか。２期工事はどうするつもりなのか。２期工事の中で社会教育センターというのがありますね、あれを一体移転をどうするのか。どこが建築するんですか、まさか日野市が費用を持つなんていうことじゃないでしょうね。相手があることでしょう。そういう大きな問題も抱えている。

信頼しなさいというからには、具体的な計画を示しなさい。では、多摩平建て替えの方は、１期工事なら１期工事はいつ完成する段取りで、そのためにはシミュレーションですよ、そのためには財源が、基金が何十億になって、どれだけの都の補助でどれだけ起債をしなきゃいけないのか。起債を仰ぐためには、今の病院の経営指数ではアウトだ。どこら辺まで経営指数を上げたらいいのか。そこら辺のポイントはどうつかんでいるのか、それをきちんと答えてもらいたい。

だから、高幡の用地の価格、どのぐらいの財源を見積もってどのような価格を考えているのか、そういうものをきちんと示してください。それならお任せしましょう、ちゃんと答えるなら。

答弁お願いします。

○議長（黒川重憲君）　参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君）　まず、先ほどの御質問で答弁漏れがございましたので、まず高幡の土地の評価でございますけれども、一応区画整理の区域の中に5,500平方メートルほどの市有地を全農と交換したいということでございます。これは、高幡土地区画整理事業を実際に進める以前から先行取得で市が何回か細かく買っておる土地を集積して5,000平方メートルとかそういうような集合換地しております。したがいまして、10年前の価格のものもあれば、８年前、６年前のものもございます、（「時価幾ら」とよぶ者あり）それは取得価格ですが。それで、現在の評価額は、地価の動向がここのとこ沈滞しておりますけれども、あそこのところを坪100万あるいは平米でいきますと30万、平米30万とした場合、5,000平方メートルですから、15億というような金額になろうかと思います。

それから、４－３ブロックの工事の計画でございますけれども、これは御質問にもございましたように補助金、起債等の獲得といいますか、それの折衝もしなければなりま

せんけれども、建築的な工程で見ますと、昨年度の基礎調査によりますと、基本構想から完成まで１期工事として５年かかるということが出ております。それからまた、第２期工事はその状況によって進めることになろうかと思いますが、その中で、社会教育センターがございます。社会教育センターもかなり老朽しておりますのと賃貸契約が終わるというようなことの中で、これの取り扱いについては進めていかなければならないかと思っておりますが、この社会教育センターについても、現在の病院の跡地にかえるかあるいはまた別のところにかえるか、いずれにしても廃止ということは難しかろうと思っております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　社会教育センターについても、廃止にするかどうするかということで、要するにあそこに病院をつくりたいと言ってるだけの話で、一方的にね。具体的な計画のもとに進んでいないということですね。それから、今答弁ちょっと出なかったけど、平成７年に着工して５年かかるとする。平成７年ということは、ではあと２年基金を積み立てても60億ですか。それで、都の補助なんていうのは大してつかないと思うんですけどね。大半が国の起債を仰がなきゃならない。その起債を仰ぐ経営指数というんですかね、そういうものをつかんでいるんですか、つかんでないんですか。

○議長（黒川重憲君）　参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君）　起債の御質問でございますけれども、起債の許可基準といいますか、そういうものは毎年手直しというものがございまして、特に昨年は面積的な基準が撤廃されたというようなことがございます。ただ、その経営につきましては、やはり全国平均とかあるいはこの東京都内の経営の状況あるいはベッドの占床率等が参考にされるかと思いますが、一般には、占床率で申しますと、やはり80％が一つの目安ではないか。それで、それ以上であれば、一応満額といいますか、つくのではないかと思いますが、それ下回ったらゼロかということは私はないと思っております。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　これも一般論的な話で終始しているわけでして、具体的にとにかく今の市立病院の経営指数をどういうふうに改善するか、指数を上げるにはどうしたらいいかというふうなものが、具体的なものというのは全くないですね。いつも毎回、院長以下経営会議を開いておりますとかなんとか言ってたって、数字上は出てこない。年々悪化する一方なんですよ、年々悪化する一方。そちらの方には全然ほおかぶりして、新しい病院をつくりますつくりますという、しかもその病院の構想が、これまたいいか

げん。南部地域のそれは請願がある。それもとにかくにしきの御旗で、その請願を何回選挙に使いましたか。（「また、やろうとしてんだよ」と呼ぶ者あり）また、それをやろうとしているわけですね。

で、その都度どっかとにかく南部に候補地がないと具合が悪い。だから、ダイクマの用地だとか区画整理地内の用地だとか、それから全農のグラウンドというふうに言ってきているんですけど、具体的に誠意のあるものは何にもないんですよ。（「次はどこだ」と呼ぶ者あり）しかも、今度は今までと違って、今までは人の土地を勝手に候補地にすると言ってるだけで済んだ。済んだらいいということはないけど、それなりに迷惑な話だけども。今度は実際に等価交換でもして用地を確保してあって、さあ民間病院やってくださいといって、先ほど言ったように民間病院が経営できる状況じゃないんですよ。そうしたら、結局あの土地はのざらしにされてしまう、15億円ものが。今度はこれに利子補給だ。（「共産党の病院しか来ない」と呼ぶ者あり）利子補給、そういう状況になっちゃう。

そういうことを考えると、全くいいかげんな積み重ねだけど、今度の高幡は、本当に重大問題ですよ。ただ、選挙のお題目で、はい、選挙が終われば済んだということでは済まない問題、後に尾を引く問題にもなるわけですから、これは真剣に検討していただきたい。きちんと裏づけができて、ある程度の計画性が立ったら初めて発表しなさい。いいですか。これはここでちゃんとくぎを刺しておきたい。総務部長、広報出すときは、ちゃんとそういうことをきちんと、きょうのことを覚えておいてくださいよ。それは明確に言っておきます。

それで、一番申し上げたいのは、今、日野市の財政力、これからの財政の見通しも考えると、とにかく一つの病院を自治体の力できちんとしたものを一つちゃんとつくりなさい。これに全力投球すべきじゃないかということですよ、場所はどこでもいいんです。日野市内であれば、どこでもいいんですよ。地域エゴは言いません、鹿島台につくれなんて言わない。日野市内どこでもいいから、今の市立病院の状況では、もう市立も老朽化してきて大変だ。しかし、今の市立病院も新しい医療機器も入れながら、今現在の患者さんに対応できることも、これもちゃんとやんなさい。その上で、一つ病院をしっかりとしたものを……（「それが一番現実的だよ」と呼ぶ者あり）とても高幡の方だの全農のグラウンドまで提供してというふうな状況までは力が行かない。まず、今の現実の足元を見つめて、しっかりした病院を一つつくるということ。いいですか、で、財源の計画もちゃんと立てる。裏づけのあることをちゃんとやって、それで発表する。そのこ

とをきちんとやってもらいたいと思うんです。（「オープンでやらなきゃ、オープンでみんなで考えながら」「そうだ」「共産党ばっかりに相談しちゃだめだよ」「相談してないわよ」と呼ぶ者あり）

いろいろ申し上げたいことはありますけれども、時間がなくなりました。この問題は、引き続き市民の皆さんもぜひ監視していただき、また私どもも、今までのやっぱり病院の構想のあり方については、申しわけないけど、市民の皆さんにも理解していただくためには、正確なことを教えなきゃいけない。その中で市民の皆さんに正しい理解をしていただいて、本当に市民の健康と命を守る病院をみんなの力でつくろうではありませんか。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　これをもって16の３、選挙の宣伝材料だけになっているいい加減な森田市長の市立病院構想を批判する！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時40分　休憩

午後３時10分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問17の１、諸問題について問うの通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

〔４番議員　登壇〕

○４番（藤林理一郎君）　ただいま議長さんからお許しが得られました。題名につきましては、諸問題についてということで質問をさせていただきます。

バブル経済不況が続く中で、後をたたない車公害の時代であります。大気汚染防止等、国及び市民が騒がれている現在であります。このような環境の中で、環境庁、各自治体に対して自動車使用状況、各自治体にそれぞれの実態に応じるべき、また買いかえの低公害車、切りかえの考えがあるかのように新聞等で発表がなされております。そこで、車関係につきまして、私の方から何点か質問をさせていただきます。

庁車の中に、外部等に貸してあるというんですか、こういうふうなことから、日野市庁車、その台数が何台ぐらいあるのか、これをお聞きいたします。

２点目、庁車の管理方法はどのようになっているかということです。

次に車検の年数及び機種別の台数はどのくらいであるのか。車両の利用状況はどうい

うふうになっているのか。買いかえの時期の基本的な考え方はどういうことか。消防車の台数と消防車の車検年数、救急車が２台、114台の中に２台あるそうですが、この車検年数が何年ぐらいなのかということでございます。

それから、新車から何年ぐらいで使用しているかということでございます。そのほかに給水車が２台ありますけれども、この給水車の年数が、私もう何年か前に１回質問させていただきましたことがございました。そういう中で、この給水車は何年ごろ購入して、そして何年ぐらい使っているかということをお聞かせを願いたいと思います。

そして、窓口から毎日、常備使っている車の台数、そしてまた、外部に長期貸し出している台数、このことにつきまして、ひとつ回答をいただきたいと思います。

それと、最後に万願寺区画整理、これは日野市内で５カ所ですか、組合施行等を交えてやっておられる、また、これからやろうとしている。そういう現在の中で、実は基本構想にもありますように、または日野市住みよいまちづくり指導要綱等もございます。そういうような中から、私が質問させていただくのは、万願寺第３地区のところに、私は知り合いが何人か、この区画整理の中におられまして、その方から依頼を受けたことがございます。というのは、この依頼を受けたのは、実は余り名前は公表してどうかと思いますけども、実は、土地を幾らか持っておられて耕作を先祖代々からやられておられました。そういうような中から区画整理に入って、そして、減歩をいたしまして、そして、そこに大きな道路が、これから完成すれば通行なされるというような状況の中で、実はこの地域につきまして、私が質問するのが一番大きい建物で高さどのぐらいの高さのものが建てられるのか、これを実はお聞きしたいわけです。その方が区画整理の中で減歩が相当なされまして、そして、年寄りの方ですから、行く行くは百姓もできない。そして、息子の代に譲っていこうというような考え方から、マンションを建築しようと計画を立てて、そして、その中に保留地が幾つかございます。その保留地を実は販売された。人さんにお譲りをしたわけですね。その保留地を購入した方が、すぐに建築をなされました。ですから、そのところの場所は、その方から聞いてみますと非常に減歩率は高かった。その中で建築をして、そして子供の代に譲ろうというふうに計画を立てた中で、減歩の中から保留地がなされて、その保留地を販売したわけですね。それを販売したために、その方が高層マンションを建てようとしたとき、その周りの保留地を買った方からクレームがつきまして、先にその方が２階建てのものを敷地ほとんどといっていいぐらい建っております。だから、そのような形で、その地主さんが非常に困りまして、そしてこの住みよいまちづくり指導要綱の中では、いろいろの建築についての規則、

規約というんですか、そういうものが織り込んでございます。そういうところから、建てようとしましたところが、どうしても二、三の方の反対で建てられなくなった。そして、東京都まで調停に持ち込むような状態が４カ月ばかり続いた中で、悲しいことには、その方があきらめたような状態、東京都からも資金が借りられるものが借りられない、都市銀行からも借りようとしたのが借りられない、こういうようなことになって、非常に今困っておるような状態でございます。

そこで、私はその方と、そしてまた、市の方といろいろと話し合ってまいりました。ところが、指導要綱の中にあくまでも権利者同士の話し合いをもって解決する。それには、最後には市長の判こが要るような形になっておるのでございます。その辺のところ、私は考えてみまして、これはこれから区画整理、あちらこちらで公共また組合施行、施行される中で、こういうようなことがあっては非常に困るような状態が続いて、場合によっては市議会の中に請願を出してきてみたり、そして話し合いが長く続いて、結果的には、やっぱり何といってもこの数年、まちづくりですね、指導要綱につきまして解決策が得られない。最後には、建てようとした方が辞退しなきゃいけない、こういうようなことで、私は一般質問させていただいたわけでございますけれども、これにつきまして、担当または市長の方から、住みよいまちづくり指導要綱につきまして、見直しをこの辺でするべきではないか、こういうふうなことで一般質問させていただいたわけです。その辺のところ、ひとつ答弁をいただきまして、そして、その後また再度質問させていただきたいと思います。

最初の車関係から答弁を順次していただきたい、このように考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　庁用車関係について、お答え申し上げます。

庁用車の管理台数は、平成５年の４月現在で114台ございます。車両の管理のあり方につきましては、集中管理方式を採用しているところでございます。その内訳といたしまして、本庁の窓口貸し出しをしている車両は54台ございます。それから、長期貸し出し車両が60台でございます。それから、車検の年数の件でございますけれども、２年車検のものは普通乗用車、これが５台ございます。それから軽自動車が47台、それから乗用ワゴンが８台、軽60台でございます。１年車検ものは、ライトバンが23台、それからバスが７台、貨物ワゴンが３台、トラック、ダンプ等、特殊車両が21台の計54台でございます。

それから、御質問の中に消防車、消防ポンプ車のことでございますか、消防ポンプ車は直接市の方で管理しているわけじゃございませんけども、市が買って各消防団の方へ出しているわけでございますけれども、合計現在24台ございます。これは各分団で責任をもって管理運営してもらっているものでございます。古いものは、昭和57年、本来なら、もう買いかえなきゃいけないんですけれども、修繕とかなんかをして、現在使ってもらっているという台数が何台かございます。これは、管財課で管理している車両じゃございません。

それから、買いかえの時期でございますけれども、特殊車を除きまして使用年数は大体７年を基準にしてございます。それから、図書館車がございますけれども、図書館車の場合は、買いかえは10年にしてございます。

それから、窓口の貸し出し状況でございますけれども、54台、先ほど申しましたように毎日貸し出ししているわけでございますけれども、これは年間使用日数が248日ございます。年間の貸し出し回数にしますと２万1,416回となりまして、１日貸し出し回数が86.4回、これは平均でございます。多いときは94回という日もございますけど、平均しますと86.4回を１日、平均貸し出しております。ですから、１台１日貸し出し回数は1.6回というのが平均でございます。

それから、長期貸し出しはいろいろなとこへ長期貸し出しているわけでございますけども、ちょっと御報告申し上げますと、秘書課、議会事務局、庶務課、庶務課のことは先ほどちょっと触れませんでしたけども、給水車が２台含まれてございます。これは、庶務課が借りまして、水道部の方へお貸ししているという形をとっております。それから、土木には大体ダンプとかショベルカーとか洗浄車を貸し出してございます。それから公園緑政、水路清流、それから管理課、これは道路パトロール車でございます。それから、教育関係では体育課に１台、それから福祉関係で社会福祉課、児童課等に60台を割り振りましてお貸ししているものでございます。それから、庁外では生活保健センターにございます健康課、生活課、それからクリーンセンター、図書館、支所、病院等に長期貸し出しをしているのが現状でございます。その合計が114台、庁用車でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、２点目の万願寺の保留地の関係につきましてお答え申し上げます。

万願寺の保留地でございますけれども、処分に当たりましては申し込みの案内書とい

うものをつくっております。この案内書の中には、この土地に対する地区計画、それから用途地域、こういう制限ですね、建物に対する制限と、要するにその土地に対するものを主に記載をして、今日まで処分を行っております。そこで、今御指摘のございましたように、特に用途上高い地域ですね、第２種高度地域とかそういった地域は建物が非常に高いものが建つ関係があるわけでございますので、そういう周辺を含めた形の内容に、現在はちょっと変えております。したがいまして、これからの保留地処分につきましては以前のようなことはない、こういうふうに考えておるわけでございます。

それから、大きな建物がどの程度の建物が建つのか、こういうことでございますけれども、用途上、第２種高度地域といいますと、その敷地の大きさ等によりまして、高さが決まってきます。敷地の大きさがかかってくるのが日影規制と、それから北側の斜線規制ですね、これがかかってまいります。したがって、ある一定の勾配の中に入る建物であれば、相当の高いものが建つということになってくるわけです。したがって、一番高いのはどのくらいかと言われても、その土地の大きさによっておのおの変わってまいりますので、一概にそれは言えない。したがって、私どもの保留地を処分するときに、指導としては、その周辺等の状況等につきましては、東京都の建築指導に行ってよく調べていただくというお話もさせていただいておるところでございます。

それから、指導要綱の見直しはどうか、こういうことでございますけれども、指導要綱につきましては、ある一定の過密化、それから、そういうものを防ぐことによりまして住環境の悪化の防止等に非常に役に立っておるわけでございますので、現時点では、見直しについては考えておりません。

○議長（黒川重憲君）　藤林理一郎君。

○４番（藤林理一郎君）　庁舎の車両につきましては、総務部長、給水車ですね、これは２台あるということですね。この年数はどのぐらいたっているのか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答え申し上げます。

給水車ははっきりした年数はわかりませんけど、少なくとも10年以上はたっていることは確かだと思っております。年数は、後で何でしたら調べてあれしますけど、ちょっと。ただ、大分古いもんだということだけをお答えしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　藤林理一郎君。

○４番（藤林理一郎君）　これ、総務部長さん、私なぜ質問したかというと、この車はどこの市町村でも、間にはあんまり使わないからメーター数が上がらない。ただし、年

数がややもすると長く持ち込んでそのままになっているということが、私この前の一般質問の中で聞いたことがあるんですよ。そうしましたら、とりあえずもう古くて隅の方に置いてあって、それを調べてみましたら古くて使えそうもないというようなことがありまして、そういうものが古く置いておかないで、年数がたった場合、キロ数がそんなに使ってなくてもどことなしに、やっぱり弱ってまいりますから、新しく取りかえた方がいいんじゃないかという質問をしたことがあったんです。そうしましたら、すぐにそれは買いかえたということですね。あのときには部長さんはだれだったかな、もう忘れましたけど。もう長い間ですからひとつ調べていただいて、そして年数がたっていましたら、やっぱりこれは一番大事な私は給水車でないかと思いますので、できましたら、ひとつ調べて、そして買いかえをしていただきたい、このように考えます。では、この車のことにつきましてはこれで終わらせていただきます。

それと、鈴木部長が言われました区画整理のところの高さの、それがわからないということですね。これは、大体このくらいの場所にこのぐらいのものだったら、大体このぐらいの高さのものが建ちますよということぐらいはわからないかな、わかるはずなんですけども。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　ただいま御質問の箇所が用途的に言いますと第２種住居専用地域で、第２種高度地区というふうに指定されているわけです。そうすると、第２種高度地区といいますと、まず一番北側の方の道路の境から５メートル、直に上がる。それから、横が１で高さが1.25、こういう傾斜で上に上がっていくわけですね。それで、これが約８メートルまでそういう形で水平に８メートルまで、それがそういう確度の中におさまればいい。さらにその上は0.6と、それから横に１、こういう傾斜が緩くなるわけです。高いものが建つような仕組みになるわけですけど。そういう中に建物が入ればいいですよということですから、要するに土地の奥行きが幾らあるかによっては、非常に高い建物が建ってくるというふうになるわけです。それで、その全体が用途でいう60％の範囲内に６割の建ぺい率の６割の中に入ればいい、こういう計算になってくるものですから、一概にその土地の状況が奥行き等の関係ですべて変わってまいりますので、正確に計算してみないと、何階というわけにはちょっとまいらない。

ただ、問題のこの御指摘のところは、たしか当初５階建てですか、の建物の計画がされていたというふうには記憶しております。

○議長（黒川重憲君）　藤林理一郎君。

○4番（藤林理一郎君）　今、地域によって多少の差が出てきて建てられないという答弁がございましたけれども、実を言いますと、今最後に鈴木部長が言われたように、5階建てのような計画を立てて、そして申請をして、それが建築許可がおりているんじゃなかったですか。

私がその場所へ行って見たんですが、今鈴木部長が言われるようにいろいろ問題があるようには見えましたけれども、その建築許可を見まして、それは許可がおりているわけですね。ただし、許可がおりておっても周辺の同意がなされないと建築ができないというふうに、指導要綱にもなっているわけでしょう。それでしたら、話し合いを再三にわたって、建築士等を交えて話し合いをなされたわけなんですよ。ところが、その話し合いが相手方の方が、要するに南方の高幡不動の森が見えないとか朝日が朝入りにくいとか、こういうような問題で反対をされておられたということは聞いているわけですね。だから、その辺のところが、やっぱり私が言わんとするところは、保留地を一般に公募して買っていただくということですよね。買っていただくときに、この地域はこのような高さの建物が建ちますよというふうなぐらいの、私はここにある指導要綱というものがあるわけですから、これにのっとって、やっぱり指導を私はするべきだ、こういうふうに考えているんですが、その辺はどうですか。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　今のお話の中に建築許可がおりたというふうなお話がございましたけれども、建築許可がおりる前段で、開発行為に該当するものは指導要綱の中で指導している、こういうことでございます。したがって、その前段で地元に3階以上、ある一定開発行為に該当するものは、地元にＰＲをしていただくような形になっておりますので、その中で今の問題点が提起されてきているということですので、最終的には建築許可はおりてますけども、その前段の協議ということでございます。

それから、その保留地を処分する時点で、一般的には保留地を買う方は、この地域は用途はこれです、それから、高さ的には高度としてはこういう高度になっておりますというものは、保留地処分のときに、当然明示しているわけですから、本来的にはその中で買う方が調べていただくというのが一番正確なわけでございます。ただ、その周辺の土地もすべて用途上は同じでございますので、自分の土地の利用価値が、利用幅があると同時に周辺の土地もすべて利用価値が同じレベルにあるわけで、そうしますと、その土地の大きさによって、周辺の土地の大きさ、その土地利用によってまるっきり変わってくるということですね。小さく分譲して売るという形になりますと、今のこういうで

かい建物はおのずと建たないわけで、たまたまこの方はその土地を全体を一括で利用して高いものをつくった、こういう状況でございますので、なかなかその指導のＰＲの仕方がこの地域は何メートルのものが建ちますよというふうな説明というのは、非常にしにくいというのが実態でございます。

ですから、その土地を買われるときは、この周辺はこういう用途の制限がありますよ、こういう状況ですよということで、建築関係の専門家、または西部事務所等で聞いていただきたいという指導を、今行っておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　藤林理一郎君。

○４番（藤林理一郎君）　そうしますと、鈴木部長ね、保留地を例えば、これいずれ皆さんに譲っていかなきゃいけませんですよね。そのままで置くというわけにいきませんから、でき上がった時点でできるだけ早くこれは処分するというのが、私はいいことだと思いますよ。

それはそれでいいと思うんですが、私の言わんとするところは、この指導要綱の、ここに手元に持っていますけど、こういう保留地が一般に公募して譲る場合に、こういうものをちゃんとくっつけて買っていただく方に渡して認識してもらっているようなところまでの指導はやっておるんですか。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　保留地、その土地についての土地の使用、それから制限等については、このＰＲの中にはっきり明記してございます。したがって、たまたまこれは指導要綱にかかって今問題になっているのは、その周辺の開発、保留地そのものでないわけですね。その周辺の土地利用に絡んでの意見が出てきておるということでございます。それと、この指導要綱に該当するのは、区画整理区域内の中であろうと、区域外であろうと、ある一定以上の面積の建物をつくる場合は、すべてこれに該当してくるわけでございますので、これはおのおのの土地を使う時点で、例えば３階以上であれば、こういう規制がありますよというふうなものでございますので、今のところは、大きいものを一般的に保留地処分は面積的に小さいわけでございますので、指導要綱にかかるような大きな建物は建たない、そういう状況のものでございますので、指導要綱のこの内容は説明はいたしておりません。

○議長（黒川重憲君）　藤林理一郎君。

○４番（藤林理一郎君）　では、今鈴木部長が言われたように、そこまでの説明はしていないということですね。そうしますと、例えば地主が今まで耕作していた。それを減

歩をされまして、そして、それは道路、そしてまた保留地によって成り立っていく区画整理ですから、これは法によって我々はとやかく言えないと思います。ただし、実際に、先ほども何回も私、申し上げていますように、そこに年のいった方が息子の代に譲っていきましょうということで計画を立てて、そして建築士を入れて建物を建てる段階までこぎつけて、それが東京都の方でＯＫになったわけですね。そういうふうに私は聞いているんですが、その中で告示したわけですね。こういう建物を建てますよという２カ所ですか。それによって、その近所の方がびっくりして、そしてこれではいけない。我々はここで安楽に最後まではんかな気持ちで、そして暮らして一生遂げようというところで、買う人も買ったんだと思うんですよ。金額にして相当な金額だろうと思います。そういう購入する時点で、やっぱりある程度の指導は買う側にもするべきだし、そして、建てる側の方にも、やっぱりそれは指導要綱にのっとって指導するべきじゃないか。そのぐらいのことはしてあげてもいいんじゃないかと、私はそう思うんですが、そういうことがなされていないということになりますと、これから先、こういう問題がどこの地域でも、私は起こってくるんじゃないかなと思いますよ。

話に聞きますと、減歩が大体４割近くの減歩をして協力しているんだ。にもかかわらず、最後に自分の土地の中に建物を建てましょうというふうになった時点で建てられないというふうになりますと、やっぱり建てる側にしてみればどういう心境になるかということですよ。

その辺は、建てる側、また考えていただきまして、ある程度の指導をするべきところはしてあげないといけない。どうしてもそういうことができるわけにいかない。鈴木部長が見直しすることも今の段階ではない、こういうふうになりますと、結局戦国時代のような形じゃないかなと思うんですよ、早く言うと。そうじゃないですか。先に立った者が強い、後に立つ者が弱いというようなことでは、住みよいまちづくりの指導要綱、こんなもんあってもなくてもいいんじゃないですか、私はそう思いますよ。これをひとつ基準にして、やっぱりやるべきところはちゃんとやって指導するべきじゃないですか、私はそう思うんですよ、くどくど話しするようですけど。

できましたら、市長さん、私が今言ったことについて。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　たまたま区画整理事業の保留地をある方に譲渡した。その街区が大きい建物の建つ街区であったために、後でまたその計画が知らされた。別の方の建物の計画が知らされた。市の行政は不親切ではないかという受け取られ方で、ある機

会に相談を受けたことがございます。

担当者にそのことを伝えて御理解をいただけるか、さもなければ、今お譲りした土地を、他の箇所が適当なものがあれば交換をするとか、そういう手順をすることは可能ではなかろうかという程度の指導内容でございましたが、その後、現在地で了解ができたというふうに聞きましたので、トラブルの状態は処理でき、また解決された、こう思っておりましたが、なお、トラブルの状態で御不満が残っておれば、なるべく適当な方法を考えて不利益や、それから納得のいかない部分がないように結論を導きたい、このように申し上げておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　藤林理一郎君。

○4番（藤林理一郎君）　最後に、今市長さんが前向きな姿勢の答弁を、どうやらということで納得いたしました。そこで、できましたら市長が言われたように、もう一度鈴木部長と話し合って、いい方法を講じて、そして円満な解決の中で気持ちよく建築できるように、ひとつ指導していただきたいと思います。

これをもちまして終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって17の１、諸問題について問うの質問を終わります。

一般質問18の１、「国際家族年」に向けての日野市の取り組みについての通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔12番議員　登壇〕

○12番（宮沢清子君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1989年、第44回国連総会におきまして、1994年、平成６年を「国際家族年」と設定いたしました。その背景には、家族が社会の基礎的単位であり、近年、種々の問題によって家族構造に変化を来し、機能も低下してきており、特に幼児や高齢者、障害者等に対して必要な援助を行うことができなくなってきたこと。また、家族のきずなを強化することによって、家庭不和、犯罪、青少年の非行、麻薬、アルコール中毒の防止に寄与することから、家族問題は特別、かつ国際的な注目を必要とするとの認識が深まったことが挙げられております。国際家族年の目的は、家族の重要性を強調し、家族問題に対する政府、国民の関心を高めることによって、家族の役割、構造、及び機能に対する理解と認識を深め、家族の福利を支援促進するための施策を実施することにあります。このような意味合いから、国際家族年、略称ＩＹＥを象徴する公的エンブレム、いわゆるシンボルマークは、家族が社会の中心にあってハートであらわされており、ハートは屋根で保護され、大きいハートはさらに小さいハートでつながり、愛情で結ばれる家族の家

庭生活を写しております。

我が国においては、既に18庁省からなる国際家族年に関する関係省庁連絡会議を設置して、家族から始まる小さなデモクラシーとの共通スローガンも決定いたしております。記念行事及び関係事業を行うために予算の概算要求もなされております。中でも、厚生省のエンゼルプラン・プレリユードと名づけた子供が健やかに生まれ育つための環境づくりの推進には10項目が掲げられております。日野市の取り組みについてのお考えをお伺いいたします。

次に、エンゼルプラン・プレリユードの中で、児童環境づくり対策の推進として、1、（仮称）児童環境基金の創設。2、環境づくり推進体制の整備。3、児童健全育成ボランティア活動の振興、助成事業の創設があります。日野市としての対応をどのようにお考えになっておりますでしょうかお伺いをいたしたいと思います。

第3点目の質問といたしまして、家庭の日の設定を提案したいと思います。中学1年生の子供が親を殺すという悲しい出来事に、日本中の親たちが驚いたのではないでしょうか。つい最近の出来事であります。母親に切りかかり、父親の刺殺の疑いをかけられた子供が、最後に行きついたのは学校や塾から逃れて通ったゲームソフト店でありました。ゲームソフト店の店長さんも、彼はきっとあらわれる。電話があったら警察には連絡をせず、店に来るように言ってほしいと店員に話していたようです。子供を追い詰めたのは何だったのかわかりませんが「どこへ行っても勉強、勉強でもううんざりだ」と彼は言ってたようです。また、高校生の飲酒がふえているといいますが、ほとんどがストレス解消のためだと言っています。しかも、100人に1人はアルコール依存症予備軍だと聞きますので驚きます。学歴指向社会から偏差値教育が及ぼす影響ではないかと懸念する人たちもおります。

話は変わりますが、先日テレビでいろいろな分野での天才児を紹介しておりましたが、ある少年は、俳句の好きなおばあちゃんの見よう見まねで2歳のころから俳句を詠んでいるとのことでした。感性豊かな句はあらゆる賞を取り、歌になったり地球の自然破壊を防ぐための標語になり、世界にも紹介されているとのことでした。このような詰め込み式ではない自然体の教育こそ、真の教育ではないかとしみじみと感じました。周りの環境が子供の感性にどれほど影響を与えるのかということを、改めて学びました。

昨年9月、月1回の学校週5日制がスタートして、満1年が過ぎました。この実施の背景にも、子供にゆとりと生きがいをなどと文部省が提唱している理由のほかに、景気浮揚策として、また国際的に公約した労働時間短縮などがありました。いろいろな背景

はあったと思いますが、子供たちの成長につながる制度に充実させてあげなければと感じます。５日制を機に、家庭に返された子供たちをどう受けとめていくかが問われています。それぞれの家庭のいわば文化力が試されています。学校では味わえない楽しく有意義な体験をさせてあげたらと思います。

そこで、家庭の日を中心に、１．家族全員が楽しめる音楽会の開催等、２．広く一般の間に家庭問題についての関心及び認識を深めるための家庭教育におけるフォーラムの開催、３．ファミリンピックの開催、親子で気軽に楽しめるスポーツ大会の開催等であります。さらには４つ目といたしまして、子供のための発明展の開催、アイデアをテーマに一般募集を行い、コンクール及び作品の展示を行い、国への参加の機会としていただきたいと思います。以上のような催しを家庭の日を設定して、その日を中心にして開催できたらと思います。

その他、多数の取り組みがあると思いますが、国際家族年の取り組みとして家族問題を重要な施策の一つとして位置づけ、全庁的な横断的協力体制の確立を図るために、庁内連絡会議を設置していただきたいと思いますが、そのお考えについてお伺いいたしたいと思います。また、平成６年度予算の中でも、各種の記念行事や関係事業の実施など、家族年の趣旨を踏まえて予算編成をしていただきたいと思いますが、御所見も伺っておきたいと思います。

以上、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憙君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　国際連合で1994年、平成６年を国際家族年とする決議を採択しているということにつきましては、報道等で私も伺っているところでございますが、生活文化部としてどうこれにかかわりがあるかというようなことにつきましては、実のところ、今まで考えていなかったわけでございますが、大変不勉強で申しわけなく思っておりますが、今回の答弁を担当することに、庁議で決まった範囲でわかる範囲の急ぎ勉強しまして、わかる範囲でのお答えをさせていただきたいと思いますが、今、質問者が言われていましたように、国におきましては国際家族年に関する関係省庁の連絡会議が持たれています。これは平成５年３月12日に設置されて、それ以後続けられているところでございますが、この国際家族年の、そしてシンボルマークが決まったことだとか、国の各省庁における国際家族年の関係の予算要求などについて、その内容が都道府県に対して、平成５年10月26日に説明があったようでございます。また、市町村に対しての説明は、今現在は受けていないところでございますが、また国の担当の部署でご

ざいますけど、厚生省児童課家庭局の協力を得て、内閣官房内政審議室が担当するということで伺っております。

一方、東京都におきましては、平成５年12月３日に各局８局だそうですが、総務局、福祉局、環境保全局、生活文化局、教育長、企画審議室、情報連絡室、労働経済局の担当の課長が集まって、初めて会議を持たれたそうでございます。担当の窓口を児童部児童課が窓口になるというふうに決まったというふうに伺っています。

日野市におきましても、まだ担当部の窓口が決まっておりませんが、今御提案のありました庁内の連絡会議等、これから都の方の連絡等が参ると思いますので、それらにあわせて私どもの方の企画に調整をしてもらうかどういうふうになるかわかりませんが、それに応じてそういう準備をしていきたいというふうに、私どもでは思っております。それによって、各課それぞれが何らかの方法で計画が立てられるというふうに思います。生活課、または女性センター所管におきましては、特に今現在は家族年としての新規予算等は計上しておりませんので、従来の予算の中で国際家族年にふさわしいテーマの事業を取り上げるようにしたらどうかなというふうに、今考えているところでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　今、生活文化部長からの御説明で理解をいたしますけれど、あと数点御質問を入れてありますので、それに関する順次お答えをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　御指摘のございましたエンゼルプラン・プレリュードでございますが、これにつきましても、私ども全然まだ国あるいは東京都等から情報を得てなかったので、にわか勉強でございますが、特に児童環境づくりの対策推進ということを掲げております。その中でも、環境づくりの推進体制あるいはただいま御指摘ありました児童環境基金あるいは児童健全育成ボランティア活動の振興、助成事業の創設というようなことでございます。いずれにいたしましても、核家族化あるいは都市化の進展によるところの家庭機能の低下あるいは就労形態の変化に伴う家庭生活のあり方の変容、また生活意識の変化、こういうような中から、これから21世紀に向けまして、もう一度家庭を振り返る、見直すというような機会の年にしたいというふうに考えております。

それぞれ国レベルあるいは東京都のレベル、市町村のレベルの対応があろうかと思っております。特に、市町村については、今年度から事業を新たに展開いたしました子育ての相談ネットワークですか、これはまさにこれに合致するような事業ではないかとい

うふうに考えておりまして、今後、これらの事業についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　ただいま福祉部と、それから生活文化部の方からお答えがございましたように、社会教育部といたしましても、現在まだどのような方向で国際家族年にふさわしい事業を進めていくかということは、まだ立てておりませんが、文部省が掲げてございます国際家族年の事業の８項目の中には、既に社会教育課あるいは公民館等でやっている事業に似たものが含まれておりますので、社会教育課の事業の中の家庭教育学級あるいは幼児家庭教育通信講座あるいは幼児の親子教室、子育てひろ場、こういう事業の中で国際家族年にふさわしい事業に関連づけて、そうした趣旨をこの中に踏まえていきたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　それでは、家庭の日の設定についての提案に対しては、どちらから御答弁いただけるんでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　庁内で、また連絡会議を企画の方にも相談しながら持たせていただいて、こういうことに急いで協議をするようにしていきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　私は11月に公明党女性局といたしまして、女性の国会議員を中心にいたしまして、厚生省の方を初め関係省庁の方からいろいろと勉強会なりいろんなことを教えていただきました。当然、新聞等でも発表になっておることでありますし、順次通達はおりてくるものと思うんですけれども、やはり新規事業とか新しい、この国際年に関するいろいろな行事というか、年度の決め方というのは毎年いろいろと、ことしは先住民年ですか、そういうふうに毎年、何の年ということで決められてきていることであるわけですから、やはり来年はどういう視点から、この問題が取り上げられていくのかという、先取りをしていくということも、とても大切なことではないかなということを感じます。これからの検討課題になっていくんではないかと思いますので、いろいろと詰めをと思っておりましたが、むしろあと質問が２問残っておりますので、ぜひこのことに対して前向きに対応をお願いしたいと思いまして、大事なことでございますので、私は企画が中心になって新しい事業を進めていくんではないかなというふうに理解をしていたんですけれども、とても残念なことだなというふうに感じております。申

しわけないんですけれども、そのように受けとめざるを得ないという心境でございます。

ですから、本当に子供が健やかに生まれ育つ環境づくり、その環境づくりをすることによって、今いろいろと団体だとかグループだとか、そういったものに対する助成ということはかなり強力に行われておりますけれども、一つの、もうこれからは家庭という単位、ましてや１人という個の単位に光りを当てていくということも大事ではないかなということを痛感いたしております。

もっといろいろと深く詰めたいと思っておりますが、また、予算委員会の席上とかいろんなところでお伺いすることもできると思っておりますので締めくくりたいと思いますけれども、先般の朝日新聞にも「学校は嫌い校舎を思い出すだけでも嫌」ということで、文部省が不登校の子供たちの切実な声を聞き取り調査した結果が出ておりました。この中にも、それぞれが原因は学校にと児童がおっしゃっている。また、家庭は学校にと、本人は家庭にとお互いが責任を転嫁するような状況下において、ではどこに一番焦点を当ててあげられるのかということは、子供自身であり本人自身に光を当てていってあげなければいけないんじゃないかなということを感じます。これからの家庭教育、また家庭の日を設定していただく中で、そういった取り組みもお願いしたいと思います。

では、最後に市長さんのお考えはいかがでございますでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国連という国際的協力の機関の場で、過去に国際障害者年でありますとか国際婦人年でありますとか、それぞれ人権保障のテーマを掲げてそういった運動の展開がなされております。加盟国といいましょうか、我々の国でも、まず当初内閣総務庁に総合的な検討機関がつくられ、だんだんと自治体にもある程度の施策として届いてくる、こういうことであります。経済成長に伴って生活様式が大変変化をし、家族崩壊という状況も多々あるわけでありますし、とりわけ一番犠牲者は子供であるというふうにも言われておりますので、今までの行政も一定の取り組み効果もあったわけでありますが、なお、そういう観点から大きいキャンペーンに参加をして、地方自治体の立場からも具体的な施策を取り上げていくということで取り組んでいくのが、これからの課題であるというふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　では、市長さん、家庭の日の設定ということに対するお考えはいかがですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　結構だと思いますが、日野市だけでやるよりも、むしろ全国で行われることが望ましい、こんなふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　日野市が核となって全国的な広がりを進めていけるようなお考えを持っていただきたいと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で、この質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって18の１、「国際家族年」に向けての日野市の取り組みについての質問を終わります。

一般質問18の２、肢体不自由児者も通える生活実習所、通所訓練施設の建設をの通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○12番（宮沢清子君）　続きまして、肢体不自由児者も通える生活実習所、通所訓練施設の建設をについて、質問をさせていただきます。

障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を目指した心身障害者対策基本法が去る11月26日の参議院本会議で全会一致で可決され、成立されておりますことは周知のとおりでございます。昭和45年に施行されたこの法律は23年ぶりに大幅に改正されました。改正案は、名称を障害者基本法に変更して、１．法律の対象を身体障害者、精神薄弱、精神障害の３種類とする。２．国都道府県市町村それぞれが障害者施策に関する計画を策定する。３．12月９日を障害者の日とするなどを盛り込んでおります。きのう12月９日、障害者の日にはテレビや新聞等でもさまざまな形で紹介をされておりましたが、この日は皆さんに広く障害者福祉について、関心と理解を深めていただくために、障害者の権利宣言が国連で採択された日にちなんで定められました。

1981年、国際障害者年がスタートをしましたが、この十数年、障害者の完全参加と平等が国際的な課題となり、日本においても国の長期行動計画や東京都における国際障害者年、東京都行動計画が策定されてきております。さらには日野市においても、日野市国際障害者年行動計画が策定されておるところでございます。日野市の障害者数は平成３年度末現在、身体障害者手帳所持者2,628人、精神薄弱者、愛の手帳の所持者は462人となっております。５年前と比較いたしまして、身体障害者手帳の所持者は617人ふえており、愛の手帳所持者も59人ふえております。こうした障害者の方たちに対しまして、各種福祉手当の支給、福祉タクシー券の助成等による生活の援護や家庭奉仕員の派遣、緊急通報システムの導入等の在宅福祉サービスを行っていることも理解をいたしております。

総合福祉施設市立つばさ学園、やまばと学級では身体障害者の機能回復訓練やレクリエーション事業を行い、同じひばり学級では精神薄弱者の自立を目指し、訓練や作業を行っております。昭和62年に精神薄弱者通所更生施設として開園した市立はくちょう学園でも、生活指導を中心にして自立の資質を育てておるところであります。現在、日野市内には幾つかの精神薄弱者更生施設がありますが、日野市が設置する施設としては、旭が丘にあるつばさ学園と日野台にあるはくちょう学園の２園があります。これらの施設は、主として18歳以上の重度の精神薄弱者が入所されておるところであります。

そこで、質問の第１点目といたしまして、つばさ学園やはくちょう学園のような施設を肢体不自由児者の方たちが通える市立の生活実習所、通所訓練施設を建設をしてほしいとの要請が寄せられております。先日、母子で障害に取り組む方のお話を伺いました。そこで感じましたことは、私たちにははかり知れない御苦労をされております。はえば立て、立てば歩めの親心と言われているように、幼児の成長を待ちに待つ親心は、いつの時代も変わらない共通の心でありましょう。しかし、生まれながらの状態ではうことも立つことも、ましてや歩くことの機能を持ち合わせてこなかった子供がいます。そして、はたには気づかぬようなささいな動きに、子供の成長の一歩、一歩を確認しながら驚き、喜び、時には自慢さえしたくなる親心もあります。

私の知人であるＫさんの子供は、脳性麻痺による体感機能障害という長い名前と一緒に育ってきました。誕生したときは仮死状態、１週間生きられるかどうかと医者からも言われましたが、お乳を飲むことも上手にできませんでした。いつも横に寝かせたままでした。とてもはい始めるのを待ち望むといった楽しさは抱くすべもなかったそうです。身障者の中でも第１種第２級という障害者でした。命がけで母親としての務めを果たそうと、子育てに取り組んできています。我が子とともに生き抜くこととなったら、第一に健康に恵まれることだそうです。

ずっと自分の手元で育てた子供も、やがて２年おくれで就学をいたしました。就学してからの園での生活も、大変な御苦労をなされました。親も疲れ子も疲れどちらも大変です。幾度も幾度も繰り返し続けない限り、成功の道はないことを経験を通して知っていきました。まるで急ぐことを忘れたかのように、何回も同じことを繰り返して頑張ってきました。この子を育てるには根気しかない。根性のある子に育てたい。やればできることを教えていこうと、できるまでやるということを経験させていきたい。そのためにも、母親の自分が先に疲れてはいけないと、自分に言いきかせての毎日でした。Ｋさんの日々の努力と苦闘によって、子供も日に成長していきました。普通の鉛筆が持てる

ようになり、時間があればどこまでも頑張る意思の強さも育ってきました。小学校から高校までの12年間、子供を車の助手席に乗せての通学もやり通しました。車いすでの生活でも、ハンディーに負けないでそのことを乗り越える努力の経験はすばらしいものを感じます。自分の条件をばねとして根性と責任感を育ててほしいと願いつつ育てたKさんの子供も詩をつくる喜びを感じ取るまでになりました。親子一体の死命の人生、私はとても大切なことを学び、教えていただきました。

養護学校卒業後の受け皿づくりとして、市立の生活実習所、通所施設をぜひ行政のお力添えで支援して建設していただきたくお伺いをいたしますが、この件について、第1点目としてお伺いしておきたいと思います。

第2点目の質問といたしまして、かざぐるまの家には、養護学校を卒業して他の訓練施設に進めなかった重度の肢体不自由児者が通所しておるところですが、障害の重い子供たちが卒業後も安心して通うことのできるところがほしいとの思いで、日野市の肢体不自由児のお母さんたちが通所訓練施設、かざぐるまの家をつくりました。昭和59年に市の福祉センターを週1回借りて訓練を始めてから、やがて市の補助金を受け、多摩平の小さな場所を借用して一つ一つ成長してきております。そして、現在の平山の市有地を使用して、都や市の補助金を受けながらかざぐるまの家は建設されたと聞き及んでおります。生活訓練室、作業訓練室などで、一人ひとりが一生懸命に頑張っております。障害の重い人たちも適切な援助があれば、その能力を最大限に発揮することができると関係者たちは話されております。

かざぐるまの家を大きく発展させていくべく公立化のお考えをお持ちでしょうか、御見解をお伺いいたします。

第3点目の質問といたしまして、第2次基本構想、基本計画の中の第4節、参加と平等を目指す障害者福祉の中で、施策の方向といたしまして、在宅福祉の充実が挙げられております。1．家庭奉仕員派遣制度の充実、2．緊急一時保護制度の拡大であります。身体障害者に対する緊急一時保護制度を、精神薄弱者も含めた制度に拡大していきますと掲げられておりましたが、どのような取り組みがなされ発展をさせてくることができておるんでしょうか、お伺いをいたします。現状の介護人制度は、自分で介護人を探さなければならない状況です。日野市として、介護者の登録あっせんができるようにしていただけないでしょうか。他市のように、そこに連れていけば一時保護してくれる施設がありますが、ぜひ日野市としても検討していただきたくお考えをお伺いいたします。

第4点目の質問といたしまして、市立病院の診療科目に小児神経科、神経内科を設置

して十分な医療的ケアを充実していただきたくお考えをお伺いいたします。また、市立病院の障害者用トイレにベッドを設置しておむつのかえができるよう配慮していただきたいとの要請の声も出ております。ぜひ御検討していただくお伺いをいたします。

第５点目の質問といたしまして、日野市内のプールに障害者用の更衣室の設置についてのお考えをお伺いいたします。

第６点目は、車いすでも安心して外出をしショッピングを楽しんでいけるよう車いすを利用される人のために車いすガイドブック福祉マップの作製をしていただけないでしょうか。

第７点目の質問といたしましては、きめ細かい配慮をお願いしたいと思います。１．おむつ使用者に紙おむつの費用の助成、２．理美容師の自宅派遣と理美容券の支給等をぜひ前向きに検討し援助していただきたくお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

以上、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　順を追ってお答えしたいと思います。

第１点目の市立の生活実習所、通所施設等の建設でございます。生活実習所につきましては、障害の重い心身障害者に対しまして、その心身の発達を促進させまして、社会生活能力を開発するために必要な訓練を行うことにより、その日々の生活の充実と社会的自立の助長を図る目的でございます。このような施設については、現在、東京都が設置しておりまして、東京都の考え方といたしましては、どちらかというと広域的な行政というような位置づけだと思っております。27市の中に６施設、八王子、府中、小金井、東村山、町田、昭島、それぞれに設置されておりまして、定員といたしましては、現在192名となっております。

また、福祉作業所等については、若干障害の軽い方だと思います。生活実習所と同様に授産を中心としておりますが、いわゆる障害の程度が軽度という方が対象で、これらも広域行政的な見地から市部には５カ所、立川、武蔵野、調布、青梅、八王子、これらに設置されております。それぞれ都立の作業所でございます。定員は325名となっております。現在、日野市からも十数名の方が通所しておられます。正確な数字は別といたしましても、大体十数名だと思っております。これら施設もほとんど定員が満員で、これらに新たに入所するのは非常に困難なこととなっているわけでございます。

日野市では、知的障害者の法内施設といたしましては、ただいま御指摘ございましたように、はくちょう学園の更生施設、つばさ学園のひばり学級、授産施設ですね、この

２施設が整備されておりますけれども、これら施設についてもまだ十分とは言えないのが現状でございます。御指摘の肢体不自由児者の施設は全くございません。障害の種類や程度によりまして、また養護学校卒業後の地域での生活を支える受け皿の必要性は強く感じているところでございます。これから十分最重要課題ということで検討もしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、２点目のかざぐるまの家の公営化の問題でございます。これにつきましては、この施設は特に障害の重い肢体不自由児者並びに重度の重複のある障害者に対し、その心身の発達を促進し、社会生活能力を生み出すための訓練を通所により実施している最重度の施設ということでございます。現在、18歳以上の成人５名の方と、それから、八王子東の養護学校に通学している生徒８名、計13名の通所訓練事業として実施しているところでございます。運営といたしましては、成人あるいはいわゆる放課後の対策というようなことで、非常に弾力的な運営がなされているのではないかというふうに思っています。最重度の施設で全員の方が車いすのため、その処遇や送迎あるいは親たちの御苦労は本当に大変だというふうに認識しております。

市では、土地の無償貸与あるいは建物等の改築に対します助成、あるいは運営費の助成等行っておりますが、その運営に対する親たちの精神的な負担あるいは肉体的な負担、また将来に対します不安というものは、本当にはかり知れないものがございます。養護学校の卒後の受け皿としての生活実習所等の御指摘をも含めまして、関係者と十分協議しながら、これからの運営主体について詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、３点目の登録、いわゆる緊急一時保護このときの介護人のあっせん登録制でございます。これについては現在、一時緊急保護につきましては、東京都の心身障害者の緊急保護事業あるいは在宅心身障害者（児）の緊急一時保護、これは在宅保護でございます。三つ目には、心身障害者（児）の緊急一時保護事業ということで、施設保護でございます。現在島田療児園等で実施しているところでございます。四つ目には精神薄弱者の緊急一時保護ということで、民間のあおい鳥作業所あるいは今年度からは第２こばと寮等におきまして、実施をしているところでございます。介護人の登録制度につきましては、在宅保護と精神薄弱者施設保護で実施しておりますが、現時点では、特に問題は生じていないんではないかという認識でおります。十分とは言えませんが、とりたて問題を生じているという認識ではございません。特に障害者という、その特殊性から、だれでも介護できるというものでもございません。特にそういう特殊性から、介護

を受ける本人と介護人との信頼関係あるいは家族との信頼関係あるいは障害者の状況を十分把握して、理解関係が十分できている、そういうところが、また介護の中でも非常に左右する大きいところでございます。したがいまして、現状では、家族の方が選んだ介護人、こういう方を登録していただきまして、必要なときには派遣しているというような現状でございます。なお、今後これらについても、その辺の実態をもう一度洗い直しまして、問題があれば検討を加えていきたいというふうに思っております。

それから、福祉部関係続けてお答えいたしますが、6番目の車いすガイドでございます。ガイドブックでございますけれども、これにつきましては、平成5年度から社会福祉協議会におきまして福祉マップづくりをしていただいております。これらにつきましては、事業費等は市からの補助ということで、社会福祉協議会の中にマップ作製委員会を設置していただきまして、ボランティア活動等を中心の中で作製に当たっております。なお、平成6年度にはほぼ実踏が終了いたしまして、平成7年度にはマップの作成が完成する予定となっているところでございます。

それから、7点目の紙おむつですか、これらの費用の助成ということでございます。八王子東養護学校のおむつ使用の実態調査等によりますと、いろいろと個人差はございます。また使用メーカーによっても違いはあろうかと思いますけれども、大体月平均で1万円のおむつ代がかかっているというような状況を聞いております。そのほかに人口膀胱あるいは人口肛門あるいは重度の障害者の方でおむつの使用者はおおむね120名前後ということで把握しているところでございます。

各市の状況を見てみますと、立川、町田、小金井、多摩の4市で実際実施されております。これらお年寄りについては、現在生活文化部の方で、いわゆる訪問看護の中でのおむつの貸与ということでやっております。大体129名ぐらいの方がこの制度を受けているわけでございますので、お年寄りも障害者も同じレベルで考えていかなければいけないのではないかというふうに考えているところでございます。これらについても前向きに検討していきたいというふうに考えております。

それから、理美容師の派遣につきましても、これらについても十分これから検討を加えていきたいというふうに考えております。

福祉部関係については、以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　御質問の市立病院の中に診療科目、小児神経科、神経内科の設置をという、そういう御質問でございます。

その御質問の前に、私も小児科における現状をちょっと御報告申し上げますけれども、小児科における毎日の午前中について一般外来、午後には月曜日は心臓外来、腎臓外来、火曜日はぜんそく外来、心理外来、それから、水曜日は神経外来、乳児検診、木曜日はぜんそく外来等々やっておりますけれども、その中できょうの通告の肢体不自由児者に対するという関連の中でなく、単純に病院としての小児神経科としての扱い、神経内科の扱いとするために、昨日、小児科のドクターと協議しまして、そのコメントをいただきましたので朗読して、ちょっと時間がかかりますけれどもよろしいでしょうか。

御質問の内容は、小児神経科とは小児精神科という意味と考えますが、、小児精神科という点では従前、当病院でも実質的に診療しております。御質問の趣旨も、すぐに都立の梅が丘病院のような子供の精神科へ行くには抵抗があるという患者さんの気持ちを察しまして、小児科医長の佐々木ドクターが５年以上前から研究日を利用しまして、国立小児病院精神科、主に登校拒否、国立精神神経センター、主に自閉症、それから都立梅が丘病院、分裂病等々の外来で研修しまして、現在でも診療をしているわけでございます。まず、こうした形で御相談を受けれれば、当病院としても十二分に診察ができるということでございます。

一方、神経内科につきましては、月３回、非常勤でございますけれども、設置しております。ただ、常設となりますと、いろいろ現状の診察室では狭いということでございますから、午後のやりくりの中で、今後この神経内科あるいは小児神経内科を広げた形で午後の分野に予約をとりながら、今後病院のあり方をしていきたいという考えを持っております。

それから、２点目の障害者用のトイレにベッドをということであります。この件につきましては、かねてより八王子東養護学校からも要請がございまして、現在あります障害者用のトイレは非常に狭いわけでございまして、そこへベッドを置くことはなかなか難しいわけでございますけれども、たまたまはくちょう学園に、それに類するようなベッドがあるんですが、それを見てまいりまして、若干小さいんですけれども何とかやりくりでできるんじゃなかろうかということで、目下研究している最中でございます。あわせて、障害者用のトイレのためにベッドということは、現状の狭いところでは無理であることをはっきり申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　市立のプールということで、プールを二つ所管しているわけですが、生活保健センターと東部会館、これの男女の更衣室があるわけですけれ

ども、障害者用の更衣室というお話でございました。今現在、取りつけている以外に、スペース的に新たに別に設けるということはできないのが現状でございます。利用の際に障害者の方の申し出によって、職員の対応で――手伝いでこの更衣室を使えるようにしたいというふうに考えておりますが、施設的にはちょっと無理なのが現状でございます。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　どうもありがとうございました。それでは、順次再質問をいたしたいと思います。

非常に福祉部長からも、また各部長さんたちからも前向きな御答弁をいただいたところでございますけれども、本当に今私もＫさんの状況等も事例として挙げさせていただく中で御検討をお願いしたいという思いでございます。

市立の生活実習所、通所訓練施設の建設で最重要課題として検討してくださるということでございますけれども、これは第３次基本計画、基本構想の中にも入れていただいているのかどうかその辺はいかがなものでしょうか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

２点目のかざぐるまの家の公立化でございますけれども、はくちょう学園とかつばさ学園は市の送迎バスも出ているところですし、給食も実施されておるところでございますけれども、かざぐるまの家は先ほども言われておりましたように、運営費の助成はしていただいておりますけれども、こういったまだ制度が公立化されていない部分での対応でいた仕方ないと思いますけれども、こういったことも制度化されてくる中で、一つ一つクリアーしていただけるんではないかというふうに感じますので、その点もお願いをしたいと思います。

島田療育園のことをおっしゃられたんですけれども、要綱を見ますと、施設保護ということで日野市心身障害者（児）緊急一時保護の事業実施要綱がございますけれども、この中で対象者となるのは、保護者または家族の疾病、事故、出産及び冠婚葬祭により一時的に介護がされなくなる者、またはその他、市長が特に必要と認めるということで、対象者が掲示されております。この保護施設の保護の期間とか定員ですけれども、定員が特に緊急一時保護の定員は島田療育園は１名となっているんですね。ですから、希望する方が重なったときには、もちろん状況によって市立病院だとか、または在宅だとかということもあるわけでございますけれども、この辺の定員をふやしていただくということはお考えになっているかどうか確認をしていきたいと思います。

冠婚葬祭しか使えないような状況というか、または親が病気をして看病できないとき、特別の理由がない限り利用できないのが状況でございますけれども、やはり本当に母親の立場になってリフレッシュする時間というか開放される時間というものも、時にはほしいでしょうし、また時には自分自身の思いの中から、いろいろとやっていかなければならないお仕事であり、また兄弟の面倒だとか、もうそれこそ四六時中休まる間のない、そういう状況でありますので、ほっとした時間というか、そういったところにもきめの細かい行政のお力添えと申しましょうか、そういった中での緊急一時保護制度の確立というか拡充ができないかということを伺っておきたいと思います。

他市では、緊急一時ということで連日でも受け付けてくださっているところもあるそうですし、また１人の方に対して２人の介護者がついているという状況もありますし、また、費用も人の手配も市で行ってくださるとか、また母親の立場に立って朝の９時からよる９時までとかというふうにショートステイの中で時間を延長してやってくださって、本当にこれではという条件がなく、いつでも心置きなく利用できるという状況下にある市もあるようでございますので、その点も日野市として御検討していただけるかどうか再確認をしておきたいと思います。

では、今のことに関して先に御答弁お願いしたいと思います。

○議長（黒川重憙君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　１点目の生活実習所、そのほか作業所ですね、こういうものについて、第３次の基本計画の中に盛り込まれているかという御質問でございますけれども、ちょっとその辺定かじゃないんですけども、福祉向上等についてはたしか載ってたんじゃないかなというふうに思っております。申しわけございません、正確なお答えできませんで。

それから、かざぐるまの家の送迎関係でございます。確かにはくちょう学園等については、送迎を実施しているところでございまして、この中でも、やはり官民の差があるわけでございます。現在、希望の家等も送迎しておりますので、その辺のバスで何とかうまく連携がとれないかということも含めて検討しているところでございます。

それから、島田療育園の関係でございますが、定員１名ということで、その定員の増ということと、それから、いわゆる緊急一時保護の弾力的な運営だと思います。定員の増については、これらの緊急一時保護のときには、たしか建設費の負担金をすることによって、別途確保したというようなことだったと思いますので、現在１名、365日は確保できている状況でございます。利用率が七十数％だったんではないかなと思っており

ますけども、また、介護している親の休養を兼ねての緊急一時保護ということも、できるだけ弾力的に運用できるように検討してみたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　それでは、病院事務長にお伺いいたします。

今御答弁いただいたんですけれども、重度の障害を持ったお子さんが家族とともに地域で暮らしていく、安心して暮らしていけるというそういった十分な医療的ケアを必要としているわけなんですね。ですから、ぜひこの点も考慮していただいて、今読んでいただいた文章の中には若干、私の視点とは違っているんではないかなということのように感じておりますので、私の質問は今、重度の障害を持った子供さんたちを対象にして、いつでも受け付けして診察していただけるという、そういうことでございまして、ぜひ小児神経科と神経内科の設置ということでお願いしたいと思います。

いろいろと市立病院の建て替えの問題等の中にも、クリアーしていただけるようなことにもなってくるかと思いますけれども、できないということではなくて、努力をしていただくということでお願いしたいと思います。

それから、障害者用トイレのことですけれども、またプールの障害者用の更衣室のことにも関連してくるわけですけれども、何か建物をつくった後にいろいろと問題点が出てきて指摘をされて、改善をしていくというようなことがたくさんあるように感じられます。そういった中で、特にトイレについても、伺うところによりますと、だんだん年齢が重なってきまして大きくなってくる中で、子供をトイレの中で抱っこをしながらおむつを取りかえているというそういう現状も伺っております。ですから、そういったものに対する対応ということを、ぜひお願いしたいと思います。

また、プールのことでございますけれども、やはり介助者が同姓なら問題ないわけなんですけれども、異性の場合の更衣室ということになりますと、利用できない状況であるわけなんですね。ですから、スペースがないからだめだという、この言い方というのは、とても私は残念だなと思いますし、本当に心を寄せていく福祉のあり方ではないんではないかなということを、大変申しわけないんですけれども感じ取る次第なんですね。

（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

福祉環境整備要綱がなぜ設置されているのかな、こういうところに福祉環境整備要綱を生かしていただき、そして、この整備の中からもできることから検討していくというような方向でお願いできないものかなということを感じます。ぜひこういったことを御配慮していただく中で、状況的にどこまでできるかわかりませんけれども、検討の余地

というか、対応として受けとめていただければと思います。

いろいろとたくさんお話をしたいこともあるわけなんですけれども、かざぐるまの家の市立の生活実習所、通所訓練施設の建設がこれから先の問題になってくると思いますけれども、重要課題として検討していただくということでございますけれども、当面の問題といたしまして、かざぐるまの家を公立化するお考えを持っていらっしゃるかどうか。特に日野市が設立をいたしました社会福祉法人で、理事長は日野市長が務めております日野市福祉事業団が、このことを受けていただいて、そして、市の施設として公立化できないかどうか、市長さんにお考えを伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。市長。

○市長（森田喜美男君）　重度肢体不自由という立場の方々、またその御家族、本当に大変だなというふうに日ごろいろんな機会に感じております。しかも、それが青少年であった年齢が、まただんだんと成人化される。それから、直接日夜の介護に当たっておられる身内の方が、これまた高齢化される。先行き、まだ安心が持てない。こういうお気持ちをしばしば訴えられて、何とか安心をしてもらえる方法はないだろうかということを、常々考えております。

日野市福祉事業団という行政の実務を補完する社会福祉法人を、日野市では比較的早くつくって、高齢化社会のいろいろな施策等並びにこれまでやってまいりました障害者施設の日常管理、これらをやっておるわけでありますが、これもかなりまた仕事量がふえてなかなか大変だという状況がございます。先般３グループぐらいに分かれて、直接私の市民相談時間においでいただいて、いろいろな御要望も受けておりますので、その個々の特色あるいは今までの経過、こういうことも尊重しなきゃなりませんし、どなたかの質問にちょっとお答えしたんですが、市内でまだ用途を定めていない土地がありますので、何かそこで具体的なことを考えられないだろうか。また、それぞれの運動に対しましては、私は土地とそれから定款、それから財源の分担、こういうことからやはり法人格を取得することが一番大きく解決をする具体性が伴っておりますから、何とかそういう方法で土地を提供してあげる。それから、経営者に一定の補償を設ける、こういうことによって、直接の公営化ということにはなりませんが、公設民営に近い方法をい

ろいろと工夫してみたい、こんなふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　今、お話を伺ったんですけれども、かざぐるまの家は公設民営化という方向で検討していただくというふうに理解をしてよろしいんでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　まだそこまで予測を立て得ておりません。私が今申し上げましたのは、社会福祉事業というのは、いわゆる社会福祉法人、これは国や都が一定の経費分担をする。そして、地元自治体がその法人の負担分、つまり４分の１程度を負担をするということで、一つの社会福祉事業としての安定した構造がありますので、それにのせていきたい。その際に日野市として、また土地を提供するとか経費を負担するとかということに積極的に協力をしたい。とりわけ土地がなければ、事業もおろせませんので、何とか土地をひとつ工夫をして提供して差し上げよう、こんなふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　かざぐるまの家は土地も無償貸与していますし、運営費も補助をしているわけでございますから、これを格上げというわけじゃないんですけれども、きちっと公立化していけるということは、そんなに難しいことではないんじゃないかなと感ずるんですけど、わざわざ社会福祉法人の法人化しなくても、福祉事業団があるわけでございますから、はくちょう学園やつばさ学園のように委託をされて、そして市立のかざぐるまの家というふうに公立化をされていってもいいんではないかというふうに感ずるところなんですけど、もう一度お願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　通所訓練施設と言われる施設は、かざぐるまだけではありません。三つも四つもあるわけでありますから、適切にそのグループの性格あるいは来歴を尊重しながら何か工夫を凝らしたい、こういうふうに考えておるとお答えしたわけでありまして、今総合的に場所を考えたいということをお答えをしている次第であります。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　では、市立の生活実習所、通所訓練施設を新設することに関しては、市長さんのお考えいかがですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　折り合いのこともありますし、規模のこともありますので、

なるべく余り多くないグループ、グループで対応するのが、実績を具体化する方法ではないか、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　グループ、グループとおっしゃるわけなんですけど、またほかにもいろんな通所訓練施設があるということも理解をいたしておりますけれども、その辺の位置づけを明確にしていただいて、ぜひ先ほど御答弁ありましたように最重要課題として検討してあげていただきたいと思います。

養護学校卒業後が、お母さんに任されてしまうということではなくて親なき後のこと、それからまた、高齢化していっている中で子供たちが安心して将来を託せるようなところを行政のお力添えでつくってあげることが、行政の施策ではないかと思います。生きがいを持って自立していけるような、ぜひそういった行政をつくっていただきたいと思いますし、そのお力添えをお願いいたします。

あと、いろいろと御答弁いただきましたけれども、ぜひ前向きに御検討していただき、早期に向けての実施をお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって18の２、肢体不自由児者も通える生活実習所、通所訓練施設の建設をの質問を終わります。

一般質問18の３、児童、生徒の通学路の安全対策についての通告者、宮沢清子君の質問を許します。

○12番（宮沢清子君）　それでは、３点目の質問に入らせていただきます。

子供たちにやさしい安全で快適な通学路と願う公明党の通学路総点検運動が原動力となりまして、本年度から国の通学路安全調査がスタートいたしております。来年度からは、全国２万4,700校のすべての小学校で実施する計画になっております。今夏には、先行的に全国71校でのモデル調査も実施され、このほど終了いたしております。現在、建設省が調査結果をまとめており、全小学校の実施に向けたマニュアルづくりを進めておるところです。小学校のある市町村単位に、道路管理者、教育委員会、学校、警察関係者などからなる委員会を設置していきますが、特筆すべきことは、児童が点検に参加して子供の目から見た危険箇所をチェックすることになっております。チェック項目は１．歩道の幅や陥没の有無　２．子供に配慮した信号機の整備状況（青信号の秒数の長さ等）３．ガードレールの有無や整備状況　４．看板など見通しを妨げる占拠物の有無５スクールゾーンなどを中心にその他、多数の点検項目が網羅されております。

質問の第１点目として、建設省はモデル調査の結果を踏まえて来年１月を目指して、

全国の小学校で実施するためのマニュアルづくりをしており、来春から全国の小学校で通学路の安全点検がスタートいたしますが、日野市における状況についてお伺いいたします。

質問の第２点目といたしまして、私は一般質問に向けてお母さんたちとともに近隣の小・中学校の状況を調べてみました。児童、生徒の通学時間に現場に立って実際を見てまいりました。特に緊急性の高いものについて今回は指摘をさせていただき、改良、改善をお願いしたいと思います。

第１に第八小学校のことについて申し上げます。１．川崎街道から中島道路に通じるところの踏切の前後は、特に危険を感じます。高幡区画整理事業とモノレール事業の促進の中で、交通量の増大が著しくなってきました。踏切の前後で電車が通過する際、遮断機が昇降いたします。小学生は車に圧倒されてしまい横歩きの状況で横断をしているのを見受けました。踏切の前後には用水路があり、登校する際、右側通行に位置しています。用水路の箇所にはさびついた破損したままの防護用のものが倒れております。踏切では車が交差し合っており、大変に危険な状況です。ぜひ用水路を埋め立てて暗渠にしていただき、歩道を拡幅していただきたく要望したいと思います。

２．東邦歯科技巧学校の跡地が都営住宅建設地として、平成７年ごろを予定されておるようですが、現在河内公園付近の箇所が一方通行になり、落川都営アパート付近の交通量が桜が丘、多摩市への道として増大してまいりました。八小の通学路になっておりますが、道幅が狭く大変に危険です。都営住宅建設の際には６メーター道路に拡幅されると聞き及んでおりますが、道路のみ早急に対応できないでしょうかお伺いいたします。

３．学校周辺道路の交通量の増大に伴う緊急対策について申し上げます。イ．八小前と裏の道路面に20メーター間隔ぐらいに四角い緑の中に白地で文教の「文」のマークを書いて、学校があることを知らせてほしいと思います。ロ．学校正門前の道路北側及び南側50から100メーター手前に「小学校正門あり徐行」の交通標識を設置いただきたいと思います。信号機の設置を特に要望しておきたいと思います。ハ．学校北門が学校の擁壁に隠れて見えない上、道路幅が狭いため、子供の飛び出しに対応できない状況下にありました。北門前に横断歩道の白線を引いていただきたいと思います。ニ．正門の反対側の箇所に歩道と車道の区別をするためにポールが置いてありますが、破損したものや横倒しになったままになっております。市道の通学路の応急的な対応ではないかと思いますが、スクールゾーンとしてグリーンベルトを設置した方がいいのではないかと考えますがいかがでしょうか。ホ．百草橋に交通擁護員が立って指導に当たっておりまし

たが、平成６年４月より廃止されることを聞いております。交通量と見通しの悪さにかんがみ、百草橋へ向かう道路面に50から100メーター手前から20メーター間隔くらいに四角に緑の中に白地で文教の「文」のマークを書き、運転者に注意を促すようにしていただきたいと思います。また、ぜひ信号機の設置の方向で取り組んでいただきたく思いますがいかがでしょうか。大変変則的な交差点になっておりますので、その点も御配意していただきたいと思います。

第２に百草台小学校の通学路について要望させていただきます。イ．体育館側、東側通路ともに雑草が伸びほうだいのため、常時草刈りをして整備していただきたいと思います。夏場は蝮や蛇も出ると聞いています。対応をお願いたします。ロ．街路灯が少なく、余りに暗いため、痴漢が出ている騒ぎも起きています。特に冬場は日の暮れが早いために暗くなります。梅が丘の児童たちが、通称心臓破りの道と言われているところを通って登下校いたしております。成人した男性も階段を上っていくのが怖いような気持ちがするということも聞いております。ぜひ防犯灯の設置をしていただきたいと考えます。

第３に三沢台小学校の通学路であります。百草エステート側と百草自然公園側の歩道に街路樹が植えてありますが、樹木が大きくなり木の根っこがコンクリートを突き抜けており鉄板からはみ出しています。百草エステートの児童が通学の途中転んで、何針か縫うけがをしておりますので、歩道の整備をお願いいたします。

第４に程久保小学校の通学路であります。住宅都市整備公団の運動公園わきから第２武蔵野自治会地域へのＢ階段に通り抜ける道です。途中、飛び石の石伝いになっておりますが、児童の歩幅から見て転びやすい状況です。また、ショッピングカーやベビーカーの車輪もはさまってしまいます。冬場や梅雨どきはどろんこ道になり、歩行が困難です。道の真ん中の部分だけでも簡易舗装をしていただけないでしょうか。

第５に三中の通学路についてですが、バス通りから百草台児童館に入るところの横断が、車の交通量が激しく急カーブに面していますので、なかなか横断できない状況です。押しボタン式の信号機の設置をしていただけないでしょうか。

第３点目の質問といたしまして、平成２年第２回定例議会で質問いたしました狭隘道路整備要綱の設置について、質問をさせていただきます。

そのときの御答弁では、設置の方向で積極的に取り組んでいきたいとの旨がありました。その後、予算委員会、決算委員会等でも進捗状況を確認させていただいておりますが、現在、どのように取り組まれておるのでしょうかお伺いをいたします。

第４点目の質問といたしまして、歩道上のダストボックスについてお伺いいたします。不燃物のオレンジボックスの収集を週２回にふやして収集しておることは周知のとおりですが、今現在リサイクルを進め、モデル地域を設定して回収を進めておることも理解をいたすところでありますので、実際上、歩道上のダストボックスの撤去に関しても、一定の成果が出てくるんでしょうかお伺いいたします。

第５点目の質問といたしまして、公道にはみ出した自動販売機についてお伺いいたします。清涼飲料水など、はみ出し自動販売機が不法に使用されており、交通の障害になっています。市としては、どのような取り組みをされ指導をされておるのでしょうかお伺いいたします。

以上、答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　それでは、御質問のイ、ロにつきまして御答弁申し上げます。

お話のありました建設省実施の通学路の安全点検の調査でございますが、これはお話にありましたとおり、モデル調査におきましては、東京都としては杉並区と練馬区の小学校、２校が選定されたわけでございまして、日野市はそのモデルには該当いたしませんでした。本調査において入っていくものというふうに予想しております。

ところで、日野市といたしましての通学路の安全確保についてお答え申し上げますと、平成４年９月に小・中学校に対しまして、通学路における危険箇所の調査を実施しております。それを学校別に集約いたしまして、その状況を建設部管理課に通知するとともに安全施設を改善するよう要請しております。現在、これらの危険箇所など関係課、特に管理課と一緒に現地調査いたしまして、早期に対策が必要な箇所について順次対応しているところでございます。今後につきましては、この調査を踏まえまして学校、警察を含めた協議を行い、全域的な整備計画を策定していきたいというふうに考えております。

御指摘の通学路の安全対策につきましても、既に学校から要望されているところもございます。街灯の増あるいは照度強化、あるいは雑草の草刈りなどの対策を講じてきたところでございます。今後も児童、生徒の通学途上の安全確保に向けまして、市で対応できるところは関係部課と協議いたしまして、早期に実施していきたいと考えております。また、信号機あるいは横断歩道などの交通安全標識の設置とかガードレール、カーブミラーなどの安全施設の設置などにつきましては、関係機関、いわば公安委員会ある

いは道路管理者等に要請し、実現を図っていきたいと考えておるところでございます。

次に、ロの学校別の緊急に対応しなければならない部分につきまして、お答え申し上げます。

まず、八小につきまして5点ございました。第1点目の川崎街道から精進橋までの道路につきまして、一部分側溝にふたがけをするということで、関係部・課に要請をしております。

第2点目の東邦歯科跡地道路の関連でございますが、これは都営建て替えの窓口でございます都市計画課に、いわば先行拡幅というんでしょうかね、できるかどうか、してほしいという旨の東京都に対する要望をしてほしいという依頼をしたところでございます。

それから、3点目の八小前道路の関係でございます。正門前に信号機の設置、路面のカラー化、また20メートル間隔の標識を立てるということでの徐行の立て看板、これらの設置につきまして、早速ながら要望したいというふうに考えております。それから、グリーンのガードレールにつきましても、要望をともにしていきたいというふうに考えております。次に、北側道路でございます。これにつきましても、徐行の立て看板の設置あるいは路面のカラー化を要望したいというふうに考えます。5番目の百草橋道路でございます。これにつきまして、立て看板の交換を既にいたしましたし、横断歩道の塗りかえあるいは信号機の設置、路面のカラー化を要望してまいりたいということでございます。

次に、三沢台小の関係でございますが、管理課に改善をするよう要望いたしたいと思います。

それから、程久保小につきましても、既に街灯の照度を上げております。公団用地につきましては、十分要望を出していきたいというふうに考えます。

三中につきましては、これはすぐそばに信号がついておりますところで、なかなか信号については設置は難しい部分もございまして、これは個々というよりも全体の中での要望とした形の中で要望を出していきたいというふうに思います。これにつきましては、湯沢会館の交差点を渡っていただきたいと、当面考えるところでございます。

よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（黒川重憲君）　残りあと7分でございますので、よろしくお願いします。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　八小の近くの水路のふたかけの件であります。これにつき

ましては、八小の中の水路用地の交換処理問題と絡んでおりまして、直接的にはふたかけ処理がなかなか難しい状況であります。何らかの工夫をしてみたいと思います。

狭隘道路の件であります。これにつきましては、既に17回の討議を重ねて一定のまとめをしております。まだ平成５年度中に整備する道路整備計画との絡み、それから、東京都との調整、それらがまだ残っておりますので、それとあわせて実施に向けて努力してまいりたいと思います。

はみ出し自販機につきましては、業者に対して改善方申し入れたいと思います。調査もいたしました。29台のはみ出し件数があります。50センチ以上のはみ出しは５台あります。以上です。

○議長（黒川重憲君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　ダストボックスについてお答え申し上げます。

現在、不燃用のダストボックスは、市内に大体2,000カ所ございます。約80％が公道上になっております。御指摘のように子供たちの通学に不便を来していたり好ましくない場所も多数ございますが、現在の収集方法ではやむを得ないところもございまして、恐縮に思うところでございます。

今後は、特に交通量の多いところを点検いたしまして移動の可能性を探り、また、資源物の分別収集を導入する地域から、オレンジボックスを間引きしていくことも検討したい、このように考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　どうもありがとうございました。

学校教育部長に最後お願いをしておきたいと思いますが、建設省が進めております通学路の安全点検は、子供の目にやさしい位置で点検しようということで、児童、生徒も参加してということになっておりますので、ぜひそのことを含んだ上での御検討をお願いいたします。

子供にやさしい通学路、道路ができ上がってまいりますと、お年寄りや障害者にもやさしい道路づくり、まちづくりができてくるものと思っておりますので、ぜひ十分な御検討をお願いし改良と改善を要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって18の３、児童、生徒の通学路の安全対策についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は12月13日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時20分　散会

12月13日　月曜日　（第６日）

平成５年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第29号）

12月13日　月曜日　（第６日）

出席議員　（28名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	藤林理一郎君
５番	旗野行雄君	６番	谷　長一君
８番	下村　功君	９番	佐藤洋二君
10番	一ノ瀬　隆君	11番	内田　勲君
12番	宮沢清子君	13番	馬場繁夫君
14番	高橋徳次君	16番	小川友一君
17番	土方尚功君	18番	福島敏雄君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	天野輝男君
25番	福島盛之助君	26番	小山良悟君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

欠員　　７番　　15番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成5年12月13日（月）
午前10時開議

日程第1　一般質問
（議案上程）
日程第2　議案　第99号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第3　議案　第100号　日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4　議案　第101号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

日程第　5　議 案　第102 号　日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（請願上程）

日程第　6　請 願　第5－34号　日本野鳥の会「国際自然保護センター（仮称）」への市有地無償提供の撤回をもとめる陳情

日程第　7　請 願　第5－35号　程久保一丁目、下程久保自治会私道を公道移管に関する請願

日程第　8　請 願　第5－36号　国民の主食であるコメの輸入自由化反対と安定供給に関する陳情

本日の会議に付した事件

日程第1から第8まで

午前10時36分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問19の１、用途地域の理念と改正に伴う課題についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔13番議員　登壇〕

○13番（馬場繁夫君）　議長にお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の改正は、地価高騰に対応した金融、税制等の総合的な土地政策の一環としての土地利用計画の充実と都市の秩序ある発展を図るため、都市計画法及び建築基準法が改正されたものであります。

内容的には、現在の８区分の用途地域に住居関係の４地区を新設して12地区にすることや、誘導容積制度を設ける等の内容であります。

東京都では、今回の見直しに当たり、答申に示された考え方に基づいて、良好な市街地環境の整備と都市の秩序ある発展を図るとともに、区部中心部等において住環境の保護や住宅の確保を図り、職と住の均等のとれた多心型都市づくりをより一層推進するために、この指定方針及び基準に基づき用途地域等の指定を行うものとされているところであります。

第１点目の質問としまして、日野市におきましては、どのような方針に基づき見直し作業を進めているのか、また試案作成の作業日程等はどうなっているのか、まずお伺いいたします。

２点目としましては、現状下の用途地域の中で、日野郵便局、オリエント時計地域の準工業地域、日野台一丁目及び旭が丘小学校地域の工業地域等数カ所は用途混乱地域と思われますし、また小規模の混乱地域もあり、今後の見直し作業におきまして、用途地域混乱や小規模の島状混乱地域等をどう、今後、見直しの中で考えておられるか、お伺いいたします。

３点目としましては、市街化区域及び市街化調整区域の線引き並びに逆線引きについての日野市の更新について、お伺いいたします。

以上３点につきまして、よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、都市計画の理念でございますけれども、適正な制限のもとに土地の合理的な事業を図るということが、都市計画の基本理念となっておるわけでございます。したがいまして、今回の用途地域の都市計画の制限の重要な一項目となっておるわけでございます。ただいま議員さんの方から改正の趣旨等につきまして触れられましたけれども、さきの地価高騰に対しての土地政策の一環という形で見直すというものでございます。

特に、一番のこの問題として出ておるのが、業務機能が住宅地へ進出してきているというふうなことで、住環境の悪化を招いているというのが一番大きな問題かと思います。

そこで、現在、市はどんな方針で、ということでございますけれども、居住機能の保全と回復に努めるため、住居系の用途が細分化されておるということで、これに伴いまして現在、地域の状況等を把握を調査をいたしております。

その主な日程でございますけれども、現在、現地踏査を行っております。これに基づきまして市のたたき台を今作成中でございまして、大体このたたき台ができてくるのが来年の２月ごろを目途に一応進めておるということでございます。

これに伴いまして、地元説明会等を行うのが、５月前後をひとつ予定をしておる。この日程につきましては、東京都全域が同じような日程という形で進められておる状況でございます。用途地域、これは都知事決定でございますので、当然、都の指導のもとで行っておるということでございます。

特に工場地域等の混乱している地域というふうな御指摘がございました。今の用途の中で、工場地域といいますと、容積率が非常に高いというのが一つ、長所としてあるわけです。それから高さの制限がございません。したがいまして、建築物が非常に高いものが建つということで、マンション等が入ってきて住工混在を招いているということでございます。その地域のみならず、周辺にもそういう影響を及ぼしているわけでございます。したがいまして、こういう住工混在地域の状況を今調査をしておりますので、この調査に基づきまして住環境を図るというふうなことで見直しをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

調整地域の御質問でございますけれども、今回の用途地域の見直しとあわせまして調整区域の見直しも行われておるわけでございます。調整区域につきましては、現状の市街化の状況等を考慮しながら見直しをしていくということで、これも現在、現地踏査等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　　ありがとうございました。

今の答弁の中では、現地調査を行っているというような主な状況の答弁だったと思うんですけれど、現在、住居系の用途地域は３種類ありまして、それが今度四つふえまして７種類に細分化するというふうな、今までよりも居住空間をより住宅の目的に沿って住むことができるような環境を整備していこうというふうな趣旨かと思うんですけれど、現在、いろんな住居地域の中につくってはならない工場等も住居地域につくりまして、無許可でつくったりいろいろとしながら、なかなか地域的にもトラブルがある地域の非常に現実があるんですけれど、今後そういうことのないような中で、東京都の用途地域見直しについての市の原案をつくるに当たりましては、十分調査をした上で現状に即した用途地域を作成していただきたいと思います。

特に、今回、改正になりますので、なかなか今までの状況と変わってまいりますので、一般市民の方はどうもわかりにくいという時点にありますので、この説明会を具体的にどういう形でされるのか。非常に説明会そのものについては十分、説明会を通し、またいろんな市の広報を通じながら用途地域の改正の趣旨も地域の人たちによく理解していただいて、また事業者にも理解していただきまして、今後、事業者がいろんな計画を立てる中においても、用途地域の指定を超えたものをつくらないような、そういう行政の大きな方針に基づいてそういうようなＰＲもしていただければと思いますので、それについて、ちょっとお伺いします。

また、今回の改正に伴って、市長自身がどういう方針をお持ちなのか、市長自身の基本的なお考えをあわせてお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　　まず第１点目の方の説明会、それから方法でございますけれども、まず、広報等で当然その内容等はＰＲしていきたいというふうに考えております。

説明会でございますけれども、５月前後に２回ほどやりたいというふうな、現在、考え方を持っております。

最終的に市の案としてまとめていきたいというのは、調整区域につきましては６月ごろ、来年の６月ごろを市の素案としてまとめていきたい。

用途につきましては、９月ごろまでにまとめていきたい。これは東京都、都下の全域にわたって、こういう行程で進んでおるところでございます。

さらに、都市計画的には、用途がこういうふうに決まりますと、建物は当然これを遵守していただくのは当然でございますけれども、問題は、既にそういう建物がある場合の扱いが、一番問題になるわけです。これは将来的にできるだけ、その用途に合った形で建て替え等の場合においては処理していただく、という形の指導を行っていくということになると思われます。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　用途地域の指定は、なるべく住居系あるいは工業系、これらの混在をしないように純化を図っていくということが理念に大きくかかわりますので、なるべくそれに応じた考え方を実施の中で取り組んでいきたい、こういうことになるわけでありますが、なかなか現実問題としては、直ちには難しいわけでありまして、これまでも住居系の指定地に、それ以前から、指定以前から工業系の事業が行われているのもしばしばあるわけでありまして、本来は、増築を許さないというのが間接的な規制であり、また誘導であるわけでありますが、なかなかこれも東京都当局が現実問題としては、我々も多少疑問を感じるような状況もあるわけであります。

できるだけよく理解をしていただいて、そうしてそれぞれが適正な用途の整合に理解をしていただく、またそれの間接的な業者あっせんとか等も市としてできるだけ行うということで、現実的解決を図っていくことであろう、このように思っております。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

今、市長が言われたように、確かに用途地域指定以外の建物が、実際、用途地域の中に建てられているという現実が、いろんな各所にそういう問題がありまして、市民等がトラブっていることが事実として何カ所もありますし、非常に難しい問題でありますが、こういう用途地域見直しの中におきましては、極力そういう部分も踏まえて、用途地域が指定された後は当然その趣旨に沿った整備が進むように、行政、市としてもそういう方針に基づいて東京都に十分そういう用途地域の本来の趣旨に沿った対応ができるように、極力いろんな動きをしていただきたいと思います。

ここに、用途地域の目的というのは非常にまた難しい部分がありまして、用途地域としては建物の用途とか規模、形態を指定していくんですけれども、指定して、それに従って建物が建った後、その目的以外に使われてしまうとか、そういう次の段階での追跡調査もできないと非常に難しい問題になりまして、それでまた地域的にもいろんなトラブルの原因になる場合もありますし、また、事業所によっては用途地域を本来であれば自

由に確認申請等の手続を踏まえた上で建物をつくるのは当然のことなんですけれど、実際その手続もせず建物が建ってしまう。そして建ったものについては、なかなか東京都も撤去命令が出せないということの現実がありまして、放任されてしまうというのが今の実態ですから、これもやはり平成７年度から日野市に今度、建築の確認申請を取り扱う部分もされるということでありますから、今後、しっかりとした行政としての住居地域の存続というものを踏まえながら一つの節度ある対応を強くお願いいたします。

それと同時に、今回の市街化調整区域及び市街化区域の見直しということも含んでいまして、都市を形成するために緑を守るということは当然、大事なことと同時に、現在、市街化調整区域においても住宅ができていたり、また調整区域に指定することが現実じゃない地域もありますし、また、場合によっては逆線引きも必要だろうし、その辺も一つの現実に沿った対応の仕方を十分調査していただいた中で、現実に沿った形の線引き及び逆線引きも踏まえて、用途地域等の指定を試案としての案をつくっていただきたいと思います。

それと同時に、説明会の仕方ですけれど、十分この説明会が形だけに終わらないように、地域の市民の皆さんに十分、理解と納得をしていただけるような対応ができるような説明会の方法をとっていただくように強くお願いしまして、この問題を終わりにいたします。

○議長（黒川重憲君）　これをもって19の１、用途地域の理念と改正に伴う課題についての質問を終わります。

一般質問19の２、緊急通信システムは災害時機能するのか問うの通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○13番（馬場繁夫君）　続きまして質問させていただきます。

前置きを省きまして、質問第１点目、防災情報センターが完成して同報無線も始動しているところであります。昨年の第１回臨時議会におきまして、日野市緊急通報システム工事請負契約の締結の議案で質問を行いまして、緊急通報システムの運用に必要な人員、資格者の確保、及び防災係と公害課を分離して実態に沿った組織体制についての質問をさせてもらったところでございますが、その後の状況はどうなっているのか。それについて、まず第１点目はお伺いいたします。

第２点目としまして、昭和36年、災害対策基本法が制定されまして、市町村の責務として自主防災組織の充実を図ることになっております。また、東京都震災予防条例におきましても義務づけられているところであります。

過去数回、一般質問でも取り上げてまいりました自主防災組織の整備状況について、その後どういうようになっておりますか、状況をお知らせください。

第３点目としまして、昨年、起震車を購入しまして、日野消防署と協定を締結して、管理は日野市が行い、使用は日野消防署で行っておるところでございますが、利用状況についてお伺いいたします。

第４点目としまして、現状に即した日野市地域防災計画の見直しと防災情報センターを中心拠点としました総合防災の取り組みについての基本的な考え方について、お伺いします。

以上４点について、よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答えさせていただきたいと思います。

１点目でございますけれども、防災センターができまして、また組織も今まで生活文化部にありました環境防災課が、ことしの４月から総務部へ移管になりました。こういう面からしますと、いざ災害のときに出す始動命令系統はすんなり行くということになろうと思います。

それから、現在の環境防災課の職員の配置でございますけれども、課長以下10名いたんですけれども、御承知のとおり11月に参事でございます環境防災課長が辞めまして、その後、私が兼務しているところでございます。ですから、現実は９名でございます。そのうち防災係が５名の職員で平常時のいろいろな緊急システム関係の運営に当たっているところでございます。

前にも御質問がございましたように、例えば、あれだけの設備を、無線を使うわけですから、無線士の有資格者の問題が問われておりましたところでございますけれども、現在、５名の無線士が有資格者としてセンターに配属になっております。

ちなみに、１級の免許を持った者が３名おります。これは御存じのように都の防災関係まで取り扱うことができるというものが３名ございます。それから、市内の防災を取り扱う２級特殊無線士が２名、ことしになって研修を受け、その結果、試験をやって合格して有資格者になっておるところでございます。ですからこういう面では、いざ災害のときの通信システムの関係は対応できるようになったんじゃないかと思っております。これが今の第１点目でございます。

地震防災組織の件でございますけれども、これにつきましては、市民が自発的な防災組織が各地に結成されて、防災意識の高揚、知識の復旧がなされることは、災害時にお

きましたときに被害及び混乱を防止するに一番効果が大きいと思っておるところでございます。市内には257団体、約４万3,000世帯を持つ自治会があります。世帯からすると約70％台くらい自治会に入っておるわけでございますけれど、現在のところ市に寄せられました防災の相談は多少はあるわけでございますけれども、自主的な市民組織があるということは残念ながら把握していないのが現状でございます。このような現状を踏まえまして、私たち担当としては今後、自発的な防災組織の育成とか援助に向けて検討していかなければならない大事な、これは事項であろうと思っておるところでございます。

３番目の起震車の関係でございます。昨年、購入させていただきまして「用心棒」という名称の起震車でございます。この利用状況でございますけれども、昨年の８月から稼働しまして、ことしの11月まででございますけれども、全体で48回の利用状況でございます。ちょっと中身を申し上げますと、自治会関係が20件、教育施設関係が18件、会社等の団体が６件、市の行事に４件、計48回が11月まで利用しているところでございます。

それから、地域防災計画の見直し、これの総合的な考え方ということでございます。御存じのように、昭和49年に作成しました日野市の地域防災計画は、このときは風水害に対する応急対策が中心でございました。その後、昭和60年に東京都の防災会議によりまして、多摩地域における地震被害の想定に関する報告書が公表されました。それに基づきまして、市はこの報告書に震災対応を充実させるという意味で、平成２年に改正をさせていただきました。現在、この計画に基づきまして備蓄品の整備とか、備蓄品の倉庫の建設、防火水槽とか、いろいろな対策を進めているところでございます。

今後、あの緊急防災、立派な施設ができているわけですから、これもカバー、どういうふうに整合させていくかということでございますけれども、先ほど申しました自主防災組織が市内にございますれば、その人たちの見学、またあそこで研修をしたり、いろいろな知識を学んでもらうということも必要であると思いますし、市民と防災センターがもう少し身近なものになるということが大事だと思います。起震車についても、やはり同じような連動した総合的な考え方で今後の日野市の防災対策を考えていかなきゃいけないんじゃないかと今思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　なかなか納得しにくい答弁をいただきましたんですけれど、市長にお伺いしたいんですけれど、第１点の質問しました人員につきまして、また今度、

防災係と公害課への分離についての組織体制につきまして、平成４年８月に質問したものを踏まえますと、今の部長の答弁では何ら変化がないし、ありましたのは、総務部に属したという以外、何らその後、変化が出てきていない。市長答弁と随分違っている部分が多いのが現状でありますし、システムはもう動き始めているのに人員体制もできていない。不都合な点がたくさんあるんです。ですから、これ、もう一度市長に人員の問題、組織体制の問題について、市長の方から答弁いただきたいと思います。

質問の２点目につきまして、自主防災組織については再三、質問しているところでありますが、現在の答弁についても何ら変化がない。誠意が非常に見受けられませんので、これについて、また市長の答弁をいただきたいと思います。

３点目の起震車につきまして、十分納得できるというか、理解できないような現状になっておりますので、これ、現在は日野市が管理をして消防署に全面的に使用をお願いしているところですけれど、市長自身の、総体的に防災という視点の中で、起震車を購入する場合、どういう運用体制にしていくのか、どう起震車を使いながら市民の皆さんに実際、使用してもらって地震の際の状況を体験をしていただく、そしてそれを通して市民の人が日ごろ生活の中で工夫して対応していただく、こういう一つの大きな大事な起震車を消防署に運用だけお願いしていく、しかもこれ、回数もたった年間、１年ちょっとたって48回しか使っていない、この実態は大変な問題になる内容でありますので、これについても、お考えをお伺いします。

とりあえず、まずその３点の質問につきまして、市長の方から答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　災害時の防災体制ということで、だんだんと現実課題に向かって施設並びに機能の整備を進めておるという状況であります。すなわち、防災情報センターの機器を整備し、その機能を専門的に役立つように今進めておるという状況が主だったところであります。

今、いわゆる同報無線系の119カ所改選ということの第２年目に当たるわけでありまして、昨年は42カ所ふえておる。ことし後の箇所に回線させまして、日常的な、いわゆる災害時の情報が一災害時に必要な情報を伝える場合には、市民全域の方に機能できるという一方の情報の流れは整えつつあるわけであります。

全体的に、いわゆる災害行政を管理いたします日野市自治体としての整備状況も、今答えておりますとおり、方向づけは進みつつあるわけでありますが、まだ人員が必ずし

も調っていないという状況については、なるべく早く人員の体制づくりを進める考えであります。

今、環境防災という課の名前で伺っておるわけでありますが、もう少し具体的な名称のことを考えて、一番わかりのいい状態にしたい、こう考えておるところであります。

それから、御指摘に対しまして必ずしも満足のいく状況でないと言われる部分があろうかと思っておりますが、地域防災、なかんずく地域地域の防災ということにつきましては、非常に常時の構えをするということが難しいわけでありまして、基本的には、やはり地域地域、あるいは個人個人が発生時の瞬間につきましては、一応の身を守るという心構えと動作を身につけていただく。それから、地域防災という組織のことが確かに考えられるわけでありますが、その主体は消防団になるべく依存をしたい。自治会が必ずしもまた、その際のことを考えますと、機能できるかどうかということは難しいことでありますので、地域地域でより具体的な、これから地域の方々が自主的に取り組んでいただく、そういう仕組みを防災情報の伝達に合わせて整えていくことが大切だということは御指摘のとおりだ、こう思っております。そのような方向に今後、取り組んでいきたいと思っております。

起震車が、今答弁を聞きますと、確かに市民に災害時の実感を、地震の災害時の実感を体験してもらうという考え方で整備しておるものでありますので、より各地域でまたしばしば回数を多くし、また人もたくさん集まっていただいて、役割を果たすということについての一層の努力をしなければならない、このように感じておるところであります。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　市長、防災情報センターが完成し、既にもう同報無線等も動いているんです。前回、昨年の８月に質問をしたときに、市長自身と内容が全然変わっていないんですよ。具体的に、いつまで体制づくりするのか、また、いつまでに人員を確保して、いざ緊急事態が発生したときに十分対応できる組織形態をするのか、それについてもう少し具体的に、いつまでそういう体制をするということを明確にしていただきたいんです。

市長、前回のときに「その機能運用に必要な人員は当然配置するということは言うまでもありません」こう言われているんです。そして、そう言われているところに「機能を使うからには、その機能を生かす人員配置は当然必要なことでありますから、今すぐまたどういう人員配置にするということがここでできない状況でありますが、なるべく

機能の始まるときまでには整った体制をつくるということはもう十分、御理解いただけるわけでございます」云々と言われているわけです。要するに、機能が始まるまでに整った体制、これはもう既に機能はしているわけです。するとこれ、前回、市長が答弁したものとまるっきり内容が変わってくるんです。市長、その場、その場だけ都合がいいような答弁をしているのかと疑わざるを得なくなるんですけれど、前回の市長答弁を踏まえて、では具体的に組織体制及び人員の配置については、いつまで、どういうふうにするのか、もう少し具体的に、明確に御答弁をいただきたい。

まず、これをお伺いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　庁内で今、検討をしておるという段階でございますので、なるべく早く有効に機能するようにいろいろ整えていきたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　ことしの４月に人事異動がありまして、防災課の課長が異動されまして、課長空白のまま現在来ているわけです。そして11月には参事が退職されたということで、それでまだ課長の補充をしておられない。これはどういうことなんですか。せっかくすばらしいシステムができた、そのシステムを運用するハードの部分がまるっきり対応ができていないんですよ。それで今、市長答弁も「検討している」ということで、現にもう作動しているんですよ。ですからいつまで、組織体制並びに人員体制を整えて、ハード、ソフトの両面にわたって対応していくのか、それについて答弁いただきます。

○議長（黒川重憲君）　助役。

○助役（前田雅夫君）　それでは、私の方からお答えをいたしたいと思います。

まず、環境防災課の組織でございますけれども、ただいまの議員さんの御質問は、現在の防災の係を順化して課として昇格をし、執行体制を整えるということだと思います。確かに係で課に昇格をして、その仕事だけ行うということは、非常に理想的ではございます。

ただ、事件、災害等が発生した場合に、そのかなり周辺の部課の活動が協力体制が（「そういう質問をしてませんけれど」と呼ぶ者あり）どうなるかということでございますけれども、まず、その係で対応できない場合には、その課内にある係が応援をする、さらに業務等の拡大に伴って部内協力をする、全庁的な体制を組んでいく、そういうことになるわけでございます。そういうことから考えますと、現在、消防士のような形で

防災課の職員が常時待機をするという、そういう体制というのは非常に現在の職員の定数等からいきましても無理ではないか、というふうに考えております。

要するに、現在おります労災係の５名、これから、課長が今不足しておりますけれども、こういった職員が中心になりまして、災害等が発生した場合には横断的な組織を整備しておいて、その組織が有効に活用できるような、そういう組織が必要だということで検討も始終しているところでございます。その１課に２係あることも、事務を通常行っていく上で、日常の事務連絡等も実際にはできるわけでございますので、ある面では非常にいいということでございます。いずれにいたしましても、今後さらにこの施設を十分活用できるような運用システムをつくっていかなきゃいけない、というふうに考えているところでございます。

あと、起震車の関係でございますが、これは当初、購入するときから運用面につきましては市の消防署に委託をするということで購入をし、管理委託契約を結んでいるということでございます。

この起震車の活用を考えますと、ただその地震の建物の揺れを住民の方々に体験してもらうということも、これは大事なことではございますけれども、それに付随した災害の防止であるとか対応であるとか、そういうものが必要になってくるわけでございます。したがって、消防署が行っている業務の全般にこの起震車もかかるということで、消防署の方にお願いをしているということでございます。

他市でも、市が購入いたしまして消防署の方に管理運営の委託をしているというところがほとんどではないかというふうに考えております。

利用が少ないということにつきましては、これはもう御指摘のとおりだと思います。今後、消防署ともよく連絡を密にして、この起震車の活用の向上について努力をいたしたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憙君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　第１点目の組織体制についての質問は、課に昇格してほしいという内容の質問でありませんので、そのような御理解いただきたいと思います。

システムができる前と同じ人数が現在５名なんです。これで十分対応できるのか、非常にこれは疑問のあるところであります。

市長自身も「設備をする以上、その機能の運用に必要な人数は当然、配置する」というふうに市長、これ、答えているんです。すると、随分、助役の答弁と話が違ってまいりますので、それ、もっと明確にしていただきたい。

それと同時に、この組織体制という、私が質問した内容は、防災係と公害課がいっしょにいるということは現実にそぐわない。市長、これがもう少し制度的に十分、市民の皆さんもわかるような、また現実に即した組織体制をしていただきたいという趣旨の質問でありますので、それについて市長の方から再度、答弁いただきたいと思います。

それと、起震車につきまして、状況、ほとんどの市では起震車を運用面では消防署で行っているんだ、そういうような発言がありましたが、そういうふうな事実に対しては非常に議論しているところでございますけれど、では何市に起震車を持っていて、どの市が具体的に起震車を消防署が実質的に運用しているんだ、これについて御答弁いただきます。

以上、とりあえずお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　担当参事であらゆる対応ができるというふうに報告を聞いておりましたが、なお外部的な状況も十分よく把握いたしまして、金をかけて整えた機能が稼働しないというようなことじゃ全く申しわけないことであから、十分な体制づくりをするというふうに、改めて申し上げておきます。

それから、起震車のことは、これからもっとしばしば機会を設けて、市民にいろんな意味での体験のきっかけにしていただくというように、消防署御当局にもお願いをし、また市内の各事業所やその他にも極力お願いをして機会をつくっていただく、こういうように努めてまいります。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　私の方からちょっと答えさせていただきたいんですけれども、起震車がよそに持って、どことどこだということでございますが、答えさせていただきます。

現在、都下では八王子、立川、府中、昭島、町田、国分寺、国立、福生、そして日野でございます。ですから９市が起震車を購入しているということでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

では、その９市のうち、消防署に具体的に運用面でお願いしているとこは何市あるのか、お願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　大変申しわけございませんけれども、起震車が消防署にお願いしているということの細かいことまでは、ちょっと私どもではわかりませんので、調べて御報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　まず、組織体制並びに人員につきましては、十分な体制づくりを市長はしたいという答弁をいただきまして、では具体的に、これはいつまでそういう体制づくりにしていくのか、具体的に答弁いただきたいと思います。既にもう稼働しているんですから、その辺も踏まえていただきたいと思います。

あと、今回、新しいシステムの中におきましては映像も入ってまいりますし、災害が起きたとき現場へ行きまして映像を撮りまして、その活用もできるように新しい体制になるんですけれども、そういう具体的な組織の新システムが稼働できるような体制づくりというのは実際には何もまだできていないんです。これはいつまで総合的な新しいシステムを核とした防災体制をつくり上げていくのか、この辺をちょっと、基本的な考え、大事なことですから、それはどうなるのか。その辺について、まずお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　現在、管理に当たっておる職員は大変熱心に自分たちの専門技術あるいは資格を取って、責任感旺盛な形でやっておりますから、私は十分機能できるというふうに思っているところであります。

なお、全体的な機能の強化、体制の整備につきましては、なるべく早く人事異動等の機会もあわせて充実を図っていきたい、このように今のところはお答え申し上げておきます。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　なかなか話がかみ合わないんですけれど、現在の担当者が、市長の答弁では「責任旺盛でやっているから十分にできるんだ」と。市長の答弁としては随分恥ずかしい答弁ですね。職員のそれぞれは、みんな一生懸命頑張っているわけですよ。市長の立場で、具体的に組織体制をどのようにしていくのか。幾ら１人の個人が頑張っても、ちゃんとした組織体制ができていませんと、またちゃんとした必要な人員体制ができていませんと、十分、機能ができないんです。一人ひとりが頑張るのは当たり前であり、また職員それぞれが一生懸命頑張っているんですよ。それを市長が具体的に最高責任者としてどう対応していくか、大事じゃないですか。

まして、今回、新しいハードとしてのシステムができましたから、当然、本来であればそのハードのシステムができる前に、ハードを計画するときにソフトとしての人員体制、組織体制、またそれに伴う防災体制そのものを見直しを並行して進みながらハードである建物づくり、システムづくりを進めていくのが大事じゃないですか。いつも同じじゃないですか、市長。建物はできた、施設はできた、ソフトが対応できない。やります、やりますと言いながら全然対応ができていない。どういうことなんですか、市長。

（「声を張り上げればいいってもんじゃないわよ」と呼ぶ者あり）

あのね、市長、こういういつも同じことを繰り返し繰り返しでは、せっかくできたシステムは十分対応できないんですよ。そういう場当たり式は改めていただきたいんですよ、場当たり式は。ですからもう少し明確に、いつまでそういう新しい防災情報センターが十分機能できるような組織体制、人員体制をしていくのか、具体的に市長、いつまで、明確に答弁をお願いします。

○議長（黒川重憙君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほども申し上げておりますが、内部の状況を十分把握をして、正確に機能できる体制づくりにこれからも努めてまいります、というふうにお答えをしております。その時期は、できるだけ早くという考えでございます。

○議長（黒川重憙君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　今さら内部状況を把握してなんていう言葉はなかなか理解できないことでありますが、ともかく十分機能ができるようなソフト面の充実をしっかり図っていただきたい。これは強く要望いたします。

このソフト面というのは、特に防災についてもう少し基本的なことを考えていただきたいと思うんです。ただそういう組織体制をすればいいということじゃなくて、防災自身の考え方が非常に不明確になりますし、特に市長自身も余り積極性に欠けている部分がありますので、その辺を踏まえながら十分、ソフト部分も含んだ体制づくりに十分対応していただきたいということを非常に強く感じているんですけれど。

特に起震車につきまして、確かに先ほど答弁がありましたように、起震車については要綱を制定しまして、日野消防署に協力を得てもらっているんですけれど、この例えば５条におきまして、起震車の管理は日野消防署の協力を得てという、この協力というのは今の体制では協力を超えて委託的な部分ですよね、協力を超えて、協力というのはもう少し日野市が主体的な防災等についての考え方を持って、その一部分について協力をしていただく。だからこの起震車についても市がしっかりしたビジョンを持ち、その部

分の市では対応できない部分についてお願いしていくということが、本来、協力という言い方から解釈すればそういうふうに見えるんですけれども、今回の場合は起震車の管理については日野市が行いますけれど、すべてについては消防署に丸投げなんですね、はっきり言うと。それで市民の方から起震車の利用についての問い合わせが来ても、日野市では取り扱いすらしていない。消防署がすべてを取り扱っていくという、これが今の実態なんです。これでは起震車の利用も促進しませんし、せっかく市民の貴重な財源を使いまして起震車を購入しているんですから、やはりその辺の使い方については、もう少し節度を持った利用の仕方、活用の仕方を考えていただきたいと思います。

これについて、期間につきましても１年更新になっているんです。ですから１年更新の３カ月前までに消防署の方に申し出がない場合はそのまま継続になっておりますので、やはりもう少し、この１年１年をただ機械的にしていくんじゃなく、利用についてはどうしていくんだということを注文もつけたり、また日野市の体制についてもう少し明確にした上で、再度、起震車の活用についてはお願いしたいということでありますので、それについて、また答弁をいただきたいと思います。

自主防災組織について、いつも市長の考えなんですけれど、市長の考え方を変えていただかなきゃいけないんじゃないですか。もし市長の答弁しているような内容であるならば、地域防災計画そのものを変える必要があるんじゃないですか。地域防災計画の中には、理念と基本目標という中に、災害に強い防災都市をつくるためには、一つは災害に強い都市構造をつくっていくんだという部分と、災害に強い市民なんだという二本立ての中で、災害に強い日野市づくりというものを明確に大きく２点の視点から地域防災計画というのを立てるわけです。そのうちの市民に、災害に強い市民ということでありますから、その中で主な多くの枠としては、自主防災組織というものを取り上げているんです。ところが、この自主防災組織は、市長は個人的な見解かと思うんですけれど、なかなか市長自身は積極的にやっていこうというような対応をしていないのが現実なんです。

そうすると、市長の考えでいくと、自主防災組織については主体的にやっていこうとしていなければ、当然この地域防災計画の災害に強い市民というところを変えていただいて、または自主防災組織というものを割愛するしかないんじゃないですか。そうしないと、市長の答弁と行政の地域防災の基本的な方針とは随分隔たりが出てくるんです。これ、どちらを市長は選択するのか、市長の答弁をお伺いします。

以上２点について、お願いします。

○議長（黒川重憲君）　助役。

○助役（前田雅夫君）　起震車の活用の件でございますが、先ほどお答えいたしましたように、消防署ともよく連携を密にして利用率の向上に努めたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　災害に対して行政側がなるべく市民に早期に具体的な判断ができる、こういう情報をお伝えをするということが、まず行政側の責任として第一だというふうに考えております。その後、地域地域単位を、私は、個人であり、また１戸１戸の世帯とか家庭とか、そういうことではなかろうかと思っておりますけれど、あらゆる時間帯ということもありますし、何としましても市民意識として災害に対応できる、そういう心構えは持ってもらわなければならないと思います。

そして、自治会単位でありますとか、あるいは大きい建物は建物の範囲ということで、日常的に管理委員会等でそれらの話は十分話題になっておるというふうに思っております。

したがいまして、特に求められるものがあれば、また行政側がそれにおこたえをするということであって、行政側からなにか組織を編成してその責任体制をつくるということは少々無理ではないかというふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　先ほどの市長の答弁の中で、防災が、自主防災につきましては消防団に依存したいんだという、おかしな答弁が出てきましたけれど、では地震等が発生して、消防団はそれぞれの地域の中でフル回転で対応してきますね。そうすると、この自主防災組織に消防団を与えろということは、これは市長、何を根拠に答弁しているか理解できないところですけれど。

また、先ほどの答弁の中で、特に求められればやるんだ、こういうような市長は相も変わらず一貫した答弁なんですけれど、やはり行政が市民意識を高めながら市民の皆さんが自主防災組織をつくられるような後を押していく。でき上がったものとして行政がお手伝いをしていく、これが本来の姿だと思います。市長が市長室に座っていて市民がつくるという意識が出てきて市長のところに来れば、やってあげる、こういう姿勢は随分いただけない姿勢ですね、市長。

やはり必要を感じているんであれば、市民の皆さんがそういう体制ができるような情報を提供したり、そういう高揚させる意識を高めていくというのが行政の役目だと思う

んです。市民自治といっても、市長の市民自治は随分一方的なものですね。市長自身が本当に市民自治、市民参加、市民参画と言うなら、その体制が変わらなければ市長の言っていることがおかしなものになるんじゃないですか。いまだかつて大きな災害がたまたま日野市を襲わなかったからいいようなもんですけれども、もしこれが何かあって不幸にも大変な被害が出てくれば、市長、あなたの責任問題になりますよ。行政としての役割を果たさないできてしまったということは大変な問題ですから。その辺もっと市長、素直に考えるべきですよ。

そういうことで再度、市長、答弁をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほど消防団という自治防災組織、消防団そのものが自治体の自主防災組織でありますから、消防団にある程度の依存をすることは可能だというふうに思っております。

それから、地域防災組織という見方もあるわけでございますが、それなりに市民自身の意識にこたえ、意識づくりに努め、その意識にこたえるという手順が、私は一番有効な手段だろうというように思っておりますので、なお、いろいろと勉強もいたしまして災害時の体制づくりにこれからも努力をするというふうに、お答えをしておきます。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　市長の今の答弁は、まるっきり理解できないことですけれどね。

例えば、第２次基本計画におきましては、施策の方向という中で、具体的に地域防災体制というのがあるんてす。そして、この地域防災づくりについて日野市が対応していく大きな方向づけをしているんです。でも実際、何らできていない。

そして、今度第３次基本計画の案が私たちに説明いただきまして、それを見ますと、現状の課題という中では自主防災組織の育成を推進するということが、これは指摘されているんですけれど、施策の方向という中では、地域防災力の向上、市民と行政が一体となった防災体制の確立と自立を図りますということで、自主防災組織というのが消えちゃっているんです。これはどういうわけなんですか。非常に理解できないと思います。

先ほども話しました地域防災計画の中では、二本柱の一つの中で市民に対しても自主防災組織のメインになっているんです。恐らくこれは、もう自主防災組織を市長が推進していくことが今後、積極的にやろうとしない姿勢のあらわれじゃないですか。

特に、第３次基本計画に沿うようなことが自主防災組織については聞いておりますから、当然そうしますと、地域防災計画の中の自主防災組織というのは、日野市の方向性

も変わってきますから、今見直す中で、市長が本部長ですから、当然これは割愛するなり、少しトータルダウンをしてくるわけです。この辺、ちょっと市長、少し答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問ではありますが、いろいろとよそからも学び、また具体的に効果のある方式を考えて、なるべくそれに近く整えていくという以外には、別の言葉でお答えをする用意がございません。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　随分前に当たりますけれど、日野市の消防委員会で「自主防災組織の育成に関する計画」ということで市長にも諮問をしているところでございます。この中におきましては「地震によりまして一時的被害を防止することは大変困難である。これによって起こり得る身近な二次的被害の発生を防止することは可能であるんだ。ゆえに二次的被害の防止の視点におきまして防災関係機関の充実が一時的に低下している中で、住民みずからが身近にできる防災活動を適切に行うことが大規模な地震の被害を最小限に防止する重要な要件であると言える」こういうふうに言われているわけです。住民一人ひとりがばらばらに行動するのでなく、その効果は極めて限られたものになってしまう。地域住民が互いに助け合い、行政機関と連帯しながら組織を向上することがその効果を最大限発揮するんだ、こういうふうに言われているわけです。

ですから先ほど森田市長が言われた消防団が本来の自主防災に当てはまらない。これはやっぱり地域住民が互いに助け合って避難したりすることが自主防災組織になりますので、市長、先ほどもとってつけたような答弁をしていましたが、その辺を改めていただきまして、本来に即した自主防災組織の育成ができるような行政のアドバイスをしていく、情報を提供していく、この辺、十分対応していっていただきたいんです。

特に、南平、平山とか百草とか、丘陵形態というのは非常にがけが多いですし、また造成をした住宅地域がたくさんありまして、東京都の震災のいろんな将来的な危険に対する推移というか、予測をした中でも、日野市の丘陵地帯は５ランクのうち４ランクと５ランクという大変、危険だということを規定されているんです。ですからこれは災害が起きた場合は大変な被害を及ぼすことは、もう目に見えているわけです。少なくともこういう地域の人たちは自分たちの置かれた状況というのは十分把握をして、そしてそういう災害が起こるという予測された情報に対して的確に地域の人たちが協力し合って避難をしていく。万が一その過程の中で災害が起きてしまった、そういうときは即座に

隣近所も合わせながらみんなで避難をしていく。こういう自主的な認識を高める自主防災というのは非常に大事なんです。現実的にはそういう方法でないと今は対応できないんですよ。こういうところは市長は、そのまま見捨てていくんですか。日野市全域に一度に広めるというのは無理な話ですから、特に地域的な状況の中で危険とされるところは、それなりの情報を提供しながらそういう意識を高めていく。そして市民の皆さんが尊い命を失わないようにしていく。これは行政の当然の責務ですから、その辺も踏まえて、この自主防災の考え方を改めていただいて対応していただきたいと思います。これは強く市長にお願いしておきます。

あと、せっかく防災情報センターが完成したわけです。この防災情報センターが完成したのを、この２次の地域防災についての方針が変わってきてないんです。これも早急に、地域防災計画というものをもう一度見直していく必要があるんじゃないですか。そして地域防災センターが名実とも地域の防災の拠点として対応できるようなハードの面の整備をしていきませんと、せっかくすばらしいものができ上がっても何ら活用されていかない。これを平成５年４月１日の広報の中でも、無線通信、映像情報を主体に地域情報、観測情報、防災教育の五つの有機的に結合した情報ネットワークシステム云々と出ているんです。何かこういうのを読みますと、すぐにもうそんなものができ上がってきて、ハードもでき上がって、それこそ防災情報センターが核になってできているというふうに市民は思いますよ。実態は何もできていないんですよ。これは、こんなばかな話はないですよ。少なくとも防災情報センターということが完成されて市民に対してはこういうようなことをお知らせしているんですから、それに即応した対応ができるようなハードとしての体制ができなければ宝の持ちぐされになってしまいますので、この辺の地域防災組織を総合的に見直していただきたいんです。これは本当にお願いしたいと思います。

特に最近、大きな問題になっていますのは、丘陵地域の中で災害が起きますと、非常に通常の平地に比べて被害が大きい。特に地震が起きました場合、地震波が反射をして通常よりも約２倍弱にわたる長い揺れを起こしていく、それによって造成地域がなだれ的に崩れていく、大きな被害が起きているということも、今までになく宮城沖地震とか、最近の地震の事例の中でそういう報告がたくさん出ています。そういうところを日野市は実際たくさん抱えていますので、これに対してどういう対応をしていくかということを、もう少し明確にする必要があると思うんです。

また最近、液状化現象ということが非常に言われています。東京都のいろいろ情報を

見ますと、平山一丁目、六丁目、また多摩川との境が交差する地域については液状化ということが可能性があるんだというような指摘も出てきます。特に河川につながる部分というのは液状化の可能性が大きいですから、新たな問題になってまいりますので、そういうようなことも踏まえながら地域防災計画をどういうふうに対応していくのか。これも新たな視点として考えていただきたい。

それと同時に、特にまた指摘されている部分は、ライフラインの問題です。電気、ガス、水道等、これについては今回の地域防災計画ではまだまだそこまで対応していませんので、これがまた次の大きな問題に提起されています。なかなか日野市だけでは対応できない部分も確かにありますけれど、そういう視点も含めながら、新しい視点でこの地域防災計画を見直して、総合的な防災ができるような体制づくりをしていただきたいと思います。

市長、その辺についてどうですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　行政は市民の生活に安全と幸福を約束するという大使命のもとに機能するわけでありまして、安全という範囲で欠けるところは、なるべく対策をもってその安全性の確保に努めていくということは言うまでもありません。いろいろと御意見をいただいておりますので、内部的にも十分いろいろと調査、研究をして、より安全が確保できる、そういう行政のために努めていきたい、こう考えています。

個々の御指摘のこともございますので、それらもあわせて、ひとつ研究課題にいたしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　市長、実際にやってくださいね。場当たり的に、そのときの答弁だけじゃなくて実際に実践してくださいよ。そのことをしっかりお願いします。

ことしの10月８日の東京新聞に市長自身の発言が載っておるんですけれど、特にこの中で「革新自治体の伝統的精神から言えば保守と絶えず対決する姿勢が大切」、そういうことも言われます。保守と対決する姿勢が大事なんだ、どうもこれ、意味がわかんないんです。この辺について、もう少し一言、市長が何かつけ加えることがあれば、短時間でお願いしたいんですけれど。

全国革新市長会加盟の市長数ということで、これも５月11日の毎日新聞に載っておるんですけれど、これを見ますと、昭和39年に結成しまして、当時、全国で22市が革新市政ということでありましたが、昭和47年が132市ということで一番盛んな時期でありま

したが、その後だんだん減ってきまして、平成５年には全国で37、東京都において２市というように減ってきているということが、この毎日新聞には出ていますが、一つの時代的な流れですけれども、保守とか革新という時代は終わったということが（「そこに持っていきたかったんだ」と呼ぶ者あり）現状の姿なんですけれど、市長自身が言われています保守と対決姿勢が大切なんだ、この対決精神というのはなかなか理解しにくいところなんですけれど、何かつけ加えることがあればお聞きしますので、なければ先へ進みます。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の今までみずから努めてまいりました心情として申し上げたものでありまして、よく言われております保守、革新がなくなったということは私自身まだよく理解しておりません。切磋琢磨の努力こそ進歩をつくり出す大きなエネルギーになるというふうに確信をしておりますので、例えば、緑と清流を破壊をするような、そういう開発等の要請にはきっぱりと反対をしていくということこそ、日野市の革新姿勢の本領であるというふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　意味がよくわからないんですけれども（「わかるわよ。わからないというのがわからない」と呼ぶ者あり）昭和30年に保守合同の自民党が発足しました。そしてまた、社会党の左右の統一によって、戦後、日本政治に自民党と社会党という、対立という一つの枠組みが生まれまして、これが俗に言う55年体制であります。

第１に、アメリカ側につく保守とソ連側につく革新という、米ソ冷戦構造の言わば国内版とも言われておりました。

第２に、経営側を代表する保守があり、労働側を代表する革新という労使対立を反映してまいったことは事実のとおりであります。（「もともと、そういう分析が間違っているんだよ。とんでもない話だ」と呼ぶ者あり）保守が対立し政策が硬直化しているにもかかわらず、唯一の政権政党として、また革新はイデオロギー的動機で何でも反対し抵抗するという万年野党、したがって、実態的に保守単独による統治を前提に革新が単なる批判党として補完するといった変則的自民党１党政治体制が保革の55年体制というふうに言われてきております。保革体制の場合は真の意味の戦後政治の見直しで、世界の中の日本の政策、政権を取り巻く腐敗の一掃、国と地方の権限の再配分といった政治改革の上からも新しい政治を期待できない硬直した保革対立構造は精度疲労を起こしていると言われてきました。

また1989年、世界では劇的な東欧革命と米ソ和解のマルタでの両国首脳会談が開催され、冷戦破壊が起こり、その終結が宣言されました。これによって東西ドイツが統一し、ワルシャワ条約機構も解散し、1991年にはソ連共産党が解体し、社会政治が破壊し、（「何を言っているかわからないわ」と呼ぶ者あり）そして69年間に及んだソ連邦も消滅しまして、冷戦構造は決定的な完全に過去のものとなりました。文字どおり世界は一変しました。

振り返ってみれば戦争と革命の世紀と言われた20世紀は、国家の時代、イデオロギーの時代でありました。戦争は国家の、革命は社会主義のイデオロギーの持続でありましたが、今までの歴史の教訓は個人あっての、また人間あっての国家であり、イデオロギーであるのに、それが国家のためやイデオロギーのための個人や人間であるという主客転倒がされました。一切の目的であるべき人間自身が犠牲にされてきたことであります。人間自身の幸福な生存こそが目的価値であり、国家であれ、イデオロギーであれ、資本であれ、人間を超えた何らかの外部価値や権威の絶対化により人間が指弾されることがあってはなりません。いかなる主義主張であれ、構造や制度、科学や経済であれ、それはすべて人間に享受すべきであります。これが生命、生活、生存を柱とした我々公明党の人間主義、中道主義の本質であります。

世界的な冷戦とともにイデオロギー政治の終焉であります。保革対立は終結したものであります。新しい真の民主主義、人間のためのまさに人類史的転換期の始まりであると思います。議会政治の本質的なあり方としては、市民のため、人間のため、行政、与党、野党が意見を出し合い、質疑し、討論を通じてよりよい合意点を見出すことが、市民合意の輪を広げていくことが大事であります。

そういう意味から言いますと、市長が言われました対立という時代はもう終わりました。保守に対する対立する革新という論調は変わってきたものでありますので、市長もその認識を改めていただくことを要望しまして、終わりにします。

○議長（黒川重憲君）　これをもって19の２、緊急通信システムは災害時機能するのか問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時５分　休憩

午後１時26分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問20の１、小児成人病予防検査導入の必要性を問うの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

〔２番議員　登壇〕

○２番（執印真智子君）　それでは通告に従いまして質問させていただきます。

この小児成人病予防検査導入に関しましては、市民の方からも請願が出されて審議されておりますけれども、私なりに市のお考えをお伺いしたい点もありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今、子供たちの健康が危機にさらされているということは、だれしもが多かれ少なかれ感じていると思います。現在の小中学生を育てている私たち親の年代は、まだまだ自然の中で体を動かして遊び、近くの畑でとれたものを食べ、子供は子供の時間帯で暮らしていました。しかし、この30年の高度経済成長の中で、子供を取り巻く状況が大きく変化しています。

まず一つは、子供の評価が偏差値優先となってきたことだと考えます。高校へ進学するために、または私立中学を受験するために、子供たちは幼いうちから塾通いをしています。塾通いが始まりますと早目の夕食をとって出かけるとか、お弁当を持って塾へ行くという生活になります。子供によっては孤食になる、早い夕食でおなかがすくので塾帰りにコンビニエンスストアで買い食いをするということにもなります。

これまで家族と夕食をとれないナンバーワンはお父さんでしたが、いまや小学校高学年から中学生の子供がナンバーワンと言えるかもしれません。企業戦士という言葉を耳にしてから久しい気がしますが、コンビニエンスストアや駅の売店でドリンク剤を飲んでいる子供の姿などを見ますと、受験戦士というのでしょうか、24時間頑張らなくちゃいけないと思い込まされている世代が随分低年齢化したものだと感じます。

子供たちは学校で勉強し、さらに塾で９時、10時まで勉強することになります。ある中学の先生がそれをたとえて、もしこれが大人に当てはめて言うなら、本業を終えた後、夜のアルバイトに出かけるようなもので、体にかかる負担は相当なものがあるでしょう、というふうにおっしゃっていました。1991年の数字では、小学校１年生男子で57.3％、女子で70.7％の子供が、何かしらの習い事や塾へ行っているということです。

子供たちを取り巻く環境の大きな変化の二つ目として、子供たちの遊びが変わったということがあります。この30年、日本の社会は心の豊かさよりも経済優先で、次々と高

価な電気仕掛けのおもちゃをつくり出してきました。スイスでは環境に負荷を与える電気や電池を使ったおもちゃは、子供たちにはつくって与えないという合意を大人社会がつくり出していると伺っております。

しかし日本はそれどころか売らんかなが優先し、子供たちが企業の大きなターゲットになっています。その結果、子供たちがテレビの前で体を動かさずに遊ぶことが多くなり、運動不足の子供をふやしています。その一番の例がファミコンですが、ファミコンを持っている子供を市内のある小学校で調べましたところ、大体76％であるという数字が出ております。これは平成５年度の数字ですけれども、前年度より７％アップをしている、こういった状況になっております。

子供たちを取り巻く大きな環境の変化の三つ目として、食べ物の変化があると思います。ポテトチップスなどスナック菓子やジュース、コーラなど飲み物がいつでもどこでも手に入る状況となりました。子供たちはテレビコマーシャルで、これでもか、これでもかと食べ物や飲み物の情報を送り続けられています。無意識のうちに子供たちは頭の中に商品名を植えつけられ、それを飲んだり食べたりすることがナウイと思わされています。

日本生活協同組合連合会、全国暮らしの研究委員会の調査によりますと、1990年のマスコミ別広告費の構成比で見ますと、食品、飲料、嗜好品は、テレビが73％という高い数字で、２位以下の新聞12％や雑誌の８％を大きく引き離しているそうです。実際に代表的なテレビの四つの局について、ある日の朝７時から夜11時までのすべてのコマーシャルを調べたところ、４局の合計で一日に2,108本のコマーシャルが流れ、そのうちの実に43％に当たる908本が食品関連であったという結果が出ているそうです。

食品の分類で分けて多い順に並べますと、１番、飲料類、２番、調味料、３番、デザート、４番、ラーメン、５番、レトルト食品、６番、スナックとお菓子、７番、加工食品、８番、酒類、９番、ふりかけ、10番、缶詰というふうに、子供たちが喜んで飛びつきそうな飲料類、デザート、ラーメン、スナックと菓子、ふりかけなどで、食品に占める割合は46％に及ぶという結果が出ております。

こういったふうに、テレビの中でコマーシャルを聞かされているわけですけれども、そういった暮らしの中でまちに出ますと、自動販売機のはんらん、それから24時間営業のコンビニエンスストアやファーストフード店の出現によって、常に食べ物、飲み物が手に入る状況となっています。

昨年８月から９月にかけまして、市民団体「グローカルアクション」が日野市内２カ

所で自動販売機の数を調査しております。日野駅、高幡不動を中心とした繁華街、公団、高幡台団地を中心とした住宅地のそれぞれ１キロ四方にある清涼飲料水の自動販売機の台数と、消費電力、専用ごみ箱のあるか、なしかを調べました。

ここで、消費電力はちょっと割愛しますけれども、日野駅周辺で81台、ごみ箱ありが24、なしが57。高幡不動周辺で47台、ごみ箱ありが８台、なしが39台。高幡台住宅周辺で10台、ごみ箱ありが２台、なしが８台。この３地区を合わせただけでも実に138台の自動販売機がありました。そのうちごみ箱ありが34台、約24.6％、なしが104台、75.4％という結果が出ております。今、力を入れておりますリサイクルも含めて、大変大きな問題を生み出しているのではないでしょうか。

一時、今の子供たちは我慢がないという言われ方もしましたけれども、飲みたい気持ちを社会全体が我慢させない状況をつくり出しているとしか言いようがありません。この状況が子供の体に与える影響は、１缶のジュースの中に含まれる砂糖の量であらわされると思います。缶ジュース250ミリリットル中に18グラムから24グラムの砂糖が含まれておりまして、これはペットシュガー約３本分と言われております。コーヒー牛乳200ミリリットル中には12から16グラム、ペットシュガー約２本分が入っているということです。砂糖のとり過ぎはカルシウムを不足させますので、子供たちの健康に大きな影響を与えるのは確かです。このジュースや清涼飲料水と言われるものが、自動販売機が市内３地区で調べただけでも138台もあるのですから、子供たちは一たん外へ出ると四六時中「さあ、飲め飲め」とささやかれていることになります。

つまり子供たちは、大人社会のモラルの薄いもうけ主義の中で、ぐるぐる、ぐるぐると取り囲まれ、ストレスの多い不健全な生活を知らず知らずのうちにおくらされているということになっています。こういうことこそが、子供たちの健康をむしばんでいる背景だと私はとらえています。

こんな言い方をしますと、母親が働きに出ている家がふえて親の目が行き届かないからだとか、母親がしっかり教育しないからだ、という声がどこからか聞こえてきそうな気がしますが、家庭教育や子供たちの情報選択能力の育成だけで片づけてしまってきたことにこそ問題があると考えています。

食の安全、飲み水の安全、空気の安全について、一部の大人、とりわけ男性に多い気がしますが、よく耳にするのは「自分は今まで食べてきたし、飲んできたし、吸ってきたけれど何でもない。心配し過ぎだよ」という言い方です。しかし、現実的にはアトピーやぜんそくなどの症状となって多くの割合で子供たちにあらわれてきています。これは、

子供たちから今の社会への警鐘だと受けとめるべきではないでしょうか。

そして、ここに来て小児成人病という新しい病気が流布されるようになりました。親なら当然、これは大変だと感じます。既に東京都では、幾つかの区や市で、小児成人病予防検査の導入がされておりますが、反面、問題点や批判の声も多く聞こえてきます。日野市でも担当部署で検討されているように伺っておりますので、次の６点について質問をさせていただきます。

１点目は、この小児成人病予防検査について、どういう機関、どういうメンバーで検討されているのでしょうか。また、実施するに当たっては、教育を受ける権利を代行している親の意見は当然、重視されてしかるべきだと考えますが、親の意見は、どこでどのように吸い上げられていくのか、その点をお伺いいたします。

２点目は、小児成人病という病気そのものについてお尋ねいたします。厚生省成人病対策審議会は、成人病として悪性新生物、脳血管障害、心疾患、高血圧、精神疾患を伴わない老衰、糖尿病を挙げていますが、小児期にこれらを持ち合わせている児童生徒ということなのか、まず、その点をお教えください。また、原因となる背景を教育委員会ではどのようにとらえていらっしゃるのか、あわせてお答えください。

３点目として、現在、支部では、多摩市、国分寺市、調布市が小児成人病予防検査を実施していると伺っていますが、１人当たりどれくらいの予算で、どんなやり方をしているのでしょうか。また、効果は上がっているのでしょうか。さらに、効果が上がるということは何をどのように変えられたということでしょうか。さらに、各市では１回の検査に何㎤の血液を取り、検査後の血液の処分はどんなふうになされているのかを伺います。

４点目として、小児成人病予防検診は、学校保健法に定められてはいないわけですが、学校保健法で定められていない検査を導入する必要性と緊急性はあるのでしょうか。実際に日野市内で何か問題が起きているのかどうか、あわせてお尋ねいたします。

５点目として、採血は医療行為であり、保健室で薬を塗ってもらったり、熱があるから休ませてもらうのとは違う重い行為だと思いますが、それを学校で行うことに問題はないのでしょうか。現在、医師と患者の関係としてインフォームドコンセント、説明と同意ということが随分取りざたをされ、当然そうあってほしいという患者側の声が強い中で、子供たちの日常生活やその親を全く知らない医師立ち会いのもとで採血することに、問題はないのでしょうか。

６点目として、食べ方教育、食品安全教育は現在どのように進められているのでしょ

うか。学校によっては、生活課で作成した食のガイドブックを教材として子供たちに指導されている学校もあると伺っていますが、全体としてどういう位置づけになっているのかをお教えください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　第１点目でございますが、これは第４点目の必要性と緊急性、これ等を含めた形でお答えさせていただきます。

東京都が平成４年度に実施いたしました東京都公立学校児童生徒の健康実態調査の、その結果、また、当市の定期健康診断の結果等を踏まえまして、現在、学校保健の役割や、その指導内容等につきまして、養護教諭みずからの研究課題といたしまして、養護教諭会で資料収集などに取り組んでいるといったところが現状でございます。

今後につきまして、学校保健の中で新たな検診の必要性が論議されるようになった場合には、広範に意見を徴しながら決定していくという考えでおるところでございます。

次に、第２点目の小児病とは何か、原因となる背景、ということでございますが、成人病と言われます、言わば高血圧症、糖尿病、動脈硬化、がん、心疾患等、疾病の一部症状が児童生徒にあらわれている。この現象をいわゆる小児成人病と表現していると思われます。

ＷＨＯの専門委員会報告では、こんなふうに言っております。「成人病を引き起こす主要な危険因子は幼年期に確立された行動様式によって決定されるので、成人においてそれを是正したり危険因子を軽減するよりも、早い時期から成人病の危険因子に発展するような行動様式をコントロールした方がより効果的である」と述べております。

原因となる要素といたしましては、一つに、食事や栄養に対する関心度の不足、言わば不規則な食生活や偏った栄養摂取、第２点としましては、運動習慣などの欠如、３点目としまして、不規則な生活、４点目としまして精神的疲労、言わばストレス等が考えられております。

次に、実施しております市につきましての御質問でございますが、現在、小児成人病予防検診を実施しておりますのは、多摩地区27市の中では４市ございます。すなわち多摩市、調布市、国分寺市、小平市といったところでございまして、１人当たりの予算といいましょうか、2,500円ないしは2,800円相当の予算を組んで実施しておるところでございます。効果でございますが、いずれも検査の結果を健康づくりに対する生活指導に充てているというところでございます。

次に、１人当たりの採血量はどのくらいかということでございますが、１人当たり５ミリグラム程度の血液採取をしておるということでございます。

最後に、検査資料の廃棄方法といいましょうか、これにつきましては、検診終了後、業者から回収いたしまして市、教育委員会が直接廃棄処分をしておるという扱いになっております。

次に、５番目のインフォームドコンセントにつきましてでございますが、児童生徒の健康づくりを推進するための役割分担については、基本的には家庭であると認識しておるところでございます。そして、学校や行政も役割を担っていることから、常に適切に情報提供をし合っていく、また、それぞれの問題についても十分理解し合っていく必要があると考えております。当市といたしましては、学齢期での健康教育の重要性がますます強く認識される中で、学校における健康教育は児童生徒の現在及び将来にわたる健康づくりの基礎をつくるものとして重要な役割を持つことから、児童生徒には健康づくりに対する関心、意欲、態度を育て、みずからの行動変容に結びつく教育、お互いに学び合う教育を、また学校、家庭、地域、行政の役割分担と連携を図る意味から、家庭に対しまして適切な情報提供をすることや、健康づくりを実践できる場、機会を確保するなどの努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

６番目でございます。食べ方教育、食の安全教育の教育委員会としての取り組みと展望ということでございますが、健康を維持していく上で最も重要な食について、全小中学校で自校式の給食を実施し、安全でおいしい給食づくりに努めておるのは、皆さん御承知のとおりでございます。また、児童生徒には、みずからが食の管理ができるよう、食事や栄養に関する関心を高め、規則正しい食生活、栄養のバランス等に気をつけるよう、壁面を利用して、その日の献立とあわせてＰＲする、栄養内容を解説する、あるいは学校だより、給食だよりを利用いたしまして家庭のＰＲに努めるといった形で、あらゆる機会を通じまして指導しておるのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがとうございました。

ちょっと確認をする意味で再質問させていただきますけれども、今の検討の段階なんですけれども、多摩市などでは学校保健会の中で話し合いをしていっている過程があるようですけれども、まだその前の段階ということなわけです。あと、親の意見をどういうふうに反映させるかというところで具体的なお答えはなかったんですけれども、広範

囲に意見をとっていくというところの中に、学校保健会に入る前に、学校保健会で検討される前に、親の意見を取り入れていくというふうに受けとめてよろしいのかどうか、それを確認させてください。

２番目に、原因となる背景をどうとらえているかというところで、ＷＨＯの小児成人病についての考え方というか、とらえ方というふうにお話しされましたけれども、市として同じようにとらえているということでよろしいのでしょうか。

では、とりあえずそれをお願いします。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

現在、養護教諭会の方で研究を重ねておりますところは、現段階では具体的にこの検査を採用する、あるいは採用しないというような具体的な段階の事柄でなく、その以前の問題といたしまして、先ほど申し上げたとおり現在はそれを直接担っております養護教諭みずからの資質向上といいましょうか、そういう形の中で研究課題としてとらえておるところでございます。

したがいまして、御父兄と広範なところからの御意見をちょうだいするということにつきましても、現段階、具体的な段階ではございませんので、それを今すぐ行うということではなしに、今後におきまして、もし学校保健の中で新たな検診が必要なんだというような段階に入ったところでの論議という点におきまして、御意見を広くとらえていきたい、そういうふうな考え方でございます。

ＷＨＯの報告にありました点、それを受け入れてのことかと。私がそれをとらえておりますのは、先ほどお話し申し上げました後段にあります早い時期から危険因子に発展するような行動様式をコントロールした方がよい、その辺に賛意を表しまして申し上げているわけでございますが、現在の日野市の学校におきます給食の中で、あるいは栄養というような点におきまして、先ほど申し上げた形での事柄は、ＷＨＯの報告の広範と一致するものというとらえ方でお答え申し上げた次第でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがとうございました。

それでは、また再質問させていただきますけれども、小児成人病についてのまず定義なんですけれども、成人病の一部の症状が生徒児童にあらわれているものと思われる、将来的に引き起こすものと思われるという先ほどの御答弁だったように思いますけれど

も、私としては、危険因子を持つだけで病気と定義をすることに、まず問題があるのではないかというふうに思います。

将来、例えば動脈硬化になるかもしれない要因を持っていたとしても、今、病気そのものというふうには言えないと思うんです。また、子供の肥満とか高脂血症が将来、成人病に発展するかどうかというのは明らかになっておりませんし、子供のころ太っていても年ごろになるとやせるというのは、よくあることなんです。その子供たちに危険因子を持っているというふうにレッテルを張ったり、小児成人病という「病」という言い方をするわけですから、そういうふうに思い込ませてしまうことに問題があるのではないかというふうに考えています。

また、一般的に言いますと、先ほどもお答えの中に、成人病の一部の症状というふうにおっしゃっておりましたけれども、成人病検診といいますと、大人ですと胃の検診とか糖尿病の検査というのが含まれますので、こういう検査がないままに成人病であるというふうに言うのは、おかしいのではないかと思います。この点はいかがでしょうか。

３点目については、各市の状況をお伺いしまして、私も各市から資料をちょうだいして読ませていただいております。多摩市では、昭和63年度からこの小児成人病予防検診を導入して、平成４年度で小児成人病予防検診結果についてというところまでまとめていらっしゃいます。それも読ませていただいた上で、あと調布と国分寺の資料も読ませていただいた上で、４点目、５点目、６点目あわせて、人権とプライバシーについてお伺いしたいと思います。

先ほど小児成人病の定義そのものがどうなんだろうかというところで、お話しさせていただきましたけれども、厚生省では小児成人病という病名はないというふうに答えられているんです。研究の段階だということなんです。

福岡のクロロキン被害者の会の方々が厚生省と交渉しました記録の抜粋を読みますと、1990年４月13日、小児成人病研究班の趣旨、目的、期間、メンバー、予算は、という質問について、厚生省は「一つは小児期からの動脈硬化の増加、特に200mg／dℓを超えるコレステロール値の子供が出てきていること、また学校保健統計で肥満の割合がふえてきている、このように小児期から将来の成人病につながっていく問題があり、将来の健康のライフスタイル確立のためにこれを予防していくべきだという論議が出てきていることなどが挙げられる。しかし、この分野のデータは限られており、そもそも何が問題なのか、何を予防すべきかなど、はっきりしない点がある。したがって、今回はすぐ事業化するのではなく、そのあたりを詰める作業からやってみようというのが趣旨である」

ということで、研究班として厚生省心身障害研究というところより補助、二段構えでやっていく。その一段が「小児期からの慢性疾患予防対策に関する研究」これが主任研究者が大国真彦日大教授ということです。二つ目が「小児成人病」というタイトルでの研究、これがもう一つあるんだそうです。

その次に、1990年７月20日の、このクロロキン被害者の会の交渉のときに、「厚生省は初めにこの問題を私たちが提示したとき、なぜ厚生省としての研究班をつくるかという背景として、子供の高脂血症がたくさんいるとか、いろいろなデータがたくさんあるというニュアンスで話した。そのときのデータはだれが出したものかわからなかったが、結局、先行してやったこういう各あいまいなデータをとっているという人たちのデータとしか思えない、」という質問に対して、厚生省の方は「それも一部あった。否定はしない。ただ、一般的に言われているのは、老人保健法ができて年寄りの病気を40代から予防しようという考え方（法律がそのように規定している）が出てきた。そのうち一部は40代ではなく、動脈硬化などはもっと早くから進んでいるんじゃないかという意見が出てきた。それは他の病気で亡くなった方の病理解剖の見地であるとか、原文を読んだわけでないので恐縮だが、ベトナム戦争で死んだ10代の若い米兵の動脈硬化がアジア人よりかなり進んでいたとかいうことが背景にはある。それから、乳幼児でない、学会でこういう直接の検診によらないデータでも何らかのコレステロールの上昇があったとか、いろいろなことが言われている。コレステロールは、先ほど言ったように日内変動があるので１年から２年のインターバルではなくて10年ぐらいの経過のもとに観察して、ある一定の傾向が認められたならば、それは何らかのリスクファクターになるというのではないかということ、こういう流れから、若いころからという話になる」というふうに答えられていて、つまり老人保健法も絡んできて、なるべく若いうちから、いわゆる健康な子供づくりが必要ではないかという、そのために検査が必要だ、というようなお答えになっているわけです。

これを考えてみますと、いい暮らしをするためには、いい大学を出なければならない。いい大学へ行くためにはいい高校、そのためにはいい中学、そのためにはいい小学校、それじゃ遅いから幼稚園から、もっと早くおなかの中にいるうちから、おなかに手を当てて平仮名や数字を教えましょうというのと、何か似たような発想のように思うわけです。人間ですから、もちろん健康に生きられた方がいいと思いますし、そのためにおなかの中にいるうちから、母親は食べ物や飲酒、喫煙に気をつけた方がいいことは確かだと思います。でも、なぜ血を取って検査しなければならないのか、問題はここだという

ふうに思います。

東京都はどういうふうに言っているかといいますと、市民団体「むだな採血はやめて東京集会」の交渉の中で、近ごろは小児成人病ということが言われているので実態を知るために採血を取り入れた。その結果を見て対策を考えたい、と言っています。実態を調べる、つまりデータが欲しいと言っております。それなのに、子供たちのために予防のために採血をすると言っていることに、まずうそがあるのではないかと考えます。もしそうであるとしたら「実態を調べたいのでお子さんの血をください」と言えばいいのだと思います。それが本当のインフォームドコンセントだというふうに私は考えます。現在、日本精神神経学会の中では、インフォームドコンセントというのは、単に承諾を得る以上の自発的なものであるというふうな見解を明らかにしているということですけれども、私もそのとおりだと思います。

そういう意味では、他市もインフォームドコンセントが十分とは言えないというのが、いろいろ資料を見させていただいた私の見解です。もし、そのやり方の中でこれを進めていったときに、何か起きた場合、市として責任がとり切れるのかどうか、これは質問の２点目としてお伺いします。

３点目の再質問として、人権とプライバシーについてお伺いします。

小児成人病予防検診は、今のやり方だと小児成人病ですよというレッテルを張ってしまうことになります。八王子の小学校では、女の子が「あなた太っているね」と言われたことがきっかけで拒食症になってしまった例があるそうです。同じように、小児成人病というレッテルを張られることで、自分は不健康だと逆にストレスをためてしまうということはないでしょうか。

ある市の小児成人病予防検診の報告の中では、小学校５年生から中学校１年生の間に、確かに肥満の子は減っています。同時に、やせの子がふえているのです。それでなくても世を挙げてのスリム志向の中で、この検診を公の学校で行うことで、太ってはいけないと思い込まされる子、やせの子がふえてしまうのではないかということも感じております。

アメリカの医学界では、小児期のコレステロールを低下させれば心疾患などを減少させる証拠はないと言われているんだそうです。それどころか今までに行われたコレステロールを下げるための食事療法や、コレステロール低下薬を与えた延べ３万695名の研究で、コレステロールを制限されたグループの方がほかの病気で20％も多く死んでいる、という報告もされているのだそうです。

さらに、他市の調査では、家族の病歴を調べています。これは市によっては調査後、焼却処分をしているということですが、先ほど市が回収して処分しているというのは、この調査票のことだと思うんですけれども、恐らく取った血液というのは回収して市が燃やしているということは恐らくないんだろうというふうに私は受けとめているんですが、その調査票は焼却処分はしましても、コンピュータの中には次の中学１年生で調べる段階まで、家族の病歴と本人の結果というのが残っていくわけです。私も、家族の病歴をどういうふうに使うのかというふうに思ったのですけれども、それも点数化されて検査の一部として使われているということなんだそうです。

ここでプライバシーの問題が出てくるわけですけれども、いろんな情報をもっている血液ですから、自分のすべてを知られてしまうものだというふうに考えますけれども、1988年に姫路の高校で学校の集団献血の結果から性病やＢ型肝炎の陽性者をこっそり学校側に知らせるという事件が起きたんだそうです。

それから、ことし、これは新聞などにも載っていたので記憶にあるかと思いますけれども、東南アジアに赴任した会社員が単なる健康診断を受診しましたが、本人はエイズ検査の意思もなかったし、その検査を受けたつもりもなかったのですけれども、本人には知らされないままエイズであることが会社に連絡され、解雇されたという事件があって、裁判になっています。こんな人権無視、それから病気に対する偏見があっていいんだろうかというふうに腹が立ちますけれども、現実的にはそういうことが起き得る社会のモラルが根っこにはあるということです。

血液は、とても大きな情報を持っています。遺伝子の情報も入っています。実施する場合、プライバシーの問題はどんなふうにとらえていらっしゃるでしょうか。今、先ほどのお答えでは、養護部会の中で研究をしているというようなお答えだったので、もしも実施する場合として、どのようにお考えになるかというところでお返事がいただければと思います。

○議長（黒川重憲君）　　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　　お答えいたします。

第１点目でございます。先ほどもお答えの中では成人病と言われる疾病の一部症状があらわれておる、この現象をいわゆる小児成人病と表明していると思われると申し上げました。私どもがそういうようなとらえ方をしておるのは、次に申し上げる東京都の、言わば東京都公立学校児童生徒の健康実態調査、これの結果を読んでの上のことでございまして、その範疇でのとらえ方をしておるというふうに御理解いただきたいと思いま

す。

成人病の危険因子等について調査することを目的に行ったわけでございますが、家族歴、肥満度、血圧、血清脂質、貧血について、健康診断を行っておるわけでございます。その結果、検診を受けた児童生徒のうちには、個別指標では４割弱が成人病について祖父母や両親に何らかの家族歴を持っていたものだつた、こういうことが１点。

肥満度としましては、結果の上では三つに区分されまして、高度肥満、これは所定の計算によりまして割り出されました比率が50％以上のものを指すわけですが、高度肥満1.4％、それから30％～49％のものを中度肥満といっておるわけですが、4.9％、20～29％を占めるもの、これを軽度肥満といいまして、6.1％占めておったという結果が出ております。

また、血圧高値を示したものは1.5％、血清脂質、これはコレステロールを示したものですが、12.1％、貧血、要医療と要注意を合わせますと2.5％占めていたとなっております。

以上の健康診断を総合的に判断じた結果では、差し当たり問題のない管理不要30.1％と正常48.2％、この正常と管理不要を合わせまして78.3％が問題なしとされた結果が出ております。

成人病の危険因子等の調査結果は、医学的管理が必要だというものが1.4％、経過観察が必要というものが7.9％、生活指導が必要というのは12.4％と判定されました児童生徒は、合わせまして21.7％が何らかの、言わば成人病予防対策が必要という実態であるということでございました。

この結果から、報告書ではこのように結んでおります。「生活改善を含めた学齢期からの成人病予防対策が必要であると考えられる」と位置づけておる次第でございます。私どもの知識は、この調査によるものでの範疇でございます。

それで、おっしゃられるとおり、大変、血液というものはいろんな固体の情報を持っておると聞き及んでおりますが、したがって、そこにプライバシーの問題が大きくクローズアップするものというふうに理解しております。プライバシーは基本的人権としてとらえまして、行政が持つ個人の情報を保護すること、もちろんこの血液の問題もそうです、最重要なことであると認識しております。したがいまして、個人の健康等の情報につきまして最大限の配慮と秘密の保持が大切であると考える次第でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　ありがとうございました。

まだ、これからどうしようかという問題について伺っておりますので、なかなかお答えになりにくい部分もあるんだろうというふうに思いますけれども、東京都の調査をもとにしておっしゃっているということは、私がいろいろ読みました中では、東京都は要するに小児成人病の実態を調べているんだ、というふうに言っているわけです。そういうふうに答えているんですけれども、もし日野市で導入するということになると、つまりそういうものがあると規定していないものを導入することになるわけですから、日野市も同じように実態を調べるために、小児成人病というものがあるのかどうか実態を調べるために導入をするということになるんでしょうか。

そうしますと、小児成人病の対策をするためにというか、当然、それがあったらこういう対策ができる、というふうにあって導入するのではないんではないかというような気がするんですけれども、その辺はどんなふうに考えていらっしゃるでしょうか。

プライバシーについても、確かに大事にするべきものだというのはだれもが思っていることだと思うんですけれども、この血液についてこんなに心配をしますのは、やはり血液というのはいろんな情報を持っているものですから、研究者はとても欲しいものという、そういうのがあるようで、昔、随分前になりますけれども、赤ちゃんのときに、生まれてすぐに血液の調査をするんですけれども、それがある大学の先生のところに流れていたという、そういうことがあるんだそうです。それは市が委託をしたところで、また血液を管理するというふうになりますと、そういうふうになってしまうという問題が出てくるのかと思って伺っております。

もし導入するとなればというところの質問なので答えにくいでしょうけれども、東京都が要するに実態を調べるために調査をしているんだというふうに市としては受けとめていらっしゃるんでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　大変お答えしにくいところでございます。

当初お話し申し上げましたとおり、現段階では、もし学校保健の中でその検診が必要だという結論が出たらと、現段階でその程度の想定しかできない時点でございます。ですから、する場合には、それじゃ血液採取して調査するのかという御質問でございますが、まだその段階まで至っておりませんので、御勘弁いただきたいたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　ありがとうございます。

では、教育長にお尋ねをしますけれども、今ちょっといろいろ話をしてきまして、私はこれは学校で健康まで管理しようというふうになってきたのかなととらえているんです。まず、健康というのをどういうふうにとらえていらっしゃるかというところを、ちょっとお聞きしたいんです。

人間は、それぞれ親からもらった体の状態を持っておりますから、それに合わせて自分自身の体と相談しながら生きていくものだというふうに思っています。一人ひとりがその状態が違って当たり前だというふうに思います。すごく丈夫に１日も学校を休まないで義務教育９年間通える子もいると思いますし、でも何回か休みながら行かなければいけない人も当然いると思うんです。

今までは、健康診断があって、とにかく私が子供のころなんかは皆勤賞とか精勤賞とかありまして、学校に行けることが一番なんだというような、そういう思い込まされ方をしてきたような気がしますけれども、教育長としては、日野市の子供たちにどういう健康を望んでいらっしゃるのか。それで、その健康から考えたときに、小児成人病予防検診というのは必要なのかどうか。東京都は今は要するに実態を調べたくてやっているということを言っているわけです。厚生省は、実際に小児成人病というのはなくて研究の段階だということを言っているわけです。そういうものを、それぞれ必要があるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

あと、もしも小児成人病予防検診の導入をするとなったときには対策を立てるということがあるんだろうと思いますけれども、今の学校の体制の中で、対策を続ける能力があるんでしょうか。先ほど言いましたように、対策をするとなりますと、子供の健康管理も学校が行うということになるんだろうと思いますけれども、今、成績が点数であらわされてきますね、その上、特別活動というような点数化の問題もありますね、その上、健康まで数値で管理していくという必要が学校という場にあるんだろうかというふうに私は思うんです。

ちょっと話が広がるかもしれませんけれども、11月29日、朝日新聞に「ハイ、教育班です」という欄がありまして、子供たちからの意見が載っていました。一つ「人格を支配するな」というもので、京都の匿名希望、中学生、14歳－８日付けの茨城県の総点数方式の記事で、生徒の行動まで点数化しようとしたという記事を見てぞっとした。今、私たちが勉強しているのは自分の将来が心配だからだ。ただでさえ自分のことで頭がいっぱいなのに、すべてにわたって先生に監視されたら人の心なんてどうでもよくなる。私なら先生の前で猫をかぶり、要領よく振る舞って点数を上げるだろう。生徒を成績によっ

ておびえさせ、仲間同士を競わせてきた大人たちに人格の評価なんてできるはずがない。私たちを支配する手を、勉強から人格や個性にまで広げないでほしい。－

もう一つ載っていまして、「生徒会、点のため」というので、これは東京都、匿名希望、中学生、15歳です－高校入試の調査書に、特別活動などの学力以外の評価を点数化して盛り込むことには多くの問題点があると思う。私は２年、３年と生徒会役員や学級委員をしてきたが、そのたびに友人から「内申のためだ」「先生に気に入られたいんだ」と言われました。もちろん私はそんなつもりでやっているわけではないので、いい思いはしません。いろいろな面から生徒を見るのは賛成です。しかし、調査書の点数を稼ぐためにボランティアや生徒会活動をするとすれば本末転倒で、中学生活がゆがむばかりです。先生に私たちの人格にまで点数をつけられるのも嫌なことです。点数に頼らない方法はないものでしょうか。－

こういう二つの記事が載っていまして、本当にそのとおりだなというふうに私も思いました。この特別活動、校内の生徒会活動などで評価点が与えられて、最高８点までとなるんだそうですけれども、それを聞いた知り合いのお父さんですけれども、その方が「外でボランティアをすれば点数になるけれども、家で寝たきりばあさんの世話をしても０点だ。あほらしい制度だ」というふうにおっしゃっていたんですけれども、まことに言い得て妙というのはこのことだというふうに私は思います。

今、少し広げた形でお話をしましたけれども、何を学校で行って、何を学校が評価して、何を家庭の役割とするのか、整理をしていく時期に来ているのではないかと思います。そういった意味から見たときに、採血をして数字で子供たちの健康管理をしていく。先ほど言いましたように、例えば肥満の子、指導が必要な子とか、大丈夫な子とかというふうに分けていくわけですね。そんなことが本当に学校の中でされなければいけないことなのかどうか、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

今、執印議員さんの方からお話がありましたように、児童生徒の発達段階というのは、個々の児童ごとにそれぞれ違っている。いわゆる大変わせの子、あるいはおくの子なんていう表現で使われますけれど、その子、その子の持っている持ち味というのは異なった状況に置かれております。

健康問題でございますけれど、個々の児童生徒の健康という問題、この問題は、私は最終的には家庭の問題である、こういうふうに認識しております。家庭で子供たちの健

康に対しまして一層その関心を持って適切な措置をとられるということ、このこと自体は望ましいことである、こういうように考えておりますけれど、ただ、現在社会のような状況の中で、すべてを点数であらわす、あるいは価値観が非常に多様化している中で、一律的な形の方向で、例えば学校保健なら学校保健、そういう領域の中でこの問題を、いわゆる検査を義務づけるとか、こういうような形の問題を取り扱っていった時点では、必ずその問題をまた別の角度で残す欠陥があるということも十分考えられなくはない、こう思っております。

今、まだ最終的ないろんな報告や指導を受けているわけでございませんけれど、厚生省がやっております研究結果などを参考にしながら、あるいは文部省の方から指導内容等につきまして連絡等が行われた時点では、十分その内容を検討して、その上で対策を考えていきたい、こう考えております。

ただ、その際にも、検査の結果というもの、これを選択するというのは、これはあくまで各家庭が希望をされるということを、やはり押さえておく必要があるんではないか。全部義務づける、一律的な形で義務づける身長や体重の測定と違いまして、血液検査というような内容でございますので、その辺の問題につきましては、検査を受けるというような形であったとしても、それはその各家庭の希望に基づいて実施して、その結果というものにつきましては、今問題になっております児童生徒のプライバシーの問題等も十分配慮して、各家庭に直接通知をしていく、そういうことで、冒頭申し上げましたように最終的には児童生徒の個々の健康問題、この問題につきましては、家庭が責任を持ち、主治医の先生と連絡をとりながら対策に当たっていかれる、このことがやはりこの問題につきましては、一番必要な問題ではないか、そのように考えております。

ただ、この点につきまして、具体的な形でどうのこうのという話の中身が、文部省や都道府県の教育委員会を通して地教委の方に来ている段階ではございませんし、そういう事態まで発展していくような状況の中では、今申し上げたような問題も十分検討の中に入れながら対策を考えていきたい、こう考えています。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　厚生省とか文部省から話が来たときには考えるけれども、教育長としては基本的には健康は家庭で管理をするものだ、というふうに考えていらっしゃるということだと思いますが、それでよろしいんですね。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　学校段階で集団的な形で児童生徒の対応、こういうものも取り扱っておりますので、確かに学校保健法等の中にはそれなりに児童の健康の問題等につきまして、検査項目等ものっかっております。そういう意味で、集団的な形での対応、あるいは家庭への情報提供、そういうものにつきましては、学校段階におきましても当然、児童生徒の健康面というものについて関心を持って指導に当たっていかなくてはならない、こう考えておりますけれど、最終的に個々の児童生徒の健康という問題に立ち至った時点では、これは家庭がやっぱり最終的な責任を持つ、そういう問題であろう、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　わかりました。そのときに、親としましては学校で検査は必要ないというふうに私は考えている、ということだと思うんです。

学校で、例えば食べ方教育といいますか、それから食品安全教育というのが必要だと思うんです。今、給食の時間がありまして、給食というのは、もともと学校給食法が通るときに、ただ食べさせればいいということではなくて、何を食べるかとか、食べたものが自分にとって何なのかとか、そういうものも育てるのが目的でつくられたものだというふうに伺っておりますけれども、しかし今の子は学校給食の与えられ方というか、その時間的なものを見ても、とてもそこまでの段階まで行っていないのではないかという気がするんです。日野は自校方式ですし、ランチルームとか食堂もつくっていただいて大変いい環境で恵まれているというふうには思いますけれども、現実的には、あるばっかりに時間がかかって食べる時間が15分だとか20分だとかということがあるわけです。そうしますと、親は、食事はよくかんでゆっくり食べなさいと言うんですけれども、そうしつけた子供ほど学校でゆっくり御飯が食べられないというような状況もあるんです。それは、やっぱり今、学校の教育の中に、それから先生をつくる過程の中でも、学校給食というものがきちんとカリキュラムに入っていないというふうにも伺っておりますので、やっぱりそれはやっていく必要があるだろうというふうに思っているんです。私は、それが一番大事じゃないかというふうに思っているんです。学校で血をとって、数字をもって、それで各家庭に「ハイ、こうだから管理をしなさい」という必要はないのではないかとというふうに私は考えています。

全く私事で恐縮ですけれども、私は子供を3人育てております。一番上の子が約3,100グラムで生まれまして、これ、大変、平均的な赤ん坊なんです。母乳で育てましたから、3カ月たったときに保健所に行って健診をしましたらば、体重のふえ方が足りない

ということで、余り足りないとお残りをさせられるんです。特別栄養指導というのがあります。そこでミルクを飲ませなさいというふうに言われたんです。「こんな大きくなり方じゃ足りない、市販のミルクを買って飲ませなさい」と言われるわけです。ミルクを飲ませようとするんですけれども、赤ん坊だって人間ですから、飲みたいものは飲みたいし、飲みたくないものは飲みたくないということで全く飲みませんで、私にとっては飲まないということと、子供が平均的に大きくならないということは、新米ママでしたから大変悩みの種だったわけです。今にして思いますと、その子、その子、違いがあって当たり前だと、大きい子、小さい子がいて、すごく育つ子と、わずかしか育たない子がいて、それで平均値があるんだと思うんですけれども、今は平均的に、平均的にという指導があって、人間というのが見えにくくされているような気がするんです。そこがすごく問題じゃないかと思うんです。

またさらに、お産で入院しますと、退院するときにミルク指導というのをされるんです。メーカーが入ってきて「ミルクはこういうふうにしてつくりましょう。こういうふうにして飲ませましょう」という指導があるんです。それは患者は病院を信じてそこでお産をするわけですけれども、メーカーが入り込んでいる、しっかり手を握っているんだなというふうに今は思いますけれども（「それは選択だよ。親がしっかりしろ」と呼ぶ者あり）、赤ちゃんというのはミルクを飲ませるものというふうに信じ込まされていたということに大変、今にして思うと、おかしな思い込まされ方をしていたというふうに思うんですけれども、小児成人病についても私は同じことが言えるというふうに思っているんです。

89年度ですけれども、学校健診を請け負っている検診業者、予防医学協会の上部団体の予防医学事業中央会というところがあるんだそうですけれども、ここが県、市町村の担当者に出しております小児成人病予防検診に関する報告書の中で「小児保健が一応定着した今、学校保健事業の効率的展開及び新規事業は少ないので、小児成人病予防検診で対象を拡大させて公的予算化を実現させたい」ということを述べているんだそうです。私は、ミルクメーカーと病院と保健所のつながりを、ここで感じてしまうわけなんです。

それで、小児成人病を言い出した大国さんという方が、これは月刊「循環」というお医者さん向けの雑誌なんだそうですけれども、その中で、小児成人病の予防対策ということで論文を書いていらして、「これらの状態は我が国においても早急に予防対策を立てるべきときが来ていることを示している」というふうに言っている中で、その予防対策というので「1、正しいライフスタイルを、2、生涯スポーツの重要性、それから食

事指導のポイント」ということを挙げられているわけです。これを読んでいきますと、当たり前のことなんです。血をとって調べた、調べないにかかわらず、当たり前のことをやりなさいと言っているわけです。

それから、これは93年７月23日の「天声人語」ですけれども一少し前のことになるがフィンランドの保健当局が実施したという調査の結果が興味深い。食事の指導や健康管理の効果がどのようなものであるかを科学的に調べようという調査である。40歳から45歳の管理職を約600人選ぶ。彼らには承諾を得た上で定期検診、栄養学的な調査などを受けてもらう。また運動を毎日すること、たばこ、アルコール、砂糖などの摂取を抑えることを約束してもらう。そしてそういう健康管理を15年間続けた。その効果を比較して調べるため、同じ職業分野に属する別の600人の群れを選んだ。これは同じ年月、いかなる健康管理の対象にもされない人々である。彼らには何の説明もせずに定期的に健康調査票に回答を書き込んでもらった。そして両方の群れの比較をした。はっきりした違いがあらわれた。心臓血管系の病気、高血圧、脂肪、自殺、いずれの数も一方の群れが少なかった。何とそれが健康管理の対象ではなかった人々だったというのである。医師たちは仰天し、実験結果の公表を控えたそうだ。Ｒジャカール、Ｍテビオス共著、菊地正美訳『安らかな死のための宣言』に紹介されている話である」ということで、こんなのが紹介されております。

私もどんな健康診断も要らないというふうには、もちろん思っていないんです。それがあって早く対策が立てられるということももちろんあると思うんですけれども、この小児成人病については対策がはっきりしている。そのことをきちっとやっていけばいいのではないか。今、進められようとしているのは、要するに東京都も市民団体との中で話しているように、実態を調べたいんだということだと思うんです。ですから、これはぜひもう一度、考え直していただきたいというふうに、やらない方向で考えていただきたいというふうに思います。

また、日本学校保健会、先ほども出てきておりましたけれども、発育健康診断に関する研究報告書の中でも、小児成人病は学校の健康診断としてはまだ研究段階で、明確な治療方法や指導体制が確立されていない。児童生徒に対する健康教育として十分役立つと断言できない、という趣旨のことを言っているんです。

そしてさらに、学校での健康診断全般のあり方を指摘して「本来、家庭が担うべき健康管理、健康に関する教育の機能まで学校に託することは適切ではない」これは学校保健会がこのように言っているんです。

ぜひ、今、養護部会ですか、それで研究されているということですし、段階としては日野市の学校保健会の中で話がされるというのが段階なんだろうというふうには思いますけれども、市がどういうふうに考えるかということが大切なわけですから、そこをきちっと押さえていっていただきたいんです。それで、学校給食法に、先ほども言いましたけれども、位置づけられている食教育、これをもう少し進めていくことが必要なんではないかというふうに思うんです。そこが全くなされていないんじゃないかと思うんです。先ほども言いましたけれども、食品安全の学習ですか、そういうのは個々の先生が今、個別にやっているというか、そういう段階なんだろうと思うんです、お答えを聞きますと。それをもっと全市的なものとして進めていかれることを私は提案しますけれども、もう一度、教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　先ほど申し上げましたように、検査の選択というのは、やはり各家庭が自分の子供さんの実態を通して選ぶという形であって、先ほども申し上げましたように、一律的に学校保健という形の中で強制的にこの検査をしゃにむに実施するというような形の考え方は持っておりません。

確かにその家庭の中で、食生活の改善という、ある面では栄養指導と申しますか、そういう面について大変、今の子供たちが飽食の時代と言われているその状況の中で育っておって、いろんな面で手軽にいろんな食品を購入できる、そういう面の改善、こういうものにつきましては、学校の方でも栄養指導等を通しながら、あるいは給食ニュースなんてものをたびたびつくっては家庭の方にも連絡をとりながら、食生活の改善というものについての取り組み、こんなものも進めておりますし、給食の時間が、まあ、よくかみもしないで20分ぐらいの間に急いで食べろというような指導、これも確かに今の過密ダイヤの学校教育の中で、ゆとりの教育というものがどういう面にあるのかという問題等も十分考えながら、学校当局とも連絡を密にしてやっていくようにいたしたい。

ただ、結論的に申し上げまして、こういう関係の検査問題について、強制的な形で画一的に学校保健の中で実施するということについては、問題がたくさん残されているということを十分認識しておりますので、その辺の内容等は十分研究しながら対応していきたい、こう考えています。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　わかりました。

ぜひ、いろんな場で食べ方教育とか食品安全教育というのを入れていってほしいとい

うふうに思っているんです。ですからもちろん給食を通して子供たちは学んでいるし、給食だよりも親ももらうわけですけれども、もう少し積極的な組み方をしていっていただけたらというふうに思っております。

それでは、市長にお尋ねをしたいんですけれども、先ほど学校教育部長さんの方からも話が出ましたWHOのことです。1991年に「小児期からの循環器疾患予防に関するWHO専門委員会報告書」というものの中でも、お話に出ましたように「予防の第一は食事の改善とそれに付随する肥満防止、禁煙、運動習慣の改善」というふうにしています。採血して調べるということは、一言も言っていないんです。そして「子供たちがこうした生活をしようとしたときに、それを妨げる自動販売機とかコマーシャルなどの社会的、環境的な誘因が問題となるので、地域ぐるみで子供たちを誘惑するものと闘う必要」というのをうたっているんです。これはWHOの専門委員会報告書がうたっているわけですけれども、地方自治法の中には、市長の責務として「住民の健康と安全を守ること」がうたわれております。

子供たちの健康を守るべき市長の立場で、とりあえずできることとして、公共施設から自動販売機の撤去をされるべきだというふうに私は考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公共施設から自動販売機を撤去せよという、原則には、今までおおむね考え方を積極的に取り入れたつもりでやってまいりました。いろいろな複雑な要望、また市民意識もあるわけでありますが、健康を妨げる、あるいは公衆衛生を阻害をする、こういうことは行政がサービスとして採用する必要はない、こんなふうに思っております。まだ正確な状況までいってないところがあるかもしれませんが、努めてそういう考え方に立って市民の健康を守る、とりわけ子供たちの健康を守る、このことのためには悪徳商業主義とも一悪徳と言っちゃいけないかもしれませんが、ある程度闘っていかなければならない、こんなふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　ありがとうございました。

そのお考えは本当によくわかって、今までもそういうふうに言ってきていただいたんですけれども、実際に自動販売機を撤去されることを検討したらいかがでしょうかというふうに私は伺ったんですが、いろいろ福祉の団体との問題とかというのもあるのかなというふうに思うんですけれども、例えば福祉について言うのであれば、もう少し積極

的なというか、本当にその中で、例えば障害のある方が自立していけるような、そういうものをきちっとつくっていくことで解決できるのではないか、というふうに思っているのです。

私、それで、この10月に海外視察をさせていただきまして、ドイツとかスイスには自動販売機はなかったんです。「危ないから置いてない」というような意見もありますけれども、でも人間は自動販売機がなくてもちゃんと生きていけるんだということは、確認して帰ってまいりました。だから、いろんな市民からの要望があってつけたということは、恐らくあるんだろうというふうに思いますけれども、先ほどお話ししましたように、３地区だけ見たって138台も自動販売機があるんです。もうこれ以上、自動販売機は要らないと思いますし、いろんなところで福祉の質問の中でも、自動販売機は通行の邪魔になる、地震があったら危ない、ということも言われているわけですし、公共施設の自動販売機はその中でわずかなものだというふうには思いますけれども、こういう状況から子供たちを体を張って守っていくんだという一つの、何というか、姿勢の示し方だと思うんです。もう一度、お答えをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　過去の経験で、いわゆる自動販売機による不良文化図書というのを一応駆逐した経過があります。これは市民運動と連帯をして、いろんな指摘、手段、あるいは広報にまで掲げるというふうな原則をつくって、時期的影響かもしれませんが、成功したんではないかと思います。

自動販売機、いろいろの、例えば道路にはみ出しているとか、いわゆる行政上のミスを探して、そして間接、直接に指導するというやり方もないわけではありませんし、市民意識こそまさに大切なことでありますので、市民の大きな声が上がって、いわゆる街路上等の自動販売機、これは市民生活になくてもいいんだという意識に立っていければ幸いだと思います。

酒の業者の方々が、青少年の飲酒のことに気がつかれて、何年計画かで酒類の自動販売機を撤去するというふうな方針がとられたと聞いております。

たばこが、これもまた痛しかゆしの面があるわけでありますが、これまでなるべくたばこの消費は市内の売店でというふうな言い方で、たばこ消費税の地元に還流できるふうな考え方を持っておりました。なかなかそのあたりは脱却できない点ではありますけれど、いわゆる市民意識、あるいは便利を装って消費を強いている、あるいはその結果が悪い社会現象につながっておるというような理由もはっきりさせることによって、運

動を発展をさせるというきっかけがつかみたい、こう思っております。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがとうございます。

不良図書も、多分子供には悪いんだろうと思いますけれども、今や自動販売機の中のジュースが子供の健康を壊している、それがいつでもどこでも買える状況にあるということがすごく問題になっているんだ、ということをもう少し認識していただきたいと思うんです。市民の側からも、こういった自動販売機の調査なんかもありまして、こういった声も上がっているわけですから、ぜひもう少し子供の体に与えている影響というのをきちっと把握をしていって、せめて公共施設からはそういうものはなくするんだ、そういう姿勢に立っていっていただきたいというふうに思います。

小児成人病の問題を通しまして、健康とは何かというようなことも、いろいろ私も考えさせていただいたんですけれども、今、数字だけの管理ではなくて、自分の体とどういうふうにつき合うかというところがとても大切になってきていると思うんです。それで、数字、数字で管理することが、かえって人間の心を壊していくという部分も、またいろんな調査から出てきているのかという気もいたします。すべての調査がもちろん健康診断が悪いということでは、もちろんないというのは、そこは押さえておいていただきたいんですけれども、しかし、今こういう時代になってきましたので、自分だけが気をつけていても、もうとても自分の健康は守れない時代になってきているということも確かなんだろうというように思ったんです。

12月５日の毎日新聞に「水道水でＤＮＡ損傷」という記事が載っておりました。大阪の方の水道水なんですけれども、人の細胞のＤＮＡを切断する割合が10倍以上も多い、そういうものが入っているということが測定されたということで、飲み水、それから食べ物、食べ物も農薬の残留基準が緩和されてきていますし、空気も大変汚れてきている状態になっている。そういう中で、やっぱりこういう問題を解決しない限り、よりよい状況で自分の健康とつき合うことはできないというふうに思います。とにかく目の前のことにとらわれて、検査をすればというようなことではなくて、ぜひ大きなところに立って、足を踏ん張ってそういった問題を解決するのが、今の私たちの大人の役割であるというふうに思いますので、ぜひ、先ほど、健康の管理は家庭だというお話も出てきましたので、学校の場を使ってどうなんだろうかと思うような検査がなされることがないように、お願いをいたします。

もっとそういうよそのことも伺いましたけれども、恐らく1,000万ぐらいに導入する

となるんだろうというふうには思いますけれども、例えば学校の施設をもっとよくしていくとか、そういうことで教育の充実をしていくことが、将来的に子供たちのためになるだろうというふうに思います。

市長は、ぜひ自販機の撤去ですね、本当にその気になって考えていっていただきたいし、有害図書はだめだけれど飲み物はいいという時代じゃもうないということを、ぜひ心にしっかりと植えつけていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって20の１、小児成人病予防検査導入の必要性を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時50分　休憩

午後３時25分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問21の１、在宅での高齢者福祉の実現を目指して、車いす生活者や介護に向いた住宅改良のために、資金援助制度の確立と専門家による相談窓口の設置を！の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

〔３番議員　登壇〕

○３番（田原　茂君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。時間も３時半になりますか、なるべく簡潔に進めさせていただきたいと思います。

施設から在宅へと高齢者福祉の潮流が変わる中、お年寄りに優しい住まいづくりが急務になってきております。車椅子生活や介護に向いた住まいづくりに向けて、各種の資金援助制度などハード面での整備が、ここ数年、急速に全国的にも進んできております。年をとっても、体が不自由であっても、住みなれた家で暮らしたい、そう考える人が増えてきているのであります。

北欧に始まったいわゆるノーマライゼーションの思想に基づき、在宅福祉の充実が叫ばれるゆえんであります。政府が進めるゴールドプランも、在宅ケアに重点が置かれているわけであります。しかし、在宅福祉が果たして日本に根づくかどうか、憂慮されているのも事実であります。

それでは、根づかせるための条件は何か。当然、いろいろと考えられるわけでありますが、今回は、在宅ケアの三つのキーワード、すなわち介護のマンパワー、介護のための費用、そして住宅も含めた介護環境と三つの要因のうち、３番目の介護の環境面としての住宅に光を当て、現状と課題、そして理想的な姿としての要望事項を、質問とともにお願いしたいと思います。

さて、建設省の建設政策研究センターが「高齢者住宅整備による介護費用の軽減効果」という報告書を出しました。それによると、つえで自立できるタイプ１と、車椅子を使うタイプ２に、バリアフリー、つまり生活上の障壁を除去した構造に作り替えるというのか、改造するといたしますと、標準的に建設費は、先ほどのつえで自立できるタイプ１については54万円、車椅子を使うタイプ２については400万円かかるというわけであります。

これに対して介護費がどれだけ軽減するかということで、報告書でまた出ております。それによりますと、つえで自立できるタイプ１では、何と280万円、車椅子を使うタイプ２については453万円と報告がされております。

さらに、自立能力が向上して生きがいが増すという、お金に換算できないプラスアルファの要因もあると報告がなされているわけであります。

このように、介護費の面から見ても、住宅改造をして住環境を整える意義が大変大きいということが数字をもって証明しているわけであります。

また、交通事故で亡くなる高齢者は年間3,500人前後と言われております。片や地震や火事以外の家庭内の事故で亡くなる高齢者は、何と4,000人もいると言われております。寝たきりになる人を含めれば、膨大な数になるわけであります。そういう意味で、住宅は事故に対しての予防、また寝たきりにならないための予防という観点からも非常に重要なポイントと言えるわけであります。

さて、今、全国的にも注目され、またモデルケースとしてよく紹介されているのが、江戸川区で実施されている「すこやか住まい助成制度」であります。これは制限なし、上限なしの、いわゆる住宅改造策として平成２年10月３日からスタートした事業であります。年齢も60歳以上ということであり、かなり画期的な制度といえます。障害者手帳を持っていないとだめだ、といったような制限もなく、所得制限もありません。手すり１本、１万300円から、最高392万円までありますが、これで平成５年度の予算は、平成４年度の実績をもとに480件のケースを想定して、３億円が計上されているようであります。社会的コストが低く、住みなれた場所にいられるということで、すばらしい仕組

みであると思います。江戸川区は、人口が約56万人、そのうち65歳以上の高齢者は４万5,000人余りと言われております。高齢化率は、約８％であります。我が日野市が9.14％でありますから、高齢化率は大体似通っているのかとも思います。

そこで、少し乱暴な計算にはなりますけれども、江戸川区での予算額を日野市に当てはめてみますと、日野市でこういった事業をするとすれば、江戸川区のケース的なものを当てはめると約１億円ぐらいかというふうな試算が出てまいります。将来の介護費用の軽減効果を考え方あわせれば、決して高くはなく、むしろ福祉の先行投資として在宅福祉にかかる全体の費用の軽減にもつながっていくのではないかとも思うわけであります。

日野市では、住宅改造策として、まず貸付制度では、住宅改良資金融資制度があります。これは所得制限が低かったため「なかなか利用できない」等の市民の声を受け、私は何回か決算委員会や予算委員会等で所得制限のアップを要望をいたしました。その結果、ことしの４月から所得制限が100万円アップされました。しかしながら、この制度は、市長も申されたようにあくまでも低所得者層についての制度であります。でありますから、広く利用できる制度ではありません。

次に、助成制度としては、都の事業である住宅改造費助成事業があるだけであります。これとても厳しい所得制限があり、広く利用されるには至っておりません。在宅福祉を日野市に根づかせるためにも、江戸川区で実施されているような、だれでも高齢者世帯であれば利用できるような制度を、日野市でも創設をすべきではないかと要望するものであります。確かに税収減の厳しい財政状況のもと、なかなか難しい面もありますが、先ほども述べたように福祉の先行投資としての価値は十分あり、検討に値するものであろうと思います。

このような観点から、これら制度を日野市で創設する意思はないかどうか、これをまず第１点目の質問とさせていただきます。

２点目は、このような制度を有効かつ敏速に運用していくためにも、また、今ある住宅改良資金や助成制度を心通う制度に生かしていくためにも、福祉、保健、医療、建築、それぞれの専門家、いわゆる設計士や保健婦、あるいは作業療法士などがチームを組んで相談、助言から、さらに自宅まで出向いて設計面などでの助言をしてくれるというような、幅広い意味での相談窓口、いわゆる住宅改造アドバイザーみたいなものが設置できないかどうかを、次にお聞かせいただきたいと思います。

この２点について、質問をさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　ただいまの質問につきまして、お答えをしたいと思っております。

まず、第１点目の貸付制度の新たな確立ということで、そういう創設の考えはないかということで、江戸川区の「さわやか住宅貸付金条例」を例にとりまして、今、御質問がございました。

私ども、江戸川区の制度についても十分掌握していない部分もございますけれども、日野市の現在の住宅の融資条例と、江戸川区のさわやか住宅貸付金制度、これらを比較して見てみますと、ただいまもありましたように、まず対象者が60歳と、日野市の場合には65歳ということで年齢の５歳の格差があるということでございます。

また、貸し付けの制度でございますけれども、江戸川区の場合には直接、区の融資ということで、日野市の場合には融資あっせんということでございます。その違いがございます。

また、利率については、江戸川区では２％、日野市では利率が2.5％ということで、コンマ５の違いでございます。

所得制限については、江戸川区ではございません。日野市の場合には年間所得が 700万円以内ということでございます。限度額につきましては、江戸川区は650万、日野市では600万ということで、江戸川区の実績を見てみますと平成５年度の予算は貸し付け372件、21億9,480万ということでございます。

しからば日野市はどうかというと、限度額を４月に改正したわけでございますが、２件、230万ということでございます。制度的には、直接貸し付けと融資あっせんの違いはあるものの、制度利用数の大きな違いがございます。原因がどこにあるのか、これからちょっと検討してみたいと思っておりますけれども、制度の内容としては、さほど相違はないんではないか。私どもの方の所得制限にしても、700万ということは決してそんな低い水準でもないというふうに考えておりますので、その辺、区民意識と市民意識の違いなのかどうかわかりませんけれども、その辺、これから十分検討してまいりたい、というふうに思っております。

２点目の、いわゆる専門家が出向いて住宅改良に当たるということでございますが、住宅改良は、現に身体虚弱や障害によりまして必要としている高齢者を対象とすることはもとよりでございますが、一般の高齢者でありましても、高齢者であるがゆえに心身機能の低下が想定されることからも、事故防止や自立生活を維持、継続させるためには

改造の必要があると考えております。また、中度あるいは軽度の障害者につきましても、住宅改良を行うことによって生活の改善には大きな効果をもたらす場合がありまして、改造の促進のための施策が今後とも必要じゃないかというふうに思っております。

また、在宅サービスが高齢者、障害者の住宅の状況や居住形態を組み合わされて、住まいと在宅サービスの相互連携のもとに地域での居住を支えていく必要があると考えております。家族やホームヘルパーなど、在宅サービスを担う者にとっても、住宅の構造あるいは設備が、介護や看護等をしやすくするのではないかということからも、その必要はございます。したがって、改造の内容については、今、御指摘のありましたように建築の専門家、あるいは看護、介護職のもの、場合によってはＰＴ（理学療法士）．ＯＴ（作業療法士）などが実際に本人やその住宅に当たりまして、心身機能の状況、介護の状況、住宅の状況を十分踏まえた中で、適切な改造を行わなきゃならないと考えておるところでございます。ニーズの把握から、工事施行後の評価まで一貫した対応できる体系的なシステムを、今後、検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　部長の御答弁をいただいたんですが、打ち合わせの段階でお話ししてあったことと、ちょっと違うように思います。部長、再度確認をさせていただきたいんですが、部長がおっしゃったのは貸し付け、江戸川区では二つやっているんです、貸付制度と、助成制度。きのうも打ち合わせしたんですが、課長さんの方とまだ打ち合わせが不足しているんじゃないでしょうか。

私の方で質問しているのは貸付制度じゃなくて助成なんです。与えちゃうんです。それが、貸し付けでは確かに322件で20億ですか、ありますね、そうじゃなくて与えちゃう。所得制限なし。それで、いわゆる上限もなしなんです、これは。相手が「これだけ必要だ」と言えば、確かにその内容にもよりますけれど、これが必要なものだということで、点検というか、確認をした上でやるわけですから、無造作に上限がないということじゃないんですが、基本的には上限なし、所得制限なしで、お金を与えちゃうという制度。だから画期的なんです、これは。それを認めたり、違いないという、そういう類の次元が違うんですよ、江戸川区でやっている事業というのは。貸付制度というのは他市でやっていますから、これはいいんです。貸し付けじゃなくて助成制度というのを私は今回、取り上げているわけで、その辺のところを勘違いか何かと思うんですが、もう一回、その辺のところを。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　どうも失礼いたしました。

助成制度につきましては、日野市では現在、東京都の住宅改良給付事業の中でやってございます。もちろんそれにつきましては、本人の所得によりましてそれぞれ負担率ゼロから 100％まで、所得に応じたそういうような負担区分でもってやっております。それを差し引いた残りの２分の１が東京都、２分の１が市町村ということの助成制度の中で実施しております。確かに今御指摘のありましたように、江戸川区はそれぞれの改良についても、玄関、台所、トイレと、いろいろ基準額が定められておりますけれども、江戸川区の場合には、まず所得制限がなく、また基準額もなく、使った費用全部、助成する、こういうことだと思います。（「そうです。そういう制度です」と呼ぶ者あり）年齢についても60歳ということで、恐らくこういうような制度は全国でも江戸川区が初めてではないかと思っております。現在、厳しい財政の中で、そこまでできるかどうかわかりませんけれども、これだけの制度であれば、もっともっと暮らしやすいような住まいの改造ができるんじゃないかというふうに考えておる次第でございます。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　ようやく御理解いただいたようで……。

そのようなことで江戸川区では非常に画期的な事業をしているわけであります。そういった意味では、一見すると数限りなく額も膨れていくんではないかという危惧もありますけれども、実際においては３億です、平成５年度予算が。ということは、平成４年度の実績もその辺の前後というんでしょうか、という形だったというふうに思われます。件数からしても、日野の助成制度である住宅改造助成制度を見ると、これが平成４年度の事業報告書ですと、たしか二十七、八件ぐらいですよね。三、四百万円ぐらいですか、もうこの江戸川区では平成５年度の予算だけで件数が、いわゆる480件を想定しての予算を計上している。こういうことでありますので、本当にけた違いで対象者が広がっているということですね。そのために本当に住宅を改造するのに、いわゆるお金がないからできない人も含めて、また、どうしても多少あったとしてもそういったものに使えるかというと、ほかの方に回してしまうということで、それが、そういう制度がないと踏み切ってそういう住宅改造ができないというような人がいるわけです。そういうところを市の方が誘発をして、そういう改造を推し進めていくという、よく福祉で言われますけれども、なにか与えているとか、そういう角度じゃなくして、将来の介護費用を極力抑えるための先行投資として、私は行われているのが、この江戸川区での助成制度じゃ

ないかと思っているんです。

ですから、単なる、お金が今ないからできないとか、そういう類じゃなくて、将来を見越しての介護費用を極力抑えていかなきゃいけないということでの先行投資という、そういう政策的な、かなりの政策的な思い切った決断があったんだろうというように思っているわけであります。そんな意味で、単なるお金を与えてあげるという次元でなくして、もっと本当に将来を見据えての、むしろ逆に介護費用が減れば、逆転して安い費用でもっと将来的に膨大なコストを下げられるというような角度というか、しつこいんですけれども、そんなような形で行われているということを認識をしていただいて、この制度について前向きに、また取り組みというか、お考えをお願いをしたいというふうに思っているところであります。

現在、進められています市町村で組んでおられる老人保健福祉計画ですか、この中にもこれに似たような、いわゆる貸付制度というんでしょうか、あるいは助成制度について、何かしら私はあるんじゃないかと思うんですが、その辺のところと、私が今申し上げたような江戸川区での行われている事業についても、これに似たようなものがあるかどうか。それに老人保健福祉計画の中で、今、描かれようとしているかどうか、もしおわかりになりましたら、これについてちょっと教えてください。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　老人の保健福祉計画の中でどう取り組んでいくかということでございます。御承知のとおり、今、計画に向けて、その真っただ中にいるわけでございます。特に住宅関係におきましては、まず、施策の方向といたしましては、市民の自立と生活の安定を目指してというような施策の方向づけをしているところでございます。

また、施策の体系といたしましては、住宅の整備、確保でございます。この中では、シルバーピア、いわゆる借り上げ方式でございます。

もう一つは、高齢者の公営住宅の確保ですか、都営住宅、市営住宅、こういうところで特に高齢者用の住宅を確保していく。

もう一つは、民間住宅の家賃助成、あるいは現在進めております住宅改造の助成ということでございまして、江戸川区のような、このような制度については現状では考えていない、今後は検討していきたいというふうに考えておりますけれども、現状では保健福祉計画の中では、こういうとらえ方はしていないのが現状でございます。

また、江戸川区との比較になるんですけれども、やはり住宅改良だけじゃなくて、公

営住宅で確保するとか、シルバーピアを借り上げていくとか、そういう連携の中で総合的に住宅政策を取り組んでいきたいと思っております。特に日野市の場合には、高齢者のシルバーピアについても、江戸川区なんか比べますとかなり、比較いたしますと進んでいるということも言えるんじゃないかと思いますが、いずれにいたしましても、そういう全体の中で、これから十分検討はしていきたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

現状では、そういったものは保健福祉計画の中にはなかなか取り入れられないというような、検討をするということですけれども、そういうようなお話でございました。

確かにシルバーピアという住宅ということで、日野市は60ちょっとですか、今建てられて、基本的には行われているわけでございますが、それも本当に重要な、もう高齢化社会に向けての大変重要な施策ではあります。

とともに、やはりそういった、これはシルバーピアはあくまでもアパートとか、そういった方々が狭隘であるとか、住環境が極端に悪いとか、あるいはまた立ち退きを要求されているという、こういうような条件のもとに入られる、そういう住宅がシルバーピアということですね。住宅改造では、あくまでも持ち家の方が中心ですね。だから対象者が全く違うわけです。ですからあくまでも住宅制度というのは、病気になっても、体が不自由になっても、今まで住みなれた家にずっといたいという、そういったものに基づく施策でもありますので、ちょっとこれ、シルバーピア等々と重要性は同じですけれども、観点が違うということでありますので、その辺での、今そういった意味では持ち家の方に対しての施策がちょっと希薄でないかというふうな観点から、この住宅改造施策というんでしょうか、そういったところも今後、老人保健福祉計画の中でもぜひ私は取り入れて、そういうあらゆるニーズというんでしょうか、全部こたえられるわけじゃありませんけれども、そういった住みなれたところに住み続けていたいという、そういう高齢者の思いというものも私は考えてあげるのも、一つの高齢化福祉の大きな観点ではないかというように思っているわけでありますので、どうか今後の取り組みの中で、こういったものをさらに検討して取り入れていただけるよう、そんなにコストは高くはないんです、何十億するわけじゃないんです、日野市で換算すると1億ぐらいで何百人という方が改造ができるというような、恐らく展開になるんだろうと思うんです。そういった意味では、かなりこれは検討に値する事業だというように私自身が思ったものですから、提起を含めて、今回、取り上げさせていただいたわけでございます。

最後に、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今の日野市の福祉施策、いろいろ工夫はしておるわけでありますが、なるべく多面的で、そして有効な役割を果たすということが大切だと思っております。江戸川区の例もしばしば聞いておるところではありますが、行政として基準がないということは普通ないわけでありますから、基準の中で、しかもできるだけ可能性の高い行政をつくり出していくということが大切だと思っておりますので、これからの課題にさせていただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）

田原　茂君。

○3番（田原　茂君）

どうもありがとうございました。

前向きとも、何ともつかないような御答弁だったというふうに、ちょっと感じるんですけれどね。前向きというふうにとらせていただきましょう。

要するに、これは本当に何回も申し上げるように、比較的低コストで在宅福祉を支えられる事業であるということであります。ぜひ具体的、積極的な導入を強く要望しておきたいと思います。

ちなみに、江戸川区における平成5年度予算が3億ということなんですが、この財源はどういうものかというと、国保のいわゆる税徴収率のアップで国から交付金が出ますね、あの交付金を充てているということであります。それだけで、一般財源は投入していないようであります。そんな意味で、参考にしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって21の1、在宅での高齢者福祉の実現を目指して、車いす生活者や介護に向いた住宅改良のために、資金援助制度の確立と専門家による相談窓口の設置を！の質問を終わります。

一般質問21の2、寝たきり老人ゼロを目指してホームヘルパーの24時間体制の確立を！の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

○3番（田原　茂君）　私は、平成3年12月議会において「寝たきり老人ゼロを目指して！」と題し、一般質問をさせていただきました。この中で、私は、寝たきり老人をゼロにするためには、ホームヘルパーの充実が欠かせないという角度から、マンパワーの

確保とホームヘルパーの夜間の訪問について、質問をさせていただきました。その際の答弁としては、24時間訪問体制も今後、講じていきたいとのことでありました。その後の取り組みについて、現状と課題、今後の見通しについて、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　寝たきり等の要介護老人の増加は、今後における老人対策の中でも最も重要な部分である、という認識でございます。老人の保健施策の充実によりまして、少しでも寝たきりを減らす、そういう努力が今後、必要ではないかというふうに考えております。

そこで、いわゆるホームヘルプサービスでございますけれども、平成５年度からは、従来でありますと週６日間、時間にして18時間を限度にホームヘルプをしておりましたけれども、今年度からその制限枠を外しまして、いつでも、どこでも、だれでもが必要なときにサービスを受けられるというような方向で、その辺の枠の撤廃を図ったところでございます。これについては、東京都においても従来では１週６日間、１週間当たり18時間という法上の枠がございましたので、そういう中で実施しておりましたけれども、今年度から、その枠の撤廃がなされたところでございます。

また、特に昨年度から、日曜、祭日、夜間、これらについても対応できるように、現在、三つの委託先を確保いたしまして、できるだけ24時間体制をとるように努力しているところでございます。ただ、24時間継続しての介護ではなく、24時間、いつでも対応できるようにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

現在の状況を見てみますと、大体、ヘルプを必要とする対象世帯が約180世帯、このうち派遣される方が100人前後ということでございます。現在、老齢人口、65歳人口は１万5,000人でございますので、大体それに対するヘルプの必要とする出現率というのは1.2％ぐらいではないかというふうに考えております。平成17年のころになりますと、高齢人口比率も14.5％ということになってきますと、これらの出現率を掛けていきますと、かなりの数字にはなってまいります。そういうようなことで、今後、いわゆるマンパワーの確保ということが非常に重要ではないかと思っています。現状では、今申し上げましたように現員ヘルパーで、また社会福祉事業団で行っております在宅ケア事業、こういう中で対応しているわけでございます。十分とは言えませんけれども、大抵の水準は何とか確保できているんではないかというふうに考えております。

今後の対応についてでございますが、実態を十分把握した中で、その対応を考えてい

きたいと思います。現状のいわゆる家政婦協会、これらがヘルプの主要部分でございますので、こういうところを圧迫しないように、またこれらの競合には十分気をつけながら、不足する部分については、例えばパートタイム等を登録制度として取り上げていくことも検討していきたいというふうに考えております。

なお、マンパワーの確保はもとより、その質の向上にも、これは大きな課題でございますので、あわせてその充実に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

私が一般質問をさせていただいた平成3年度から、結構、前進をさせていただいたのかというふうにも思いましたけれども、夜間も今年度、これは昨年度ですか、日曜日、祭日、夜間も実施されてきている、こういう御答弁だったというふうに今承りましたが、夜間は何時ぐらいまで派遣していますか、ちょっと補足的にお願いできますか。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　現在、夜間は9時までやっております。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　ありがとうございました。

9時ということで、随分、前進はしていただけたのかな、このようにも思っておりますが、24時間といいますと、まだ深夜とか朝方も残っております。この辺の課題が今後の問題点になるのか、こんなふうに思っておりますけれども……。

まあ9時も前進なんですが、9時以降もより必要度というか、寝る前とか、あとお年寄りは夜中にも起きていられるそうですから夜中とか、特にまた朝方も早く起きられると思いますので、そういうところが今後の当然、課題になってくるんでありましょうが、そのところの今後の検討というような答弁もございましたが、老人保健福祉計画もやっている中で、先ほどの1問目の質問とも同じようなことになりますが、老人福祉計画も含めて、今後の対応というんでしょうか、ちょっとお話もありましたが、はっきりわかりませんでしたので、今後の9時以降についての深夜、朝方というか、それについては老人保健福祉計画の方とも絡んできて、どの程度まで今お考えになっているのかというところを、ありましたら教えてください。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　保健福祉計画の中では、現在、取り組んでいるところでございますけれども、夜間の何時までという細かいところまで、まだ私も十分、把握して

いないんですけれども、いずれにしても、この計画は平成12年までの計画でございます。先ほど出現率1.2％と申し上げましたけれども、計画の中では、平成12年の65歳以上人口推定が、大体２万2,600人、それから在宅サービス対象者が1,367人というようなことで、6.04％というような数値が出ております。こういうようなことで、現状から推移してみますと、ホームヘルパーの確保目標は約2,100人前後ではないかというふうに考えておりますけれども、この6.4％の中には、もちろん家族介護も含まれていますので、実際ヘルプを必要とする人は、その6.4％よりか下がるんではないかと思っております。

さらに、デイホームあるいはショートステイを充実させることによって少しでもヘルプの数値を下げるように努力しなくちゃいけないと思っておりますが、そういうような総体的な中で、これからも十分、分析いたしまして、その辺の数値を明らかにしていきたいというふうに考えております。

できれば日曜、祭日ももちろんですが、夜間についてももっと充実した内容にしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

この在宅福祉の本当に中心部分はホームヘルパーというふうに、本当にあらゆる面から指摘をされております。ちょうど今、老人保健福祉計画をつくっている段階でもありますので、どうか具体的なビジョンというんでしょうか、24時間体制に向けて今度９時以降、寝る前と深夜、朝方というんでしょうか、その３ポイントぐらいがやはり必要になってくるんじゃないかというところで、その辺の取り組みを具体的なビジョンを描きながら、しっかりしたものをまたつくり上げていっていただきたいということを、強く要望しておきたいと思います。

市長に、最後にお考えをお聞かせいただけますか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高齢化社会が進むに伴いまして、在宅福祉という具体的な手段が、あるいは政策の方向が解明されつつあるように思っております。需要と供給の関係をどううまくコネクションをさせるかということでもありますので、しかも地区内処理という言い方もちょっとおかしいわけですが、地域社会で需要と供給の関係をなるべく100％にしていくということが理想だというふうに考えますので、そのような考え方に立ちまして、特に女性社会事業協会等の積極的な参加をお願いをして、なるべく完成を図っていきたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　なるべく完成に努力してまいりたいという、こういう市長の御答弁でございました。

本当にこの在宅ケアをさらに推し進めるためには、家庭内での、俗に言うお嫁さんが泣く在宅ケアではなくして、社会的規模としてプロが支える24時間ケアが急務であると思います。一日も早い確立を強く要望して、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって21の2、寝たきり老人ゼロを目指してホームヘルパーの24時間体制の確立を！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後4時5分　休憩

午後5時46分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問22の1、来年の市議選を森田市政大発展の契機にせよの通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

〔10番議員　登壇〕

○10番（一ノ瀬　隆君）　私は4月の市長選挙で、社会党からの除名処分を受けまして、そのショックで一般質問を行うことができませんでした。今回が私の5期20年間の最後の機会ですので、みずからをむちうって質問をさせていただきます。

四半世紀、4分の1世紀の間、社会党の強化のためにだれにも負けず努力してきたと思っている私にとって、除名処分はまさに断腸の思いでした。社会党の除名に先立って社会党会派を離脱させられたとき、自由クラブの皆さんから温かく接していただき、共産党議員団から激励されたことは、忘れ得ません。そして後の都議会議員選挙で圧勝し

た古賀俊昭議員からも「これで森田さんが勝てば一ノ瀬さんが正しかったことになるんです。頑張ってください」と言われたことも、記憶に残るところです。

市長選挙では、社会党参議院議員で、元日本テレビニュースキャスターの國弘正雄さんが森田さんの応援に駆けつけてくれました。社会党推選で参議院議員、東京選挙区でトップ当選した田英夫さんも、森田さんの支持表明をされました。社会党員である保谷の都丸前市長も、武蔵野の後藤喜八郎元市長も、何度も森田さんの応援に来てくれました。

そして1993年4月18日を迎えました。私の日記には、こう書いてありました。割と詳細に日記をつけている方ですが、この日はわずか2行でした。（「胸がいっぱいだったのよ」と呼ぶ者あり）「森田勝つ。山口3位なのが残念。9時半にはわかる。初めての即日開票だ」

開票しているときも、森田さん圧勝の後も、國弘参議院議員から再三の電話をいただきました。もちろん開票のときの電話は、森田さんの当落を心配してどうなったかを聞いてきたものですが、いたたまれず選挙事務所に飛んできて当選を喜んだのでした。

その後の電話は、私の社会党の除名処分を心配したものでした。多くの中央執行委員が日野市長選挙での一ノ瀬議員のことを知っている。選挙結果からして、山花委員長が一ノ瀬さんのところへ頭を下げに行くべきだと言っている。山花さんにそれを進言するのはだれがいいかまで決めた、という電話もありました。

その後、6月の都議選のときには、渡辺みづえ都議からは「私が悪かった。一ノ瀬さんには申しわけないことをした」という電話がありました。

7月の衆議院議員選挙の前、山花貞夫委員長から北海道函館から電話がありました。「市長選挙での一ノ瀬さんの行動は正しかった。一ノ瀬さんは立派な社会党員です」というものでした。

私は、ある大学の法学者たちにも話題を提供しています。「一ノ瀬さんは社会党に損害賠償を請求すべきだ。2,000万円がいい。いや3,000万円はもらうべきだ。社会党はそんな金はないだろうから100円の損害賠償を求めて裁判で勝つのがいいだろう」などの話があったと聞きます。

この4月の日野市長選挙が1冊の本になるようです。「これでいいのか市長選挙」という本だとも聞いています。著者は、実践女子大学の芦沢宏生さんで、依頼された編集者の話によると300ページぐらいのおもしろいものになり、ベストセラーになるだろうというものです。この本には私の名前がやたらと出てくるそうですが、私の手紙が全文、

掲載されるということです。私が市長選挙前、「私は日野市民のため、社会党のために森田さんをやる。森田市長選対本部長をやる」ということを全党員に訴えた便箋12枚の手紙です。早くでき上がることを楽しみにしているところです。

今、護憲の党、日本社会党が揺れています。護憲を主張する人が主旧派と言われ、連合の選別推選とやらで落選の憂き目を見ています。平和憲法、憲法第９条を死守してきたこの社会党の変化に、多くの良識ある人々から危機が叫ばれています。私と連帯するＪＲ総連は、今こそ戦争に反対し平和を守ることの重要性を指摘、「憲法９条を広める国民会議の結成」を目指しています。このＪＲ総連の委員長が「新労働通信」という雑誌に掲載しているものを紹介させていただきます。

新労働通信、93年10月13日号の今週の言葉として投稿されているものです。

「今こそ憲法９条を広めるたたかいを」ＪＲ総連執行委員長、福原福太郎。〝いま憲法が危ない〟－私はそう認識している。湾岸戦争をひとつの契機とした改憲の嵐は、今日では政界・財界・言論界のみならず、労働界にまで吹きぬけている。「護憲」を言おうものなら、かつての非国民扱いの風潮さえある状況だ。とくに黙っていられないのは〝平和の砦〟たる社会党や労働組合の多くが〝歌を忘れたカナリヤ〟となりさがっていることだ。改憲勢力が中・長期にわたって系統的に攻撃をしかけてきているというのに、カナリヤたちはまったくの極楽トンボをきめこんでいる風情にみえる。事態が見えないのか、見ようとしないのか、確信犯なのかは知らないが、改憲反対のたたかいの足引っぱりとなっていることだけは事実だ。改憲の嵐は一時期より弱まったと映っている状況にある。しかし一寸目をこらしてみれば「改憲」の文字を出さないだけのことで、内容と質においてより激しくなっていることがわかる。「自民党にかわる政権づくり」の大義のもとに、７月総選挙は護憲派を排除し、改憲勢力を一挙に増大させた。国際貢献の名を語らって「平和執行部隊」構想やＰＫＯの予防展開を目論む国連への常任理事国入りを目指し、「在外邦人救出」の美名によって自衛隊法の「改正」を意図し、ＰＫＯ見直しとＰＫＦ凍結解除を追求している。「政治改革断行」の大義のもとに、与党に社会党を組み込み「護憲」の骨を抜きさろうとしている。それだけではない。「冷戦構造終焉」といいながら、10年ぶりに米軍も加わった過去最大の自衛隊による統合演習が行われたことなども、それではないか。歴史的にもそうであったように、戦争勢力は手をかえ品をかえ、忍びより、体制を築き、いつの間にか国民にウムを言わせないように取り込んで戦争の道を走った。こんにちも同じだ。より巧妙に改憲の道を掃き清めてきている。「選挙改革」から保守二大政党制をつくり、国連への自衛隊派遣をめざす道は、強権国

家・〝いつか来た道〟である。この道は〝専制と隷従、圧迫と偏狭〟の生活を許すことになる。絶対に許せない。改憲策動は敗戦50周年の1995年を射程距離に据え、着々とすすめられている。その焦点は憲法９条にすえられていることも間違いない。私たちは心機一転して、改憲阻止に全力をあげなければならない。再び戦争を繰り返してはならないと意思する国民は大多数だ。先進的にたたかっている政治家・労働者・市民・ジャーナリストのグループも数多い。このような良心的な人々・団体が、さらに改憲勢力の狙いや着々とすすめられている策動の危険性を暴露し、その攻撃を許さないために行動することが重要だ。日本の戦争責任を問う従軍慰安婦問題の解決、「731部隊」の究明などの活動が活発に展開されている。これらの運動を国民的運動へと広めていくことも課題だ。ＪＲ総連は、労働組合として以上の認識から〝憲法９条を広める国民会議〟（仮称）の結成を提唱し活動しはじめた。それぞれの分野で多様なたたかいがあっていいが、重要なことは、今、流行の「基本法」を対置した取り組みでは足をすくわれることになるということだ。さりとて多くのスローガンをたてることも不要である。すべての改憲と戦争に反対する方々や団体がいっさいの垣根をこえ、〝憲法９条を広める〟という、この一点において手をとりあってたたかうことが重要だと思う。そして一定の段階で、よりたたかいを有効に推し進めるために合流しなければならないと思う。現段階の価値の基軸は、いっさいの改憲を許すか否かだ。現状の改憲勢力の動向からして、そう遠くないうちに政治・労働・市民の各分野において〝改憲か護憲か〟のいずれに立つのか、鮮明に問われる時がくる。私たちは、労働組合が産業報告会化されたとき戦争が遂行された歴史の教訓をしっかり自覚し、憲法９条を守り広めるために、今こそたたかわなければならない。今こそ労働組合は正念場に立っており、真価が問われている。

以上がＪＲ総連委員長の、今こそ憲法９条を広めるたたかいを提案した言葉でした。

このような平和を希求し、護憲を主張する方々は数多くいますが、その先頭に立っているのが日野市長選挙にも応援してくれた國弘正雄参議院議員や、田英夫参議院議員であります。これらの方々が護憲派の象徴的存在として認めている人が２人います。男女１人ずつ。１人は、言わずと知れた土井たか子衆議院議長であります。もう１人の男性は森田喜美男日野市長であります。憲法を市政に生かして20年、今、護憲派と言われる国会議員で、森田市長を知らない人はいません。ＪＲ総連の集会で私と一緒にあいさつに立ったある評論家が、もちろん憲法９条も大切だが、それ以上に憲法擁護義務をうたった憲法99条が大切なんだと話されました。「うちの森田市長は99条を掛け軸に書いて市長室に掛けておきますよ」と私が言いますと、その評論家は得たりやおうとそのことを

みんなに宣伝していました。次の講演の機会には、その評論家は必ずや日野市役所の市長室の話を出すだろうと思います。

以上のように森田市政は、その施策の内容と相まって全国的に高く評価されています。4月18日に示された日野市民からの厚い信頼に自信を持って市政を遂行されることを強く望むものであります。過日の一般質問だったと思いますが、森田市長は過半数とっていないから信任されたわけではないと言われました。とんでもないことです。公職選挙法でこのようなものを信任と決めているのであり、それを当選とするのであります。強いてそれを認め、決戦投票をやったとしても、票差は開くことがあっても縮まることはなかったと確信しています。（「そのとおり」「それで市民が勝ったんだよ」「それが反論かね。自分の考えを言ってみろ」と呼ぶ者あり）

今、日野市では助役１人と収入役が欠員となっています。６月定例会以降、森田市長が助役、収入役に、だれが見てもその職にふさわしい立派な方を内示していると聞いています。それにもかかわらず議会で同意の見通しがなく決定されていないのが現状であるということです。非常に残念であり、遺憾であります。特に収入役は不在の期間が10カ月以上続いているといういまだかつてない状態となっています。本定例会には、依然欠員であるにもかかわらず選任の議案が出ていません。市長としては、同意の見通しがなく、悲しい思いで提出を思いとどまったと思います。不思議なことに市長を攻撃することの大好きな野党の皆さんから、本定例会、この一般質問でのこの点での追及がなかったのであります。「市長、１年以上も収入役を置かないということはけしからぬではないか。こんなことがかつてなかったことだ。何で本定例会に提案しないのか」こんな発言が予想されたところですが、それがありませんでした。立派な方を否定した後ろめたさがあるのかなとも思いました。この次の定例会にはどうしても助役、収入役の不在を解消しなければならないと思います。この次の定例会は1994年の３月であります。２月の市議選挙を経てからになります。市議会議員の選挙で森田市長の提案が理解してもらえるような日野市議会になってほしいと切望しているところであります。

12月７日の質問で、竹ノ上議員が言われました。「来年の市議選で革新陣営が伸びることを期待する」と言いましたが、私は同じ意見ではありません。「革新という言葉が死語になっている、保革を言うときではない」などと言うつもりはありませんが、私が今度の市議選で伸びてほしいと思うのは、森田市長の人事の提案を理解してくれる人、批判は大いに結構ですが、特に問題がなければ同意する包容力のある、良識のある議員が多数を占める議会を望むものであります。市長はもちろん、助役、収入役のこの席が

埋まり、立派な人に座っていただき、法の上で平和憲法が生かされる市政を基本に、緑と清流が豊かなまち、住むことが喜びであり、誇りである日野市を目指して頑張ってほしいと思います。すなわち来年の市議選を森田市政大発展の契機にしてほしいと思ったところです。

ここで森田市長に質問をすることになります。森田市長は、一般の職員が休んでいる土曜、日曜もほとんど休まず市政のために仕事に励んでいると聞きます。たまには１週間ぐらいは続けて休みをとることもいいと思います。来年の２月、20日から１週間、休みをとって市議選の応援をしてほしいと思います。

私は、ここであえて提起したい。４月の市長選挙で森田市長を応援してくれた人だけ、（「もっと政策的な質問をしろ。それじゃ、おかしいよ」と呼ぶ者あり）応援してくれた市議候補者だけを推選ないし応援をして満足しないでほしい。広い気持ちで、大きなところで、良識ある議員候補者を幅広く推薦していただきたいと思います。市長選挙のとき、森田さん以外の他の候補を応援した人、すなわち森田さんを落選させるために頑張った人でも、その良識を期待して推選しなさいというものであります。私は、それが市政発展につながると確信するものです。もちろん一致して市長の推選を拒否する党が、グループがあるのでしょうが、森田市長が一方的に推選すればいいのです。日野市民から信任された森田市長が「この人は立派です。市政発展に役に立つ人だ」と表明して、何で悪いことがあるでしょうか。

実は、森田市長もこの点での実績があります。市長選挙のとき社会党中央執行委員長だった山花貞夫衆議院議員は、森田さんの対立候補の応援に来ています。多忙なところを森田市長を落選させるために、この日野市にやってきたのです。しかし森田市長は、この現実を知りながら私と一緒に７月の衆議院選挙で、山花貞夫さんを応援しました。このような心の広い森田市長ですので、市議選でもこのような対処をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。森田市長の所感を述べていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　予期しない御質問をいただいて、少々、戸惑いの感じも持っております。

私は、市長就任以来、私心を持たない全体の奉仕者として常時、努めてまいったつもりでおります。したがいまして、議会の皆さんにはいつも御理解と、また激励をお願いをする気持ちでございます。

たまたま、これもまた予期しない形で、４月市長選挙の、選挙体制ができたわけであ

りますが、私の多分に披瀝不明の点もありまして、いろいろと御迷惑をかけたということもあったかもしれません。とりわけ質問をしておられる一ノ瀬議員の明快な態度に対しては、本当に敬意を尽くして、また大変な信頼関係が生まれたというふうに感じております。いろいろと御指摘もして、また教えていただくことも多いわけでありますが、御指摘のとおり披瀝をむちうって、できるだけ寛容の気持ちを訴えをして、市政の発展のために御協力をお願いをしたいという気持ちでいっぱいでございます。一ノ瀬議員の御発言を、激励と、それから日野市政に対する大きな将来像を示していただいたというつもりで、お答えをしたところであります。

憲法を市政に生かそうという議会にあるスローガンを貫くことができまして、今の国際情勢の中で、決して日本国憲法が改定あるいは改憲をするところは全くない、むしろ９条を正しく守ることが国際社会に貢献をし、また99条を正しく公務員の１人として順法し尊重することが、国内の将来の日本民族の発展のために大きく貢献をするというふうに理解をしておりますので、終始一貫をして個人的な信念とともに、また広く皆さんの御指導や御鞭撻をお願いをして、任期いっぱいを公約達成のために全力を投じて務めていきたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬　隆君。

○10番（一ノ瀬　隆君）　私は、先月26日、社会党中央本部規律委員会に呼び出されました。東京都本部規律委員会の除名処分に対して、私は間違って決めたものに従わないからといって規律処分に当たらない、と提訴しておりましたので、事情聴取されました。国会議員クラスの規律委員の面々からの反省しているかの問いには、「一切、反省はしていません」と答えたところであります。最後には多くの人から、来年の２月は頑張れよと励まされました。即日除名撤回、４月12日より６カ月の党員権停止の決定がなされ、その日のうちにそれを知ることができました。

除名が撤回されてよかった、おめでとう、と多くの党員から祝福され、お祝いの品まで何人かからいただきました。４月12日より６カ月の権利停止ですから、10月12日からは何の規律規制のない社会党員に戻ったはずであります。ところが、見せてもらった党員通信によりますと、日野総支部執行委員会は、除名から権利停止になったが処分原因が解消されたわけではないとして、中央の決定を素直に認めていません。これは驚くべきことであります。人を殺したので１審で死刑になった、２審では懲役20年に減刑され刑期を終えて出てきた。人殺しをしたことは事実だから人並みの扱いはしないというものです。このような人の人権を守り、差別を許さない、そのために闘ってきたのは日本

社会党の本来の姿だったのではないでしょうか。

私は、ここで今井正監督の映画「真昼の暗黒」の最終画面を思い出しました。無実の罪を着せられた主人公が２審でもついに死刑が宣告された。苦悩に満ちた主人公が大映しされ、慟哭して「まだ最高裁があるんだ、まだ最高裁があるんだ」と叫んだ、あの場面です。

社会党の規律処理機関にも最高裁があります。私は社会党中央大会に提訴する意思を固めたところです。私は人殺しなんかしていない。もし死んだとしても、それは正当防衛だと無罪を主張したい。すなわち規律処分の全面撤回を要求したいのです。

あわせて、市長選当時の総支部三役を規律処分にするよう要求することも検討しています。

私が社会党から追い出され途方に暮れているのを、市議会の先輩や多くの市民が心配してくれました。そして何よりも日野市の発展のために森田市政を支えなければならないと、「森田市政を支える日野市民連合」を結成しました。代表は、元市議会副議長の中山基昭さん、幹事長に元市議会議員の飯山茂さん、顧問には元市議会議長の大下博さん、元町議会議長で市議会副議長の清水禄之助さん、元市議会議員の西沢保さんらを擁しています。私は、この日野市民連合の一員として何人かの仲間とともに市議選を闘います。できるだけ多くの当選者を出して、共産党を上回って与党第１党となって「共産党の森田」という誤解、曲解を正したいと思っています。

除名撤回祝いをいただいた党員から、これだけ議会で聞いてほしいと言われたことがあります。ここで、それを質問させていただきます。社会党日野総支部大会で確定した選挙総括の中の文章ですが、びっくりしたが本当かどうか確認してほしいというものです。日野市政の「暗い影」としての表現ですが－街にはやたらと高齢者が目立つが、これは高齢者に住みやすいとの日野市のＰＲの効果であり、若者が転出し高齢者が転入するという現象がみられる－こういう文章です。こういう事実が本当にあるのか、またこういう表現が日野市の暗い影だということにどう考えるか、お答えいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問のような、高齢者がふえて若者が減る、高齢者がふえているということは、これはまさに高齢化社会、全国共通の状況でありまして、またその高齢者がふえるということが、なにか暗い社会になるなんていうことは本来あってはならないはずでありますし、そういう表現があるとすれば、これは全く我々の意図しな

いところである。また、現実に沿わないことだろう、このように思っております。高齢者社会もなお生きる喜びをつくって明るくするということが、福祉の本来的な精神でありますし、また、民族の発展とか社会の進歩というのは、そういう形で行われるべきものであるというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　これをもって22の１、来年の市議選を森田市政大発展の契機にせよの質問を終わります。

一般質問22の２、都政の怠慢を許すなの通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

○10番（一ノ瀬　隆君）　続けて質問させていただきます。

４月の市長選挙のとき、新しく改装された平山橋への批判が社会党関係者から出されたのを聞きました。「平山橋をあんなにして、きれいになったが、あんなにする必要はないよ。税金のむだ遣いだ。だから森田市長はだめなんだ」という話です。

私は言いました。「何でも森田が悪いと言わないでくれ。ここは都道だから森田市長には直接関係ないよ。強いて関係者を日野市で求めれば、森田さんの対立候補を推している社会党の渡辺都議ですよ」そんなことがありました。（「それを言いたいのか」「どうしようもないな」と呼ぶ者あり）選挙に利用されなければ、きれいになった平山橋もけちをつけられなかったと思います。これはいいとしても、日野市内で見られる都政の幾つかの怠慢と見られるものに気がつきました。住民に最も身近な市政として、都政に何らかの怠慢を見出したら、それは市民本位の市政を貫き、都民である市民のために対処しなければいけないと思います。今まで気づいたものを幾つか挙げますので、対処してほしいと思います。

まず、都道の横断歩道の不備が何年も放置されているということです。私の近くなど、舗装のやり直しによって幾重にも白線が描かれていた横断歩道は消えてしまい、何年たってもそのまま復元していません。もっと交通量が少ない道路からの出口も、すべてちゃんとした横断歩道は書かれているのに、ここだけが書かれていないのです。都道に関し、多摩平の別なところにも、こんなところが幾つかあります。近ごろは自転車はすべて横断歩道を通りますし、自動車との衝突の危険があり、はっきり明示された横断歩道が必要だと思います。

次に、都道にかかる歩道橋に書かれた道路の表示が昔のままになって、いつまでたっても書き改めない怠慢があります。都市計画道路１・３・２号線、谷田傘松線という名称から、３・３・４号線、多摩平東西線と変更になったのは、1989年６月16日のことであります。第五小学校正門前から、この都道に出てきたところの歩道橋には、４年半たっ

た今でも１・３・２号線と書かれています。

３番目は、都道の信号が街路樹で見えないということであります。都道豊田北口線のイチョウ並木は落葉のときが終了したところです。見通しがよくなって信号の邪魔をすることはありません。しかし、春から夏へと葉が繁ったときに信号が見えなくなる。豊田駅前交差点、北口のスクランブル交差点の信号がそうです。これを覆う緑の伐採が必要です。緑のまち日野といえども、これは怠慢です。

次に、豊田駅前北口交差点のすぐ近くですが、この都道の歩道部分が極端に暗い。市の努力で非常に明るくなったまち、街路灯が行き渡っている市道に比較して都道がこんなに暗いのはなぜなのだと思うところです。この歩道の夜遅くなると真っ暗になるのも都政の怠慢だと思います。

５番目は、自治会への都の補助についてであります。私は通算７年間、自治会長をやってきましたが、警察署、消防署、保健所など、都の関係から回覧依頼がよく来ます。回覧そのものは隣の家から回ってきて、隣に回せばいいのですが、自治会長は各組長に各戸配布しなければならず、そんなに簡単ではありません。市が自治会に補助を出しているのだから都も出すべきだと考えるところです。

なお、情報を広める手段として自治会の回覧は低費用で周知できる有効な手段であり、市でも大いに活用すべきだと考えます。

最後に、警察のやる駐車違反のレッカー移動は意地悪にしか見えないことを申し上げたいと思います。これを都政批判としてつけ加えておきます。市役所に来たがどこも駐車場があいていない。ちょっとの用事だから邪魔にならない道路に置いて用事を済まそうとする。予期に反して少し時間がかかった。帰ろうとすると、乗ってきた自動車がない。レッカー車で持っていかれたとわかる。タクシーで警察へ、そして車が置いてある駐車場へもまたタクシーで、数万円の罰金と費用が出る。レッカー移動なんかしなくたって、特に交通の邪魔にならなければいいように思う。罰金だけ取るようなこともできるはずだと思いました。

以上、通告より１点加えましたが、６点について答弁ないし感想をお聞かせください。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　順を追ってお答えしたいと思います。

横断歩道等の歩行者の安全表示には、横断歩道及び横断指導線、この２種類がございます。横断歩道は交通量、歩行者の利用度が高い交差点に設置され、横断指導線は道路幅員が狭く、交通量、歩行者が少ない交差点で歩道が設けられている道路に実線で歩道

幅に合わせて設置しております。横断歩道も、横断指導線いずれも、交通管理者は利用状況を調査した上で選択して定めるものであります。

次に、名称の件であります。平成元年６月16日付の告示によって道路名が３・３・４号線に変更されている場所であります。これを変更してないということは、やはりよくありませんので、道路管理者に表示変更するように早速要望したいと思います。

次に、樹木等による道路標識の支障の件であります。危険を伴うおそれもありますので、これも早期改善を管理者に求めていきます。

さらに、都道３・３・21号線、豊田北口線の街路灯でありますが、歩道の車道側に設置して車道を照らして、車道側が暗いという現実はあります。道路の照明、車道を照らしているということで歩道が暗いといういろんな御意見は今までもあります。したがって、今後どのような対策が可能かどうか、東京都と協議してまいりたいと思います。

自動車駐車場、レッカー移動の件でありますが、自動車の駐車場の需要は非常に高くなっております。一方で、駐車場整備が十分ではありません。交通渋滞あるいは交通事故を誘発するという危険があります。最近の交通、道交法の改正でも、この点に相当重点が置かれております。一方で、やはり自動車を運転する人もルール、マナーを守るということが必要で、ともに交通安全上どうしても欠かすことができない措置ではないかと思います。また、違法駐車あるいはその他、事故を誘発するという事故も多発している状況です。道路管理者としては、道路本来の機能は確保できるように、今後も努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬　隆君。

○10番（一ノ瀬　隆君）　お聞きしたところ、横断歩道については、都政の怠慢よりも交通委員会での指摘にそのことを答えなかった市政の怠慢と言えるかもしれません。

レッカー車による移動については、こんな発言が日野市議会であったということを関係当局に知らせていただくだけでも幸いであります。

日野市の中での都政の怠慢は市政の怠慢に通じることが多いと思います。こんな点も留意しながらの日野市政の大発展を希望して終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって22の２、都政の怠慢を許すなの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後６時26分　休憩

午後８時12分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第99号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第99号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、一般職の職員の給与を改定するため、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　説明させていただきます。

議案第99号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが新旧対照表によって説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

まず、６条の２でございます。病院に勤務する看護婦に支給されております調整額を都の改正に合わせまして、現行月額２万6,300円を500円引き上げまして、２万 6,800円に改めるものでございます。

次に、第７条、扶養手当の関係でございますが、７条の３項は、配偶者及び欠配第一子について1,100円引き上げ、１万7,700円に改め、その他の扶養親族につきましては、700円引き上げまして7,900円に改めるものでございます。

また７条４項は、扶養親族のうち欠配第一子を除く満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対し、新たに1,000円を加算して支給するものでございます。

次に、12、13ページをお開き願いたいと思います。８条につきましては、扶養手当の届け出及び支給の終期を定めたものでありますが、例えば別にいたしました７条の第４項の新設に伴いまして、文言の整理また追加を行ったものでございます。

次に、14、15ページをお願いいたします。８条の３でございます。住宅手当１万5,000円を500円引き上げまして、月額１万5,500円に改めるものでございます。

次に、16条でございます。期末手当でございますが、３月に支給する期末手当を現行より0.05カ月減額し、0.5カ月とするものでございます。

次に、付則及び別表について、御説明いたします。恐れ入りますけれど改正案で説明いたしますので、前に戻っていただきまして４ページ、５ページをお開き願いたいと思います。

まず、４ページ関係です。別表関係でございますが、給料表の別表１、別表２を改めたものでございます。本年度の給料改定につきましては、先ほど説明しましたように2.26カ月、給料表につきましては2.19カ月でございまして、６ページにございます給料表３につきましては、2.06カ月で改定を行っております。

次に、７ページ関係でございます。付則でございますが、第１項は施行日及び適用日を定めたものでございます。平成５年４月１日から適用させていただきます。

２項の最高号俸級等の切りかえにつきましては、参考資料にありますとおりでございます。

次に、第３項でございますが、これは期末手当の特例措置を定めたものでございまして、本年度に支給する期末手当につきましては、12月期は2.2カ月にさせていただき、３月期は0.4カ月に調整し支給するものと定めたものでございます。

次は、第４項は、給料の内払いという規定になってございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第99号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第100号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第100号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。去る11月29日、日野市特別職報酬等審議会から、日野市特別職の報酬及び給料の額について改定することが適当であるとの答申がありましたので、報酬の引き上げを行いたく条例の一部改正をお願いするものであります。

改定内容は別紙のとおりであります。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　それでは、議案第100号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

ただいま市長から議案につきましての提案の説明がございました。内容につきましては、その説明のとおりでございますので、省略させていただきたいと思います。

なお、付則でございますけれども、この適用は平成５年11月１日から適用させていただきたいと思います。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第100号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第101号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第101号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第100号と同様、日野市特別職報酬等審議会の答申に沿って給与の引き上げを行いたく、条例の一部改正をお願いするものであります。

改定内容は別紙のとおりであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

それでは、議案第101号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、今、市長が申し上げましたので省略させていただきたいと思います。

なお、適用につきましては、平成５年11月１日から適用させていただきたいと思います。よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第101号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第102号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第102号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

前２議案と同様に教育長の給与を引き上げたく条例の一部改正をお願いするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　議案第102号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回、教育長の給料を月額76万に改正させていただくものでございます。

なお、付則にございます適用は、平成５年11月１日からさせていただきたいと思います。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第102号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第５－34号、日本野鳥の会「国際自然保護センター（仮称）」への市有地無償提供の撤回を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第５－34号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第５－35号、程久保一丁目、下程久保自治会私道を公道移管に関する請願、請願第５－36号、国民の主食であるコメの輸入自由化反対と安定供給に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第５－35号、請願第５－36号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

12月14日から始まります常任特別委員会はお手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は、12月20日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後８時28分　散会

12月20日　月曜日　（第７日）

平成５年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第30号）

12月20日　月曜日　（第７日）

出席議員　（28名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原　茂君	４番	藤林理一郎君
５番	旗野行雄君	６番	谷　長一君
８番	下村　功君	９番	佐藤洋二君
10番	一ノ瀬　隆君	11番	内田　勲君
12番	宮沢清子君	13番	馬場繁夫君
14番	高橋徳次君	16番	小川友一君
17番	土方尚功君	18番	福島敏雄君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	天野輝男君
25番	福島盛之助君	26番	小山良悟君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

欠員　７番　15番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成5年12月20日（月）
午前10時開議

（議案審査報告）			（総務委員会）
日程第1	議案	第44号	日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第2	議案	第81号	日野市用品調達基金条例を廃止する条例の制定について
			（総務・文教・厚生・建設）
日程第3	議案	第86号	平成5年度日野市一般会計補正予算（第3号）

（厚生委員会）

日程第 4	議案	第 82 号	日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案	第 83 号	社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定について
日程第 6	議案	第 84 号	社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例を廃止する条例の制定について
日程第 7	議案	第 85 号	日野市立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案	第 87 号	平成５年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第 9	議案	第 90 号	平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）
日程第 10	議案	第 91 号	平成５年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第 11	議案	第 92 号	平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第１号）

（建設委員会）

日程第 12	議案	第 88 号	平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）
日程第 13	議案	第 89 号	平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第 14	議案	第 93 号	市道路線の一部廃止について
日程第 15	議案	第 94 号	市道路線の廃止について
日程第 16	議案	第 95 号	市道路線の認定について
日程第 17	議案	第 96 号	八王子市道路線の認定の承諾について

（取り下げ）　（総務委員会）

日程第 18	請願	第３－12号	拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情

（請願審査報告）　（総務委員会）

日程第 19	請願	第３－11号	日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出

に関する請願

日程第　20　請　願　　第４－３号　　労働時間短縮についての陳情

日程第　21　請　願　　第４－17号　　日本野鳥の会（仮称）環境保護センター建設に対する土地提供に関する陳情

日程第　22　請　願　　第５－３号　　建設省京浜工事事務所の大幅増員に関する陳情

日程第　23　請　願　　第５－13号　　「坂本弁護士一家拉致事件について厳正且つ迅速な捜査を要請する意見書」の提案を求める陳情

日程第　24　請　願　　第５－16号　　日野市南平二丁目35番地の２、8,431㎡について、この地に建設予定と噂される幻の仮称国際自然保護センターおよびその母体となる(財)日本野鳥の会の現状等につき市広報誌に発表し市民に知らせてほしいことを要望する陳情

日程第　25　請　願　　第５－17号　　日野駅改良の促進に関する請願

日程第　26　請　願　　第５－29号　　固定資産評価の大幅増額に伴う登録免許税等増額に対する適正な緩和措置に関する陳情

日程第　27　請　願　　第５－34号　　日本野鳥の会「国際自然保護センター（仮称）」への市有地無償提供の撤回をもとめる陳情
（文教委員会）

日程第　28　請　願　　第５－６号　　日野市中央公民館の建て替えおよび公民館分館建設に関する請願
（厚生委員会）

日程第　29　請　願　　第５－15号　　日野市原爆被害者の会に対する補助金の増額等に関する陳情

日程第　30　請　願　　第５－32号　　上田地区センター移転建築替えに関する請願
（建設委員会）

日程第　31　請　願　　第３－５号　　まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願

日程第　32　請　願　　第３－19号　　高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願

日程第　33　請　願　　第５－14号　　倉沢地区に残る谷戸の自然の保全を求める請願

日程第　34　請　願　　第５－24号　　住環境保護についての請願
（継続審査）　　（総務委員会）

日程第 35	請 願	第５－12号	市内電話料金値上げ等の撤回を求める陳情
日程第 36	請 願	第５－19号	セクハラ土方議員辞職を求める請願
日程第 37	請 願	第５－21号	海の非核化宣言の請願
日程第 38	請 願	第５－28号	真に国民のための公共事業推進を求める陳情
日程第 39	請 願	第５－30号	真に国民のための公共事業を求める陳情 （文教委員会）
日程第 40	請 願	第５－25号	小児成人病予防検査導入反対に関する請願
日程第 41	請 願	第５－26号	義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情
日程第 42	請 願	第５－33号	教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情 （厚生委員会）
日程第 43	請 願	第２－24号	「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願
日程第 44	請 願	第２－25号	中ホール建設に関する請願
日程第 45	請 願	第３－17号	日野市市民多目的ホール新設に関する請願
日程第 46	請 願	第４－５号	日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えることに関する陳情
日程第 47	請 願	第５－８号	リサイクル条例は市民参加で制定をに関する請願 （建設委員会）
日程第 48	請 願	第２－４号	京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願
日程第 49	請 願	第２－28号	大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願
日程第 50	請 願	第３－４号	区画整理の諸点についてご配意下さいの請願
日程第 51	請 願	第４－10号	多摩川自治会内の建築許可に関する請願
日程第 52	請 願	第５－１号	豊田南地区用途地域変更及び地区計画に関する請願
日程第 53	請 願	第５－５号	不況対策の抜本的強化を国に求める意見書の提出に関する陳情
日程第 54	請 願	第５－18号	宮公園設置を要望する陳情

日程第　55　請　願　　第５－27号　　多摩平五丁目２番地内に所在する緑地の保全と日野市への管理移管を求める請願

日程第　56　請　願　　第５－31号　　緊急避難通路整備及び消雪・凍結防止対策を求める請願

日程第　57　請　願　　第５－35号　　程久保一丁目、下程久保自治会私道を公道移管に関する請願

日程第　58　請　願　　第５－36号　　国民の主食であるコメの輸入自由化反対と安定供給に関する陳情

（中間報告）

日程第　59　特別委員会中間報告の件

（継続審査議決）

日程第　60　議会運営委員会の継続審査議決に関する件

日程第　61　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　62　スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　63　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　64　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（議案上程）

日程第　65　議員提出議案第19号　　市立総合病院の早期建てかえに係る決議

日程第　66　議員提出議案第20号　　ゼネコン汚職の真相解明に関する意見書

日程第　67　議員提出議案第21号　　米の輸入自由化に反対し食糧の自給確保を求める意見書

日程第68　議員提出議案第22号　　医療保健における給食材料費等の堅持及び公的医療保険制度の充実に関する意見書

日程第69　議員提出議案第23号　　東京都住宅供給公社の一方的家賃値上げに反対する意見書

日程第70　議員提出議案第25号　　日朝国交樹立の早期実現を求める意見書

日程第71　議員提出議案第26号　　坂本弁護士一家拉致事件について厳正且つ迅速な捜査を要請する意見書

日程第72　議員提出議案第27号　　固定資産評価の大幅増額に伴う登録免許税等増額に対する適正な緩和措置に関する意見書

本日の会議に付した事件

日程第１から第72まで

午後１時８分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

これより議案第44号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第81号、日野市用品調達基金条例を廃止する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　総務委員会の審査の御報告を申し上げます。

議案第44号につきましては、本年度第２回定例会に提案され、総務委員会に付託されたものでございます。

慎重審査を経まして、この提案の趣旨に沿って利用が高まるようにとの意見も出されまして、採決の結果、原案を可決すべきものと決しました。

議案の第81号につきましては、この条例の一定の目的を達成し、来年度から電算化等に移行するということから、今回、廃止をするということで提案されたものであります。慎重審査の結果、可決すべきものと決しました。

よろしく御審議をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　１点、お伺いしたいと思いますが、総務委員会の報告でありますから、たまたま職員の給与の関係については、ただいまの報告のことで理解をいたしますけれども、特段に今定例会の中で、最初に市長の給与関係ということで条例の専決処分の報告承認ということがありまして、これについて本会議場では賛成、要するに承認をするもの、つまり議員が少ない結果が生じまして、結果的には不承認といいますか、こういう形になっておりましたが、この関連について委員会ですべての－要するにこの議案から、その他、あるいは委員会等でこの問題について触れられたかどうか、１点伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君）　議案第81号については総務委員会に付託されておりませんので、関連する質疑あるいは意見等はありませんでした。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　わかりました。

それでは、この際ですから、ほかに機会を得るところがちょっとないようなんで、市長の方からお伺いしたいと思いますけれども、今定例会で、市長が専決処分をし、これに伴う結果として、通常であれば報告をし承認を得るということでありますが、御承知のとおり、今議会が始まりました初日にこの上程がされまして、結果として報告承認がされなかったということになりました。この効力については何ら変化を来すものではないということは十分承知しておりますが、本会議場でやりとり、そういったものについては専決のやりとりはあったわけですから省略するものとして、結果的に我々が議会に出されたものが承認できなかったということについて、やはり市長としての政治的責任は十分問われるべきだろうというふうに私は判断をしております。その結果が、こういったまれなる結果を見たわけですけれども、これについて市長はどういうようなお考えをお持ちになっているのか。委員長さんには申しわけありませんけれども、ちょっとお伺いをしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　9月市議会最終日でございましたが、私の至らざる理由によって、議会で譴責を求める決議という決定を指摘していただきました。みずからを省みて議会のおしかりに対して心から謹慎をしなければならないという判断に立ちまして、月を超えた4日の日付で市長の報酬に対します減俸の処置をみずから決断いたしまして、専決処分という方式で自己譴責の処理を行った経過がございました。そのことを今議会の減俸等の議案として報告を申し上げ、承認をお願いすべき議案でございました。議会ではいろいろ御指摘もございまして、不本意ながら、その措置は承認しないという決定をいただいておりますことに、私もなお自己反省を厳しくしなければならないという気持ちで認めておるところでございます。

そのような経過でございます。みずからもって今後、自律、自戒をより厳しく行いまして、議会に不信を買う、あるいは市民の市政に対します不信感にならないことを切に祈りながら、これからの態度によって御理解をお願いをする、こういう気持ちでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　追い討ちをかけるような発言は余りしたくありませんけれども、

今の状況では、あくまで不承認ということで、今後、自己反省を含めて対応していくということでありますけれども、やはり我々は良識を持ってこの結果が生まれたというふうに理解をしていますし、特に今、市長とすれば「不本意ながら」という発言がありましたけれども、全くもって我々にすれば余りにも不用意に市長がこういう専決処分をした、こういうふうに理解をせざるを得ません。

果たしてこれからも態度をということでありますので、それに限らず何らかの形を示すのが適当であろう、というような解釈を今後も我々は持ち続けていくであろうというようなことを申し上げて、一応この質問については終了したいと思います。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第44号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第81号、日野市用品調達基金条例を廃止する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第86号、平成５年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

本件については４常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　総務委員会に付託された関係の補正予算について、御報告いたします。

一般会計補正予算第３号のうち、歳入全般、６億3,677万7,000円でございます。

歳出のうち、議会費、総務費、消防費、及び債務負担行為でございます。

委員会においても詳細に担当部長より説明をいただき、慎重審査の結果、可決すべきものと決しました。よろしく御審議をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　１点伺いますが、本会議場での説明のときにも繰越金に絡んで質問をいたしております。このことについては本会議場で理解をしておりますけれども、その後に、やはり公社のこれからの歳入の見込みの関係等で、当然、公社のこれから－土地開発公社ですけれども、これについても５億数千万の見込みをこれからしなきゃいけない、つまり３月の補正予算のときに当然上がってくる、こういったことが明らかになっているわけですが、これに絡んで、これからの３月に向けて現実には、この土地の、要するに利子補給分、ほかに頼る、国や都に頼るわけにはいかない財源で、市から出さなきゃいけない、こういう実態が明らかになってきているわけですが、そこら辺について、歳入に絡んで今後の見通し、そういったことについて質疑その他あったでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君）　土地問題あるいは土地開発公社との関係で、歳入にかかわる質疑はありませんでした。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　ただいまの質問を申し上げて、特に目先に５億なりの金額がどうしても補正をせざるを得ない現実を抱えているんですけれども、財政としては、この辺、簡単で結構ですけれども、今後の見通し、担当課の方からなり、報告をいただければと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えしたいと思います。

３月の最終に、今言われた５億強の財源が必要になってくるわけでございます。当然、その見通しにつきましては、ある程度、公社の現在の持っている資産の売買、あるいは財政の歳入の見通し等を含んで財政確保を一定の予測の中で考えている、ということをお答えしておきます。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　一応、担当の部長とすればその程度のお答えしかできないと思いますけれども、いずれにしても一口に５億という金額は大変な金額でありまして、今、繰越金のことも約１億しかない、つまり、それを充てたとしても約４億を超える金額はどうしてもどこかから、ということになります。今の段階では大変苦しい状況で、企画財政、いると思います。年度の当初のとき、市長が新たに選任をされたときにも３億円、つまり予備費に組み込んでおいたものを既に見通しとしては十分だという中で病院の建

設基金に繰り入れをいたしまして、結果的に10億、これはこれとして必要だと思いますけれども、やはり年度当初の予算の中にすべてこういった年間12億を超える予算がもう見込まれるわけです。そういったことを伏せておきながら、こういう結果が出てきているという事実は、強く指摘をしなければいけないと思います。ぜひ、今、財政の方でも土地の売買、これについては利息分を生み出すというわけにいかないわけです。詭弁な回答であってはいけないと思いますし、とにかくしっかりした中で財政の目途を立てていただくように、強く意見じみますけれども、そういったことを申し上げて、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（天野輝男君）　文教委員会に付託されました議案第86号、平成５年度日野市一般会計補正予算第３号、歳入のうち教育費について審査報告を申し上げます。

担当部長より説明を受けました。その説明の主な内容は人件費の件と、埋蔵文化発掘調査関係費の減収になった分の件であります。

慎重審査の結果、全会一致、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

厚生委員会は、歳出のうち、民生費、衛生費、労働費についてでございます。このうち衛生費について１点、質問がございましたので、御報告申し上げます。

御案内のように10月１日からリサイクル条例の可決に伴いまして、モデル地区で７品目についての回収が行われております。その回収状況について聞きたいという質問でございました。

これに対しまして、答弁としましては、現在62カ所のステーション、これは日野市の

全世帯の18％に当たります。ここで回収をしておりますけれども、ＰＲ不足のせいか、回収量は予想より若干少ない。約40トンの資源回収を行ったんですが、当初目標よりはちょっと少ないということでございます。今後の計画としては、ＰＲをさらに徹底させて平成６年度には全世帯の60％、平成７年度には100％を回収したい、このように考えている、というような答弁がございました。

以上、審議の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に、建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬　隆君）　建設委員会に付託されました歳出のうち、農業費、商工費、土木費の審査報告を申し上げます。

農業費の補正は1,057万1,000円、商工費の補正は94万円で、ともに職員人件費が主なものであります。

土木費の補正は５億1,919万5,000円であります。そのうちの４億9,287万5,000円が百草台小北斜面の緑地用地取得であります。この緑地用地取得は、緑地信託がなされている土地で、相続税対策にこたえることが動機だったことが質疑で明らかにされました。その他、用地取得、住宅費に関連した質疑があった後、全会一致可決と決しました。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第86号、平成５年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第82号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第83号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定、議案第84号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例を廃止する条例の制定、議案第85号、日野市立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君）　4件につきまして、厚生委員会の審査報告を申し上げます。

まず、議案第82号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、東京都の医療費助成実施要綱の一部改正に伴いまして、市の条例の一部を改正するもので、特殊疾病のミトコンドリア脳筋症、これを支給対象に加えるという内容でございます。

審議の結果、特に質疑、意見はなく、全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に議案第83号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定についてであります。

本議案は、現在、青梅市に建築されております養護盲老人ホームの改築に伴いまして改築費の一部を助成するというもので、日野市としては2名分 600万円を助成することになっております。これは5年度の予算で既に承認されておるわけでございますけれども、ここで支出をするという内容でございます。審議の結果、特に質疑、意見はなく、全会一致、可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例を廃止する条例の制定についてであります。

本議案は、立川市にあります社会福祉法人、至誠学舎で、特別養護老人ホームを建設した際、日野市としては必要ベッド数100ベッドのうちの22床を確保するために建築費の一部を負担をいたしました。負担額は7,670万円、これが本年ですべて支出が完了し

たということで、本条例を廃止するというものでございます。18年間の支払いでございました。審査の結果、特に質疑、意見はなく、全会一致、可決すべきものと決しました。

議案第85号、日野市立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について、審査報告を申し上げます。

本議案は、平成４年７月から着工しておりました（仮称）日野市立栄町サービスセンターが来年の２月に竣工の運びとなりました。これに伴いまして、正式名称、一応条例に加えるというものでございました。

主な質疑としましては、痴呆性のデイホームの事業内容について聞きたい。

答弁としましては、毎週１回、水曜日に10名程度の痴呆性の老人をサービスセンターにお呼びするというか、そういう方を10名だけ預かって寝たきりにならないような訓練を施したい、という内容でございます。

次に、給食事業について聞きたいという質問がございました。これにつきましては、１日100食を予定しているけれども、そのうち70食程度を配食したい、このように考えているということです。

それから、職員は何名ぐらいになるのか、という質問に対しては、27名の予定である、ということでございました。

意見としましては２点ございまして、１点目は、給食容器について。御案内のように今の容器がちょっとかさばるというような感じで、あれはごみとして大変な量になる。何とかリサイクルとの関連で検討してほしいという、こういう意見。もう１点は、老人の場合にはちょっとしたことでけがをすることがままある。そういう場合には特例措置というようなことを考えていただいて、もしそういうけがが発生した場合には、配食について－いわゆる給食のです－検討していただきたい、こういう意見がございました。

ほかに質疑、意見はなく、全会一致、可決すべきものと決しました。

以上４点、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本４件について採決いたします。本４件に対する委員長報告は原案可決であります。本４件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第82号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第83号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定、議案第84号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例を廃止する条例の制定、議案第85号、日野市立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第87号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第90号、平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）、議案第91号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）、議案第92号、平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第87号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてでございます。

本件は、保険給付を主に6,808万円の補正予算がなされましたけれども、特に質疑、意見はなく、全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に、議案第90号、平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）について、報告を申し上げます。

本件につきましては、医業収益が伸びてきているので、入院、外来とも収入、支出、それぞれ補正を組んだ内容でございますけれども、主な質疑としましては、連絡バスについて、病院サイドとしてはどのように考えているかという質問がございまして、これに対しまして、答弁としては、連絡バスが不便地域にも走るようになれば利用率はアップすると思うけれども、外来患者数の現状を考えますと、待ち時間がさらに長くなることが予想される、したがって、混雑が今以上に悪化するということで大変なことになる、こんなことを想像すると、一日も早く新しい大きな病院の建設を願っているのが病院側の見解である、こういう答弁がございました。

二つ目の質問としましては、今の施設は病院としての役割を果たしているのかということで、特に暖房関係について質問がございました。

答弁としましては、ボイラーが老朽化しているので新年度予算で要求もしているけれども、何とか手直しをしながら今、一生懸命頑張っているのが実情である、ということでございます。

三つ目としましては、集中治療室の確保が必要だけれども、どのように考えているのか、こういうことにつきましては、小児用のベッドが、部屋があいているので、あそこを改善して何とか治療室を確保したい、こういうことで、新年度予算に今期待をしているところです、こういう答弁がございました。

意見としましては、老朽化している病院をいろいろと手直しをしながら頑張っていることは理解するけれども、計画性に欠けているんではないか、もっとしっかりやってほしいという意見。

もう一つの意見としては、集中治療室というのはナースステーションの隣にあるのが理想である、小児用のベッドが入っているあの部屋が妥当かどうか、よくわかりませんけれども、ひとつその辺も十分検討してほしい、こういう意見がございました。

ほかに、特に質疑、意見はございません。全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に、議案第91号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ7,592万1,000円が補正をされたわけですけれども、主な質疑としましては、排水管のうち石綿管が今どのくらい残っているのか、という質問でございました。それと、今後の取りかえ計画について聞きたい。

答弁としましては、平成４年度の末で約16％、石綿管は残っている。今年度の計画は１万6,000メーターを取りかえるので、平成５年度の末には約12％が残りになる。今後の計画では、東京都の方からは平成７年度末までにはこれをゼロにしなさい、こういう計画が出されているそうです。しかし、区画整理事業との関連がありますので、果たして計画どおりいくかどうかわかりませんけれども、現在では平成７年度の末には石綿管をゼロに持っていきたい、こういう計画で事業を進めている、という答弁がございました。

ほかに特に質疑、意見はなく、全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

最後の議案第92号、平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第１号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ966万7,000円が補正されましたけれども、特に質疑、意見はなく、全会一致、可決すべきものと決しました。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本４件について採決いたします。本４件に対する委員長報告は原案可決であります。本４件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第87号、平成５年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第90号、平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）、議案第91号、平成５年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）、議案第92号、平成５年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第88号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）、議案第89号、平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬　隆君）　議案第88号の土地区画整理会計の補正額は、１,059万円であります。一般会計繰入金と保留地処分金の歳入の補正予算をすべて職員人件費の補正予算に充てるものであります。

この88号議案は全会一致、可決であります。

次に、下水道会計の補正は487万円で、繰入金と職員人件費の補正でありますが、このほかに浅川処理区管渠埋設の新たな委託のための債務負担行為補正があります。

89号議案は、全会一致、可決と決しました。

以上、報告いたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第88号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）、議案第89号、平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第２号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第93号、市道路線の一部廃止、議案第94号、市道路線の廃止、議案第95号、市道路線の認定、議案第96号、八王子市道路線の認定の承諾の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬　隆君）　議案93号から96号までの建設委員会の審査報告を申し上げます。

それぞれ現地を視察し、審議いたしました。93号の１本は現況廃滅、93号の１本と94号は、開発行為に伴う財産処理により市道を廃止するものです。

95号は、５本とも道路用地の寄附による市道認定であります。

96号は、初めてのケースでありますが、日野市内の行政区域内にある八王子市所有の道路を八王子市道として認定することを承諾するものであります。

いずれの議案も全会一致、可決と決しましたので、御報告いたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本４件について採決いたします。本４件に対する委員長報告は原案可決であ

ります。本４件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第93号、市道路線の一部廃止、議案第94号、市道路線の廃止、議案第95号、市道路線の認定、議案第96号、八王子市道路線の認定の承諾の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第３－12号、拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、総務委員長より報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　御報告いたします。請願の第３－12号は、拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する請願でございます。請願者本人より所定の手続を経て取り下げたいとの申し出がございました。総務委員会ではそれを確認し、承認した次第でございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　ただいまの委員長報告のとおりこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第３－12号、拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情の取り下げの件は承認することに決しました。

これより請願第３－11号、日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　請願の３－11号についての審査の結果を御報告いたします。

これは平成３年６月14日、提出されたものでございます。本会議において総務委員会に付託されたものでございまして、慎重審査を重ねてまいりました結果、採択すべきものと決しました。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手多数であります。よって請願第３－11号、日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第４－３号、労働時間短縮についての陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　請願の第４－３号の審査結果を御報告いたします。

労働時間短縮についての陳情でございます。ドイツの例などを引用いたしまして、日本における労働時間短縮を求める陳情でございます。慎重審査の結果、採択すべきものと決しました。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第４－３号、労働時間短縮についての陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第４－17号、日本野鳥の会（仮称）環境保護センター建設に対する土地提供に関する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　請願の第４－17号についての審査結果を御報告いたします。

この請願内容は、日本野鳥の会が日野市に自然保護センター建設を計画していることに対する反対の立場からと申しますか、内容のものでございまして、日本野鳥の会の金

銭的な不明瞭さ、あるいは環境アセスメント逸脱に対する調査の仕方等、自然保護の運動に疑問があるという内容を述べてございます。

さらに、現在、東京地裁で係争中の事件もあるということなどを考えて、これらの判断を、裁判の判決をまって日野市としても判断をされるように、というものでございました。

昨年の11月27日にこの請願が提出され、総務委員会に付託されて審査を行ってまいりました。陳情者との懇談の機会、あるいは日本野鳥の会との懇談の機会も設けるなど、総務委員会としても慎重審査を行ってまいりました。

この審査の中で、主な質疑といたしましては、例えば、日本野鳥の会というのはどういう団体であるか、ということがございましたが、市側の説明によりますと、名称は、財団法人、日本野鳥の会、創立は昭和９年３月11日となっておりますけれど、昭和45年11月に財団法人に改組をしております。当時、農林大臣の認可を得ているということでございます。その後、所得税法、法人税等についての特定公益法人に指定されるということも出ておるなどの経過をたどってまいりました。

日野市の南平に予定しております自然保護センターは、約1,000平方メートルの木造一部鉄筋の２階建ての建物でございまして、自然の研究、研修センターとして利用したいという目的を持ったものでございます。この研修センターを中心といたしまして、例えば地元の住民との関係で言いますと、自然観察、自然保護等についての審議、資料の提供、あるいは自然観察等の指導などを行い、地元住民の自然保護に関する関心などにも十分こたえていきたいとの考え方も示されました。

さらに、野鳥の会の会計処理についても、国税庁の監査を受けて、正常に会の運営が行われているということでございました。

さらに、会の公人的立場はどの程度かという質問に対しましては、例えば、公益法人であるということは間違いないわけでありますが、定期的に関係官庁の指導を受けているということであるとか、公益法人としての証書が内閣総理大臣名で発行されているということなどもあるということでございました。

さらに、市が予定しております用地は、日本野鳥の会に、これまでの市の説明では無償貸与ということになっているけれど、有償等は考えられないのかどうか、ということが質問としてありました。

市側の考えでは、従来、無償という考えであったが、これらの審査を通じて有償ということも今後、検討してまいりたい、必要によっては一部、有料貸与ということも考え

られることである、ということでございました。市民に開放された施設として十分、地元民の理解を得られるように努力を行ってまいりたいということと、仮に貸与の条件、あるいは協定内容に反するようなことがあれば、用地の貸与返還ということも、きちっと日本野鳥の会とも結んでいきたいと説明がございました。

これらの審査を踏まえまして、意見として、次のようなものが出されております。

市は、日本野鳥の会との土地無償提供ではなくて、有償での貸与も検討すべきではないか、ということでございます。そして、市民のためになる施設として、また市民のために利用される施設として十二分に野鳥の会との協議を行い、その協議内容も慎重を期して交わすように、とのことでございました。会の内部の問題はいろいろあるようであるけれど、日野市と野鳥の会との関係で言えば、そういう点を十分検討されたい、とのことでございました。

振り返ってみますと、社会教育センターが当時、日野に建設されるという場合、地元の住民から一部、団地住民が一種の試験台にされるというようなことなどがあるんではないかという、反対意見などもあったけれど、その後、日野市民、あるいは近隣住民の社会教育センターが利用されるということなどを見るならば、今日、社会教育センターの大きな役割というようなものもあるんではないかということで、同じような一つのケースとして、今回の野鳥の会も考えていくのが妥当ではないか、というような趣旨の御意見だったと思います。

さらに、審査をこれまで重ねてまいりまして、十分、判断材料は得ることができたということ、さらには、裁判の状況など難しい点もあるけれど、一定の結論、判決が出た時点でもあり、ここで結論を出すべきではないか、という意見などがございました。

採決の結果、本請願を不採択にすべきと決した次第でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　今の御報告の中で、大変いろいろ審議をして、この結果になったということは十分にわかったんですけれども、その審議の中で、今、地価が大変高くなっていまして、市が土地を得るということは大変なわけですけれども、市が得た土地を何に使うのか、今必要とされているものが何なのか、というふうのを決めるときに、市民の意見というのをもう少し広く聞いていくべきではないかというような、そういった質問はなかったでしょうか。

それと、この間の、そこに誘致されることになった経過というのは、前回、夏井議員

の一般質問の中でもほぼわかっているわけですけれども、どうも頭越しというような感じもありますので、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

それから、今、御説明の中で、研修センターを建てて市民にそこの事業を返していきたいというようなお話もあったわけですけれども、今ここに来ていろいろな意見が市民の中からも出てきておりますので、そちらから市民に向けてというだけではなくて、市民の側から野鳥の会ですか、そういったところに向けて、自分たちはこういうふうな考えを持っているというような、そういう市民の意見を反映できるようなことは考えているのかどうか、それはありましたでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君）　質問の１点目、地元住民との協議あるいは説明だと思いますけれど、これについては、従来、自治会等を通じまして近隣の住民には説明を行ってきているということと、今後の具体的な建設等に当たっては、十分、地元の住民とも協議を行ってまいりたいという市側の考えも示されました。

２点目の、これまでの計画等について、市民の頭越しで決まったかどうかというようなことについては、頭越し云々という質疑はなかったと思いますが、そのような質疑は特になかったと思います。

それから、今後の問題について、市民への説明会等も、これは１点目の質問と大体似たようなことではないかと思いますけれど、先ほど申し上げましたような、市側としては十分、理解を得ながら今後の協議も進めてまいりたい、ということでございます。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　この（仮称）国際自然保護センターですか、これについては、どうももろ手を挙げて賛成とは言いにくいような感じなんですけれども、それを持っております。なにか、どうも、先ほど頭越しかどうかというような質疑はなかったように伺っておりますけれども、少し市民がこれから、一体どういう施設を必要としているのかとか、市の土地をどういうふうに使っていきたいのかというのは、あらかじめ市民の意見を聞きながら、やっぱり市がやっていくべきではないかというふうに考えております。

この野鳥の会の内部抗争がいろいろあるというような、そういう陳情ですけれども、それはともかくとして、この日野に今、国際自然保護センターが必要かどうかというこ

とだと思いますけれども、市民の中にまだ合意が高まっていないというような気がいたします。地域住民からもっと有効に使ってほしいという声も上がっています。中には、子供の遊び場としてそのままとっておいてほしい。例えば、子供たちがダンボールでそり滑りというか、そういうものができるような、どうっていうことない場所としてとっておいてほしい、というような意見もあります。がけ崩れなどの問題もありまして、そのまま使うということが難しいというようなお話もありますけれども、ぜひそういったことも含めて、地域との兼ね合い、それから地域がどういうふうにそこに絡んでいけるのかということを十分に考えていっていただきたいと思います。その辺を十分にやっていただいて、条件つきの賛成というような、そういった感じでおります。ぜひ十分に住民の意向を聞いて、説明会ということではなくて、市民の意見を聞きながらという、そこを大事にしていっていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第４－17号、日本野鳥の会（仮称）環境保護センター建設に対する土地提供に関する陳情の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第５－３号、建設省京浜工事事務所の大幅増員に関する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　請願第５－３号についての審査結果を御報告いたします。

この請願の趣旨、内容は、建設省京浜工事事務所などに働く労働組合から提出されたものでありますけれど、業務は、この10年間、約２倍にふえるものの、人員がふえない、逆に減っているというようなことから、人員増を要望するのに意見書を上げてほしい、という内容のものでございます。

今日の職場の実態、労働条件等を考えて、人員減であるならば機械化等々、十分、内部的な検討ができるのではないか、というような意見もございました。

審査の結果、不採択と決した次第でございます。よろしく御審議をいただきたいと思

います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５－３号、建設省京浜工事事務所の大幅増員に関する陳情の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第５－13号、「坂本弁護士一家拉致事件について厳正且つ迅速な捜査を要請する意見書」の提案を求める陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　請願第５－13号でございます。この陳情内容は、議会として警察庁長官に、坂本弁護士一家拉致事件についての厳正且つ迅速な捜査を要請する意見書を提出してほしいというものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、採択すべきものと決しました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５－13号、「坂本弁護士一家拉致事件について厳正且つ迅速な捜査を要請する意見書」の提案を求める陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第５－16号、日野市南平二丁目35番地の２、８,431平米について、この地に建設予定と噂される幻の仮称国際自然保護センターおよびその母体となる（財）日本野鳥の会の現状等につき市広報誌に発表し市民に知らせてほしいことを要望する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　請願第５－16号でございます。この請願については、先ほど御報告いたしました請願第４－17号と同様の審査の経過をたどりまして、不採択と決した次第でございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５－16号、日野市南平二丁目35番地の２、８,431平米について、この地に建設予定と噂される幻の仮称国際自然保護センターおよびその母体となる（財）日本野鳥の会の現状等につき市広報誌に発表し市民に知らせてほしいことを要望する陳情の件は、委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第５－17号、日野駅改良の促進に関する請願、請願第５－29号、固定資産評価の大幅増額に伴う登録免許税等増額に対する適正な緩和措置に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　請願第５－17号は、日野駅改良の促進に関する請願であります。日野駅のラッシュ時など、生命の危険性を覚える不安全であるというようなことから、もっと安全な駅とするよう改善を要望する内容でございます。

慎重審査の結果、全会一致、採択と決した次第であります。

請願第５－29号につきましては、来年度、固定資産評価替えに伴って値上がりが予想されておるわけであります。全国平均では約３倍、日野市では６倍の値上げが予想されているわけでありますけれど、それに伴って登録免許税等の手続も自動的に値上げされるということから、緩和措置を求める意見書を提出してほしいというものでございます。

慎重審査の結果、採択すべきものと決しました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５－17号、日野駅改良の促進に関する請願、請願第５－29号、固定資産評価の大幅増額に伴う登録免許税等増額に対する適正な緩和措置に関する陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第５－34号、日本野鳥の会「国際自然保護センター（仮称）」への市有地無償提供の撤回を求める陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（坂垣正男君）　請願第５－34号は、先ほど来、御報告をしてまいりました請願第４－17号、及び請願第５－16号と同様の審査経過をたどりまして、採決の結果、不採択と決した次第でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５－34号、日本野鳥の会「国際自然保護センター（仮称）」への市有地無償提供の撤回を求める陳情の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第５－６号、日野市中央公民館の建て替えおよび公民館分館建設に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（天野輝男君）　文教委員会に付託されました請願第５－６号、日野市中央公民館の建て替えおよび公民館分館建設に関する請願の審査報告を申し上げます。

この部分は継続審査として、主な質疑は、中央公民館の建て替えは用地が普門寺、また大蔵省の用地、民有地等の境界が確定できないでおる、そしてあそこの用地等が一種住専のために小規模の建物しか現在はできないということであります。

また、分館につきましては、将来的に浅川公会堂の見直し、また豊田南区画整理事業内、また平山区画整理事業内に考えていきたいということが出てまいりました。そして、この第３次基本計画前期の部分で、この分館につきましては１館、考えたいという考え方が出てまいりました。そして中央公民館の建て替え計画は後期の部分で実施計画に入りたいということが出てまいりました。

慎重審査の結果、全会一致、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５－６号、日野市中央公民館の建て替えおよび公民館分館建設に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第５－15号、日野市原爆被害者の会に対する補助金の増額等に関する陳情、請願第５－32号、上田地区センター移転建築替えに関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君）　請願第５－15号、日野市原爆被害者の会に対する補助金の増額等に関する陳情について、厚生委員会の審査経過並びに結果を御報告申し上げ

ます。

本請願は、平成５年９月７日の定例会におきまして、当委員会に付託されたものでありまして、日野市南平七丁目24番地の87、日野市原爆被害者の会、会長、新谷實巳様から、本会は会員の会費や寄附金で事業を運営しておるけれども、会員の高齢化が進んできて、しかも高齢化ゆえに所得の非常に少ない会員がふえてきているという、こういう事態になってきてしまった、結果として会費の納入が滞るようになってきてしまった、大変悩んでおります、何とか運営に支障を来さないためにも、事情をよく理解していただいて補助金の増額をお願いしたい、こういうような趣旨の陳情でございます。

委員会としまして審議した結果、高齢化の問題や医療の面を考えると、陳情の内容をよく検討して改善できるところは見直しをして要望にこたえるべきである、こういう結論に達しました。

また、行政側の方も、部分的には検討をしていきたい、という見解も示されました。

こういう結果から、全会一致、採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

続きまして請願第５－32号、上田地区センター移転建築替えに関する請願の件でございます。

本請願は、平成５年12月６日の定例会におきまして当委員会に付託されました内容でございまして、日野市上田384番地、上田自治会長、内田金作様ほか942名の方から、現在使用している地区センターの土地は、一市民が所有者となっておる。これを日野市が借用契約を締結しておって今まで使ってきたわけですけれども、契約期限が平成７年７月７日に切れてしまう、ここまでだ、現状を考えると、どうも再契約が難しい状況にある、したがって、建て替えをしていただきたいという趣旨の請願でございます。

委員会として審査の結果、使用中のセンターがなくなるということは大変問題がある、用地の買収等も含め、市が仲介をしてまとめることが大事である、こういう結論に達しまして、全会一致、採択すべきものと決しました。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は採択でありま

す。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５－15号、日野市原爆被害者の会に対する補助金の増額等に関する陳情、請願第５－32号、上田地区センター移転建築替えに関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第３－５号、まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願、請願第３－19号、高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願、請願第５－14号、倉沢地区に残る谷戸の自然の保全を求める請願、請願第５－24号、住環境保護についての請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬　隆君）　四つの請願を採択しましたので、御報告申し上げます。

請願第３－５号は、11回目の定例会の審査を経てきたもので、まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願であります。

西平山の田中勇さんほか23名のものです。今後のまちづくりについて住民参加の意義と、その役割を理解してほしいというものです。全会一致、採択といたしました。

第３－19号は、９回の定例会を経てのもので、高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願であります。

三沢742番地北側の山林に緑地公園をつくってほしいというものです。三沢の緑坂自治会の赤地和子会長ほか2,455名からのものです。この山林の半分は国際興業(株)の土地で、市に寄附してもいいといっているもので、あとの半分は地主が７人も変わったというものであります。全会一致、採択と決しました。

請願第５－14号は、倉沢地区に残る谷戸の自然の保全を求める請願であります。百草の和田久美子さんほか153名からのものです。倉沢川を中心としたこの地域の治水、環境面で、６項目にわたり請願するというものです。倉沢川の上に歩道をつくってくれという他の陳情があり、今の状態を改変しないというこの請願は対立することになりますが、両者を整合させることで請願者の意を確認することができましたので、全会一致、採択と決めたところでございます。

請願第５－24号は、住環境保護についての請願であります。落川の中村庫子さんほか

20名からのものです。百草駅北の区画整理が車の騒音で環境悪化になるからこれを配慮してほしい、というものであります。現状の水路を残して歩道をつけて、住宅から車道を離すようにして住環境を守ることにして請願者と話し合いが了解しましたので、全会一致、採択と決した次第でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本4件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本4件について採決いたします。本4件に対する委員長報告は採択であります。本4件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第3－5号、まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願、請願第3－19号、高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願、請願第5－14号、倉沢地区に残る谷戸の自然の保全を求める請願、請願第5－24号、住環境保護についての請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第5－12号、市内電話料金値上げ等の撤回を求める陳情、請願第5－19号、セクハラ土方議員辞職を求める請願、請願第5－21号、海の非核化宣言の請願、請願第5－28号、真に国民のための公共事業推進を求める陳情、請願第5－30号、真に国民のための公共事業を求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本5件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第５－25号、小児成人病予防検査導入反対に関する請願、請願第５－26号、義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情、請願第５－33号、教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本３件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－24号、「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願、請願第２－25号、中ホール建設に関する請願、請願第３－17号、日野市市民多目的ホール新設に関する請願、請願第４－５号、日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えることに関する陳情、請願第５－８号、リサイクル条例は市民参加で制定をに関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本５件については厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの

申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－４号、京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願、請願第２－28号、大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願、請願第３－４号、区画整理の諸点についてご配意下さいの請願、請願第４－10号、多摩川自治会内の建築許可に関する請願、請願第５－１号、豊田南地区用途地域変更及び地区計画に関する請願、請願第５－５号、不況対策の抜本的強化を国に求める意見書の提出に関する陳情、請願第５－18号、宮公園設置を要望する陳情、請願第５－27号、多摩平五丁目２番地内に所在する緑地の保全と日野市への管理移管を求める請願、請願第５－31号、緊急避難通路整備及び消雪・凍結防止対策を求める請願、請願第５－35号、程久保一丁目、下程久保自治会内私道を公道移管に関する請願、請願第５－36号、国民の主食であるコメの輸入自由化反対と安定供給に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本11件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時30分　休憩

午後４時44分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時45分　休憩

午後５時17分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程第59、特別委員会中間報告の件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道に関する委員会の中間報告をしたい旨申し出がありましたので、委員長の報告を求めます。

〔下水道対策特別委員長　登壇〕

○下水道対策特別委員長（藤林理一郎君）　今、議長の方から下水道対策特別委員会の中間報告をということで、私の方から中間報告をさせていただきます。

平成３年度第１回定例会より、平成５年度第４回定例会、２年間にわたりまして、日野市下水道対策特別委員会の中間報告をいたします。

日野市の下水道事業は、昭和33年に多摩平の単独公共下水道として始まりましたが、その後はしばらく停滞状況が続き、昭和57年から流域関連公共下水道として認可を受け、南多摩、秋川、浅川の三つの処理区に分けて事業が行われてまいりました。

昭和60年度には、南多摩処理区の一部について供用開始がなされました。順次、供用開始区域の拡大が図られております。ちなみに平成４年度末の普及率は52％であります。下水道の整備につきましては、市民の高い関心と早期普及の強い要望がありましたので、

委員会といたしましても、まず基本的事項の確認を行いました。それにつきましては、今後の日野市の下水道普及を図るための調査、研究をいたしてまいりました。南多摩処理区、浅川処理区、秋川処理区の稼働及び工事推進の現状と問題点の究明、市民生活のための下水道による水洗化の問題点の究明、こういうようなことを行ってまいりました。

特に事業の進捗状況及び単年度の事業計画については、その都度、担当部局の説明及び資料によって問題点の究明を図りました。

また、浅川処理区が昨年の11月１日、八王子処理場が11月16日に供用開始され、通水式典も両処理場で挙行されました。この両処理場の供用開始により、東京都の流域下水道で計画された７カ所の処理場はすべて稼働することになりました。日野市公共下水道の供用開始も、この両処理場に整合させて浅川処理場関連については11月１日付、八王子処理場関連については11月16日付で放流が可能となりました。

しかし、この供用開始区域も浅川の右岸地域が主体であって、左岸の旧日野地域につきましては、今後の促進課題となりますが、流域下水道日野幹線の早期取り組みは一刻も早い普及率アップの重要な課題でございます。そのためには、万願寺第二及び東町両地区の土地区画整理事業の精力的な促進が、今後の日野市公共下水道の進捗の根幹をなす最も大きな問題として認識するところでございます。市民の高い関心と注目をされている当事業の積極的な対応を望むものでございます。

一方、昨年度当初には、長い間、市民に被害をもたらせていた神明上都市下水路事業も全線が完了し、生活環境の向上が図られたことも特筆すべきことと御報告申し上げます。

最後になりますが、極めてふなれな委員長でございましたが、皆さん方が熱心に討議をしていただきまして、下水道事業の早期普及によって生活環境の向上、さらにくみ取り便所の水洗化による居住環境の改善及び公共用水域の水質保全という役割と目的を達成のため、特にお願いを申し上げまして、私の中間報告とするところでございます。

以上でございます。どうも皆さん、ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって下水道対策特別委員会の中間報告を終わります。

次に、スポーツ・文化施設対策特別委員長よりスポーツ・文化施設に関する委員会の中間報告をしたい旨申し出がありましたので、委員長の報告を求めます。

〔スポーツ・文化施設対策特別委員長　登壇〕

○スポーツ・文化施設対策特別委員長（福島敏雄君）　それでは、スポーツ・文化施設対策特別委員会の中間報告をいたします。

本委員会は、平成４年３月に新しい委員会構成でスタートをいたしました。調査、研究するテーマとして、スポーツ施設関係では、一つ、スタンドつきの野球場の建設、２番目、総合体育館の建設、３番目、企業、学校等の既存施設の有効活用、４番目、その他のスポーツ施設の充実。

また、文化施設関係では、一つとして、都立美術館の誘致、２番目に、企業、学校等の既存施設の有効活用、３番目として、その他の文化施設の充実。

これらを設定をいたしまして、委員会の中で企画財政部、生活文化部、教育委員会の社会教育部の部課長の皆さんと、具体的に前進させるための議論を積み上げてきたところであります。いずれの事業を取り上げても、広い用地と多額の費用が必要であります。現状の厳しい景気動向を反映した財源不足の状態では、建設に向かっての明確な計画を示すことは難しいことではありますが、今、第３次基本構想と基本計画が編成作業の途上にあり、平成６年度からスタートさせることが決定している以上、この計画の中に反映させるべきであるという考え方を基本に、委員会を進めてきたところであります。

したがいまして、きょうの報告は、そうした議論を通して担当部が第３次基本計画に折り込みたいという内容を大綱的に申し述べたいと思います。市長以下理事者におかれましては、担当部の案、考え方が後退することなく実現することをお願いする次第であります。

まず、スタンドつきの野球場の必要性は、今さら触れません。委員会としては、稲城市の施設を視察するなどして調査、研究を進めてまいりました。用地は１万8,000平米、費用は約60億円が必要になりますが、市長が建設する方針を固めれば知恵の出しようは幾つかあるというのが委員会の結論であります。第３次基本計画では、後期に建設する方針を担当部はまとめておるところでありました。

２番目の、総合体育館の建設については、東町区画整理地内の仲田緑地の9,600平米の用地をこれに充てる方針ですが、用地費60億円、建設の費用90億円の、合わせて 150億円の巨費を必要とする事業であります。担当部としては、平成６年度に建設のための検討委員会の設置、平成７年度に用地買収と基本設計、平成８年度、実施設計等、建築に着手、平成９年度に建設を完了したい、こういう方針を固めておるところであります。

三つ目の、その他のスポーツ施設といたしましては、平成６年度から市民プールの第２期工事に着手したい、２番目として、中学校のナイター施設については平成６年度１校、平成８年度１校の建設で８校を完了させたい、というのが教育委員会担当部の意向であります。

以上、大綱３点については、年末から年始にかけての予算編成、あるいは第３次基本計画の策定の論議の中で明らかになるはずであります。

都立美術館の誘致については、平成５年度中に東京都は用地を決定する方針だそうでありますが、いまだ決定していないとのことであります。企画財政部の説明では、市長を初めとして繰り返し要請行動をしてきたので、現在は東京都の決定待ちの状況だということであります。11月24日に八王子市長が東京都の牧野副知事に誘致の要望書を提出した際、牧野副知事は「二、三の候補地に絞られたが財政が厳しく、すぐには決められない」と答えたと、新聞では報道されております。日野市としても最後までの努力をお願いする次第であります。

次に、万願寺に予定をしております（仮称）浅川公会堂については、生活文化部長からは、一たん白紙に戻して検討したい旨の発言があり、企画財政部長からは、豊田南、西平山地区の区画整理地内には3,000平米の土地を用意して、多目的の複合文化施設を建設する方針である、換地の進みぐあいとの関連もあるが、第３次基本計画の前期３年の終了する平成８年度までには何らかの計画を組み込みたい、こういう考えが示されたところであります。

以上、大綱的に報告をいたしましたが、文化・スポーツに対する市民要望は、市民意識調査からも極めて強いことが明らかになっております。担当部局の方針が後退することのないよう重ねて要望し、委員会の中間報告といたします。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　これをもってスポーツ・文化施設対策特別委員会の中間報告を終わります。

次に、交通対策特別委員長より交通に関する委員会の中間報告をしたい旨申し出がありましたので、委員長の報告を求めます。

〔交通対策特別委員長　登壇〕

○交通対策特別委員長（竹ノ上武俊君）　交通対策特別委員会の中間報告を申し上げます。

特別委員会におきましては、５項目の市民要望についての調査、研究と、要望事項の実現促進に努めてまいりました。その経過を御報告申し上げます。

その１は、高幡踏切立体化の件でございます。1997年、平成９年の完成を目指して、今、取り組みが進められております。この事業の進め方におきましては、まず、京王線と都道の交差するところをアンダーで都道を通すという点を優先的に設計工事を進める

という方向に向かってまいりました。1993年、本年、平成５年に基本設計を終了いたしまして、翌1994年、平成６年度内にアンダー化の方から着工に入る予定でございます。事業が２年間ほどおくれました。その主たる原因は、東京都と京王帝都との設計に関する話し合いの中で、京王帝都内にモノレールの支柱をどこにつけるか、というようなことで話し合いが長引いたということなどの原因によるものでございます。

次に、その２、モノレール促進に向けてでございます。このモノレールは、御承知のとおり、立川－多摩センター間、全長16キロメートルに及ぶ事業計画でございます。この事業促進に当たりましては、まずモノレールの支柱を建設していかなければなりません。全体で615本の支柱をつくるわけでございます。現在、615本のうち昨年度で 142本が完成をいたしまして、23％の進捗率でございました。本年度、83本の支脚を全部、建設終了の予定でございます。そういたしますと、本年度内に225本、37％の支柱の建設、進捗率ということになってまいります。立日橋と新井橋の間が日野市に入るわけでございます。この間の用地買収は区画整理区域内でございますので、買収せずとも 100％建設可能なコースとなっております。支柱の建設につきましては、昨年までに28本が建設をされまして、本年度７本が追加工事、本年度内にこれができ上がりまして35本が完成する見通しでございます。

また、新井橋から程久保橋、この間につきましては、用地買収率が現在91％、支柱の建設は目下ゼロでございます。

次に、日野市内で最後のコースになります程久保橋－多摩動物園間でございます。これは、用地買収が今始まったところでございまして、６％、終了をいたしております。東京都と日野市が協力して、鋭意、この事業の促進に努めている状況にございます。

次に、第３、バス路線の充実に向けてでございます。本委員会、２年の間に、高幡不動－聖蹟桜ヶ丘間、三沢台路線の実現を行いましたが、これに続きまして市当局も努力をしていただきました。その結果、高幡不動駅、みなみが丘、一番橋、日野市役所、日野駅に通ずる新路線の開通の見通しが立ってまいりました。現在、問題点となっているものは鹿島台の急カーブの曲がり角がミニバス通行に若干、不適切であるという関係当局からの指摘がございますので、この部分の改良を行えば開通が可能となってまいります。この改良工事を本年度中に、今月中になるべく終了をいたしまして、来年１月には陸運局に路線の申請を行う、そして３月には、この新路線、日野市で４番目のミニバス路線が発車オーライとなる予定でございます。

第４番目の、（仮称）ＪＲ西豊田駅建設促進に向けてのテーマでございます。この件

については森田市長を初め担当参事が全力を尽くすように、委員会も要望をいたしてまいりました。その要望にこたえて頑張っていらっしゃるようでございますけれども、現状は具体的な進展は見られておりません。この背景には、ＪＲにおきましての採算の重視、こういうことから地元自治体等が土地などについて負担もしなければいけない、こういう複雑また大きな背景がございますので、今後の展望も困難があるかと思います。しかし、委員会、また委員会に所属する各会派も、あるいは南多摩地域の議長会、あるいは市長などを通じて再三の建設促進に向けての運動が展開をされておりますので、委員会としては一刻も早くこの要望事項実現を願っているところでございます。

最後に、５番目のテーマでございます。その他、市内交通改善に関する全般というテーマでございます。たくさんのことが委員会の注文なども含めまして、おかげさまで要望が実現をいたしております。本年度の主なことだけ経過を申し上げまして、この件の報告にしたいと思います。

まず、信号機でございますが、滝合小出口に１脚、本年度、実現をいたしました。これから、できるだけ年度内におきまして西武住宅の出口、また神明から市立病院に向かいます、あのバイパスの道路で危険な箇所が１カ所ございますので、ここに信号機を近く設置する見込みでございます。

また、安全対策といたしましては、日野自動車西側に大規模な歩道の設置の事業を進めております。そのほか、ガードレール、カーブミラー、街灯など、市民要望にこたえまして日野市当局や市職員の皆さんの努力が進んでおりまして、市民要求にこたえつつあるところでございます。

なお、川崎街道の拡幅という問題がございます。この状況についても、触れておきたいと思います。

七生交差点から高幡橋にわたるこの川崎街道の狭さということが、長年、指摘されてまいりました。今、日野市の協力のもとに東京都が事業を進めております。この間は680メートルございまして、工事を二つに分けて行っております。七生交差点から高幡不動尊の付近までの310メートルを第１期と申しますか、今、手がけているところでございます。用地買収が38％、終了をいたしました。しかし、都財政の危機や、こちらの方に予算が回ってこないという状況などがありまして、委員会としても強く期待をしているところでございますけれども、それから先がまだ明確な日程は決まっておりません。しかし、急ぎ、この点の拡幅に向けての住民合意を得ながらの用地買収が進むものと思われるわけでございます。それを終了したる後、残りの370メートルにつきまして、第

二段階の事業として東京都が計画をされているところでございます。

残されました委員会のこの項目につきまして、今後の市議会の努力、また市民の協力、市長を初めとする担当市当局、職員の皆さんの積極的な解決への御努力をお願い申し上げまして、当委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって交通対策特別委員会の中間報告を終わります。

次に、市立病院等対策特別委員長より市立病院等に関する委員会の中間報告をしたい旨申し出がありましたので、委員長の報告を求めます。

〔市立病院等対策特別委員長　登壇〕

○市立病院等対策特別委員長（福島盛之助君）　それでは、市立病院等対策特別委員会の中間報告をさせていただきます。

当委員会は、２年間にわたり計８回、開催をいたしました。市立病院の建て替えを主たる議題にいたしまして、市民要望にこたえられる市立病院のあり方等について質疑を重ねてまいりました。

その主なものを申し述べますと、４－３ブロックに病院を建て替える場合、既存の建物、つまり消防署、幼稚園、保育園、社協センターの移転先はどこなのか、また市民のニーズに合った医療内容を備えた病院をつくるには、建築場所をどのように検討したのか、病院建設について医師会との協議、検討はしているのか、病院建設に関して市民からアンケートをとったり情報をどのようにして伝えているのか、また類似都市で最近、新設し、また改築した病院の視察は行っているのか、駐車場の広さに問題点はないのか、富士電機で病院の移転計画の話があるようだが、これについてどう考えるか、現状の当直医の体制についての考えは、救急看護体制充実するにはスタッフは何人ぐらい必要なのか、内科、小児科、産婦人科の患者の減少についてどう考えるか、今後、病院建設に当たっては訪問看護制度をどう取り入れていくおつもりなのか、このように真剣に質疑が行われました。

そして意見といたしましては、病院の役割や内容を十分把握してから建物の大きさや場所を選ぶべきである、また、南部地区病院については２万人余の署名のあった請願採択されているので何とかせねばならない、という意見もありますが、今後、市立病院を建て替える場合、場所を限定せずに第２次医療、３次医療のできる規模を持った病院建設を希望する、という意見が大多数を占めておりました。

また、南部地区病院に関しての市長構想は二転、三転をして、現在では土地だけを提供して民間に任せるというように、全く計画性のない思いつきの病院計画に対して、当

委員会の委員の大多数の意見は大きな不満をあらわしております事実も申し添えておかなければならないと思います。

なお、現在の市立病院の現況、問題点を知るべく、本年２月、病院関係者の案内で裏からの病院視察を行いました。聞きしにまさる老朽化、狭隘の中で働く医師、看護婦等の御苦労を察し、これでは働く意欲が失われるんではないか、市民の健康は大丈夫であろうかと、大変危ぶまれたところでございます。一日も早い問題解決を病院長、看護婦長、関係職員の願いは切実でございました。健康は何よりの宝でございます。その宝を生み育てる病院、16万市民の幸せを願うとき、近代機器を備えた名実ともに市民の期待にこたえられる市民病院建設を、当委員会は強く要望いたしまして、市立病院等対策特別委員長としての中間報告にかえさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって市立病院等対策特別委員会の中間報告を終わります。

次に、日程第60、議会運営委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

議会運営委員会委員長より議会の効率的な運営等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第61、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第62、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議

題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長よりスポーツ・文化施設に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第63、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第64、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より市立病院等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議員提出議案第19号、市立総合病院の早期建て替えに係る決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○26番（小山良悟君）　議員提出議案第19号、市立総合病院の早期建て替えに係る決議の件でありますが、提案の理由はお手元に配付した要旨のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第19号、市立総合病院の早期建て替えに係る決議の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第20号、ゼネコン汚職の真相解明に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○29番（竹ノ上武俊君）　　ゼネコン汚職の真相解明に関する意見書の提案でございます。全国民が期待をする最大の政治課題でございますので、この意見書が全会一致、可決されるよう願います。

案文については、お手元にお届けしてあるとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第20号、ゼネコン汚職の真相解明に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第21号、コメの輸入自由化に反対し食糧の自給確保を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○19番（板垣正男君）　　議員提出議案第21号、コメの輸入自由化に反対し食糧の自給確保を求める意見書であります。

案文はお手元に配付したとおりでありますので、皆さんの賛同を心からお願い申し上げたいと思います。よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（黒川重憲君）　　挙手多数であります。よって議員提出議案第21号、コメの輸入自由化に反対し食糧の自給確保を求める意見書は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第22号、医療保険における給食材料費等の堅持及び公的医療保

険制度の充実に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○20番（鈴木美奈子君）　議員提出議案第22号、医療保険における給食材料費等の堅持及び公的医療保険制度の充実に関する意見書でございます。

ぜひ全会一致で可決できますように心からお願いを申し上げまして、提案理由とさせていただきます。お手元に配付されているとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第22号、医療保険における給食材料費等の堅持及び公的医療保険制度の充実に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第23号、東京都住宅供給公社の一方的家賃値上げに反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○30番（米沢照男君）　議員提出議案第23号、東京都住宅供給公社の一方的家賃値上げに反対する意見書案でございます。

文案についてはお手元に配付されておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第23号、東京都住宅供給公社の一方的家賃値上げに反対する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第25号、日朝国交樹立の早期実現を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○19番（板垣正男君）　議員提出議案第25号、日朝国交樹立の早期実現を求める意見書であります。

案文についてはお手元に配付されたとおりであります。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第25号、日朝国交樹立の早期実現を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第26号、坂本弁護士一家拉致事件について厳正且つ迅速な捜査を要請する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○19番（板垣正男君）　議員提出議案第26号、坂本弁護士一家拉致事件について厳正且つ迅速な捜査を要請する意見書でございます。

案文はお手元に配付されたとおりであります。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第26号、坂本弁護士一家拉致事件について厳正且つ迅速な捜査を要請する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第27号、固定資産評価の大幅増額に伴う登録免許税等増額に対する適正な緩和措置に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○19番（板垣正男君）　議員提出議案第27号、固定資産評価の大幅増額に伴う登録免許税等増額に対する適正な緩和措置に関する意見書でございます。

案文はお手元に配付されたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第27号、固定資産評価の大幅増額に伴う登録免許税等増額に対する適正な緩和措置に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって平成５年第４回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後５時57分　閉会

地方自治法第123条第２項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長　　黒　　川　　重　　憲

署　名　議　員　　高　　橋　　徳　　次

署　名　議　員　　小　　川　　友　　一